

令和4年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の
処遇改善の在り方に関する調査研究事業
報告書

令和5年（2023年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

エグゼクティブサマリ	1
I. 事業概要	3
1 背景・目的.....	3
2 調査方法.....	4
3 実施体制.....	4
4 事業スケジュール.....	5
II. アンケート調査.....	6
1 調査の目的.....	6
2 調査概要.....	6
3 アンケート調査結果.....	8
＜都道府県票＞.....	8
＜市区町村票＞.....	46
＜養護老人ホーム票＞.....	121
＜軽費老人ホーム票＞.....	184
＜養護老人ホーム票（補助シート調査）＞.....	248
＜軽費老人ホーム票（補助シート調査）＞.....	255
III. ヒアリング調査.....	264
1 調査の目的.....	264
2 調査概要.....	264
3 ヒアリング調査結果.....	268
IV. 調査検討委員会.....	285
1 調査検討委員会における検討について.....	285
V. まとめと提言.....	290
1 本調査研究のまとめ.....	290
2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける処遇改善の推進に向けて ...	303
3 地域共生社会の実現に向けた施設の機能・役割の強化と経営環境に対 する支援等の必要性について.....	307
4 地域共生社会の実現と養護老人ホーム・軽費老人ホームの処遇改善の 推進の好循環に向けて.....	314
参考資料	316

エグゼクティブサマリ

<調査研究目的>

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいては、これまでも低所得高齢者の受入等、地域における多様で複雑なニーズの受け皿としての役割を担ってきた。地域共生社会の実現を踏まえ、今後、更なる役割を発揮することが期待されているところである。

このような中、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について必要な処遇改善が図られるように、厚生労働省より、令和3年12月24日に「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、厚生労働省通知と称す）が発出されている。

本調査では厚生労働省通知を踏まえた各自治体における施設への処遇改善の対応として、老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況等の実態を把握すること、ならびに施設における影響として養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける職員の処遇改善の実施状況等の実態について確認を行い、職員の処遇改善の在り方及び処遇改善の推進策を検討するための基礎資料を取りまとめることを目的とする。

<調査対象・方法>

アンケート調査

都道府県（47自治体）、市区町村（1,742自治体）、養護老人ホーム（935施設）、軽費老人ホーム（2,311施設）を対象に、Web調査及びExcel調査を併用し、回答を回収した。

ヒアリング調査

都道府県（3県）、市区町村（2市）、関連団体（2団体）、養護老人ホーム（4施設）、軽費老人ホーム（4施設）を対象に、Webによるヒアリングを行った。

<調査結果概要>

自治体

- ・ 処遇改善に係る措置費・事務費の引上げについて、半数以上の自治体が対応を予定または実施していた。一方で、措置費・事務費引上げ予定のない自治体もみられており、対応のばらつきが確認された。
- ・ 処遇改善に係る自治体の措置費・事務費の改定を進めるには、厚生労働省からの通知、計算式等の技術的助言の明示、関係団体や施設からの要望や交渉、地方交付税交付金措置の実施、関係団体等を通じた全国的な動向の把握等が有効と考えられた。
- ・ 一部の自治体においては、今回の処遇改善を契機に、消費税増税の対応が合わせて行われたケースが散見された。

施設

- ・ 養護老人ホーム・軽費老人ホームともに措置費または事務費の引上げが行われた施設の約 9 割以上で処遇改善に係る給与の引上げ等が行われていた。このうち、約 5 割の施設においては、職員全員に対して給与等の引上げを行っていた。一方、法人内の介護保険事業所と比べると未だ給与水準が低いこと、対象職員（職種）が介護職員等に限られていること等を指摘する意見が散見された。
- ・ 給与等の引上げ以外の職員の処遇改善等の取組として、キャリアアップに向けた人材育成や、子育て等の両立支援等の処遇改善に関する加算の職場環境要件に該当する事例や経営改善に係る取組事例が確認された。
- ・ 施設が処遇改善を契機に地域や入所者・入居者に向けて新たな支援の取組を行うには、処遇改善を機として施設が取り組むべきことに目を向ける意識改革や、処遇改善を含めた経営改善の取組を継続的に行う必要が考えられた。
- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホームが給与等の引き上げに係る処遇改善を推進するにあたって、措置費及び事務費の改定等の対応が自治体によっては長期間行われていないこと等、経営やその環境における課題が阻害要因となっていることが明らかとなった。

<まとめ>

今回の処遇改善の実施状況に関する調査結果を通して、厚生労働省通知が発出されたこと、厚生労働省通知の発出と併せて、現場のニーズとして関係団体から自治体に要望を行うことの意義が明らかとなった。

養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後の持続可能な経営とその基本的課題の一つである処遇改善の推進にあたっては、養護老人ホーム・軽費老人ホームが今まで以上に、それぞれの地域の自治体（都道府県・市町村）や関連機関・団体等との関係強化や連携を通して、地域の福祉の向上を目指した活動や機能の発揮による実績が社会的認知の向上とともに、新たな事業展開や処遇の改善に結び付くといった好循環の実現が期待される。そうした好循環は、介護職員に焦点が当てられている処遇改善が地域共生社会の実現に不可欠な機能・役割をもつ他の職種の処遇改善にもつながると言える。

処遇改善に関しては、これまでは介護事業所に主に焦点が当てられてきていた中で、今回の処遇改善は養護老人ホーム・軽費老人ホームの現場（職員）に大きな光を当てたと言える。今回の厚生労働省発出の通知という大きな追い風を活かして、地域共生社会の実現に向けて養護老人ホーム・軽費老人ホームがもつ生活支援やソーシャルワーク等の機能を様々な場面に発揮し、それが経営の安定や処遇改善につながるという好循環を創出していくためには、その要因や仕組みを明らかにし、体系的に整理していくことが今後の課題と言える。

I. 事業概要

1 背景・目的

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいては、従前より赤字の施設が多く、耐震工事を含め大規模修繕、改築に要する資金の確保等が持続的な経営を行う上での課題となっていることが指摘されている。令和3年度老人保健健康増進等事業「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業」では、持続可能な経営のためには、養護老人ホーム及び軽費老人ホームが地域共生社会の実現を踏まえ、地域のニーズに応じた施設の役割を果たすべく、自治体との連携や地域における公益的な取組等の施設側の積極的な活動による経営努力の必要性や、自治体における措置費、事務補助金等の見直しの重要性等が明らかになったところである。また、同先行研究において、多くの施設が人材の確保や育成等に関する課題を抱えており、その理由として、入所者・入居者の特性が多様化・複雑化する中で生活支援の専門性に一定程度の経験が求められる点、介護保険法の管轄の施設と比較して有資格者の給与水準が低い点、サービス種別の認知度が低い点等が指摘されている。

このような中、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について必要な処遇改善が図られるように、厚生労働省より、令和3年12月24日に「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、本通知^{*1}と称す）が発出されている。

本調査では本通知を踏まえた各自治体における施設への処遇改善の対応として、老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況等の実態を把握すること、ならびに施設における影響として養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける職員の処遇改善の実施状況等の実態について確認を行い、職員の処遇改善の在り方及び処遇改善の推進策を検討するための基礎資料を取りまとめることを目的とする。

^{*1}：「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）の発出の経緯等について。令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、令和3年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされた。これを踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっていないが、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講じることとされている。

2 調査方法

(1) アンケート調査

アンケート調査では、全国の自治体（都道府県、市区町村）、および各施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）を対象として、本通知を踏まえた、老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況や、職員の処遇改善の実施状況等の実態を把握するための調査を行う。

また、各施設向けのアンケート調査にて得られた処遇改善に係る取組等の情報は、後述するヒアリング調査の対象候補選定やヒアリング項目の設定の際の参考とする。

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査では、委員からの推薦またはアンケート調査の回答結果に基づき対象を選定する。また、養護老人ホーム、軽費老人ホームにおける処遇改善に係る先駆的な取組や本通知の影響等に焦点を当てて事例検討を行う。

3 実施体制

(1) 調査検討委員会の設置

本事業を効果的に実施するため、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営に関する学識経験者、関連団体及び自治体の関係者等から構成する、調査検討委員会を下記の体制で設置する。

【調査検討委員会委員】 ◎委員長

梶木 太輔 明石市福祉局 高齢者総合支援室 高年福祉担当課 課長

川西 基雄 一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会 理事長

◎北本 佳子 昭和女子大学大学院 生活機構研究科福祉社会研究専攻 教授

田中 昌和 香川県健康福祉部 長寿社会対策課 課長

常盤 勝範 特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会 事務局長

利光 弘文 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会
養護老人ホーム部会 部会長

藤井 陽子 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会
軽費老人ホーム・ケアハウス部会 部会長

(計7名、敬称略、五十音順)

【オブザーバー】

石毛 雅之 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐

平井 智章 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐

村田 耕一 厚生労働省 老健局 高齢者支援課予算係 係長

安部 加奈子 厚生労働省 老健局 高齢者支援課予算係

(敬称略)

【運営事務局】

大塚 恒治 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 マネージャー
池永 藍 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアコンサルタント
川北 篤史 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 コンサルタント

(2) 調査検討委員会の開催

調査検討委員会の開催予定は以下の通り。

- ・第1回 令和4年8月29日
- ・第2回 令和4年9月26日
- ・第3回 令和5年1月19日
- ・第4回 令和5年2月22日

4 事業スケジュール

事業スケジュールは以下の通り。

図表 1 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン		★第1回調査検討委員会 (8/29) ★第2回 (9/26)				★第3回 (1/19)	★第4回 (2/22)	報告書提出★
委員委嘱	委員委嘱 ←→							
アンケート調査	調査客体の設計 調査票の設計	修正	発送準備・ 発送	回答 (3W+予備期間)	データ集計 分析、まとめ資料の作成			
ヒアリング調査		ヒアリングの企画	日程調整	ヒアリング実施				
報告書作成				報告書骨子案作成		報告書作成・修正		

II. アンケート調査

1 調査の目的

アンケート調査は全国の自治体（都道府県、市区町村）、および各施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）を対象とする。

自治体においては、本通知を踏まえた施設への処遇改善の対応状況等の実態を把握するため、老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況や、施設に期待する取組や地域における役割等について調査を行う。

施設においては、本通知の影響として養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける職員の処遇改善の実施状況等の実態を把握するため、施設職員の処遇改善の対応状況、職員の給与等の状況等及び給与等の引上げ以外の処遇改善の状況、処遇改善の対応における施設の困り事や期待等について調査を行う。

また、各施設向けのアンケート調査にて得られた処遇改善に係る取組等の情報を、後述するヒアリング調査の対象候補選定やヒアリング項目の設定の際の参考とする。

2 調査概要

<調査対象>

- ・ 自治体：都道府県、市区町村
- ・ 施設：養護老人ホーム、軽費老人ホーム

<調査方法・調査時期>

- ・ 調査方法：Web 調査及び Excel 調査の併用
- ・ 調査時期：令和 4 年 10 月 12 日～令和 4 年 11 月 11 日

<回収状況>

図表 2 アンケート調査の回収状況

調査対象	調査客体数	有効回収数	有効回収率
1. 都道府県	47 (悉皆)	42	89.4%
2. 市区町村	1,742 (悉皆)	1,051	60.3%
3. 養護老人ホーム	935 (悉皆)	545 (補助シート 341)	58.3% (補助シート 36.5%)
4. 軽費老人ホーム	2,311 (悉皆)	1,104 (補助シート 619)	47.8% (補助シート 26.8%)

＜調査項目＞

（都道府県票）

- ・ （共通）自治体情報
- ・ 養護老人ホーム
 - ・ 基本情報等
- ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 基本情報等
 - ・ 厚生労働省通知を踏まえた事務費の改定状況
 - ・ 処遇改善分の支弁額等の改定状況
 - ・ 地域共生社会の実現における施設への期待・取組

（市区町村票）

- ・ （共通）自治体情報
- ・ 養護老人ホーム
 - ・ 基本情報等
 - ・ 厚生労働省通知を踏まえた措置費の改定状況
 - ・ 処遇改善分の支弁額等の改定状況
 - ・ 地域共生社会の実現における施設への期待・取組
- ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 基本情報等
 - ・ 厚生労働省通知を踏まえた事務費の改定状況
 - ・ 処遇改善分の支弁額等の改定状況
 - ・ 地域共生社会の実現における施設への期待・取組

（養護老人ホーム票）

- ・ 基本情報等
- ・ 厚生労働省通知の影響及び職員の処遇改善等の実態
- ・ 地域共生社会の実現における期待・取組
- ・ 施設の方向性について
- ・ 職員の給与等の実態について（補助シート）

（軽費老人ホーム票）

- ・ 基本情報等
- ・ 厚生労働省通知の影響及び職員の処遇改善等の実態
- ・ 地域共生社会の実現における期待・取組
- ・ 施設の方向性について
- ・ 職員の給与等の実態について（補助シート）

3 アンケート調査結果

以下に、都道府県票、市区町村票、養護老人ホーム票、軽費老人ホーム票の順にアンケート調査結果をお示しする。

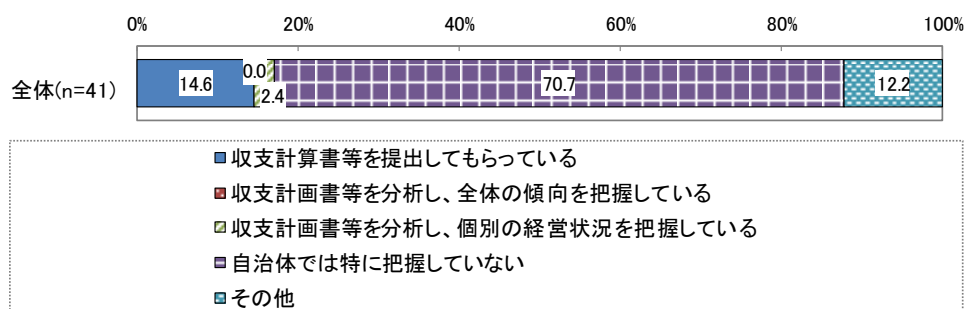
<都道府県票>

■ 養護老人ホームに対する取組状況

(1) 問1 養護老人ホームの経営状況の把握の方法

全体では、「都道府県では特に把握していない」が70.7%と最も高く、「収支計算書等を提出してもらっている」が14.6%、「収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」が2.4%、「収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」が0.0%となっている。

図表 3 問1 養護老人ホームの経営状況の把握の方法

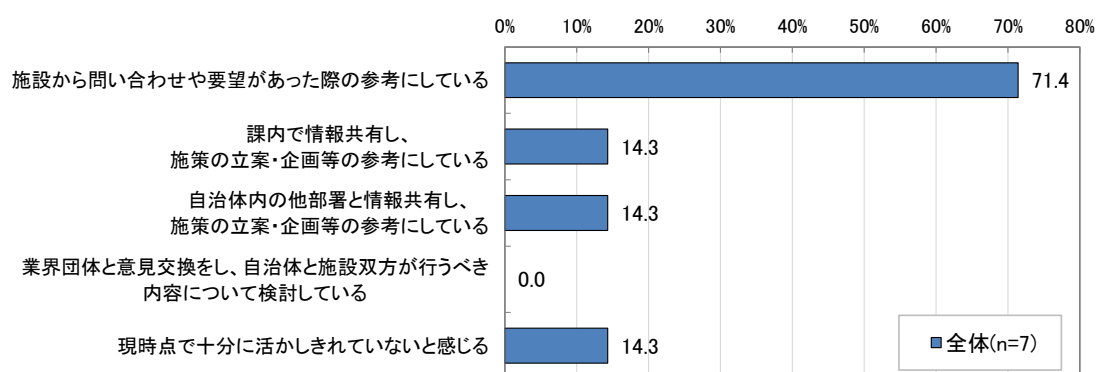


その他<主な回答>
所轄法人について、WAMを通じて収支計画書等を提出してもらっている。
3年に一度運営状況調査を実施し、給与及び積立金については把握している。
在籍者数については、運営状況報告書により把握しているが、収支状況については把握していない。
必要に応じ社会福祉法人の現況報告書で確認している。
社会福祉法第59条の届出により把握している。

(2) 問2 <問1で1～3を選択した場合> 把握した情報の活かし方（複数選択）

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている」が71.4%と最も高く、「課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている」が14.3%、「都道府県内の他部署と情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている」が14.3%、「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」が14.3%となっている。

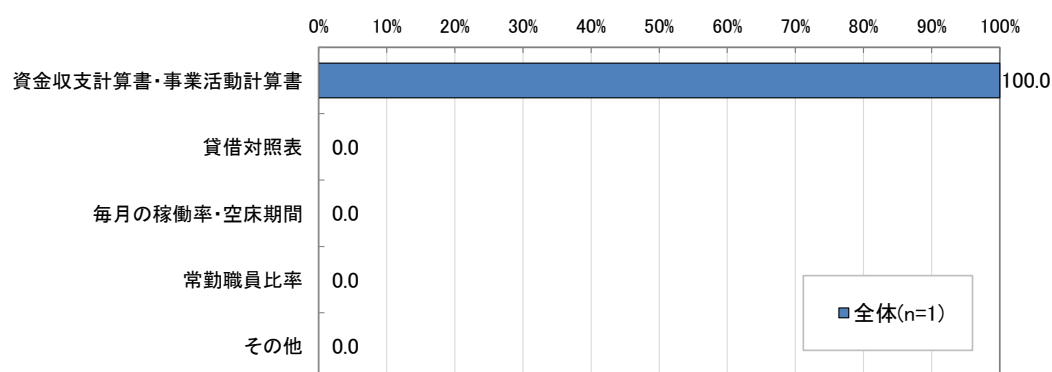
図表4 問2 <問1で1～3を選択した場合> 把握した情報の活かし方（複数選択）



(3) 問3 <問1で2～3を選択した場合> 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、確認している点（複数選択）

全体では、「資金収支計算書・事業活動計算書」が100.0%となっている。

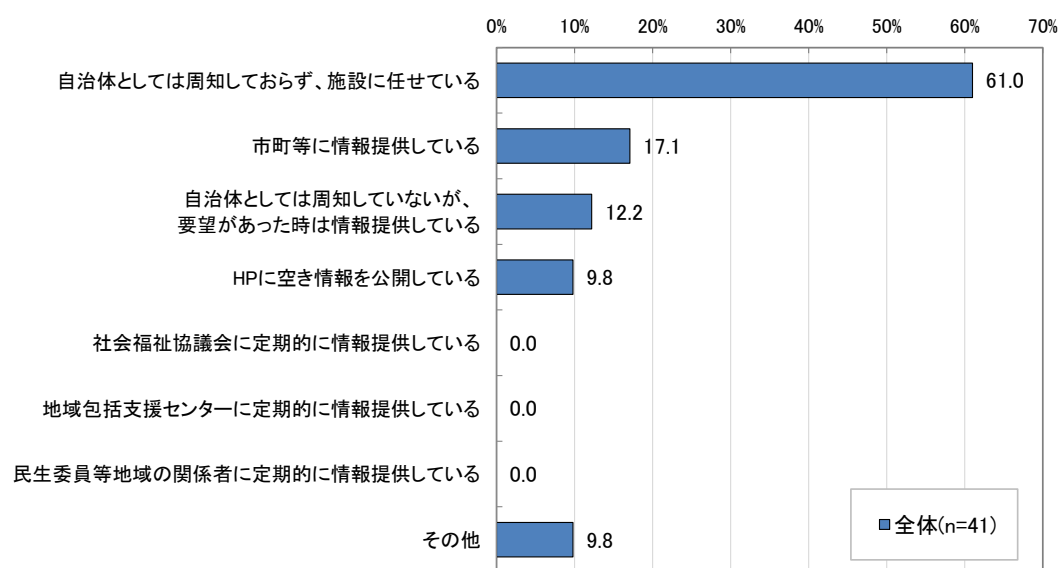
図表5 問3 <問1で2～3を選択した場合> 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、確認している点（複数選択）



(4) 問 4 貴都道府県では、養護老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。
(複数選択)

全体では、「都道府県としては周知しておらず、施設に任せている」が 61.0%と最も高く、「市町等に情報提供している」が 17.1%、「都道府県としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が 12.2%、「HP に空き情報を公開している」が 9.8%となっている。

図表 6 問 4 貴都道府県では、養護老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。(複数選択)

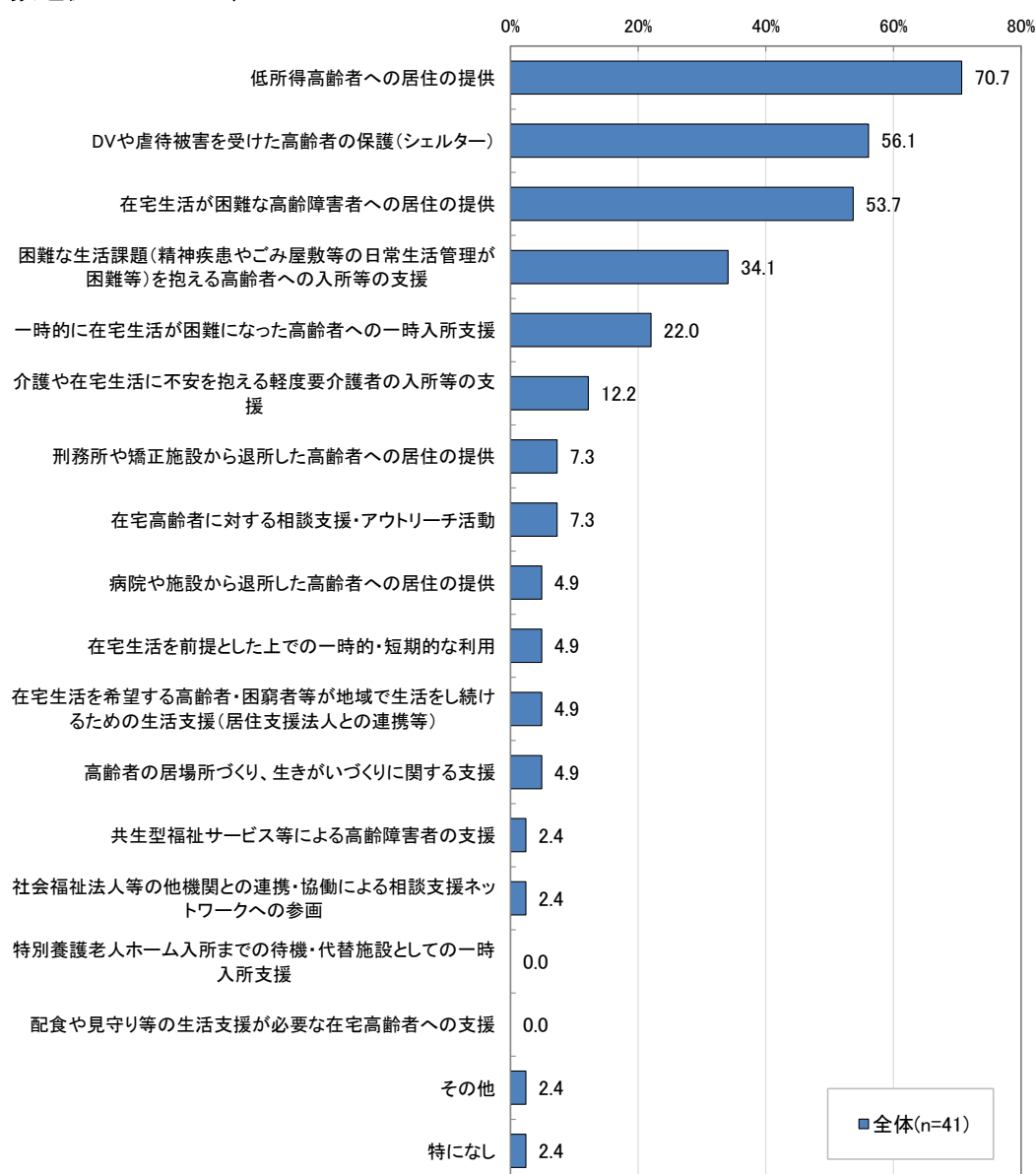


その他＜主な回答＞
県の高齢者福祉施設協会を通して、各施設に周知している。
把握していないため、周知していない。
空き情報を把握していない。
各保健医療圏域ごとに定期に開催される養護老人ホームの入所判定会議において、構成する市町村に情報提供を受けている。

(5) 問5 養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含め期待する役割（複数選択：3つまで）

全体では、「低所得高齢者への居住の提供」が70.7%と最も高く、「DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が56.1%、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」が53.7%、「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援」が34.1%となっている。

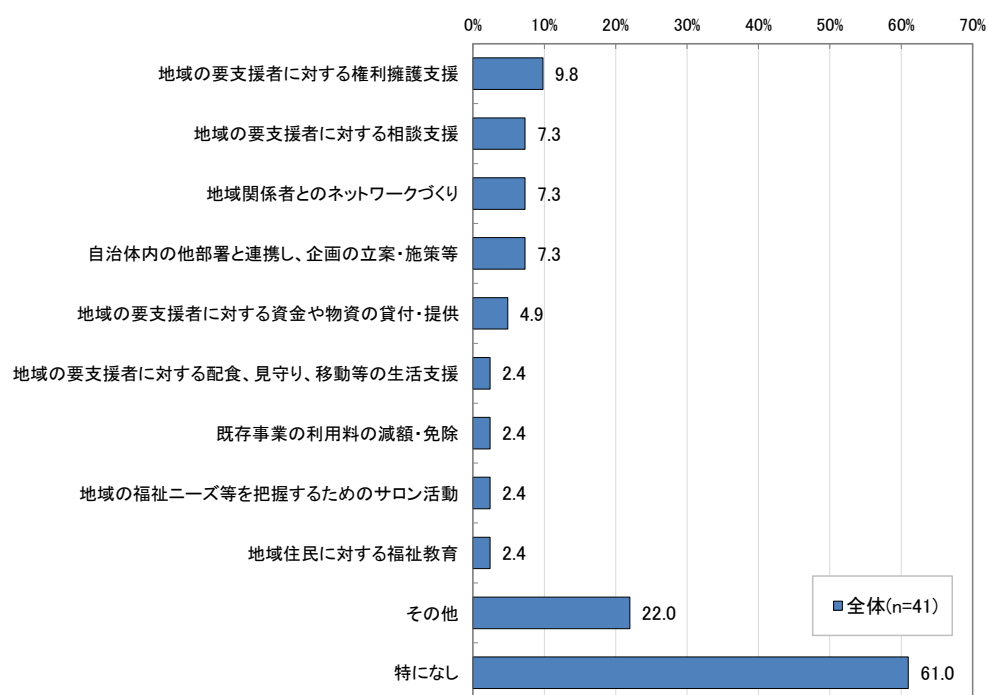
図表 7 問5 養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含め期待する役割（複数選択：3つまで）



(6) 問 6 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、都道府県として行っている関わりや支援（複数選択）

全体では、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 9.8%と最も高く、「地域の要支援者に対する相談支援」が 7.3%、「地域関係者とのネットワークづくり」が 7.3%、「都道府県内の他部署と連携し、企画の立案・施策等」が 7.3%となっている。

図表 8 問 6 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、都道府県として行っている関わりや支援（複数選択）

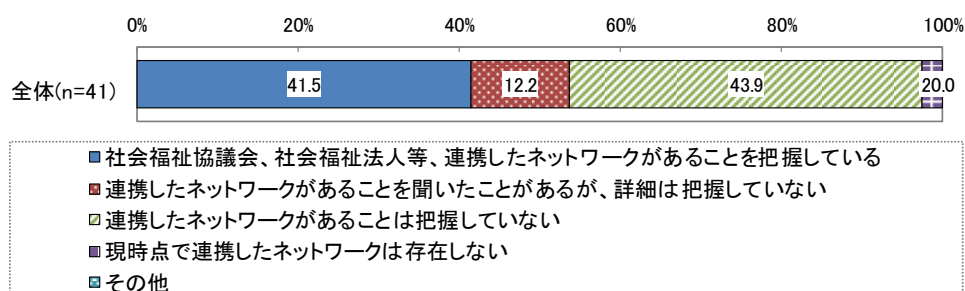


その他＜主な回答＞
無収入者に対して日用品費を支給
市町村に対する指導・助言
県立の盲養護老人ホームについて、入所者が減少する中でも安定した運営が行えるようあり方を検討している。
他のトド府県等との情報共有など
養護老人ホーム担当者としては、特になし。
県内市町村と県内施設を対象にセミナーや意見交換の実施
個室化に係る整備への補助制度
施設の運営等に係る相談への対応
市町村担当者を対象として養護老人ホーム制度勉強会の開催

(7) 問 7 社会福祉法第 24 条において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されているが、都道府県内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況

全体では、「連携したネットワークがあることは把握していない」が 43.9%と最も高く、「社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」が 41.5%、「連携したネットワークがあることを聞いたことがあるが、詳細は把握していない」が 12.2%、「現時点で連携したネットワークは存在しない」が 2.4%となっている。

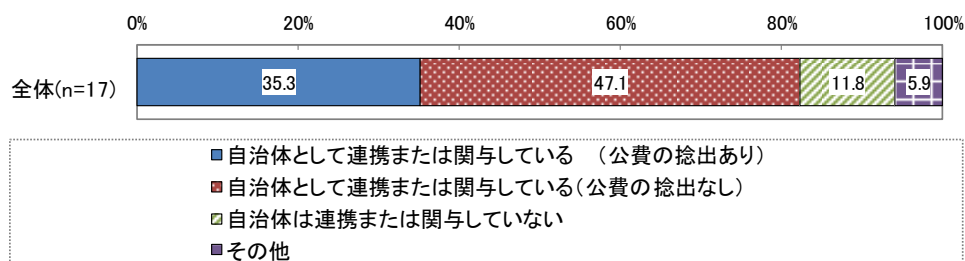
図表 9 問 7 社会福祉法第 24 条において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されているが、都道府県内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況



(8) 問 8 <問 7 で「1. 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」を選択した場合のみ回答> 貴都道府県の連携または関与についてお答えください。

全体では、「都道府県として連携または関与している（公費の捻出なし）」が 47.1%と最も高く、「都道府県として連携または関与している（公費の捻出あり）」が 35.3%、「都道府県は連携または関与していない」が 11.8%となっている。

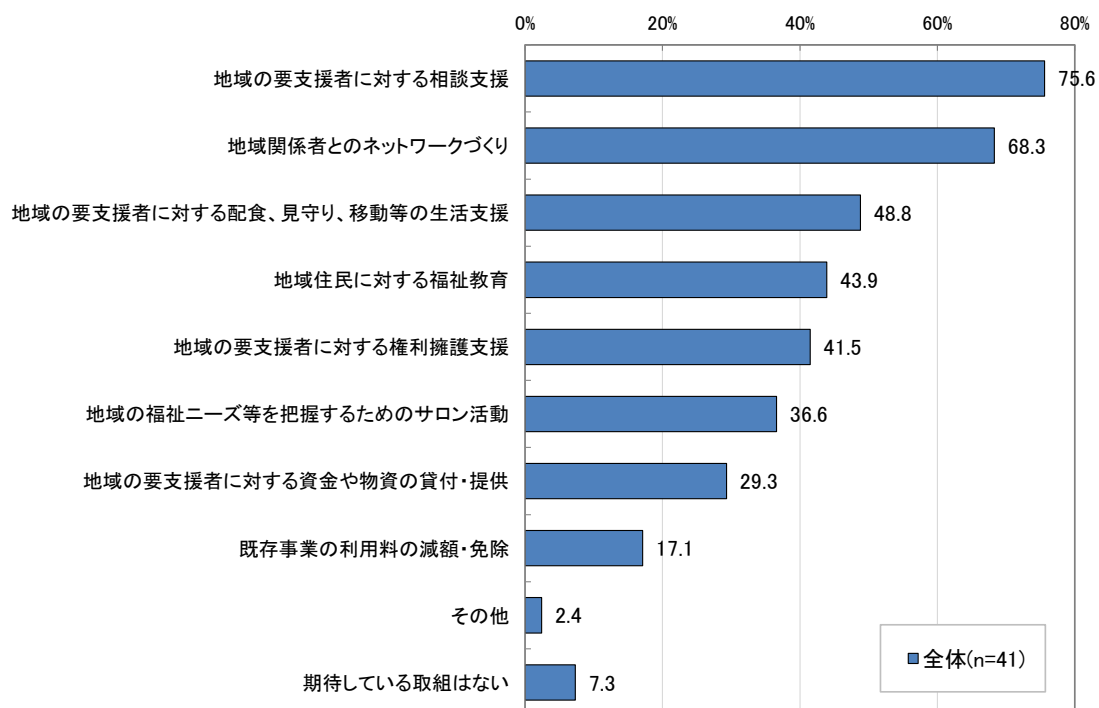
図表 10 問8 <問7 で「1. 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」を選択した場合のみ回答> 貴都道府県の連携または関与についてお答えください。



(9) 問9 複雑・多様化している地域ニーズに対応していくために、地域の社会福祉法人に期待している「地域における公益的な取組」（複数選択）

全体では、「地域の要支援者に対する相談支援」が 75.6%と最も高く、「地域関係者とのネットワークづくり」が 68.3%、「地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援」が 48.8%、「地域住民に対する福祉教育」が 43.9%となっている。

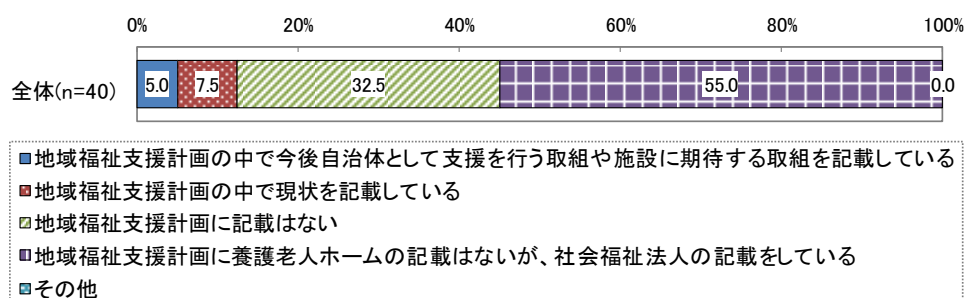
図表 11 問9 複雑・多様化している地域ニーズに対応していくために、地域の社会福祉法人に期待している「地域における公益的な取組」（複数選択）



(10) 問 10 地域福祉支援計画上での養護老人ホームの位置づけ

全体では、「地域福祉支援計画に養護老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている」が 55.0%と最も高く、「地域福祉支援計画に記載はない」が 32.5%、「地域福祉支援計画の中で現状を記載している」が 7.5%、「地域福祉支援計画の中で今後都道府県として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している」が 5.0%となっている。

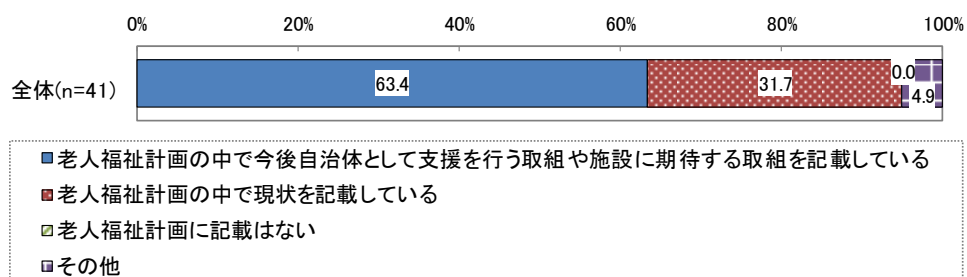
図表 12 問 10 地域福祉支援計画上での養護老人ホームの位置づけ



(11) 問 11 老人福祉計画・介護保険事業支援計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください※特定施設入居者生活介護のみの記述は除く

全体では、「老人福祉計画の中で今後都道府県として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している」が 63.4%と最も高く、「老人福祉計画の中で現状を記載している」が 31.7%、「老人福祉計画に記載はない」が 0.0%となっている。

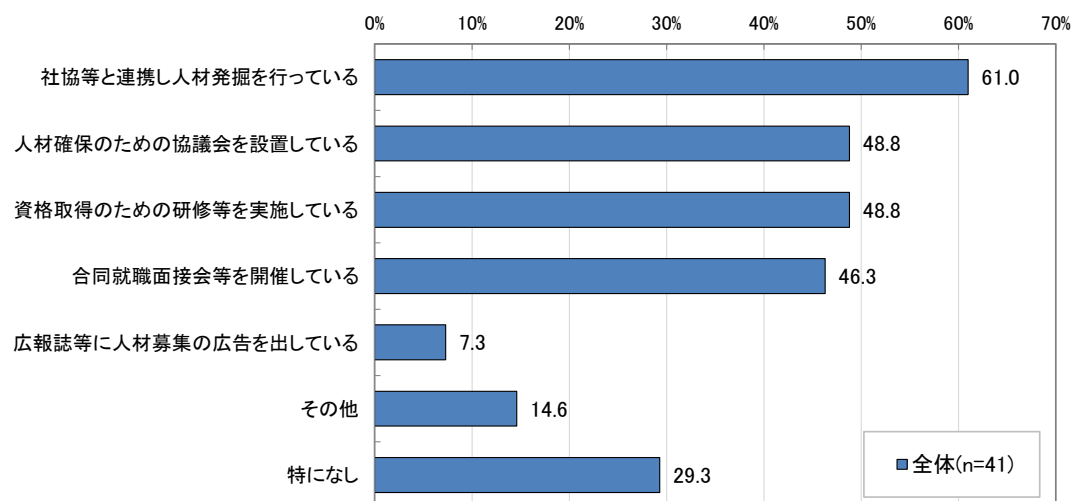
図表 13 問 11 老人福祉計画・介護保険事業支援計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください※特定施設入居者生活介護のみの記述は除く



(12) 問 12 都道府県で行っている職員を確保するための取組（複数選択）

全体では、「社協等と連携し人材発掘を行っている」が 61.0%と最も高く、「人材確保のための協議会を設置している」が 48.8%、「資格取得のための研修等を実施している」が 48.8%、「合同就職面接会等を開催している」が 46.3%となっている。

図表 14 問 12 都道府県で行っている職員を確保するための取組（複数選択）

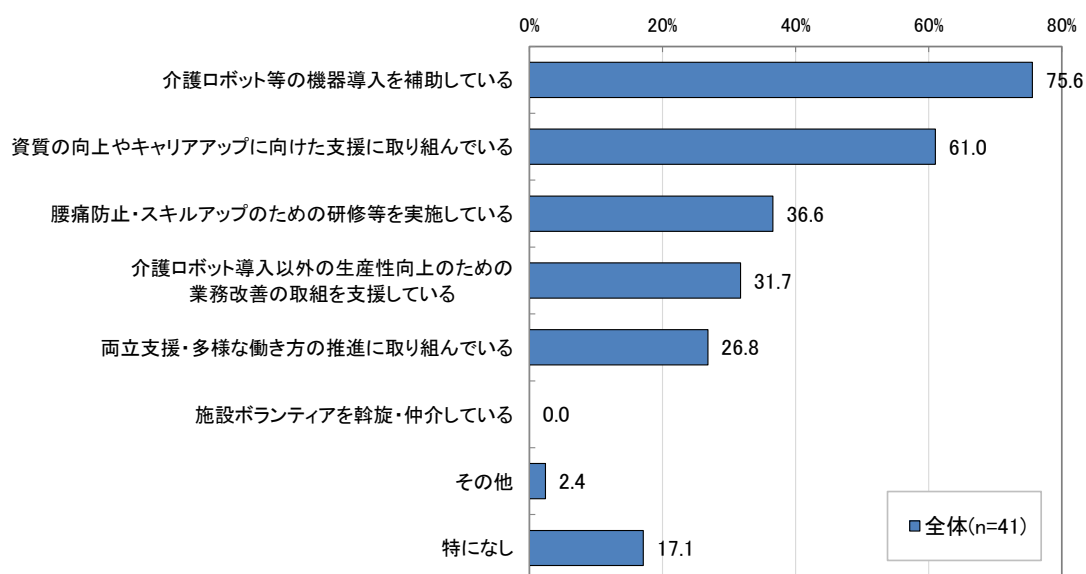


その他＜主な回答＞
介護福祉士養成校や福祉系高校に就学する学生に対する修学資金の貸し付け
若手介護職員による大学生等に対する介護の魅力発信等
「介護・福祉ジョブネット」を核とした「福祉職場就職フェア」の開催
資格取得にかかる費用や代替職員確保に関する支援や補助を行うほか、外国人を含めた人材の新たな参入や離職者の再就職を支援している。
介護事業所の雇用環境情報や介護事業所が行う取組を PR するホームページを作成し、事業所を紹介
介護の魅力を発信する情報番組の制作・放送など

(13) 問 13 都道府県で行っている施設職員の負担軽減のための取組（複数選択）

全体では、「介護ロボット等の機器導入を補助している」が 75.6%と最も高く、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる」が 61.0%、「腰痛防止・スキルアップのための研修等を実施している」が 36.6%、「介護ロボット導入以外の生産性向上のための業務改善の取組を支援している」が 31.7%となっている。

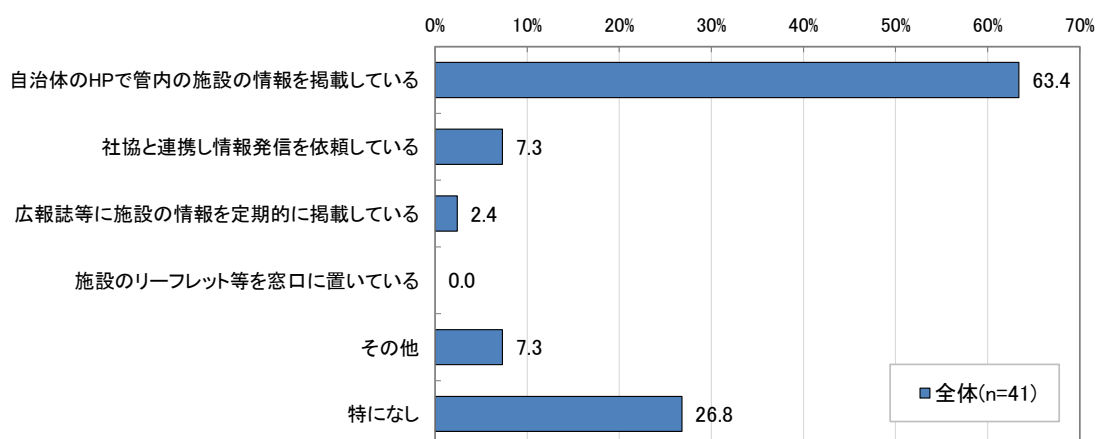
図表 15 問 13 都道府県で行っている施設職員の負担軽減のための取組（複数選択）



(14) 問 14 都道府県が支援している施設に関する情報発信の取組（複数選択）

全体では、「都道府県の HP で管内の施設の情報を掲載している」が 63.4%と最も高く、「社協と連携し情報発信を依頼している」が 7.3%、「広報誌等に施設の情報を定期的に掲載している」が 2.4%となっている。

図表 16 問 14 都道府県が支援している施設に関する情報発信の取組（複数選択）

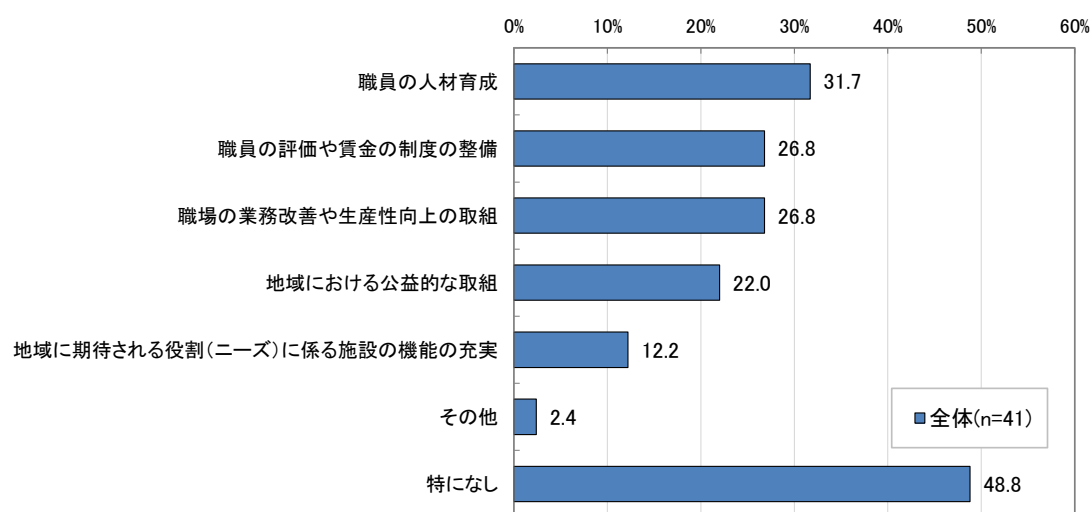


その他＜主な回答＞
施設の一覧を県のホームページで公表している。
働きやすい介護事業所を認証し HP 等で発信、優良介護事業所を表彰し HP や事例集等で発信
市町村に定期的に周知
施設の一覧を県のホームページで公表している。

(15) 問 15 都道府県として把握している、管内施設で現在行われている取組（複数選択）

全体では、「職員の人材育成」が 31.7%と最も高く、「職員の評価や賃金の制度の整備」が 26.8%、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が 26.8%、「地域における公益的な取組」が 22.0%となっている。

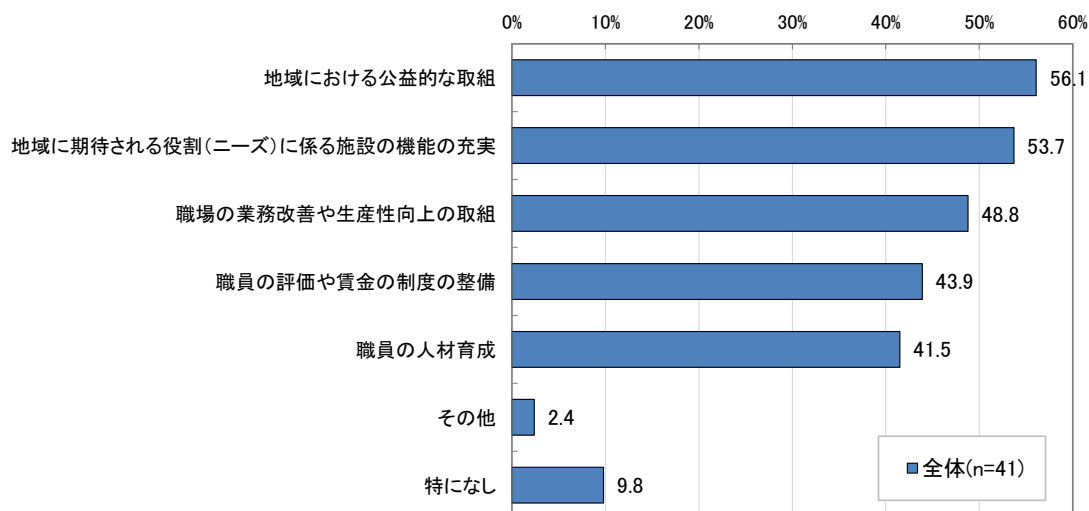
図表 17 問 15 都道府県として把握している、管内施設で現在行われている取組（複数選択）



(16) 問 16 都道府県として今後管内施設で実施を期待している取組（複数選択）

全体では、「地域における公益的な取組」が 56.1%と最も高く、「地域に期待される役割(ニーズ)に係る施設の機能の充実」が 53.7%、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が 48.8%、「職員の評価や賃金の制度の整備」が 43.9%、「職員の人材育成」が 41.5%となっている。

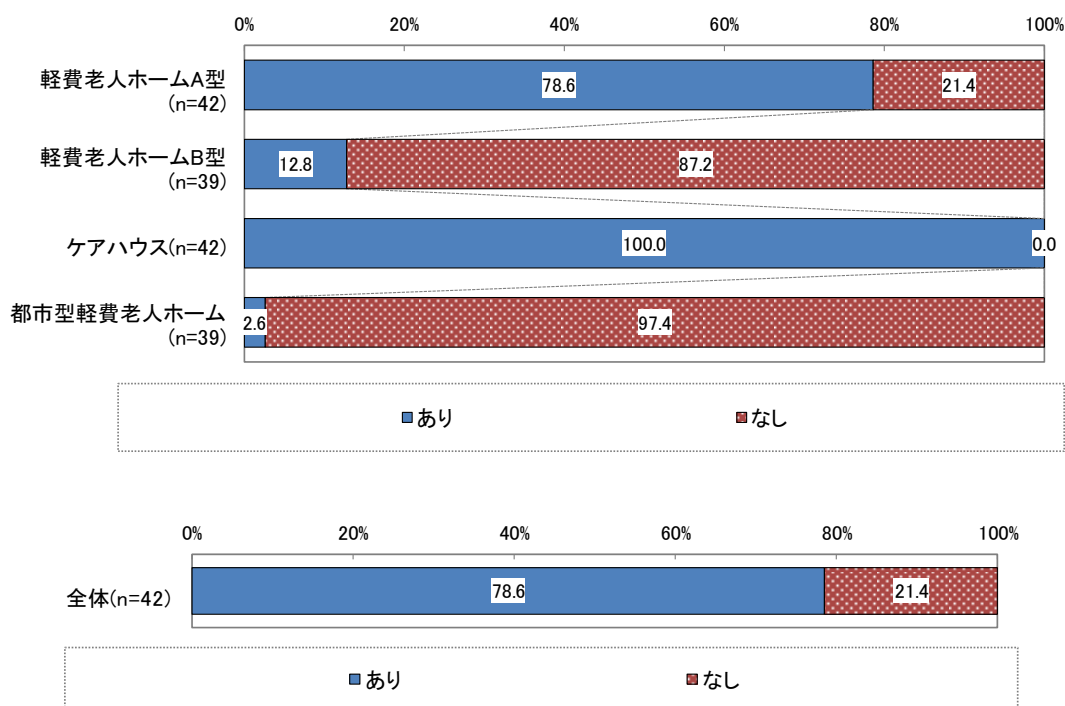
図表 18 問 16 都道府県として今後管内施設で実施を期待している取組（複数選択）



(17) 問 17-1.1 軽費老人ホーム A 型：都道府県内の軽費老人ホームの有無

全体では、「あり」が 78.6%と最も高く、「なし」が 21.4%となっている。

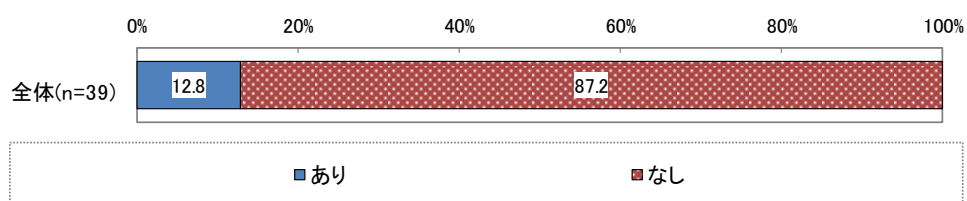
図表 19 問 17-1.1 軽費老人ホーム A 型：都道府県内の軽費老人ホームの有無



(18) 問 17-1.2 軽費老人ホーム B 型：都道府県内の軽費老人ホームの有無

全体では、「なし」が 87.2%と最も高く、「あり」が 12.8%となっている。

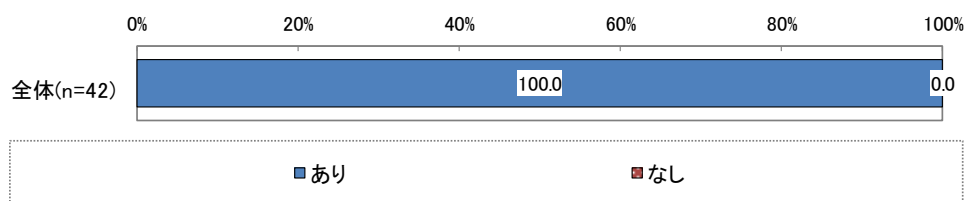
図表 20 問 17-1.2 軽費老人ホーム B 型：都道府県内の軽費老人ホームの有無



(19) 問 17-1.3 ケアハウス：都道府県内の軽費老人ホームの有無

全体では、「あり」が 100.0%となっている。

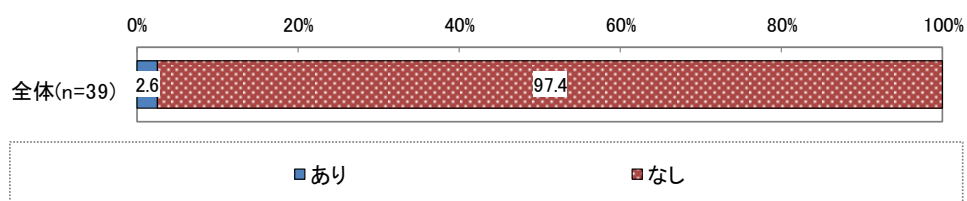
図表 21 問 17-1.3 ケアハウス：都道府県内の軽費老人ホームの有無



(20) 問 17-1.4 都市型軽費老人ホーム：都道府県内の軽費老人ホームの有無

全体では、「なし」が 97.4%と最も高く、「あり」が 2.6%となっている。

図表 22 問 17-1.4 都市型軽費老人ホーム：都道府県内の軽費老人ホームの有無



(21) 問 17-2 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 施設数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：件]

図表 23 問 17-2 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 施設数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：件]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	33 100	3.2	2.0
軽費老人ホームB型	5 100	1.2	1.0
ケアハウス	42 100	27.4	23.0
都市型軽費老人ホーム	1 100	90.0	90.0

(22) 問 17-3 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 2のうち特定指定施設数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：件]

図表 24 問 17-3 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 2のうち特定指定施設数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：件]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	30 100	0.1	0.0
軽費老人ホームB型	5 100	0.0	0.0
ケアハウス	41 100	7.2	6.0
都市型軽費老人ホーム	1 100	0.0	0.0

(23) 問 17-4 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 定員数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：人]

図表 25 問 17-4 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 定員数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：人]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	33 100	179.8	100.0
軽費老人ホームB型	5 100	46.0	50.0
ケアハウス	42 100	1039.3	920.5
都市型軽費老人ホーム	1 100	1562.0	1562.0

(24) 問 17-5 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 入所者数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：人]

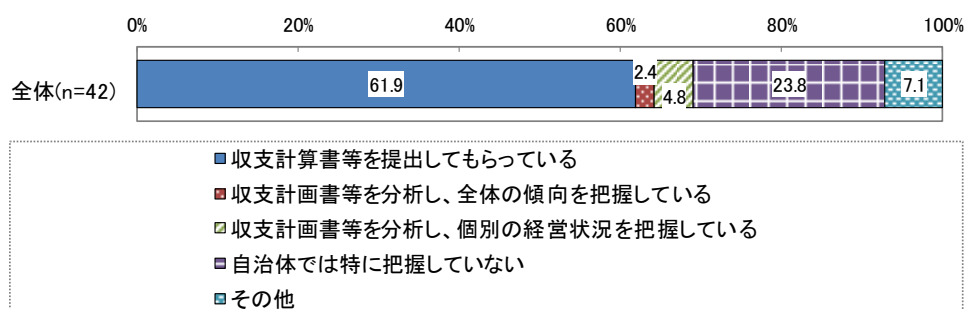
図表 26 問 17-5 <問 17-1 で「1.あり」を選択した場合> 入所者数_都道府県内の軽費老人ホームの施設数・定員数 [単位：人]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	26 100	183	96
軽費老人ホームB型	3 100	34	30
ケアハウス	33 100	965	836
都市型軽費老人ホーム	1 100	1,502	1,502

(25) 問 18 軽費老人ホームの経営状況の把握の方法

全体では、「収支計算書等を提出してもらっている」が 61.9%と最も高く、「都道府県では特に把握していない」が 23.8%、「収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」が 4.8%、「収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」が 2.4%となっている。

図表 27 問 18 軽費老人ホームの経営状況の把握の方法

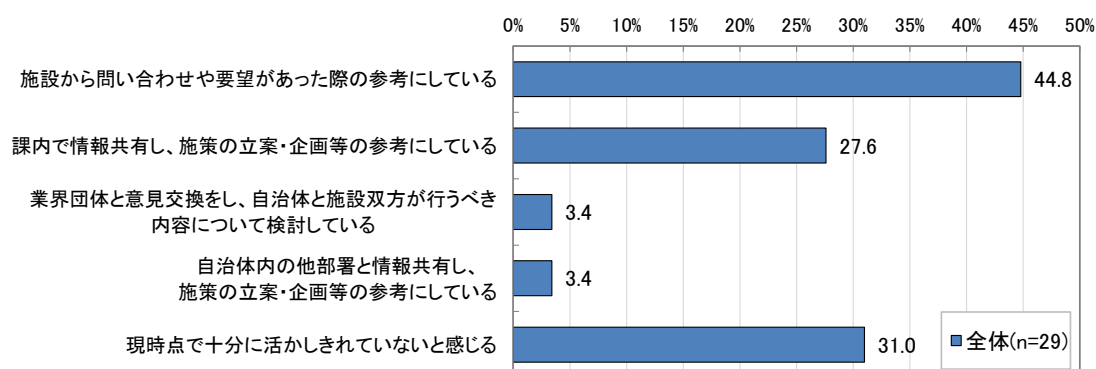


その他＜主な回答＞
公立や一部事務組合立を除く補助金交付対象施設については、補助金申請時に歳入歳出決算書を提出いただいている。
事務費補助金の実績報告に決算書を添付させているが、経営状況把握のためではないので分析等を行っていない。
軽費老人ホーム事務費補助金の補助対象事業者のみ、申請書類の一部として収支計算書等を提出してもらっている。

(26) 問 19 ＜問 18 で 1～3 を選択した場合＞ 把握した情報の活かし方（複数選択）

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている」が 44.8%と最も高く、「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」が 31.0%、「課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている」が 27.6%、「業界団体と意見交換をし、都道府県と施設双方が行うべき内容について検討している」が 3.4%、「都道府県内の他部署と情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている」が 3.4%となっている。

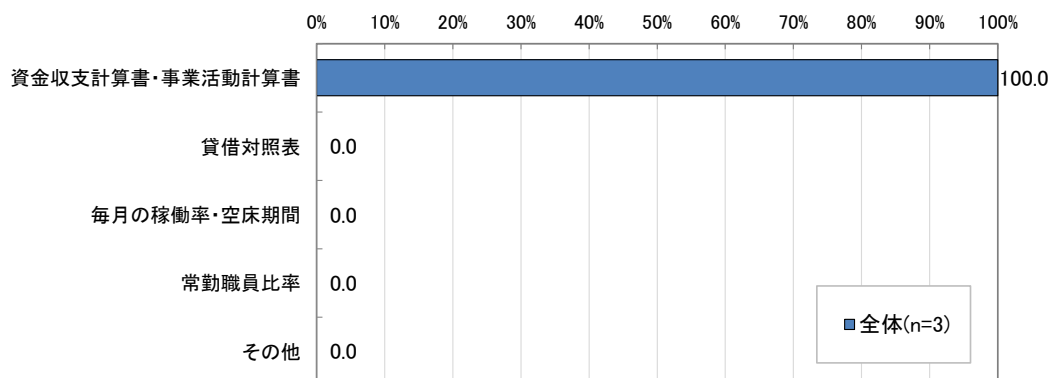
図表 28 問 19 ＜問 18 で 1～3 を選択した場合＞ 把握した情報の活かし方（複数選択）



(27) 問 20 <問 18 で 2～3 を選択した場合> 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、確認している点（複数選択）

全体では、「資金収支計算書・事業活動計算書」が 100.0%となっている。

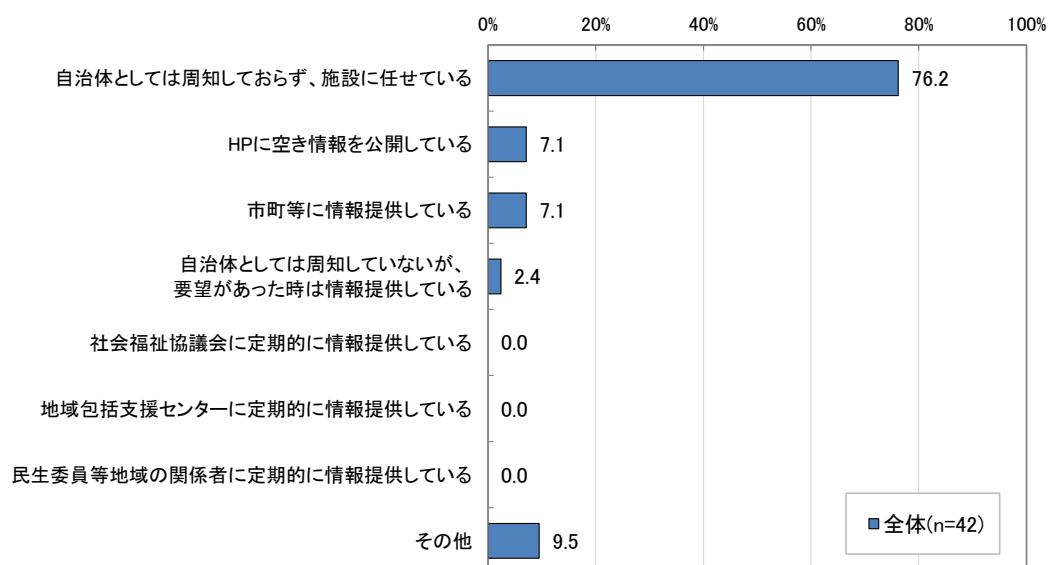
図表 29 問 20 <問 18 で 2～3 を選択した場合> 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、確認している点（複数選択）



(28) 問 21 軽費老人ホームの空き情報の周知の方法（複数選択）

全体では、「都道府県としては周知しておらず、施設に任せている」が 76.2%と最も高く、「HP に空き情報を公開している」が 7.1%、「市町等に情報提供している」が 7.1%、「都道府県としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が 2.4%となっている。

図表 30 問 21 軽費老人ホームの空き情報の周知の方法（複数選択）

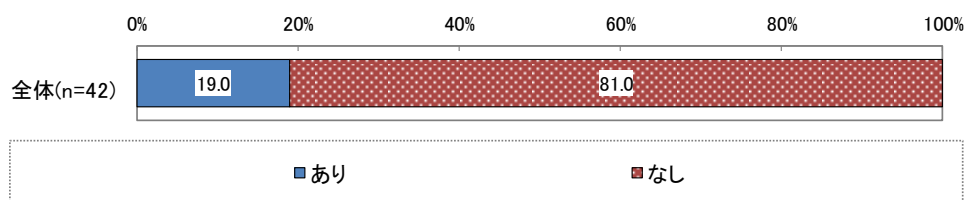


(29) 問 22 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老
高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除
く消費税等の対応の有無

※「対応なし」には令和 3 年 12 月 24 日の通知以前に対応を行っている場合も含む。

全体では、「なし」が 81.0%と最も高く、「あり」が 19.0%となっている。

図表 31 問 22 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24
日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除
く消費税等の対応の有無



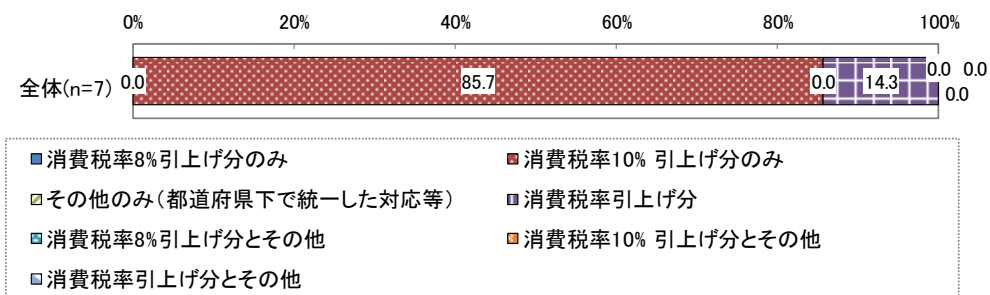
(30) 問 23. <問 22 で「1 あり」を選択した場合> 事務費の改定が何月分から適用さ
れるか

<主な回答>	
2021年4月	(3件)

(31) 問 24 <問 22 で「1 あり」を選択した場合> 対応した内容

全体では、「消費税率 10% 引上げ分のみ」が 85.7%と最も高く、「消費税率引上げ分」が 14.3%となっている。

図表 32 問 24 <問 22 で「1 あり」を選択した場合> 対応した内容



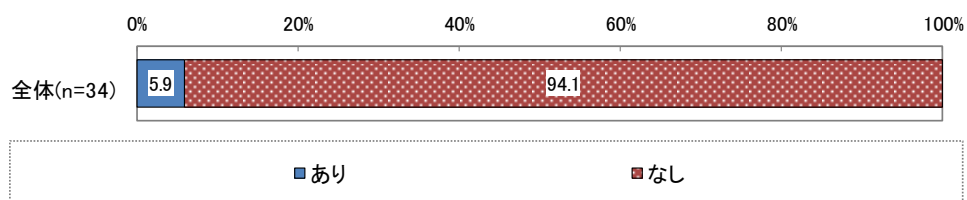
(32) 問 25 <問 24 で「3 その他のみ（都道府県下で統一した対応等）」「5 消費税率 8% 引上げ分とその他」「6 消費税率 10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答> その他の内容があればお答えください。

<主な回答>	
2023年4月	

(33) 問 26 <問 22 で「2 なし」を選択した場合> 実施見込み

全体では、「なし」が 94.1%と最も高く、「あり」が 5.9%となっている。（「なし」の中には令和 3 年以前に既に対応したものも含んでいる）

図表 33 問 26 <問 22 で「2 なし」を選択した場合> 実施見込み



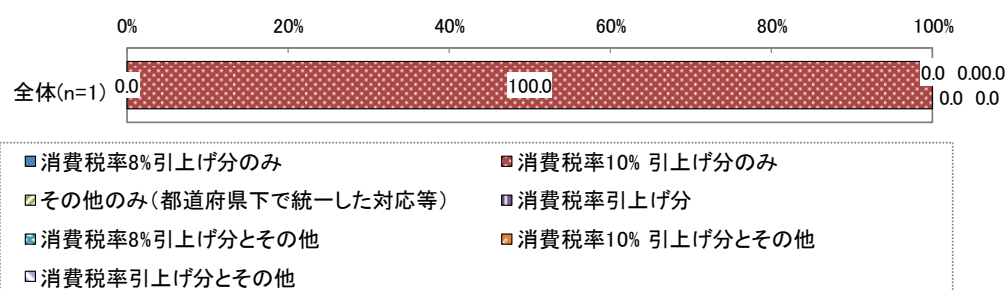
(34) 問 27 <問 26 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施見込みの場合は実施予定時期についてお答えください。

<主な回答>	
2023年4月	

(35) 問 28 <問 26 で「1 あり」を選択した場合> 実施予定の内容

全体では、「消費税率 10% 引上げ分のみ」が 100.0%となっている。

図表 34 問 28 <問 26 で「1 あり」を選択した場合> 実施予定の内容



(36) 問 29 <問 28 で「3 その他のみ（都道府県下で統一した対応等）」「5 消費税率 8% 引上げ分とその他」「6 消費税率 10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答> その他の内容があればお答えください。

この設問に有効な回答はなかった。

(37) 問 30 令和3年度決算額 [単位：千円／年]

図表 35 問 30 令和3年度決算額 [単位：千円／年]

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
事務費計	42 100	973,936	753,097	195,963	4,861,135
事務費補助金(自治体負担分)	42 100	731,805	556,154	138,535	3,673,516
事務費本人負担分	41 100	248,036	188,426	21,022	1,187,619

(38) 問 31 令和2年度決算額 [単位：千円／年]

図表 36 問 31 令和2年度決算額 [単位：千円／年]

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
事務費計	42 100	990,348	752,303	254,642	4,712,697
事務費補助金(自治体負担分)	42 100	743,024	564,420	192,301	3,545,093
事務費本人負担分	41 100	253,356	193,494	62,341	1,167,604

(39) 問 32 令和元年度決算額 [単位：千円／年]

図表 37 問 32 令和元年度決算額 [単位：千円／年]

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
事務費計	42 100	997,643	727,102	261,131	4,524,590
事務費補助金(自治体負担分)	42 100	741,170	567,547	195,838	3,377,425
事務費本人負担分	40 100	269,296	193,127	65,293	1,147,165

(40) 問 33 公立の軽費老人ホームの決算額 [単位：千円／年]

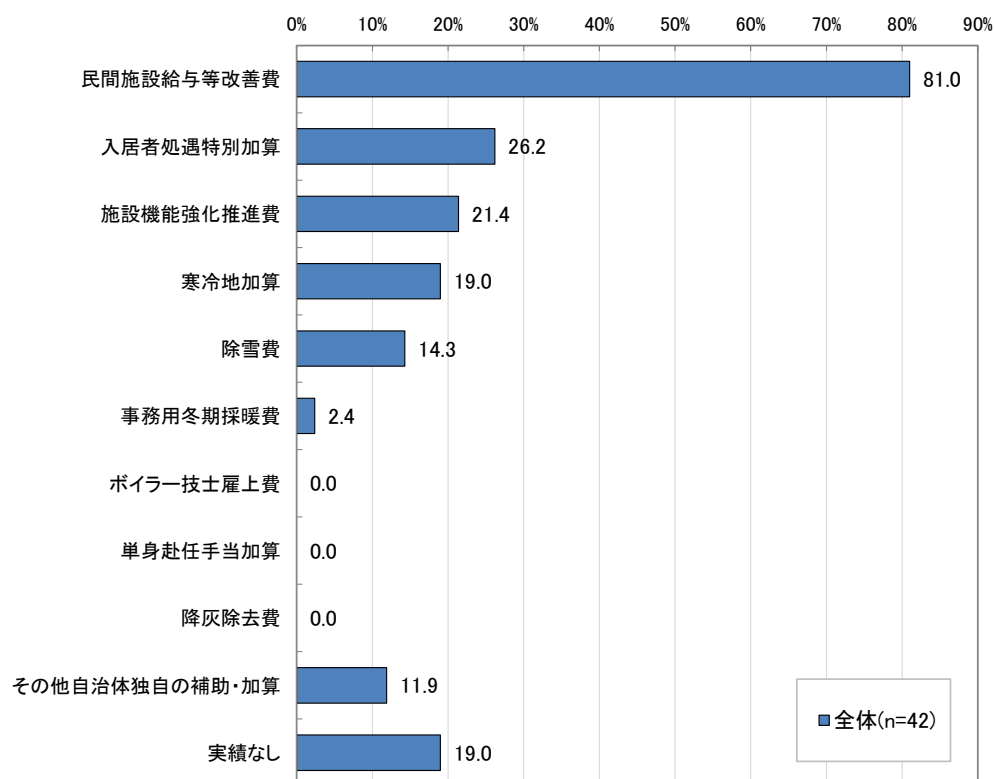
図表 38 問 33 公立の軽費老人ホームの決算額 [単位：千円／年] (0円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
令和3年度決算額	31 100	49,876	0	0	1,095,822
令和2年度決算額	32 100	88,764	0	0	2,226,239
令和元年度決算額	31 100	105,306	0	0	2,636,245

(41) 問 34 都道府県で軽費老人ホームに対して昨年度補助実績のある加算（複数選択）

全体では、「民間施設給与等改善費」が 81.0%と最も高く、「入居者処遇特別加算」が 26.2%、「施設機能強化推進費」が 21.4%、「寒冷地加算」が 19.0%となっている。

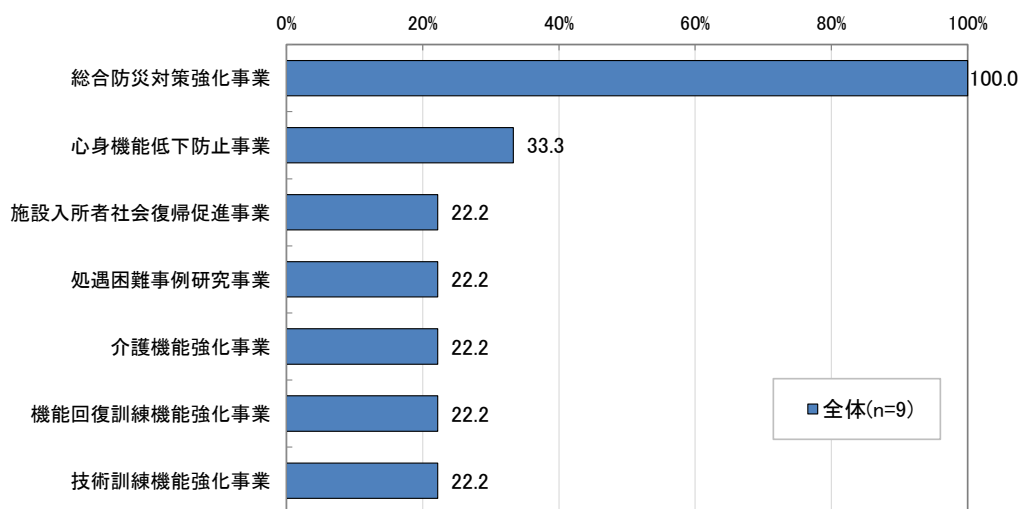
図表 39 問 34 都道府県で軽費老人ホームに対して昨年度補助実績のある加算（複数選択）



(42) 問 35 <問 34 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合>補助を行った事業（複数選択）

全体では、「総合防災対策強化事業」が 100.0%と最も高く、「心身機能低下防止事業」が 33.3%、「施設入所者社会復帰促進事業」が 22.2%、「処遇困難事例研究事業」が 22.2%、「介護機能強化事業」が 22.2%、「機能回復訓練機能強化事業」が 22.2%、「技術訓練機能強化事業」が 22.2%となっている。

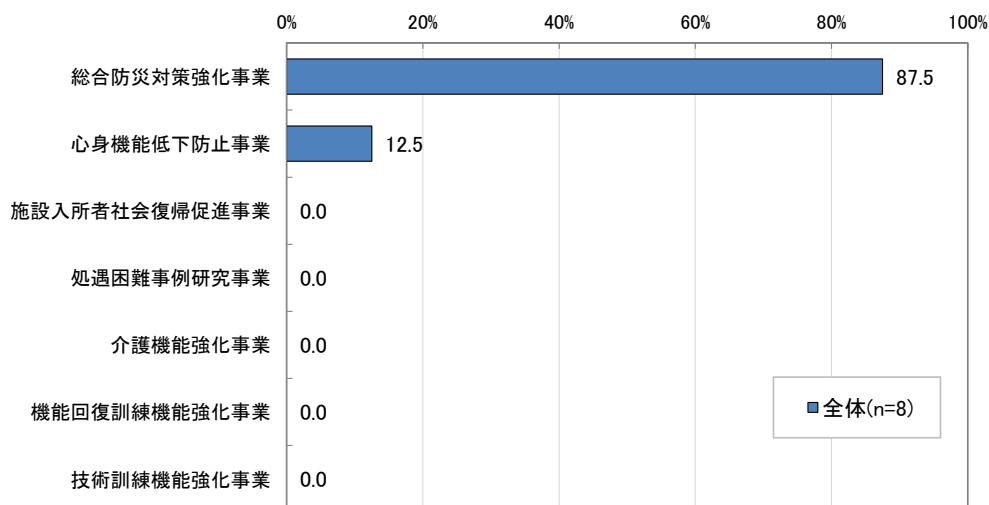
図表 40 問 35 <問 34 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合>補助を行った事業（複数選択）



(43) 問 36 <問 34 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合> 問 35 で補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業

全体では、「総合防災対策強化事業」が 87.5%と最も高く、「心身機能低下防止事業」が 12.5%、「施設入所者社会復帰促進事業」が 0.0%、「処遇困難事例研究事業」が 0.0%、「介護機能強化事業」が 0.0%、「機能回復訓練機能強化事業」が 0.0%、「技術訓練機能強化事業」が 0.0%となっている。

図表 41 問 36 <問 34 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合> 問 35 で補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業



その他＜主な回答＞
介護予防事業強化推進費：入居者に対し介護予防教室などを開催し、要支援・要介護の状態になることを予防すること、または、地域の児童・学生等を招き身寄りのない入居者との交流の機会を設けるなどして、入居者の孤独感の解消や生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下の防止等を図るために必要な費用。
名称：知事が定める割合、内容：人件費については人事委員会勧告、事務費については消費者物価指数の変動率を府内軽費老人ホーム全体の人件費・事務費の前年度構成比に応じて反映。
障害者雇用特別加算
宿直専門員雇上加算(A型施設のみ) 配置基準職員とは別に宿直専門員を雇用している施設を対象として、450,000円の範囲の額/(定員×12か月)で算出された額を加算。

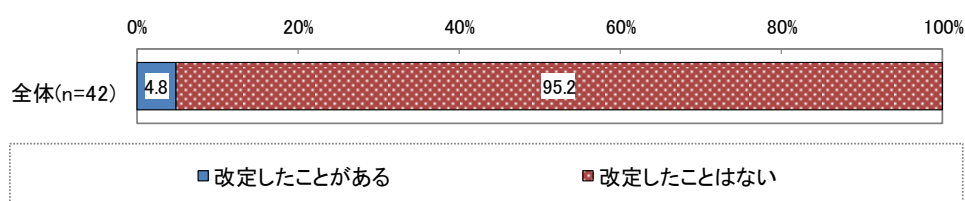
- (44) 問 37 ＜問 34 で「10 その他都道府県独自の補助・加算」を選択した場合のみ回答＞ 貴都道府県独自で軽費老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている（前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。（自由記述）

＜主な回答＞
介護予防事業強化推進費：入居者に対し介護予防教室などを開催し、要支援・要介護の状態になることを予防すること、または、地域の児童・学生等を招き身寄りのない入居者との交流の機会を設けるなどして、入居者の孤独感の解消や生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下の防止等を図るために必要な費用
名称：知事が定める割合 内容：人件費については京都府人事委員会勧告、事務費については消費者物価指数の変動率を府内軽費老人ホーム全体の人件費・事務費の前年度構成比に応じて反映
障害者雇用特別加算
宿直専門員雇上加算(A型施設のみ) 配置基準職員とは別に宿直専門員を雇用している施設を対象として、450,000円の範囲の額/(定員×12か月)で算出された額を加算。

(45) 問 38 一般財源化以降（平成 16 年度以降）、消費税増税分を除いた（消費税増税時以外に）、軽費老人ホームへのサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）

全体では、「改定したことはない」が 95.2%と最も高く、「改定したことがある」が 4.8%となっている。

図表 42 問 38 一般財源化以降（平成 16 年度以降）、消費税増税分を除いた（消費税増税時以外に）、軽費老人ホームへのサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）



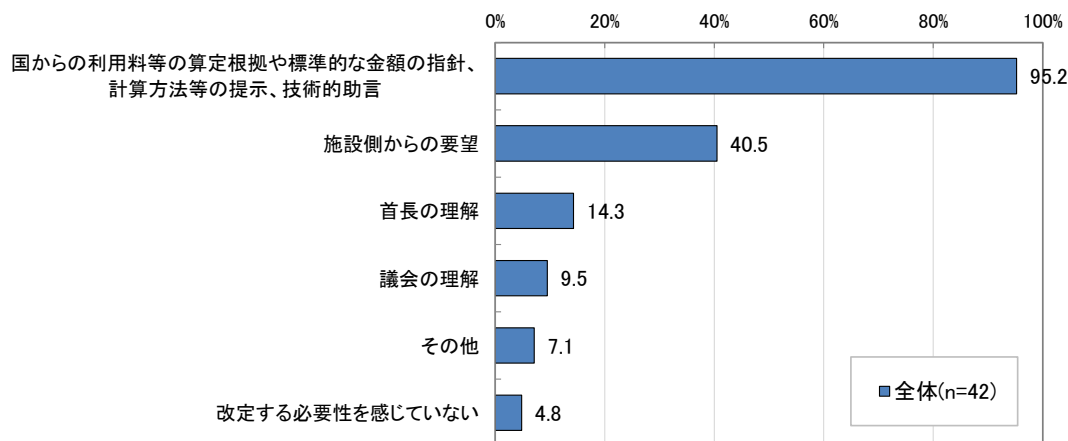
(46) 問 39 <問 38 で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答> 消費税増税分を除くサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。

<主な回答>	
2020年	
2022年	

(47) 問 40 昨今の状況及び地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立等を総合的に勘案したうえで、サービス提供費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考える要素（複数選択）

全体では、「国からの利用料等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言」が 95.2%と最も高く、「施設側からの要望」が 40.5%、「首長の理解」が 14.3%、「議会の理解」が 9.5%となっている。

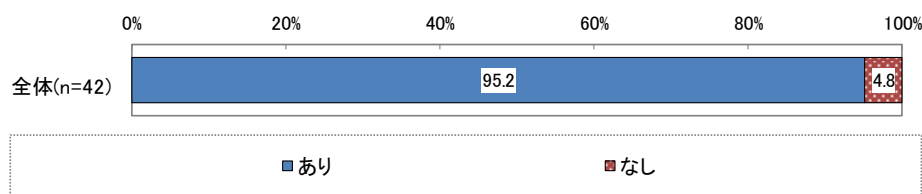
図表 43 問 40 昨今の状況及び地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立等を総合的に勘案したうえで、サービス提供費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考える要素（複数選択）



(48) 問 41 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分の対応の有無

全体では、「あり」が 95.2%と最も高く、「なし」が 4.8%となっている。

図表 44 問 41 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分の対応の有無



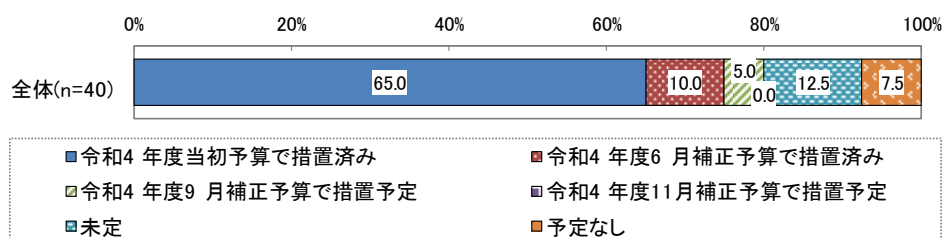
(49) 問 42 <問 41 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施時期をお答えください。

<主な回答>
2022年10月（2件）
2022年11月
2022年2月
2022年4月（30件）
2022年7月
2022年9月
2023年1月

(50) 問 43 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 予算上の措置

全体では、「令和4年度当初予算で措置済み」が65.0%と最も高く、「未定」が12.5%、「令和4年度6月補正予算で措置済み」が10.0%、「予定なし」が7.5%、「令和4年度9月補正予算で措置予定」が5.0%、「令和4年度11月補正予算で措置予定」が0.0%となっている。

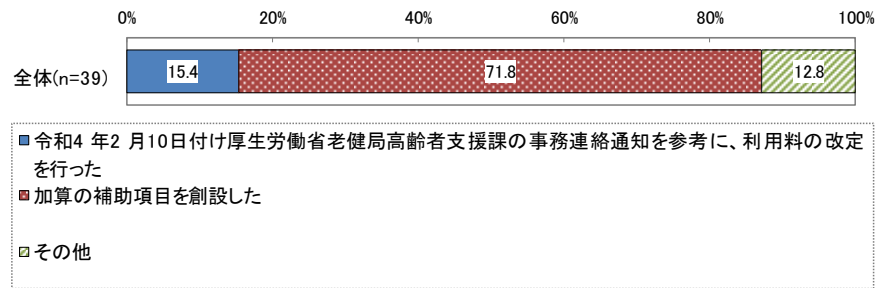
図表 45 問 43 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 予算上の措置



(51) 問 44 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 対応した内容

全体では、「加算の補助項目を創設した」が71.8%と最も高く、「令和4年2月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡通知を参考に、利用料の改定を行った」が15.4%となっている。

図表 46 問 44 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 対応した内容

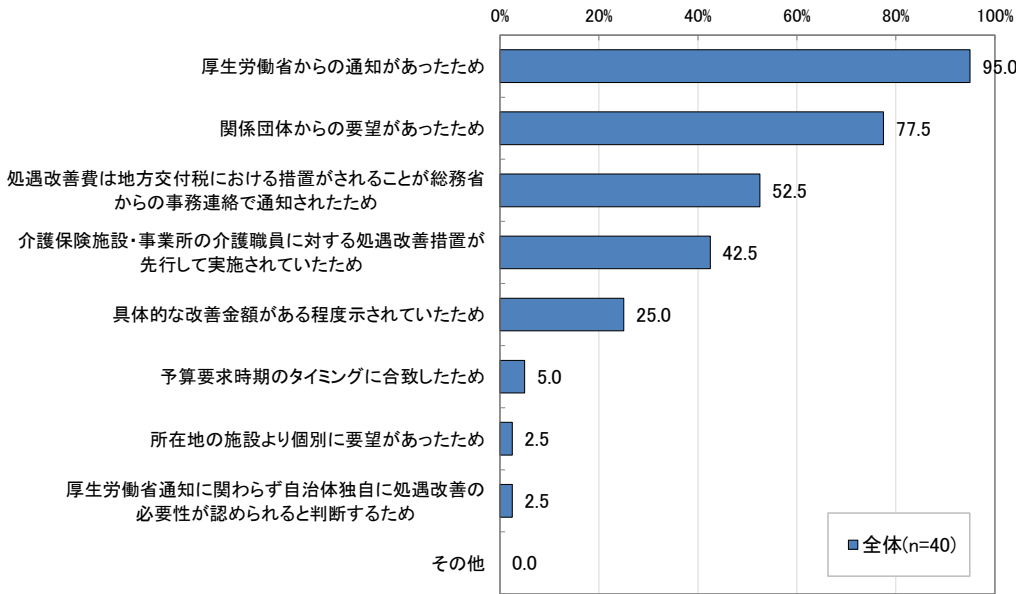


その他<主な回答>
令和3～4年度の地方交付税単位費用増加率を基本額に上乗せする予定。(令和4年度2月補正予算で措置予定。)
運営費助成基準額とは別に処遇改善費助成基準額を設定した。
処遇改善の補助金を創設し運営費に上乗せした。
従来の事務費補助金の中に、処遇改善分の対応のための補助事業を新設した

(52) 問 45 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 実施した要因 (複数選択)

全体では、「厚生労働省からの通知があったため」が 95.0%と最も高く、「関係団体からの要望があったため」が 77.5%、「処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため」が 52.5%、「介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため」が 42.5%となっている。

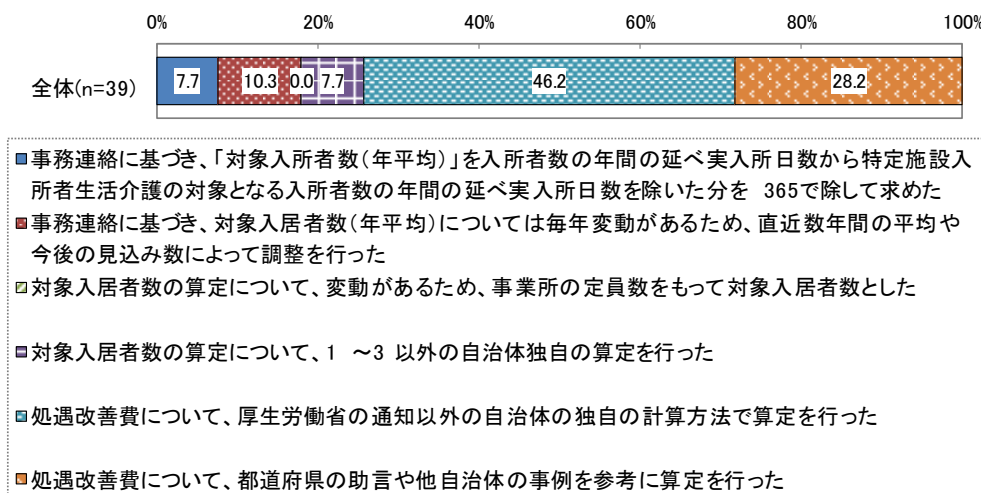
図表 47 問 45 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 実施した要因 (複数選択)



(53) 問 46 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」（厚生労働省事務連絡）を踏まえて都道府県で実際に採用した計算方法

全体では、「処遇改善費について、厚生労働省の通知以外の都道府県の独自の計算方法で算定を行った」が 46.2%と最も高く、「処遇改善費について、都道府県の助言や他都道府県の事例を参考に算定を行った」が 28.2%、「事務連絡に基づき、対象入居者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った」が 10.3%、「事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を 365 で除して求めた」が 7.7%となっている。

図表 48 問 46 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」（厚生労働省事務連絡）を踏まえて都道府県で実際に採用した計算方法

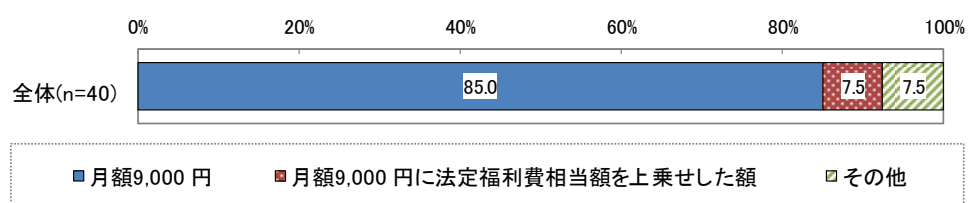


その他<主な回答>参考にした都道府県
新潟県（3 件）
神奈川県（2 件）
福島県、高知県、香川県
新潟県、京都府
中国 5 県
広島県、島根県、鳥取県、岡山県
香川県
高知県
九州各県

(54) 問 47 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 対象職員一人あたりの処遇改善額

全体では、「月額 9,000 円」が 85.0%と最も高く、「月額 9,000 円に法定福利費相当額を上乗せした額」が 7.5%となっている。

図表 49 問 47 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 対象職員一人あたりの処遇改善額



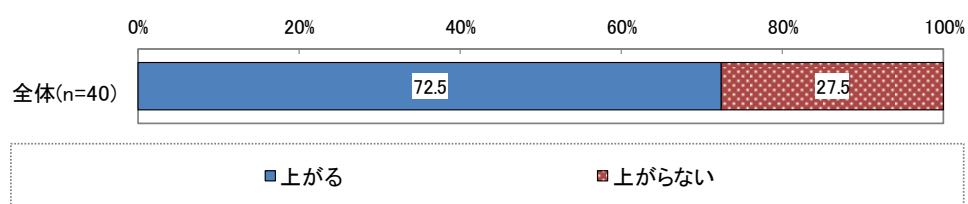
(55) 問 47.1 <問 47 で「3 その他」を選択した場合> その他の金額 [単位：円／月]

この設問に対して有効な回答はなかった。

(56) 問 48 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 事務費が総額として上がるか

全体では、「上がる」が 72.5%と最も高く、「上がらない」が 27.5%となっている。

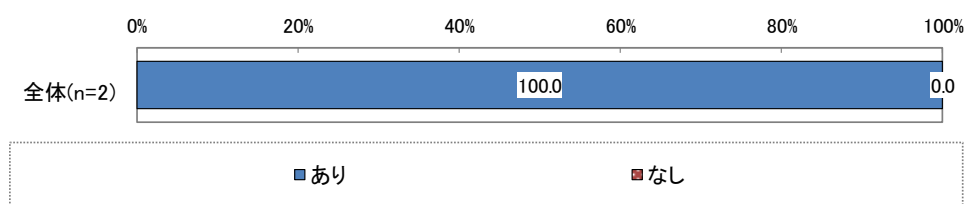
図表 50 問 48 <問 41 で「1 あり」を選択した場合> 事務費が総額として上がるか



(57) 問 49 <問 41 で「2.なし」を選択した場合> 実施見込みがあるか

全体では、「あり」が 100.0%となっている。

図表 51 問 49 <問 41 で「2.なし」を選択した場合> 実施見込みがあるか



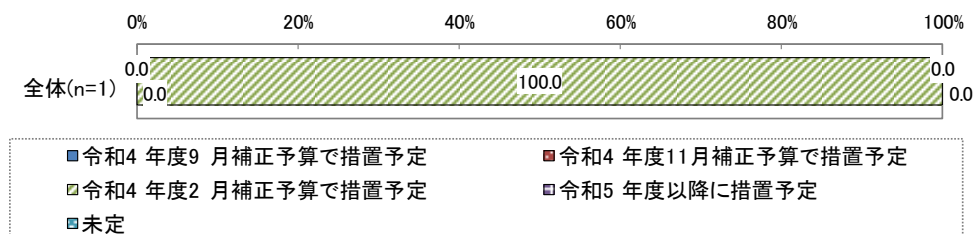
(58) 問 50 <問 49 で「1.あり」を選択した場合のみ回答> 実施予定時期についてお答えください。(半角数字)

<主な回答>	
2023年1月	

(59) 問 51 <問 49 で「1 あり」を選択した場合> 予算上の措置

全体では、「令和4 年度2 月補正予算で措置予定」が 100.0%となっている。

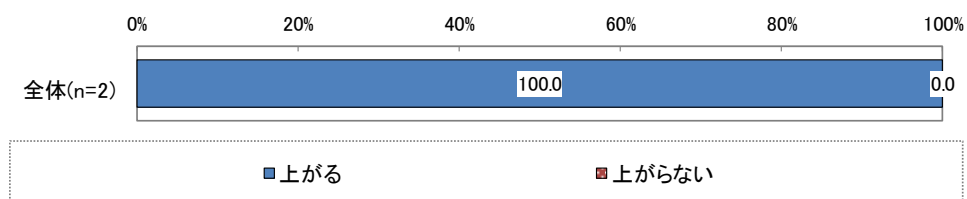
図表 52 問 51 <問 49 で「1 あり」を選択した場合> 予算上の措置



(60) 問 52 <問 49 で「1 あり」を選択した場合> 事務費が総額として上がるか

全体では、「上がる」が 100.0%となっている。

図表 53 問 52 <問 49 で「1 あり」を選択した場合> 事務費が総額として上がるか



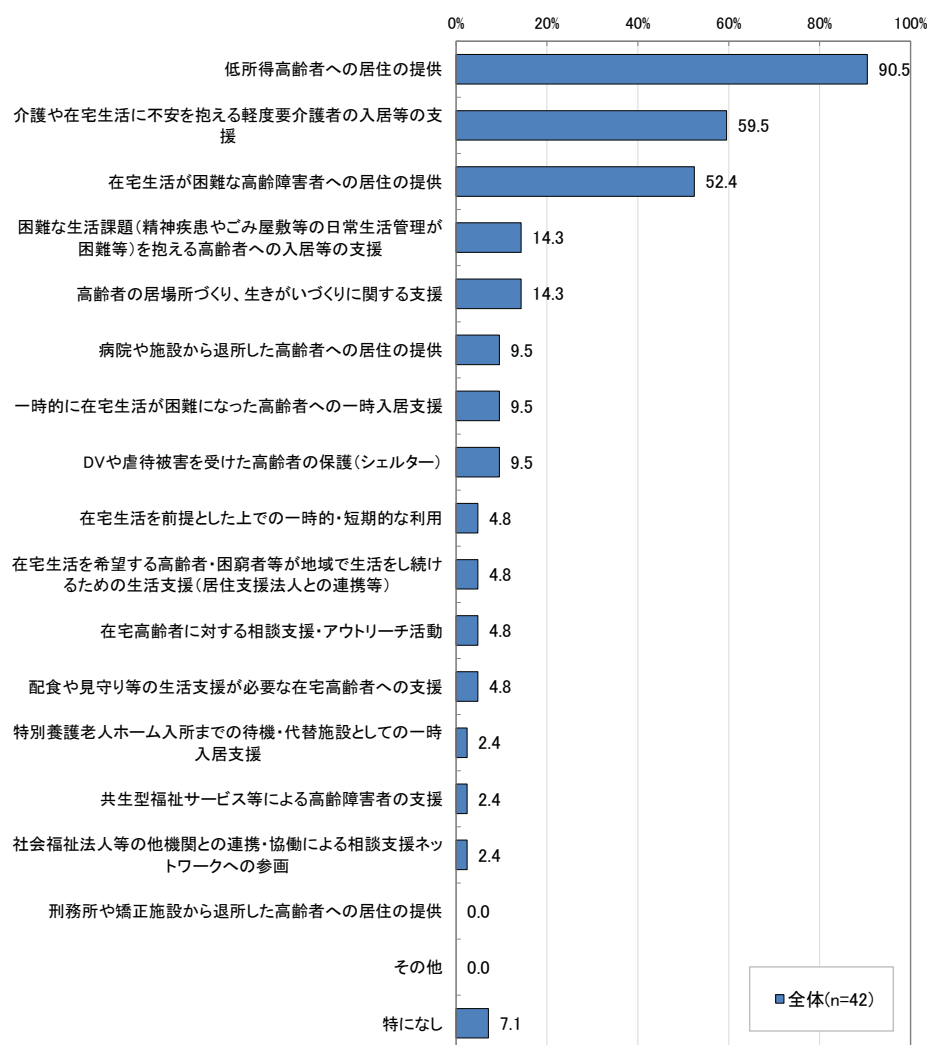
(61) 問 53 <問 49 で「2 なし」を選択した場合> 実施しない要因（複数選択）

この設問に対して有効な回答はなかった。

(62) 問 54 軽費老人ホームに対して、現在行っていない取組も含め期待している役割
（複数選択：3 つまで）

全体では、「低所得高齢者への居住の提供」が 90.5%と最も高く、「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援」が 59.5%、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」が 52.4%、「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入居等の支援」が 14.3%となっている。

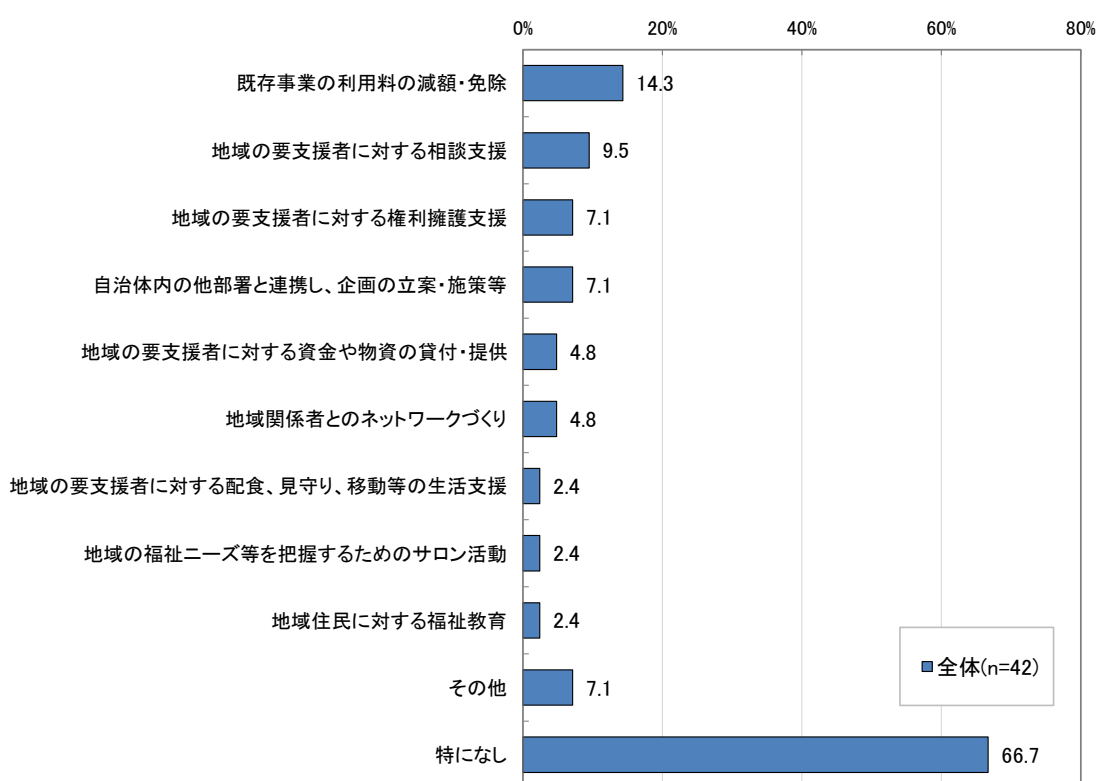
図表 54 問 54 軽費老人ホームに対して、現在行っていない取組も含め期待している役割（複数選択：3 つまで）



(63) 問 55 軽費老人ホームが地域の中で役割を担うため、都道府県として行っている関わりや支援（複数選択）

全体では、「既存事業の利用料の減額・免除」が 14.3%と最も高く、「地域の要支援者に対する相談支援」が 9.5%、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 7.1%、「都道府県内の他部署と連携し、企画の立案・施策等」が 7.1%となっている。

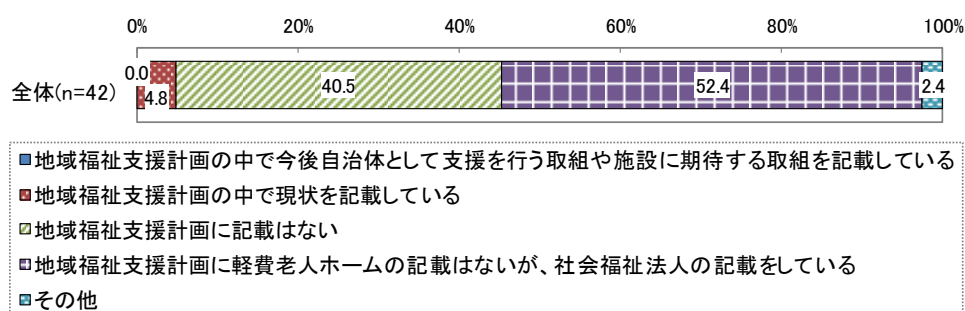
図表 55 問 55 軽費老人ホームが地域の中で役割を担うため、都道府県として行っている関わりや支援（複数選択）



(64) 問 56 地域福祉支援計画上での軽費老人ホームの位置づけ

全体では、「地域福祉支援計画に軽費老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている」が 52.4%と最も高く、「地域福祉支援計画に記載はない」が 40.5%、「地域福祉支援計画の中で現状を記載している」が 4.8%となっている。

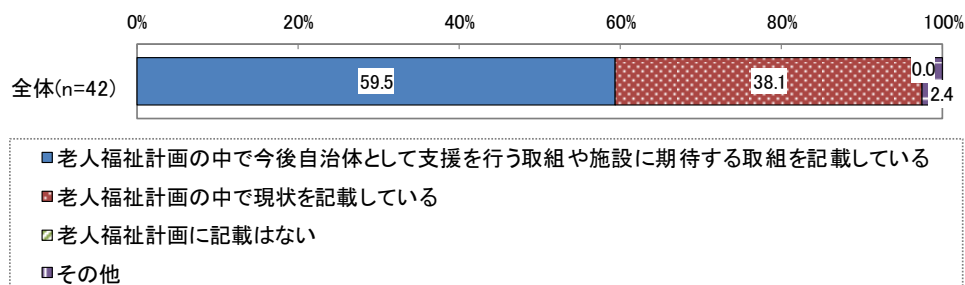
図表 56 問 56 地域福祉支援計画上での軽費老人ホームの位置づけ



(65) 問 57 老人福祉計画・介護保険事業支援計画上での軽費老人ホームの位置づけ

全体では、「老人福祉計画の中で今後都道府県として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している」が 59.5%と最も高く、「老人福祉計画の中で現状を記載している」が 38.1%となっている。

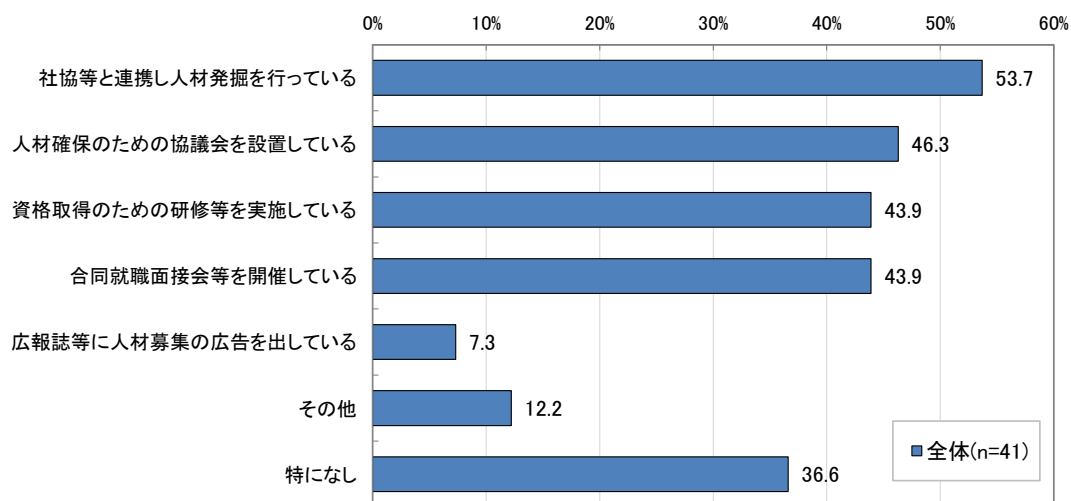
図表 57 問 57 老人福祉計画・介護保険事業支援計画上での軽費老人ホームの位置づけ



(66) 問 58 都道府県で行っている職員を確保するための取組（複数選択）

全体では、「社協等と連携し人材発掘を行っている」が 53.7%と最も高く、「人材確保のための協議会を設置している」が 46.3%、「資格取得のための研修等を実施している」が 43.9%、「合同就職面接会等を開催している」が 43.9%となっている。

図表 58 問 58 都道府県で行っている職員を確保するための取組（複数選択）

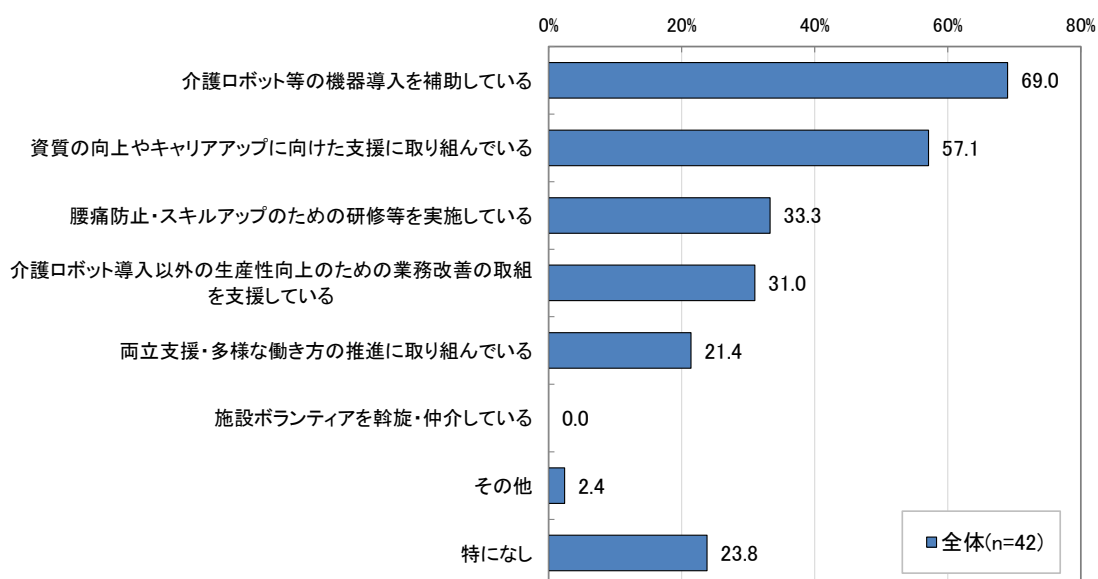


その他＜主な回答＞
介護福祉士養成校や福祉系高校に就学する学生に対する修学資金の貸し付けなど
若手介護職員による大学生等に対する介護の魅力発信 等
資格取得にかかる費用や代替職員確保に関する支援や補助を行うほか、外国人を含めた人材の新たな参入や離職者の再就職を支援している。
介護事業所の雇用環境情報や介護事業所が行う取組を PR するホームページを作成し、事業所を紹介
介護の魅力を発信する情報番組の制作・放送など

(67) 問 59 都道府県で行っている施設職員の負担軽減のための取組（複数選択）

全体では、「介護ロボット等の機器導入を補助している」が 69.0%と最も高く、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる」が 57.1%、「腰痛防止・スキルアップのための研修等を実施している」が 33.3%、「介護ロボット導入以外の生産性向上のための業務改善の取組を支援している」が 31.0%となっている。

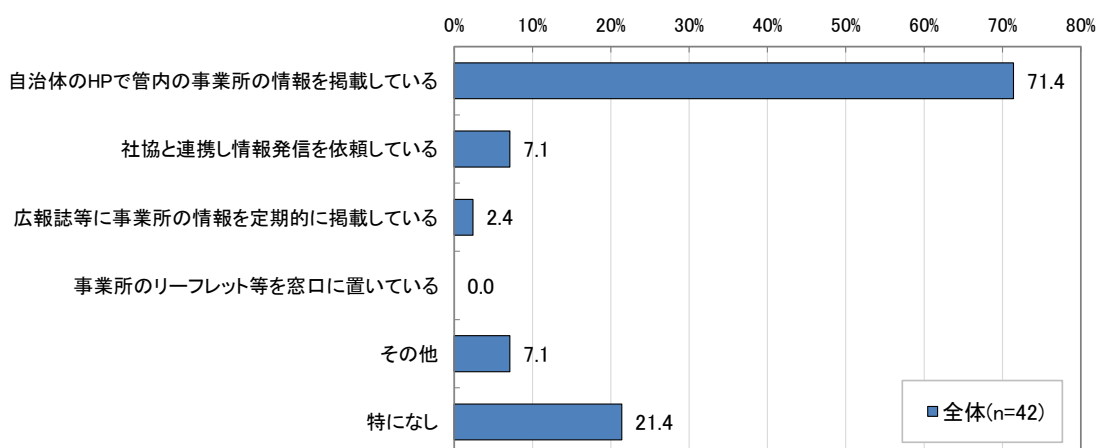
図表 59 問 59 都道府県で行っている施設職員の負担軽減のための取組（複数選択）



(68) 問 60 都道府県が支援している事業所に関する情報発信の取組（複数選択）

全体では、「都道府県の HP で管内の事業所の情報を掲載している」が 71.4%と最も高く、「社協と連携し情報発信を依頼している」が 7.1%、「広報誌等に事業所の情報を定期的に掲載している」が 2.4%となっている。

図表 60 問 60 都道府県が支援している事業所に関する情報発信の取組（複数選択）

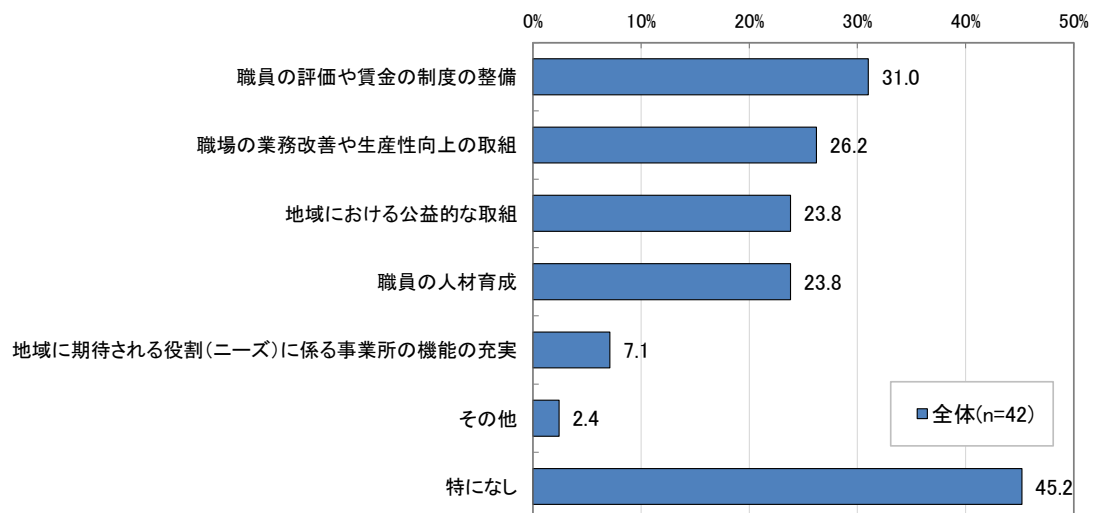


その他＜主な回答＞
施設の一覧を県のホームページで公表している。
働きやすい介護事業所を認証し HP 等で発信、優良介護事業所を表彰し HP や事例集等で発信
所管の軽費老人ホームに対して、メール等で情報発信している。

(69) 問 61 都道府県として把握している、管内事業所で現在行われている取組（複数選択）

全体では、「職員の評価や賃金の制度の整備」が 31.0%と最も高く、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が 26.2%、「地域における公益的な取組」が 23.8%、「職員の人材育成」が 23.8%となっている。

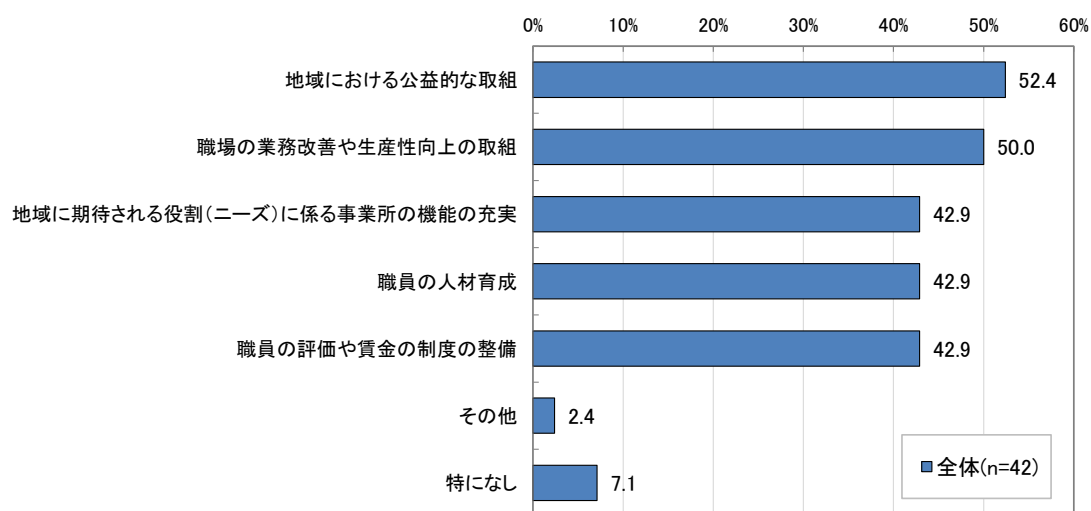
図表 61 問 61 都道府県として把握している、管内事業所で現在行われている取組（複数選択）



(70) 問 62 都道府県として今後管内事業所で実施を期待している取組（複数選択）

全体では、「地域における公益的な取組」が 52.4%と最も高く、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が 50.0%、「地域に期待される役割(ニーズ)に係る事業所の機能の充実」が 42.9%、「職員の人材育成」が 42.9%となっている。

図表 62 問 62 都道府県として今後管内事業所で実施を期待している取組（複数選択）



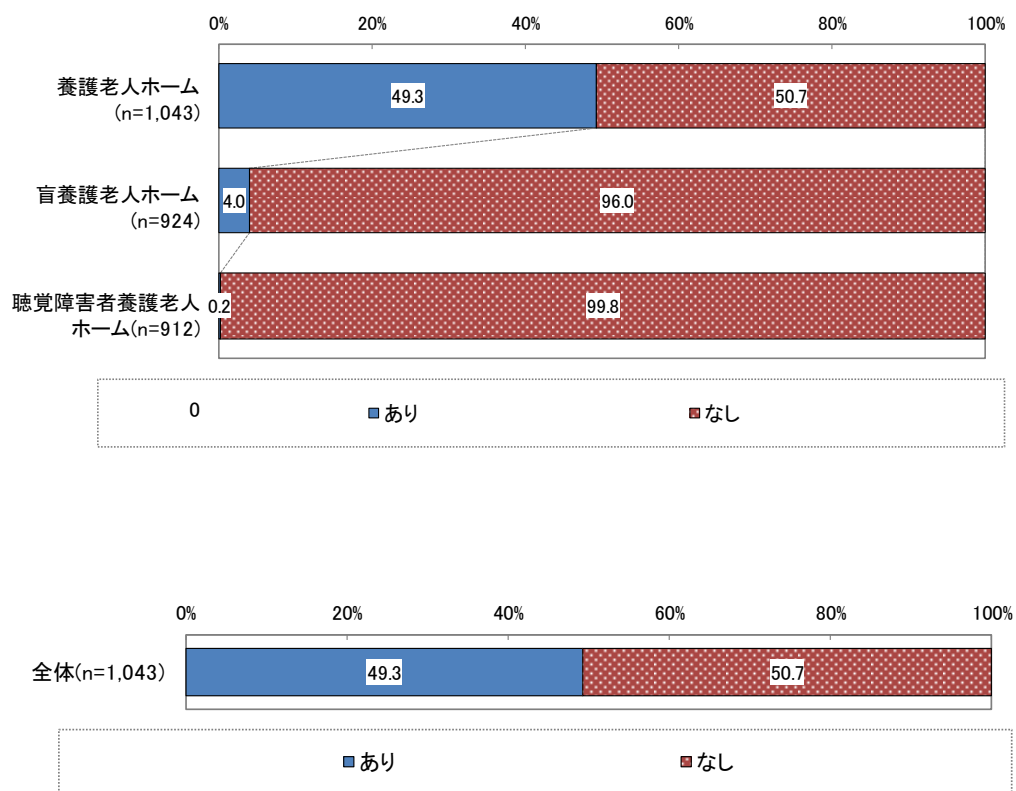
<市区町村票>

養護老人ホームに対する取組状況

(71) 問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無

全体では、「なし」が 50.7%と最も高く、「あり」が 49.3%となっている。

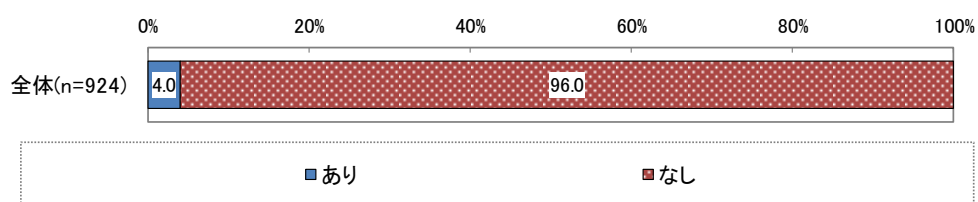
図表 63 問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無



(72) 問 1-1.2 盲養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無

全体では、「なし」が 96.0%と最も高く、「あり」が 4.0%となっている。

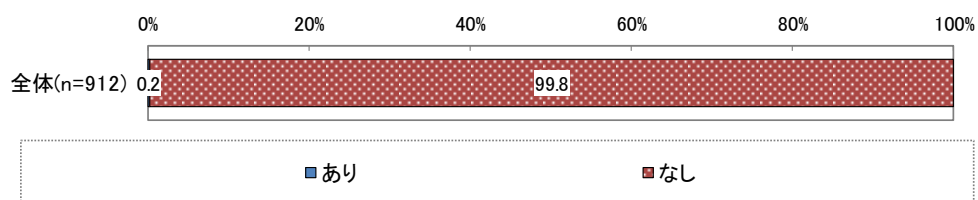
図表 64 問 1-1.2 盲養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無



(73) 問 1-1.3 聴覚障害者養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無

全体では、「なし」が 99.8%と最も高く、「あり」が 0.2%となっている。

図表 65 問 1-1.3 聴覚障害者養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無



(74) 問 1-2 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>施設数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：件]

図表 66 問 1-2 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>施設数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：件]

	全体	平均	中央値
養護老人ホーム	512 100	1	1
盲養護老人ホーム	37 100	1	1
聴覚障害者養護老人ホーム	2 100	1	1

(75) 問 1-3 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 2のうち特定指定施設数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：件]

図表 67 問 1-3 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 2のうち特定指定施設数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：件]

	全体	平均	中央値
養護老人ホーム	481 100	1	0
盲養護老人ホーム	36 100	1	1
聴覚障害者養護老人ホーム	2 100	1	1

(76) 問 1-4 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>定員数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：人]

図表 68 問 1-4 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>定員数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：人]

	全体	平均	中央値
養護老人ホーム	511 100	91	60
盲養護老人ホーム	36 100	59	50
聴覚障害者養護老人ホーム	2 100	50	50

(77) 問 1-5 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>在所者数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：人]

図表 69 問 1-5 <問 1-1 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>在所者数_貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。[単位：人]

	全体	平均	中央値
養護老人ホーム	495 100	78	53
盲養護老人ホーム	34 100	48	50
聴覚障害者養護老人ホーム	2 100	50	50

(78) 問 2 貴自治体の被措置者数（各年度 4 月 1 日現在）について、可能な範囲でお答えください。[単位：人]

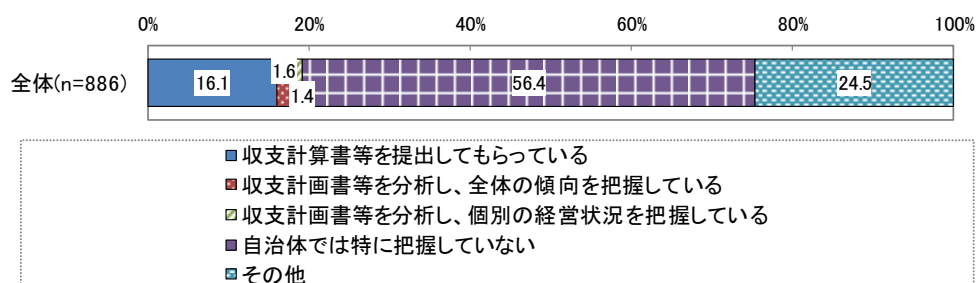
図表 70 問 2 貴自治体の被措置者数（各年度 4 月 1 日現在）について、可能な範囲でお答えください。[単位：人]

	全体	平均	中央値
令和4年度	1,023 100	40	17
令和3年度	1,018 100	41	18
令和2年度	1,017 100	42	18

(79) 問 3 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

全体では、「自治体では特に把握していない」が 56.4%と最も高く、「収支計算書等を提出してもらっている」が 16.1%、「収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」が 1.6%、「収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」が 1.4%となっている。

図表 71 問3 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。



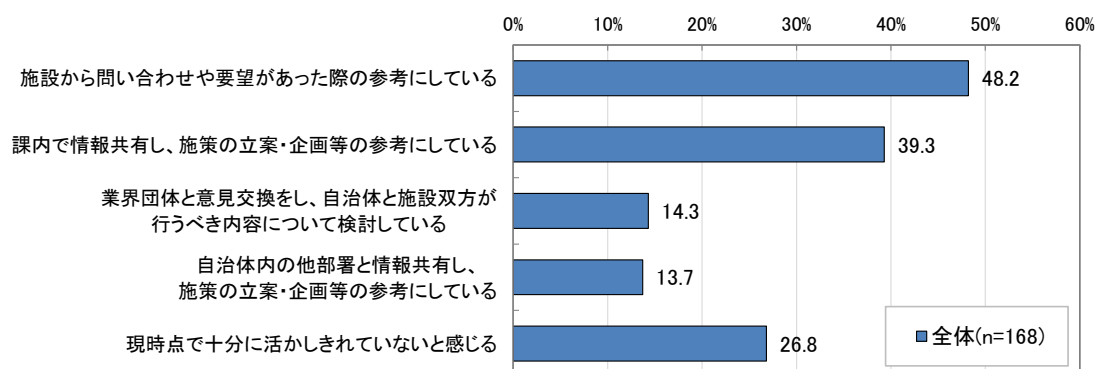
図表 72 問3 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。(問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計)

	全体	収支計算書等を提出してもらっている	収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している	収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している	自治体では特に把握していない	その他
全体	886 100%	143 16.1%	14 1.6%	12 1.4%	500 56.4%	217 24.5%
あり	512 100%	136 26.6%	14 2.7%	11 2.1%	301 58.8%	50 9.8%
なし	373 100%	7 1.9%	— —	1 0.3%	198 53.1%	167 44.8%

(80) 問4 <問3で「1 収支計算書等を提出してもらっている」「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答> 把握した情報の活かし方についてお答えください。(複数選択)

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている」が 48.2%と最も高く、「課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考になっている」が 39.3%、「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」が 26.8%、「業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している」が 14.3%となっている。

図表 73 問 4 <問 3 で「1 収支計算書等を提出してもらっている」「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答> 把握した情報の活かし方についてお答えください。(複数選択)



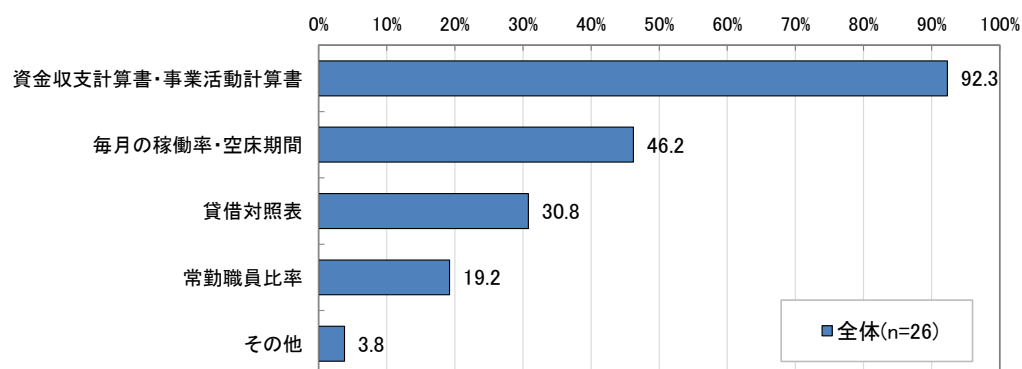
その他<主な回答>
3年に一度、養護老人ホームを運営する社会福祉法人の法人監査の際に把握している。また、毎年ワムネット財務諸表等電子開示システムによる計算書類、現況報告書の提出により把握している。
3年に一度の法人の定期指導監査において施設の収支報告書等を確認し、経営状況を把握している。また、毎年法人の収支報告書を提出してもらい、法人全体の経営状況を把握している。
一般監査時に確認している。
一部事務組合であり、組合議会で報告されている。
管内の課長会議にて情報共有されている。
郡内町村が分賦された負担金（人口割・均等割）を支出し、広域で運営している。
経営は一部事務組合が行っており、自治体としては補助金を出しているの、その際に必要に応じた書類を提出してもらっている
経営状況についての調査は行っていないが、当市の養護老人ホームは所轄の社会福祉法人内にあるため、現況報告書等で把握は可能。
公立の養護老人ホームとして一部事務組合において管理、運営している。
公立の養護老人ホームを指定管理しており、指定管理者からは毎年収支計画書等を提出してもらっている。
公立施設のため例月出納検査をしている
指定管理のため指定管理料（委託料）での管理。
指定管理の更新の際に、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類を提出してもらっている。

指定管理施設である養護老人ホームについては、収支計算書等を提出してもらっているが、民設民営の養護老人ホームについては、特に経営状況の把握はしていない。
指定管理施設は選択肢 2（※問 4・問 5 は指定管理施設における回答）、民間施設は選択肢 4
指定管理者制度導入施設につき関係書類の提出を求めている
施設関係者との意見交換などで大まかに把握している
事業所のホームページに収支計算書等が掲載されている。
社会福祉協議会に指定管理料を支払っているため、予算や決算等の資料提出をもとに経営状況を把握している。
社会福祉法人現況報告に係る財務諸表を確認している
社会福祉法人指導監査の提出書類で把握
収支計画書の提出は求めているものの、経営状況等は当該法人の担当者より把握している。
詳細までは把握していないが、大まかな経営基準や年度ごとに整備にかかった費用などの共有は行っている。
措置機関連絡会で資金収支概要書により報告を受けている。
組合立の構成市村として定例会等で報告を受けている。
当該施設発行のリーフレットに記載されている報告書にて把握。
当期末支払資金残高に関する調書を提出してもらっている
年度末に事業報告書を提出してもらっている。

(81) 問 5 <問 3 で「2 収支計画書等进行分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等进行分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答> 収支計画書等进行分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。(複数選択)

全体では、「資金収支計算書・事業活動計算書」が 92.3%と最も高く、「毎月の稼働率・空床期間」が 46.2%、「貸借対照表」が 30.8%、「常勤職員比率」が 19.2%となっている。

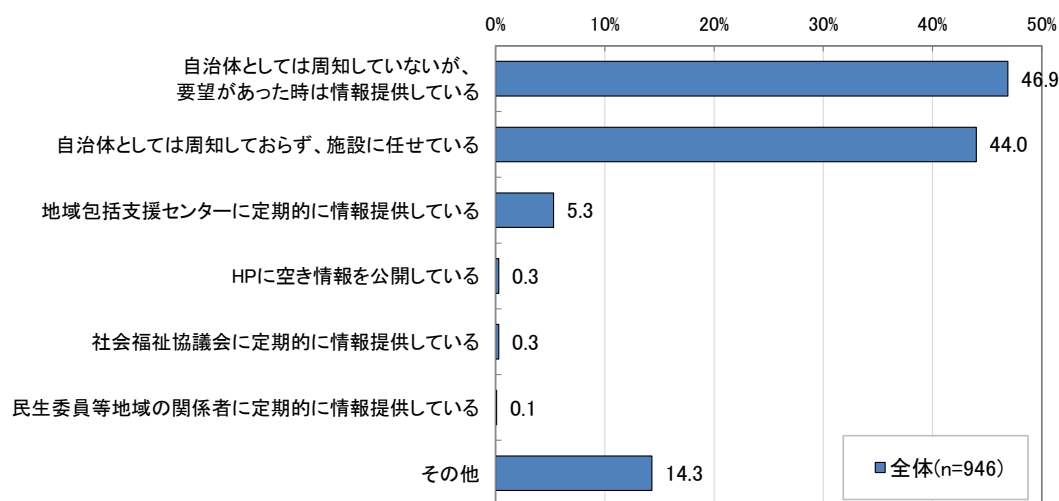
図表 74 問 5 <問 3 で「2 収支計画書等进行分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等进行分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答> 収支計画書等进行分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。(複数選択)



(82) 問 6 貴自治体では、養護老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。(複数選択)

全体では、「自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が 46.9%と最も高く、「自治体としては周知しておらず、施設に任せている」が 44.0%、「地域包括支援センターに定期的に情報提供している」が 5.3%、「HP に空き情報を公開している」が 0.3%、「社会福祉協議会に定期的に情報提供している」が 0.3%、「民生委員等地域の関係者に定期的に情報提供している」が 0.1%となっている。

図表 75 問 6 貴自治体では、養護老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。(複数選択)



その他＜主な回答＞
R4 年度から、空き情報について、地域包括支援センター及び民生委員等地域の関係者に情報提供を行った。
各福祉事務所に対しても定期的に情報提供している。
基本的に空きはなく、空きが出た場合は待機者が入所する。待機者〇名という周知は、問い合わせがあった際に情報提供している。
近隣の養護老人ホームの空き状況自体を把握していない。要望等があった際には施設へ確認し情報提供する。
県が取りまとめた情報を課内で共有している。
県で毎月空き情報を取りまとめ、県 HP にて公開している
広域連合で周知。
構成市町村毎に入所人数が決まっており、空床ができた場合に施設から連絡が入り、各市町村で調整している。
市から施設に空き状況を確認し、必要に応じて関係機関に情報提供する場合はある
施設に直接確認し空き状況を聞いている。
自治体としては空き状況を周知・把握していないが、問い合わせがあった際に空き状況を調べている
自治体としては周知していないが、県がホームページにて入所状況を公表している。
自治体として広く全体に空き情報は公開していないが、空きが出た場合施設から連絡が来るので関係機関と情報共有している。

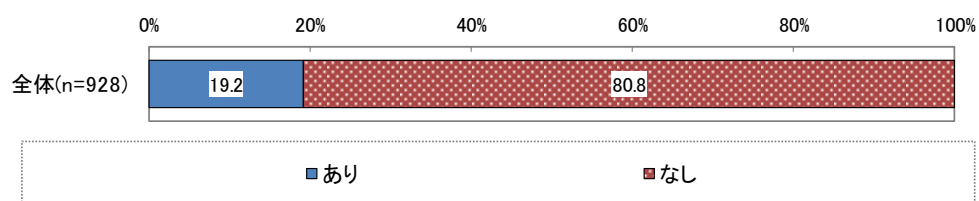
常に空きがない状態のため、空き情報は周知していない
随時、民生員等の地域関係者や地域包括支援センター、近隣自治体に情報提供している。
保護措置に利用しており、空き情報の公開は行っていない。
本町に調査対象施設がないため、特になし。ただし、近隣自治体に所在している養護の空き情報は、不定期に把握している。

(83) 問 7 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。

※「対応なし」には令和 3 年 12 月 24 日の通知以前に対応を行っている場合も含む。

全体では、「なし」が 80.8%と最も高く、「あり」が 19.2%となっている。（「なし」の中には令和 3 年以前に既に対応したものも含んでいる）

図表 76 問 7 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。



図表 77 問 7 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。

（問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計）

	全体	対应有	対応無
全体	928 100%	178 19.2%	750 80.8%
あり	511 100%	145 28.4%	366 71.6%
なし	416 100%	33 7.9%	383 92.1%

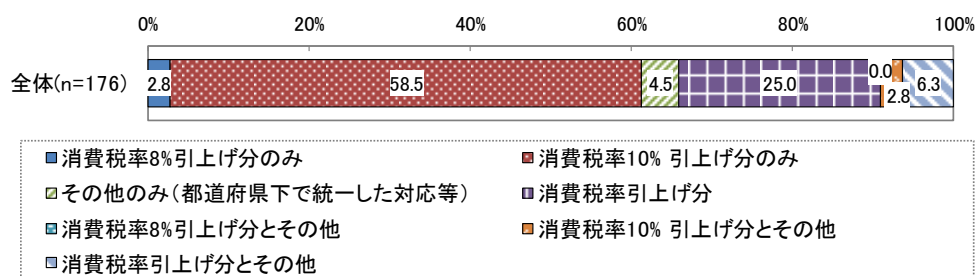
(84) 問 8 <問 7 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施時期をお答えください。

<主な回答>
2021年
2021年10月（9件）
2021年1月（4件）
2021年2月
2021年4月（51件）
2022年10月
2022年12月（3件）
2022年2月（5件）
2022年3月（2件）
2022年4月（43件）
2022年7月
2022年8月（3件）
2023年4月

(85) 問 9 <問 7 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。

全体では、「消費税率 10% 引上げ分のみ」が 58.5%と最も高く、「消費税率引上げ分」が 25.0%、「消費税率引上げ分とその他」が 6.3%、「その他のみ（都道府県下で統一した対応等）」が 4.5%、「消費税率 8%引上げ分のみ」が 2.8%、「消費税率 10% 引上げ分とその他」が 2.8%、「消費税率 8%引上げ分とその他」が 0.0%となっている。

図表 78 問 9 <問 7 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。



図表 79 問9 <問7で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。(問 1-1.1 養護老人ホーム:貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計)

	全体	消費税率 8%引上げ 分のみ	消費税率 10% 引上 げ分のみ	その他の み(都道 府県下で 統一した 対応等)	消費税率 引上げ分	消費税率 8%引上げ 分とその 他	消費税率 10% 引上 げ分とその 他	消費税率 引上げ分とその他
全体	176 100%	5 2.8%	103 58.5%	8 4.5%	44 25.0%	-	5 2.8%	11 6.3%
あり	144 100%	5 3.5%	87 60.4%	3 2.1%	38 26.4%	-	4 2.8%	7 4.9%
なし	32 100%	-	16 50.0%	5 15.6%	6 18.8%	-	1 3.1%	4 12.5%

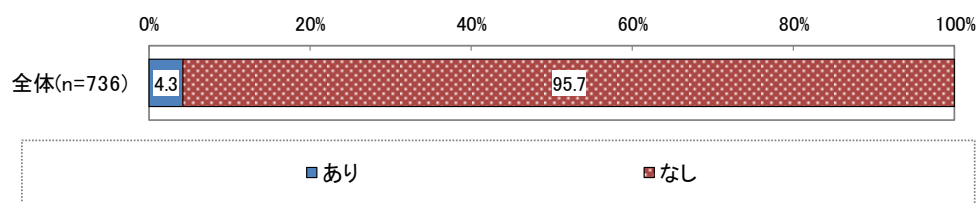
(86) 問 10 <問9で「3 その他のみ(都道府県下で統一した対応等)」「5 消費税率 8%引上げ分とその他」「6 消費税率 10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答> その他の内容があればお答えください。

<主な回答>
コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）収入を3%程度上げるための措置
現行の人事院規則において、本市域の地域手当支給割合が15/100となっているが、措置実施指針には、13/100欄までしか掲載されていないことから、新たに15/100欄相当額を算出し、これを適用するよう改正。
消費税増税対応は、8%引上げをH29（2017）年度に実施、10%引上げをR2（2020）年に実施。 人事院規則改正に伴う地域区分の見直しをH28（2016）年度、H29（2017）年度に実施。
消費税率10%引上げ分、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号）
常勤職員の処遇改善及び非常勤職員のH25年以降の最低賃金上昇分（248円）
人件費（夜勤介護職員加算）の増額
都道府県下で統一した対応を実施
養護老人ホーム（市委託）の定員は50人。当該月の入所者が48人に満たない場合は不足分の人件費を補填する。（令和4年4月から）
令和2年4月に消費税率5%⇒10%と合わせて、人件費等増加見込み分を施設と協議し算入している。
令和3年12月24日老高発1224第1号通知を踏まえた処遇改善分の加算

(87) 問 11 <問 7 で 「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みをお答えください。

全体では、「なし」が 95.7%と最も高く、「あり」が 4.3%となっている。（「なし」の中には令和 3 年以前に既に対応したものも含んでいる）

図表 80 問 11 <問 7 で 「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みをお答えください。



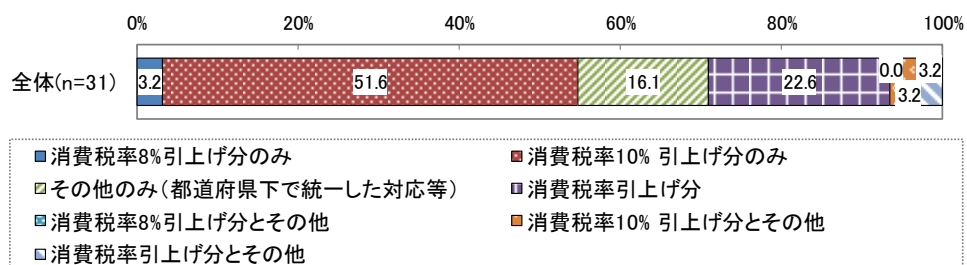
(88) 問 12 <問 11 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施見込みの場合は実施予定時期についてお答えください。

<主な回答>
2022年4月（5件）
2023年
2023年1月（3件）
2023年3月
2023年4月（14件）
2023年9月
2024年4月（4件）

(89) 問 13 <問 11 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施予定の内容をお答えください。

全体では、「消費税率 10% 引上げ分のみ」が 51.6%と最も高く、「消費税率引上げ分」が 22.6%、「その他のみ（都道府県下で統一した対応等）」が 16.1%、「消費税率 8%引上げ分のみ」が 3.2%となっている。

図表 81 問 13 <問 11 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施予定の内容をお答えください。



(90) 問 14 <問 13 で「3 その他のみ(都道府県下で統一した対応等)」「5 消費税率 8% 引上げ分とその他」「6 消費税率 10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答> その他の内容があればお答えください。

<主な回答>
現在検討中
消費税率分の引上げを実施するかどうかは検討中。
上記の予定だが検討中のため未確定。
養護老人ホーム設置自治体の通知に準ずる
介護支援員処遇改善分
処遇改善等引上げ予定、消費税率 10%は引上げ済み。

(91) 問 15 令和3年度決算額 [単位：千円／年]

図表 82 問 15 令和3年度決算額 [単位：千円／年] (0 円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
支弁額計	848 30	101,107	53,194	1	2,023,944
本人費用徴収額	833 30	20,886	10,177	16	511,706
扶養義務者費用徴収額	302 11	438	252	4	3,257
自治体負担額(費用徴収額を除く)	830 30	82,179	43,696	1	1,611,698

(92) 問 16 令和2年度決算額 [単位：千円／年]

図表 83 問 16 令和2年度決算額 [単位：千円／年] (0円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
支弁額計	847 30	96,660	55,388	5	1,542,685
本人費用徴収額	832 29	19,553	9,852	3	503,384
扶養義務者費用徴収額	316 11	447	245	1	3,645
自治体負担額(費用徴収額を除く)	831 29	78,775	42,409	2	1,306,579

(93) 問 17 令和元年度決算額 [単位：千円／年]

図表 84 問 17 令和元年度決算額 [単位：千円／年] (0円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
支弁額計	847 30	98,497	53,280	150	2,049,137
本人費用徴収額	832 29	19,561	9,673	3	469,466
扶養義務者費用徴収額	317 11	456	247	1	4,218
自治体負担額(費用徴収額を除く)	831 29	80,635	43,561	1	1,641,561

(94) 問 18 公立の養護老人ホームの決算額 [単位：千円／年]

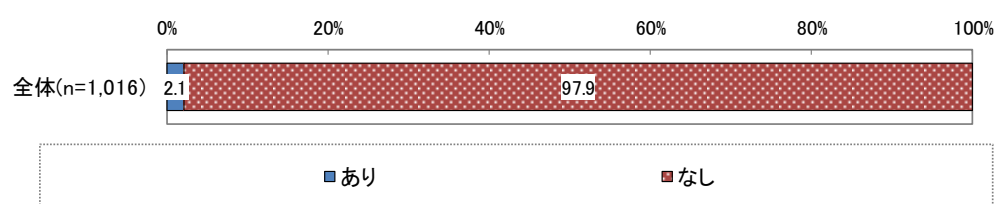
図表 85 問 18 公立の養護老人ホームの決算額 [単位：千円／年] (0円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
令和3年度決算額	155 33	88,592	71,259	497	343,363
令和2年度決算額	159 34	88,205	74,333	292	343,647
令和元年度決算額	156 33	91,006	81,110	25	374,139

(95) 問 19 費用徴収額の状況（本人分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。

全体では、「なし」が 97.9%と最も高く、「あり」が 2.1%となっている。

図表 86 問 19 費用徴収額の状況（本人分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。



(96) 問 20 <問 19 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。

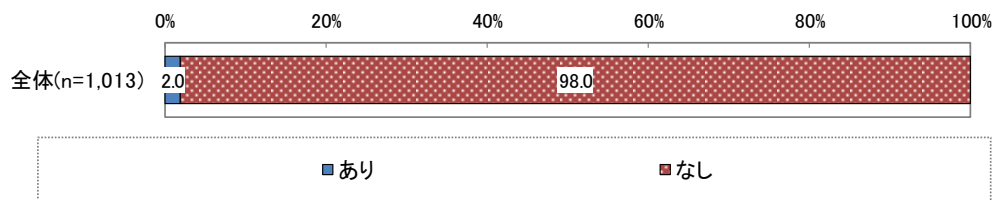
<主な回答>	
・ 上限は 140,000 円	
・ 要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申し込みを行ったものの徴収額については、49,460 円を超えるときは、1 年間 49,460 円。	
40 階層を設定。「1,500,001 円以上かつ資産が被措置者の措置先における当該年の措置費支弁基準額の年額を超える額以上」の者を対象に「その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額」を徴収する。	
階層区分と基準月額については国の基準と同様。当該年度で大幅に収入が増加した入所者への救済措置として、表の規定にかかわらず当分の間 140,000 円を上限とする旨を備考に設けている。	
国の費用徴収基準に消費税 10% 引上げ分を加算	
支弁費の改定に伴う費用の一部を受益者負担としたため。	
所得について原発被災特例を適用。（控除分が多い）	
上限を 140,000 円としている。	
対象収入 420,000 円以下は一律費用徴収段階 1	
被徴収者が次の各号のいずれかに該当する場合には、費用の徴収を免除することができる。	
(1) 費用を徴収することによって生活保護を要する状態になるとき。	
(2) り災その他特別な事情によって生計が著しく悪化しているとき。	

(3) その他費用の徴収が著しく困難であると村長が認めたとき。
預貯金等の金額が 350 万円を超えている場合は、階層区分 39 とし支弁相当額を負担してもらっている。

(97) 問 21 費用徴収額の状況（扶養義務者分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。

全体では、「なし」が 98.0%と最も高く、「あり」が 2.0%となっている。

図表 87 問 21 費用徴収額の状況（扶養義務者分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。



(98) 問 22 <問 21 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。

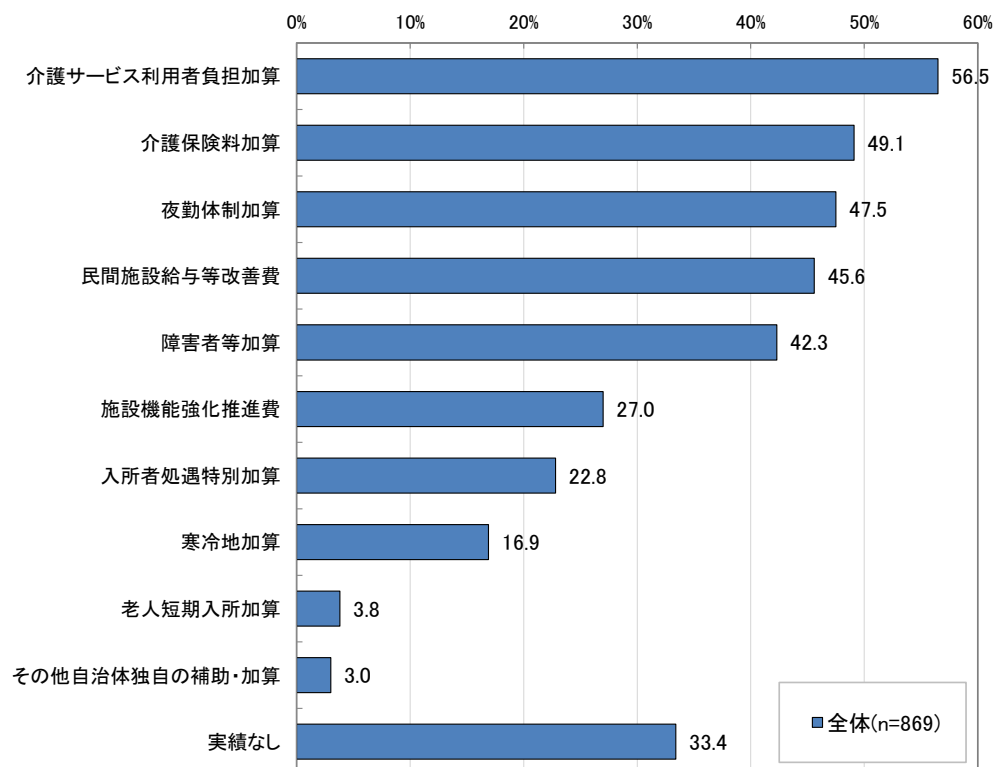
<主な回答>
「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金要綱」表 2 児童入所施設徴収金基準額表(令和元年 7 月 1 日から)のうち、入所施設の徴収金基準額(月額)に基づき、徴収額表の A 階層を除く各階層において徴収額を所得税額に応じた認定から市町村民税額に応じた認定に変更している。
C1 : 2,300 円 C2 : 3,300 円
C1~D13 階層について、税額等による階層区分の分け方は同じだが、負担徴収基準月額について異なる基準金額を設けている。
D1~14 の所得税額区分
D 階層について税額の年額区分をより詳細に設定
基準月額は国の基準と同様。D1 以降の階層区分における所得税の年額区分が、国の基準よりも引き下げられている。
国の費用徴収基準に消費税 10% 引上げ分を加算
国基準額より費用徴収階層区分 C1 を 2,500 円減免及び C2 を 2,800 円減免
支弁費の改定に伴う費用の一部を受益者負担としたため。

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金改定に伴う変更分
所得について原発被災特例を適用。(控除分が多い)
消費税率引上げ分を上乗せしている。
上限額 14 万円
身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の改正に伴い、老人福祉法による費用の徴収についても同様に規則の改正を行ったもの。
生活保護被保護者や非課税の者の費用免除をはじめ、費用徴収月額 of 税額による階層区分を設けている。
費用徴収階層 C1、C2 のみ、市独自基準。C1 2,200 円、C2 3,300 円。

(99) 問 23 貴自治体で養護老人ホームに対して昨年度支給実績のある加算をお答えください。(複数選択)

全体では、「介護サービス利用者負担加算」が 56.5%と最も高く、「介護保険料加算」が 49.1%、「夜勤体制加算」が 47.5%、「民間施設給与等改善費」が 45.6%となっている。

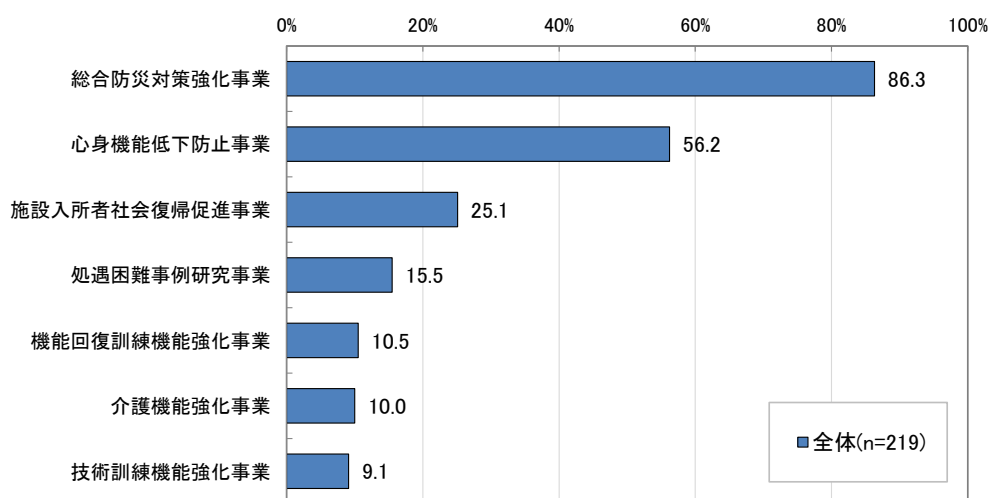
図表 88 問 23 貴自治体で養護老人ホームに対して昨年度支給実績のある加算をお答えください。(複数選択)



(100) 問 24 <問 23 で「5 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 「5 施設機能強化推進費」の支給を行っている場合、どのような事業に対して支給を行っていますか。(複数選択)

全体では、「総合防災対策強化事業」が 86.3%と最も高く、「心身機能低下防止事業」が 56.2%、「施設入所者社会復帰促進事業」が 25.1%、「処遇困難事例研究事業」が 15.5%となっている。

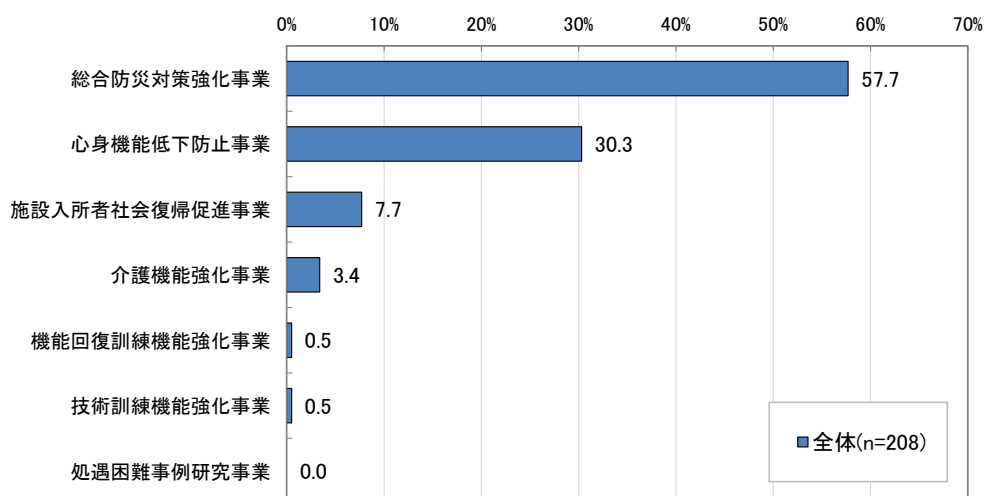
図表 89 問 24 <問 23 で「5 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 「5 施設機能強化推進費」の支給を行っている場合、どのような事業に対して支給を行っていますか。(複数選択)



(101) 問 25 <問 23 で「5 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 問 24 で支給実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。

全体では、「総合防災対策強化事業」が 57.7%と最も高く、「心身機能低下防止事業」が 30.3%、「施設入所者社会復帰促進事業」が 7.7%、「介護機能強化事業」が 3.4%となっている。

図表 90 問 25 <問 23 で「5 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 問 24 で支給実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。



(102) 問 26 <問 23 で「10. その他自治体独自の補助・加算」を選択した場合のみ回答
> 貴自治体独自で養護老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている（前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。（自由記述）

<主な回答>	
「基本運営体制維持加算」	入所定員と実入所者数との差し引き人数につき定員の1割を上限として、一般事務費（基本分）相当額を加算。
加算の特例(「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」より70歳以上の者で無年金者に対するお小遣い相当として上限22,500の範囲内で加算する)	
管理費スプリンクラー設置加算…消防法施行規則第31条の3第4項にあたることから設置費用の費用分を加算している	
施設入所市町特別加算	
事務用冬期採暖費加算（11月から3月まで加算（施設の入所定員に2,210円を乗じて得た額を入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額（円未満切捨て）を1人当たり月額とする））	
処遇改善特別加算	
新型コロナウイルス感染症における職員の処遇改善に係る加算	
民間社会福祉施設職員給与改善補助金…職員の処遇向上を目的として、施設の正規職員の勤続年数に応じ補助金を支給。	
民間社会福祉施設運営費等補助金…毎月の末日現在の措置人員数に補助単価を乗	

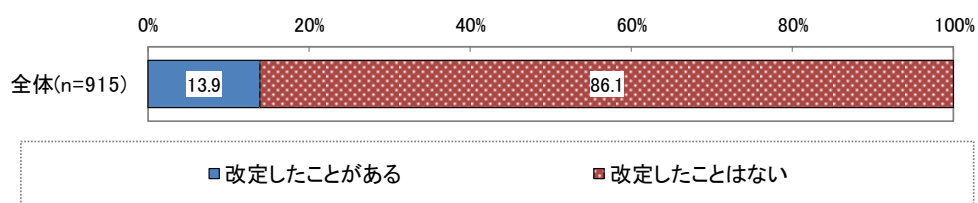
じた額を施設運営費として補助金を支給。

老人ホーム法外扶助費

(103) 問 27 一般財源化以降（平成 17 年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、養護老人ホームの一般事務費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。

全体では、「改定したことはない」が 86.1%と最も高く、「改定したことがある」が 13.9%となっている。

図表 91 問 27 一般財源化以降（平成 17 年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、養護老人ホームの一般事務費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。



図表 92 問 27 一般財源化以降（平成 17 年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、養護老人ホームの一般事務費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。（問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計）

	全体	改定した ことがあ る	改定した ことはな い
全体	915 100%	127 13.9%	788 86.1%
あり	512 100%	100 19.5%	412 80.5%
なし	402 100%	27 6.7%	375 93.3%

(104) 問 28 <問 27 で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答> 消費税増税分を除く一般事務費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。[単位：年]

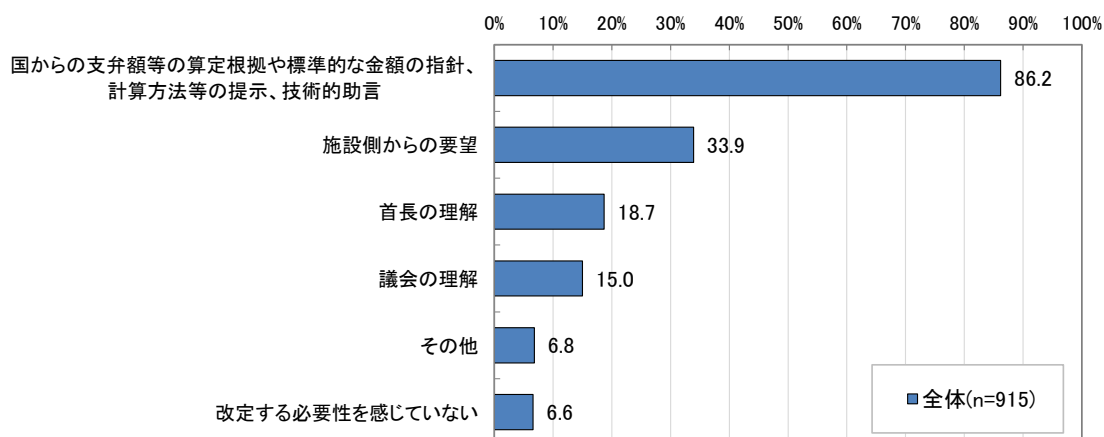
図表 93 問 28 <問 27 で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答> 消費税増税分を除く一般事務費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。[単位：年]

全体	平均	中央値
125 100%	2,021	2,022

(105) 問 29 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、一般事務費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。（複数選択）

全体では、「国からの支弁額等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言」が 86.2%と最も高く、「施設側からの要望」が 33.9%、「首長の理解」が 18.7%、「議会の理解」が 15.0%となっている。

図表 94 問 29 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、一般事務費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。（複数選択）



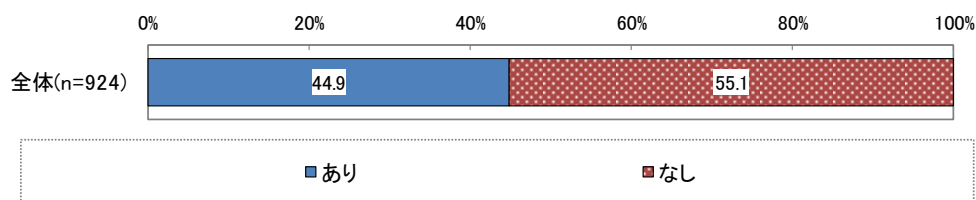
図表 95 問 29 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、一般事務費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。（複数選択）（問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計）

	全体	国からの 支弁額等 の算定根 拠や標準 的な金額 の指針、 計算方法 等の提示、技術 的助言	施設側か らの要望	首長の理 解	議会の理 解	その他	改定する 必要性を 感じてい ない
全体	915 100%	789 86.2%	310 33.9%	171 18.7%	137 15.0%	62 6.8%	60 6.6%
あり	510 100%	490 96.1%	202 39.6%	115 22.5%	90 17.6%	27 5.3%	11 2.2%
なし	404 100%	298 73.8%	108 26.7%	56 13.9%	47 11.6%	35 8.7%	49 12.1%

(106) 問 30 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。

全体では、「なし」が 55.1%と最も高く、「あり」が 44.9%となっている。

図表 96 問 30 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。



図表 97 問 30 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和 3 年 1 2 月 2 4 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。(問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計)

	全体	対応有	対応無
全体	924 100%	415 44.9%	509 55.1%
あり	512 100%	348 68.0%	164 32.0%
なし	411 100%	66 16.1%	345 83.9%

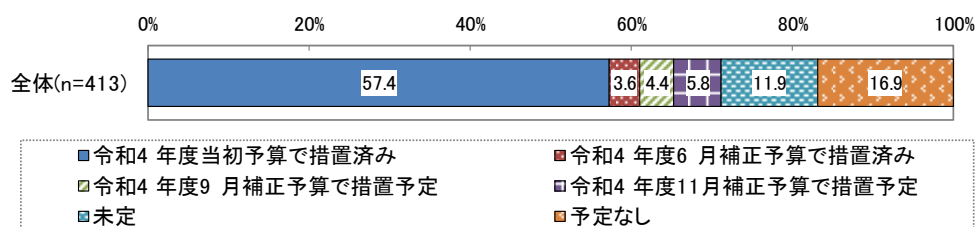
(107) 問 31 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 措置費の改定が何月分から適用されるかをお答えください。(半角数字)

<主な回答>
2021年11月
2021年12月 (2件)
2021年2月
2021年4月
2022年10月 (5件)
2022年12月 (3件)
2022年1月
2022年2月 (37件)
2022年4月 (352件)
2022年5月
2022年6月
2022年7月
2023年4月 (3県)

(108) 問 32 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。

全体では、「令和 4 年度当初予算で措置済み」が 57.4%と最も高く、「予定なし」が 16.9%、「未定」が 11.9%、「令和 4 年度 11 月補正予算で措置予定」が 5.8%、「令和 4 年度 9 月補正予算で措置予定」が 4.4%、「令和 4 年度 6 月補正予算で措置済み」が 3.6%となっている。

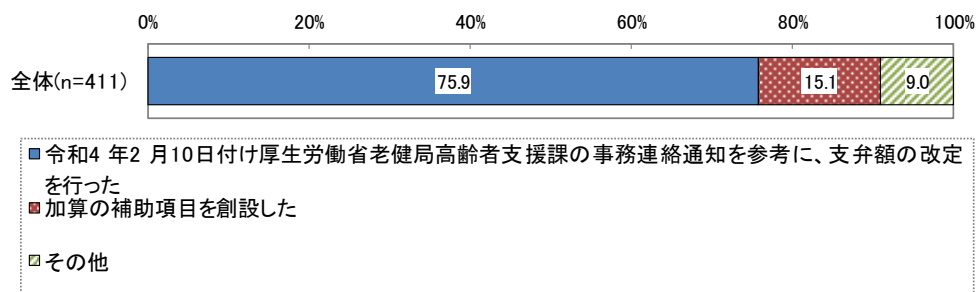
図表 98 問 32 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。



(109) 問 33 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。

全体では、「令和4 年2 月10 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡通知を参考に、支弁額の改定を行った」が 75.9%と最も高く、「加算の補助項目を創設した」が 15.1%となっている。

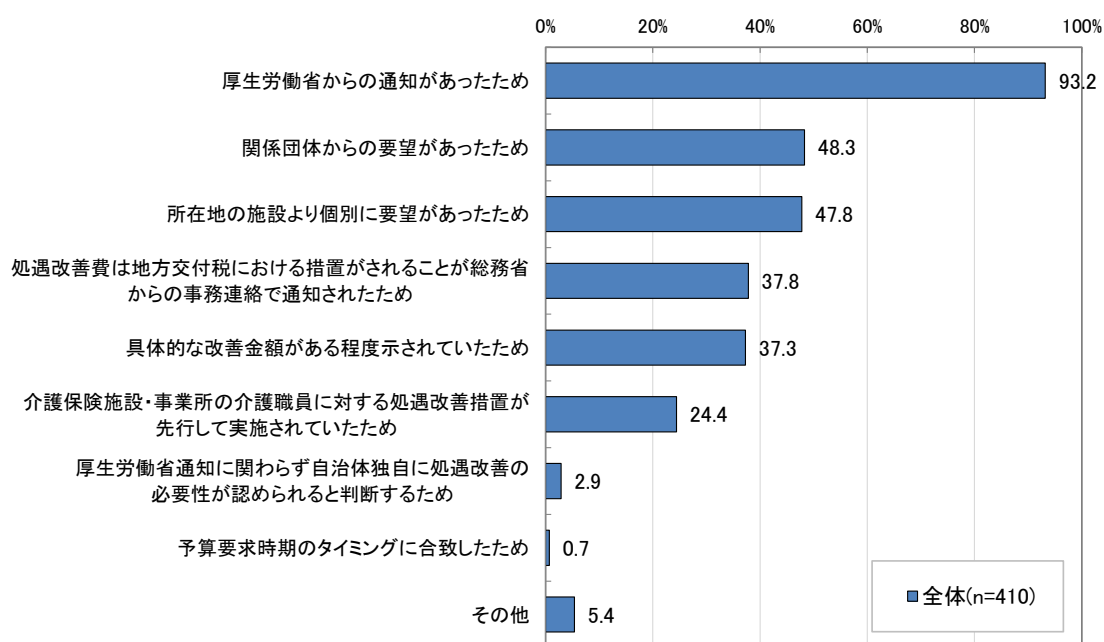
図表 99 問 33 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。



(110) 問 34 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施した要因をお答えください。(複数選択)

全体では、「厚生労働省からの通知があったため」が 93.2%と最も高く、「関係団体からの要望があったため」が 48.3%、「所在地の施設より個別に要望があったため」が 47.8%、「処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため」が 37.8%、「具体的な改善金額がある程度示されていたため」が 37.3%、「介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため」が 24.4%、「厚生労働省通知に関わらず自治体独自に処遇改善の必要性が認められると判断するため」が 2.9%、「予算要求時期のタイミングに合致したため」が 0.7%となっている。

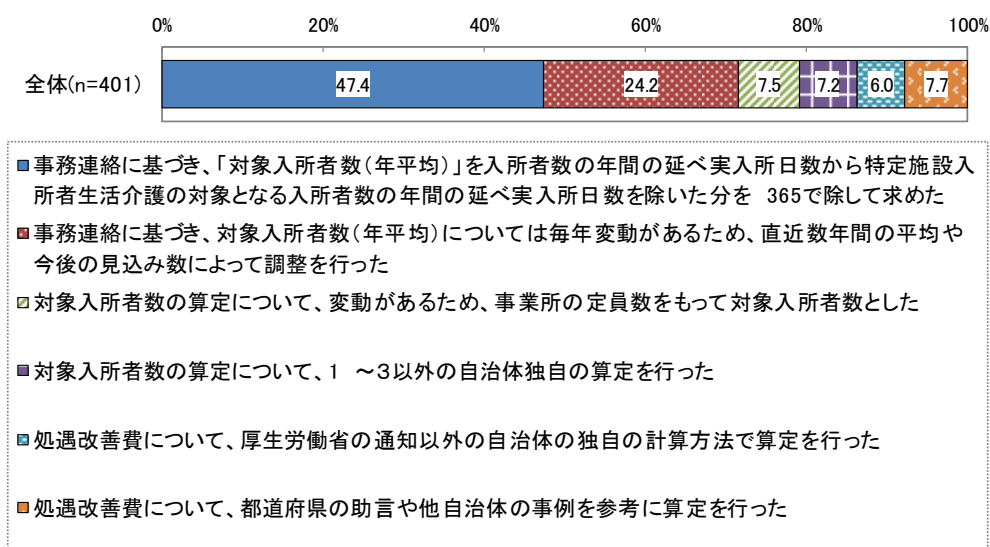
図表 100 問 34 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施した要因をお答えください。(複数選択)



(111) 問 35 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」において、処遇改善を行うための事務費の計算方法が例示されておりますが、貴自治体で実際に採用した計算方法をお答えください。

全体では、「事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を 365 で除して求めた」が 47.4%と最も高く、「事務連絡に基づき、対象入所者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った」が 24.2%、「処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った」が 7.7%、「対象入所者数の算定について、変動があるため、事業所の定員数をもって対象入所者数とした」が 7.5%となっている。

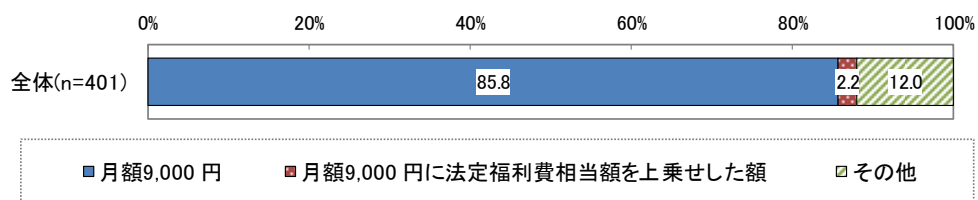
図表 101 問 35 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」において、処遇改善を行うための事務費の計算方法が例示されておりますが、貴自治体で実際に採用した計算方法をお答えください。



(112) 問 36 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対象職員一人あたりの処遇改善額についてお答えください。

全体では、「月額 9,000 円」が 85.8%と最も高く、「月額 9,000 円に法定福利費相当額を上乗せした額」が 2.2%となっている。

図表 102 問 36 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対象職員一人あたりの処遇改善額についてお答えください。



(113) 問 36.1 <問 36 で「3 その他」を選択した場合のみ回答> その他の金額 [単位 : 円/月]

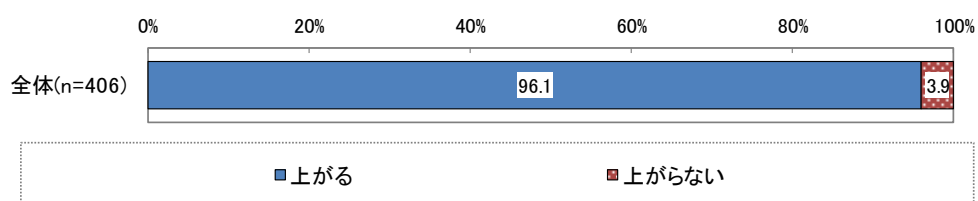
図表 103 問 36.1 <問 36 で「3 その他」を選択した場合のみ回答> その他の金額 [単位 : 円/月] (0 円を除く)

全体	平均	中央値	最小値	最大値
13 100%	5,952	4,969	1,028	13,912

(114) 問 37 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 措置費が総額として上がるかをお答えください。

全体では、「上がる」が 96.1%と最も高く、「上がらない」が 3.9%となっている。

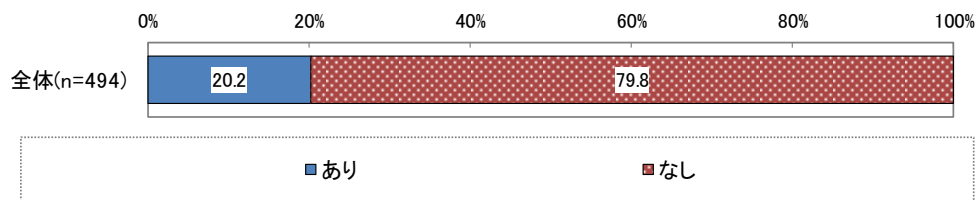
図表 104 問 37 <問 30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 措置費が総額として上がるかをお答えください。



(115) 問 38 <問 30 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みがあるかお答えください。

全体では、「なし」が 79.8%と最も高く、「あり」が 20.2%となっている。

図表 105 問 38 <問 30 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みがある
 かお答えください。



図表 106 問 38 <問 30 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みがある
 かお答えください。(問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無との
 クロス集計)

	全体	見込みあり	見込みなし
全体	494 100%	100 20.2%	394 79.8%
あり	163 100%	91 55.8%	72 44.2%
なし	331 100%	9 2.7%	322 97.3%

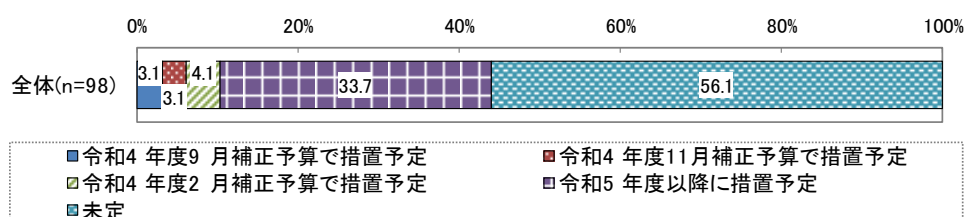
(116) 問 39 <問 38 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施予定時期についてお答
 えください。(半角数字)

<主な回答>
2022年10月
2022年11月 (6件)
2022年12月 (18件)
2022年4月 (17件)
2023年1月 (5件)
2023年2月
2023年3月 (10件)
2023年4月 (27件)
2024年4月 (6件)

(117) 問 40 <問 38 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。

全体では、「未定」が 56.1%と最も高く、「令和 5 年度以降に措置予定」が 33.7%、「令和 4 年度 2 月補正予算で措置予定」が 4.1%、「令和 4 年度 9 月補正予算で措置予定」が 3.1%となっている。

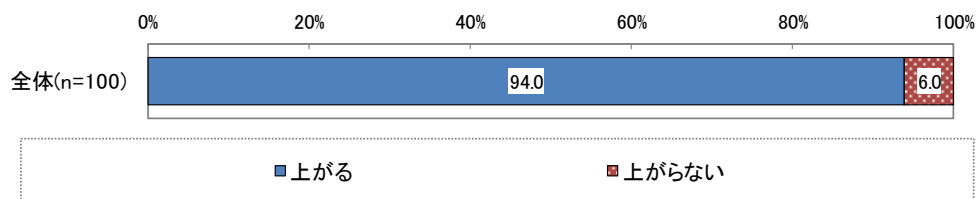
図表 107 問 40 <問 38 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。



(118) 問 41 <問 38 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 措置費が総額として上がるかをお答えください。

全体では、「上がる」が 94.0%と最も高く、「上がらない」が 6.0%となっている。

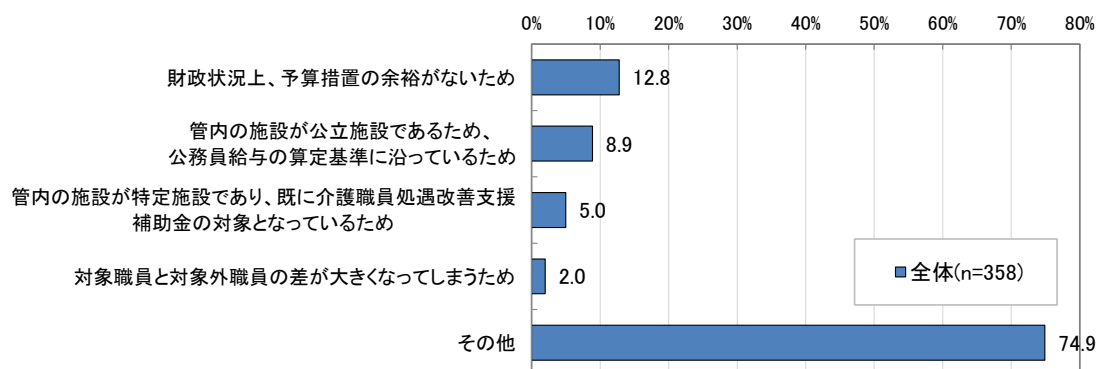
図表 108 問 41 <問 38 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 措置費が総額として上がるかをお答えください。



(119) 問 42 <問 38 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施しない要因をお答えください。(複数選択)

全体では、「財政状況上、予算措置の余裕がないため」が 12.8%と最も高く、「管内の施設が公立施設であるため、公務員給与の算定基準に沿っているため」が 8.9%、「管内の施設が特定施設であり、既に介護職員処遇改善支援補助金の対象となっているため」が 5.0%、「対象職員と対象外職員の差が大きくなってしまったため」が 2.0%となっている。

図表 109 問 42 <問 38 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施しない要因をお答えください。(複数選択)



その他<主な回答>
R4.2月分より介護福祉士資格を有する会計年度任用職員の処遇改善を実施。増額分は2021年改正後の措置費の中で支弁する。
介護を要する施設ではないため
施設の指定管理を社会福祉協議会にしており、施設職員も社会福祉協議会の職員のため、賃金改定が困難な状況である。
施設の状況、施設からの要望により対応の予定
施設側が希望しないため。(社協に委託しており、施設と社協本体の職員とで給与に差が出る等の理由)
実施を検討しているが金額や時期等が未定なため
主に「3.公立施設であるため公務員給与の算定基準に沿っているため」であるが、他の公立直営施設の動きが不明なため注視している。
対象職員への直接的な給与改善が成されたのか確認する方法について例示がないため。
法人は、独自でこれまで給与の改善を行っているため、処遇改善加算を更なる給与手当等の増額に当てられないため。

養護運営主体が他の部門の介護職との兼ね合いもあり養護老人ホーム支援員だけの賃上げはできないと改定要望を辞退したため。

養護老人ホームの指定管理者（社会福祉協議会）の給料体制は市に準じており、改善する必要がないため。

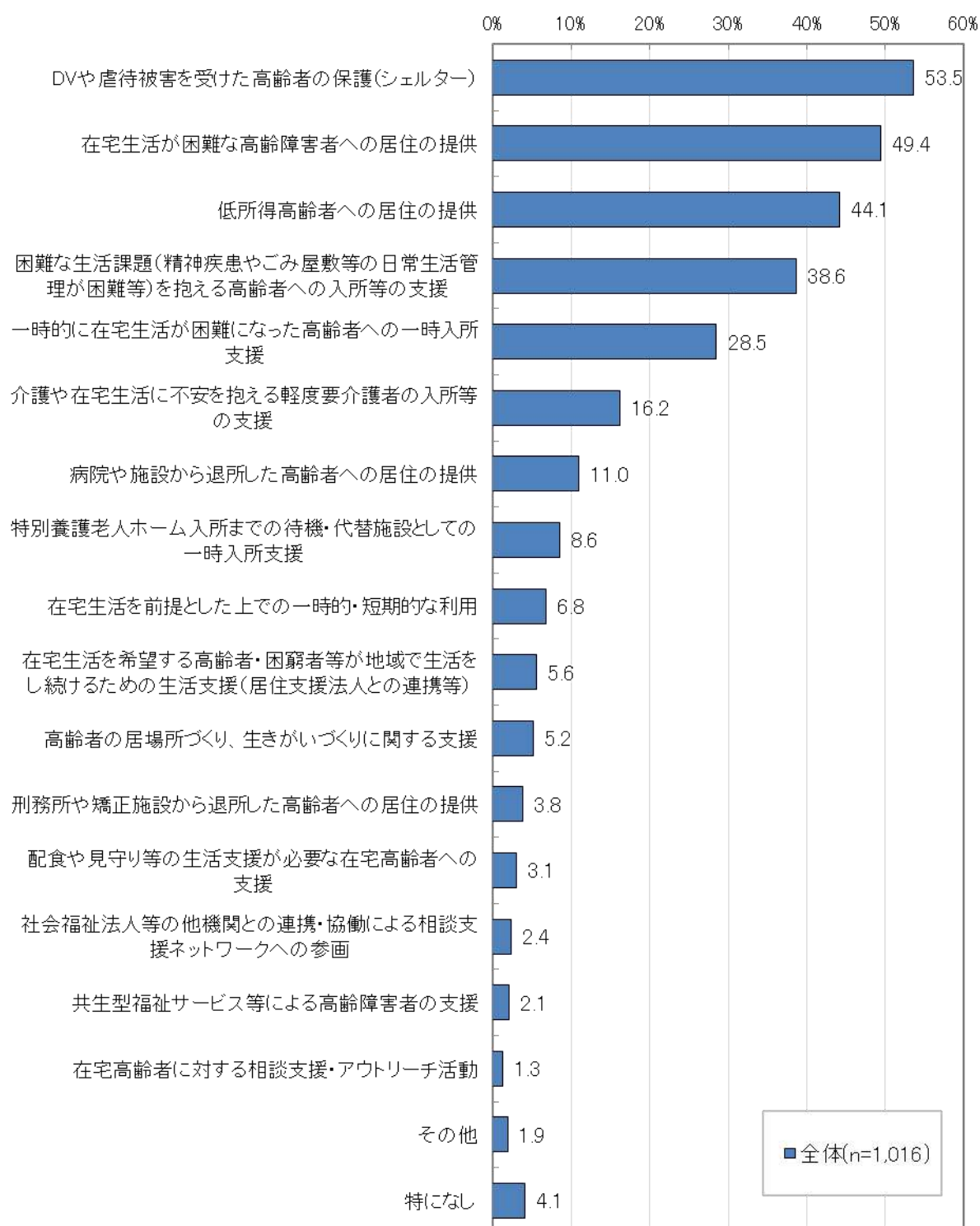
図表 110 問 42 <問 38 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施しない要因をお答えください。（複数選択）（問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計）

	全体	財政状況 上、予算 措置の余 裕がない ため	対象職員 と対象外 職員の差 が大きくな ってしま うため	管内の施 設が公立 施設であ るため、 公務員給 与の算定 基準に 沿ってい るため	管内の施 設が特定 施設であ り、既に 介護職員 処遇改善 支援補助 金の対象 となっ ているため	その他
全体	358 100%	46 12.8%	7 2.0%	32 8.9%	18 5.0%	268 74.9%
あり	68 100%	12 17.6%	4 5.9%	25 36.8%	9 13.2%	28 41.2%
なし	290 100%	34 11.7%	3 1.0%	7 2.4%	9 3.1%	240 82.8%

(120) 問 43 貴自治体では、養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。(合計)

全体では、「DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が 53.5%と最も高く、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」が 49.4%、「低所得高齢者への居住の提供」が 44.1%、「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援」が 38.6%となっている。

図表 111 問 43 貴自治体では、養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。(合計)



図表 112 問 43 貴自治体では、養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。(合計)

(問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計)

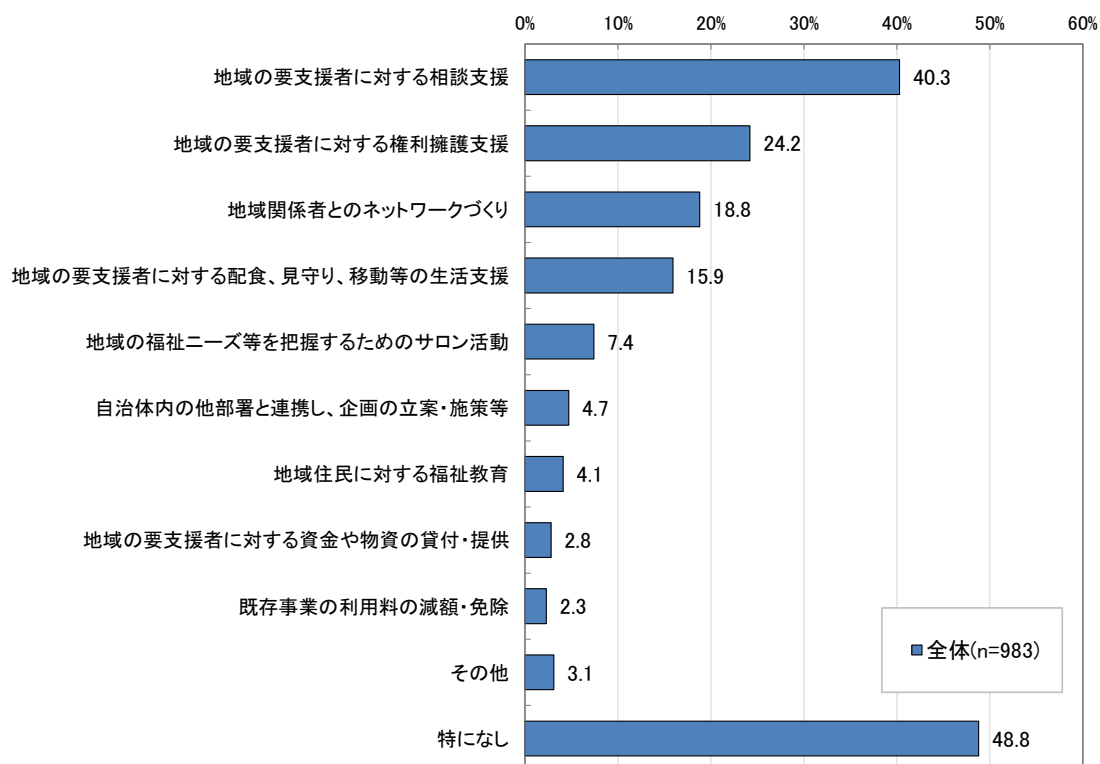
	全体	低所得高齢者への居住の提供	在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供	病院や施設から退所した高齢者への居住の提供	刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供	一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援	特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入所支援	DVや虐待被害を受けた高齢者の保護(シェルター)	在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用	共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援	介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援
全体	1016 100%	448 100%	502 100%	112 100%	39 100%	290 100%	87 100%	544 100%	69 100%	21 100%	165 100%
あり	510 100%	246 100%	271 100%	47 100%	11 100%	146 100%	25 100%	292 100%	36 100%	8 100%	106 100%
なし	505 100%	201 100%	231 100%	64 100%	28 100%	144 100%	62 100%	252 100%	33 100%	13 100%	59 100%
		44.1%	49.4%	11.0%	3.8%	28.5%	8.6%	53.5%	6.8%	2.1%	16.2%
		48.2%	53.1%	9.2%	2.2%	28.6%	4.9%	57.3%	7.1%	1.6%	20.8%
		39.8%	45.7%	12.7%	5.5%	28.5%	12.3%	49.9%	6.5%	2.6%	11.7%

	全体	困難な生活課題(精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等)を抱える高齢者への入所等の支援	在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援(居住支援法人との連携等)	社会福祉法人等との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画	在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動	配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援	高齢者の居場所づくり、生きがいにに関する支援	その他	特になし
全体	1016 100%	392 100%	57 100%	24 100%	13 100%	31 100%	53 100%	19 100%	42 100%
あり	510 100%	209 100%	29 100%	12 100%	7 100%	16 100%	30 100%	5 100%	4 100%
なし	505 100%	183 100%	27 100%	12 100%	6 100%	15 100%	23 100%	14 100%	38 100%
		38.6%	5.6%	2.4%	1.3%	3.1%	5.2%	1.9%	4.1%
		41.0%	5.7%	2.4%	1.4%	3.1%	5.9%	1.0%	0.8%
		36.2%	5.3%	2.4%	1.2%	3.0%	4.6%	2.8%	7.5%

(121) 問 44 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。(複数選択)

全体では、「地域の要支援者に対する相談支援」が 40.3%と最も高く、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 24.2%、「地域関係者とのネットワークづくり」が 18.8%、「地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援」が 15.9%となっている。

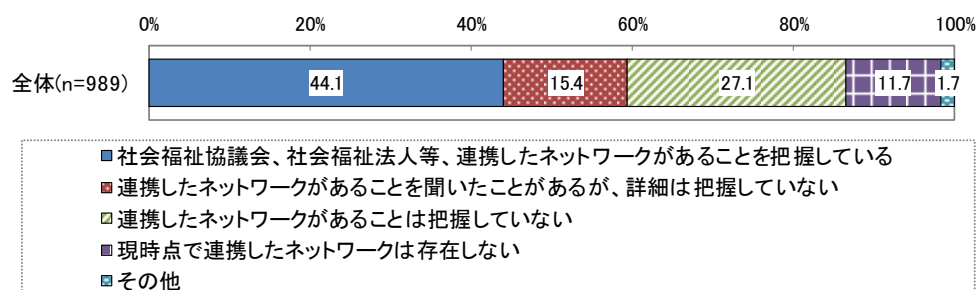
図表 113 問 44 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。(複数選択)



(122) 問 45 社会福祉法第 24 条において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されましたが、貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況についてお答えください。

全体では、「社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」が 44.1%と最も高く、「連携したネットワークがあることは把握していない」が 27.1%、「連携したネットワークがあることを聞いたことがあるが、詳細は把握していない」が 15.4%、「現時点で連携したネットワークは存在しない」が 11.7%となっている。

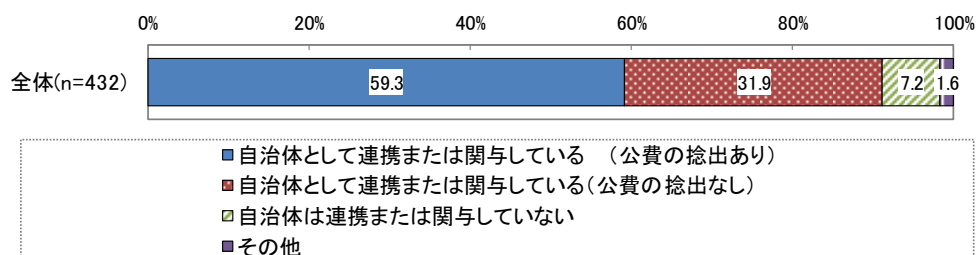
図表 114 問 45 社会福祉法第 24 条において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されましたが、貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況についてお答えください。



(123) 問 46 <問 45 で「1 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」を選択した場合のみ回答> 貴自治体の連携または関与についてお答えください。

全体では、「自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）」が 59.3%と最も高く、「自治体として連携または関与している（公費の捻出なし）」が 31.9%、「自治体は連携または関与していない」が 7.2%となっている。

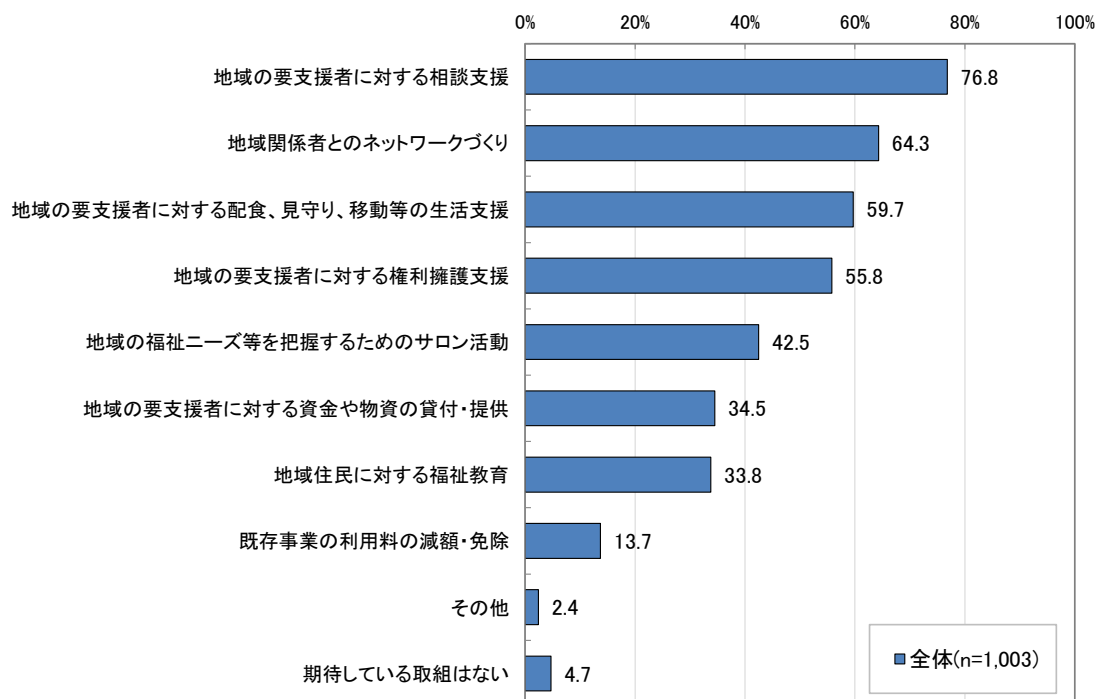
図表 115 問 46 <問 45 で「1 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」を選択した場合のみ回答> 貴自治体の連携または関与についてお答えください。



(124) 問 47 複雑・多様化している地域ニーズに対応していくために、地域の社会福祉法人に期待している「地域における公益的な取組」についてお答えください。（複数選択）

全体では、「地域の要支援者に対する相談支援」が 76.8%と最も高く、「地域関係者とのネットワークづくり」が 64.3%、「地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援」が 59.7%、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 55.8%となっている。

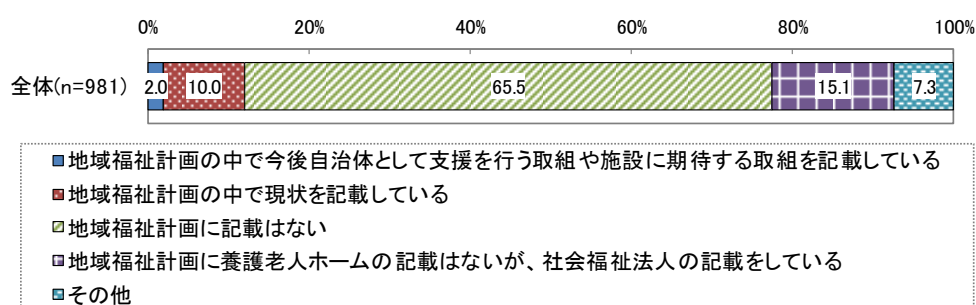
図表 116 問 47 複雑・多様化している地域ニーズに対応していくために、地域の社会福祉法人に期待している「地域における公益的な取組」についてお答えください。（複数選択）



(125) 問 48 地域福祉計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください。

全体では、「地域福祉計画に記載はない」が 65.5%と最も高く、「地域福祉計画に養護老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている」が 15.1%、「地域福祉計画の中で現状を記載している」が 10.0%、「地域福祉計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している」が 2.0%となっている。

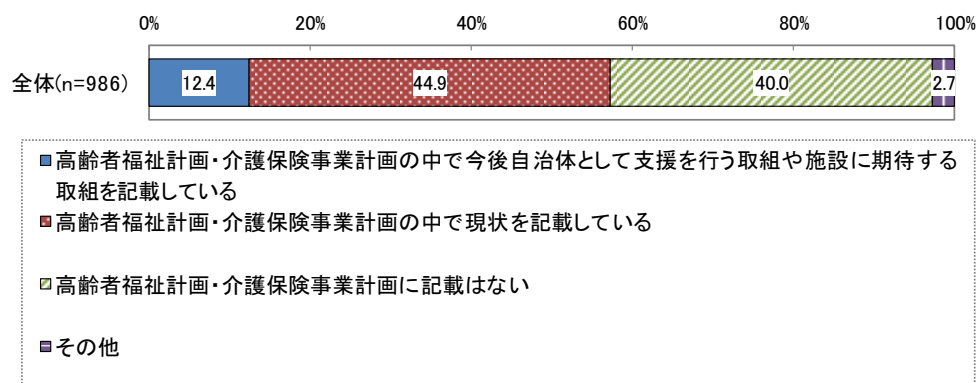
図表 117 問 48 地域福祉計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください。



(126) 問 49 高齢者福祉計画・介護保険事業計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください。

全体では、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で現状を記載している」が 44.9%と最も高く、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載はない」が 40.0%、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している」が 12.4%となっている。

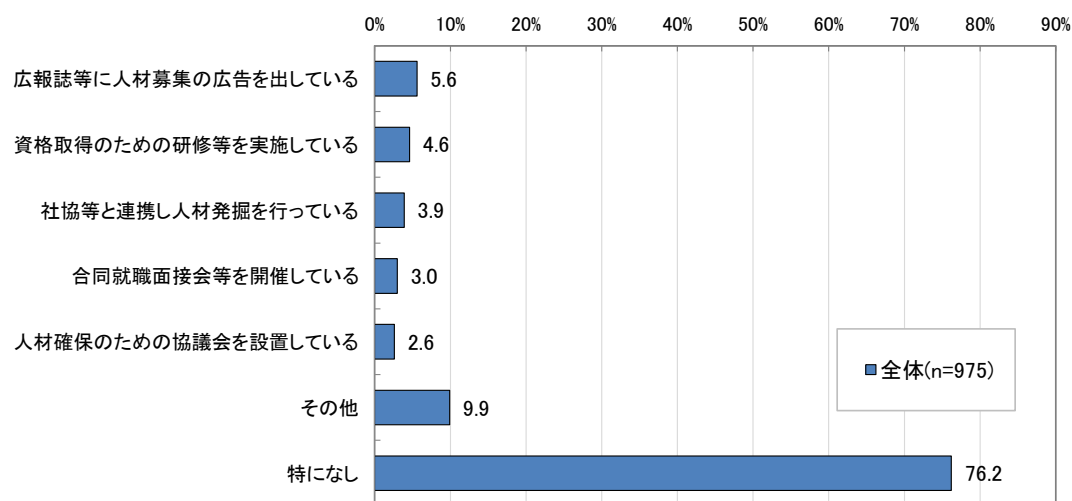
図表 118 問 49 高齢者福祉計画・介護保険事業計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください。



(127) 問 50 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください。
(複数選択)

全体では、「広報誌等に人材募集の広告を出している」が 5.6%と最も高く、「資格取得のための研修等を実施している」が 4.6%、「社協等と連携し人材発掘を行っている」が 3.9%、「合同就職面接会等を開催している」が 3.0%となっている。

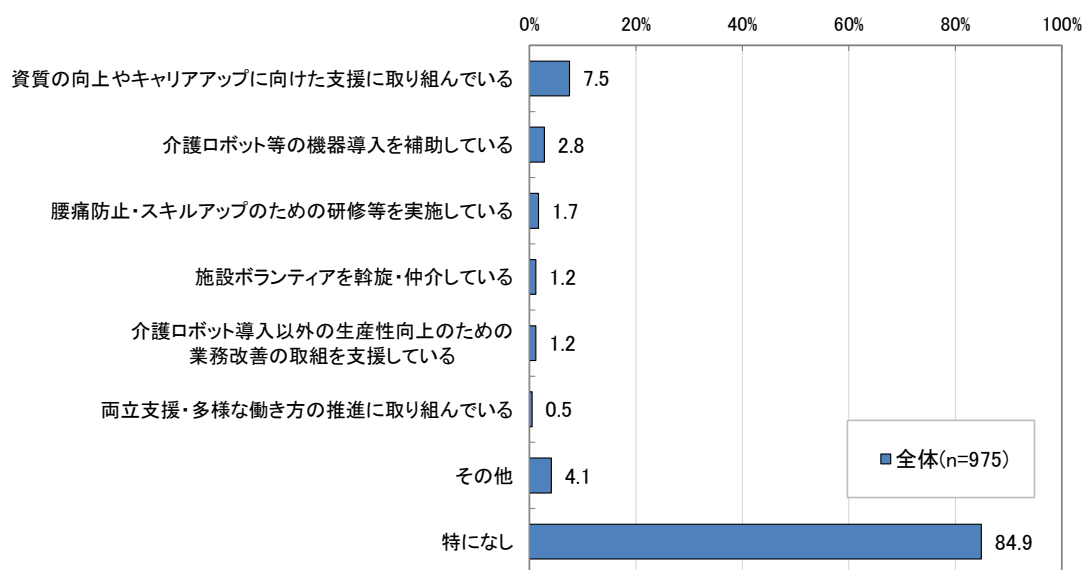
図表 119 問 50 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください。(複数選択)



(128) 問 51 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください。(複数選択)

全体では、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる」が 7.5%と最も高く、「介護ロボット等の機器導入を補助している」が 2.8%、「腰痛防止・スキルアップのための研修等を実施している」が 1.7%、「施設ボランティアを斡旋・仲介している」が 1.2%となっている。

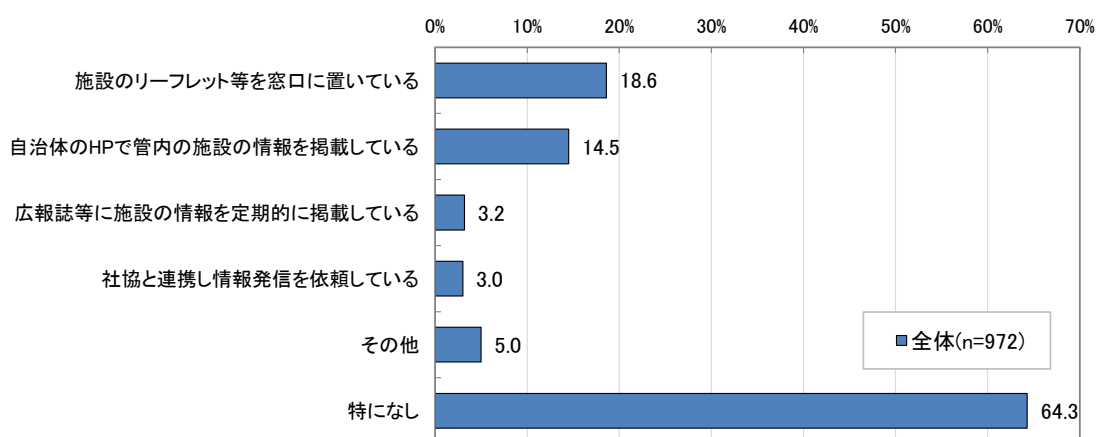
図表 120 問 51 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください。(複数選択)



(129) 問 52 自治体が支援している施設に関する情報発信の取組についてお答えください。(複数選択)

全体では、「施設のリーフレット等を窓口に置いている」が 18.6%と最も高く、「自治体の HP で管内の施設の情報を掲載している」が 14.5%、「広報誌等に施設の情報を定期的に掲載している」が 3.2%、「社協と連携し情報発信を依頼している」が 3.0%となっている。

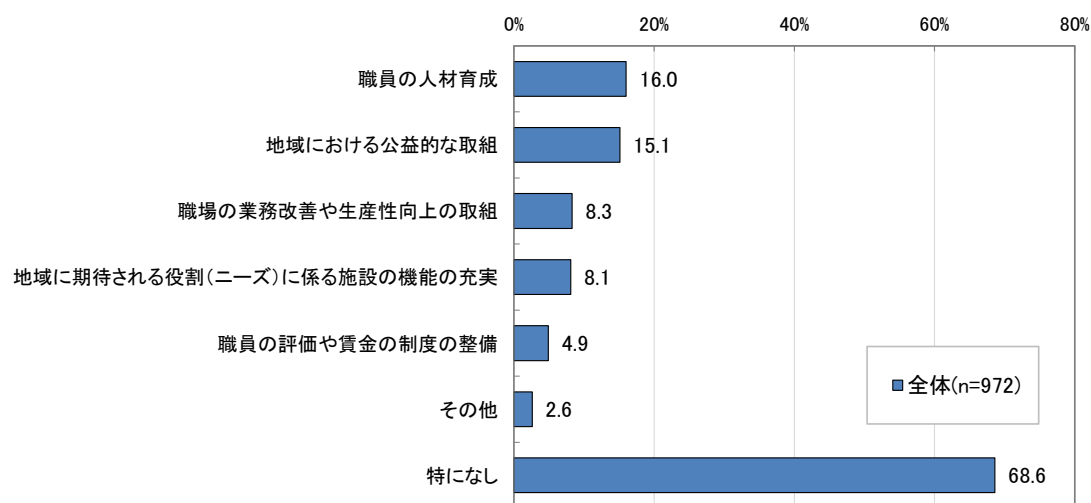
図表 121 問 52 自治体が支援している施設に関する情報発信の取組についてお答えください。(複数選択)



(130) 問 53 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください。(複数選択)

全体では、「職員の人材育成」が 16.0%と最も高く、「地域における公益的な取組」が 15.1%、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が 8.3%、「地域に期待される役割(ニーズ)に係る施設の機能の充実」が 8.1%となっている。

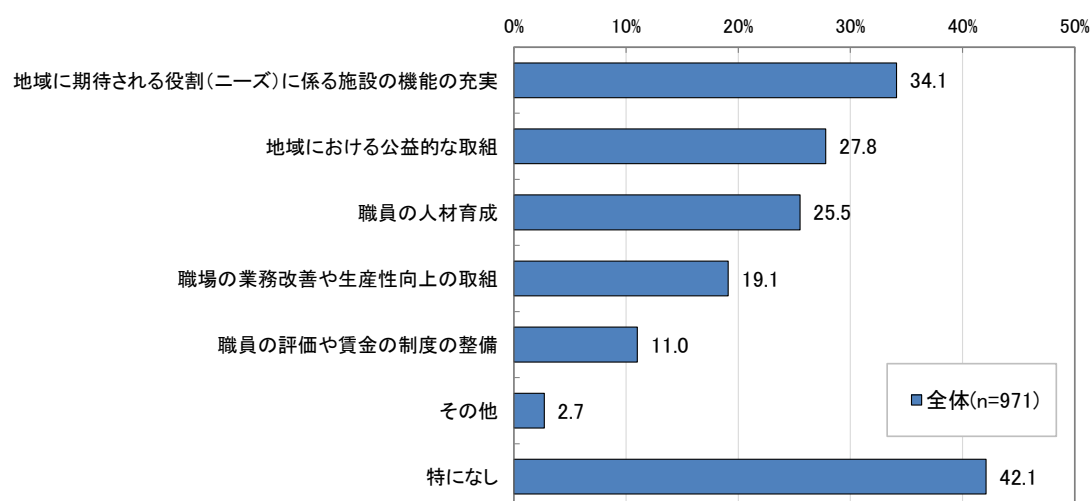
図表 122 問 53 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください。(複数選択)



(131) 問 54 自治体として今後管内施設で実施を期待している取組があればお答えください。(複数選択)

全体では、「地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実」が 34.1%と最も高く、「地域における公益的な取組」が 27.8%、「職員の人材育成」が 25.5%、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が 19.1%となっている。

図表 123 問 54 自治体として今後管内施設で実施を期待している取組があればお答えください。(複数選択)



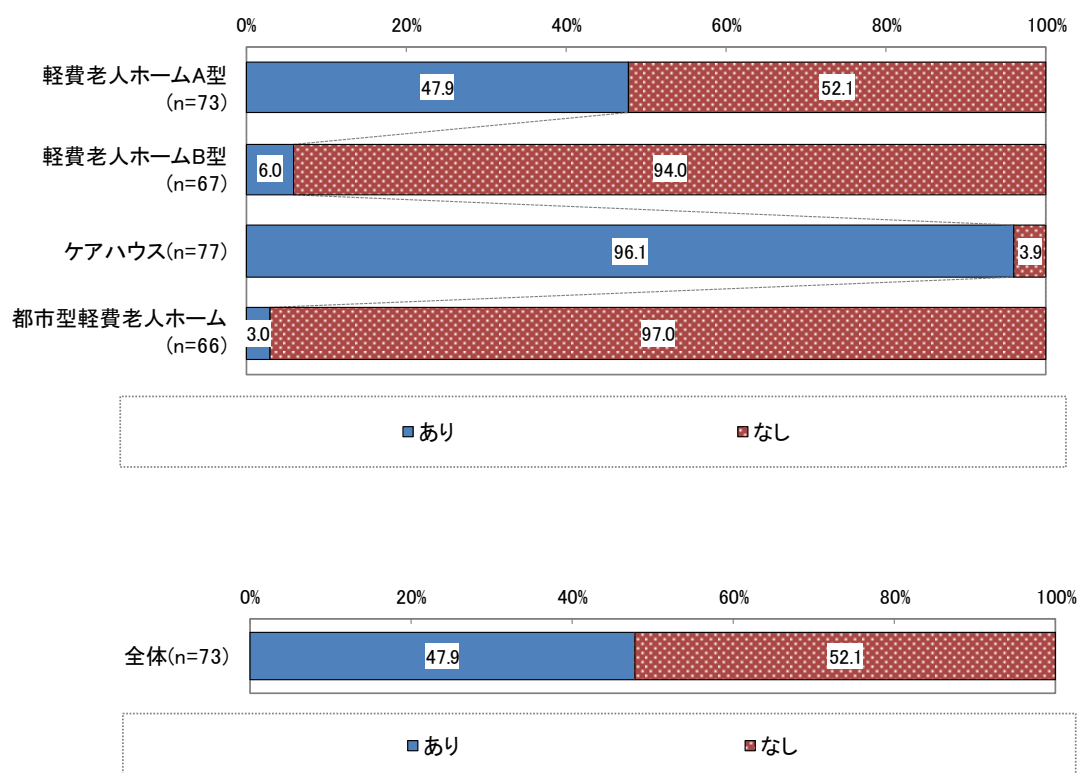
図表 124 問 54 自治体として今後管内施設で実施を期待している取組があればお答えください。(複数選択)(問 1-1.1 養護老人ホーム：貴自治体内の養護老人ホームの有無とのクロス集計)

	全体	地域に期待される役割 (ニーズ)に係る施設の機能の充実	地域における公益的な取組	職員の人材育成	職員の評価や賃金の制度の整備	職場の業務改善や生産性向上の取組	その他	特になし
全体	971 100%	331 100% 34.1%	270 100% 27.8%	248 100% 25.5%	107 100% 11.0%	185 100% 19.1%	26 100% 2.7%	409 100% 42.1%
あり	508 100%	225 100% 44.3%	193 100% 38.0%	173 100% 34.1%	78 100% 15.4%	131 100% 25.8%	2 100% 0.4%	127 100% 25.0%
なし	462 100%	106 100% 22.9%	77 100% 16.7%	74 100% 16.0%	29 100% 6.3%	54 100% 11.7%	24 100% 5.2%	282 100% 61.0%

(132) 問 55-1.1 軽費老人ホーム A 型：貴自治体内の軽費老人ホームの有無

全体では、「なし」が 52.1%と最も高く、「あり」が 47.9%となっている。

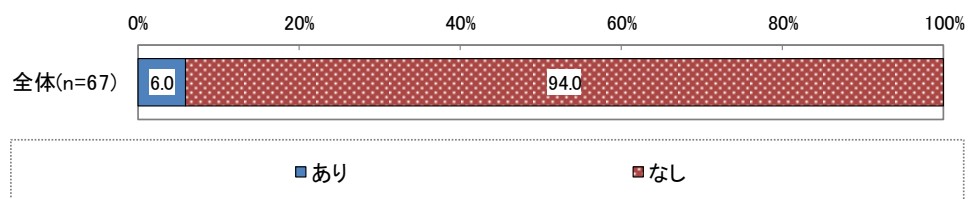
図表 125 問 55-1.1 軽費老人ホーム A 型：貴自治体内の軽費老人ホームの有無



(133) 問 55-1.2 軽費老人ホーム B 型：貴自治体内の軽費老人ホームの有無

全体では、「なし」が 94.0%と最も高く、「あり」が 6.0%となっている。

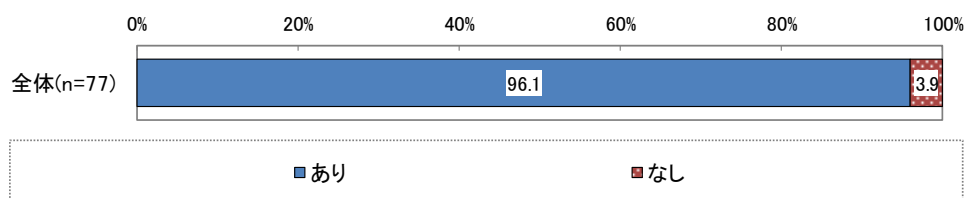
図表 126 問 55-1.2 軽費老人ホーム B 型：貴自治体内の軽費老人ホームの有無



(134) 問 55-1.3 ケアハウス：貴自治体内の軽費老人ホームの有無

全体では、「あり」が 96.1%と最も高く、「なし」が 3.9%となっている。

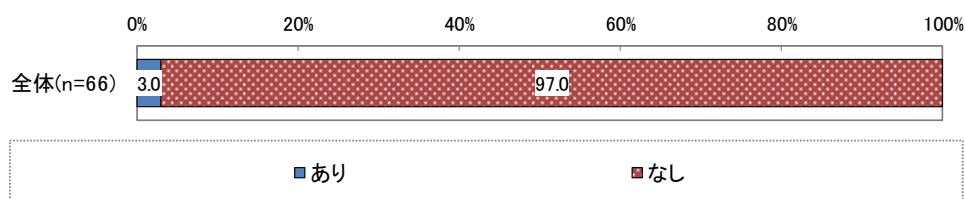
図表 127 問 55-1.3 ケアハウス：貴自治体内の軽費老人ホームの有無



(135) 問 55-1.4 都市型軽費老人ホーム：貴自治体内の軽費老人ホームの有無

全体では、「なし」が 97.0%と最も高く、「あり」が 3.0%となっている。

図表 128 問 55-1.4 都市型軽費老人ホーム：貴自治体内の軽費老人ホームの有無



(136) 問 55-2 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答>施設数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：件]

図表 129 問 55-2 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答>施設数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：件]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	35 100	1.8	1.0
軽費老人ホームB型	4 100	1.3	1.0
ケアハウス	74 100	8.5	7.0
都市型軽費老人ホーム	2 100	4.0	4.0

(137) 問 55-3 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答> 2のうち特定指定施設数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：件]

図表 130 問 55-3 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答> 2のうち特定指定施設数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：件]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	33 29.2	0.1	0.0
軽費老人ホームB型	4 3.5	0.0	0.0
ケアハウス	74 65.5	2.6	2.0
都市型軽費老人ホーム	2 1.8	0.0	0.0

(138) 問 55-4 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答> 定員数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：人]

図表 131 問 55-4 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答> 定員数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：人]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	34 30.1	113.5	70.0
軽費老人ホームB型	4 3.5	59.5	50.0
ケアハウス	73 64.6	374.9	340.0
都市型軽費老人ホーム	2 1.8	65.5	65.5

(139) 問 55-5 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答> 在所者数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：人]

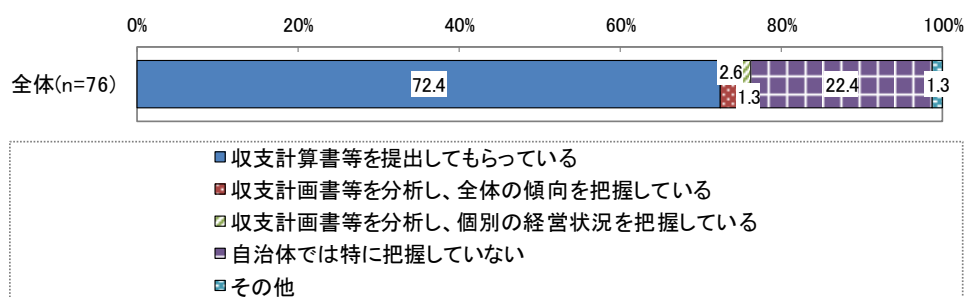
図表 132 問 55-5 <問 55-1 で「1.あり」を選択した場合のみ回答> 在所者数_貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。[単位：人]

	全体	平均	中央値
軽費老人ホームA型	30 29.1	102.8	73.0
軽費老人ホームB型	3 2.9	33.7	38.0
ケアハウス	68 66	335.2	304.0
都市型軽費老人ホーム	2 1.9	63.5	63.5

(140) 問 56 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

全体では、「収支計算書等を提出してもらっている」が 72.4%と最も高く、「自治体では特に把握していない」が 22.4%、「収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」が 2.6%、「収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」が 1.3%となっている。

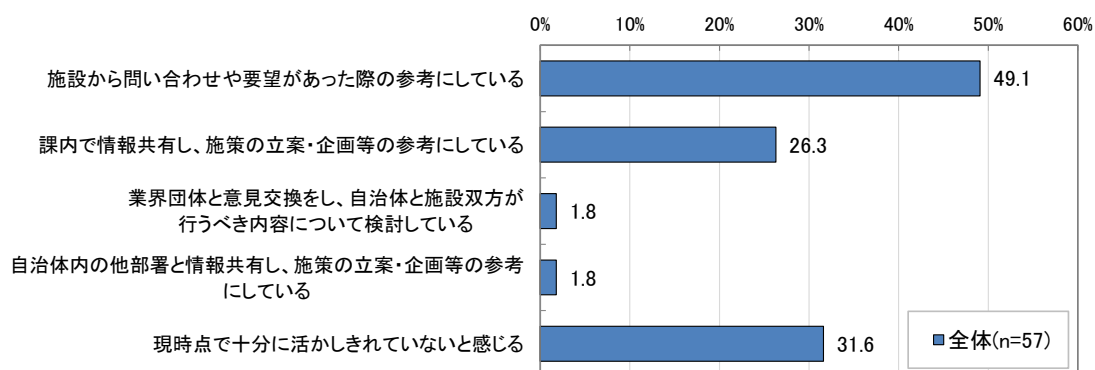
図表 133 問 56 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。



(141) 問 57 <問 56 で 「1 収支計算書等を提出してもらっている」 「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」 「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答> 把握した情報の活かし方についてお答えください。(複数選択)

全体では、「施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている」が 49.1%と最も高く、「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」が 31.6%、「課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考になっている」が 26.3%、「業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している」が 1.8%となっている。

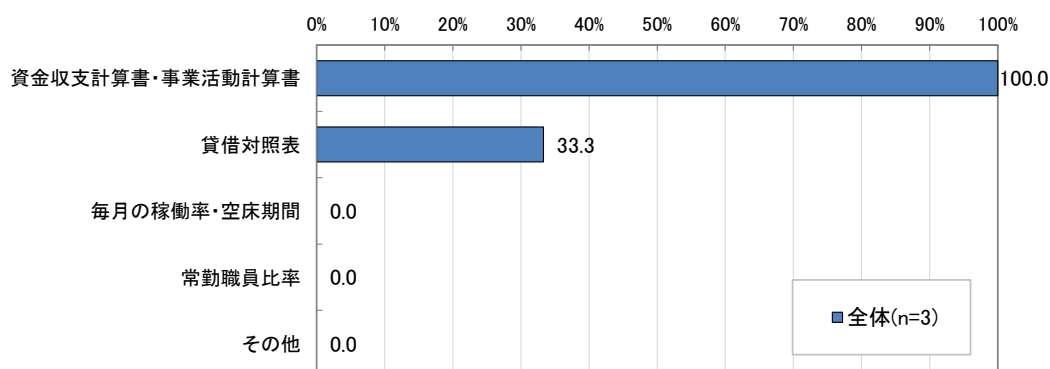
図表 134 問 57 <問 56 で 「1 収支計算書等を提出してもらっている」 「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」 「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答> 把握した情報の活かし方についてお答えください。(複数選択)



(142) 問 58 <問 56 で 「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」 「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答> 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。(複数選択)

全体では、「資金収支計算書・事業活動計算書」が 100.0%と最も高く、「貸借対照表」が 33.3%、「毎月の稼働率・空床期間」が 0.0%、「常勤職員比率」が 0.0%となっている。

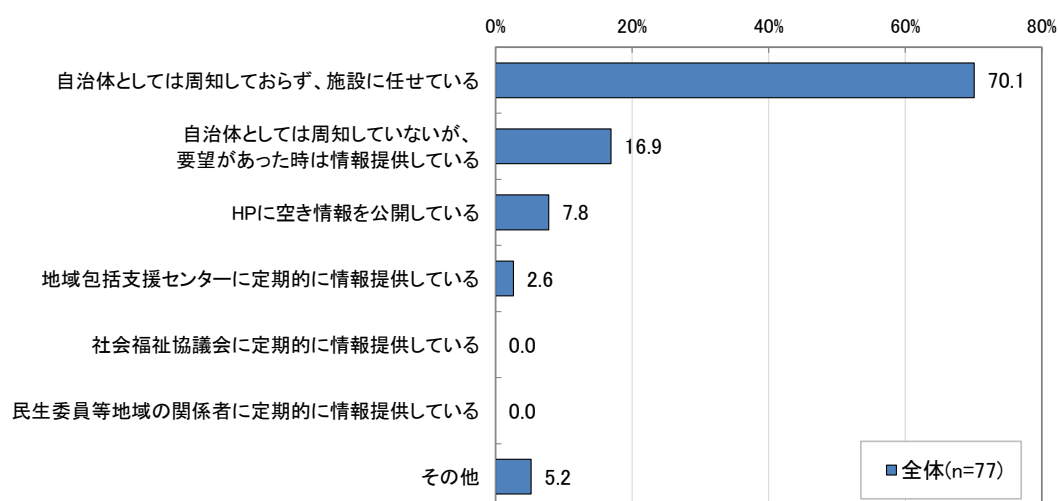
図表 135 問 58 <問 56 で「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」
「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答
> 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。（複数選択）



(143) 問 59 貴自治体では、軽費老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。
(複数選択)

全体では、「自治体としては周知しておらず、施設に任せている」が 70.1%と最も高く、
「自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している」が 16.9%、「HP
に空き情報を公開している」が 7.8%、「地域包括支援センターに定期的に情報提供してい
る」が 2.6%となっている。

図表 136 問 59 貴自治体では、軽費老人ホームの空き情報はどのように周知していま
すか。（複数選択）



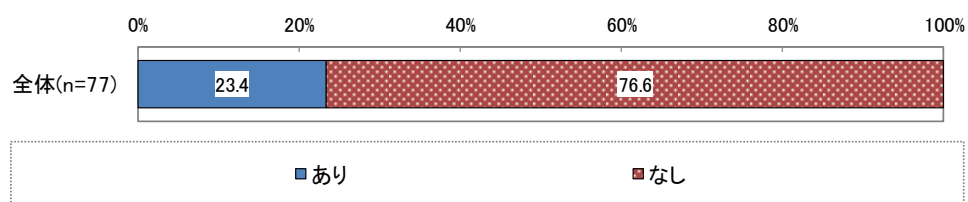
その他＜主な回答＞
ケアハウス（指定管理先）にてHPやチラシにて周知。チラシは役場窓口にも設置。
各施設の空き情報を随時確認し、市民から相談があった場合には施設側につないでいる。
建て替え、老朽化取り壊しの議論もあり、何年も満床になっていない
市報に入居者募集記事を掲載している
指定管理施設の1件については、広報で周知している。
自治体としては周知していないが、県がホームページにて入所状況を公表している。
庁内関係部署に情報提供している。（生活福祉課等）

(144) 問 60 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。

※「対応なし」には令和 3 年 12 月 24 日の通知以前に対応を行っている場合も含む。

全体では、「なし」が 76.6%と最も高く、「あり」が 23.4%となっている。（「なし」の中には令和 3 年以前に既に対応したものも含んでいる）

図表 137 問 60 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。



図表 138 問 60 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。（自治体内の間 55-1.1 軽費老人ホーム A 型及び問 55-1.3 ケアハウスの有無とのクロス集計）

	全体	あり	なし
全体	77 100%	18 23.4%	59 76.6%
軽費老人ホーム A 型もしくはケアハウスあり	74 100%	18 24.3%	56 75.7%
なし	3 100%	—	3 100.0%

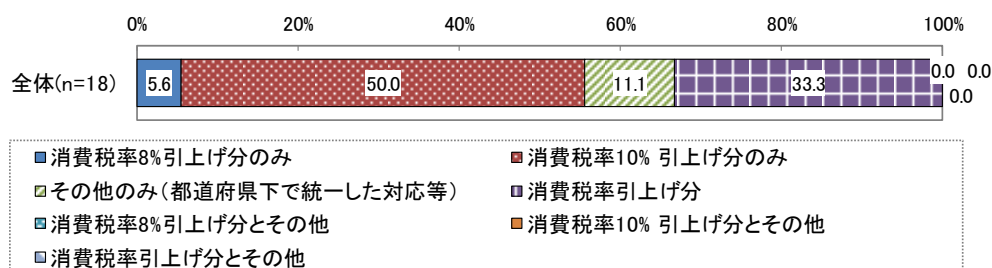
(145) 問 61 <問 60 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施時期をお答えください。（半角数字）

<主な回答>
2021 年 10 月
2021 年 4 月（8 件）
2022 年 4 月（2 件）

(146) 問 62 <問 60 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。

全体では、「消費税率 10% 引上げ分のみ」が 50.0%と最も高く、「消費税率引上げ分」が 33.3%、「その他のみ（都道府県下で統一した対応等）」が 11.1%、「消費税率 8%引上げ分のみ」が 5.6%となっている。

図表 139 問 62 <問 60 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。



図表 140 問 62 <問 60 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。(自治体内の間 55-1.1 軽費老人ホーム A 型及び問 55-1.3 ケアハウスの有無とのクロス集計)

	全体	消費税率 8%引上げ 分のみ	消費税率 10% 引上 げ分のみ	その他の み(都道 府県下で 統一した 対応等)	消費税率 引上げ分	消費税率 8%引上げ 分とその他	消費税率 10% 引上 げ分とその他	消費税率 引上げ分 とその他
全体	18 100%	1 5.6%	9 50.0%	2 11.1%	6 33.3%	-	-	-
軽費老人ホームA 型も しくはケアハウスあり	18 100%	1 5.6%	9 50.0%	2 11.1%	6 33.3%	-	-	-
なし	- 0%	-	-	-	-	-	-	-

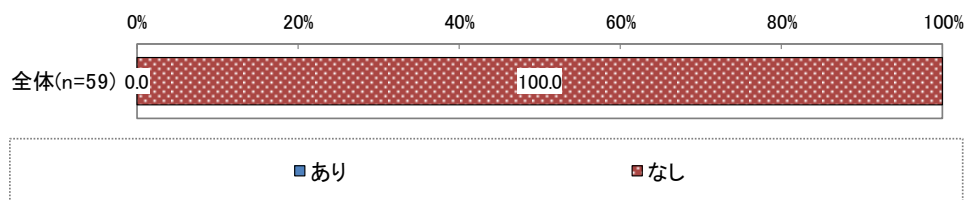
(147) 問 63 <問 62 で「3 その他のみ(都道府県下で統一した対応等)」「5 消費税率 8%引上げ分とその他」「6 消費税率 10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答> その他の内容があればお答えください。

この設問について有効な回答はなかった。

(148) 問 64 <問 60 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みをお答えください。

全体では、「なし」が 100.0%と最も高く、「あり」が 0.0%となっている。

図表 141 問 64 <問 60 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みをお答えください。



(149) 問 65 <問 64 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施見込みの場合は実施予定時期についてお答えください。(半角数字)

<主な回答>	
2023年4月	
2023年3月	

(150) 問 66 <問 64 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 実施予定の内容をお答えください。

この設問に有効な回答はなかった

(151) 問 67 <問 66 で「3 その他のみ（都道府県下で統一した対応等）」「5 消費税率 8%引上げ分とその他」「6 消費税率 10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答> その他の内容があればお答えください。

この設問に有効な回答はなかった

(152) 問 68 令和3年度決算額 [単位：千円／年]

図表 142 問 68 令和3年度決算額 [単位：千円／年] (0 円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
事務費計	70 34	330,537	303,865	25,204	1,076,869
事務費補助金(自治体負担分)	70 34	241,988	210,329	18,424	870,863
事務費本人負担分	66 32	93,916	81,464	5,402	296,040

(153) 問 69 令和2年度決算額 [単位：千円／年]

図表 143 問 69 令和2年度決算額 [単位：千円／年] (0円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
事務費計	68 34	333,741	309,032	25,264	1,101,520
事務費補助金(自治体負担分)	68 34	246,690	214,004	18,424	889,926
事務費本人負担分	64 32	92,492	81,102	5,250	289,421

(154) 問 70 令和元年度決算額 [単位：千円／年]

図表 144 問 70 令和元年度決算額 [単位：千円／年] (0円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
事務費計	67 34	341,544	317,346	24,692	1,105,169
事務費補助金(自治体負担分)	67 34	248,150	219,436	18,424	897,000
事務費本人負担分	63 32	99,324	83,815	5,427	290,059

(155) 問 71 公立の軽費老人ホームの決算額 [単位：千円／年]

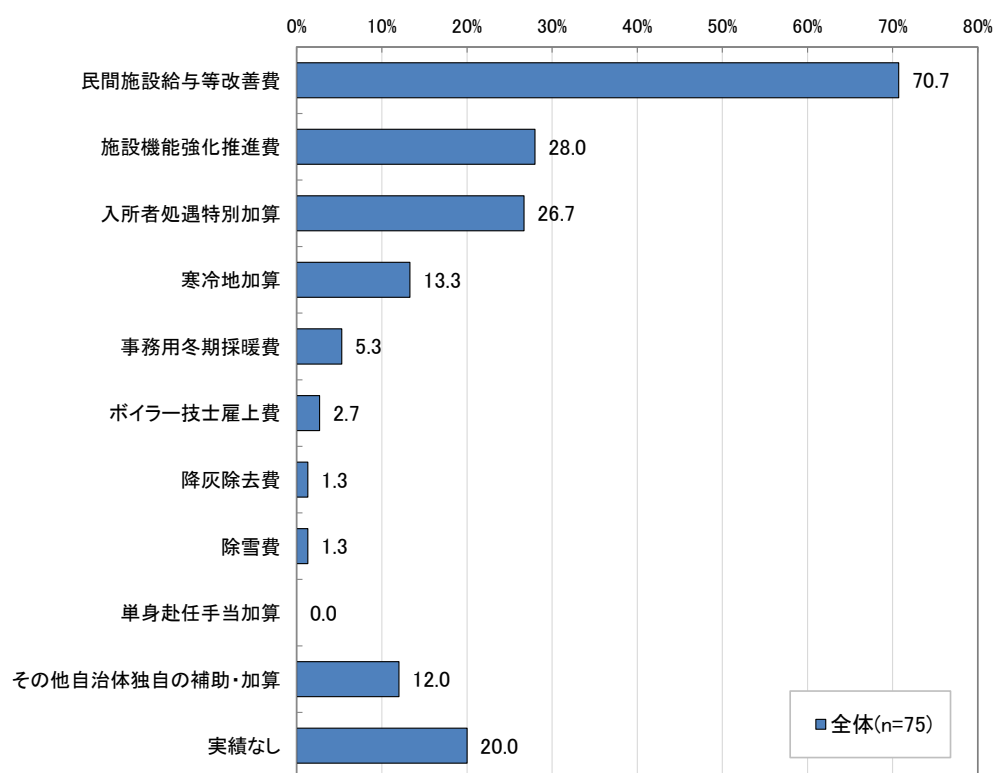
図表 145 問 71 公立の軽費老人ホームの決算額 [単位：千円／年] (0円を除く)

	全体	平均	中央値	最小値	最大値
令和3年度決算額	7 33	165,321	71,092	17,214	732,227
令和2年度決算額	7 33	167,597	69,324	17,142	730,971
令和元年度決算額	7 33	171,008	70,297	16,896	736,242

(156) 問 72 貴自治体で軽費老人ホームに対して昨年度補助実績のある加算をお答えください。(複数選択)

全体では、「民間施設給与等改善費」が 70.7%と最も高く、「施設機能強化推進費」が 28.0%、「入所者処遇特別加算」が 26.7%、「実績なし」が 20.0%となっている。

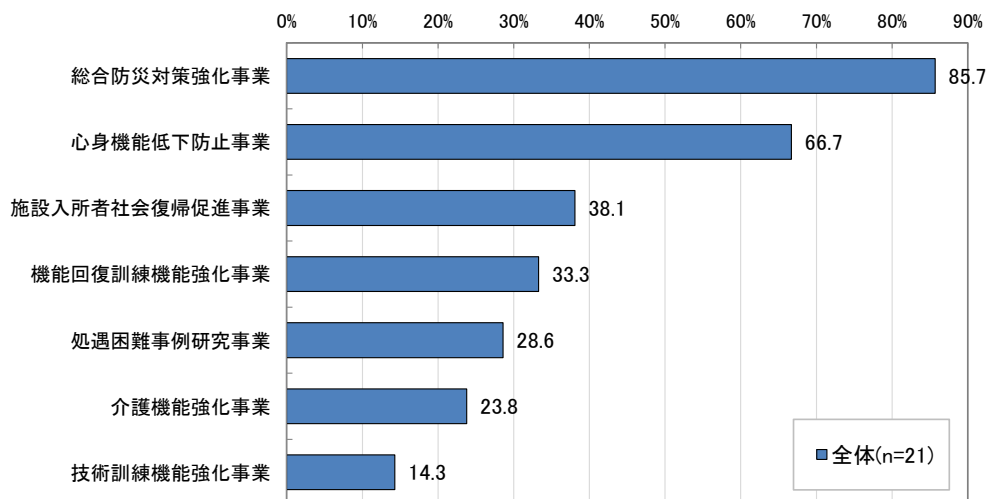
図表 146 問 72 貴自治体で軽費老人ホームに対して昨年度補助実績のある加算をお答えください。(複数選択)



(157) 問 73 <問 72 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 問 72 で「2 施設機能強化推進費」の補助を行っている場合、どのような事業に対して補助を行っていますか。(複数選択)

全体では、「総合防災対策強化事業」が 85.7%と最も高く、「心身機能低下防止事業」が 66.7%、「施設入所者社会復帰促進事業」が 38.1%、「機能回復訓練機能強化事業」が 33.3%となっている。

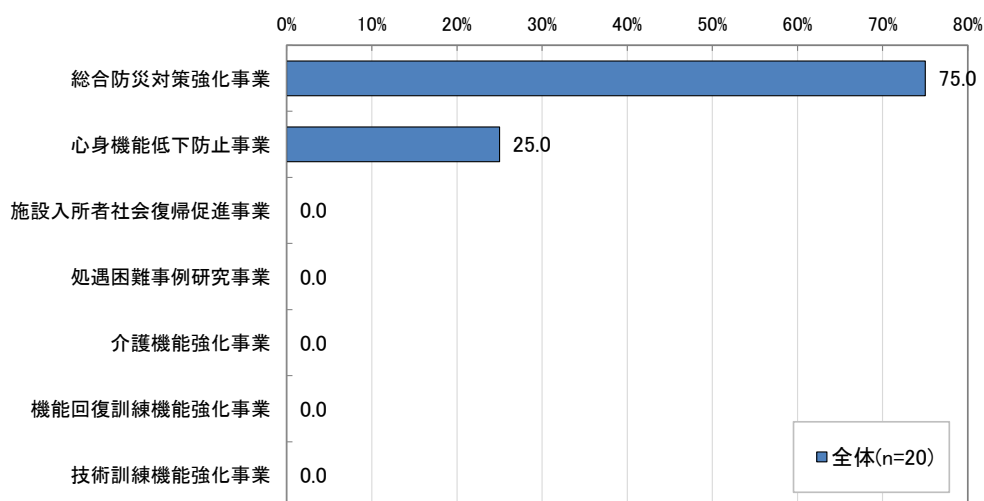
図表 147 問 73 <問 72 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 問 72 で「2 施設機能強化推進費」の補助を行っている場合、どのような事業に対して補助を行っていますか。(複数選択)



(158) 問 74 <問 72 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 問 73 で補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。

全体では、「総合防災対策強化事業」が 75.0%と最も高く、「心身機能低下防止事業」が 25.0%、「施設入所者社会復帰促進事業」が 0.0%、「処遇困難事例研究事業」が 0.0%、「介護機能強化事業」が 0.0%、「機能回復訓練機能強化事業」が 0.0%、「技術訓練機能強化事業」が 0.0%となっている。

図表 148 問 74 <問 72 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答> 問 73 で補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。



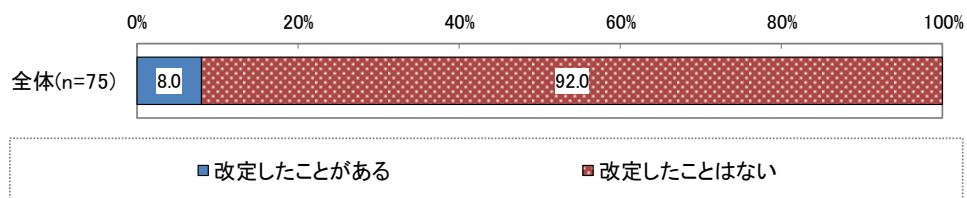
- (159) 問 75 <問 72 で「10 その他自治体独自の補助・加算」を選択した場合のみ回答
 > 貴自治体独自で軽費老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている
 （前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。（自由
 記述）。

<主な回答>
・国の基準を上回る人件費がかかった場合、その上回った額について補助（上限あり）施設整備借入金償還額の一部を補助
研修補助費
在宅復帰支援活動費：介護保険施設から受入た要支援又は要介護の入居者の月平均の延べ人数 1 人あたり 2 万円を加算
指定管理施設につき、指定管理費に含まれている。
施設職員処遇改善加算 9,000 円／介護職員数・月
民間施設給与等改善費（独自）：市独自の加算率により基準上の介護職員の配置数に応じた加算を行っている。
民間社会福祉施設職員給与改善補助金…職員の処遇向上を目的として、施設の正規職員の勤続年数に応じ補助金を支給。
名称：家賃軽減助成に関する要綱 概要：施設入所者から徴収する利用料金のうち家賃相当額について講じる減額措置に対して区が行う助成に関し必要な事項を定め、もって施設入所者の負担軽減及び指定管理者の健全な施設運営に資することを目的とする。

- (160) 問 76 一般財源化以降（平成 16 年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、軽費老人ホームへのサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。

全体では、「改定したことはない」が 92.0%と最も高く、「改定したことがある」が 8.0%となっている。

図表 149 問 76 一般財源化以降（平成 16 年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、軽費老人ホームへのサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。



図表 150 問 76 一般財源化以降（平成 16 年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、軽費老人ホームへのサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。（自治体内の問 55-1.1 軽費老人ホーム A 型及び問 55-1.3 ケアハウスの有無とのクロス集計）

	全体	改定した ことがあ る	改定した ことはな い
全体	75 100%	6 8.0%	69 92.0%
軽費老人ホーム A 型も しくはケアハウスあり	72 100%	6 8.3%	66 91.7%
なし	3 100%	— —	3 100.0%

(161) 問 77 <問 76 で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答> 消費税増税分を除くサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。[単位：年]

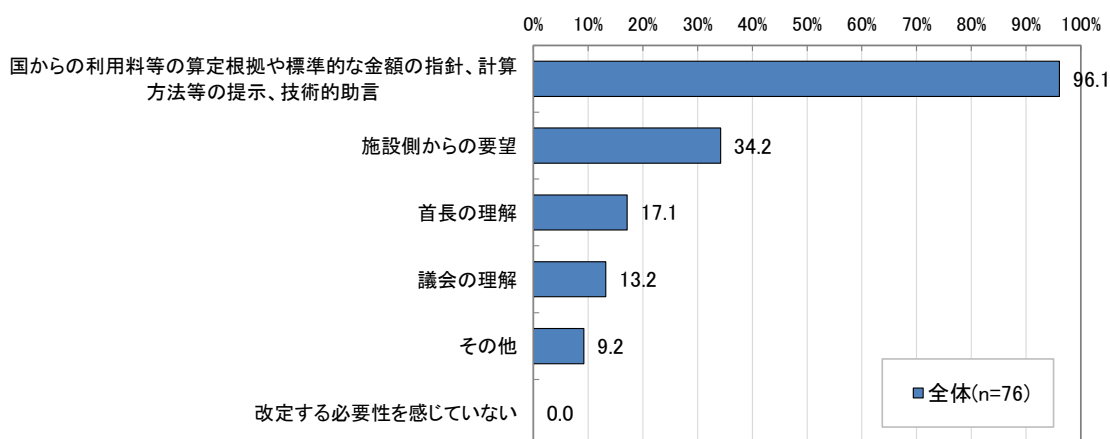
図表 151 問 77 <問 76 で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答> 消費税増税分を除くサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。[単位：年]

全体	平均	中央値
6 100%	2,020	2,020

(162) 問 78 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、サービス提供費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。（複数選択）

全体では、「国からの利用料等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言」が 96.1%と最も高く、「施設側からの要望」が 34.2%、「首長の理解」が 17.1%、「議会の理解」が 13.2%となっている。

図表 152 問 78 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、サービス提供費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。（複数選択）

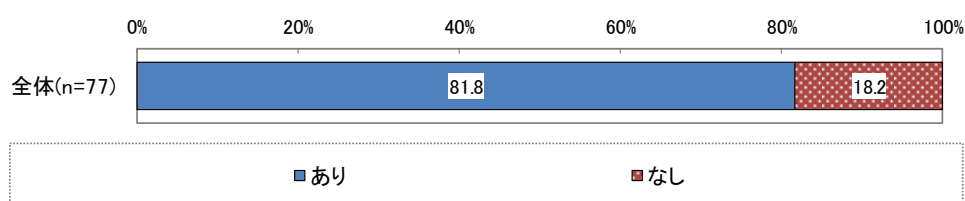


その他＜主な回答＞
県内外の他自治体の動向
国からの財政的な支援
国からの財政的支援（交付税措置に加えてを望む。調査だけして終わりではなく具体的な支援を望む。）
県の基準に準じているため、県の動向により実施を検討する。

(163) 問 79 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。

全体では、「あり」が 81.8%と最も高く、「なし」が 18.2%となっている。

図表 153 問 79 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。



図表 154 問 79 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。(自治体内の間 55-1.1 軽費老人ホーム A 型及び間 55-1.3 ケアハウスの有無とのクロス集計)

	全体	あり	なし
全体	77 100%	63 81.8%	14 18.2%
軽費老人ホームA 型もしくはケアハウスあり	74 100%	63 85.1%	11 14.9%
なし	3 100%	—	3 100.0%

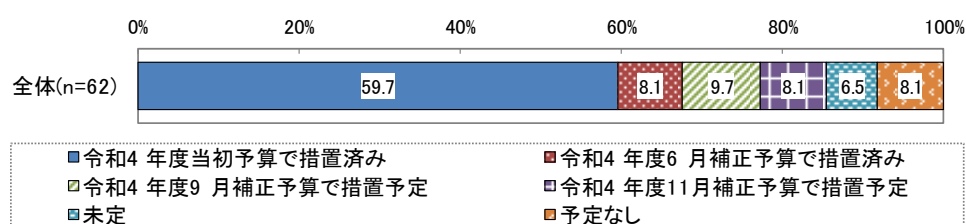
(164) 問 80 <問 79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 事務費の改定が何月分から適用されるかをお答えください。(半角数字)

<主な回答>
2022年2月(8件)
2022年4月(58件)
2022年7月
2023年4月

(165) 問 81 <問 79 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。

全体では、「令和 4 年度当初予算で措置済み」が 59.7%と最も高く、「令和 4 年度 9 月補正予算で措置予定」が 9.7%、「令和 4 年度 6 月補正予算で措置済み」が 8.1%、「令和 4 年度 11 月補正予算で措置予定」が 8.1%となっている。

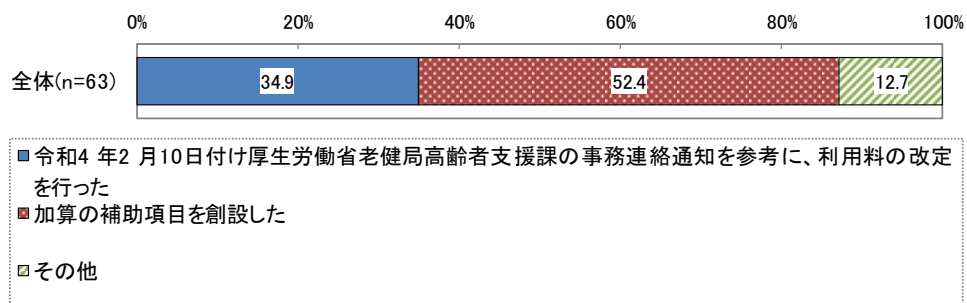
図表 155 問 81 <問 79 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。



(166) 問 82 <問 79 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。

全体では、「加算の補助項目を創設した」が 52.4%と最も高く、「令和 4 年 2 月 10 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡通知を参考に、利用料の改定を行った」が 34.9%となっている。

図表 156 問 82 <問 79 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対応した内容をお答えください。

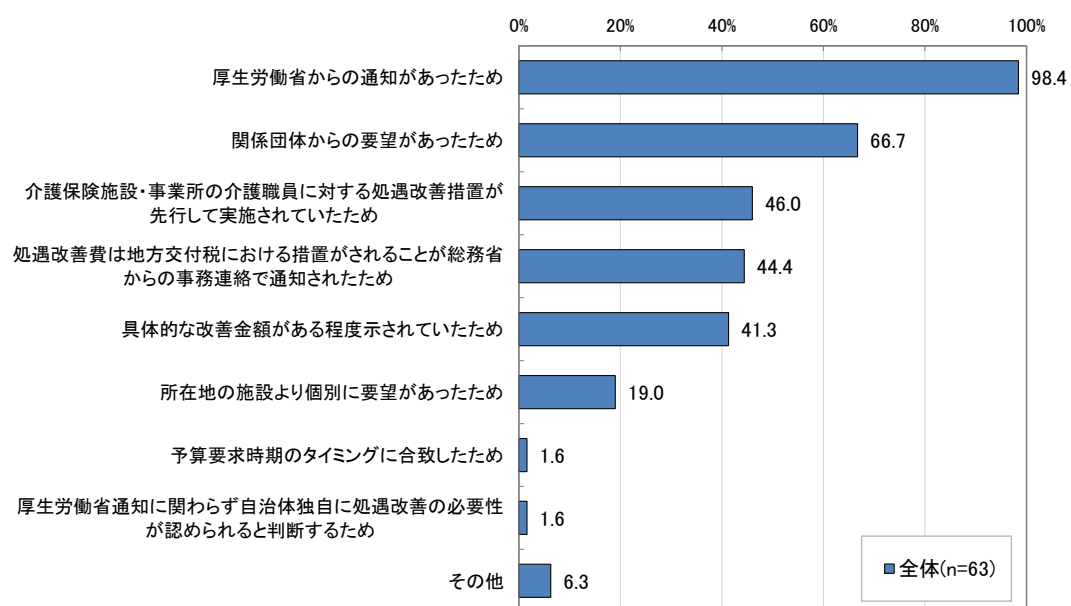


＜主な回答＞
サービス提供に要する費用のうち、令和４年４月～９月は１.４％（介護職員処遇改善支援補助金相当分）、１０月以降は１.５％（介護職員等ベースアップ等支援加算相当分）を利用料単価（人件費分）に乗じて対応。
令和４年度は事務費の改定は行わず、処遇改善相当額を補助金として交付する。
サービス提供費基準額総額に実常勤職員数にかかる処遇改善費用（一人当たり月額９,０００円）を上乗せして支給
新設の補助金として支給
処遇改善額を新たに基準の年間合計額に加えることによる補助を行っている。
運用を踏まえ補助要綱の改正を検討
加算の補助項目を創設し、対応予定
県の利用料等取扱基準の改定を準用した。

(167) 問 83 ＜問 79 で 「１ あり」を選択した場合のみ回答＞ 実施した要因をお答えください。（複数選択）

全体では、「厚生労働省からの通知があったため」が 98.4%と最も高く、「関係団体からの要望があったため」が 66.7%、「介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため」が 46.0%、「処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため」が 44.4%となっている。

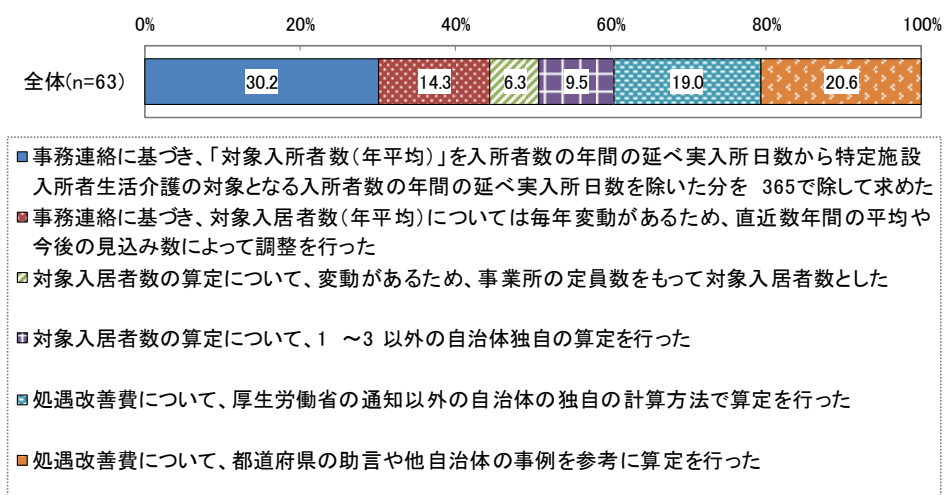
図表 157 問 83 ＜問 79 で 「１ あり」を選択した場合のみ回答＞ 実施した要因をお答えください。（複数選択）



(168) 問 84 <問 79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」(令和 4 年 2 月 10 日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課)において、処遇改善を行うための事務費の計算方法が例示されておりますが、貴自治体で実際に採用した計算方法をお答えください。

全体では、「事務連絡に基づき、「対象入所者数(年平均)」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を 365 で除して求めた」が 30.2%と最も高く、「処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った」が 20.6%、「処遇改善費について、厚生労働省の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った」が 19.0%、「事務連絡に基づき、対象入居者数(年平均)については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った」が 14.3%となっている。

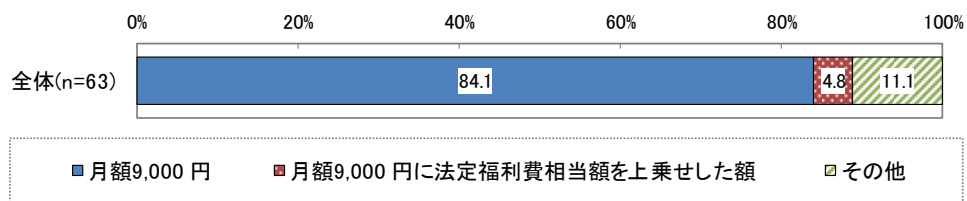
図表 158 問 84 <問 79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」(令和 4 年 2 月 10 日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課)において、処遇改善を行うための事務費の計算方法が例示されておりますが、貴自治体で実際に採用した計算方法をお答えください。



(169) 問 85 <問 79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対象職員一人あたりの処遇改善額についてお答えください。

全体では、「月額 9,000 円」が 84.1%と最も高く、「月額 9,000 円に法定福利費相当額を上乗せした額」が 4.8%となっている。

図表 159 問 85 <問 79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 対象職員一人あたりの処遇改善額についてお答えください。



(170) 問 85.1 <問 85 で「3 その他」を選択した場合のみ回答> その他の金額 [単位：円／月]

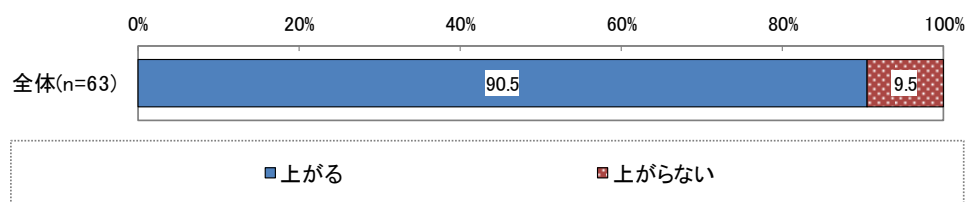
図表 160 問 85.1 <問 85 で「3 その他」を選択した場合のみ回答> その他の金額 [単位：円／月] (0 円を除く)

全体	平均	中央値
1 100%	8,988	8,988

(171) 問 86 <問 79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 事務費が総額として上がるかをお答えください。

全体では、「上がる」が 90.5%と最も高く、「上がらない」が 9.5%となっている。

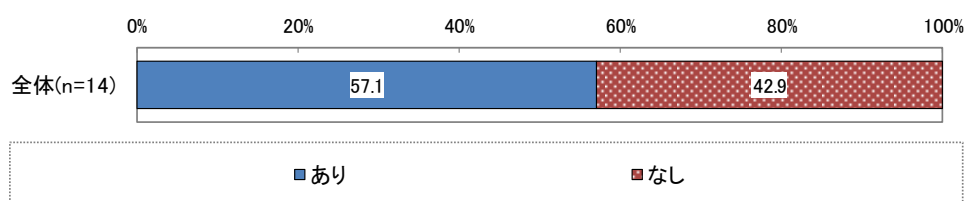
図表 161 問 86 <問 79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 事務費が総額として上がるかをお答えください。



(172) 問 87 <問 79 で 「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みがあるかお答えください。

全体では、「あり」が 57.1%と最も高く、「なし」が 42.9%となっている。

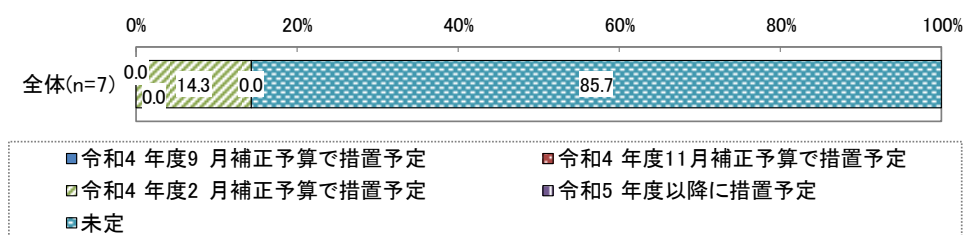
図表 162 問 87 <問 79 で 「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施見込みがあるかお答えください。



(173) 問 89 <問 87 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。

全体では、「未定」が 85.7%と最も高く、「令和 4 年度 2 月補正予算で措置予定」が 14.3%、「令和 4 年度 9 月補正予算で措置予定」が 0.0%、「令和 4 年度 11 月補正予算で措置予定」が 0.0%、「令和 5 年度以降に措置予定」が 0.0%となっている。

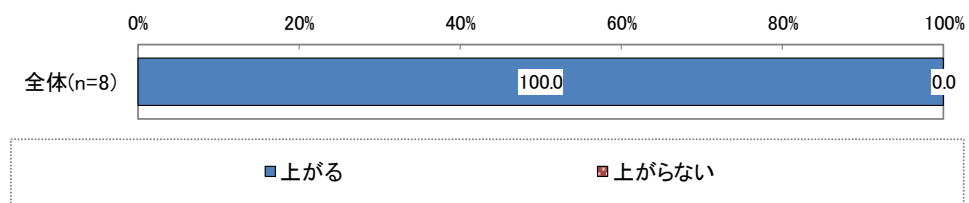
図表 163 問 89 <問 87 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 予算上の措置について、お答えください。



(174) 問 90 <問 87 で 「1 あり」を選択した場合のみ回答> 事務費が総額として上がるかをお答えください。

全体では、「上がる」が 100.0%と最も高く、「上がらない」が 0.0%となっている。

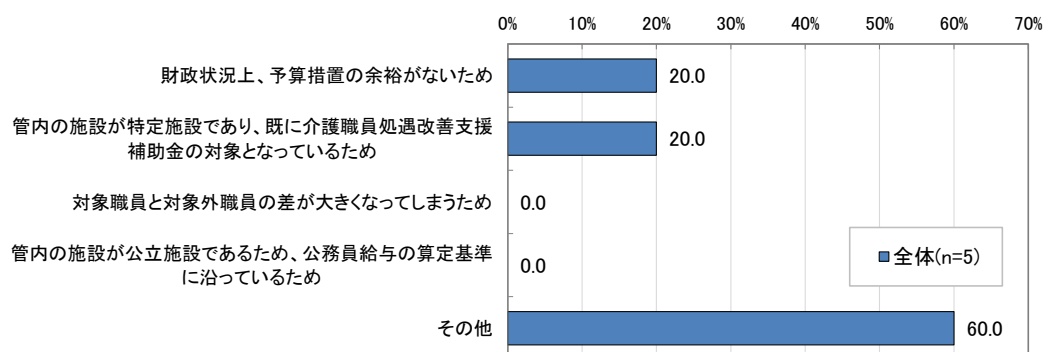
図表 164 問 90 <問 87 で「1 あり」を選択した場合のみ回答> 事務費が総額として上がるかをお答えください。



(175) 問 91 <問 87 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施しない要因をお答えください。(複数選択)

全体では、「財政状況上、予算措置の余裕がないため」が 20.0%と最も高く、「管内の施設が特定施設であり、既に介護職員処遇改善支援補助金の対象となっているため」が 20.0%、「対象職員と対象外職員の差が大きくなってしまったため」が 0.0%、「管内の施設が公立施設であるため、公務員給与の算定基準に沿っているため」が 0.0%となっている。

図表 165 問 91 <問 87 で「2 なし」を選択した場合のみ回答> 実施しない要因をお答えください。(複数選択)



<主な回答>	
ケアハウス運営主体が他の部門の介護職と処遇を合わせるため賃上げは行わない意向。	
ここ数年における実績がなく、現時点で必要性を感じていないため。	
ニーズがなく利用者がいない	
委託費として施設に支出しており、施設側の状況・意向次第で検討を行う。	
運営に関する支弁を行う施設種別が区内に設置されていないため	
管内施設1施設のみで、常に上限定員まで入所者がおり、事例が発生する見込みが無いため。	
現時点では補助金にて対応をしているため	
現状予算枠内で対応可能なため	
広域的施設であり、町が所管していないため。	
今後検討予定	
市は運営に関わっていないため	
市内にある軽費老人ホームが民間の施設であるため。	
不安があるが、独立して生活できることを前提に入居してもらっていて、基本的に施設職員の介護が不要なため。	
要請があれば可能な限り対応する。	

(176) 問 92 貴自治体では、軽費老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。(合計)

全体では、「低所得高齢者への居住の提供」が 83.1%と最も高く、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」が 53.2%、「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援」が 48.1%、「高齢者の居場所づくり、生きがいをづくりに関する支援」が 19.5%となっている。

図表 166 問 92 貴自治体では、軽費老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。(合計)



図表 167 問 92 貴自治体では、軽費老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。(合計)

(自治体内の問 55-1.1 軽費老人ホーム A 型及び問 55-1.3 ケアハウスの有無とのクロス集計)

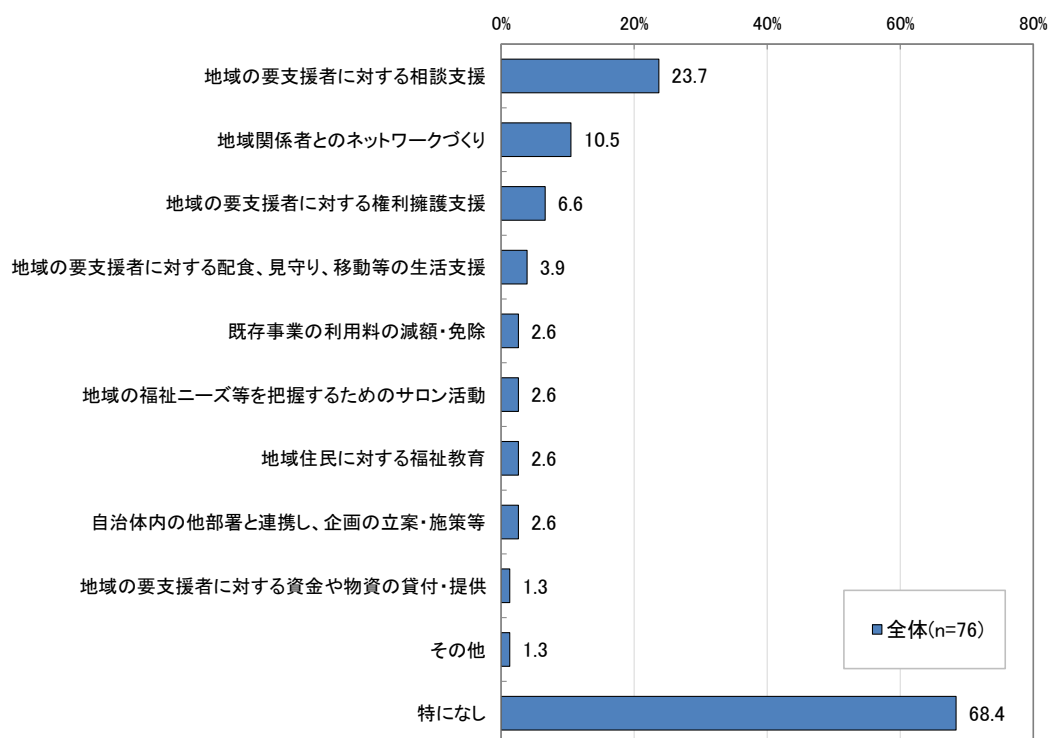
	全体	低所得高齢者への居住の提供	在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供	病院や施設から退所した高齢者への居住の提供	刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供	一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入居支援	特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入居支援	DVや虐待被害を受けた高齢者の保護(シェルター)	在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用	共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援	介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援
全体	77 100%	64 83.1%	41 53.2%	13 16.9%	2 2.6%	7 9.1%	8 10.4%	7 9.1%	4 5.2%	-	37 48.1%
軽費老人ホームA 型もしくはケアハウスあり	74 100%	63 85.1%	41 55.4%	13 17.6%	2 2.7%	7 9.5%	8 10.8%	7 9.5%	4 5.4%	-	37 50.0%
なし	3 100%	1 33.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	全体	困難な生活課題(精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等)を抱える高齢者への入居等の支援	在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活をし続けるための生活支援(居住支援法人との連携等)	社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画	在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動	配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援	高齢者の居場所づくり、生きがいにに関する支援	その他	特になし
全体	77 100%	6 7.8%	6 7.8%	4 5.2%	-	1 1.3%	15 19.5%	-	3 3.9%
軽費老人ホームA 型もしくはケアハウスあり	74 100%	6 8.1%	5 6.8%	4 5.4%	-	1 1.4%	14 18.9%	-	1 1.4%
なし	3 100%	-	1 33.3%	-	-	-	1 33.3%	-	2 66.7%

(177) 問 93 軽費老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。(複数選択)

全体では、「地域の要支援者に対する相談支援」が 23.7%と最も高く、「地域関係者とのネットワークづくり」が 10.5%、「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 6.6%、「地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援」が 3.9%、「既存事業の利用料の減額・免除」が 2.6%、「地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」が 2.6%、「地域住民に対する福祉教育」が 2.6%、「自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等」が 2.6%、「地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供」が 1.3%となっている。また「特になし」 68.4%となっている。

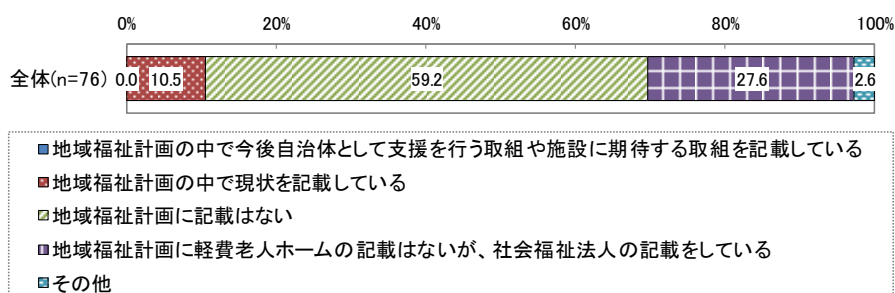
図表 168 問 93 軽費老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。(複数選択)



(178) 問 94 地域福祉計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください。

全体では、「地域福祉計画に記載はない」が 59.2%と最も高く、「地域福祉計画に軽費老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている」が 27.6%、「地域福祉計画の中で現状を記載している」が 10.5%、「地域福祉計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している」が 0.0%となっている。

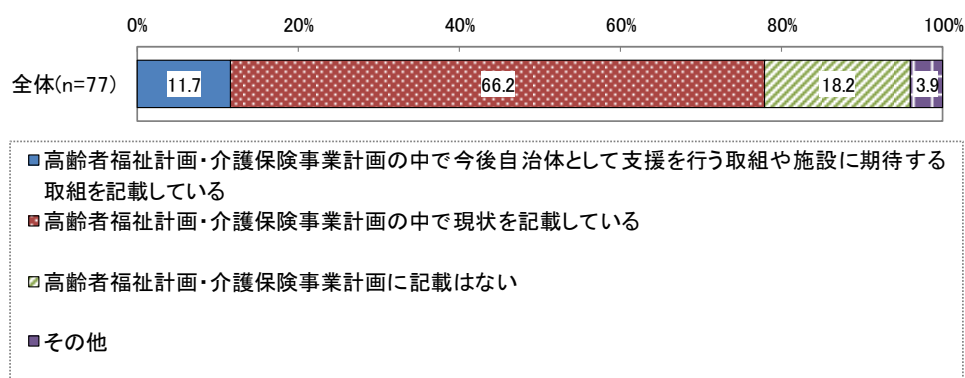
図表 169 問 94 地域福祉計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください。



(179) 問 95 高齢者福祉計画・介護保険事業計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください。

全体では、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で現状を記載している」が 66.2%と最も高く、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載はない」が 18.2%、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している」が 11.7%となっている。

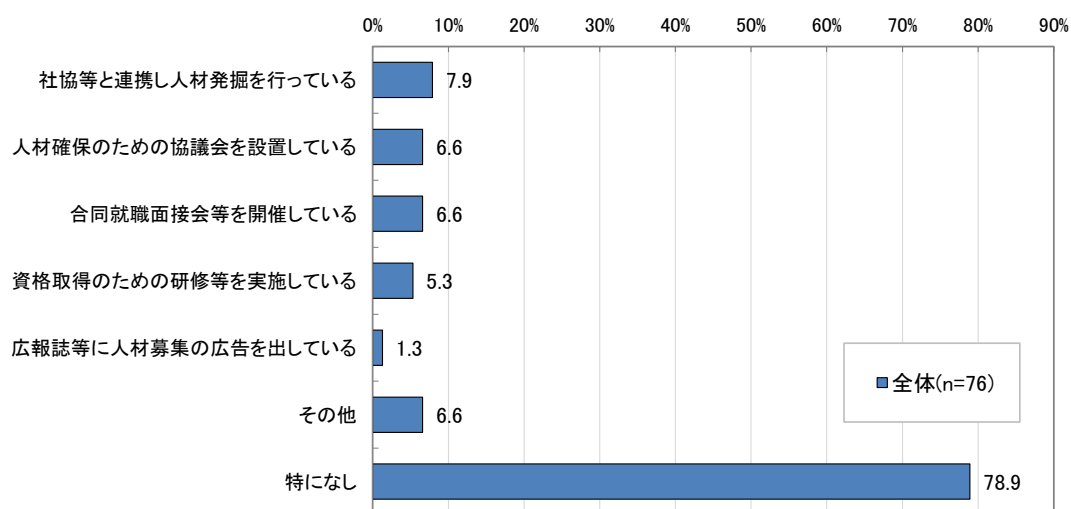
図表 170 問 95 高齢者福祉計画・介護保険事業計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください。



(180) 問 96 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください。
(複数選択)

全体では、「社協等と連携し人材発掘を行っている」が 7.9%と最も高く、「人材確保のための協議会を設置している」が 6.6%、「合同就職面接会等を開催している」が 6.6%、「資格取得のための研修等を実施している」が 5.3%となっている。

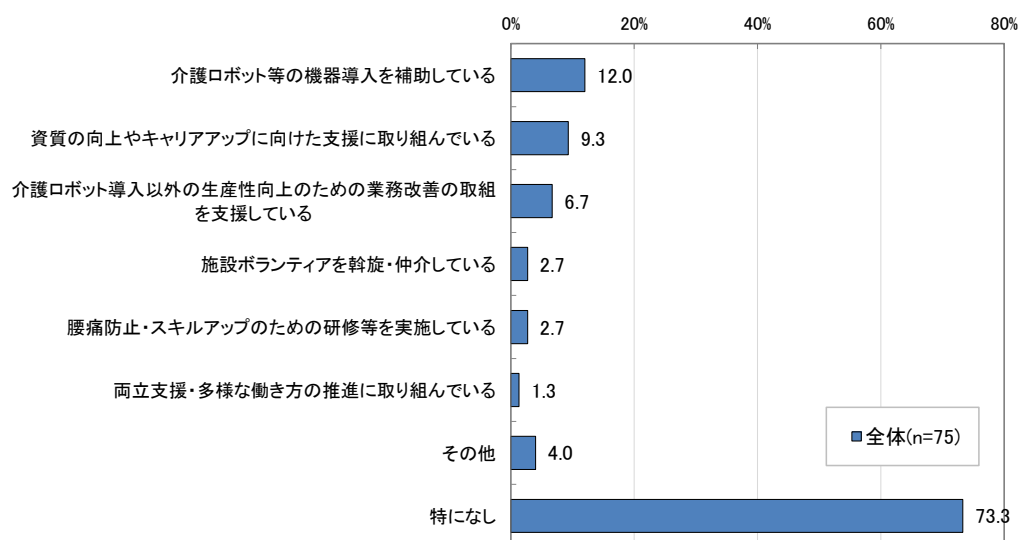
図表 171 問 96 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください。(複数選択)



(181) 問 97 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください。(複数選択)

全体では、「介護ロボット等の機器導入を補助している」が 12.0%と最も高く、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる」が 9.3%、「介護ロボット導入以外の生産性向上のための業務改善の取組を支援している」が 6.7%、「施設ボランティアを斡旋・仲介している」が 2.7%となっている。

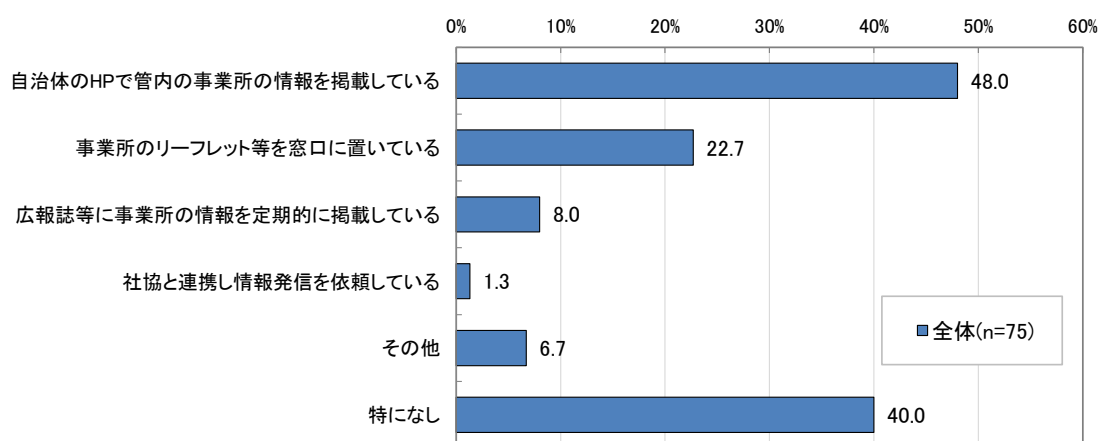
図表 172 問 97 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください。(複数選択)



(182) 問 98 自治体が支援している事業所に関する情報発信の取組についてお答えください。(複数選択)

全体では、「自治体の HP で管内の事業所の情報を掲載している」が 48.0%と最も高く、「事業所のリーフレット等を窓口に置いている」が 22.7%、「広報誌等に事業所の情報を定期的に掲載している」が 8.0%、「社協と連携し情報発信を依頼している」が 1.3%となっている。

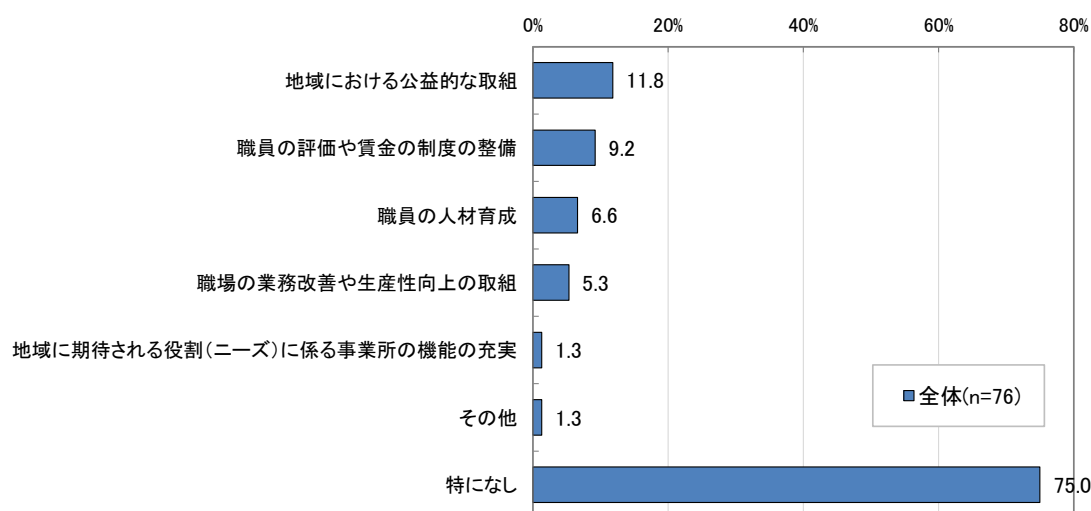
図表 173 問 98 自治体が支援している事業所に関する情報発信の取組についてお答えください。(複数選択)



(183) 問 99 自治体として把握している、管内事業所で現在行われている取組があればお答えください。(複数選択)

全体では、「地域における公益的な取組」が 11.8%と最も高く、「職員の評価や賃金の制度の整備」が 9.2%、「職員の人材育成」が 6.6%、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が 5.3%となっている。

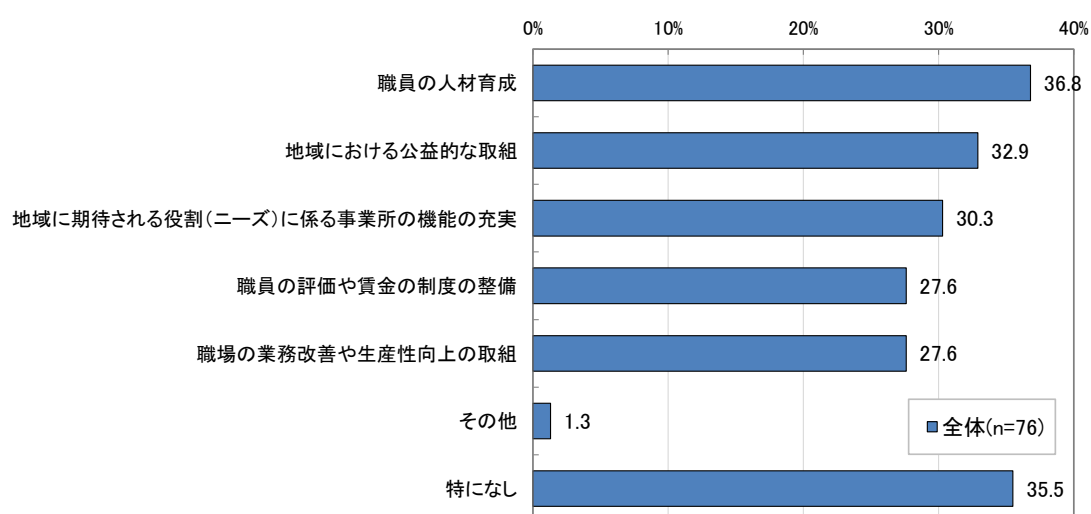
図表 174 問 99 自治体として把握している、管内事業所で現在行われている取組があればお答えください。(複数選択)



(184) 問 100 自治体として今後管内事業所で実施を期待している取組があればお答えください。(複数選択)

全体では、「職員の人材育成」が 36.8%と最も高く、「地域における公益的な取組」が 32.9%、「地域に期待される役割(ニーズ)に係る事業所の機能の充実」が 30.3%、「職員の評価や賃金の制度の整備」が 27.6%となっている。

図表 175 問 100 自治体として今後管内事業所で実施を期待している取組があればお答えください。(複数選択)

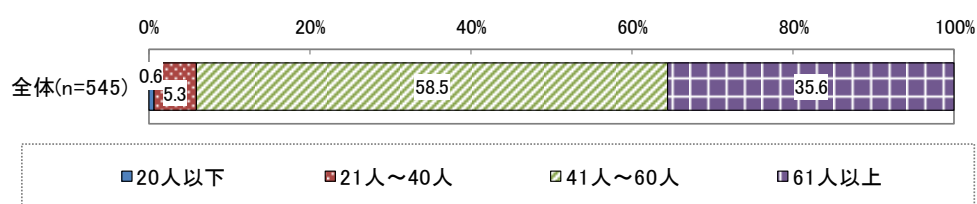


<養護老人ホーム票>

(185) 問2 定員数 [単位：人]

全体では、「41人～60人」が58.5%と最も高く、「61人以上」が35.6%、「21人～40人」が5.3%、「20人以下」が0.6%となっている。

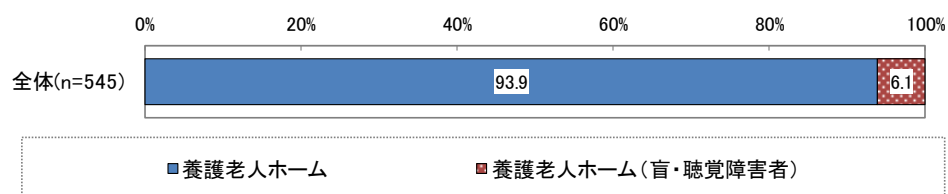
図表 176 問2 定員数 [単位：人] 【平均値：66.3人 (n=545)】



(186) 問3 施設種別

全体では、「養護老人ホーム」が93.9%と最も高く、「養護老人ホーム(盲・聴覚障害者)」が6.1%となっている。

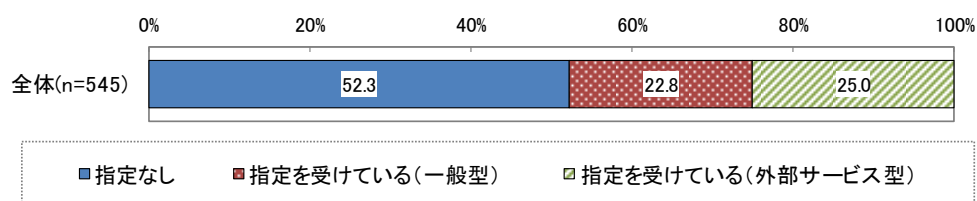
図表 177 問3 施設種別



(187) 問4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無

全体では、「指定なし」が52.3%と最も高く、「指定を受けている(外部サービス型)」が25.0%、「指定を受けている(一般型)」が22.8%となっている。

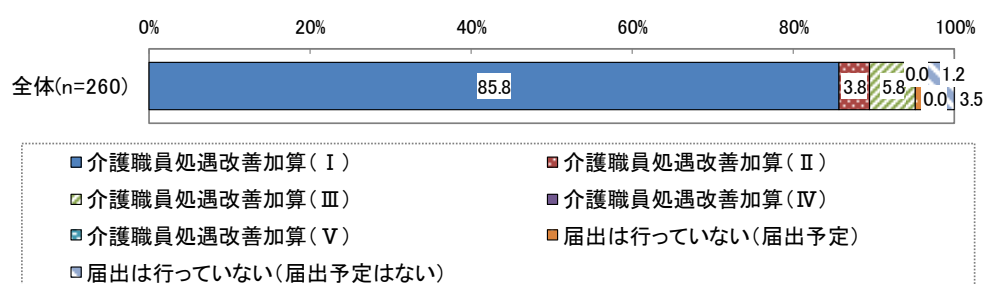
図表 178 問4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無



(188) 問5 <問4で「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合のみ回答> 介護職員処遇改善加算の届出状況

全体では、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」が85.8%と最も高く、「介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」が5.8%、「介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」が3.8%、「届出は行っていない（届出予定はない）」が3.5%となっている。

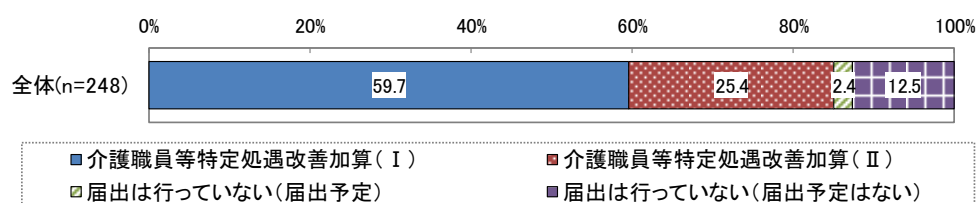
図表 179 問5 <問4で「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合のみ回答> 介護職員処遇改善加算の届出状況



(189) 問6 <問5で「1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「2. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」「3. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を選択した場合のみ回答> 介護職員等特定処遇改善加算の届出状況

全体では、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」が59.7%と最も高く、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）」が25.4%、「届出は行っていない（届出予定はない）」が12.5%、「届出は行っていない（届出予定）」が2.4%となっている。

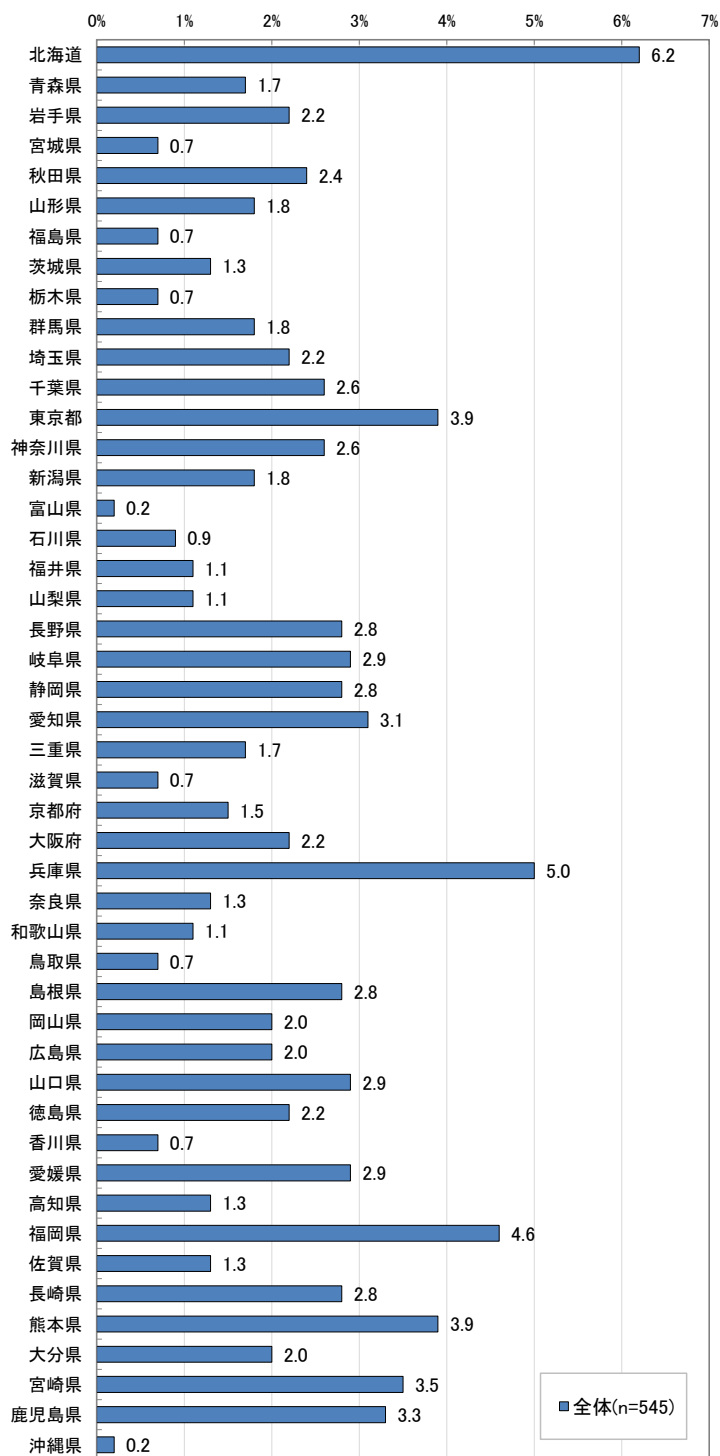
図表 180 問6 <問5で「1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「2. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」「3. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を選択した場合のみ回答> 介護職員等特定処遇改善加算の届出状況



(190) 問 7 施設が所在する都道府県

全体では、「北海道」が 6.2%と最も高く、「兵庫県」が 5.0%、「福岡県」が 4.6%、「東京都」「熊本県」が 3.9%となっている。

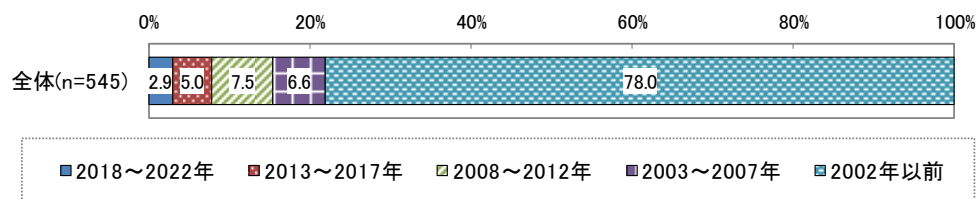
図表 181 問 7 施設が所在する都道府県



(191) 問 9 施設開設年

全体では、「2002 年以前」が 78.0%と最も高く、「2008～2012 年」が 7.5%、「2003～2007 年」が 6.6%、「2013～2017 年」が 5.0%、「2018～2022 年」が 2.9%となっている。

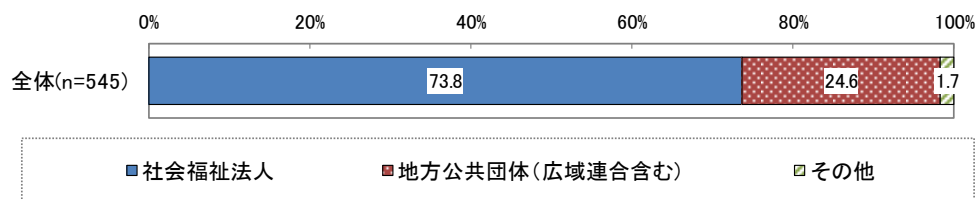
図表 182 問 9 施設開設年



(192) 問 10 設置主体

全体では、「社会福祉法人」が 73.8%と最も高く、「地方公共団体（広域連合含む）」が 24.6%となっている。

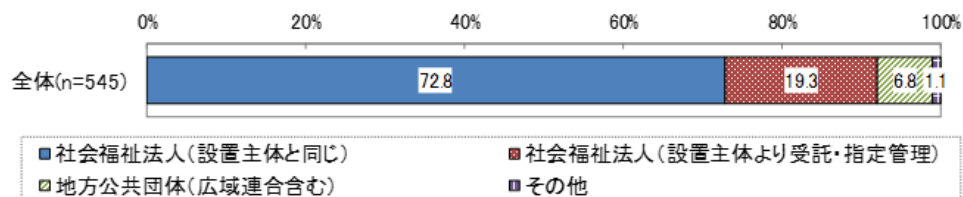
図表 183 問 10 設置主体



(193) 問 11 運営主体

全体では、「社会福祉法人（設置主体と同じ）」が 72.8%と最も高く、「社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）」が 19.3%、「地方公共団体（広域連合含む）」が 6.8%となっている。

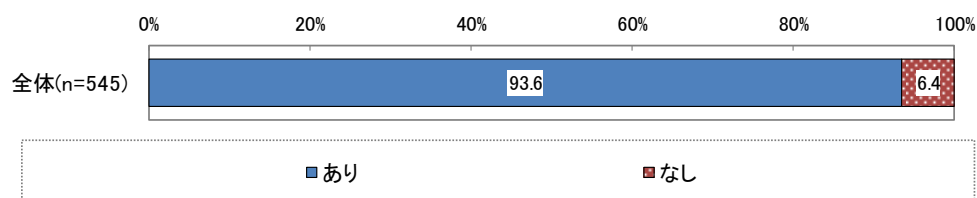
図表 184 問 11 運営主体



(194) 問 12 法人が運営する養護老人ホーム以外の事業

全体では、「あり」が 93.6%と最も高く、「なし」が 6.4%となっている。

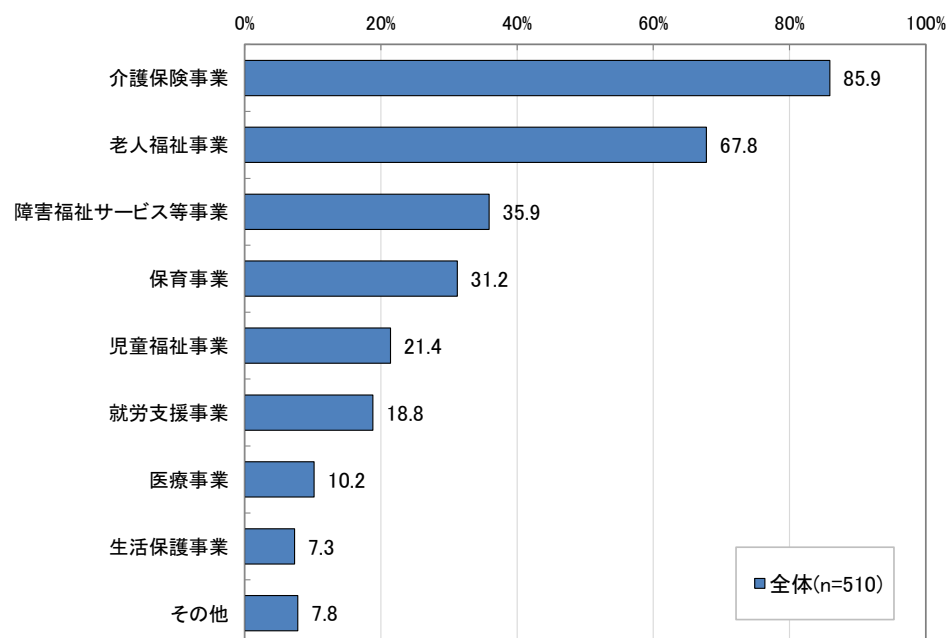
図表 185 問 12 法人が運営する養護老人ホーム以外の事業



(195) 問 13 <問 12 で「1. あり」を選択した場合のみ回答> 法人が運営する事業 (複数選択)

全体では、「介護保険事業」が 85.9%と最も高く、「老人福祉事業」が 67.8%、「障害福祉サービス等事業」が 35.9%、「保育事業」が 31.2%となっている。

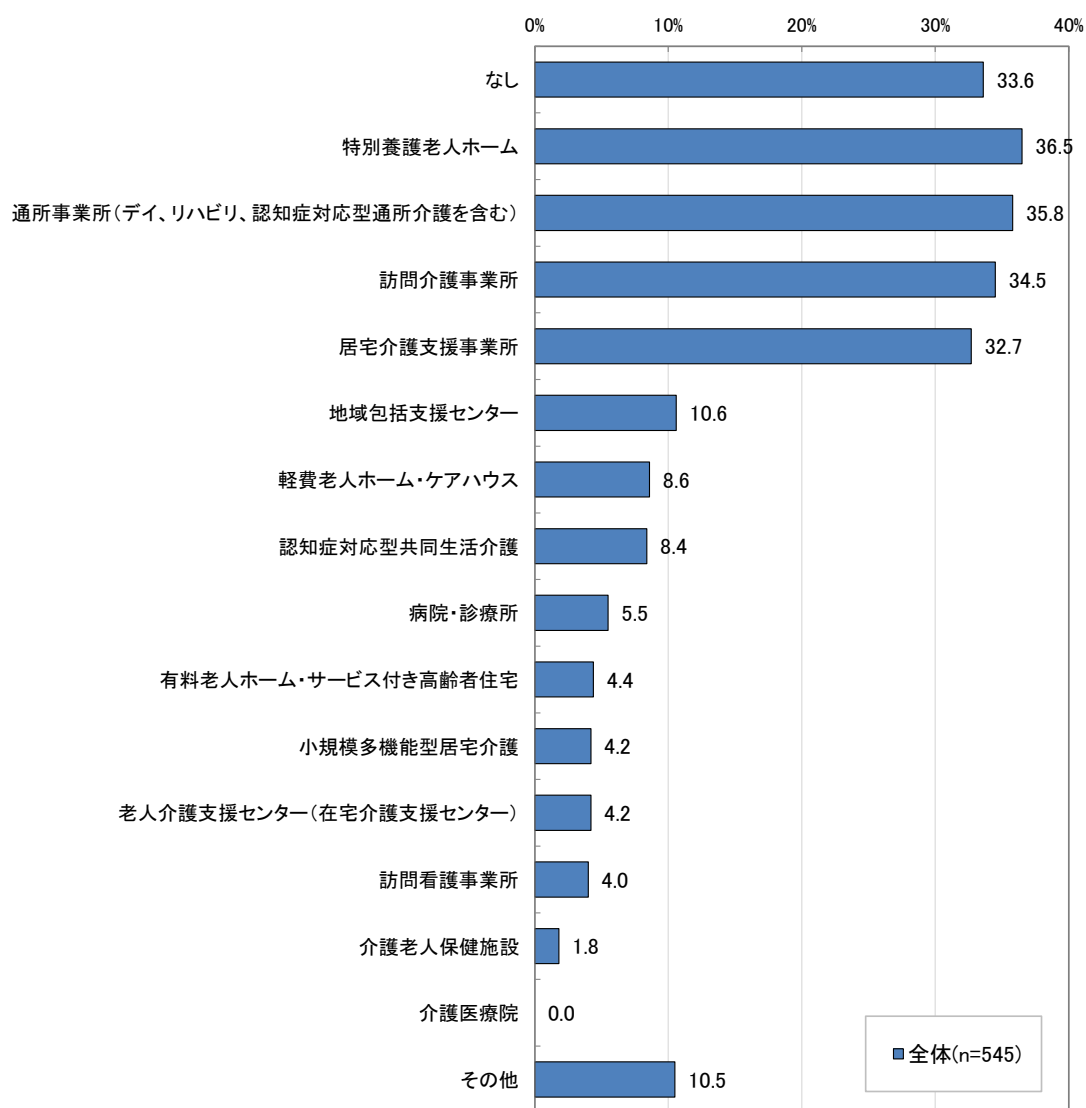
図表 186 問 13 <問 12 で「1. あり」を選択した場合のみ回答> 法人が運営する事業 (複数選択)



(196) 問 14 併設している施設・事業所（複数選択）

全体では、「特別養護老人ホーム」が 36.5%と最も高く、「通所事業所（デイ、リハビリ、認知症対応型通所介護を含む）」が 35.8%、「訪問介護事業所」が 34.5%、「なし」が 33.6%となっている。

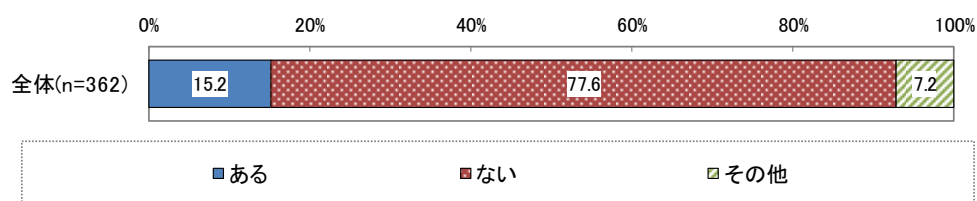
図表 187 問 14 併設している施設・事業所（複数選択）



(197) 問 15 <問 14 で「1」以外を選択した場合のみ回答> 令和 3 年 12 月 24 日以前、養護老人ホームの給与等に係る処遇改善がないことから、法人内の他施設・事業所職員から異動を敬遠された

全体では、「ない」が 77.6%と最も高く、「ある」が 15.2%となっている。

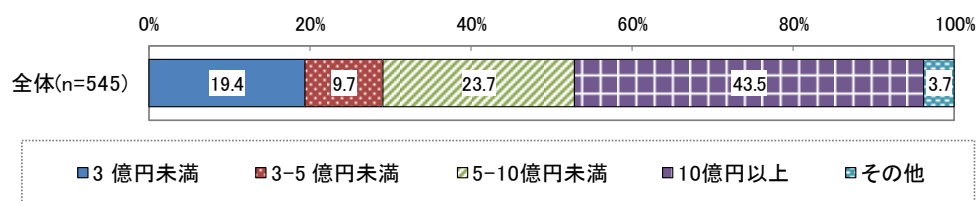
図表 188 問 15 <問 14 で「1」以外を選択した場合のみ回答> 令和 3 年 12 月 24 日以前、養護老人ホームの給与等に係る処遇改善がないことから、法人内の他施設・事業所職員から異動を敬遠された



(198) 問 16 法人全体のサービス活動収益計

全体では、「10 億円以上」が 43.5%と最も高く、「5-10 億円未満」が 23.7%、「3 億円未満」が 19.4%、「3-5 億円未満」が 9.7%となっている。

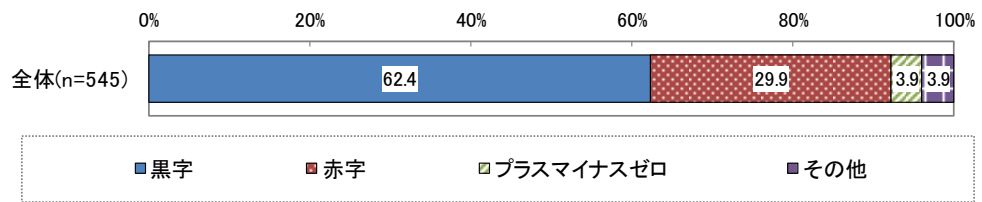
図表 189 問 16 法人全体のサービス活動収益計



(199) 問 17 法人全体の経営状況

全体では、「黒字」が 62.4%と最も高く、「赤字」が 29.9%、「プラスマイナスゼロ」が 3.9%となっている。

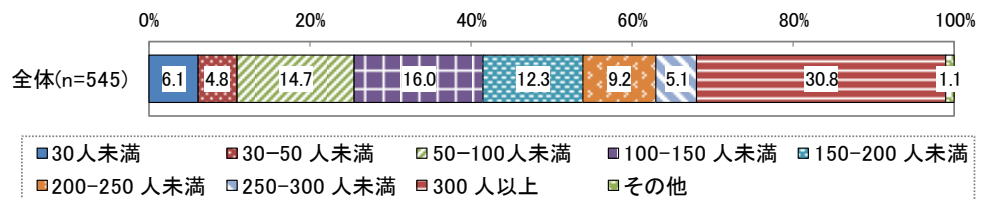
図表 190 問 17 法人全体の経営状況



(200) 問 18 法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）

全体では、「300 人以上」が 30.8%と最も高く、「100-150 人未満」が 16.0%、「50－100 人未満」が 14.7%、「150-200 人未満」が 12.3%となっている。

図表 191 問 18 法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）



(201) 問 19 施設のサービス活動収益計_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

図表 192 問 19 施設のサービス活動収益計_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

【平均値：177,858 千円 (n=381)】

	全体	平均	中央値
全体	381 100%	177,858	163,218
5 千万円未満	2 1%	41,539	41,539
5 千万—1 億円未満	27 7%	84,837	86,492
1 —2 億円未満	247 65%	149,118	149,336
2 —3 億円未満	76 20%	239,704	233,063
3 億円以上	29 8%	356,569	338,965

(202) 問 20 施設の総事業費（人件費、委託費、減価償却費等を含む）_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

図表 193 問 20 施設の総事業費（人件費、委託費、減価償却費等を含む）_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

全体	平均	中央値
381 100%	176,556.4	162,400.0

(203) 問 21 施設の人件費_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

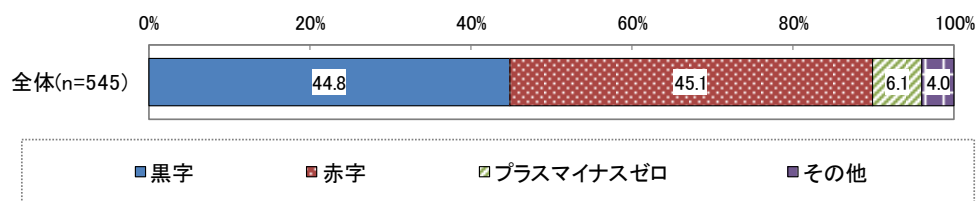
図表 194 問 21 施設の人件費_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

全体	平均	中央値
381 100%	104,238.4	94,648.0

(204) 問 22 施設の経営状況

全体では、「赤字」が 45.1%と最も高く、「黒字」が 44.8%、「プラスマイナスゼロ」が 6.1%となっている。

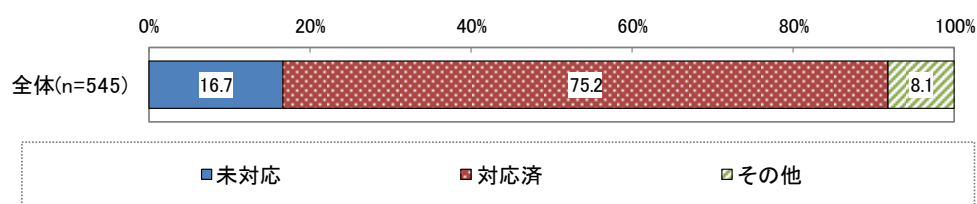
図表 195 問 22 施設の経営状況



(205) 問 23 施設の建物の耐震化の状況

全体では、「対応済」が 75.2%と最も高く、「未対応」が 16.7%となっている。

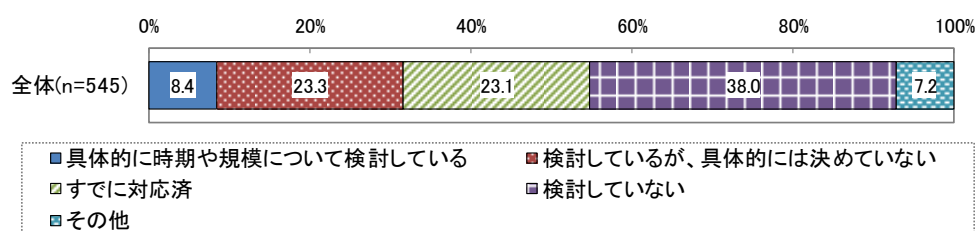
図表 196 問 23 施設の建物の耐震化の状況



(206) 問 24 施設の建替え・大規模修繕の検討の状況

全体では、「検討していない」が 38.0%と最も高く、「検討しているが、具体的には決めていない」が 23.3%、「すでに対応済」が 23.1%、「具体的に時期や規模について検討している」が 8.4%となっている。

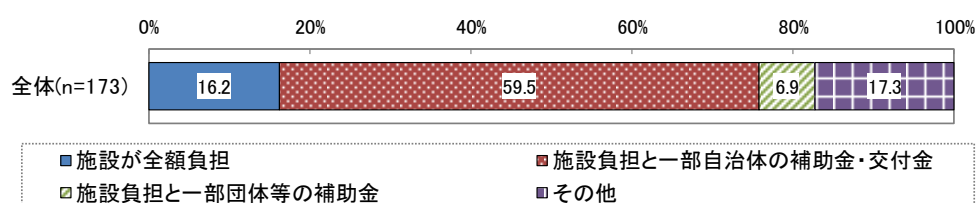
図表 197 問 24 施設の建替え・大規模修繕の検討の状況



(207) 問 25 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答> 費用の財源

全体では、「施設負担と一部自治体の補助金・交付金」が 59.5%と最も高く、「施設が全額負担」が 16.2%、「施設負担と一部団体等の補助金」が 6.9%となっている。

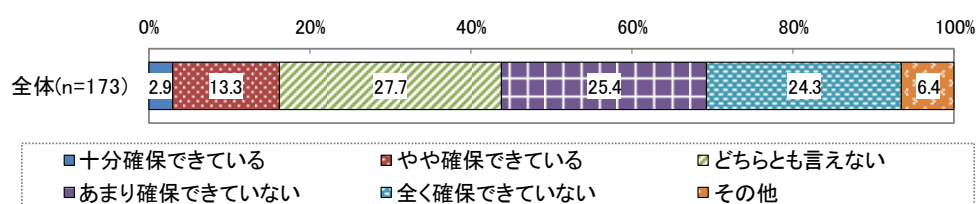
図表 198 問 25 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答> 費用の財源



(208) 問 26 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答>建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況

全体では、「どちらとも言えない」が 27.7%と最も高く、「あまり確保できていない」が 25.4%、「全く確保できていない」が 24.3%、「やや確保できている」が 13.3%となっている。

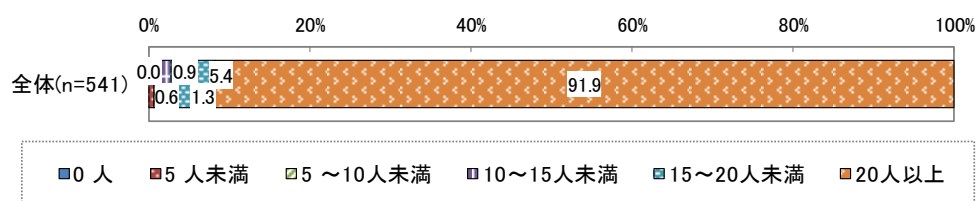
図表 199 問 26 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答>建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況



(209) 問 27 入所者数（一般入所者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体では、「20 人以上」が 91.9%と最も高く、「15～20 人未満」が 5.4%、「10～15 人未満」が 1.3%、「5 ～10 人未満」が 0.9%となっている。

図表 200 問 27 入所者数（一般入所者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]



(210) 問 27 入所者数（一般入所者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 201 問 27 入所者数（一般入所者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]（問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計）

	全体	平均	中央値
全体	541 100%	52.5	48.2
指定なし	282 52%	54.9	48.2
指定を受けている	259 48%	49.9	48.2

(211) 問 28 <問 4 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 特定施設入居者生活介護を利用する要介護・要支援の入所者数_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

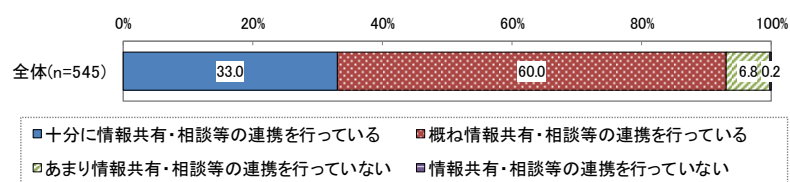
図表 202 問 28 <問 4 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 特定施設入居者生活介護を利用する要介護・要支援の入所者数_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体	平均	中央値
259 100%	28.0	26.0

(212) 問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況

全体では、「概ね情報共有・相談等の連携を行っている」が 60.0%と最も高く、「十分に情報共有・相談等の連携を行っている」が 33.0%、「あまり情報共有・相談等の連携を行っていない」が 6.8%、「情報共有・相談等の連携を行っていない」が 0.2%となっている。

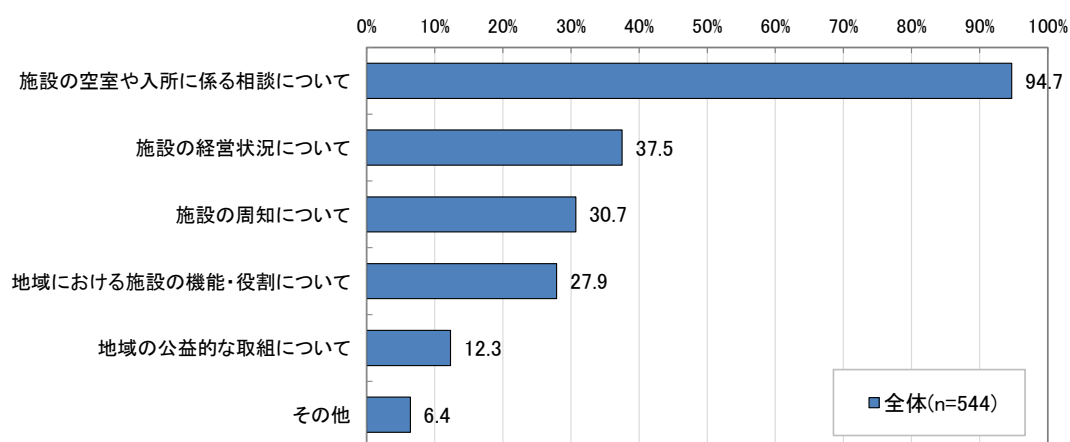
図表 203 問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況



(213) 問 30 <問 29 で「1」「2」「3」のいずれかを選択した場合のみ回答> 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の内容（複数選択）

全体では、「施設の空室や入所に係る相談について」が 94.7%と最も高く、「施設の経営状況について」が 37.5%、「施設の周知について」が 30.7%、「地域における施設の機能・役割について」が 27.9%となっている。

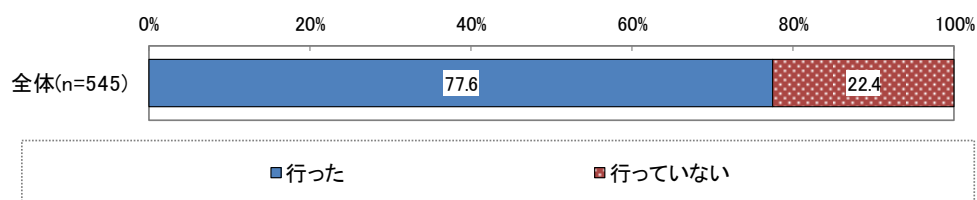
図表 204 問 30 <問 29 で「1」「2」「3」のいずれかを選択した場合のみ回答> 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の内容（複数選択）



(214) 問 31 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体と情報共有・相談等を行ったか

全体では、「行った」が 77.6%と最も高く、「行っていない」が 22.4%となっている。

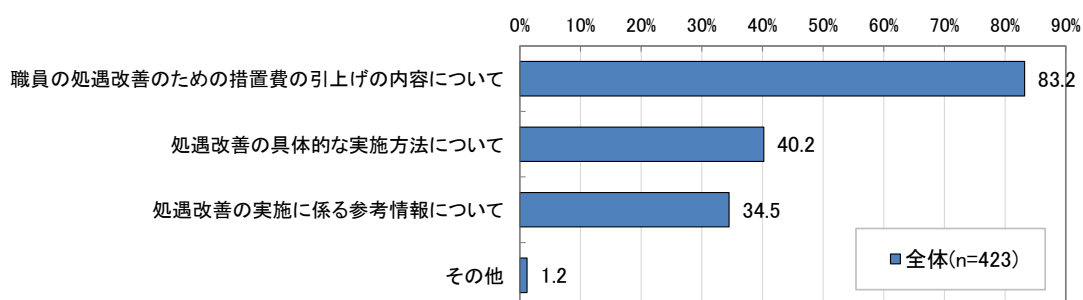
図表 205 問 31 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体と情報共有・相談等を行ったか



(215) 問 32 <問 31 で「1. 行った」を選択した場合のみ回答> 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体とどのような内容を相談したか（複数選択）

全体では、「職員の処遇改善のための措置費の引上げの内容について」が 83.2%と最も高く、「処遇改善の具体的な実施方法について」が 40.2%、「処遇改善の実施に係る参考情報について」が 34.5%となっている。

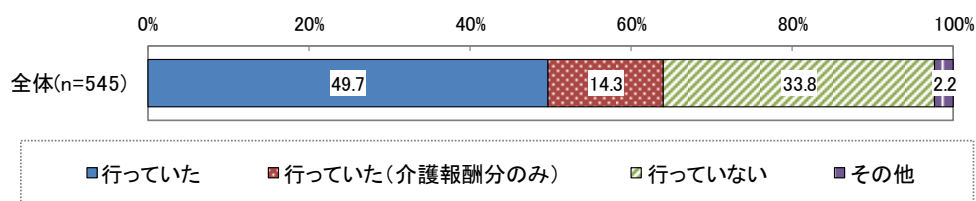
図表 206 問 32 <問 31 で「1. 行った」を選択した場合のみ回答> 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体とどのような内容を相談したか（複数選択）



(216) 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか

全体では、「行っていた」が 49.7%と最も高く、「行っていない」が 33.8%、「行っていた（介護報酬分のみ）」が 14.3%となっている。

図表 207 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか



問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計をみると、従前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「指定を受けている」施設の 16.2%に比べ、「指定なし」の施設は 49.8%と明らかに高くなっている。

図表 208 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか（問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計）

	全体	行っていた	行っていた（介護報酬分のみ）	行っていない	その他	無回答
全体	545 100%	271 49.7%	78 14.3%	184 33.8%	12 2.2%	—
指定なし	285 100%	134 47.0%	—	142 49.8%	9 3.2%	—
指定を受けている	260 100%	137 52.7%	78 30.0%	42 16.2%	3 1.2%	—

問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況とのクロス集計をみると、明らかな差はみられなかった。

図表 209 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか（問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況とのクロス集計）

	全体	十分に情報共有・相談等の連携を行っている	概ね情報共有・相談等の連携を行っている	あまり情報共有・相談等の連携を行っていない	情報共有・相談等の連携を行っていない
全体	545 100%	180 33.0%	327 60.0%	37 6.8%	1 0.2%
行っていた	271 100%	84 31.0%	171 63.1%	16 5.9%	—
行っていた（介護報酬分のみ）	78 100%	23 29.5%	50 64.1%	5 6.4%	—
行っていない	184 100%	64 34.8%	104 56.5%	15 8.2%	1 0.5%
その他	12 100%	9 75.0%	2 16.7%	1 8.3%	—

問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の引上げが行われているかとのクロス集計をみると、従前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「引上げが行われている（総額の純増あり）」の割合が 44.6%と、全体の 49.7%に比べ低くなっている。さらに、従前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「引上げが行われていない（予定なし）」の割合が 22.3%と、全体の 17.1%に比べ高くなっている。

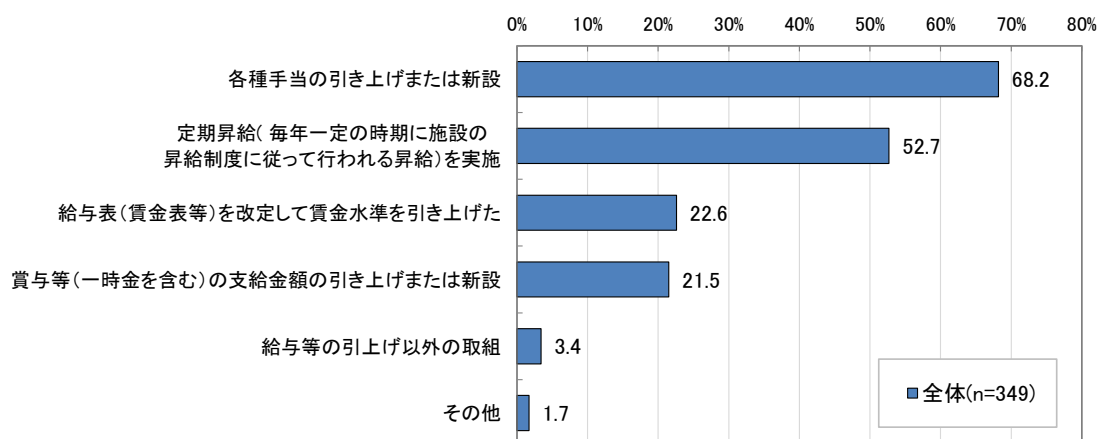
図表 210 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか（問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の引上げが行われているかとのクロス集計）

	全体	引上げが行われている（総額の純増あり）	引上げが行われている（総額の純増なし）	引上げが行われていない（予定あり）	引上げが行われていない（予定なし）	その他	わからない
全体	545 100%	271 49.7%	25 4.6%	96 17.6%	93 17.1%	19 3.5%	41 7.5%
行っていた	271 100%	144 53.1%	20 7.4%	42 15.5%	38 14.0%	9 3.3%	18 6.6%
行っていた（介護報酬分のみ）	78 100%	43 55.1%	3 3.8%	13 16.7%	12 15.4%	2 2.6%	5 6.4%
行っていない	184 100%	82 44.6%	2 1.1%	37 20.1%	41 22.3%	6 3.3%	16 8.7%
その他	12 100%	2 16.7%	—	4 33.3%	2 16.7%	2 16.7%	2 16.7%

(217) 問 34 <問 33 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、どのような処遇改善の取組を行っていたか（複数選択）

全体では、「各種手当の引上げまたは新設」が 68.2%と最も高く、「定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施」が 52.7%、「給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引上げた」が 22.6%、「賞与等（一時金を含む）の支給金額の引上げまたは新設」が 21.5%となっている。

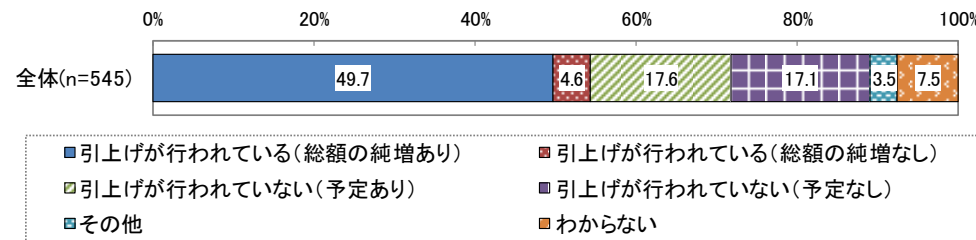
図表 211 問 34 <問 33 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、どのような処遇改善の取組を行っていたか（複数選択）



(218) 問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の上げが行われているか

全体では、「上げが行われている（総額の純増あり）」が 49.7%と最も高く、「上げが行われていない(予定あり)」が 17.6%、「上げが行われていない(予定なし)」が 17.1%、「上げが行われている（総額の純増なし）」が 4.6%となっている。また「わからない」7.5%となっている。

図表 212 問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の上げが行われているか



問 11 運営主体とのクロス集計をみると、運営主体が「自治体」の施設は、「上げが行われていない（予定なし）」の割合が 45.9%と、全体の 17.1%に比べ高くなっている。

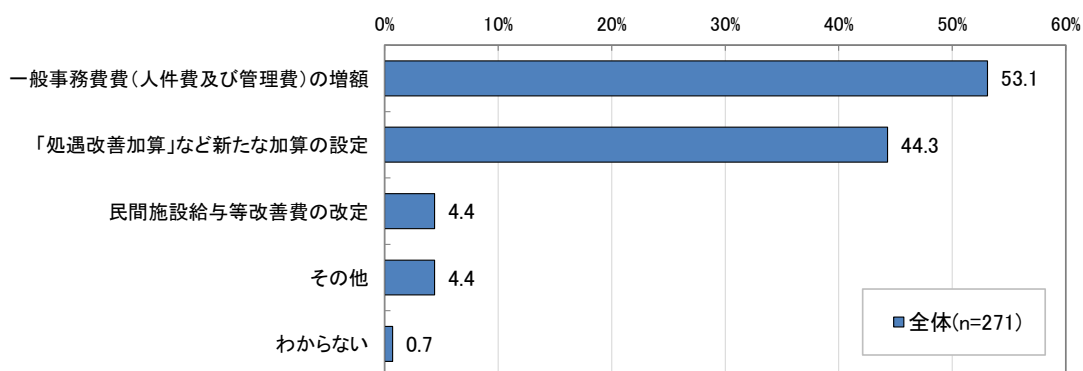
図表 213 問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の上げが行われているか（問 11 運営主体とのクロス集計）

	全体	上げが行われている（総額の純増あり）」	上げが行われている（総額の純増なし）」	上げが行われていない（予定あり）」	上げが行われていない（予定なし）」	その他	わからない
全体	545	271	25	96	93	19	41
	100%	49.7%	4.6%	17.6%	17.1%	3.5%	7.5%
社会福祉法人	502	260	25	91	75	17	34
	100%	51.8%	5.0%	18.1%	14.9%	3.4%	6.8%
自治体	37	10	—	4	17	1	5
	100%	27.0%	—	10.8%	45.9%	2.7%	13.5%
その他	6	1	—	1	1	1	2
	100%	16.7%	—	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%

(219) 問 36 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 所管の自治体において、養護老人ホームの職員の処遇改善はどのような形で行われたか（複数選択）

全体では、「一般事務費費（人件費及び管理費）の増額」が 53.1%と最も高く、「「処遇改善加算」など新たな加算の設定」が 44.3%、「民間施設給与等改善費の改定」が 4.4%となっている。また「わからない」0.7%となっている。

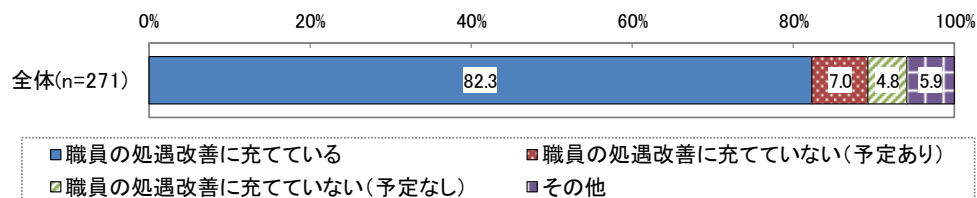
図表 214 問 36 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 所管の自治体において、養護老人ホームの職員の処遇改善はどのような形で行われたか（複数選択）



(220) 問 37 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 処遇改善のための措置費の引上げによる増収分を職員の給与等の引上げに係る処遇改善に充てているか

全体では、「職員の処遇改善に充てている」が 82.3%と最も高く、「職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」が 7.0%、「職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」が 4.8%となっている。

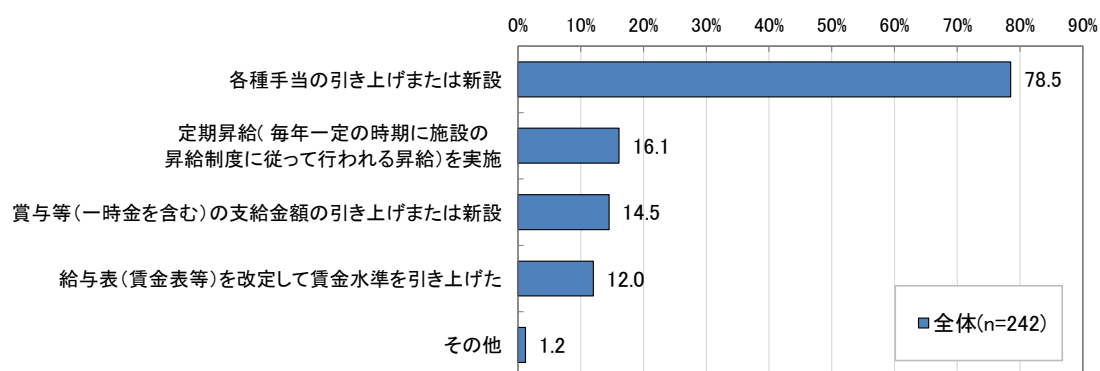
図表 215 問 37 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 処遇改善のための措置費の引上げによる増収分を職員の給与等の引上げに係る処遇改善に充てているか



(221) 問 38 <問 37 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 職員の給与等の上げの状況（複数選択）

全体では、「各種手当の引き上げまたは新設」が 78.5%と最も高く、「定期昇給(毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給) を実施」が 16.1%、「賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設」が 14.5%、「給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を上げた」が 12.0%となっている。

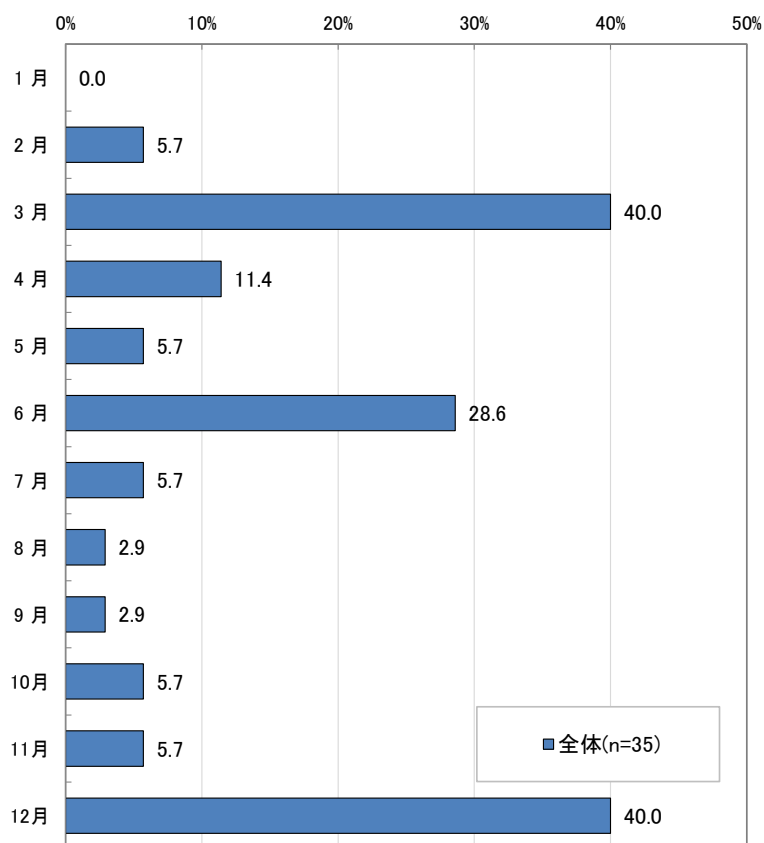
図表 216 問 38 <問 37 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 職員の給与等の上げの状況（複数選択）



(222) 問 38-1 <問 38 で「4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設」を選択した場合のみ回答> 一時金として対応している場合、一時金の支給時期（複数選択）

全体では、「3 月」「12 月」が 40.0%と最も高く、「6 月」が 28.6%、「4 月」が 11.4%となっている。

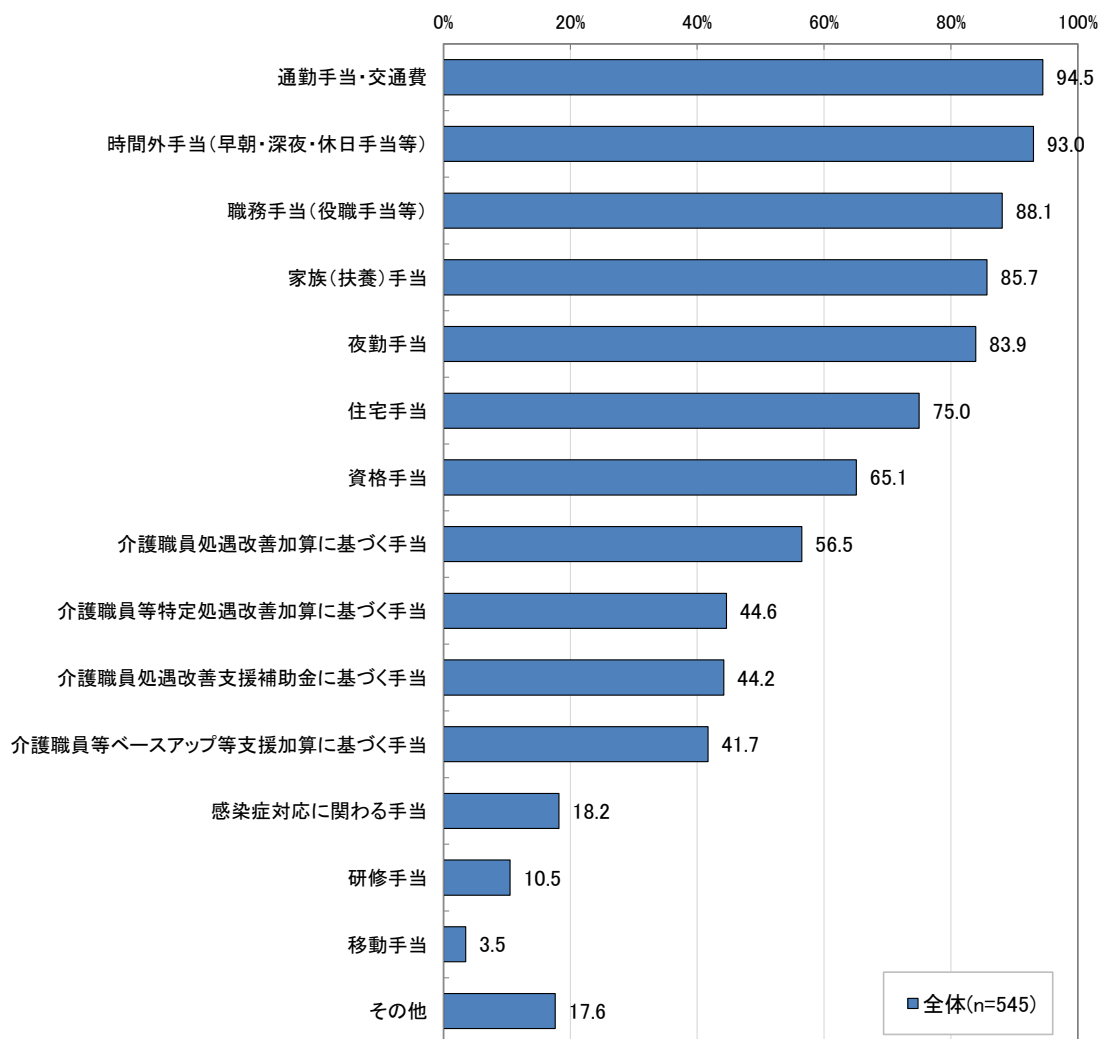
図表 217 問 38-1 <問 38 で「4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引上げまたは新設」を選択した場合> 一時金として対応している場合、一時金の支給時期（複数選択）



(223) 問 39 職員への手当として該当するもの（複数選択）

全体では、「通勤手当・交通費」が 94.5%と最も高く、「時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）」が 93.0%、「職務手当（役職手当等）」が 88.1%、「家族（扶養）手当」が 85.7%となっている。

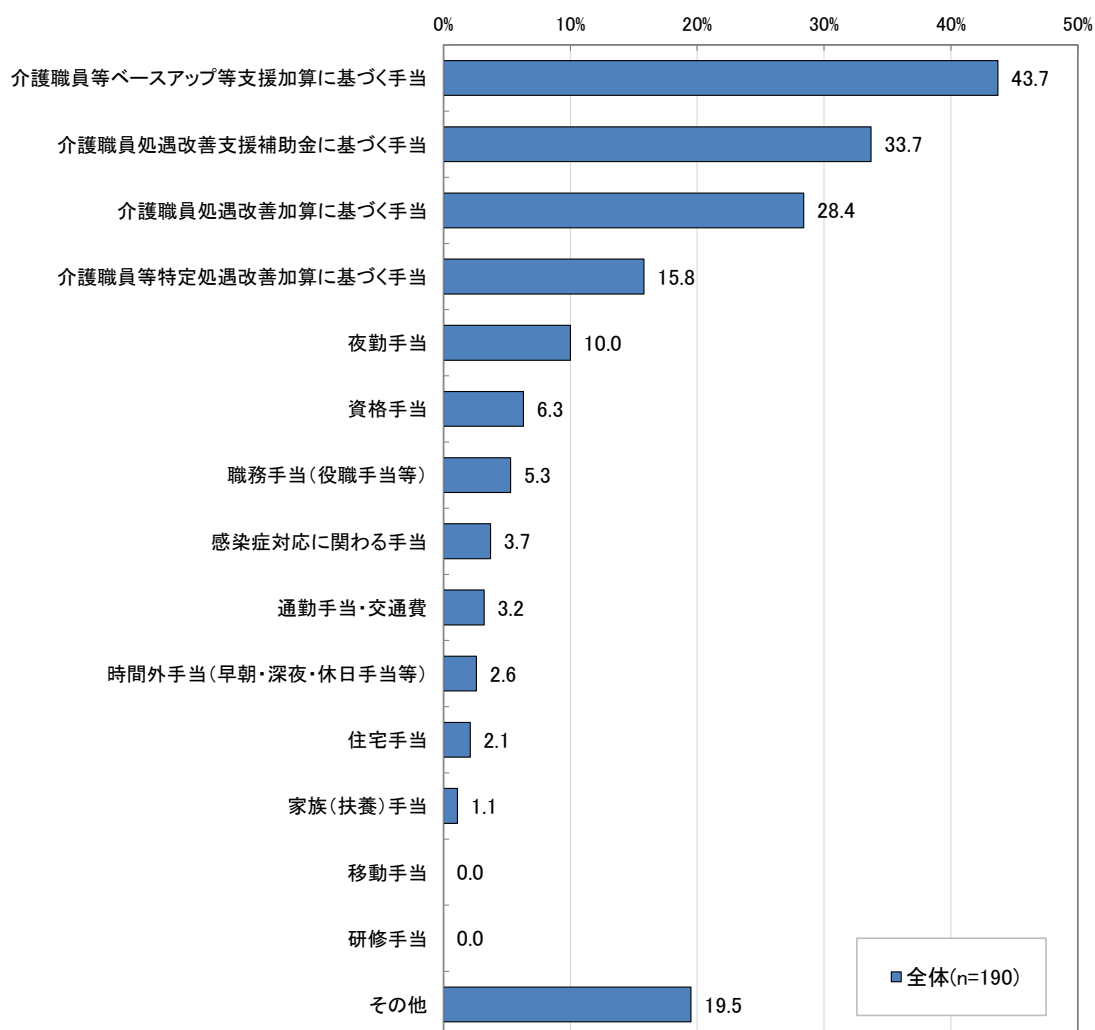
図表 218 問 39 職員への手当として該当するもの（複数選択）



(224) 問 40 <問 38 で「3. 各種手当の引上げまたは新設」を選択した場合のみ回答>
各種手当の引上げまたは新設を行ったもの（複数選択）

全体では、「介護職員等ベースアップ等支援加算に基づく手当」が 43.7%と最も高く、「介護職員処遇改善支援補助金に基づく手当」が 33.7%、「介護職員処遇改善加算に基づく手当」が 28.4%、「介護職員等特定処遇改善加算に基づく手当」が 15.8%となっている。

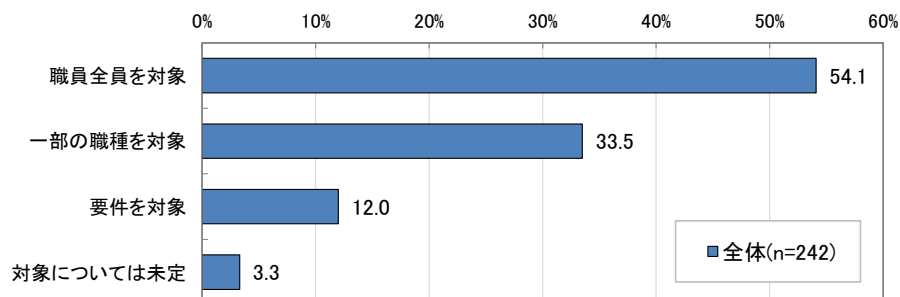
図表 219 問 40 <問 38 で「3. 各種手当の引上げまたは新設」を選択した場合のみ回答> 各種手当の引上げまたは新設を行ったもの（複数選択）



(225) 問 41 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない(予定あり)」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象者（複数選択）

全体では、「職員全員を対象」が 54.1%と最も高く、「一部の職種を対象」が 33.5%、「要件を対象」が 12.0%、「対象については未定」が 3.3%となっている。

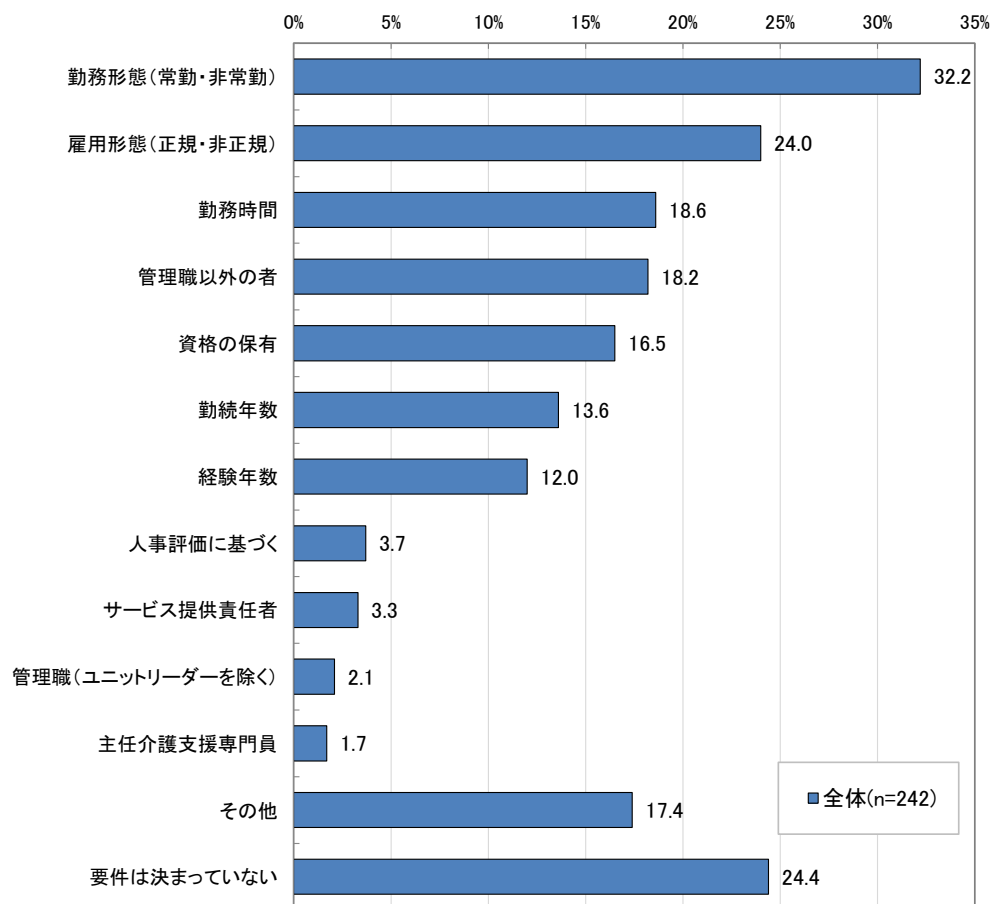
図表 220 問 41 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない(予定あり)」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象者(複数選択)



(226) 問 42 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない(予定あり)」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている要件(複数選択)

全体では、「勤務形態(常勤・非常勤)」が 32.2%と最も高く、「雇用形態(正規・非正規)」が 24.0%、「勤務時間」が 18.6%、「管理職以外の者」が 18.2%となっている。また「要件は決まっていない」24.4%となっている。

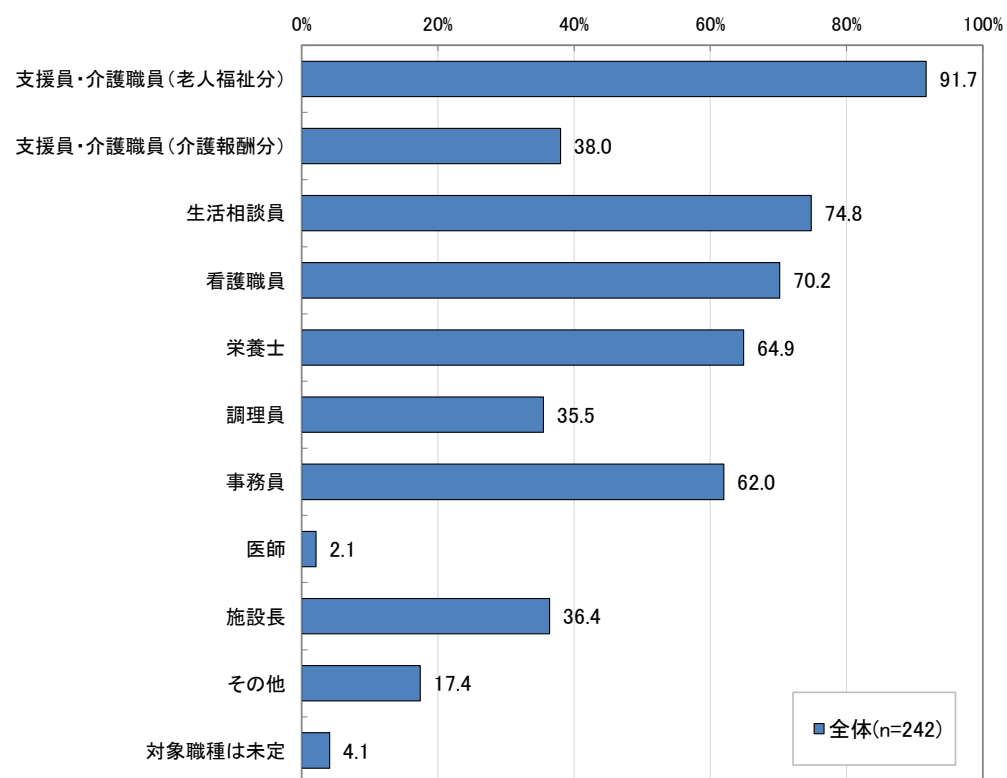
図表 221 問 42 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている要件（複数選択）



(227) 問 43 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている職種（複数選択）

全体では、「支援員・介護職員（老人福祉分）」が 91.7%と最も高く、「生活相談員」が 74.8%、「看護職員」が 70.2%、「栄養士」が 64.9%となっている。また「対象職種は未定」4.1%となっている。

図表 222 問 43 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている職種（複数選択）



(228) 問 44 貴施設における処遇改善の対象職員数（月平均）をお答えください。[単位：人／月]

図表 223 問 44 貴施設における処遇改善の対象職員数（月平均）をお答えください。
[単位：人／月]

	全体	平均
問44(0) 全体の対象職員	160 100	19.0
問44(1) 支援員・介護職員（老人福祉分）	153 100	8.1
問44(2) 支援員・介護職員（介護報酬分）	52 100	9.1
問44(3) 生活相談員	131 100	2.3
問44(4) 看護職員	123 100	1.8
問44(5) 栄養士	111 100	1.1
問44(6) 調理員	60 100	4.3
問44(7) 事務員	107 100	1.5
問44(8) 医師	2 100	0.0
問44(9) 施設長	66 100	1.0
問44(10) その他	33 100	5.8

(229) 問 45 処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額（円単位）[単位：円／人]

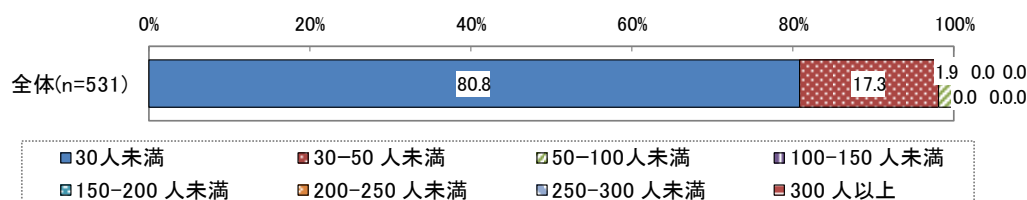
図表 224 問 45 処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額（円単位）[単位：円／人]

	全体	平均
問45(0) 対象職員	179 100	6,702.1
問45(1) 支援員・介護職員(老人福祉分)	127 100	7,466.4
問45(2) 支援員・介護職員(介護報酬分)	48 100	7,102.3
問45(3) 生活相談員	106 100	6,454.5
問45(4) 看護職員	99 100	5,493.8
問45(5) 栄養士	92 100	5,495.5
問45(6) 調理員	54 100	4,540.4
問45(7) 事務員	87 100	5,336.5
問45(8) 医師	3 100	0.0
問45(9) 施設長	49 100	5,488.8
問45(10) その他	25 100	4,877.3

(230) 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体では、「30 人未満」が 80.8%と最も高く、「30－50 人未満」が 17.3%、「50－100 人未満」が 1.9%、その他の職員数の区分は 0.0%となっている。

図表 225 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]



(231) 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 226 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
531 100%	23.2	21.6

(232) 問 47 支援員・支援員・介護職員の数（常勤換算人数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 227 問 47 支援員・支援員・介護職員の数（常勤換算人数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体	平均	中央値
531 100%	7.7	6.5

(233) 問 48 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（常勤換算人数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 228 問 48 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（常勤換算人数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体	平均	中央値
252 100%	8.4	7.3

(234) 問 49 その他職種別職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 229 問 49 その他職種別職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

	全体	平均
問49.1 生活相談員	517 14.1	2.2
問49.2 看護職員	518 14.2	1.8
問49.3 栄養士	508 13.9	1.0
問49.4 調理員	381 10.4	3.5
問49.5 事務員	505 13.8	1.5
問49.6 医師	346 9.5	0.2
問49.7 施設長	517 14.1	0.9
問49.8 その他	363 9.9	1.9

(235) 問 50 支援員の数・介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 230 問 50 支援員の数・介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
531 100%	8.2	7.0

(236) 問 51 支援員の数・介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 231 問 51 支援員の数・介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
531 100%	3.4	2.0

(237) 問 52 支援員の数・介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3 年 9 月
時点 [単位：人]

図表 232 問 52 支援員の数・介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3 年
9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
531 100%	8.2	7.0

(238) 問 53 支援員の数・介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3 年 9
月時点 [単位：人]

図表 233 問 53 支援員の数・介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3
年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
531 100%	3.4	2.0

(239) 問 54 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（常勤の
実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 234 問 54 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（常
勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
252 100%	9.7	9.0

(240) 問 55 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（非常勤
の実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 235 問 55 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（非
常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
252 100%	3.4	2.0

問 56 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（常勤の実数）
（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

図表 236 問 56 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
252 100%	9.7	9.0

(241) 問 57 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（非常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

図表 237 問 57 <問 4 にて「2」「3」を選択した場合のみ回答> 介護職員の数（非常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
252 100%	3.4	2.0

(242) 問 58.3 離職率 [単位：％]

図表 238 問 58.3 離職率 [単位：％] _ 令和 3 年度の職員の離職率

全体	平均	中央値
491 100%	9.2	7.7

(243) 問 59～64 給与等の引上げ以外の処遇改善の取組

給与等の引上げ以外の処遇改善の取組に関する設問全体の集計結果をみると、全体では「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」との回答が最も多くみられている。また、一部の施設においては、取組の充実や今後新たに取組の実施を予定するとの回答がみられた。

図表 239 問 59～64 給与等の引上げ以外の処遇改善の取組

※取組の充実や今後の実施に関する以下の3項目に対し、上位3つの回答に対し下記の対応を実施

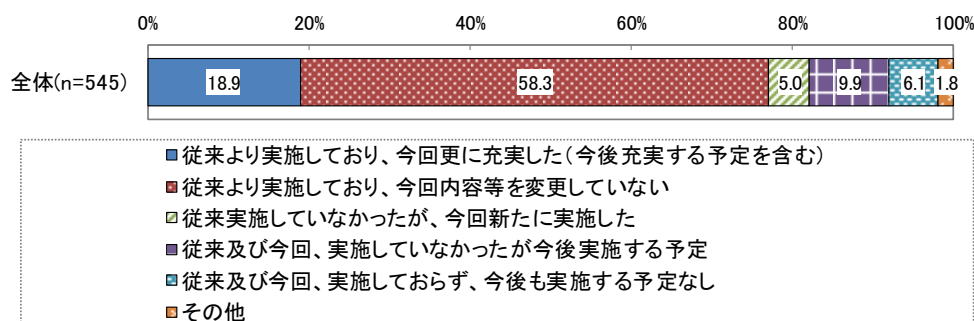
「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」：オレンジ、「従来実施していなかったが、今回新たに実施した」：下線、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」：赤文字

	全体	従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）	従来より実施しており、今回内容等を変更していない	従来実施していなかったが、今回新たに実施した	従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定	従来及び今回、実施しておらず、今後実施する予定なし	その他
問59(A) 法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 入職促進に向けた取組	545 100	103 18.9%	318 58.3%	27 5.0%	54 9.9%	33 6.1%	10 1.8%
問59(B) 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 入職促進に向けた取組	545 100	57 10.5%	278 51.0%	7 1.3%	55 10.1%	132 24.2%	16 2.9%
問59(C) 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 入職促進に向けた取組	545 100	51 9.4%	416 76.3%	4 0.7%	34 6.2%	29 5.3%	11 2.0%
問59(D) 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 入職促進に向けた取組	545 100	49 9.0%	371 68.1%	6 1.1%	42 7.7%	39 7.2%	38 7.0%
問60(E) エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	545 100	35 6.4%	251 46.1%	13 2.4%	89 16.3%	133 24.4%	24 4.4%
問60(F) 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	545 100	43 7.9%	320 58.7%	8 1.5%	84 15.4%	80 14.7%	10 1.8%
問61(G) 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 両立支援・多様な働き方の推進	545 100	100 18.3%	355 65.1%	1 0.2%	29 5.3%	44 8.1%	16 2.9%
問61(H) 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等	545 100	53 9.7%	424 77.8%	4 0.7%	20 3.7%	38 7.0%	6 1.1%
問61(I) 有給休暇が取得しやすい環境の整備 両立支援・多様な働き方の推進	545 100	70 12.8%	451 82.8%	4 0.7%	8 1.5%	7 1.3%	5 0.9%
問62(J) 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	545 100	44 8.1%	426 78.2%	4 0.7%	35 6.4%	26 4.8%	10 1.8%
問62(K) 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	545 100	31 5.7%	437 80.2%	6 1.1%	27 5.0%	38 7.0%	6 1.1%
問62(L) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	545 100	46 8.4%	459 84.2%	4 0.7%	25 4.6%	8 1.5%	3 0.6%
問63(M) タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の導入による業務量の削減	545 100	69 12.7%	173 31.7%	20 3.7%	150 27.5%	116 21.3%	17 3.1%
問63(N) 高齢者の活躍（生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化	545 100	34 6.2%	349 64.0%	5 0.9%	65 11.9%	79 14.5%	13 2.4%
問63(O) 5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	545 100	35 6.4%	364 66.8%	10 1.8%	65 11.9%	65 11.9%	6 1.1%
問63(P) 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	545 100	80 14.7%	391 71.7%	14 2.6%	46 8.4%	8 1.5%	6 1.1%
問64(Q) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善	545 100	54 9.9%	423 77.6%	12 2.2%	38 7.0%	13 2.4%	5 0.9%
問64(R) 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	545 100	25 4.6%	312 57.2%	3 0.6%	77 14.1%	55 10.1%	73 13.4%
問64(S) 入所者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	545 100	30 5.5%	408 74.9%	4 0.7%	63 11.6%	33 6.1%	7 1.3%
問64(T) 生活支援の好事例や、入所者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	545 100	21 3.9%	418 76.7%	3 0.6%	65 11.9%	32 5.9%	6 1.1%

(244) 問 59(A) 法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 58.3%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 18.9%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 9.9%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 6.1%となっている。

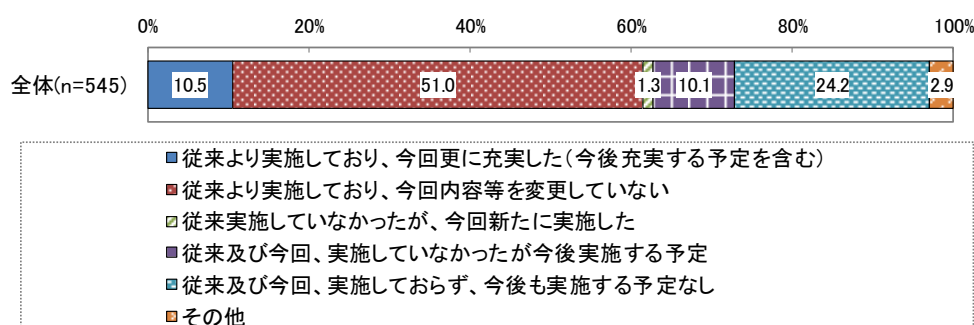
図表 240 問 59(A) 法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化_ 入職促進に向けた取組



(245) 問 59(B) 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 51.0%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 24.2%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 10.5%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 10.1%となっている。

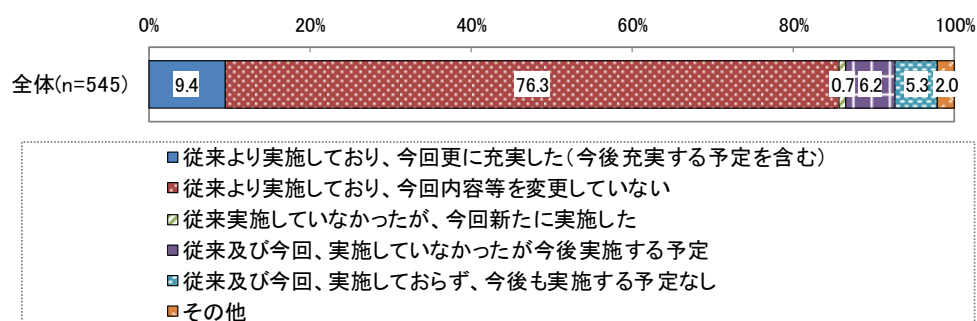
図表 241 問 59(B) 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築_ 入職促進に向けた取組



(246) 問 59(C) 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 76.3%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 9.4%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 6.2%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 5.3%となっている。

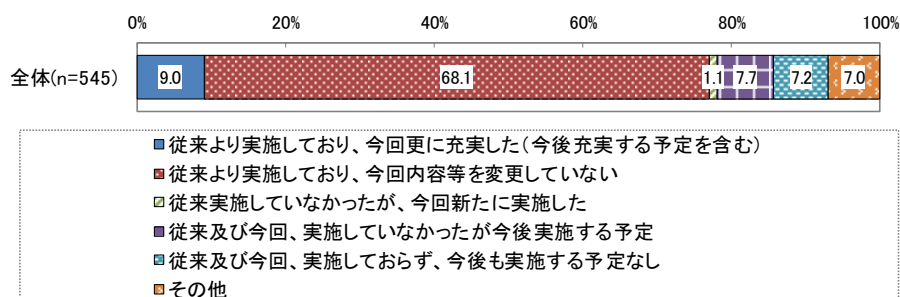
図表 242 問 59(C) 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築_ 入職促進に向けた取組



(247) 問 59(D) 職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 68.1%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 9.0%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 7.7%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 7.2%となっている。

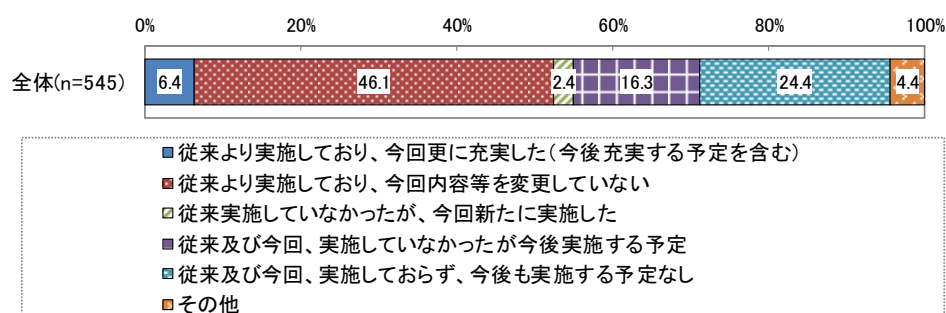
図表 243 問 59(D) 職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施_ 入職促進に向けた取組



(248) 問 60(E) エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 46.1%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 24.4%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 16.3%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 6.4%となっている。

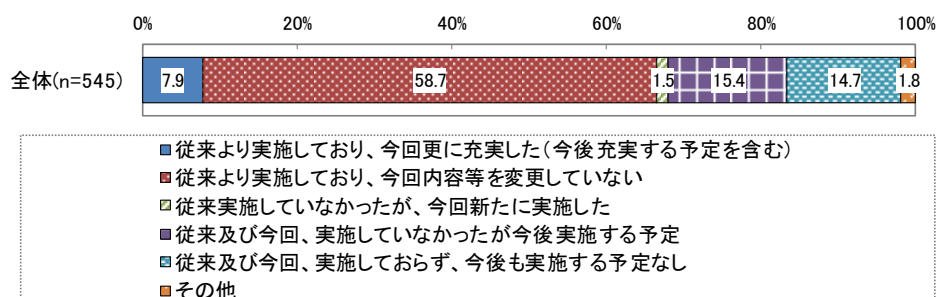
図表 244 問 60(E) エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援



(249) 問 60(F) 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 58.7%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 15.4%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 14.7%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 7.9%となっている。

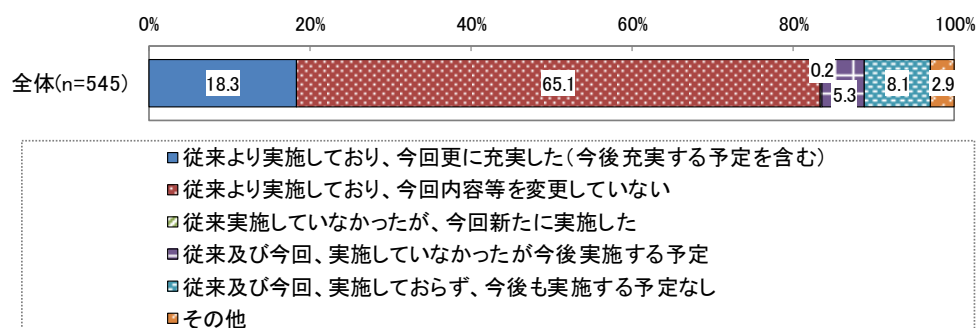
図表 245 問 60(F) 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援



(250) 問 61(G) 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 65.1%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 18.3%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 8.1%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 5.3%となっている。

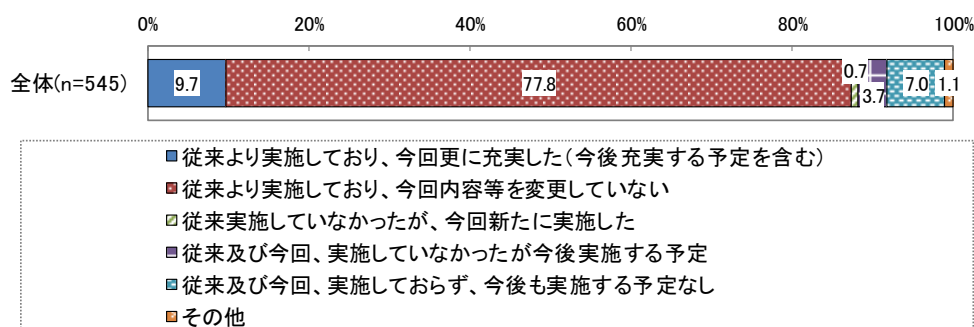
図表 246 問 61(G) 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進



(251) 問 61(H) 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 77.8%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 9.7%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 7.0%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 3.7%となっている。

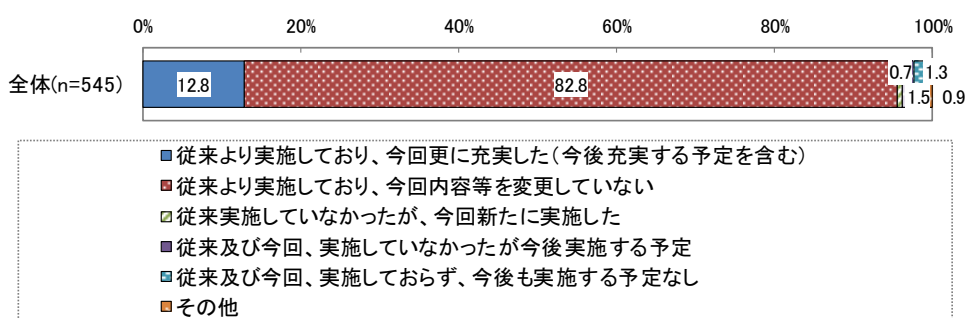
図表 247 問 61(H) 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進



(252) 問 61(I) 有給休暇が取得しやすい環境の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 82.8%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 12.8%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 1.5%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 1.3%となっている。

図表 248 問 61(I) 有給休暇が取得しやすい環境の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進

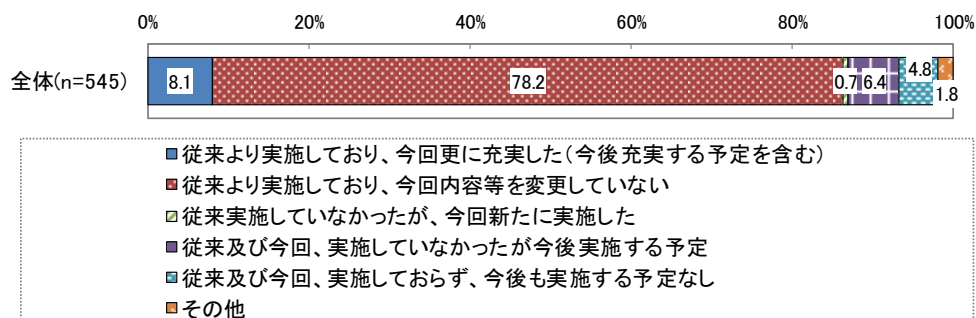


(253) 問 62(J) 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実_ 心身の健康管理

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 78.2%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 8.1%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 6.4%、「従来及び今回、実

施しておらず、今後も実施する予定なし」が 4.8%となっている。

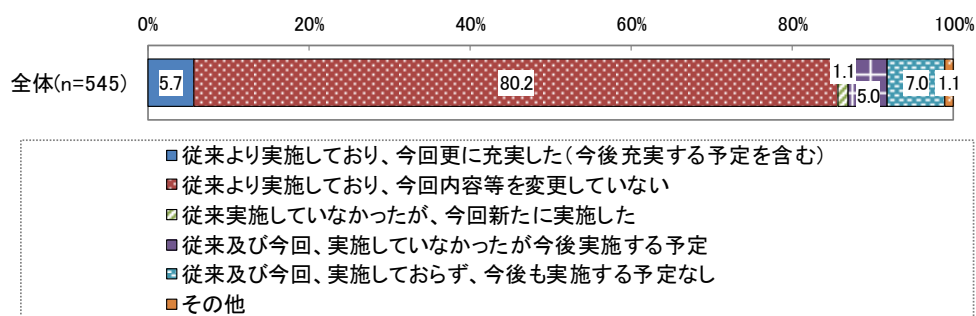
図表 249 問 62(J) 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等
相談体制の充実_ 心身の健康管理



(254) 問 62(K) 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施_ 心身の健康管理

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 80.2%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 7.0%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 5.7%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 5.0%となっている。

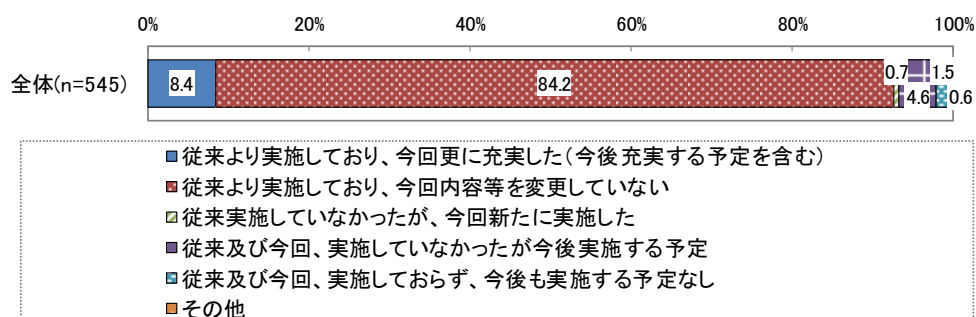
図表 250 問 62(K) 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施_ 心身の健康管理



(255) 問 62(L) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備_ 心身の健康管理

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 84.2%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 8.4%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 4.6%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 1.5%となっている。

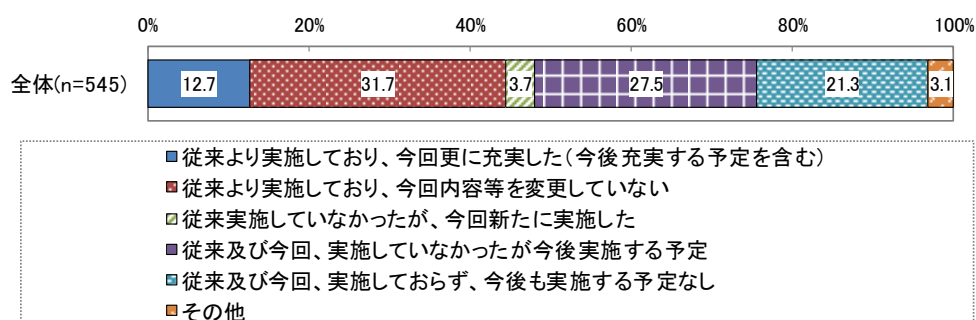
図表 251 問 62(L) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備_ 心身の健康管理



(256) 問 63(M) タブレット端末やインカム等の I C T活用や見守り機器等の導入による業務量の縮減_ 生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 31.7%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 27.5%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 21.3%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 12.7%となっている。

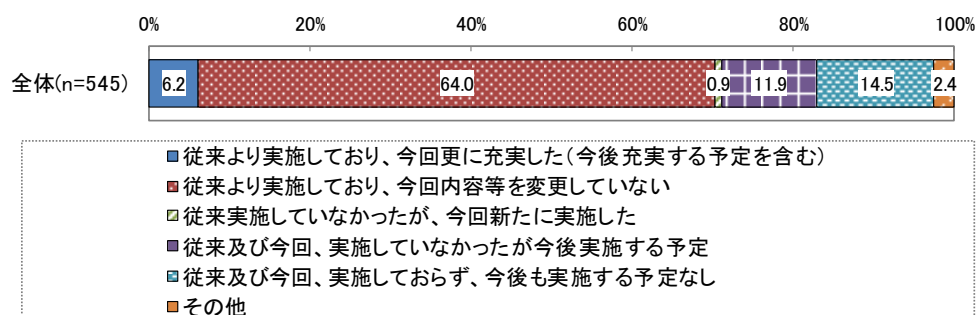
図表 252 問 63(M) タブレット端末やインカム等の I C T活用や見守り機器等の導入による業務量の縮減_ 生産性向上のための業務改善の取組



(257) 問 63(N) 高齢者の活躍（生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化_ 生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 64.0%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 14.5%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 11.9%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 6.2%となっている。

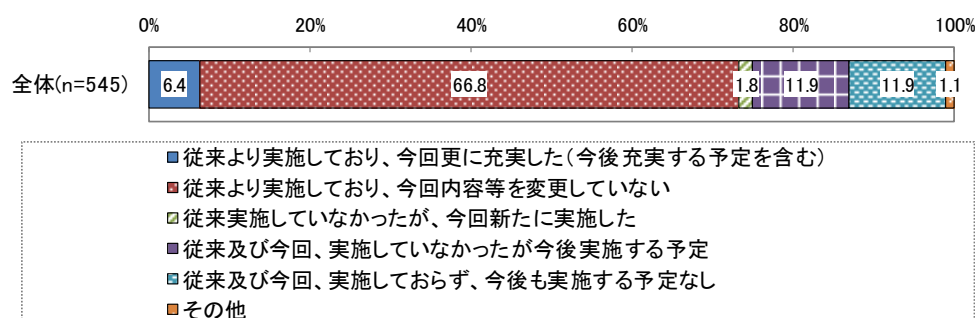
図表 253 問 63(N) 高齢者の活躍（生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化_ 生産性向上のための業務改善の取組



(258) 問 63(O) 5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備_ 生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 66.8%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 11.9%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 6.4%、「従来実施していなかったが、今回新たに実施した」が 1.8%となっている。

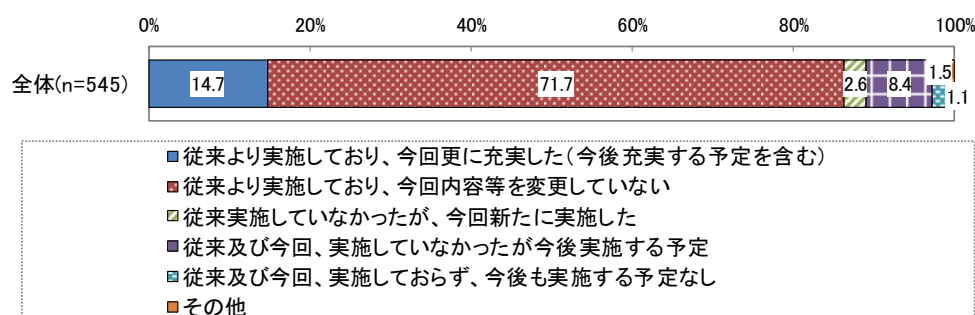
図表 254 問 63(O) 5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備_生産性向上のための業務改善の取組



(259) 問 63(P) 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減_生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 71.7%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 14.7%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 8.4%、「従来実施していなかったが、今回新たに実施した」が 2.6%となっている。

図表 255 問 63(P) 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減_生産性向上のための業務改善の取組

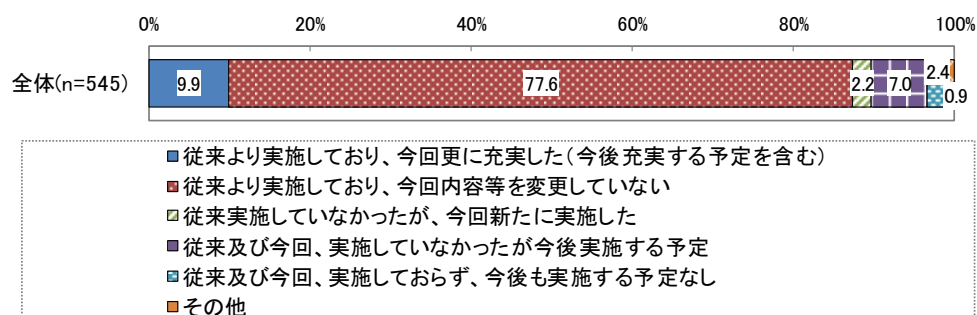


(260) 問 64(Q) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善_やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 77.6%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 9.9%、

「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が7.0%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が2.4%となっている。

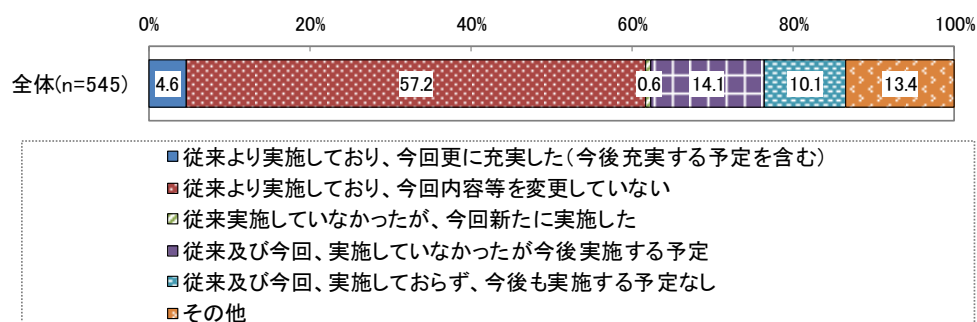
図表 256 問 64(Q) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善_ やりがい・働きがいの醸成



(261) 問 64(R) 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施_ やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が57.2%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が14.1%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が10.1%、「従来より実施しており、今回更に充実した(今後充実する予定を含む)」が4.6%となっている。

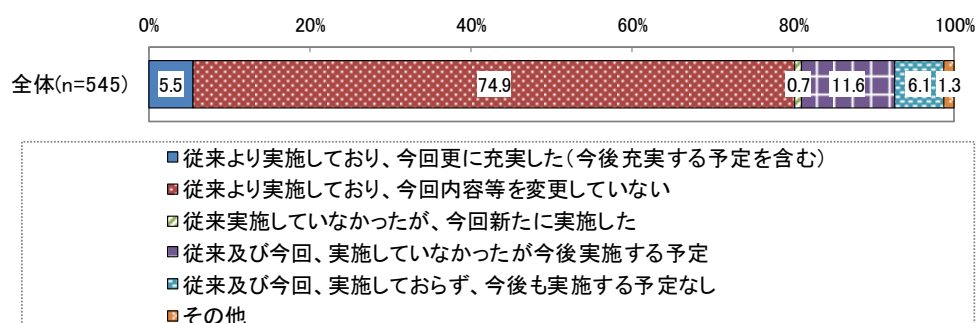
図表 257 問 64(R) 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施_ やりがい・働きがいの醸成



(262) 問 64(S) 入所者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供_ やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 74.9%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 11.6%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 6.1%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 5.5%となっている。

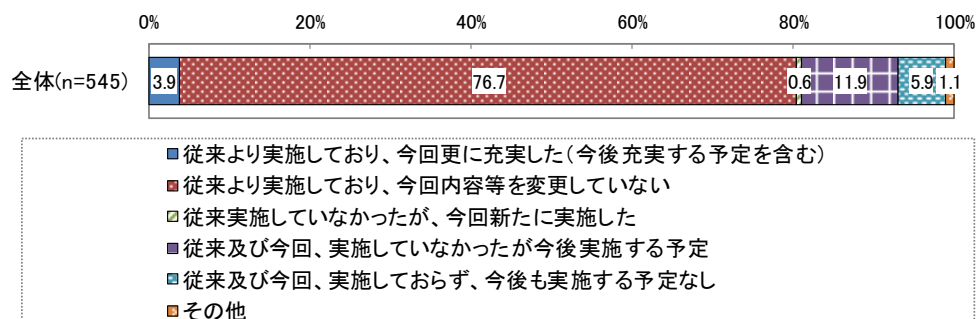
図表 258 問 64(S) 入所者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供_ やりがい・働きがいの醸成



(263) 問 64(T) 生活支援の好事例や、入所者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供_ やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 76.7%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 11.9%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 5.9%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 3.9%となっている。

図表 259 問 64(T) 生活支援の好事例や、入所者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供_ やりがい・働きがいの醸成



(264) 問 65 貴施設における処遇改善の取組として、PR できるもの、または努力しているものがあればお答えください（自由記述）

施設における処遇改善の取組として、PR できるもの、または努力しているものとして、有給等の休暇取得の推奨、資格取得支援や研修機会の整備等の育成支援、処遇改善手当の支給、業務の見直し等の業務改善に関する回答が主にみられた。

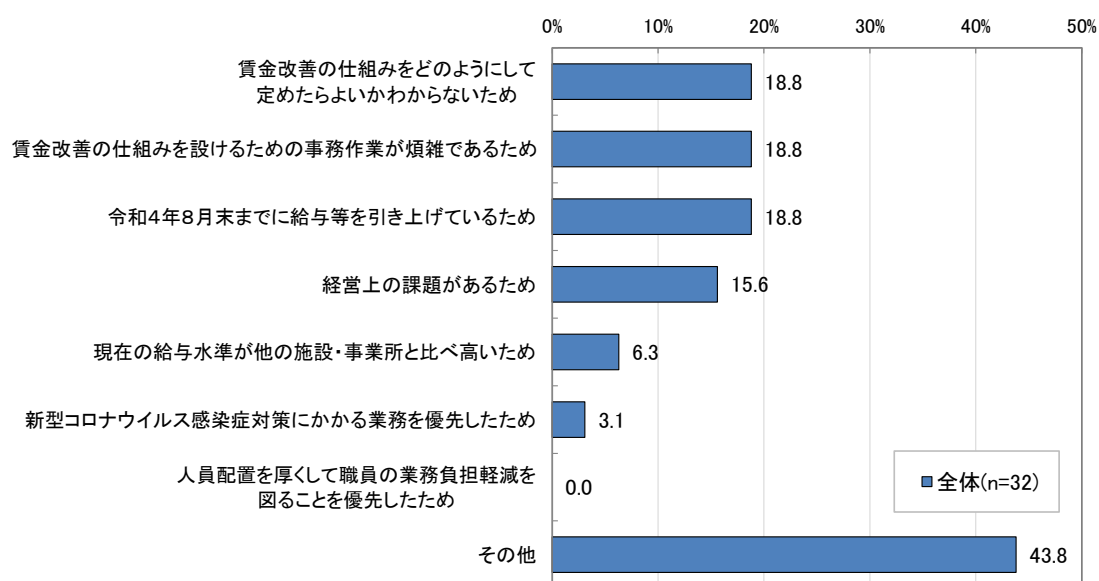
<主な回答>	
提供すべきサービスを効率よく行いながら業務の見直しを図る為、現場の声を聴き、可能な範囲で実施に繋げている。処遇改善に関する手当については、介護サービス施設に比べ職員への還元率が少ないこと、入所(措置)判定会議が3ヶ月に1度の為、空床が埋まりづらく(収入不安定)、また措置費単価への物価反映が考慮されづらいことから、他の介護施設職員との給与バランスを意識して実情を自治体へ訴えているが改善には繋がりづらい状態である。	
介護職以外の看護師や事務員、調理員（パート含む）などすべての職員に金額差はあるが処遇改善の手当を3種類支給している。	
業務の効率化・福利厚生の実施・人材育成システムの構築。	
福祉QC活動、地域貢献活動（中間的就労、にこやかサロン）、福祉避難所としての機能。	
複合施設で制度の違う事業を展開しているが、給与表は一表制で対応している。介護保険制度における加算は措置施設は令和4年度より対象となるが、金額に差額が生じてしまう。この格差をなくすための経営努力をしている。	
介護福祉士受験要件の実務者研修に係る費用は全額法人負担している。	
介護職に限らず、全職種に対しての処遇の改善に取り組んでいる。	

積極的な有給休暇取得、残業ゼロ方針、育児・介護・看護休暇の取得、職員個々の状況により副業許可。
独自の処遇改善手当支給、有給取得の奨励。
リフレッシュ休暇の導入、時間外労働の削減など。
定着促進として10年以上勤務の介護福祉士を持った介護員に処遇改善加算手当を優遇し、資格取得のための試験料を半額又は条件によって全額補助している。
介護以外の研修受講の機会を増やした。ZOOMやeラーニングを活用し、業務の間の時間に希望する講座を視聴できるようにした。
介護ロボットの補助金を活用して機器の購入をし、業務の省力化、改善に取り組んでいる。
Wi-Fi環境の整備によるリモート面会や研修機会の整備
ノーリフティングマネジメントケアの推進
・U・Iターン等移住し就業した場合に支度金20万円を貸与（3年勤務で返還免除） ・奨学金制度、奨学金返還アシスト制度あり。（一定年数勤務で返還免除） ・資格取得支援制度あり（初回受験に限り受験料・宿泊・交通費を支給） ・従業員貸付制度あり（子ども一人当たり教育資金として25万円未満）
職員数が配置基準以上に余裕があり、夜勤専門もいる。
子育てや介護に伴う休みを取りやすい環境である。また、それに伴い利用出来る助成金等の申請や法人内の規程の整備等も行なっている。法人内には保育所もあり、子育てがしやすい。高齢の従業員も働きやすい様に勤務内容や時間についても随時見直している。

(265) 問 66 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない理由（課題）（複数選択）

全体では、「賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため」「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」「令和4年8月末までに給与等を上げているため」が18.8%と最も高く、「経営上の課題があるため」が15.6%、「現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため」が6.3%、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる業務を優先したため」が3.1%となっている。

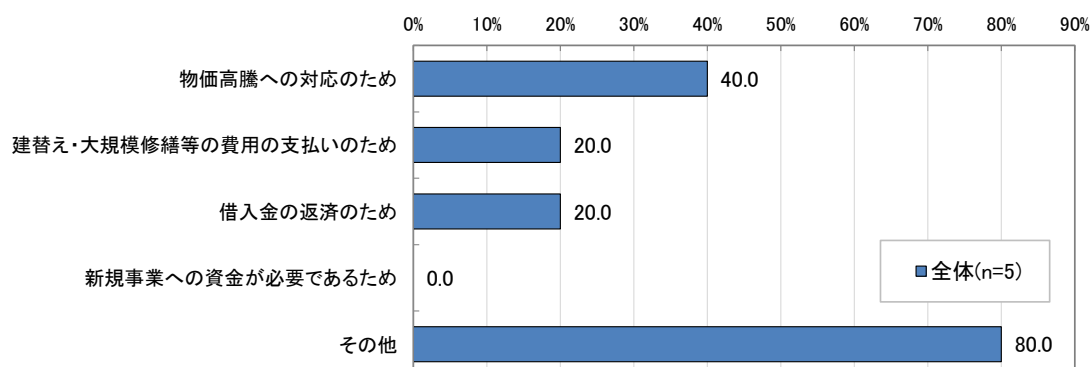
図表 260 問 66 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない理由（課題）（複数選択）



(266) 問 67 <問 66 で「6. 経営上の課題があるため」を選択した場合のみ回答> 選択した理由（複数選択）

全体では、「物価高騰への対応のため」が 40.0%と最も高く、「建替え・大規模修繕等の費用の支払いのため」「借入金の返済のため」が 20.0%、「新規事業への資金が必要であるため」が 0.0%となっている。

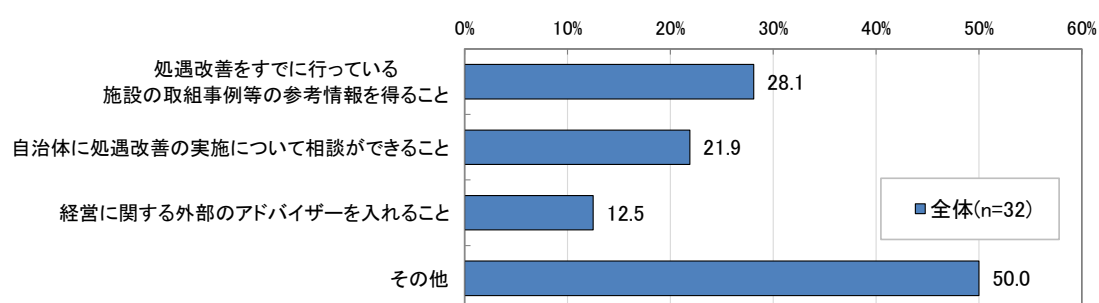
図表 261 問 67 <問 66 で「6. 経営上の課題があるため」を選択した場合のみ回答> 選択した理由（複数選択）



(267) 問 68 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない課題をどのようにすれば解決できると考えるか（複数選択）

全体では、「処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること」が 28.1%と最も高く、「自治体に処遇改善の実施について相談ができること」が 21.9%、「経営に関する外部のアドバイザーを入れること」が 12.5%となっている。

図表 262 問 68 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない課題をどのようにすれば解決できると考えるか（複数選択）

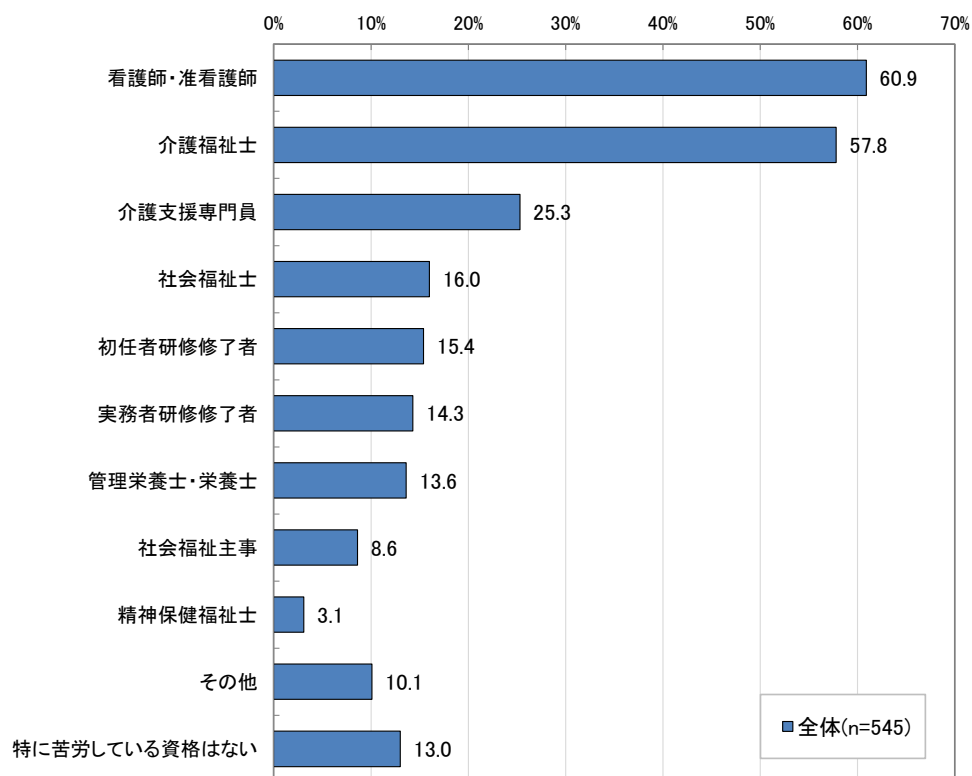


その他<主な回答>
今後処遇改善を予定している/既に実施している
定員数の満床維持や併設する介護保険事業所の安定的な介護報酬確保等、法人全体の収益改善が急務の為
収支バランスの改善は入所者増が見込めない現在、非常に難しい。現状支給している独自の加算の継続のみとなるかもしれない
国による定員に対する安定した入所率・稼働率の継続が可能な入所措置の指導
市の担当課との協議
1割以上定員割れを起こしており、入所者の確保が出来れば。
介護保険における処遇改善加算を纏めて欲しい

(268) 問 69 職員の採用で苦勞している資格（複数選択）

全体では、「看護師・准看護師」が 60.9%と最も高く、「介護福祉士」が 57.8%、「介護支援専門員」が 25.3%となっている。また「特に苦勞している資格はない」13.0%となっている。

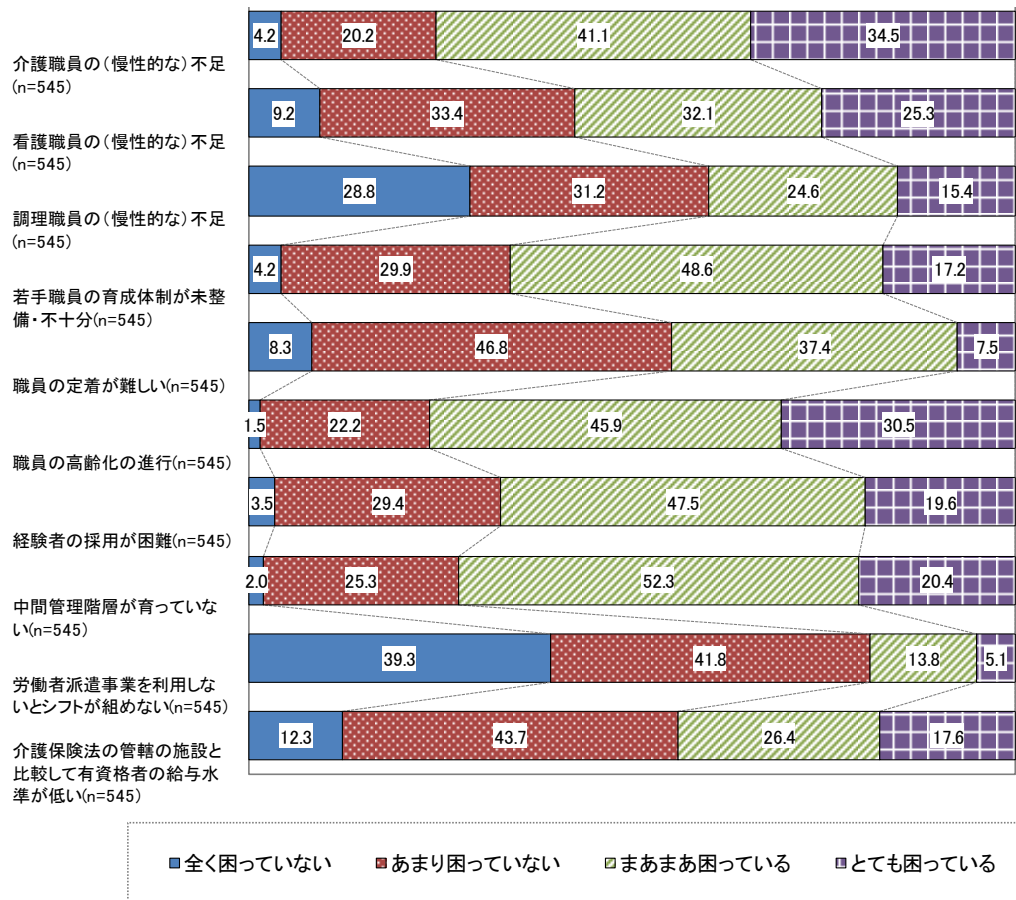
図表 263 問 69 職員の採用で苦勞している資格（複数選択）



(269) 問 70 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して困る程度

「とても困っている」では、「介護職員の（慢性的な）不足」が 34.5%と最も高く、「職員の高齢化の進行」が 30.5%、「看護職員の（慢性的な）不足」が 25.3%、「中間管理階層が育っていない」が 20.4%となっている。

図表 264 問 70 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して困る程度



(270) 問 71 上記以外で職員の確保・定着、育成において特に課題と感ずることがあればお答えください(自由記述)

職員の確保・定着、育成において特に課題と感ずることとして、入所者の重症化、介護保険事業所と比べて低い給与に伴う人事異動の困難、措置者が少ないことによる財源確保の困難、新卒者の応募減少と職員の高齢化、養護老人ホームの認知度の低さ等に関する回答が主にみられた。

<主な回答>
当法人では、職員の確保・定着については、働き方改革を進め、研修なども多数開催し人材の育成にも力を注いでいるところである。しかし、それにおいても職員を確保していくというのは非常に困難な状況にある。
介護職員、特に夜勤が可能な職員が少ない。

処遇困難（認知症・精神疾患）な入居者が多くなり職員の負担になっている。
定員 80 人に対して夜勤者 1 名配置であるため、経験値が高い職員でないと対応できない。そのため未経験または無資格で経験が浅い人材等は採用しづらいため法人内の人事異動でカバーしている。
ICT 化が社会の流れですが、職員の平均年齢が高い本園では、なかなか浸透しません。
市町村の措置控え等により待機者はおらず、慢性的な定員割れ状態が長く続いている。
コロナ渦の影響から、参加型の研修の減少により職員のスキル向上およびモチベーションの維持向上を図ることの難しさ。
ハローワークに出しても応募がないため、有料の紹介事業所を使わざるを得ない。
介護員と支援員（措置制度）の給与の格差が出てしまい人事異動が困難である。
介護職の処遇改善を更に進め、経済的な要素においても、安心して勤められるようにすべきと考えますが、同一法人内での他施設とのバランスも考慮しなくてはいけない点。
介護職員を目指す学生が少ない。
介護保険管轄施設の職員と格差が出ないように手当等を支給しているので、人件費率が年々上昇している。
介護保険施設と措置施設の処遇改善手当の支給金額があまりに違い過ぎる。介護保険施設は介護員が年収 400 万円を超えてきているが、措置支援員は 50 から 70 万円ほど低い。その為措置施設に人員異動ができない。
介護報酬で手当てされている処遇改善加算が養護老人ホームの措置費には反映されておらず、独自に対応しているため運営を圧迫している。
処遇改善が図られず、給与水準が低いので職員の確保・定着、育成に不利である。
職員の高齢化が進み、若い職員を採用育成・技術継承が遅れている。
職員採用試験に、新卒者の応募が少ない。
人事異動の際、介護保険法の管轄施設から異動すると「介護職員処遇改善交付金」がもらえなくなるため収入減が見込まれ、異動させづらい。
専門学校など、若い福祉人材を育成する養成校が無くなってしまった。
措置事業において一般財源化による措置控えや、自治体独自の単価改定等を期待したいが全く可能性を感じない。そのため経営の悪化に陥り、職員育成や業務改善に取り掛かる財源確保が厳しい。
同一法人内の介護保険事業所に勤務する職員と比べると年収に差が出るので、異動の打診がしづらい。養護といえど内情は特養と変わらない身体介護をしていたり、精神障害を持っている方への対応をしたり、多様化する入所者に対して職員としての資質を問われる業務内容が多く、負担が大きい。
養護でありながら、重症化が進んでいる為、介護負担が大きい。

各措置区の職員なども理解されていない方が多数居り、養護を必要とする高齢者の受け皿としての機能が十分発揮されていないと感じる。措置者が少ない＝入所者が少ない＝施設収入の減少＝賃金・諸手当を増やすことができず、結果的に職員の確保・定着にも影響する。
養護老人ホームという施設の認知度が低く、なかなか就職先のリストに入りにくい。
養護老人ホーム事業に対する認知度が低く、介護保険事業と認識する求職者が多い。介護業務との違いからギャップを感じる職員もある。

(271) 問 72 施設の処遇改善が図られるように、厚生労働省通知が発出されたことに対する貴施設の期待やその他意見があればお答えください（自由記述）

厚生労働省通知が発出されたことに対する施設の期待として、人材確保・定着の促進、職員のモチベーションの向上、処遇改善の拡大、措置費の改定、人員配置基準の見直し、自治体職員に対する施設の役割や措置制度に対する理解の促進等に関する回答が主にみられた。

1. 期待

＜主な回答＞
全国的な動きとなったことで、今まで交渉しても慣例が無いとの返答しかなかったものが、改善しなければならないという認識が広がった事には一定の期待を持っている。
セーフティーネットの役割を果たせる施設として期待。
今後、介護保険事業所の処遇改善加算等の比例する様な、措置費支弁額の改定を期待します。
措置事業と介護保険事業の違いのなか、支援員の業務内容はほぼ介護職員（介護サービス事業所）と変わらないと感じます。支援員の質の向上や処遇改善、人材確保のために使う財源を確保できるようになればサービスの質の向上へつながると期待しています。
養護老人ホームに光が当たったと感じた。継続して各所機関に働きかけをすることによって、養護老人ホームの実態を知ってもらい、処遇改善されることを希望している。
処遇改善と合わせて、職員配置基準についても見直しを図られることに期待している。
少しでも収入増となれば職員のモチベーションもあがってくると思われる。
法人や所管の自治体は養護老人ホームの職員の処遇改善に消極的であり期待はない。
職員の給与向上に向けた対策に取り組んで戴かないと施設は早晚、閉鎖せざるを得ない
自治体にとっては、養護老人ホームへの支出が普通交付税による算定のため、処遇改善等について消極的である。
養護老人ホームのみならず、処遇改善については原則、支援員、介護職員だけの取り組みだけでなく、組織全体に対して執り行えるようにしていきたい。

インフレに見合った処遇改善。
措置施設にも介護保険施設と同様の処遇改善手当の仕組みを作って頂きたい。
早急に各自治体に指令を出し、各自治体も早急に対処頂きたい
特養等の介護職員に支給されている介護職員処遇改善加算は、養護老人ホームは対象外となっております。養護や軽費も、直接処遇職員の確保に大変苦勞をしていますので、対象に含めてもらえるようにご検討をお願いします。
介護保険施設の処遇改善がある一方で措置施設の処遇改善がないことで、法人内での調整に苦慮したので、同様に処遇改善が図られることに期待をしている。
処遇改善はもちろんだが、措置費の適正な改定支出をお願いしたい。
通知の発出により処遇改善、消費増税分の対応がなされたことは非常に大きな前進である。自治体の施策で対応の違いが起こらないよう期待したい。
職員の処遇改善について推進していただいてありがたい。
介護報酬の改定と同様に措置費の事務費も改定をしていただきたい。
今回厚生労働省の通知が発出されたことで、ようやく自治体も動きだしたように思われる。今後は自治体に入る普通交付税措置額が適切に措置費に反映される様に、また、重度化が進む中、養護老人ホームの人員配置基準の見直しなどもあわせてお願いしたい。
特別養護老人ホーム等に適用されている、介護職員処遇改善加算の支給ができる制度（同水準の手当てが支給できる制度）と同様に、養護および軽費老人ホームの職員に支給できる制度の新設および改善を求めます。
介護士だけでなく施設に従事する職員の賃金ベースアップを期待したい。
養護老人ホームは、介護保険関係の施設に比べ、冷遇されている感じをここ数年特に感じる。（処遇改善、措置費改定、各補助金や助成金など）今回の通知の発出を機に養護老人ホームで働く者が期待とやりがい、働き続けられる将来性を見出せるよう変わって行くことを期待します。文章の発出に際し、市町村職員の方が養護老人ホームの存在や措置制度というものを改めて理解していただける機会となれば大変嬉しく思います。
全ての自治体でベースアップを早く認めてほしい
厚生労働省通知の中身が施設を所管する末端の市町職員まで浸透していない。
全職員の処遇改善を期待したい
職員の処遇改善はとてもありがたいと思います。職員の待遇に反映できるよう努力してまいります。
若い世代の方たちに介護や保育の仕事を選んでもらえるようなイメージの up を行っていただきたい。
国からの処遇改善の通知内容は迅速に実施されるべきと考えますが、周囲の自治体の状況を見てから等消極的な対応でありました。最終的には実施されましたが、通知の趣旨を理解し迅速に対応するよう自治体に対しご指導していただきますようお願いいたします。

養護老人ホームの措置費を、その都度の物価や人件費に対応したものにしてほしい。全国一律の措置費の変更が難しければ、二重措置費体制を作ってほしい。措置費を基本料金。各県・市で時勢を反映したプラスのオプション料金の二重建てである。時勢を反映した早い対応を期待する。スピード感を持った対応を期待する。そして、各県・市がオプション料金を妥当な金額で施設に支払いをしているかどうかまで、見極め、支払いが完了していることにまで目を光らせてほしい。
これまで介護事業職員対象に付与されていた処遇改善手当と同じく、養護老人ホーム支援員にも支給されることで、支援の現場で働く職員のモチベーションが少しでも上がればと思う。また介護保険施設に劣らず、支援の現場も専門性と責任が求められる中で、働く職員の努力が認められ、給与改善等につながれば職員の確保・定着も期待します。
この度の処遇改善を機に、介護職員の定着と人員数の確保に繋がればと期待している。
行政から直接処遇職員に関する調査はあったが、施設の職員は施設長・相談員・看護師・栄養士・事務と全ての職種が入所者のために動いており、支援員のための処遇改善であってほしくない。
職員の給与改善を図って、求職者が増えてほしい。
単年度で終わらず、物価上昇や給与改善に見合うような仕組みにしていきたい
措置費の単価が低く適正な基準への見直しが必要だと思います。
施設入所者の要介護化が進んでいる。人員基準自体が見直されるべき。現行基準からの増員分含めて措置費として、反映されなければ、処遇改善に結び付かない。
社会経済情勢や地域の実情等を適正に反映した措置費支弁基準の改定について、さらに積極的な国の関与を期待する。
厚生労働省通知があることが、市町村との交渉の後押しとなる。
市町村によって対応に差があり、厚生労働省通知の発出は、市町村との交渉においても影響力があると思います。措置費が一般財源化され、権限が市町村に移ったが、これからも国の一定の関与を望みます。
介護保険事業所と同様の処遇改善がすすめられていくことに期待している。
他の介護保険施設と同水準の処遇改善（給与水準の上昇）を期待しています。
介護だけではなく養護等にも目を向けて頂いた事は、他の施策（処遇改善）についても同様に期待したい。
＊加算方式であると、常に職員の資格、勤務年数が関わってくるため、一定の職員を維持していかななくてはならず、大変である。そこで、困難事例を受けて一定の実績があれば、補助金がおきるなど、日々の努力に対しての対価を希望したい。
老人福祉の部分も評価してもらえるのはありがたい。
給与増額による業務意欲の向上と離職率の低下

処遇改善により職員の処遇が少しでも改善できることは、職員のモチベーションや事業所としても、とても有り難く感じている。
介護職員の処遇改善が図られていることは喜ばしいことだが措置費の据え置きが続いている事や退所者の後がすぐに埋まる状況でないことから定員に満たない月もあり、経営改善に向け経費削減に努めたり介護保険事業からの収益を併せても、慢性的な赤字経営からの脱却が困難な状況となっております。施設全体が赤字のため入所者へのサービスの質の低下は元より処遇改善を受けられる職員以外の昇給は極小幅に留まる事により、モチベーションの減退や不公平感の増幅が懸念されます。今般の急激な原材料価格の高騰も赤字経営に拍車をかけることが想定されます。是非厚生労働省のイニシアチブにて全国的な措置費の見直し及び自治体への指導を図っていただけるよう期待します。
措置費自体の単価増をお願いしたい。特に原油高の為、電気代などの対策を早急をお願いしたい。

(272) 問 72 施設の処遇改善が図られるように、厚生労働省通知が発出されたことに対する貴施設の期待やその他意見があればお答えください（自由記述）

厚生労働省通知が発出されたことに対する施設のその他意見として、措置入所率の低さ、大規模修繕等の財源確保の困難、措置費の改定要望及び自治体に対する具体的な改定に係るノウハウの通知要望、最低賃金の上昇・昨今の物価高騰等に伴う支援要望、処遇改善の対象拡大、人員配置基準の見直し、施設の役割や措置制度に対する理解の促進等に関する回答が主にみられた。

II. その他意見

＜主な回答＞
老人福祉法に規定されている措置施設（措置制度）にも関わらず、地方に権限移譲されてから、ローカルルールがまかり通り、公然と措置しないと明言する担当者もいます。
権限が地方自治体なので全国的に統一した対応になっていない。地方自治体の窓口レベルの職員では全く理解が無いことから話にならない。そういう職員で判定会議など運営されるため、措置控えの状況が改善されることは無い。
行政による措置控えの状況が深刻になってきている。今年度はまだ入所判定委員会が開催されていない。数年前から、施設の定員が満員になったことがない。退所する利用者がいても補充できず、空床の状態が続いている。
特定の職種のみではなく、施設にかかわる他業種にいきわたる制度の見直しをしてもらいたい。

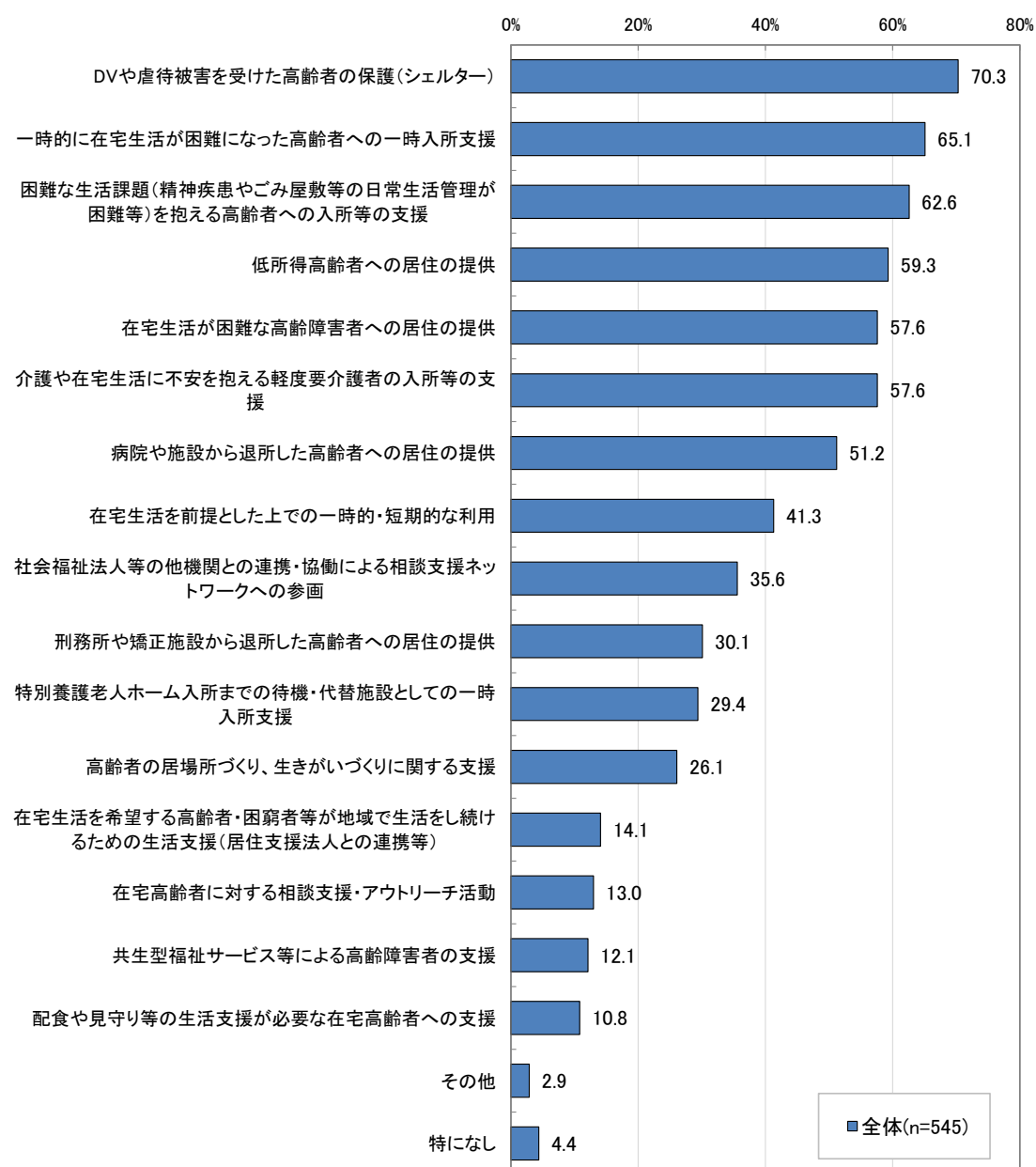
市町村と措置費増改定についてお願いをしているが、「平成18年の通知に基づき、基準額表のとおり支給をしているので、それ以外の対応は当市単体では難しい」と返答され、全く改善できない状況にある。それとは逆に、最低賃金の増額、昨今の物価高等、支出は年々増額している。一般企業であれば、支出額に合わせて利用料等増額され、収支の安定を図るであろうが、措置施設は一切できず、経営困難な状況が続いている。
措置費の指針が今の時代に即していない
養護老人ホームの人員配置基準を見直し、多様な問題を抱えた入所者を支援している現状にあったものに変更してほしい。財源である措置費は改定されず、物価、燃料などの高騰の影響を受けて運営が厳しくなっている。実際に解決方法として、入所者の食事の質と量を減らした。建物老朽化のため、大規模修繕の必要性を感じているが、日々の生活支援で財源に余裕がないため、まったく予定が立たない。
ベースアップ加算も含め処遇改善制度の仕組みが煩雑すぎるため改善が必須 処遇改善加算は臨時的な取扱いを廃止し介護報酬へ組み込むべきと考える
報道等において、介護職員1人あたり9千円の処遇改善がなされとの事であったが、養護老人ホームでは措置事業収入の事務費として収入となるため、定員を満たしていないと9千円の処遇改善が出来ず、施設の持ち出しとなる。
国庫負担金が一般財源化されたこと市町村合併による保健福祉行政の分散化等により、国からの通知が発出されたとしても所在市町村の裁量次第となっているのが現状です。
今回は9000円分に対するものだけであり、加算が付いた事は有り難いが、従来からある介護職員処遇改善加算などに類似したものはないため、年収としては大きく差が生じたままである。
日本の社会保障制度の根幹を担ってきた措置制度について、他制度とのすみ分けを明確にしていけることが重要な点である。生活支援が必要な方を支援して、次の住まい先につなげていくことが養護老人ホームの新しい役割だと思います。昨年、厚生労働省とともに高齢者の住まいについて、検討を行ってきました。賃貸住宅に住む高齢者の住居の更新契約に大家等は、孤立死や孤独死を恐れて拒否をする現状がある。当市においても約2万人の高齢者がひとりで生活をしている。認知症や認知症予備軍の方々に対する支援は、契約によって初めて動くことになる。措置制度の重要性が求められている。
入所者の介護度が上がる傾向は今後更に高くなると想定されます。夜間帯における支援・介護の配置も厚くすることが必要と思います。
国が各自治体任せの為、意見等がバラバラなので、国が一斉に一括で実施すれば良い
昨年度後半からの物価高、光熱水費の値上がりなど施設経営を圧迫する要素が多々出てきている。長いこと措置費の基準額の見直しがされていなかったことが要因の一つであり、数年に一度見直しを行うのを定例にしてはどうかと思う。
I C T支援・補助金など養護単独の補助を作っていただきたい。補助の要望・申請をしても特養は通過しやすいが、養護はなかなか申請が通らない。

市町村において、措置費単価の改定について計算方法がわからない等のために、措置費の改定が行われていない。先回の介護職員等処遇改善補助金に準じた措置費改定の際は、国から計算方法の例示が示され市町村も改定できた。介護職員処遇改善加算分並びに諸物価高騰に対応する措置費単価改定が進められるよう、市町村に対して計算方法や改定のノウハウを具体的に通知いただきたい。
当施設は、老朽化著しく、また敷地一部が土砂災害特別警戒区域にかかっており、移転をしたいが、入所の定員割れが続き多額の借入をしても事業の継続性見通しが立たないため、移転に踏み切れないでいる。
ローカルルールによらない職員の賃金上昇に伴う措置費の増額を要望します。
介護員の将来的な不足ということについては、介護保険事業、福祉事業にかかわらず発生いたします。福祉事業に勤める職員の処遇改善については、国が責任を持って、公費で負担すべきであると思います。
措置を行う自治体には通達以上の改善を願いたい。（特に長期間据え置きになっている措置費単価の消費税部分だけで無く消費税部分や今回の支援金だけでなく）
職員の配置基準（資格等含め）を緩和してほしい。
令和５年度から介護サービス体制強化加算により、会計年度任用職員の処遇改善手当及び夜間勤務手当の支給に向け準備を進めております。
事務処理が煩雑で分かりにくい
介護保険事業の整備が進む中、自治体においては、養護老人ホームの制度自体理解出来ていない職員が多く、相談出来ない事が多い。

(273) 問 73 施設にて現在行っている取組（複数選択）

全体では、「DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が 70.3%と最も高く、「一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援」が 65.1%、「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援」が 62.6%、「低所得高齢者への居住の提供」が 59.3%となっている。

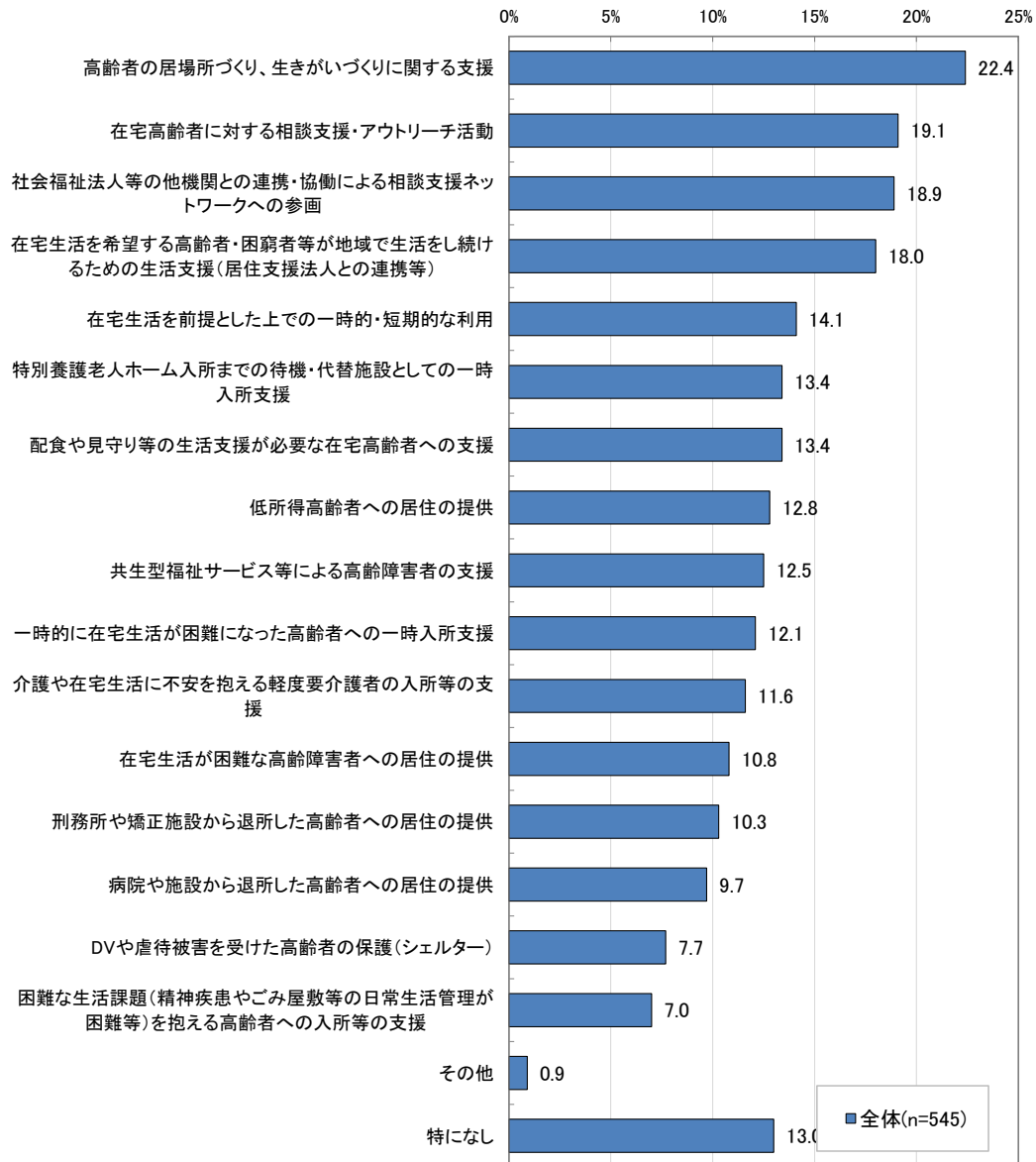
図表 265 問 73 施設にて現在行っている取組（複数選択）



(274) 問 74 施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組（3 つまで選択）

全体では、「高齢者の居場所づくり、生きがいにに関する支援」が 22.4%と最も高く、「在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動」が 19.1%、「社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画」が 18.9%、「在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活をし続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）」が 18.0%となっている。

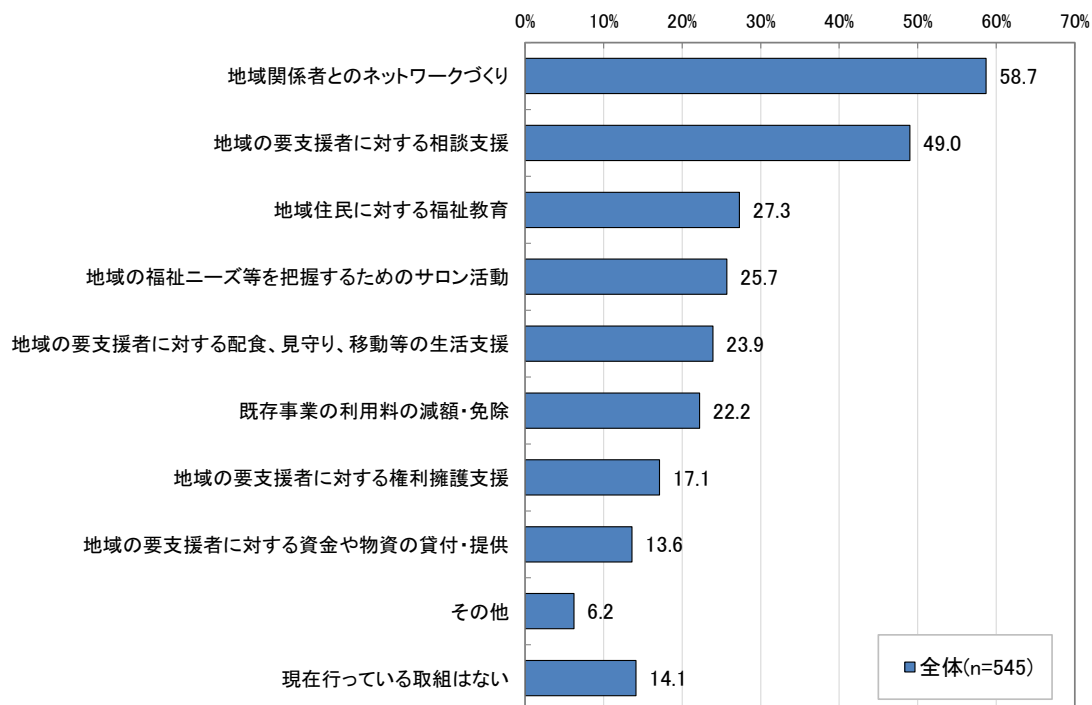
図表 266 問 74 施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組（3 つまで選択）



(275) 問 75 複雑・多様化している地域ニーズに対応し、自らの存在意義を発信していくために、貴施設もしくは法人全体として現在行っている「地域における公益的な取組」（複数選択）

全体では、「地域関係者とのネットワークづくり」が 58.7%と最も高く、「地域の要支援者に対する相談支援」が 49.0%、「地域住民に対する福祉教育」が 27.3%、「地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」が 25.7%となっている。また「現在行っている取組はない」14.1%となっている。

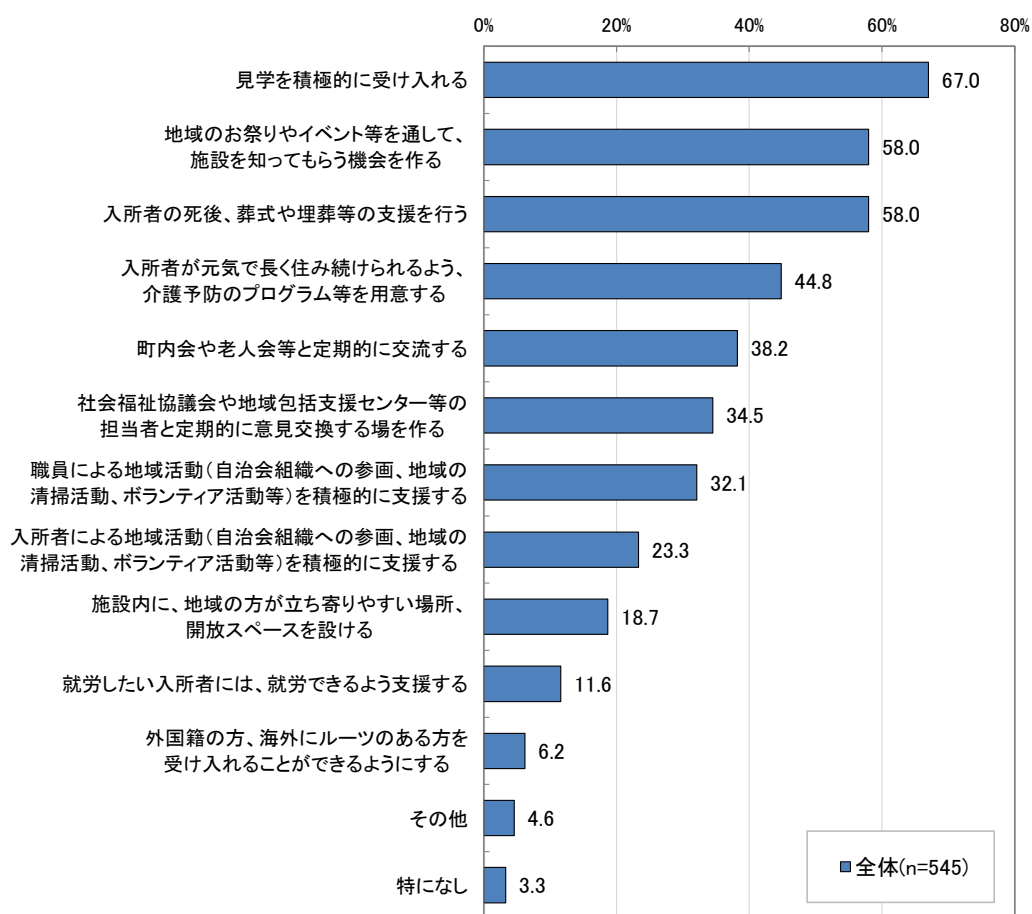
図表 267 問 75 複雑・多様化している地域ニーズに対応し、自らの存在意義を発信していくために、貴施設もしくは法人全体として現在行っている「地域における公益的な取組」（複数選択）



(276) 問 76 施設が地域や入所者に対して現在行っている取組（複数選択）

全体では、「見学を積極的に受入る」が 67.0%と最も高く、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る」「入所者の死後、葬式や埋葬等の支援を行う」が 58.0%、「入所者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」が 44.8%、「町内会や老人会等と定期的に交流する」が 38.2%となっている。

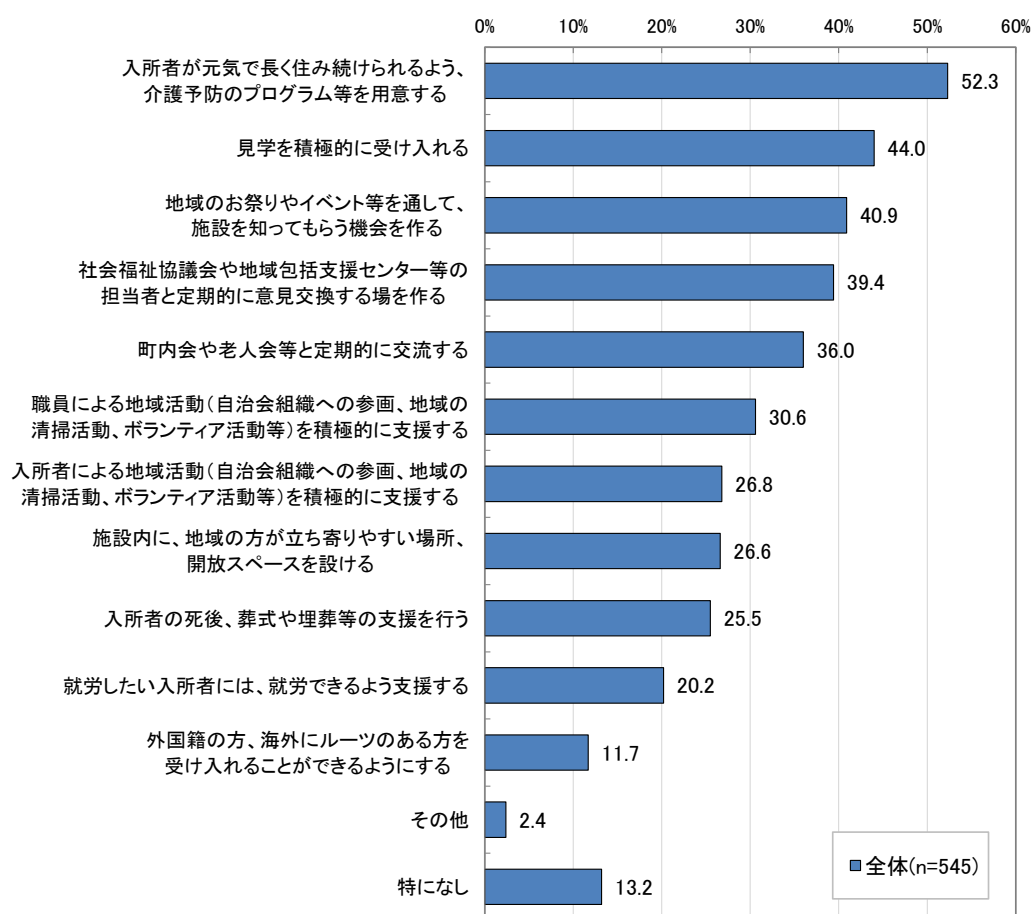
図表 268 問 76 施設が地域や入所者に対して現在行っている取組（複数選択）



(277) 問 77 処遇改善を契機に貴施設が地域や入所者に対して今後力を入れたいと考える取組（複数選択）

全体では、「入所者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」が 52.3%と最も高く、「見学を積極的に受入る」が 44.0%、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る」が 40.9%、「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る」が 39.4%となっている。また「特になし」 13.2%となっている。

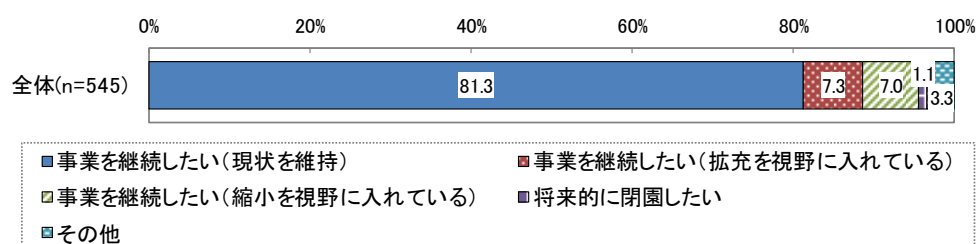
図表 269 問 77 処遇改善を契機に貴施設が地域や入所者に対して今後力を入れたいと考える取組（複数選択）



(278) 問 78 今回の処遇改善の動向を受けての、今後の施設の事業展開の方針

全体では、「事業を継続したい（現状を維持）」が 81.3%と最も高く、「事業を継続したい（拡充を視野に入れている）」が 7.3%、「事業を継続したい（縮小を視野に入れている）」が 7.0%、「将来的に閉園したい」が 1.1%となっている。

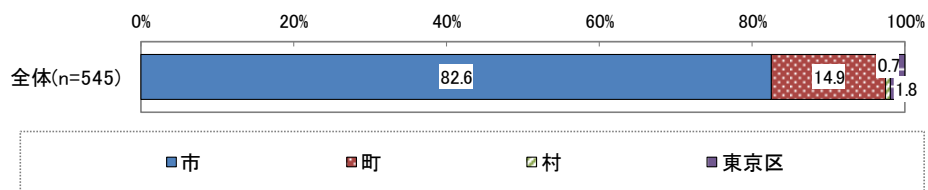
図表 270 問 78 今回の処遇改善の動向を受けての、今後の施設の事業展開の方針



(279) 回答者情報 1. 市区町村

全体では、「市」が 82.6%と最も高く、「町」が 14.9%、「東京区」が 1.8%、「村」が 0.7%となっている。

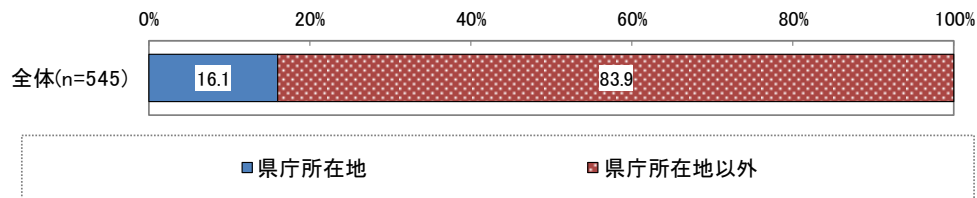
図表 271 F 1. 市区町村



(280) 回答者情報 2. 県庁所在地別

全体では、「県庁所在地以外」が 83.9%と最も高く、「県庁所在地」が 16.1%となっている。

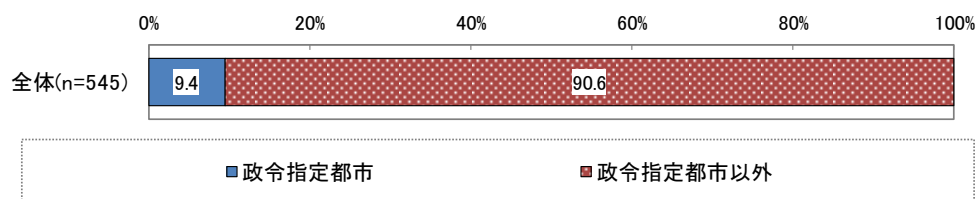
図表 272 F 2. 県庁所在地別



(281) 回答者情報 3. 政令指定都市別

全体では、「政令指定都市以外」が 90.6%と最も高く、「政令指定都市」が 9.4%となっている。

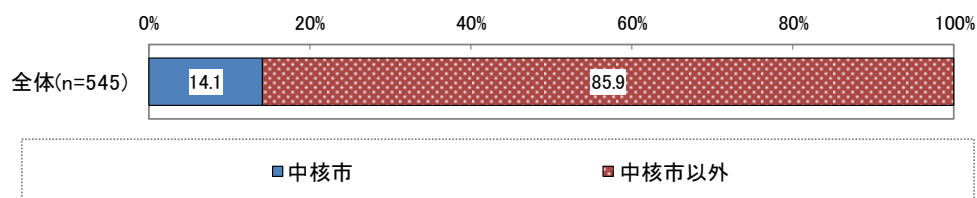
図表 273 F 3. 政令指定都市別



(282) 回答者情報 4. 中核市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)

全体では、「中核市以外」が 85.9%と最も高く、「中核市」が 14.1%となっている。

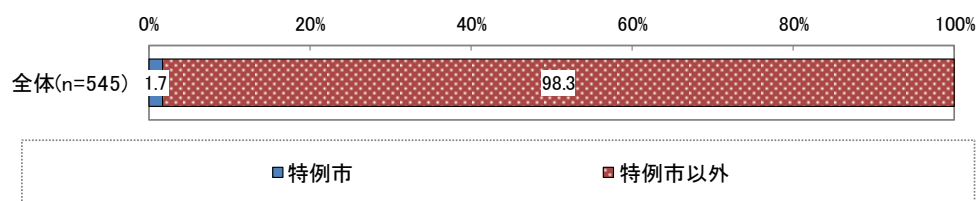
図表 274 F 4. 中核市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)



(283) 回答者情報 5. 特例市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)

全体では、「特例市以外」が 98.3%と最も高く、「特例市」が 1.7%となっている。

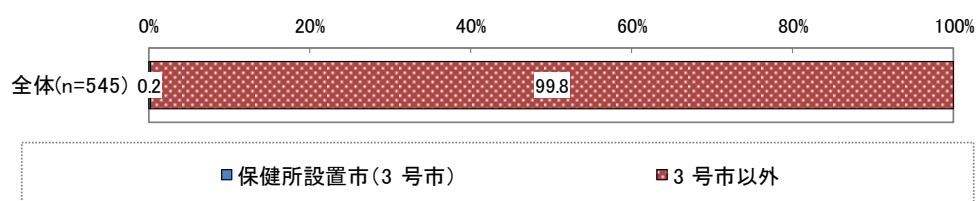
図表 275 F 5. 特例市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)



(284) 回答者情報 6. 保健所設置市別

全体では、「3 号市以外」が 99.8%と最も高く、「保健所設置市 (3 号市)」が 0.2%となっている。

図表 276 F 6. 保健所設置市別



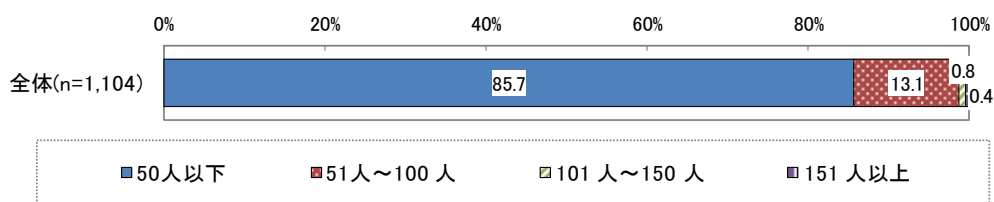
<軽費老人ホーム票>

(285) 問 2 定員数 [単位：人]

全体では、「50 人以下」が 85.7%と最も高く、「51 人～100 人」が 13.1%、「101 人～150 人」が 0.8%、「151 人以上」が 0.4%となっている。

図表 277 問 2 定員数 [単位：人]

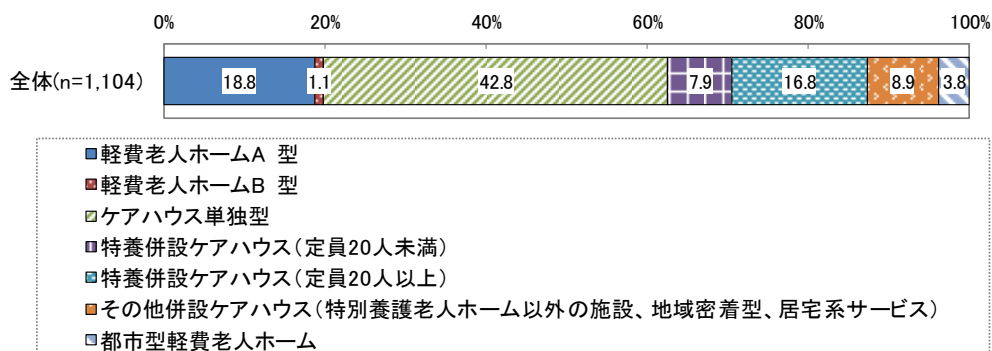
【平均値：43.4 人 (n=1104)】



(286) 問 3 施設種別 (詳細)

全体では、「ケアハウス単独型」が 42.8%と最も高く、「軽費老人ホーム A 型」が 18.8%、「特養併設ケアハウス (定員 20 人以上)」が 16.8%、「その他併設ケアハウス (特別養護老人ホーム以外の施設、地域密着型、居宅系サービス)」が 8.9%、「特養併設ケアハウス (定員 20 人未満)」が 7.9%、「都市型軽費老人ホーム」が 3.8%、「軽費老人ホーム B 型」が 1.1%となっている。

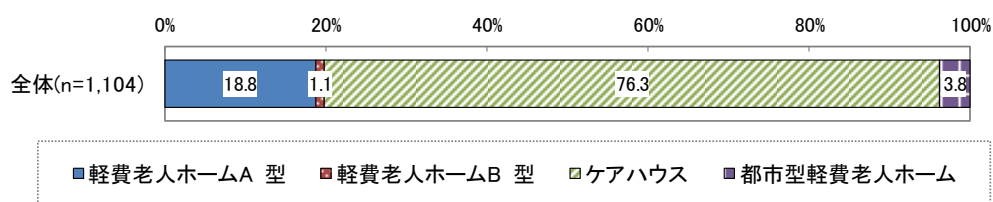
図表 278 問 3 施設種別 (詳細)



(287) 問 3 施設種別

全体では、「ケアハウス」が 76.3%と最も高く、「軽費老人ホーム A 型」が 18.8%、「都市型軽費老人ホーム」が 3.8%、「軽費老人ホーム B 型」が 1.1%となっている。

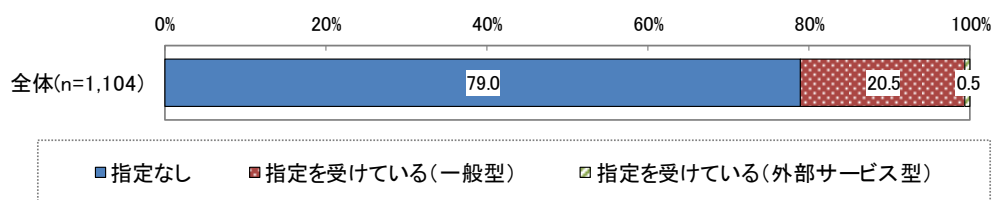
図表 279 問 3 施設種別



(288) 問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無

全体では、「指定なし」が 79.0%と最も高く、「指定を受けている（一般型）」が 20.5%、「指定を受けている（外部サービス型）」が 0.5%となっている。

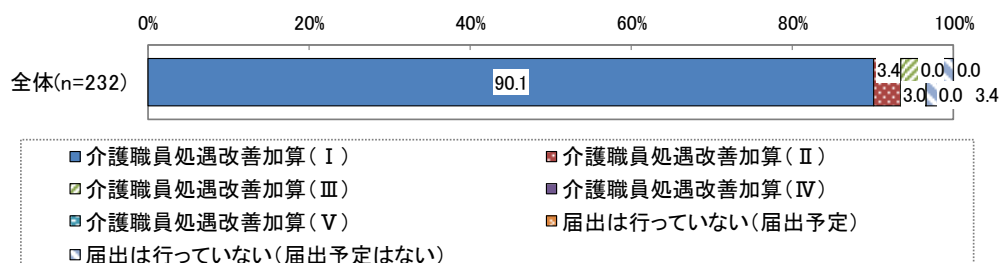
図表 280 問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無



(289) 問 5 <問 4 で「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合のみ回答> 介護職員処遇改善加算の届出状況

全体では、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」が 90.1%と最も高く、「介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」が 3.4%、「届出は行っていない（届出予定はない）」が 3.4%、「介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」が 3.0%、「介護職員処遇改善加算（Ⅳ）」が 0.0%、「介護職員処遇改善加算（Ⅴ）」が 0.0%、「届出は行っていない（届出予定）」が 0.0%となっている。

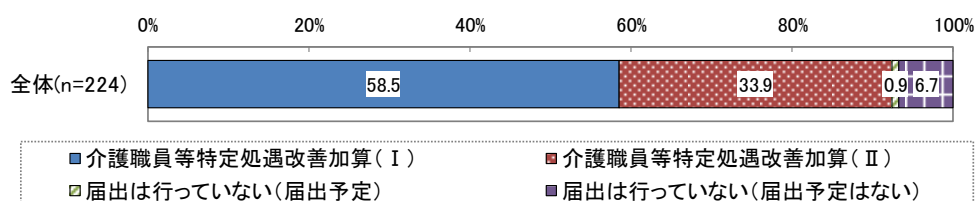
図表 281 問 5 <問 4 で「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合のみ回答> 介護職員処遇改善加算の届出状況



(290) 問 6 <問 5 で「1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「2. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」「3. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を選択した場合のみ回答> 介護職員等特定処遇改善加算の届出状況

全体では、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」が 58.5%と最も高く、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）」が 33.9%、「届出は行っていない（届出予定はない）」が 6.7%、「届出は行っていない（届出予定）」が 0.9%となっている。

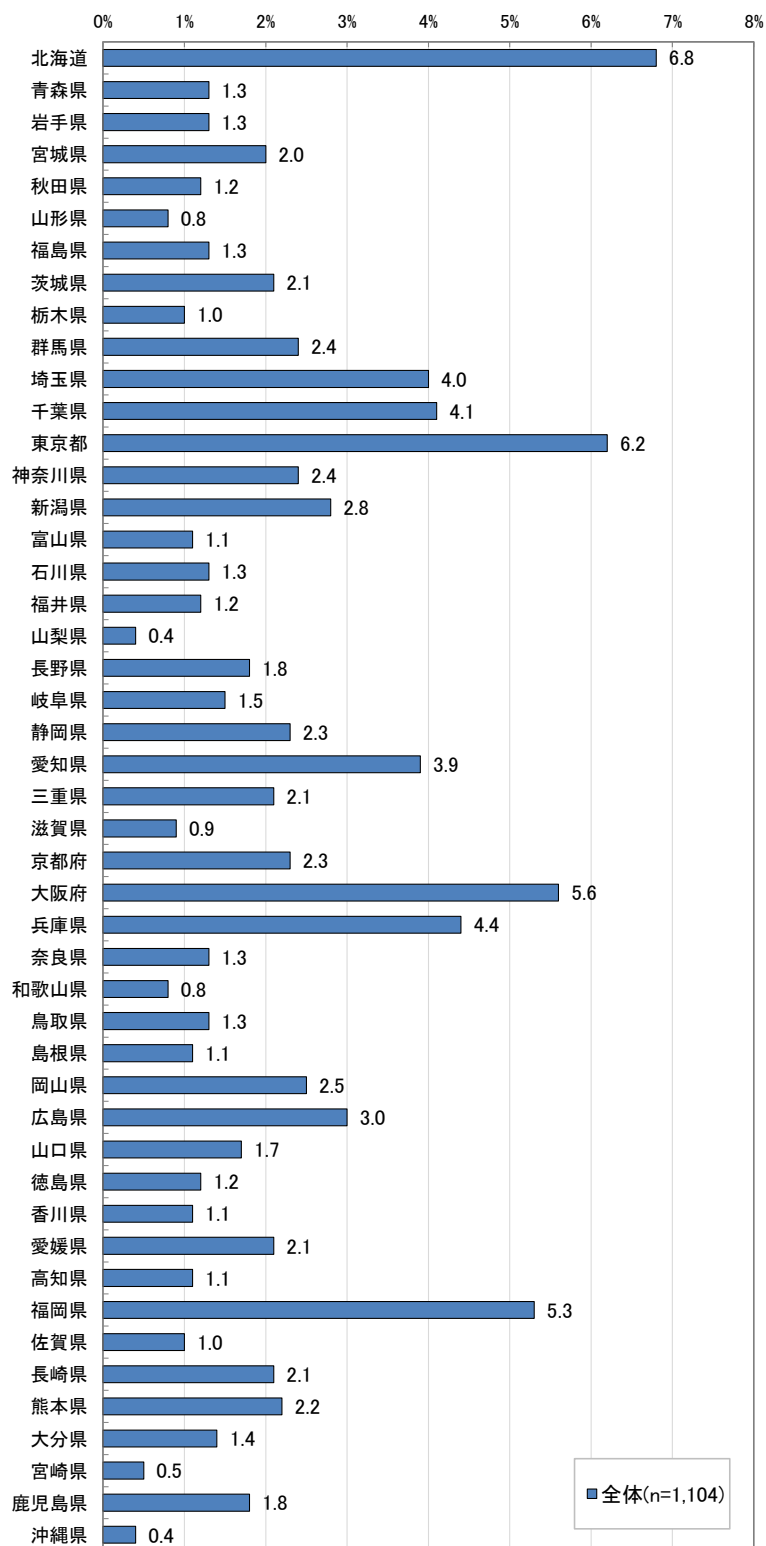
図表 282 問 6 <問 5 で「1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「2. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」「3. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を選択した場合のみ回答> 介護職員等特定処遇改善加算の届出状況



(291) 問 7 施設が所在する都道府県

全体では、「北海道」が 6.8%と最も高く、「東京都」が 6.2%、「大阪府」が 5.6%、「福岡県」が 5.3%となっている。

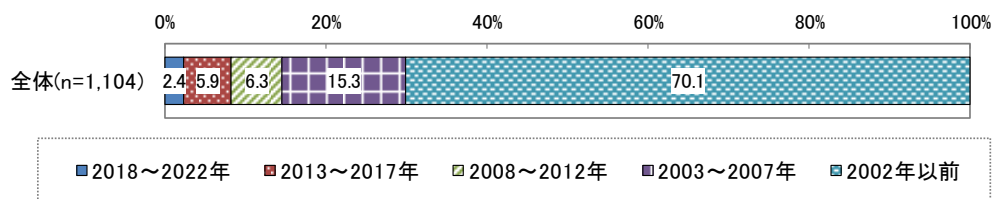
図表 283 問 7 施設が所在する都道府県



(292) 問 9 施設開設年

全体では、「2002 年以前」が 70.1%と最も高く、「2003～2007 年」が 15.3%、「2008～2012 年」が 6.3%、「2013～2017 年」が 5.9%、「2018～2022 年」が 2.4%となっている。

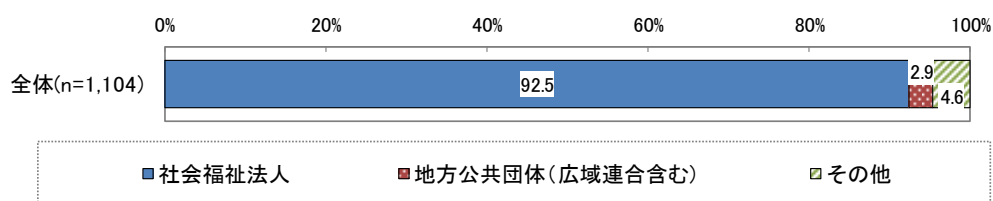
図表 284 問 9 施設開設年



(293) 問 10 設置主体

全体では、「社会福祉法人」が 92.5%と最も高く、「地方公共団体（広域連合含む）」が 2.9%となっている。

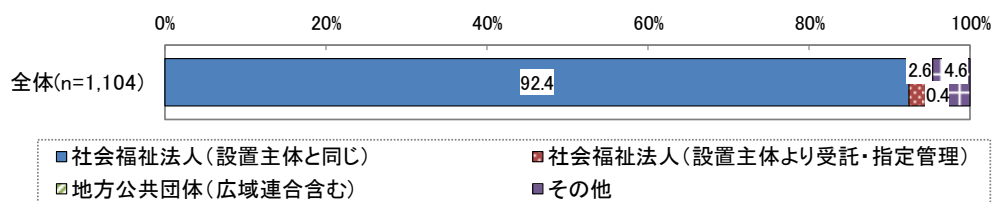
図表 285 問 10 設置主体



(294) 問 11 運営主体

全体では、「社会福祉法人（設置主体と同じ）」が 92.4%と最も高く、「社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）」が 2.6%、「地方公共団体（広域連合含む）」が 0.4%となっている。

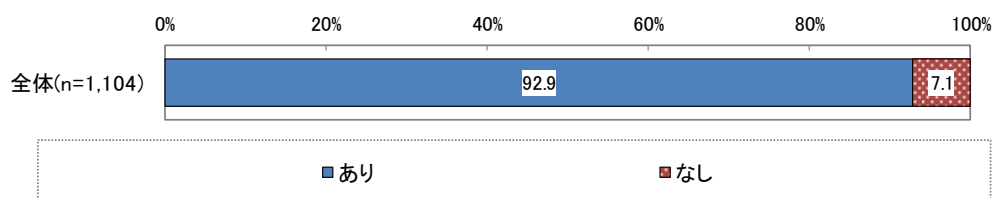
図表 286 問 11 運営主体



(295) 問 12 法人が運営する軽費老人ホーム以外の事業

全体では、「あり」が 92.9%と最も高く、「なし」が 7.1%となっている。

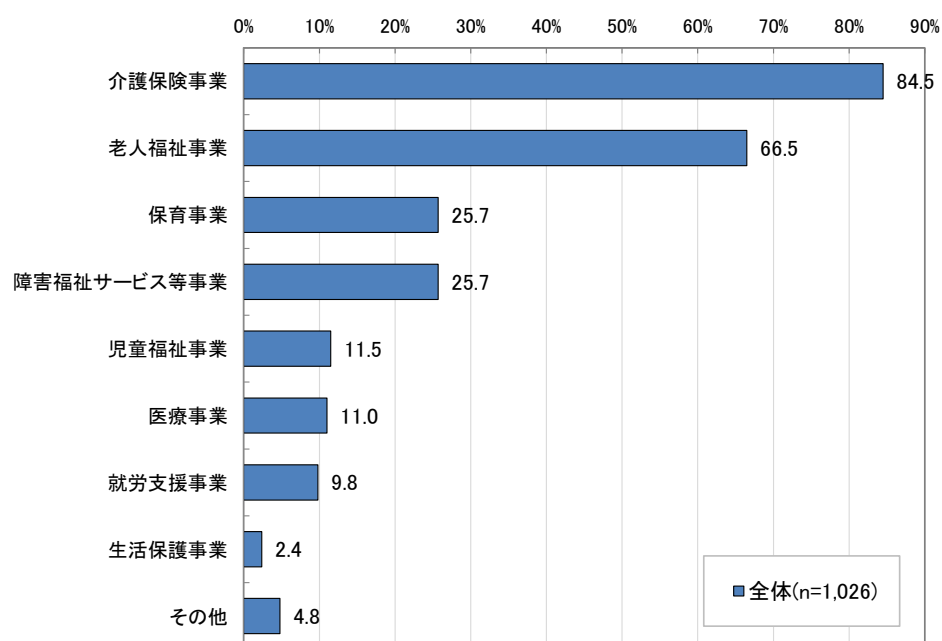
図表 287 問 12 法人が運営する軽費老人ホーム以外の事業



(296) 問 13 <問 12 で「1. あり」を選択した場合のみ回答> 法人が運営する事業 (複数選択)

全体では、「介護保険事業」が 84.5%と最も高く、「老人福祉事業」が 66.5%、「保育事業」が 25.7%、「障害福祉サービス等事業」が 25.7%、「児童福祉事業」が 11.5%、「医療事業」が 11.0%、「就労支援事業」が 9.8%、「生活保護事業」が 2.4%となっている。

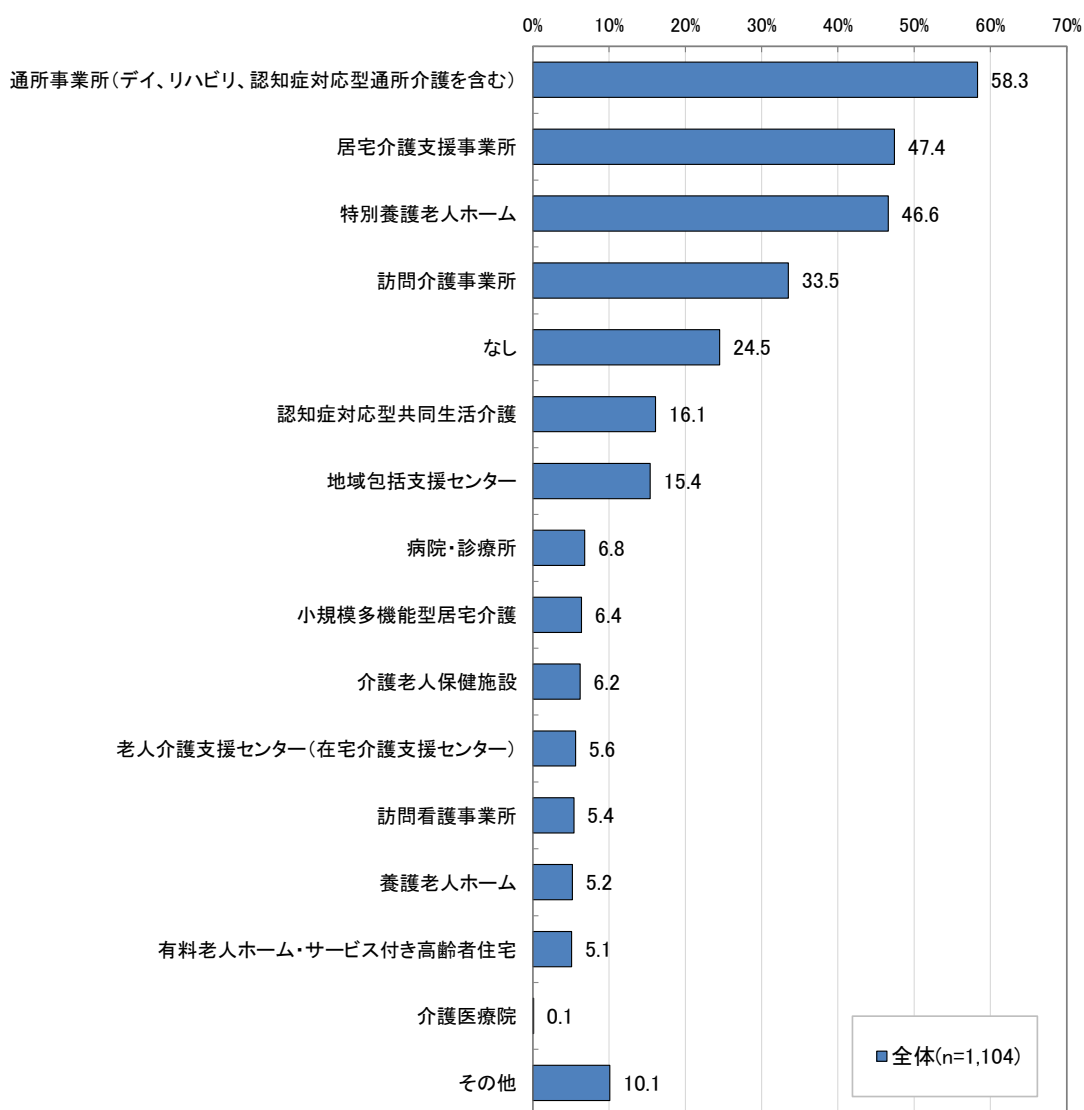
図表 288 問 13 <問 12 で「1. あり」を選択した場合のみ回答> 法人が運営する事業 (複数選択)



(297) 問 14 併設している施設・事業所（複数選択）

全体では、「通所事業所（デイ、リハビリ、認知症対応型通所介護を含む）」が 58.3%と最も高く、「居宅介護支援事業所」が 47.4%、「特別養護老人ホーム」が 46.6%、「訪問介護事業所」が 33.5%となっている。

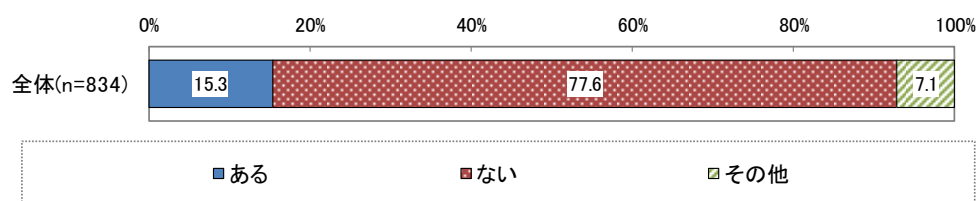
図表 289 問 14 併設している施設・事業所（複数選択）



(298) 問 15 <問 14 で「1」以外を選択した場合のみ回答> 令和 3 年 12 月 24 日以前、軽費老人ホームの給与等に係る処遇改善がないことから、法人内の他施設・事業所職員から異動を敬遠された

全体では、「ない」が77.6%と最も高く、「ある」が15.3%となっている。

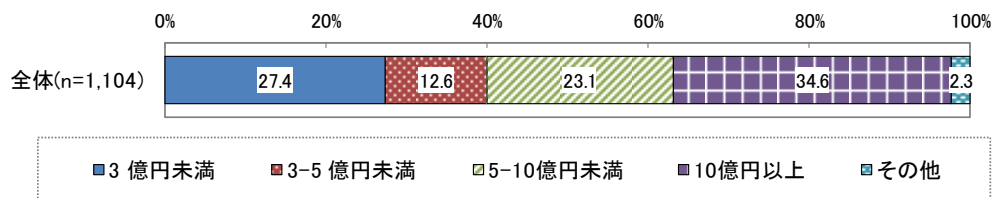
図表 290 問 15 <問 14 で「1」以外を選択した場合のみ回答> 令和3 年 12 月 24 日以前、軽費老人ホームの給与等に係る処遇改善がないことから、法人内の他施設・事業所職員から異動を敬遠された



(299) 問 16 法人全体のサービス活動収益計

全体では、「10 億円以上」が 34.6%と最も高く、「3 億円未満」が 27.4%、「5-10 億円未満」が 23.1%、「3-5 億円未満」が 12.6%となっている。

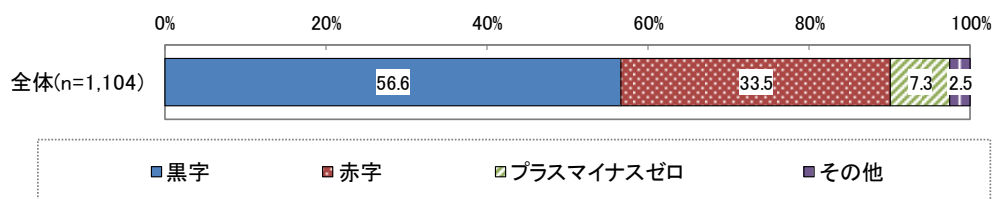
図表 291 問 16 法人全体のサービス活動収益計



(300) 問 17 法人全体の経営状況

全体では、「黒字」が 56.6%と最も高く、「赤字」が 33.5%、「プラスマイナスゼロ」が 7.3%となっている。

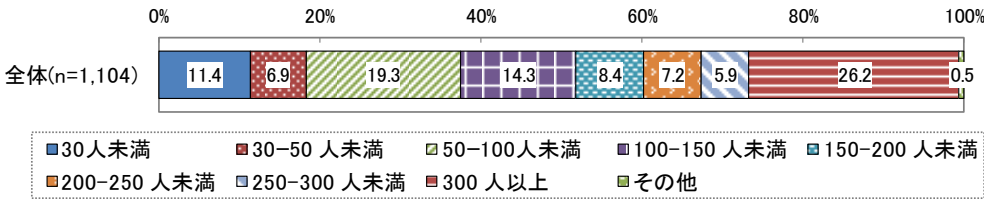
図表 292 問 17 法人全体の経営状況



(301) 問 18 法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）

全体では、「300 人以上」が 26.2%と最も高く、「50－100 人未満」が 19.3%、「100-150 人未満」が 14.3%、「30 人未満」が 11.4%、「150-200 人未満」が 8.4%、「200-250 人未満」が 7.2%、「30－50 人未満」が 6.9%、「250-300 人未満」が 5.9%となっている。

図表 293 問 18 法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）



(302) 問 19 施設のサービス活動収益計_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

図表 294 問 19 施設のサービス活動収益計_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]
【平均値：150,100 千円 (n=712)】

	全体	平均	中央値
全体	712 100%	150,100	87,299
5 千万円未満	139 20%	35,760	35,251
5 千万—1 億円未満	300 42%	75,953	78,882
1 —2 億円未満	188 26%	131,151	123,979
2 —3 億円未満	34 5%	244,103	242,569
3 億円以上	51 7%	905,076	509,912

(303) 問 20 施設の総事業費（人件費、委託費、減価償却費等を含む）_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

図表 295 問 20 施設の総事業費（人件費、委託費、減価償却費等を含む）_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

全体	平均	中央値
712 100%	145,559.6	84,246.0

(304) 問 21 施設の人件費_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

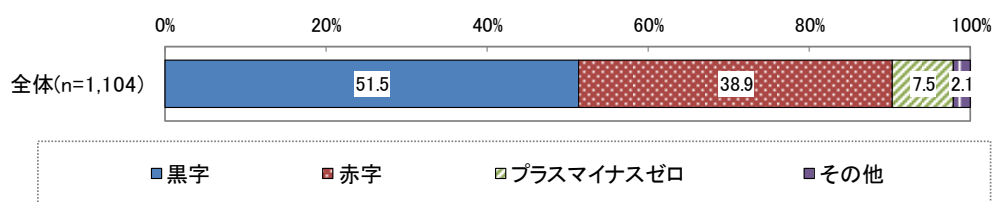
図表 296 問 21 施設の人件費_ 令和 3 年度実績 [単位：千円／年]

全体	平均	中央値
712 100%	83,186.9	34,656.5

(305) 問 22 施設の経営状況

全体では、「黒字」が 51.5%と最も高く、「赤字」が 38.9%、「プラスマイナスゼロ」が 7.5%となっている。

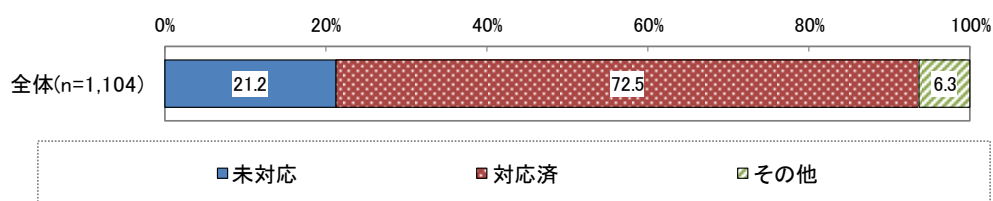
図表 297 問 22 施設の経営状況



(306) 問 23 施設の建物の耐震化の状況

全体では、「対応済」が 72.5%と最も高く、「未対応」が 21.2%となっている。

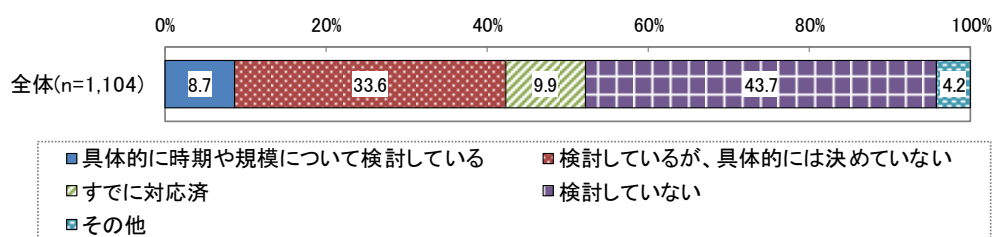
図表 298 問 23 施設の建物の耐震化の状況



(307) 問 24 施設の建替え・大規模修繕の検討の状況

全体では、「検討していない」が 43.7%と最も高く、「検討しているが、具体的には決めていない」が 33.6%、「すでに対応済」が 9.9%、「具体的に時期や規模について検討している」が 8.7%となっている。

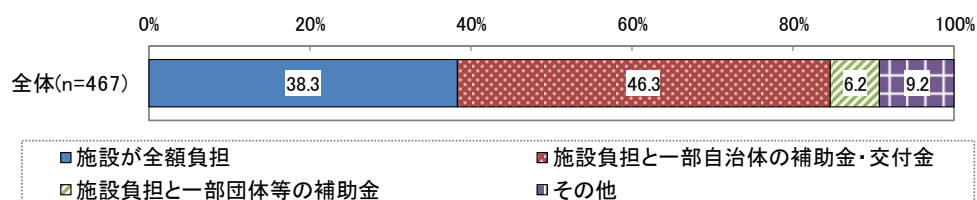
図表 299 問 24 施設の建替え・大規模修繕の検討の状況



(308) 問 25 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答> 費用の財源

全体では、「施設負担と一部自治体の補助金・交付金」が 46.3%と最も高く、「施設が全額負担」が 38.3%、「施設負担と一部団体等の補助金」が 6.2%となっている。

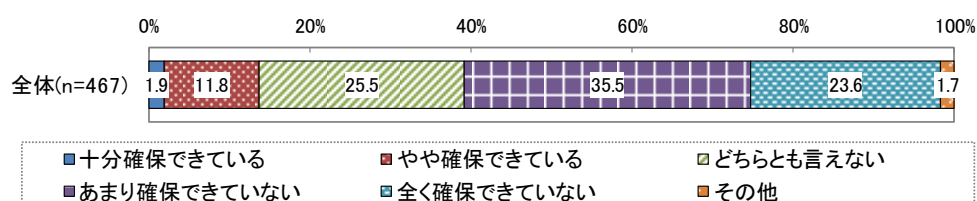
図表 300 問 25 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答> 費用の財源



(309) 問 26 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答> 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況

全体では、「あまり確保できていない」が 35.5%と最も高く、「どちらとも言えない」が 25.5%、「全く確保できていない」が 23.6%、「やや確保できている」が 11.8%、「十分確保できている」が 1.9%となっている。

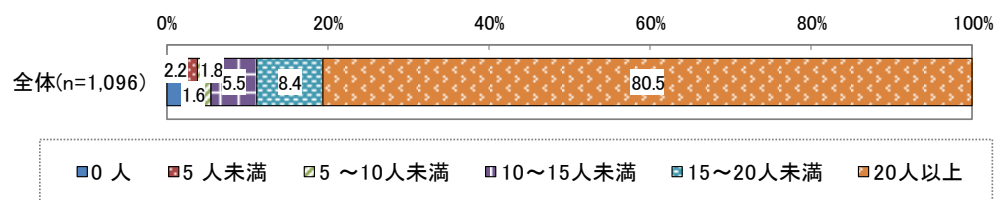
図表 301 問 26 <問 24 で「1」「2」を選択した方のみ回答> 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況



(310) 問 27 入居者数（一般入居者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体では、「20 人以上」が 80.5%と最も高く、「15～20 人未満」が 8.4%、「10～15 人未満」が 5.5%、「0 人」が 2.2%、「5 ～10 人未満」が 1.8%、「5 人未満」が 1.6%となっている。

図表 302 問 27 入居者数（一般入居者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]



(311) 問 27 入居者数（一般入居者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 303 問 27 入居者数（一般入居者数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]（問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計）

	全体	平均	中央値
全体	1096 100%	37.1	37.9
指定なし	867 79%	38.9	40.0
指定を受けている	229 21%	30.4	29.0

(312) 問 28 <問 4 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 特定施設入居者生活介護を利用する要介護・要支援の入居者数_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

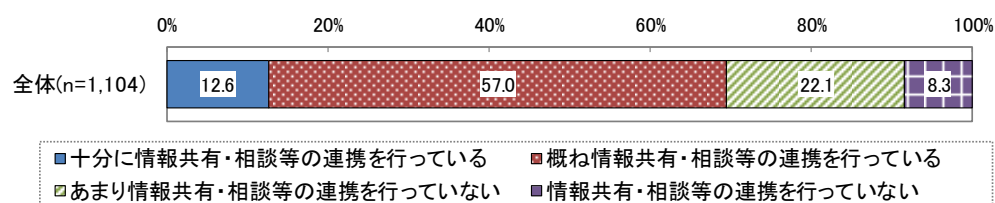
図表 304 問 28 <問 4 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 特定施設入居者生活介護を利用する要介護・要支援の入居者数_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体	平均	中央値
229 100%	34.5	29.8

(313) 問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況

全体では、「概ね情報共有・相談等の連携を行っている」が 57.0%と最も高く、「あまり情報共有・相談等の連携を行っていない」が 22.1%、「十分に情報共有・相談等の連携を行っている」が 12.6%、「情報共有・相談等の連携を行っていない」が 8.3%となっている。

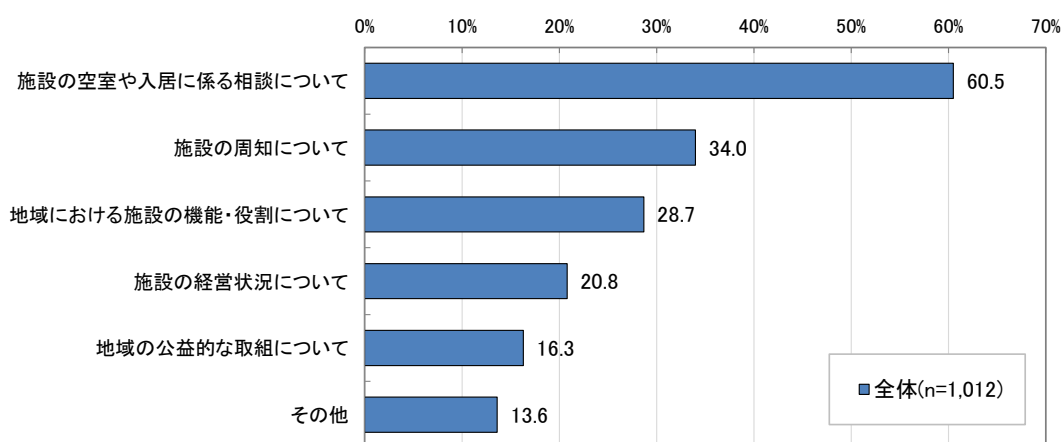
図表 305 問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況



(314) 問 30 <問 29 で「1」「2」「3」のいずれかを選択した場合のみ回答> 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の内容（複数選択）

全体では、「施設の空室や入居に係る相談について」が 60.5%と最も高く、「施設の周知について」が 34.0%、「地域における施設の機能・役割について」が 28.7%、「施設の経営状況について」が 20.8%、「地域の公益的な取組について」が 16.3%となっている。

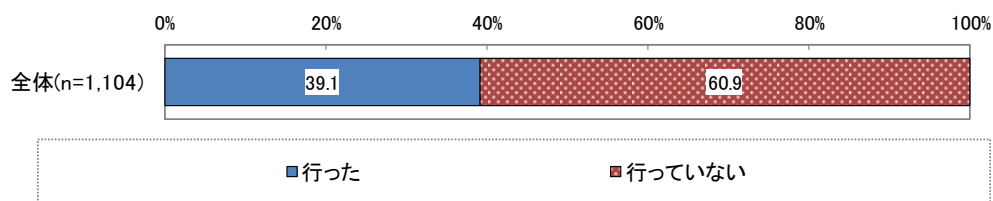
図表 306 問 30 <問 29 で「1」「2」「3」のいずれかを選択した場合のみ回答> 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の内容（複数選択）



(315) 問 31 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体と情報共有・相談等を行ったか

全体では、「行っていない」が 60.9%と最も高く、「行った」が 39.1%となっている。

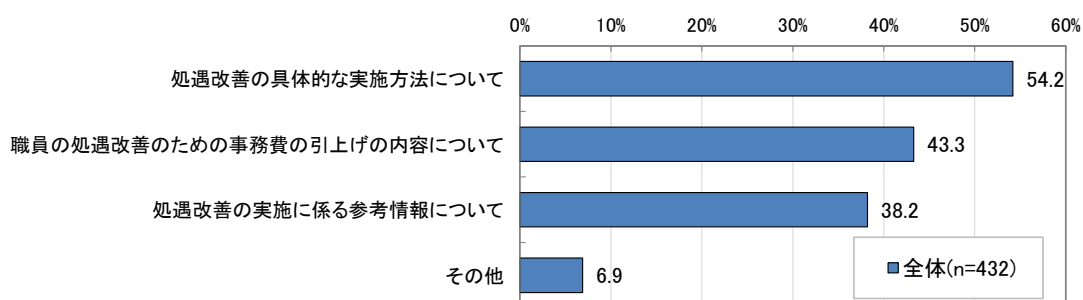
図表 307 問 31 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体と情報共有・相談等を行ったか



(316) 問 32 <問 31 で「1. 行った」を選択した場合のみ回答> 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体とどのような内容を相談したか（複数選択）

全体では、「処遇改善の具体的な実施方法について」が 54.2%と最も高く、「職員の処遇改善のための事務費の引上げの内容について」が 43.3%、「処遇改善の実施に係る参考情報について」が 38.2%となっている。

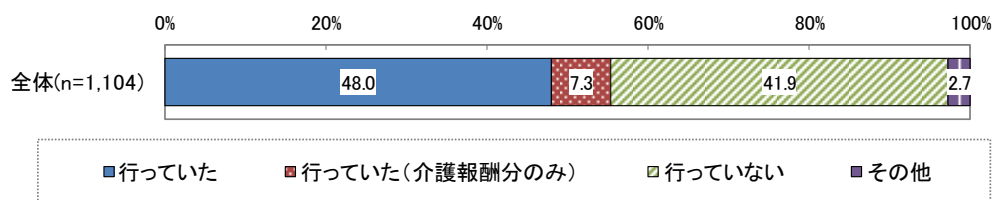
図表 308 問 32 <問 31 で「1. 行った」を選択した場合のみ回答> 施設の処遇改善の実施について、所管の自治体とどのような内容を相談したか（複数選択）



(317) 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか

全体では、「行っていた」が 48.0%と最も高く、「行っていない」が 41.9%、「行っていた（介護報酬分のみ）」が 7.3%となっている。

図表 309 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか



問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計をみると、従前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「指定を受けている」施設の 9.9%に比べ、「指定なし」の施設は 50.5%と明らかに高くなっている。また、「指定を受けている」施設においては、従前より処遇改善の取組を「行っていた」施設は 53.0%と、全体の 48.0%に比べ高くなっている。

図表 310 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか（問 4 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計）

	全体	行っていた	行っていた（介護報酬分のみ）	行っていない	その他	無回答
全体	1104 100%	530 48.0%	81 7.3%	463 41.9%	30 2.7%	—
指定なし	872 100%	407 46.7%	—	440 50.5%	25 2.9%	—
指定を受けている	232 100%	123 53.0%	81 34.9%	23 9.9%	5 2.2%	—

問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況とのクロス集計をみると、従前より処遇改善の取組を「行っていた（介護報酬分のみ）」施設は「あまり情報共有・相談等の連携を行っていない」が 29.6%と、全体の 22.1%に比べ高くなっている。

図表 311 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか（問 29 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況とのクロス集計）

	全体	十分に情報共有・相談等の連携を行っている	概ね情報共有・相談等の連携を行っている	あまり情報共有・相談等の連携を行っていない	情報共有・相談等の連携を行っていない
全体	1104 100%	139 12.6%	629 57.0%	244 22.1%	92 8.3%
行っていた	530 100%	76 14.3%	304 57.4%	106 20.0%	44 8.3%
行っていた（介護報酬分のみ）	81 100%	3 3.7%	49 60.5%	24 29.6%	5 6.2%
行っていない	463 100%	58 12.5%	258 55.7%	106 22.9%	41 8.9%
その他	30 100%	2 6.7%	18 60.0%	8 26.7%	2 6.7%

問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における軽費老人ホームの職員の処遇改善のための事務費の引上げが行われているかとのクロス集計をみると、従前より処遇改善の取組を「行っていた（介護報酬分のみ）」施設は、「引上げが行われている（総額の純増あり）」の割合が 19.8%と、全体の 31.0%に比べ低くなっている。さらに、従前より処遇改善の取組を「行っていた（介護報酬分のみ）」施設は、「引上げが行

われていない（予定なし）」の割合が 40.7%と、全体の 27.9%に比べ高くなっている。

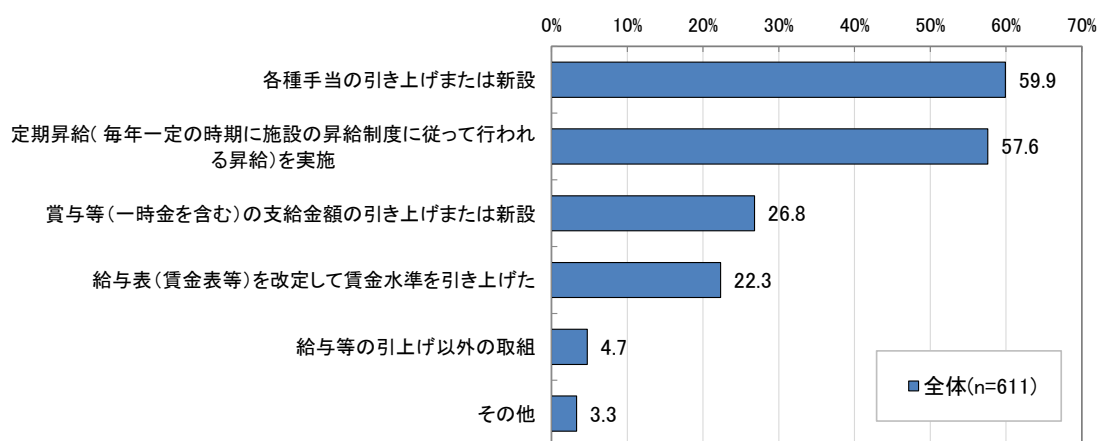
図表 312 問 33 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていたか（問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における軽費老人ホームの職員の処遇改善のための事務費の引上げが行われているかとのクロス集計）

	全体	引上げが行われている（総額の純増あり）	引上げが行われている（総額の純増なし）	引上げが行われていない（予定あり）	引上げが行われていない（予定なし）	その他	わからない
全体	1104 100%	342 31.0%	56 5.1%	166 15.0%	308 27.9%	39 3.5%	193 17.5%
行っていた	530 100%	177 33.4%	28 5.3%	77 14.5%	132 24.9%	16 3.0%	100 18.9%
行っていた（介護報酬分のみ）	81 100%	16 19.8%	6 7.4%	7 8.6%	33 40.7%	2 2.5%	17 21.0%
行っていない	463 100%	140 30.2%	22 4.8%	80 17.3%	134 28.9%	18 3.9%	69 14.9%
その他	30 100%	9 30.0%	— —	2 6.7%	9 30.0%	3 10.0%	7 23.3%

(318) 問 34 <問 33 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、どのような処遇改善の取組を行っていたか（複数選択）

全体では、「各種手当の引上げまたは新設」が 59.9%と最も高く、「定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施」が 57.6%、「賞与等（一時金を含む）の支給金額の引上げまたは新設」が 26.8%、「給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を上げた」が 22.3%となっている。

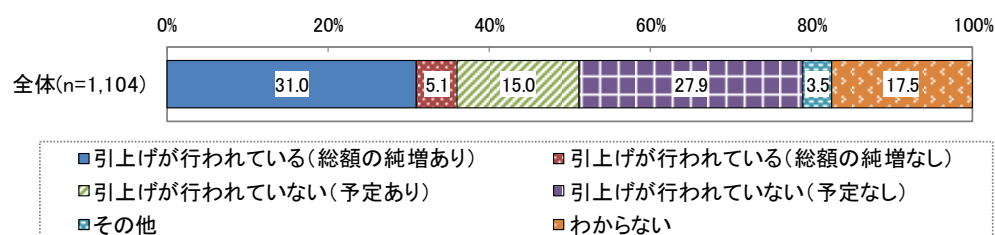
図表 313 問 34 <問 33 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 令和 3 年 12 月 24 日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、どのような処遇改善の取組を行っていたか（複数選択）



(319) 問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における軽費老人ホームの職員の処遇改善のための事務費の引上げが行われているか

全体では、「引上げが行われている（総額の純増あり）」が 31.0%と最も高く、「引上げが行われていない(予定なし)」が 27.9%、「引上げが行われていない(予定あり)」が 15.0%、「引上げが行われている（総額の純増なし）」が 5.1%となっている。また「わからない」17.5%となっている。

図表 314 問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における軽費老人ホームの職員の処遇改善のための事務費の引上げが行われているか



問 11 運営主体とのクロス集計をみると、運営主体が「その他」の施設は、「引上げが行われている（総額の純増あり）」の割合が 37.3%と、全体の 31.0%に比べ高くなっている。

図表 315 問 35 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における軽費老人ホームの職員の処遇改善のための事務費の引上げが行われているか（問 11 運営主体とのクロス集計）

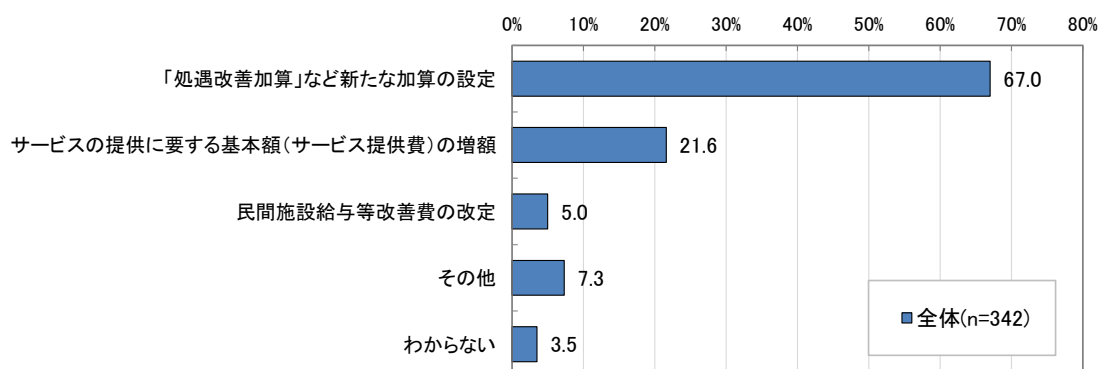
	全体	引上げが行われている（総額の純増あり）	引上げが行われている（総額の純増なし）	引上げが行われていない（予定あり）	引上げが行われていない（予定なし）	その他	わからない
全体	1104 100%	342 31.0%	56 5.1%	166 15.0%	308 27.9%	39 3.5%	193 17.5%
社会福祉法人	1049 100%	323 30.8%	55 5.2%	161 15.3%	293 27.9%	37 3.5%	180 17.2%
自治体	4 100%	—	—	—	3 75.0%	1 25.0%	—
その他	51 100%	19 37.3%	1 2.0%	5 9.8%	12 23.5%	1 2.0%	13 25.5%

※その他は主に医療法人、株式会社

(320) 問 36 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 所管の自治体において、軽費老人ホームの職員の処遇改善はどのような形で行われたか（複数選択）

全体では、「「処遇改善加算」など新たな加算の設定」が 67.0%と最も高く、「サービスの提供に要する基本額（サービス提供費）の増額」が 21.6%、「民間施設給与等改善費の改定」が 5.0%となっている。また「わからない」3.5%となっている。

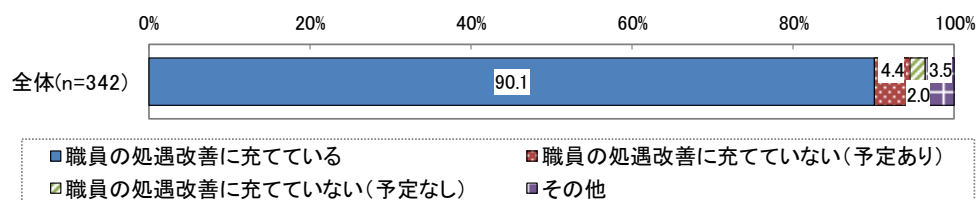
図表 316 問 36 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 所管の自治体において、軽費老人ホームの職員の処遇改善はどのような形で行われたか（複数選択）



(321) 問 37 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 処遇改善のための事務費の引上げによる増収分を職員の給与等の引上げに係る処遇改善に充てているか

全体では、「職員の処遇改善に充てている」が 90.1%と最も高く、「職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」が 4.4%、「職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」が 2.0%となっている。

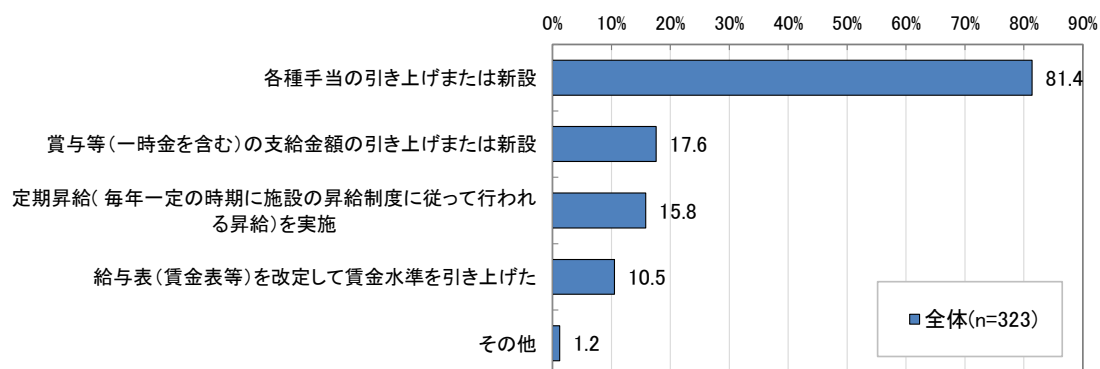
図表 317 問 37 <問 35 で「1」を選択した場合のみ回答> 処遇改善のための事務費の引上げによる増収分を職員の給与等の引上げに係る処遇改善に充てているか



(322) 問 38 <問 37 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 職員の給与等の引上げの状況（複数選択）

全体では、「各種手当の引上げまたは新設」が 81.4%と最も高く、「賞与等（一時金を含む）の支給金額の引上げまたは新設」が 17.6%、「定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施」が 15.8%、「給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引上げた」が 10.5%となっている。

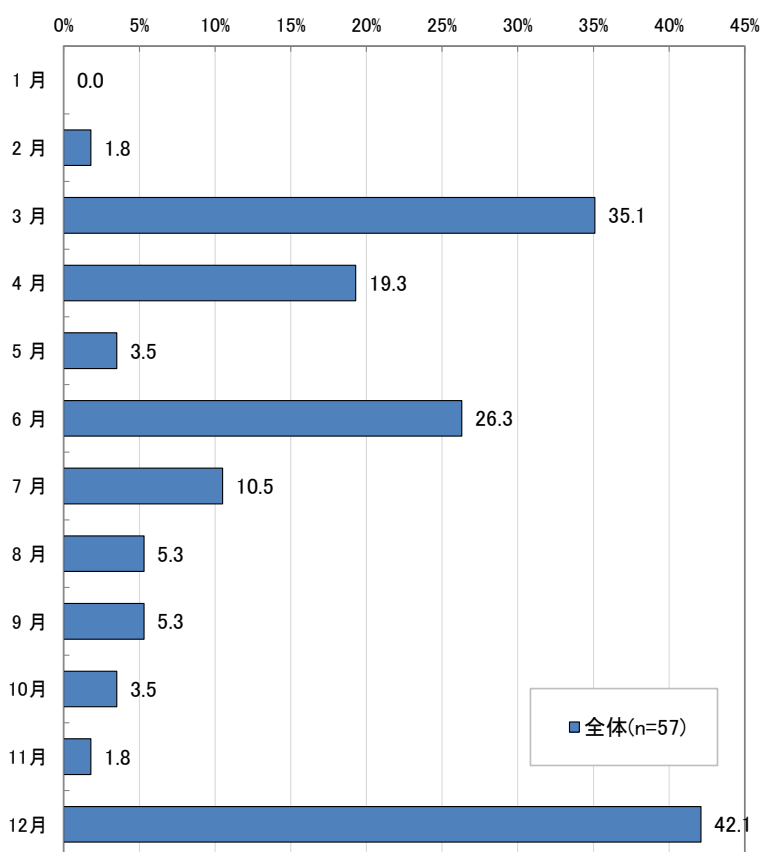
図表 318 問 38 <問 37 で「1」「2」を選択した場合のみ回答> 職員の給与等の引上げの状況（複数選択）



(323) 問 38-1 <問 38 で「4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引上げまたは新設」を選択した場合のみ回答> 一時金として対応している場合、一時金の支給時期（複数選択）

全体では、「12 月」が 42.1%と最も高く、「3 月」が 35.1%、「6 月」が 26.3%、「4 月」が 19.3%となっている。

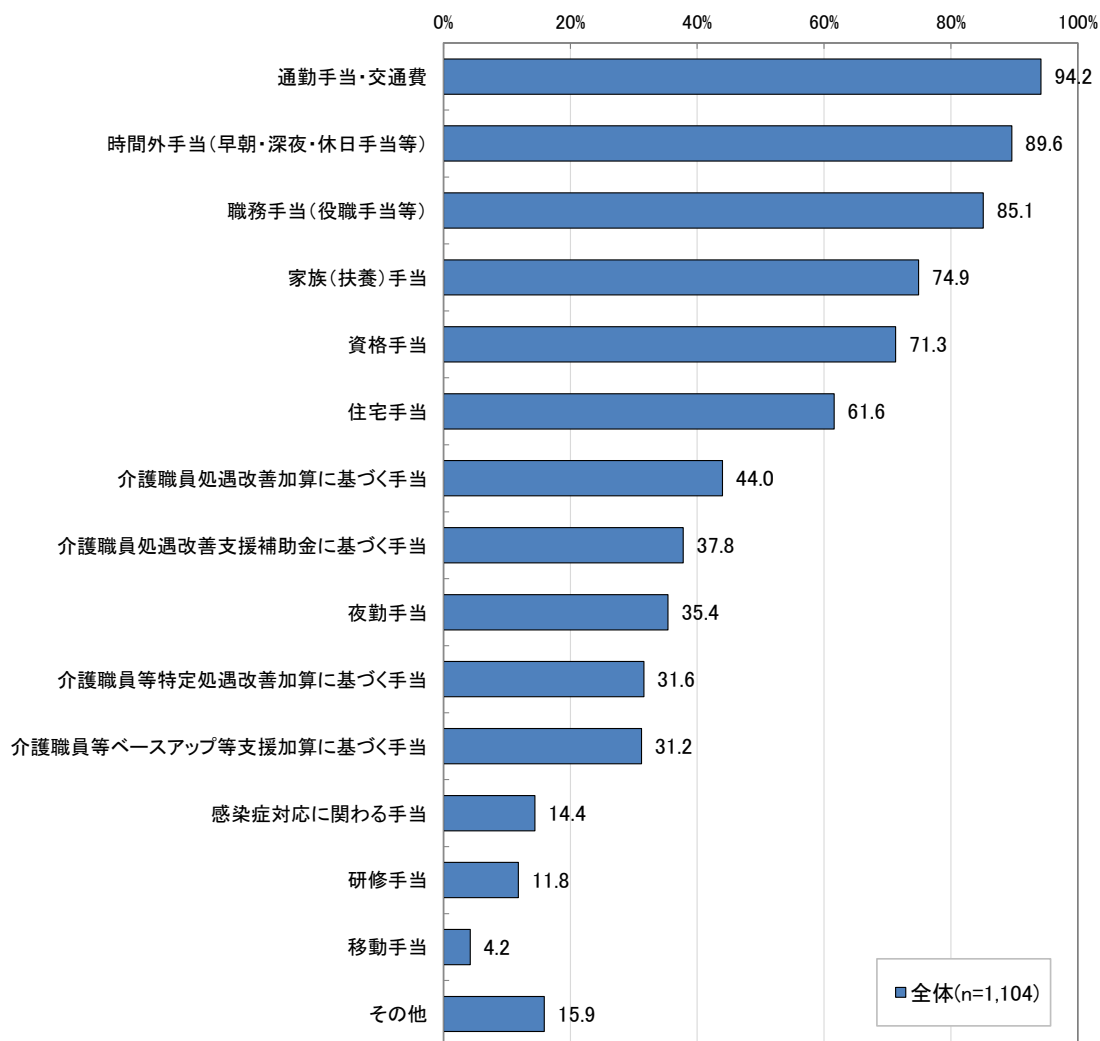
図表 319 問 38-1 <問 38 で「4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引上げまたは新設」を選択した場合> 一時金として対応している場合、一時金の支給時期（複数選択）



(324) 問 39 職員への手当として該当するもの（複数選択）

全体では、「通勤手当・交通費」が 94.2%と最も高く、「時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）」が 89.6%、「職務手当（役職手当等）」が 85.1%、「家族（扶養）手当」が 74.9%となっている。

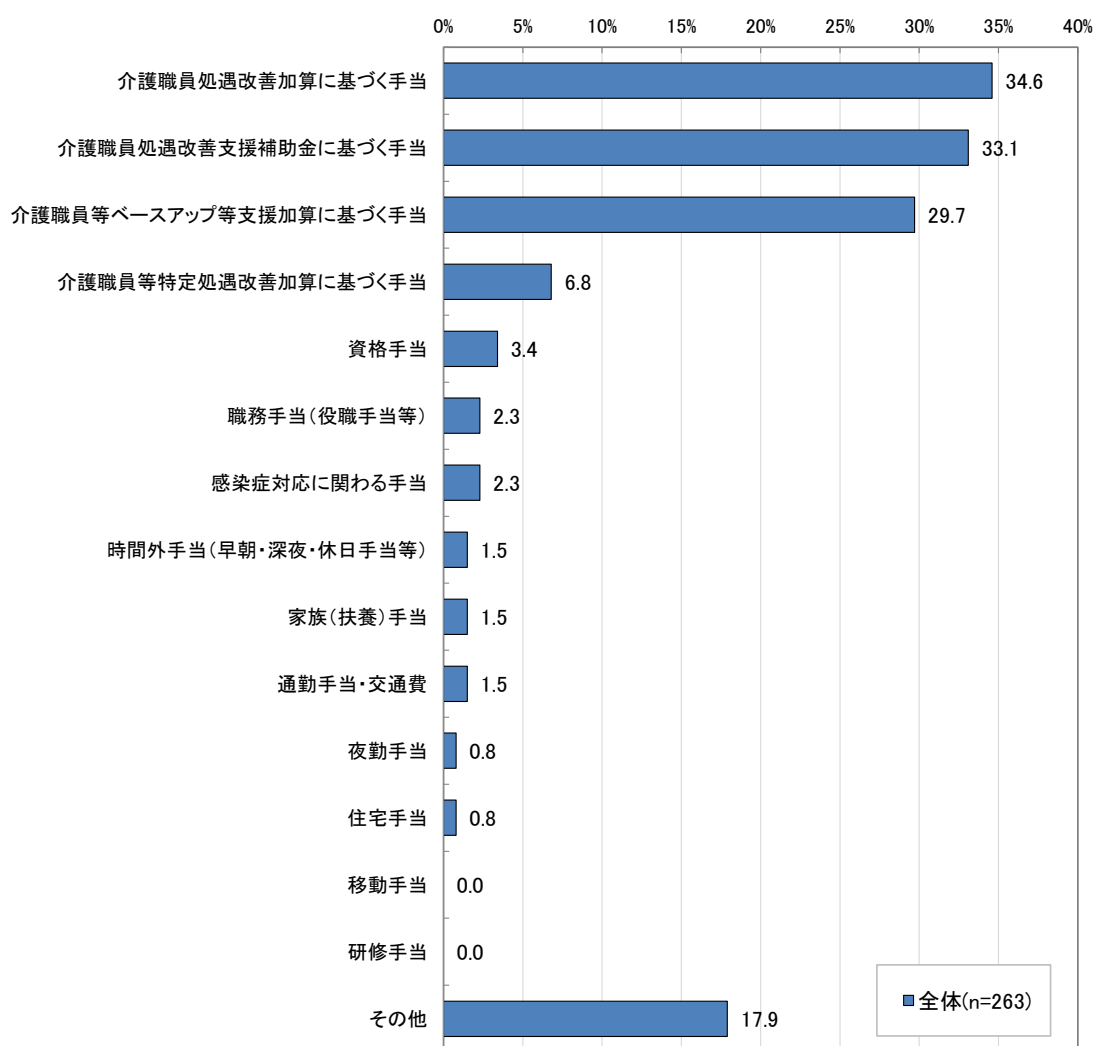
図表 320 問 39 職員への手当として該当するもの（複数選択）



(325) 問 40 <問 38 で「3. 各種手当の引上げまたは新設」を選択した場合のみ回答>
各種手当の引上げまたは新設を行ったもの（複数選択）

全体では、「介護職員処遇改善加算に基づく手当」が 34.6%と最も高く、「介護職員処遇改善支援補助金に基づく手当」が 33.1%、「介護職員等ベースアップ等支援加算に基づく手当」が 29.7%、「介護職員等特定処遇改善加算に基づく手当」が 6.8%となっている。

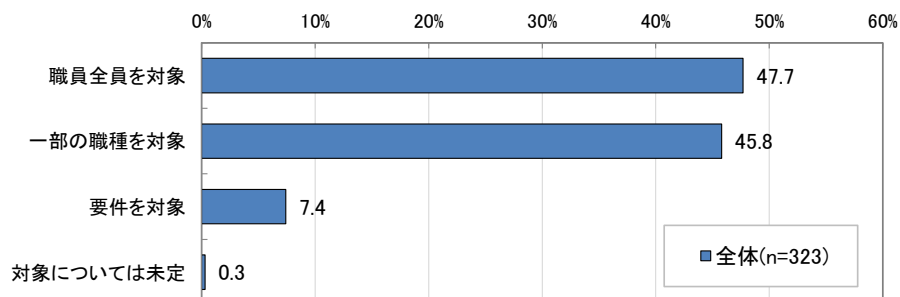
図表 321 問 40 <問 38 で「3. 各種手当の引上げまたは新設」を選択した場合のみ回答> 各種手当の引上げまたは新設を行ったもの（複数選択）



(326) 問 41 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない(予定あり)」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象者（複数選択）

全体では、「職員全員を対象」が 47.7%と最も高く、「一部の職種を対象」が 45.8%、「要件を対象」が 7.4%、「対象については未定」が 0.3%となっている。

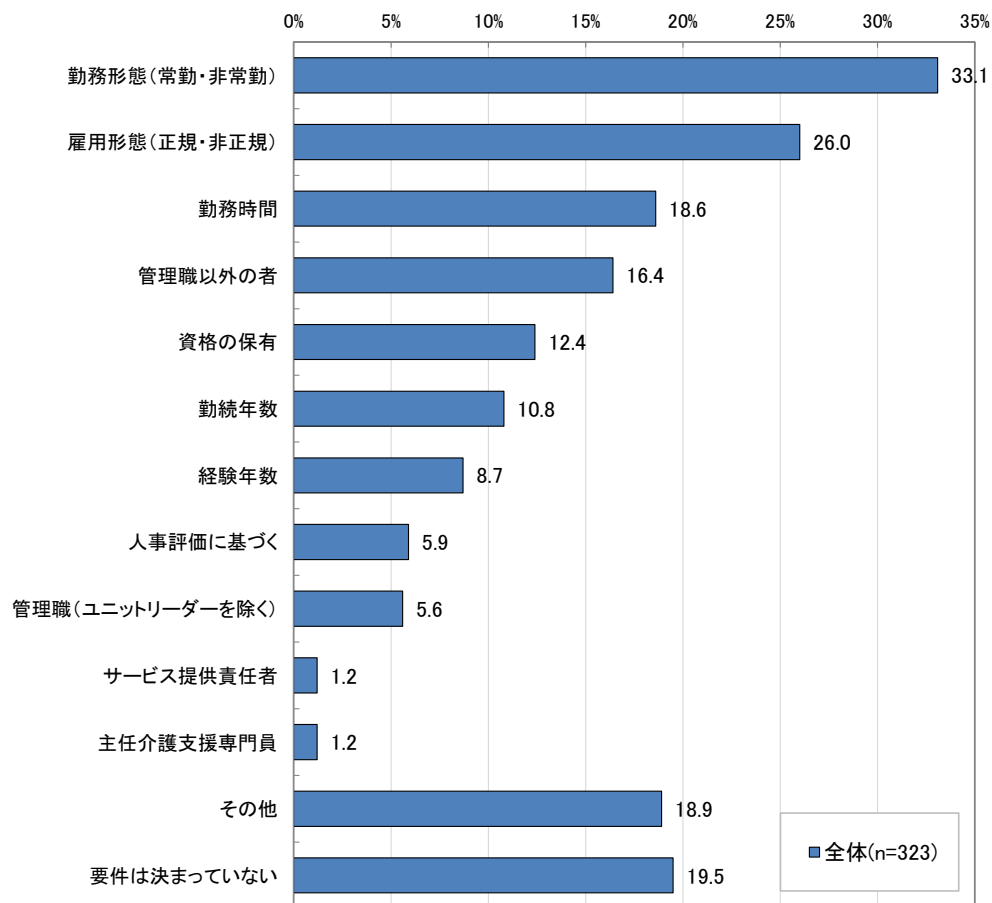
図表 322 問 41 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない(予定あり)」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象者(複数選択)



(327) 問 42 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない(予定あり)」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている要件(複数選択)

全体では、「勤務形態(常勤・非常勤)」が 33.1%と最も高く、「雇用形態(正規・非正規)」が 26.0%、「勤務時間」が 18.6%、「管理職以外の者」が 16.4%となっている。また「要件は決まっていない」19.5%となっている。

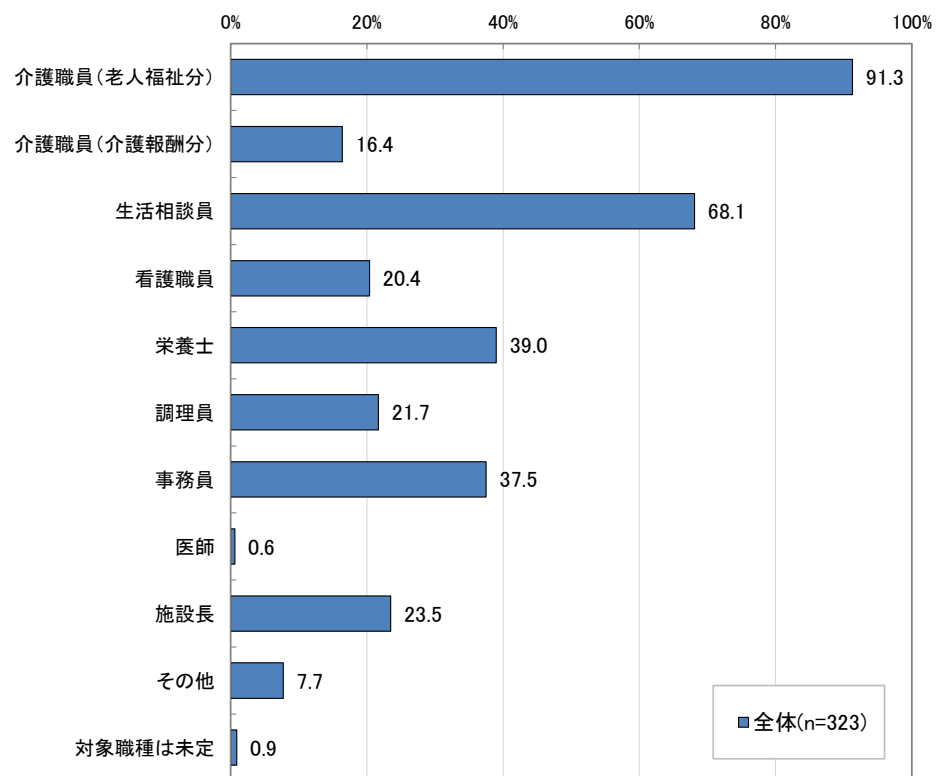
図表 323 問 42 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている要件（複数選択）



(328) 問 43 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている職種（複数選択）

全体では、「介護職員（老人福祉分）」が 91.3%と最も高く、「生活相談員」が 68.1%、「栄養士」が 39.0%、「事務員」が 37.5%となっている。

図表 324 問 43 <問 37 で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答> 今回の処遇改善の対象としている職種（複数選択）



(329) 問 44 貴施設における処遇改善の対象職員数（月平均）[単位：人／月]

図表 325 問 44 貴施設における処遇改善の対象職員数（月平均）[単位：人／月]

	全体	平均
問44(0) 全体の対象職員	241 100	6.6
問44(1) 介護職員（老人福祉分）	227 100	3.2
問44(2) 介護職員（介護報酬分）	27 100	6.5
問44(3) 生活相談員	169 100	1.1
問44(4) 看護職員	44 100	1.0
問44(5) 栄養士	91 100	1.0
問44(6) 調理員	46 100	3.0
問44(7) 事務員	86 100	1.2
問44(8) 医師	1 100	0.0
問44(9) 施設長	56 100	1.0
問44(10) その他	18 100	5.0

(330) 問 45 処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額 [単位：円／人]

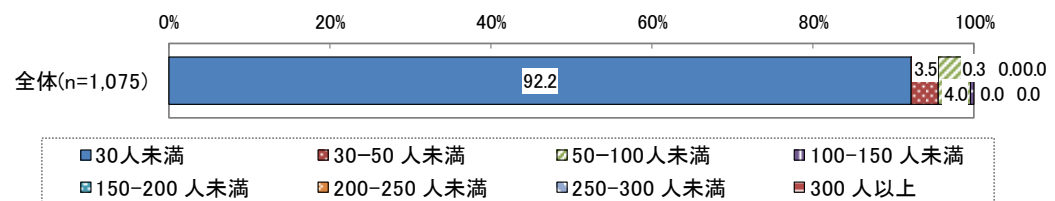
図表 326 問 45 処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額[単位:円／人]

	全体	平均
問45(0) 対象職員	241 100	6,434.3
問45(1) 介護職員（老人福祉分）	178 100	6,394.4
問45(2) 介護職員（介護報酬分）	20 100	10,362.5
問45(3) 生活相談員	134 100	5,259.4
問45(4) 看護職員	38 100	4,708.1
問45(5) 栄養士	73 100	4,495.6
問45(6) 調理員	45 100	3,475.3
問45(7) 事務員	72 100	4,245.6
問45(8) 医師	－ 100	0.0
問45(9) 施設長	41 100	4,721.0
問45(10) その他	17 100	2,977.5

(331) 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体では、「30 人未満」が 92.2%と最も高く、「50－100 人未満」が 4.0%、「30－50 人未満」が 3.5%、「100-150 人未満」が 0.3%となっている。

図表 327 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]



(332) 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 328 問 46 施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
1075	13.7	9.0
100%		

(333) 問 47 介護職員の数（常勤換算人数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 329 問 47 介護職員の数（常勤換算人数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体	平均	中央値
1075	4.7	2.3
100%		

(334) 問 48 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（常勤換算人数）（介護報酬分）令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 330 問 48 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（常勤換算人数）（介護報酬分）令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

全体	平均	中央値
229 100%	11.8	10.2

(335) 問 49 その他職種別職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

図表 331 問 49 その他職種別職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）_ 令和 4 年 9 月中の 1 日平均 [単位：人／日]

	全体	平均
問49.1 生活相談員	1032 100	1.1
問49.2 看護職員	555 100	1.4
問49.3 栄養士	753 100	0.9
問49.4 調理員	560 100	2.3
問49.5 事務員	752 100	1.1
問49.6 医師	365 100	0.1
問49.7 施設長	1002 100	0.9
問49.8 その他	588 100	1.7

(336) 問 50 介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 332 問 50 介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
1038 100%	3.8	2.0

(337) 問 51 介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 333 問 51 介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
1038 100%	1.8	0.0

(338) 問 52 介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

図表 334 問 52 介護職員の数（常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
1038 100%	3.8	2.0

(339) 問 53 介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

図表 335 問 53 介護職員の数（非常勤の実数）（老人福祉分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
1038 100%	1.7	0.0

(340) 問 54 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 336 問 54 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
231 100%	10.8	9.0

(341) 問 55 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（非常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

図表 337 問 55 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（非常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 4 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
231 100%	4.1	3.0

(342) 問 56 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

図表 338 問 56 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
231 100%	10.9	9.0

(343) 問 57 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（非常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

図表 339 問 57 <問 4にて「2」「3」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答> 介護職員の数（非常勤の実数）（介護報酬分）_ 令和 3 年 9 月時点 [単位：人]

全体	平均	中央値
231 100%	4.1	3.0

(344) 問 58.3 離職率 [単位：％]

図表 340 問 58.3 離職率 [単位：％] _令和 3 年度の職員の離職率

全体	平均	中央値
1000 100%	9.3	3.9

(345) 問 59～64 給与等の引上げ以外の処遇改善の取組

給与等の引上げ以外の処遇改善の取組に関する設問全体の集計結果をみると、全体では「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」との回答が最も多くみられている。また、一部の施設においては、取組の充実や今後新たに取組の実施を予定するとの回答がみられた。

図表 341 問 59～64 給与等の引上げ以外の処遇改善の取組

※取組の充実や今後の実施に関する以下の3項目に対し、上位3つの回答に対し下記の対応を実施

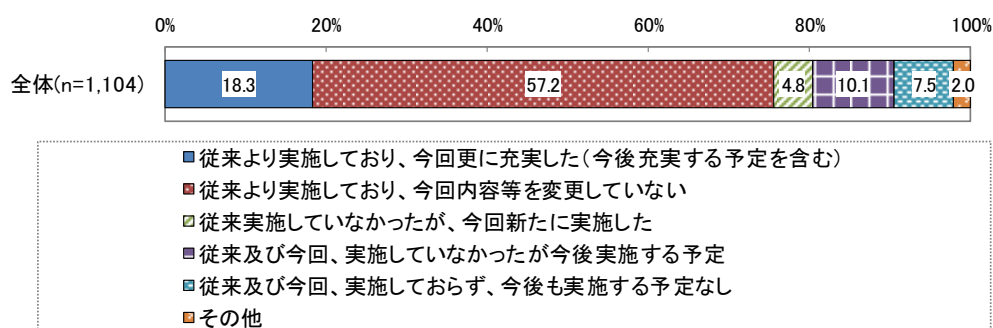
「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」：オレンジ、「従来実施していなかったが、今回新たに実施した」：下線、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」：赤字

	全体	従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）	従来より実施しており、今回内容等を変更していない	従来実施していなかったが、今回新たに実施した	従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定	従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし	その他
問59(A) 法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化、入職促進に向けた取組	1104 100	202 18.3%	632 57.2%	53 4.8%	112 10.1%	83 7.5%	22 2.0%
問59(B) 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築、入職促進に向けた取組	1104 100	106 9.6%	557 50.5%	19 1.7%	130 11.8%	267 24.2%	25 2.3%
問59(C) 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築、入職促進に向けた取組	1104 100	128 11.6%	798 72.3%	13 1.2%	72 6.5%	75 6.8%	18 1.6%
問59(D) 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施、入職促進に向けた取組	1104 100	72 6.5%	686 62.1%	3 0.3%	123 11.1%	133 12.0%	87 7.9%
問60(E) エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	1104 100	59 5.3%	523 47.4%	16 1.4%	186 16.8%	284 25.7%	36 3.3%
問60(F) 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	1104 100	75 6.8%	676 61.2%	19 1.7%	155 14.0%	150 13.6%	29 2.6%
問61(G) 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備、両立支援・多様な働き方の	1104 100	152 13.8%	749 67.8%	14 1.3%	65 5.9%	90 8.2%	34 3.1%
問61(H) 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度	1104 100	90 8.2%	862 78.1%	15 1.4%	52 4.7%	65 5.9%	20 1.8%
問61(I) 有給休暇が取得しやすい環境の整備、両立支援・多様な働き方の推進	1104 100	121 11.0%	934 84.6%	6 0.5%	32 2.9%	6 0.5%	5 0.5%
問62(J) 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	1104 100	78 7.1%	808 73.2%	16 1.4%	104 9.4%	75 6.8%	23 2.1%
問62(K) 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	1104 100	53 4.8%	885 80.2%	9 0.8%	68 6.2%	71 6.4%	18 1.6%
問62(L) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	1104 100	94 8.5%	931 84.3%	5 0.5%	57 5.2%	14 1.3%	3 0.3%
問63(M) タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の導入による業務量の削減	1104 100	112 10.1%	350 31.7%	41 3.7%	231 20.9%	341 30.9%	29 2.6%
問63(N) 高齢者の活躍（生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化	1104 100	61 5.5%	663 60.1%	11 1.0%	142 12.9%	201 18.2%	26 2.4%
問63(O) 5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	1104 100	58 5.3%	746 67.6%	14 1.3%	150 13.6%	119 10.8%	17 1.5%
問63(P) 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	1104 100	115 10.4%	799 72.4%	21 1.9%	122 11.1%	41 3.7%	6 0.5%
問64(Q) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善	1104 100	97 8.8%	884 80.1%	8 0.7%	81 7.3%	25 2.3%	9 0.8%
問64(R) 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	1104 100	49 4.4%	587 53.2%	7 0.6%	208 18.8%	125 11.3%	128 11.6%
問64(S) 入所者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	1104 100	66 6.0%	796 72.1%	7 0.6%	137 12.4%	83 7.5%	15 1.4%
問64(T) 生活支援の好事例や、入所者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	1104 100	55 5.0%	805 72.9%	12 1.1%	136 12.3%	82 7.4%	14 1.3%

(346) 問 59(A) 法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 57.2%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 18.3%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 10.1%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 7.5%となっている。

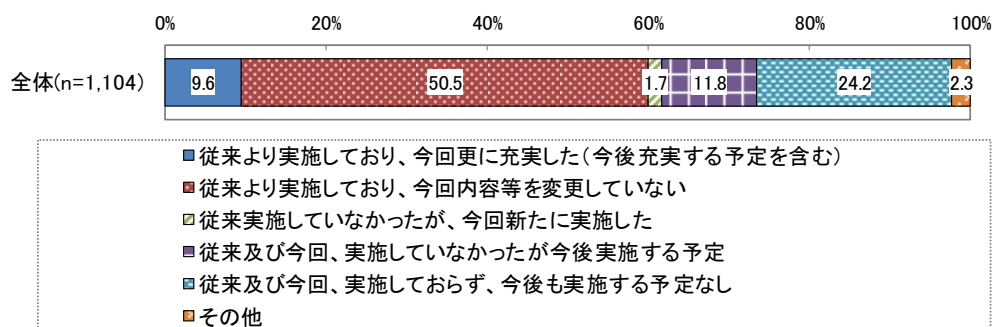
図表 342 問 59(A) 法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化_ 入職促進に向けた取組



(347) 問 59(B) 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 50.5%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 24.2%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 11.8%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 9.6%となっている。

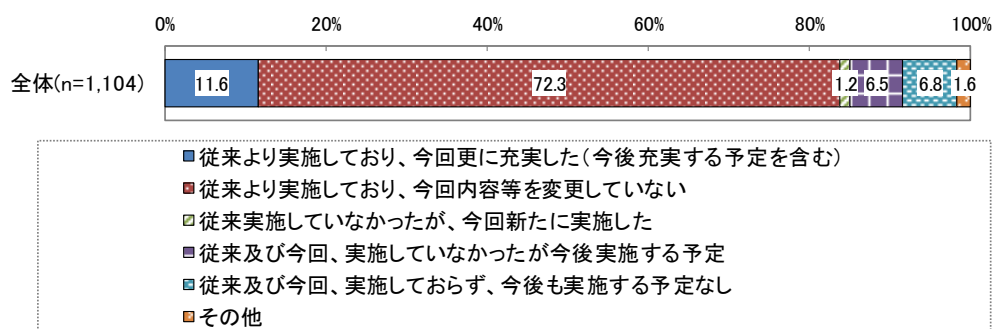
図表 343 問 59(B) 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築_ 入職促進に向けた取組



(348) 問 59(C) 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 72.3%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 11.6%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 6.8%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 6.5%となっている。

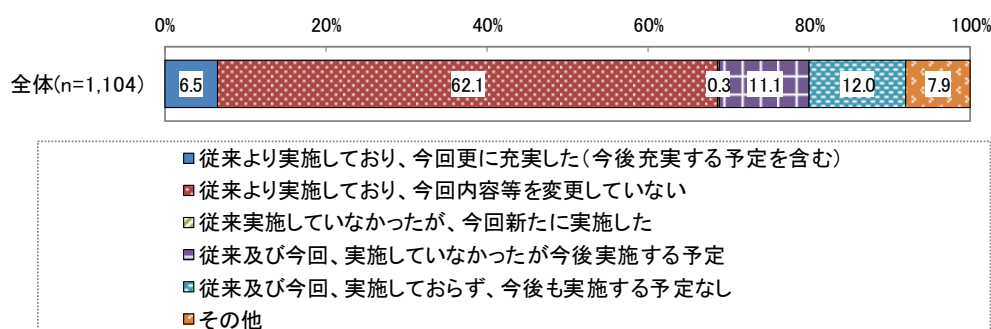
図表 344 問 59(C) 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築_ 入職促進に向けた取組



(349) 問 59(D) 職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施_ 入職促進に向けた取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 62.1%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 12.0%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 11.1%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 6.5%となっている。

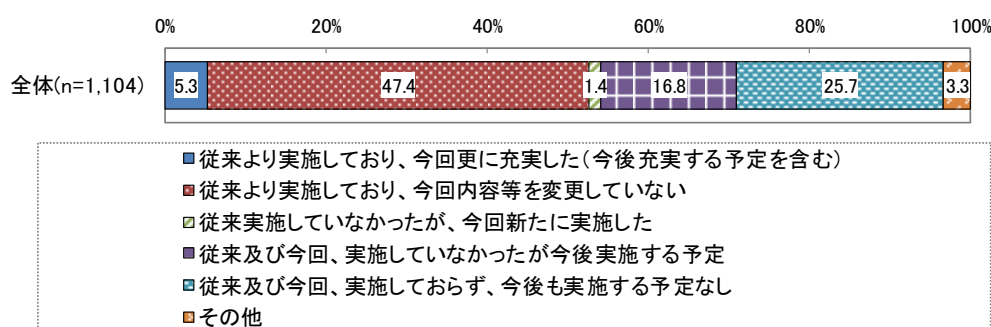
図表 345 問 59(D) 職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施_ 入職促進に向けた取組



(350) 問 60(E) エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 47.4%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 25.7%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 16.8%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 5.3%となっている。

図表 346 問 60(E) エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

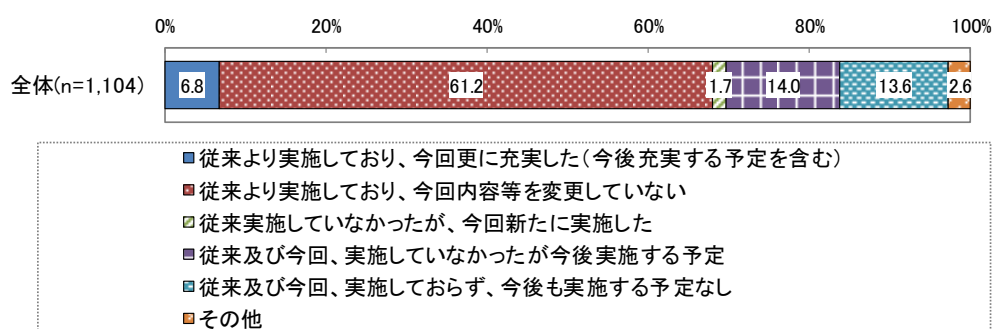


(351) 問 60(F) 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 61.2%と最も高

く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 14.0%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 13.6%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 6.8%となっている。

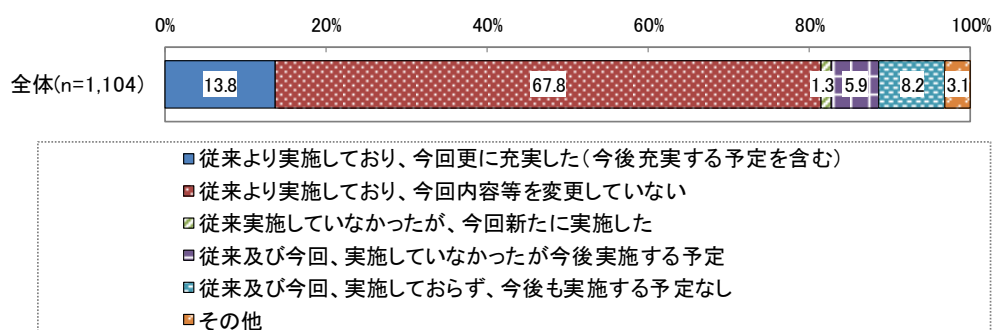
図表 347 問 60(F) 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保_ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援



(352) 問 61(G) 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 67.8%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 13.8%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 8.2%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 5.9%、「従来実施していなかったが、今回新たに実施した」が 1.3%となっている。

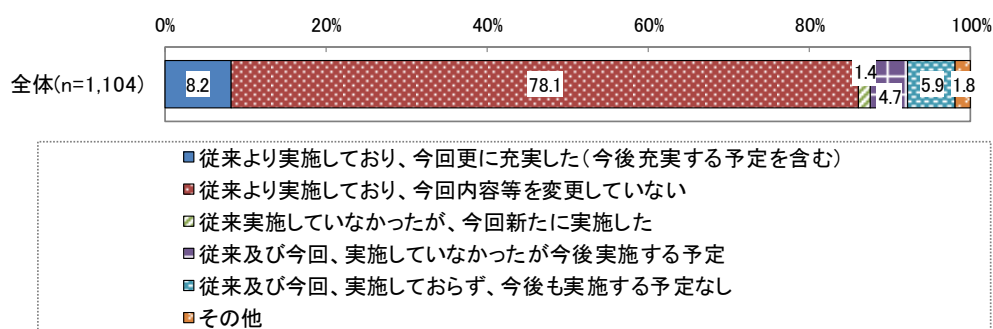
図表 348 問 61(G) 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進



(353) 問 61(H) 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、
職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備_ 両立支援・多
様な働き方の推進

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 78.1%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 8.2%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 5.9%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 4.7%となっている。

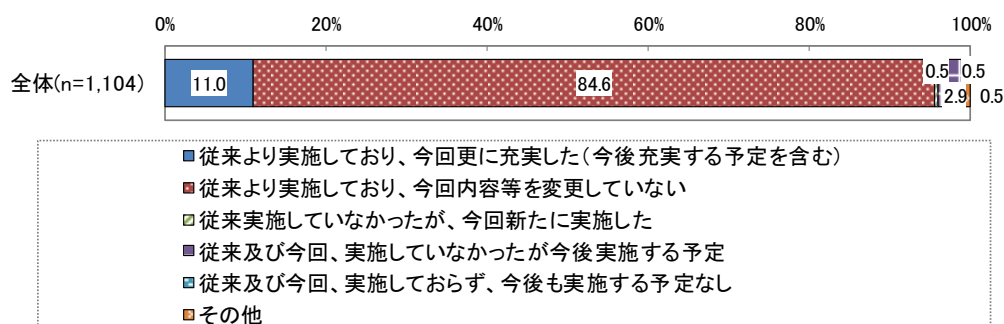
図表 349 問 61(H) 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進



(354) 問 61(I) 有給休暇が取得しやすい環境の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 84.6%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 11.0%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 2.9%、「従来実施していなかったが、今回新たに実施した」「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 0.5%となっている。

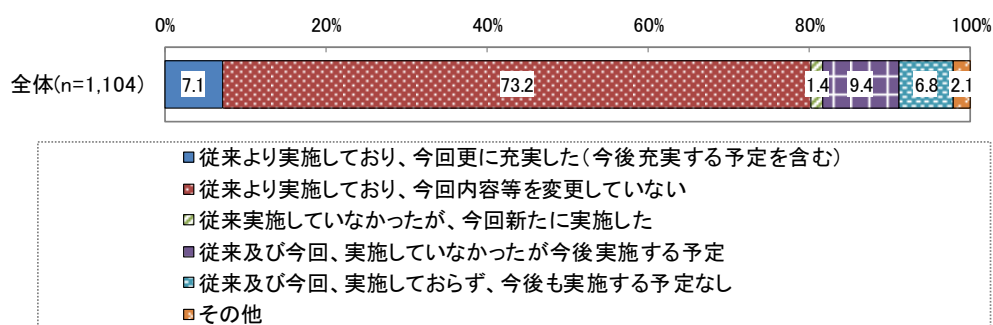
図表 350 問 61(I) 有給休暇が取得しやすい環境の整備_ 両立支援・多様な働き方の推進



(355) 問 62(J) 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実_ 心身の健康管理

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 73.2%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 9.4%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 7.1%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 6.8%となっている。

図表 351 問 62(J) 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実_ 心身の健康管理

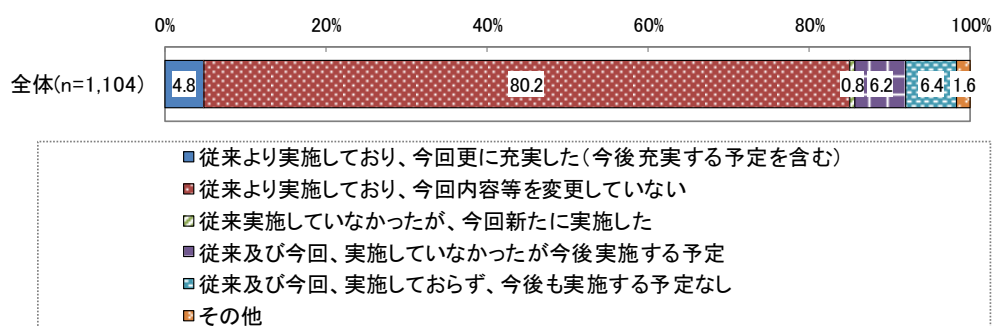


(356) 問 62(K) 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施_ 心身の健康管理

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 80.2%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 6.4%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 6.2%、「従来より実施しており、今回更

に充実した（今後充実する予定を含む）」が 4.8%となっている。

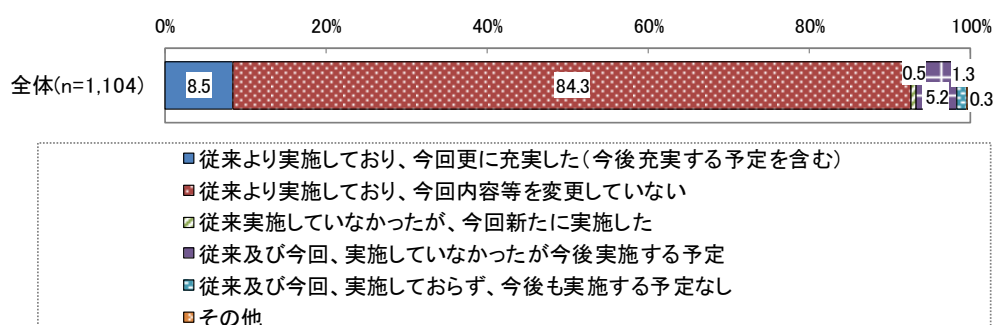
図表 352 問 62(K) 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施_ 心身の健康管理



(357) 問 62(L) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備_ 心身の健康管理

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 84.3%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 8.5%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 5.2%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 1.3%となっている。

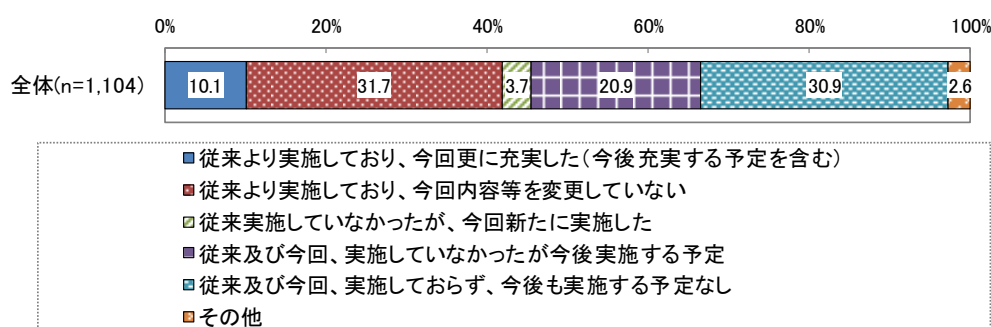
図表 353 問 62(L) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備_ 心身の健康管理



(358) 問 63(M) タブレット端末やインカム等の I C T活用や見守り機器等の導入による
業務量の縮減_生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 31.7%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 30.9%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 20.9%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 10.1%となっている。

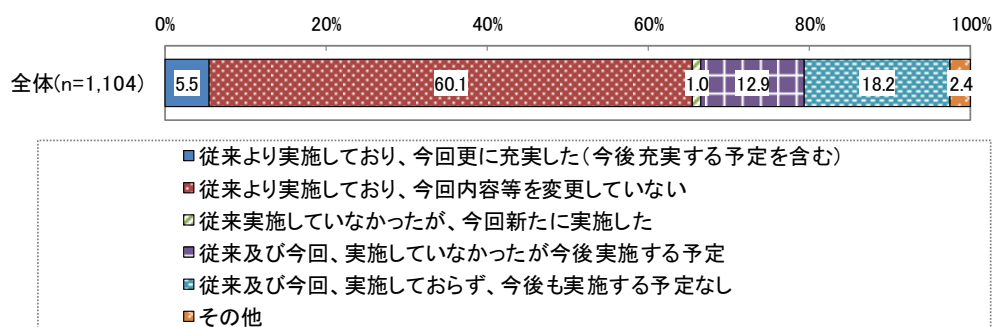
図表 354 問 63(M) タブレット端末やインカム等の I C T活用や見守り機器等の導入による業務量の縮減_生産性向上のための業務改善の取組



(359) 問 63(N) 高齢者の活躍（生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化_生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 60.1%と最も高く、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 18.2%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 12.9%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 5.5%となっている。

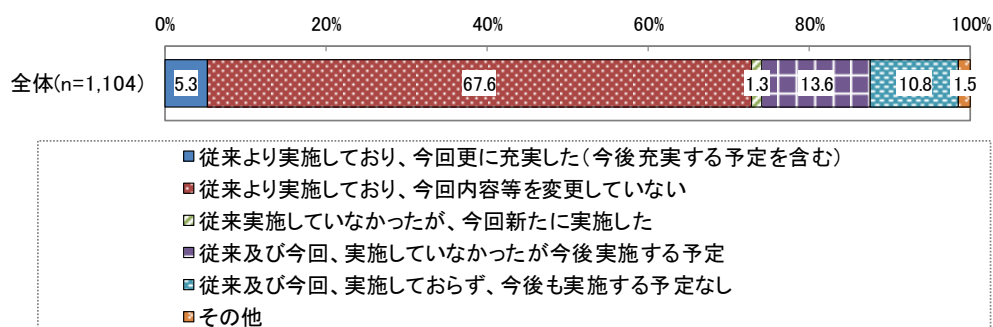
図表 355 問 63(N) 高齢者の活躍（生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化_生産性向上のための業務改善の取組



(360) 問 63(O) 5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備_生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 67.6%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 13.6%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 10.8%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 5.3%となっている。

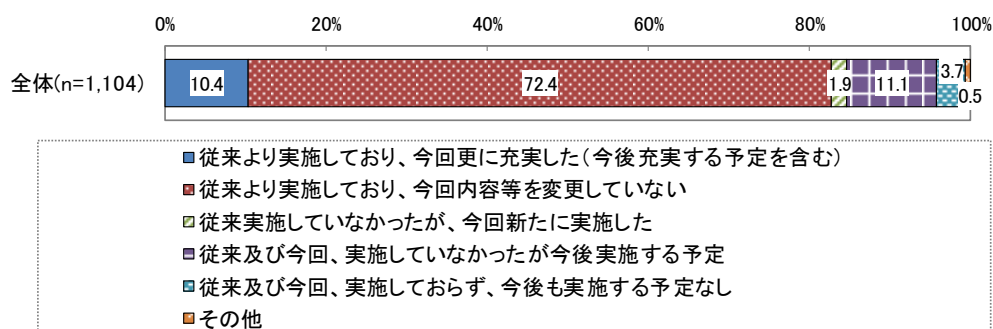
図表 356 問 63(O) 5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備_生産性向上のための業務改善の取組



(361) 問 63(P) 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減_生産性向上のための業務改善の取組

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 72.4%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 11.1%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 10.4%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 3.7%となっている。

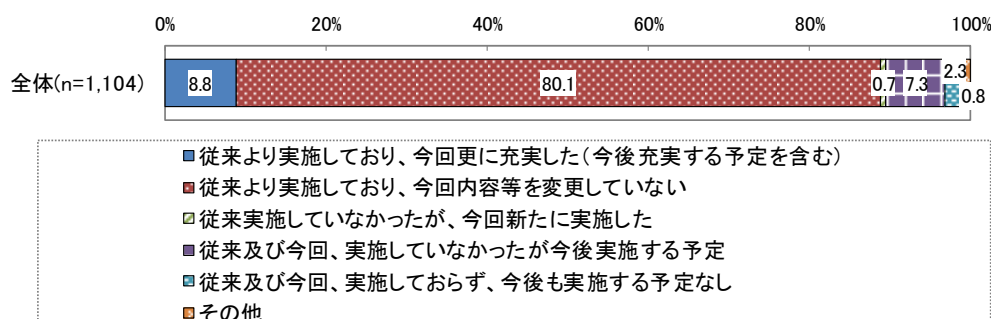
図表 357 問 63(P) 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減_生産性向上のための業務改善の取組



(362) 問 64(Q) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善_やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 80.1%と最も高く、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 8.8%、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 7.3%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 2.3%となっている。

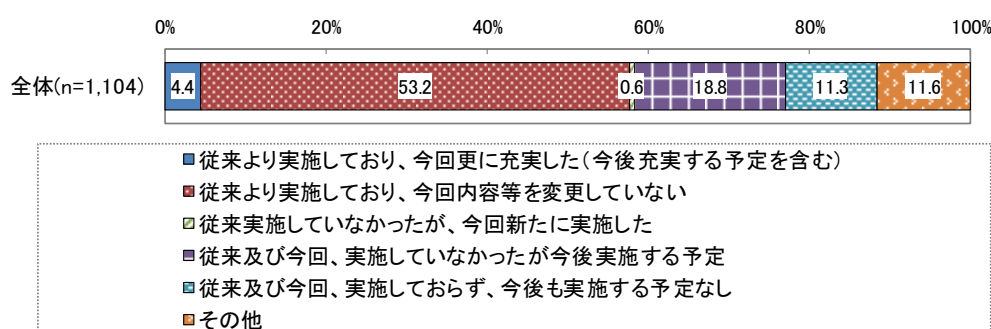
図表 358 問 64(Q) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による
個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善_ やりがい・働きがいの
醸成



(363) 問 64(R) 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児
童・生徒や住民との交流の実施_ やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 53.2%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 18.8%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 11.3%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 4.4%となっている。

図表 359 問 64(R) 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域
の児童・生徒や住民との交流の実施_ やりがい・働きがいの醸成

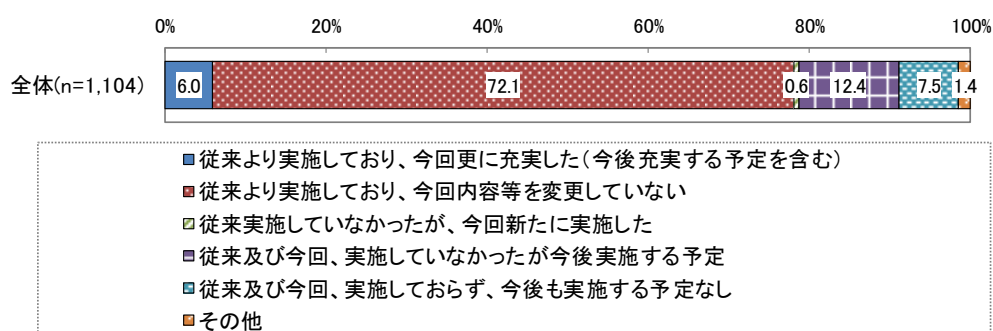


(364) 問 64(S) 入居者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供_
やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 72.1%と最も高

く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 12.4%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 7.5%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 6.0%となっている。

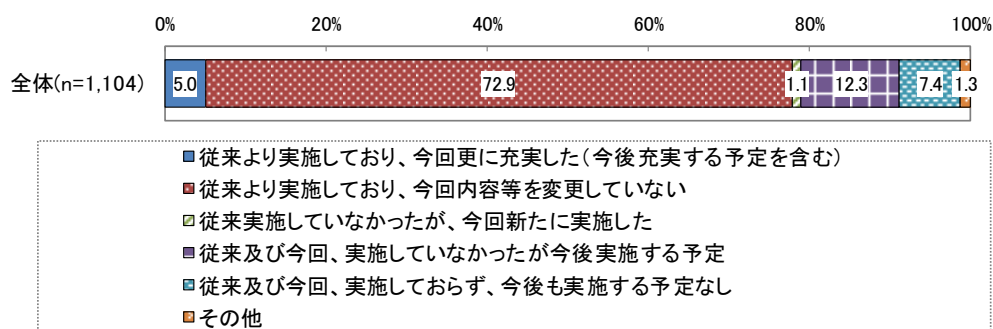
図表 360 問 64(S) 入居者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供_ やりがい・働きがいの醸成



(365) 問 64(T) 生活支援の好事例や、入居者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供_ やりがい・働きがいの醸成

全体では、「従来より実施しており、今回内容等を変更していない」が 72.9%と最も高く、「従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定」が 12.3%、「従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし」が 7.4%、「従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）」が 5.0%となっている。

図表 361 問 64(T) 生活支援の好事例や、入居者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供_ やりがい・働きがいの醸成



(366) 問 65 貴施設における処遇改善の取組として、PR できるもの、または努力しているものがあればお答えください（自由記述）

施設における処遇改善の取組として、PR できるもの、または努力しているものとして、有給等の休暇取得の推奨、資格取得支援や研修機会の整備等の育成支援、処遇改善手当の支給、業務の見直し等の業務改善、地域貢献等に関する回答が主にみられた。

<主な回答>
くるみん認定の取得。
※資格取得を支援し、受験や研修等の補助を行える環境を整える。 ※非正規職員から正規職員への転換を奨励する。 ※積極的に職員を採用し、1 人 1 人の業務を分散させ負担を軽減している。 ※終始前にミーティングを開き情報共有を徹底している。
職員が将来的なビジョンを描きながら、職業人として成長することができる魅力のある職場づくりのため、「秋田県介護サービス事業所認証評価制度基準」を視野に入れ、①介護の仕事の魅力を発信②人材のキャリアアップと育児支援③職場環境の整備と両立支援④地域交流とコンプライアンス⑤職場内研修（O J T）と職場外研修（O F F - J T）の充実⑥ I C T 化と介護ロボット活用等を推し進めている。
ケアハウスのような部署への異動の際、介護職員が配置されるが、処遇改善加算が満額ではないが支給される。
当施設では特定は取得していませんが、要介護 5 の方も対応し、在宅医療（外部）・訪問看護（外部）・訪問介護（内部）・他部署のナースの協力を得て、東日本大震災以降看取りを実施し、終の棲家としての役目を担っています。
有給が取得できること(30 分刻みの取得が可能)
・有給休暇を取得しやすいシステム ・研修を勤務扱いとする
・育児中の職員へはその職員に合わせた時短勤務で就業。 ・プリセプター制度の導入により入職してもしっかり先輩職員がサポート。 ・有給はバースデイ、アニバーサリーなど有給休暇が取得しやすいように名目をつくり取得推奨しています。
介護保険より以前は交付金により処遇改善されていたが、その時から軽費は除外され処遇改善加算・特定加算・ベースアップ加算と格差が広がる中、差別的な目で見られるケアハウスへの異動の拒否などが酷くなってきたので、「処遇改善加算準手当」と言う手当を作って月額 10,000 円付与している。
単独施設ではないため、組織的に職員待遇・研修・防災関連の取り組みがなされていて、特にサービス向上の取り組み発表会など毎年度実施されている。（ここ 2 年位は発表グループと担当職員以外は WEB 配信で実施）

職員の関心や社会状況の変化に合わせた施設内研修の実施。オンデマンドのオンラインビデオ研修の実施（法人全体）。リフレッシュ休暇制度。
充実した研修制度、各自モチベーションを向上させる為の委員会及び、会議の開催。
資格取得の支援、研修の充実、早期離職の防止などに取り組んでいます。
メンタルヘルスケア研修（Web）の参加を促し、ストレスへの対処方法について学んでいる。
入所者様が安全で安心して、生きがいを持って生活頂けるよう、日常のお食事に変化を付けたり、季節行事を楽しんで頂く処遇を数多く実施している。
有給休暇の取得率が高い。定期的な研修の実施、事例検討を通して、個別支援に生かせるよう、話し合いの場を設けている。
キャリアアップへの支援をしている。
第三者機関の外部相談窓口を設けて職員の相談窓口の充実を行った。
年休消化率の向上、互助会制度の充実によりコロナ感染等による休業補償の改善
職員と相談し、職員のライフスタイル、日常の生活スタイルに合せた勤務時間を調整している。
介護職員だけでなく、他の事務職員等に対応した。
働き方改革を行い、基本的に残業をしない働き方の確率をした。また、残業が発生しても5分単位で残業代を支給し、サービス残業は存在しない。
インスタグラムを登録し、行事の写真等をアップしている。職員のモチベーションアップ、ご家族様への宣伝にもつながる。
職員用の意見箱を用意し、記名・無記名も自由で、直接施設長に相談や議案が出せるようにしている。内容により、会議の場に議題に挙げたり、個別の相談を行う等の対応をしている。
職員のやりがいを感じられるよう、自立支援介護の知識を学び実践している。回想法にも取り組んでおり、入居者を深く知り日々のケアに生かすことができている。社会貢献活動として地域住民とのかかわりを増やしており、小学生の立哨活動や地域のゴミ拾いを定期的に行っている。町内会に加入したり、自治会に加入し、様々な活動に参加し、福祉避難所として地域に貢献できるよう取り組んでいる。
職員の希望に応じて相談を受け付けている
見守り、誘導等は事務職員を含めて全員で行い、介護職が残業をしないで済むようにしている。
特別養護老人ホーム等の介護保険施設に近い処遇改善の手当てを支給し、職員のモチベーションの維持に努めております。
人事考課制度の導入
希望者の人間ドック受診、有給を取得しやすい雰囲気づくり

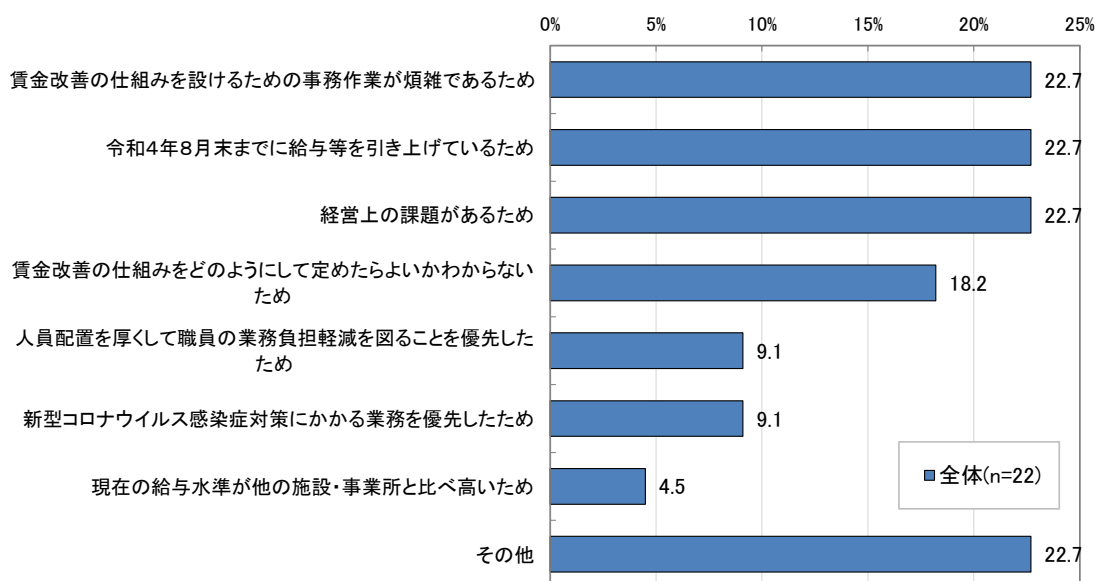
ワークライフバランスを意識した休暇取得促進を行っています。

宿直員に消防署 OB（防災士）を採用し、火災や災害時の備え、対応や緊急時の応急処置（AED の使い方）などを定期的に職員や家族、地域の住民へ指導してもらい有事に備えている。

(367) 問 66 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない理由（課題）（複数選択）

全体では、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」「令和 4 年 8 月末までに給与等を引上げているため」「経営上の課題があるため」が 22.7%と最も高く、「賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため」が 18.2%、「人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため」「新型コロナウイルス感染症対策にかかる業務を優先したため」が 9.1%、「現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため」が 4.5%となっている。

図表 362 問 66 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない理由（課題）（複数選択）

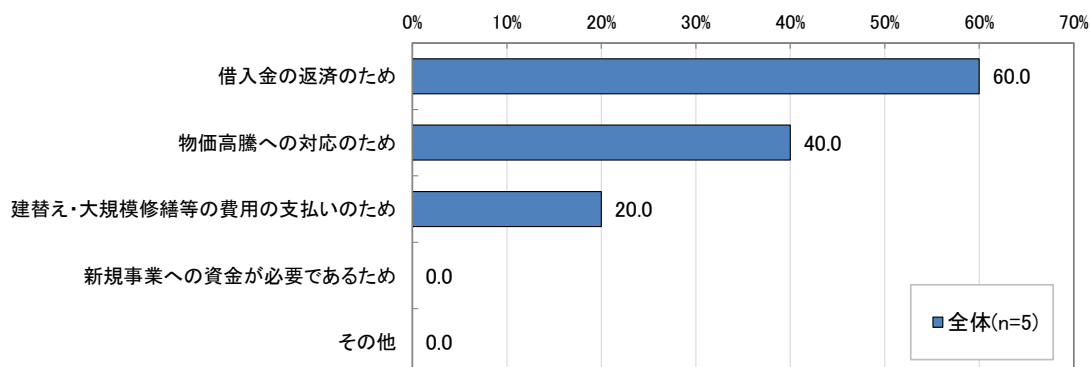


(368) 問 67 <問 66 で「6. 経営上の課題があるため」を選択した場合のみ回答> 選択した理由（複数選択）

全体では、「借入金の返済のため」が 60.0%と最も高く、「物価高騰への対応のため」が 40.0%、「建替え・大規模修繕等の費用の支払いのため」が 20.0%、「新規事業への資金が

必要であるため」が 0.0%となっている。

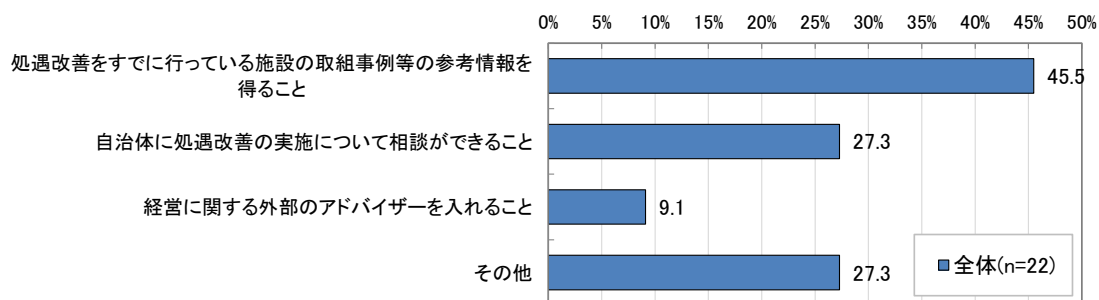
図表 363 問 67 <問 66 で「6. 経営上の課題があるため」を選択した場合のみ回答>
> 選択した理由（複数選択）



(369) 問 68 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない課題をどのようにすれば解決できると考えるか（複数選択）

全体では、「処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること」が 45.5%と最も高く、「自治体に処遇改善の実施について相談ができること」が 27.3%、「経営に関する外部のアドバイザーを入れること」が 9.1%となっている。

図表 364 問 68 <問 37 で「2」「3」を選択した場合のみ回答> 職員の処遇改善に充てていない課題をどのようにすれば解決できると考えるか（複数選択）

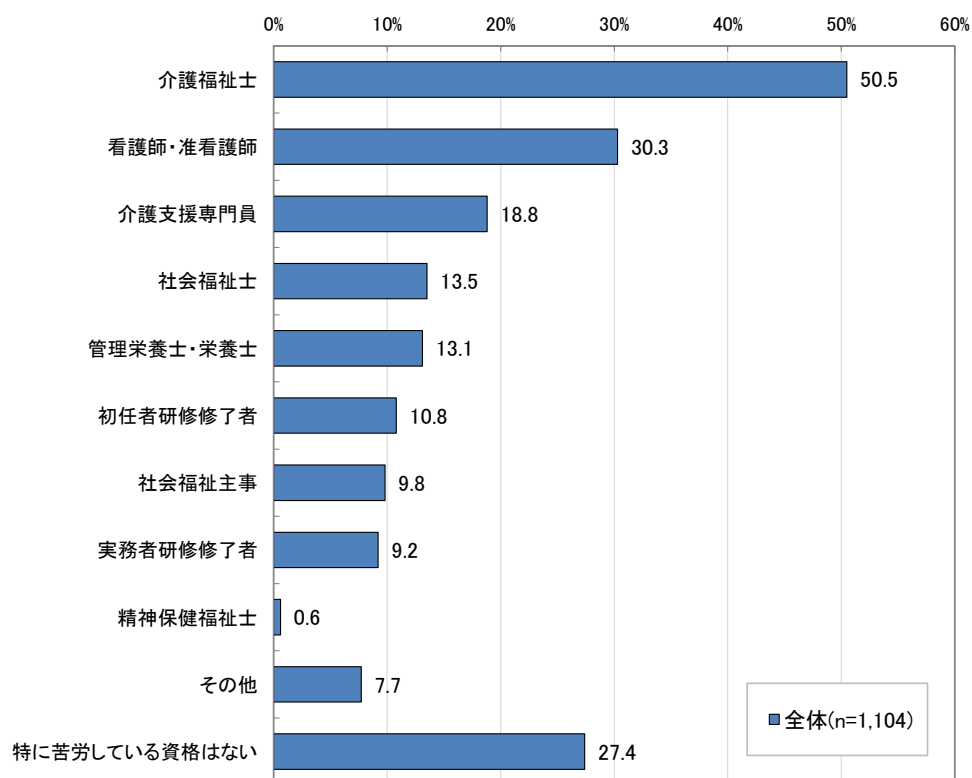


その他<主な回答>
1 1 月から実施予定。
既に法人全体で処遇改善に取り組んでいるため、課題なし。
介護保険制度に基づき、既に介護職員に対し、処遇改善手当を支給しており、この度の軽費老人ホーム対象の処遇改善加算を取り入れてもメリットが無い為。

(370) 問 69 職員の採用で苦労している資格（複数選択）

全体では、「介護福祉士」が 50.5%と最も高く、「看護師・准看護師」が 30.3%、「介護支援専門員」が 18.8%、「社会福祉士」が 13.5%となっている。また「特に苦労している資格はない」27.4%となっている。

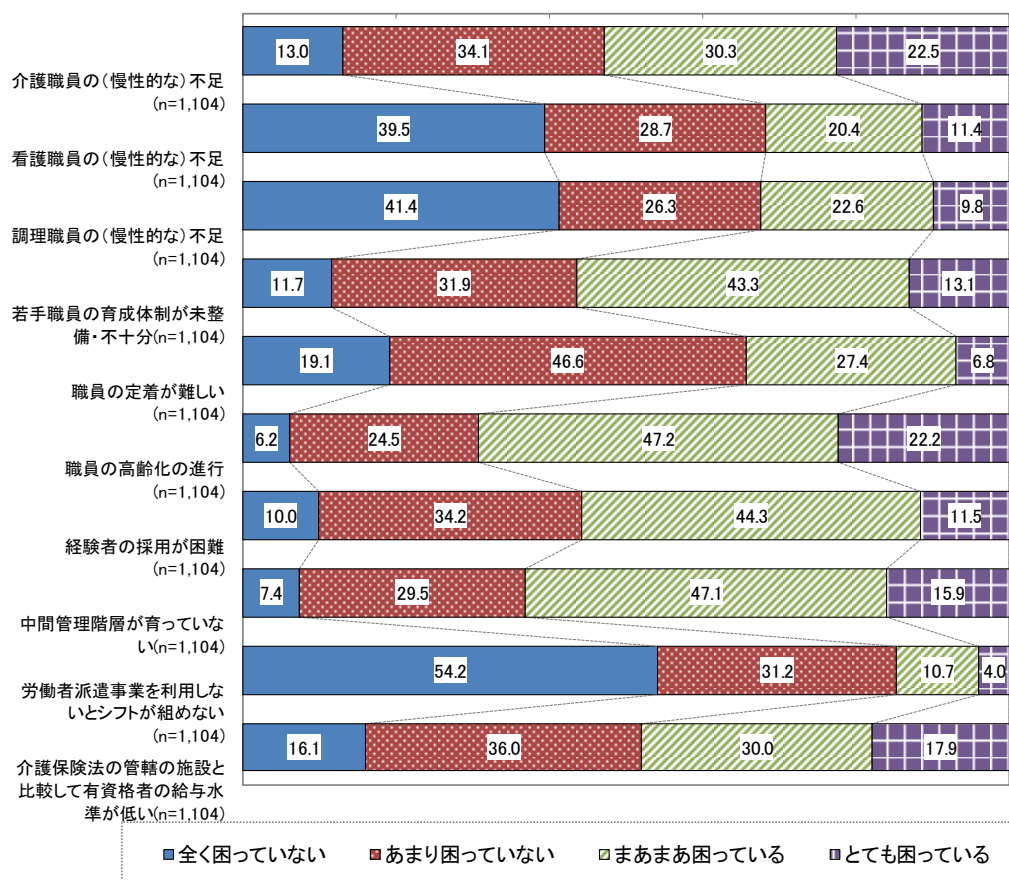
図表 365 問 69 職員の採用で苦労している資格（複数選択）



(371) 問 70 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して困る程度

「とても困っている」では、「介護職員の（慢性的な）不足」が 22.5%と最も高く、「職員の高齢化の進行」が 22.2%、「介護保険法の管轄の施設と比較して有資格者の給与水準が低い」が 17.9%、「中間管理階層が育っていない」が 15.9%となっている。

図表 366 問 70 貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して困る程度



(372) 問 71 上記以外で職員の確保・定着、育成において特に課題と感ずることがあればお答えください（自由記述）

職員の確保・定着、育成において特に課題と感ずることとして、新卒者・有資格者の確保困難、介護保険事業所と比べた低い給与に伴う人材確保の困難や人事異動の課題、入居者の増加と対応に見合った人員配置数の課題、財源確保の困難等に関する回答が主にみられた。

<主な回答>	
人材確保の際に紹介会社を利用する際の人材紹介手数料が高い。	
離職率は低い、数年前の職員平均年齢の向上、若年者の採用が課題と思われる	
技能実習生が4名いますが、実習生も日本で働くよりも他の国へ行きたいというような声が出ていると聞きます（理由は賃金が安い）。日本人の職員確保が大変難しくなっている上に外国人労働者の確保も難しいとなると不安を強く持ちます。	

元々の人員配置が少ないため、ゆとりをもって育成ができず、定着しない。
ロボット化等の各種補助金が少なく、追加分の負担増で何も改善されなく、このままでは事業継続が厳しい事業者が増大する。事業継続（ＢＣＰ）などの非常事態時の対応は現実的に費用や人員等で困難である。
施設の収入自体が上限に達しているため、給与自体の水準を高く設定できない。
介護保険事業所との給与、手当等の額の差が大きく、法人内異動等に苦慮する。
職員数が少ないため、職員の育成に苦慮している。また、介護保険法の管轄施設から、異動してきた職員は、給与が減額となるため、不満を募らせている。入居者より、介護保険サービス以外の細やかな支援を求められるため、少人数の職員で対応することに苦慮している。
新卒の介護職員の入職希望がこない
処遇改善加算、特定処遇改善加算の手当がないことで、軽費老人ホームで就労せずに介護保険事業所で働きたい希望が多い。その為、異動不可や定着が難しい場合が多い。
介護保険事業の職員との賃金の差が発生していること。
自立型施設の為、資格取得するための実務経験が積めない。
一番の課題は有資格者のみならず、給与水準を上げることが不可能なレベルの利用料の設定（事務費や生活費）や財源が一般財源に変わってから様々な補助金がなくなり、最低賃金の上昇、消費増税、物価高騰にも対応されず、特定施設入居者生活介護の指定を受けていてもその報酬を持ってしても、経営を圧迫し、大規模修繕や再構築を限りなく不可能なものにし、職員処遇や体制を手厚くすることが困難な状態にあります。
処遇改善対象者について、介護職員ばかりであり、介護支援専門員、看護師、生活相談員が置き去りにされている。同じ事業所で働く職員間で、処遇改善の有無があるのは辛いところである。
入所期間が長期になると認知症などで介護が必要な入居者も増え、人員配置が少ないので十分な対応ができずに事故につながることもあり、職員は心身共に負担が大きい。
専門性が乏しい業務で、キャリアアップがしにくい。
財源が限られているため、人件費に割くリソースが少なく、近隣の別業種と比べても初任給水準が低く、学校卒業すぐの若手人員を集められない。
ケアハウスは職員数も少なく、固定化になってしまっている。他の事業所とは処遇改善加算金制度の相違があり、交流・異動が困難になっている。
介護保険の施設は介護職員等処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算と加算が充実しているが、軽費の処遇改善補助金は微々たるもので同一法人内で職員の配置異動をする際に賃金のバランスを取るのに相当困っている。
介護保険法の管轄施設と同条件で雇用しており、財源を含め運営に苦慮している。

介護職員等の有資格者の新規採用が困難である。無資格者採用で、資格を取得していただくようにしている。職員の職に関する意識に差があり、育成することが困難である。
有資格者にこだわらず、介護職員の採用を希望しても応募が無く、なかなか介護重視でない生活支援が理解してもらえないと考えています。
認知症高齢者の対応、新型コロナウイルス感染症等発生時の対応、危険予測、緊急時対応、入居者様の目配り、心配りなど、専門的な知識・判断を求められる部分が必要になることから、有資格者を受入る為の運営が求められると思う。

(373) 問 72 施設の処遇改善が図られるように、厚生労働省通知が発出されたことに対する貴施設の期待やその他意見があればお答えください（自由記述）

厚生労働省通知が発出されたことに対する施設の期待として、人材確保・定着の促進、職員のモチベーションの向上、法人間の人事異動の促進、処遇改善の拡大、事務費の改定、入居者の重症化に伴う介護保険施設と同等の加算の新設等に関する回答が主にみられた。

(1) 期待

＜主な回答＞
今まで介護保険事業所の介護職員しか処遇改善が行われなかったが軽費老人ホームにも処遇改善が行われるので職員確保に期待する。
他種企業との賃金格差が改善されればと思います。
20 数年間、一般事務費単価が据え置かれている中、今回の処遇改善補助金は大変ありがたく、希望の光です。今後、特別養護老人ホームと同じ職員待遇が出来るように一般事務費単価が上がることを期待します。超高齢化・少子化社会が進む中、後期高齢者が夢を持って暮らせる社会に軽費老人ホームが貢献できるような福祉施策も期待します。
ケアハウスは比較的元気な高齢者の施設ですが、やはり直接処遇の場面では介護保険施設の様な手厚い介護をする場面もあります。また、人員も少ないため業務も多岐に渡るので見合ったお給料は必要だと思います。
これまで、ケアハウス・軽費職員は自立した方が対象の施設という認識の下、介護に携わるものとして捉えられていないように思うが、実際はケアハウス入居者の重度化もあり、一時的な対応等ケア職員が対応していることもある。今回処遇改善が図られるようになったが、まだ介護保険施設等と同等とまではしていない。今回はその第一歩として、今後介護保険施設と同等の加算が認められるようになることを強く期待する。
これまで、介護保険事業に携わる職員のみ処遇改善がなされ、当施設の職員との給与格差が広がる一方であったが、今回の通知によって、均衡が図られるというところまではいかないものの、光が当てられたことは大きな前進であり、職員のモチベーションも向上するものと期待している。

やっと軽費に処遇改善が出た．．．という思いですが、まだまだ職員のモチベーションアップにつながるほどのものではありませんし、これだけ物価高騰な状況にあって低額の補助金では支出ばかり増えてしまいます。法人内では特養や保育園、障害児施設とあり、軽費とは比較にならないほど処遇改善がついています。処遇改善はもとより、運営全般にあたって潤う収支となる様になればとせつに願います。
介護施設などと違い実務上の有資格者の必要性が低い分、資格による手当などはつけにくく、仮に付けるとしても施設の経費にて賄わなければならず、人材の確保を考えても全体の運営の維持を考えてしまうと、やりたくてもできない状況にあったので、今後も健全な施設運営を図るためにも処遇改善などの様な加算などを期待したい。
介護施設職員との給与差が縮小されることで、法人内の他施設からの異動がスムーズになる事に期待します。実際、介護施設でボデイケア中心の業務で働いてきた職員が、年齢が上がることによる体力低下から軽費老人ホームへの異動を希望されるケースがありましたが、給与面での収入低下から二の足を踏まれる事例もありました。
介護職員及び生活相談員のための加算対象ではなく、施設長・栄養士・事務員・看護師等の加算対象外の職員も介護職と同じ直接介護を行っている現状があるため、今後加算対象に加えて頂きたい。
介護保険施設とそれ以外の高齢者福祉施設で、社会の中での役割や機能は異なると思いますが、直接利用者支援にあたっている職員の負担については身体面・精神面のバランスに差はあれどトータル的には同じと考えています。その点を考慮した上での処遇改善を図っていただけるよう期待しています。
介護保険施設と同等の処遇改善加算等は、軽費老人ホームにおいても加算として給付して頂きたい。
軽費老人ホームの介護職員（処遇職員）にも、特定処遇改善加算や、ベースアップ等支援加算を導入してほしい。
国機関が旗を振っても、所管自治体が動かなければ、状況の改善はないので、国機関の地方公共団体指導を強力に実施していただきたいと思います。
今回、加算をいただき感謝いたしておりますが、介護保険施設と比べ処遇改善や特定処遇改善等に比べると給与水準がまだまだ低いので、更なる引上げをお願いしたい。
今回、初めて国から県へ軽費の処遇改善の技術的助言が出たのはとても良かった。我々が県へ要望しても全く聞く耳を持ってくれないので軽費老人ホームの必要性は無いのだと考えていたが国はしっかりと気付いてくれた。今後は今までの格差を埋めてもらえるような技術的助言を期待している。
今回の支援補助金とベースアップ加算は対象に含めていただいたが、介護職員処遇改善加算と介護職員特定処遇改善加算分も対象にして頂けるよう期待したい。

今回は介護職員に対して改善されたが介護職以外の生活相談員、栄養士、事務職等の全ての職種が連携して一体となって事業を展開することが出来るものです。従って、介護職負担のみならずその他の職員についても処遇改善が図られるよう要望します。
今回ベースアップ加算等も実施されている中で、法人内で取り残されている感から職員のモチベーションにも関わるので早期実現を期待する。
最近の物価の上昇に応じた事務費の増額を期待しています。
若者が福祉施設への就業を従来よりも前向きに考えるようになる。
事務作業が大変煩雑すぎる。すべての加算を一本化して計算作業を単純化することは不可能と思われるが、事務作業のさらなる軽減化を期待します。
同一法人内で正職員として勤務しているにもかかわらず賃金格差が存在していた状況であり、これが縮小されることを期待している。介護保険施設ではない当施設においても、身体、精神の両面から生活上の自立が著しく損なわれている利用者も少なくない。こうした利用者のケアと、自立した利用者の両者が混在する施設ならではの難しさがある中で、職員の処遇改善への一層の取り組みを期待したい。

(374) 問 72 施設の処遇改善が図られるように、厚生労働省通知が発出されたことに対する貴施設の期待やその他意見があればお答えください（自由記述）

厚生労働省通知が発出されたことに対する施設のその他意見として、処遇改善の対象拡大、事務費の改定要望及び自治体に対する国の働きかけの継続要望、最低賃金の上昇・昨今の物価高騰等に伴う支援要望、人員配置基準の見直し、建替や修繕に伴う補助金及びその増額等に関する回答が主にみられた。

(2) その他意見

＜主な回答＞
施設は、介護職員がメインではあるが、介護職のみでは成り立たず、福祉施設等に勤務する全職種も補助対象とすべき。
軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱において、入所者処遇特別加算費は 60 歳～65 歳までの者が該当とされていることから、該当年齢の引上げをお願いしたい。
軽費老人ホームの事務費単価は平成 16 年に一般財源化されてから上がっていない。 「技術的助言」をする厚生労働省、地方交付税として財源確保をしている総務省、そして予算措置をする都道府県等が三つ巴となり制度が複雑で責任の所在が不明瞭になっていることを痛感します。一般財源化に向く政策と向かない政策があるとするならば向かない政策だと思います。

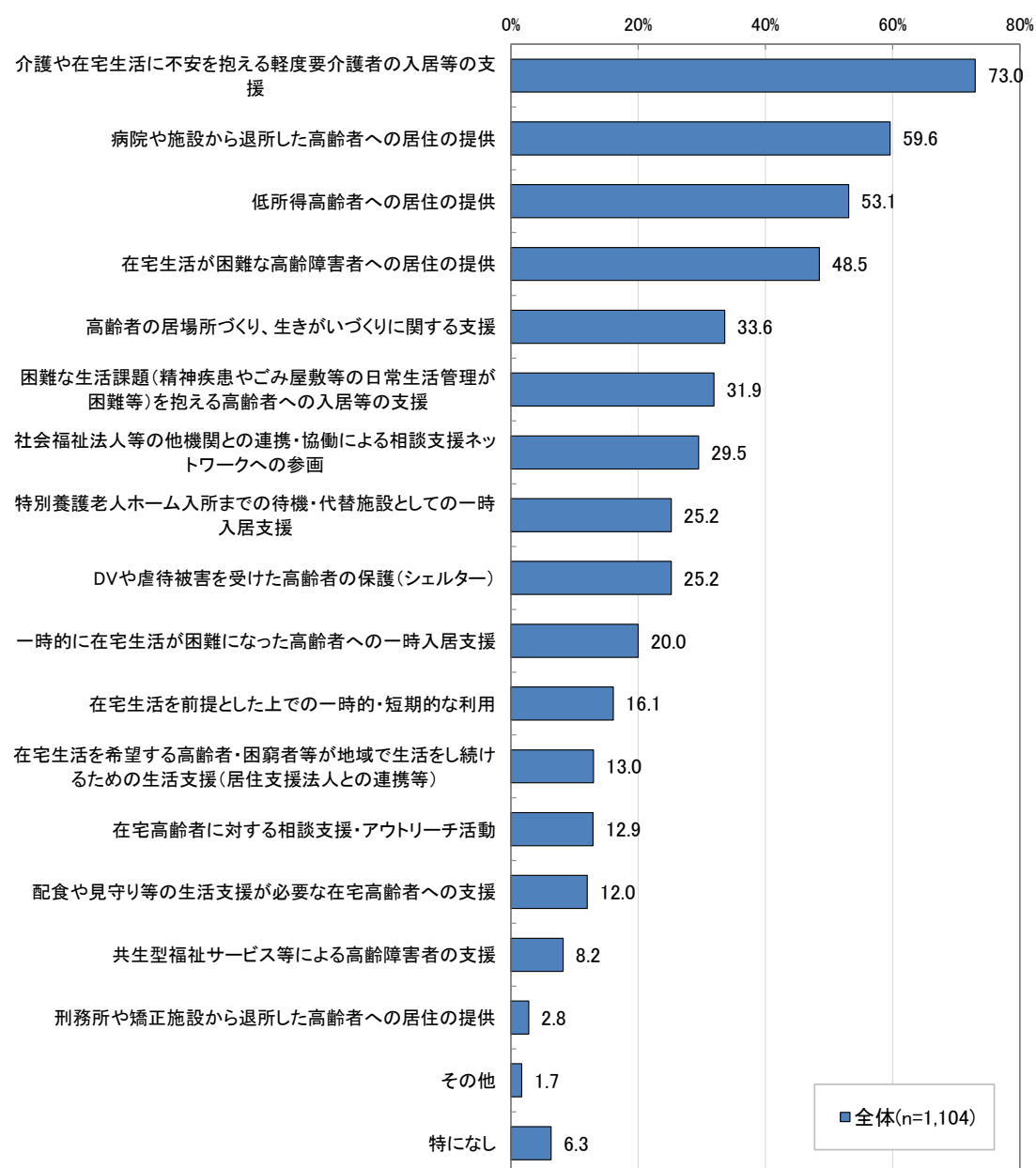
お金をばら撒く政策では何も変わらない。そもそも処遇改善とは何をもって行うものか、今一度考え直すべき。
処遇改善とはいいながらも内容は、介護保険施設や障がい福祉施設における処遇改善とは異なり、実質的にはベースアップ補助金（手当）に相当すると考える。通常の軽費老人ホームでは、特定化せずとも「介護」は確実に存在している。一般の処遇改善に相当するものがないということは、国が「介護」は存在していないと認識しており、真の意味での利用者主体は実現できない。直接処遇職員以外の職員を差別化していることにも納得できない。返って施設間の処遇格差を現実的には拡大させているのではないか。
ケアハウス職員の処遇改善交付金支給を実施して欲しい。
日本の労働生産性が低すぎる。企業に給与UPを期待するのは酷である。
入居者の高齢化 認知症の進行に対して、介護保険施設同様の業務とサービスの質、各種整備が求められるのに対して、同施設内で賃金格差があっては、同一業務同一賃金の規則に沿うと施設負担が増大します。
最低賃金が上がる事で人件費が上がりますが、その財源となる事務費は長らく変更されていません。これらがリンクされて事務費の見直しがされる仕組みを作って欲しい。
施設の老朽化に対する修繕や更新をしかるべき時期に行なうために、財源（収支差額）を確保し積み立てねばならないが、間に合っていない。人件費や諸経費も上げていかざるを得ない。軽費老人ホームを必要とする高齢者は常に一定数あり、施設存続のために、人と建物への援助を求めたい。
一般財源化されたことで、第一種社会福祉事業であるにも関わらず補助金等の取扱いも異なるなど、地方の裁量で経営が左右され、同じ事業体でありながら一律でない現状がある。また、今回の給与改善において、当施設の自治体ではB型は除外される始末。この件に関しては国の更なる関与が求められる。
軽費老人ホームの補助金が一般財源であることから、自治体が積極的に軽費老人ホームの補助額を上げるとは考えられず、厚生労働省の方針だけが頼りとなります。今回の処遇改善のように、引き続き厚生労働省への働き掛けが重要だと感じます。
介護施設に対する処遇改善と比較すると、軽費老人ホームは除外されたり遅れる事が多い。除外やタイムラグなく対応して頂きたいと感じています。
以前あった民改費がカットされ、その後もほとんど補助金が増えることもなく、物価、人件費、社会保険料の上昇は顕著で給与に転嫁する財源が無い。
軽費老人ホームA型の建て替えのための補助金の増額。特にA型として建て替えができるよう再考して頂きたい。
介護職員のみでなく、生活相談員・栄養士等支給対象者を拡大してほしい。
特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合、10月より介護報酬での加算となったため、入居者の負担となったことから、不満の意見もあった。

近年、要支援、要介護状態になって入所される方が多くなり、介護支援も複雑多様化しているので医療知識のある職員が求められます。つきましては職員の配置基準について補助金対象となる看護師の配置をお願いします。
軽費老人ホーム・ケアハウスにも看護職員を増員して定数化していただきたい
処遇改善加算が付いた事により、法人内での介護職の異動をしやすくなる。
補助金での運営を行う中での処遇改善となると、介護保険施設の処遇改善との差はある為、なるべく不公平感のない政策を求めたい。
あまりにも、介護福祉士有資格者等の介護保険関連従事者改善手当が良すぎるため、今後格差のあるケアハウス等に異動を拒否するような事例が出てくるのではないかと、強く懸念している。
平成 12 年に開設致しましたが、当時のパート職員の時給は 600 円程でございました。現在のパート職員の時給は 900 円を超えております。しかしながら、22 年経った現在の方が、事務費単価が少なく、人件費や処遇改善に充てる予算はないのが現状です。昨今の物価や燃料費等の高騰を受け、さらに経営は困難となることが明白でありますので、一般財源化のねじれを解消して頂き、事務費・生活費の増額を切に願います。
ケアハウスの存在意義を老人福祉の観点でみていただきたい。有料老人ホームやサ高住が乱立されたことでのケアハウスの打撃は非常に大きい。今後ケアハウスを閉鎖する事業所がますます増えてくると思う。縦割りで考えるのではなくきちんと施設の数を福祉と建設を横刺しして考えていただきたい。

(375) 問 73 施設にて現在行っている取組（複数選択）

全体では、「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援」が 73.0%と最も高く、「病院や施設から退所した高齢者への居住の提供」が 59.6%、「低所得高齢者への居住の提供」が 53.1%、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」が 48.5%となっている。また「特になし」6.3%となっている。

図表 367 問 73 施設にて現在行っている取組（複数選択）

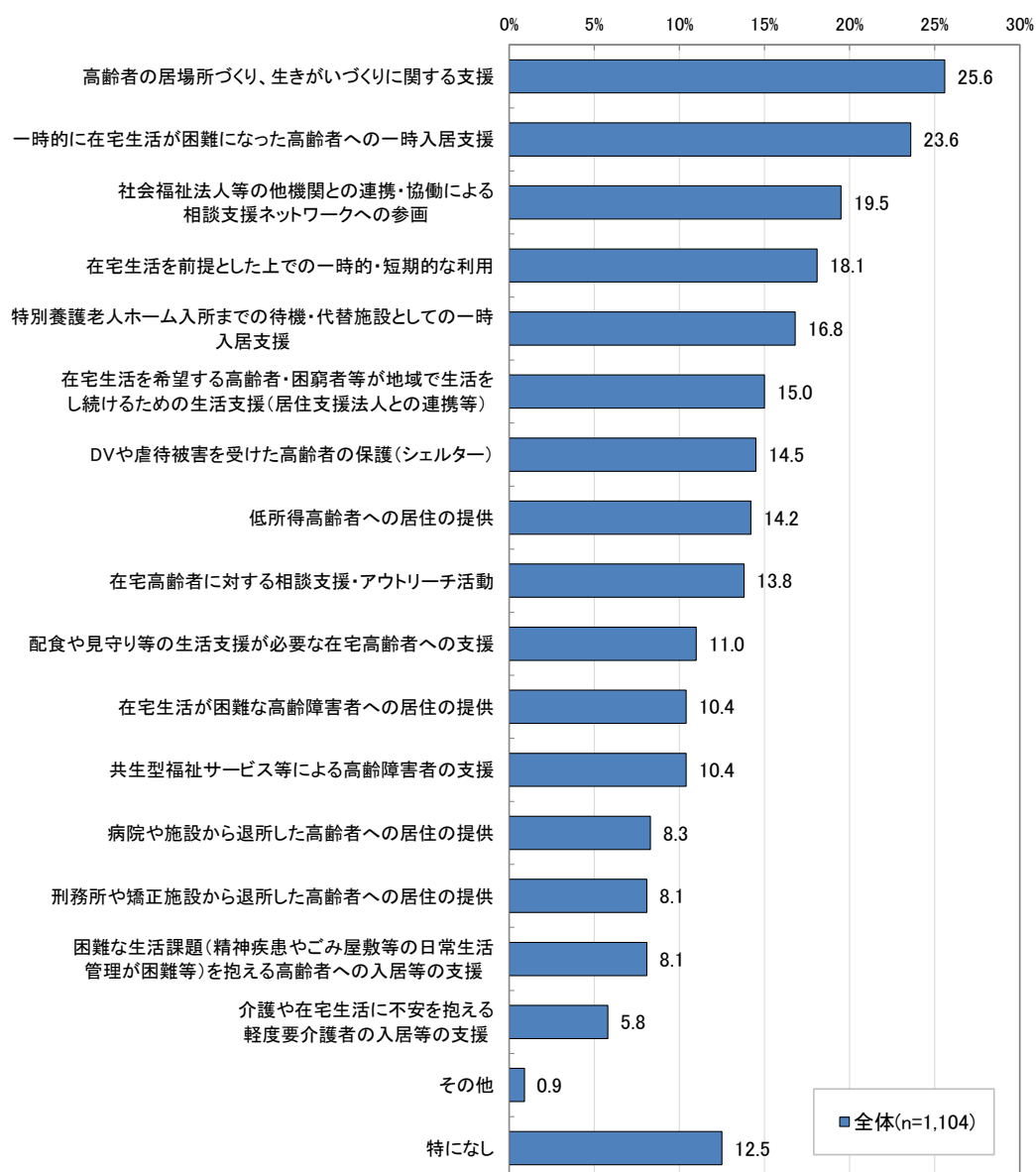


(376) 問 74 施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組（3 つまで選択）

全体では、「高齢者の居場所づくり、生きがいがづくりに関する支援」が 25.6%と最も高く、「一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入居支援」が 23.6%、「社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画」が 19.5%、「在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用」が 18.1%となっている。また「特になし」

12.5%となっている。

図表 368 問 74 施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組（3 つまで選択）

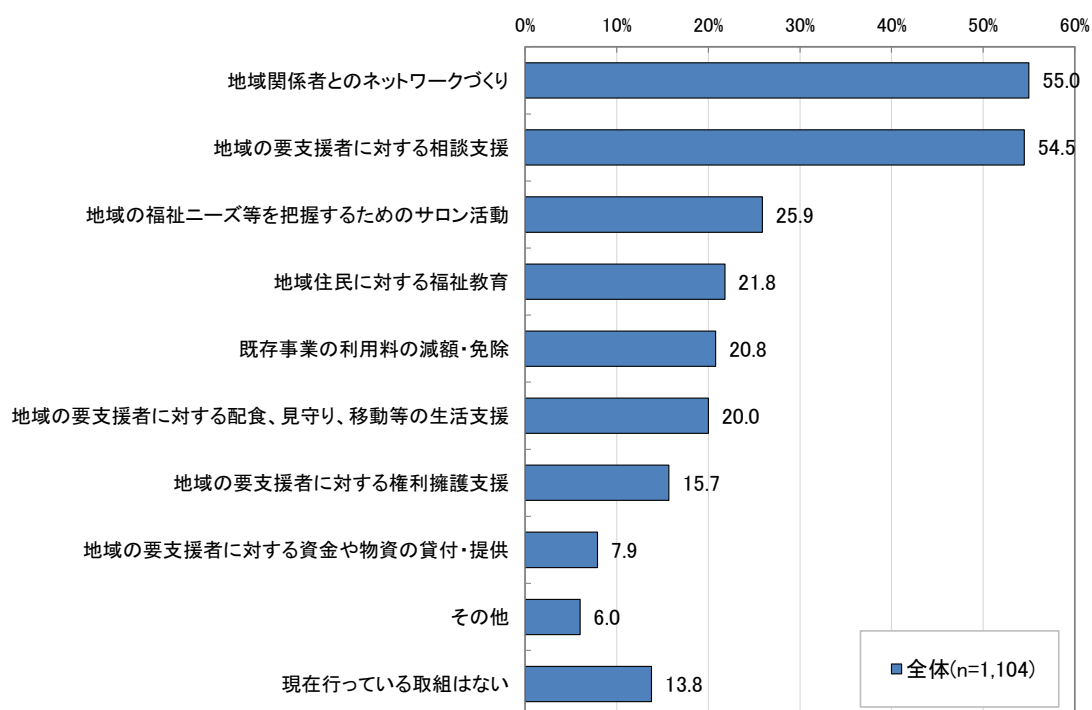


(377) 問 75 複雑・多様化している地域ニーズに対応し、自らの存在意義を発信していくために、貴施設もしくは法人全体として現在行っている「地域における公益的な取組」（複数選択）

全体では、「地域関係者とのネットワークづくり」が 55.0%と最も高く、「地域の要支援者に対する相談支援」が 54.5%、「地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」が

25.9%、「地域住民に対する福祉教育」が 21.8%、「既存事業の利用料の減額・免除」が 20.8%となっている。また「現在行っている取組はない」 13.8%となっている。

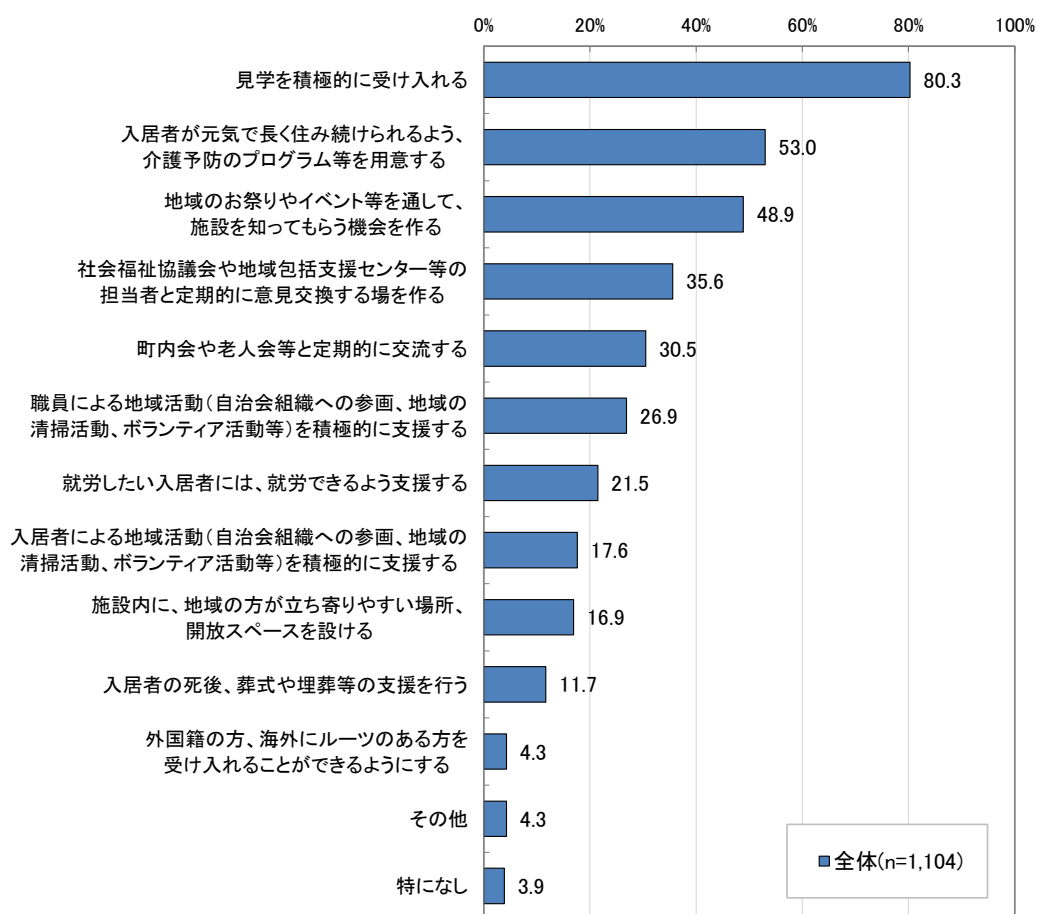
図表 369 問 75 複雑・多様化している地域ニーズに対応し、自らの存在意義を発信していくために、貴施設もしくは法人全体として現在行っている「地域における公益的な取組」（複数選択）



(378) 問 76 施設が地域や入居者に対して現在行っている取組（複数選択）

全体では、「見学を積極的に受入る」が 80.3%と最も高く、「入居者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」が 53.0%、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらい機会を作る」が 48.9%、「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る」が 35.6%となっている。また「特になし」 3.9%となっている。

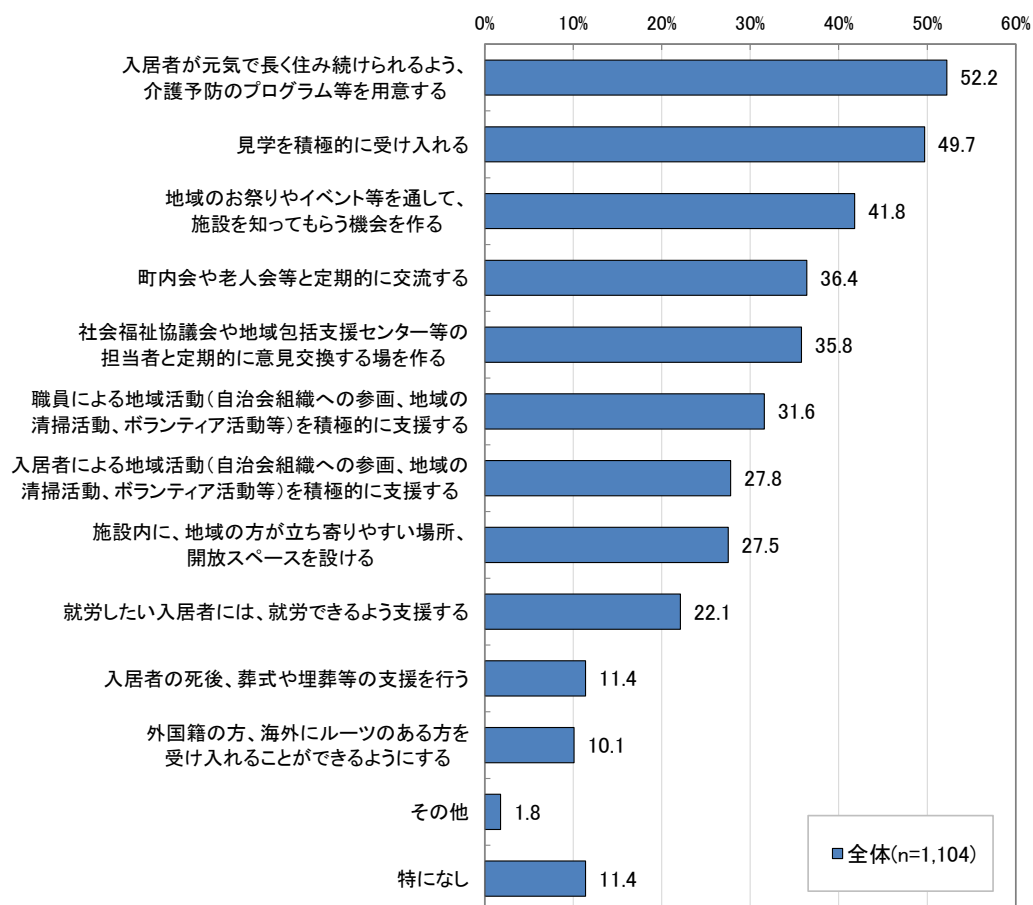
図表 370 問 76 施設が地域や入居者に対して現在行っている取組（複数選択）



(379) 問 77 処遇改善を契機に貴施設が地域や入居者に対して今後力を入れたいと考える取組（複数選択）

全体では、「入居者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」が 52.2%と最も高く、「見学を積極的に受入る」が 49.7%、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る」が 41.8%、「町内会や老人会等と定期的に交流する」が 36.4%となっている。また「特になし」11.4%となっている。

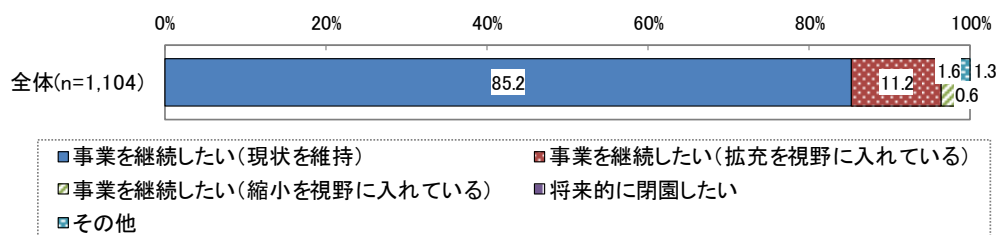
図表 371 問 77 処遇改善を契機に貴施設が地域や入居者に対して今後力を入れたいと考える取組（複数選択）



(380) 問 78 今回の処遇改善の動向を受けての、今後の施設の事業展開の方針

全体では、「事業を継続したい（現状を維持）」が 85.2%と最も高く、「事業を継続したい（拡大を視野に入れている）」が 11.2%、「事業を継続したい（縮小を視野に入れている）」が 1.6%、「将来的に閉園したい」が 0.6%となっている。

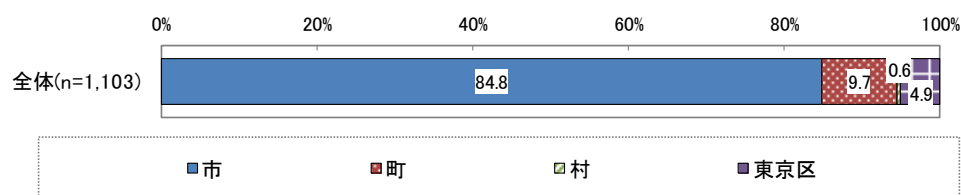
図表 372 問 78 今回の処遇改善の動向を受けての、今後の施設の事業展開の方針



(381) 回答者情報 1. 市区町村

全体では、「市」が 84.8%と最も高く、「町」が 9.7%、「東京区」が 4.9%、「村」が 0.6%となっている。

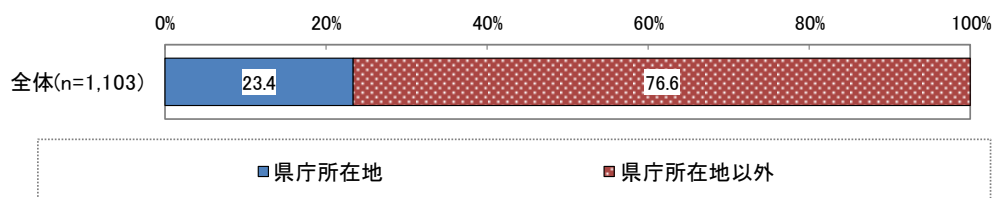
図表 373 F 1. 市区町村



(382) 回答者情報 2. 県庁所在地別

全体では、「県庁所在地以外」が 76.6%と最も高く、「県庁所在地」が 23.4%となっている。

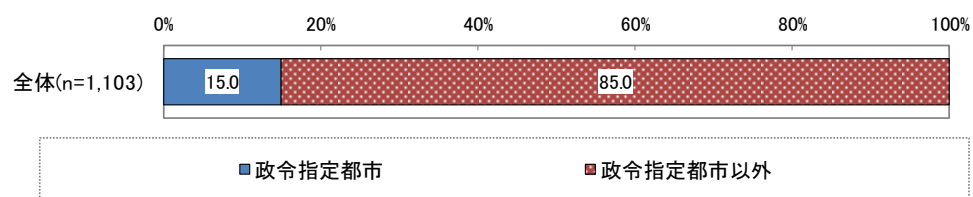
図表 374 F 2. 県庁所在地別



(383) 回答者情報 3. 政令指定都市別

全体では、「政令指定都市以外」が 85.0%と最も高く、「政令指定都市」が 15.0%となっている。

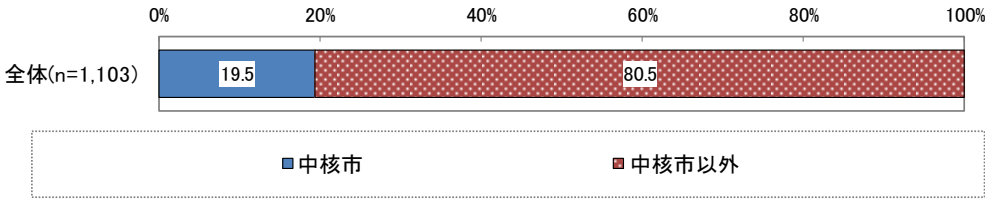
図表 375 F 3. 政令指定都市別



(384) 回答者情報 4. 中核市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)

全体では、「中核市以外」が 80.5%と最も高く、「中核市」が 19.5%となっている。

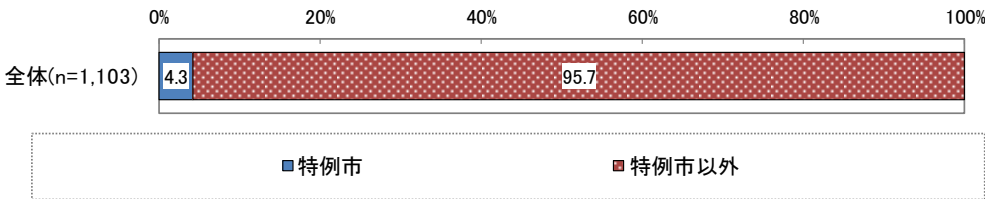
図表 376 F 4. 中核市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)



(385) 回答者情報 5. 特例市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)

全体では、「特例市以外」が 95.7%と最も高く、「特例市」が 4.3%となっている。

図表 377 F 5. 特例市別(令和 3 年 4 月 1 日現在)



＜養護老人ホーム票（補助シート調査）＞

養護老人ホームの補助シート調査では、令和３年及び４年ともに常勤として在籍している支援員または介護職員の平均給与額（月収）等を比較している。詳細は以下の通り。

【注意事項】

- ※ 平均給与額（月収）は、 $A+B+D = (A) 9 \text{ 月分の基本給（月額）} + (B) 9 \text{ 月分の支給手当} + (D) \text{ 一時金（前年４月から９月までの半年間に支給された金額（C）} \times 1/6)$
- ※ 勤続年数は令和４年９月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。
- ※ 調査対象者が１０人を超える場合には、施設の平均的な給与水準と考えられる常勤の支援員または介護職員を１０人まで施設で選定している。

（386）養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額等の状況（保有資格別）

養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額を保有資格別にみると、資格なしに比べ、資格ありの平均給与額が高くなっている。また、全体では令和３年に比べ令和４年の平均給与額が高くなっている。

図表 378 養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額（月収）（保有資格別）

	月収(A+B+D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2226 100%	324,026	2226 100%	310,647
資格なし	201 9%	259,336	201 9%	248,896
資格あり	2025 91%	330,447	2025 91%	316,777
介護福祉士	1587 71%	342,076	1587 71%	328,425
介護支援専門員	164 7%	384,147	164 7%	371,805
社会福祉士	54 2%	368,852	54 2%	354,472
精神保健福祉士	5 0%	341,683	5 0%	316,557
看護師・准看護師	27 1%	355,992	27 1%	343,092
社会福祉主事	221 10%	369,811	221 10%	355,077
初任者研修修了者	435 20%	294,236	435 20%	281,130
実務者研修修了者	143 6%	307,438	143 6%	290,766
その他	66 3%	323,084	66 3%	308,492

図表 379 養護老人ホームの介護職員・支援員の基本給（保有資格別）

	基本給(A)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2226 100%	199,213	2226 100%	195,892
資格なし	201 9%	175,176	201 9%	172,632
資格あり	2025 91%	201,598	2025 91%	198,200
介護福祉士	1587 71%	206,792	1587 71%	203,321
介護支援専門員	164 7%	236,395	164 7%	231,649
社会福祉士	54 2%	220,718	54 2%	216,935
精神保健福祉士	5 0%	195,228	5 0%	193,373
看護師・准看護師	27 1%	223,472	27 1%	220,108
社会福祉主事	221 10%	223,880	221 10%	219,820
初任者研修修了者	435 20%	183,977	435 20%	180,674
実務者研修修了者	143 6%	184,212	143 6%	180,736
その他	66 3%	200,062	66 3%	197,976

図表 380 養護老人ホームの介護職員・支援員の手当（保有資格別）

	手当(B)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2219 100%	65,790	2219 100%	57,222
資格なし	196 9%	45,869	196 9%	39,838
資格あり	2023 91%	67,720	2023 91%	58,907
介護福祉士	1585 71%	70,511	1585 71%	61,561
介護支援専門員	164 7%	70,863	164 7%	62,793
社会福祉士	54 2%	73,571	54 2%	63,929
精神保健福祉士	5 0%	83,018	5 0%	61,026
看護師・准看護師	27 1%	63,533	27 1%	56,645
社会福祉主事	221 10%	72,171	221 10%	62,501
初任者研修修了者	435 20%	59,112	435 20%	51,422
実務者研修修了者	143 6%	67,460	143 6%	57,478
その他	66 3%	69,076	66 3%	58,340

図表 381 養護老人ホームの介護職員・支援員の一時金（保有資格別）

	一時金(C)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2226 100%	355,382	2226 100%	346,279
資格なし	201 9%	236,588	201 9%	224,502
資格あり	2025 91%	367,174	2025 91%	358,366
介護福祉士	1587 71%	389,173	1587 71%	381,727
介護支援専門員	164 7%	461,331	164 7%	464,180
社会福祉士	54 2%	447,378	54 2%	441,645
精神保健福祉士	5 0%	380,621	5 0%	372,948
看護師・准看護師	27 1%	413,916	27 1%	398,034
社会福祉主事	221 10%	442,560	221 10%	436,537
初任者研修修了者	435 20%	306,883	435 20%	294,204
実務者研修修了者	143 6%	334,597	143 6%	315,311
その他	66 3%	323,676	66 3%	313,058

図表 382 養護老人ホームの介護職員・支援員の一時金の月額（保有資格別）

	一時金(C)÷6月(D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2226 100%	59,230	2226 100%	57,713
資格なし	201 9%	39,431	201 9%	37,417
資格あり	2025 91%	61,196	2025 91%	59,728
介護福祉士	1587 71%	64,862	1587 71%	63,621
介護支援専門員	164 7%	76,889	164 7%	77,363
社会福祉士	54 2%	74,563	54 2%	73,608
精神保健福祉士	5 0%	63,437	5 0%	62,158
看護師・准看護師	27 1%	68,986	27 1%	66,339
社会福祉主事	221 10%	73,760	221 10%	72,756
初任者研修修了者	435 20%	51,147	435 20%	49,034
実務者研修修了者	143 6%	55,766	143 6%	52,552
その他	66 3%	53,946	66 3%	52,176

(387) 養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額等の状況（勤続年数別）

養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額を勤続年数別にみると、勤続年数が長いほど平均給与額が高くなっている。また、全体では令和 3 年に比べ令和 4 年の平均給与額が高くなっている。

図表 383 養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額（月収）（勤続年数別）

月収(A+B+D)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2258 100%	322,816	2258 100%	309,383
1-4 年	618 27%	286,987	618 27%	270,812
5-9 年	606 27%	306,754	606 27%	294,366
10年以上	1034 46%	353,643	1034 46%	341,237

図表 384 養護老人ホームの介護職員・支援員の基本給（勤続年数別）

基本給(A)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2258 100%	198,672	2258 100%	195,322
1-4 年	618 27%	177,929	618 27%	174,243
5-9 年	606 27%	187,814	606 27%	184,555
10年以上	1034 46%	217,433	1034 46%	214,231

図表 385 養護老人ホームの介護職員・支援員の手当（勤続年数別）

手当(B)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2251 100%	65,572	2251 100%	56,987
1-4 年	614 27%	61,014	614 27%	52,241
5-9 年	605 27%	64,032	605 27%	55,979
10年以上	1032 46%	69,187	1032 46%	60,402

図表 386 養護老人ホームの介護職員・支援員の一時金（勤続年数別）

一時金(C)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2258 100%	352,649	2258 100%	343,502
1-4 年	618 27%	290,635	618 27%	267,994
5-9 年	606 27%	330,079	606 27%	323,545
10年以上	1034 46%	402,941	1034 46%	400,328

図表 387 養護老人ホームの介護職員・支援員の一時金の月額（勤続年数別）

一時金(C)÷6月(D)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2258 100%	58,775	2258 100%	57,250
1-4 年	618 27%	48,439	618 27%	44,666
5-9 年	606 27%	55,013	606 27%	53,924
10年以上	1034 46%	67,157	1034 46%	66,721

図表 388 （参考）養護老人ホームの介護職員・支援員の勤続年数（常勤職員）

勤続年数		[単位:人]		
	全体	1-4 年	5-9 年	10年以上
全体	2258 100%	618 27.4%	606 26.8%	1034 45.8%

(388) 養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額等の状況（特定入居者生活介護の指定の有無別）

養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額を特定入居者生活介護の指定の有無別にみると、指定を受けている施設は、指定のない施設に比べ平均給与額が高くなっている。

図表 389 養護老人ホームの介護職員・支援員の平均給与額（月収）（特定の有無別）

	月収(A+B+D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2280 100%	323,020	2280 100%	309,615
指定なし	938 41%	319,557	938 41%	306,512
指定を受けている	1342 59%	325,441	1342 59%	311,784

図表 390 養護老人ホームの介護職員・支援員の基本給（特定の有無別）

	基本給(A)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2280 100%	198,853	2280 100%	195,493
指定なし	938 41%	201,046	938 41%	197,192
指定を受けている	1342 59%	197,319	1342 59%	194,306

図表 391 養護老人ホームの介護職員・支援員の手当（特定の有無別）

	手当(B)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2273 100%	65,437	2273 100%	56,884
指定なし	931 41%	60,852	931 41%	53,344
指定を受けている	1342 59%	68,619	1342 59%	59,340

図表 392 養護老人ホームの介護職員・支援員の一時金（特定の有無別）

	一時金(C)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2280 100%	353,587	2280 100%	344,475
指定なし	938 41%	348,678	938 41%	338,251
指定を受けている	1342 59%	357,019	1342 59%	348,826

図表 393 養護老人ホームの介護職員・支援員の一時金の月額（特定の有無別）

	一時金(C) ÷ 6月(D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2280 100%	58,931	2280 100%	57,413
指定なし	938 41%	58,113	938 41%	56,375
指定を受けている	1342 59%	59,503	1342 59%	58,138

＜軽費老人ホーム票（補助シート調査）＞

軽費老人ホームの補助シート調査では、令和３年及び４年ともに常勤として在籍している介護職員の給与額を比較している。詳細は以下の通り。

【注意事項】

- ※ 平均月収は、 $A+B+D = (A) 9 \text{ 月分の基本給（月額）} + (B) 9 \text{ 月分の支給手当} + (D) \text{ 一時金（前年４月から９月までの半年間に支給された金額（C）} \times 1/6)$
- ※ 勤続年数は令和４年９月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。
- ※ 調査対象者が１０人を超える場合には、施設の平均的な給与水準と考えられる常勤の介護職員を１０人まで施設で選定している。

(389) 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額等の状況（施設種別）

軽費老人ホームの介護職員の平均給与額を施設種別にみると、全体に比べ都市型軽費老人ホームの平均給与額が他に比べ低くなっている。これは、後述する、都市型軽費老人ホームが他の施設種別に比べ、勤続年数が１０年以上の者が少ないことも影響していると考えられる。

図表 394 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額（月収）（施設種別）

	月収(A+B+D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2053 100%	300,870	2051 100%	290,672
軽費老人ホームA 型	429 21%	297,396	429 21%	284,086
軽費老人ホームB 型	8 0.4%	348,854	8 0.4%	334,897
ケアハウス	1574 77%	302,817	1572 77%	293,552
都市型軽費老人ホーム	42 2%	254,217	42 2%	241,719

図表 395 軽費老人ホームの介護職員の基本給（施設種別）

	基本給(A)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2054 100%	192,502	2052 100%	189,636
軽費老人ホームA 型	430 21%	199,231	430 21%	195,673
軽費老人ホームB 型	8 0.4%	233,398	8 0.4%	232,370
ケアハウス	1574 77%	191,172	1572 77%	188,389
都市型軽費老人ホーム	42 2%	165,655	42 2%	166,359

図表 396 軽費老人ホームの介護職員の手当（施設種別）

	手当(B)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2046 100%	59,590	2045 100%	52,891
軽費老人ホームA 型	429 21%	46,895	429 21%	38,838
軽費老人ホームB 型	8 0.4%	42,947	8 0.4%	38,395
ケアハウス	1567 77%	62,565	1566 77%	56,382
都市型軽費老人ホーム	42 2%	81,408	42 2%	69,002

図表 397 軽費老人ホームの介護職員の一時金（施設種別）

	一時金(C)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2048 100%	294,907	2050 100%	290,156
軽費老人ホームA 型	429 21%	308,975	429 21%	298,404
軽費老人ホームB 型	8 0.4%	435,049	8 0.4%	384,791
ケアハウス	1569 77%	297,091	1571 77%	294,159
都市型軽費老人ホーム	42 2%	42,920	42 2%	38,147

図表 398 軽費老人ホームの介護職員の一時金の月額（施設種別）

	一時金(C)÷6月(D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2047 100%	49,154	2049 100%	48,362
軽費老人ホームA 型	428 21%	51,513	428 21%	49,748
軽費老人ホームB 型	8 0.4%	72,508	8 0.4%	64,132
ケアハウス	1569 77%	49,515	1571 77%	49,027
都市型軽費老人ホーム	42 2%	7,153	42 2%	6,358

(390) 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額等の状況（保有資格別）

軽費老人ホームの介護職員の平均給与額を保有資格別にみると、資格なしに比べ、資格ありの平均給与額が高くなっている。また、全体では令和 3 年に比べ令和 4 年の平均給与額が高くなっている。

図表 399 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額（月収）（保有資格別）

	月収(A+B+D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2011 100%	301,116	2009 100%	291,023
資格なし	281 14%	257,534	280 14%	248,666
資格あり	1730 86%	308,195	1729 86%	297,882
介護福祉士	1297 65%	317,969	1297 65%	307,454
介護支援専門員	187 9%	354,848	187 9%	344,508
社会福祉士	53 3%	369,399	53 3%	359,070
精神保健福祉士	4 0%	326,649	4 0%	309,414
看護師・准看護師	32 2%	320,233	32 2%	313,226
社会福祉主事	188 9%	343,590	188 9%	334,590
初任者研修修了者	357 18%	275,069	357 18%	263,505
実務者研修修了者	155 8%	289,163	155 8%	279,752
その他	41 2%	294,605	40 2%	285,829

図表 400 軽費老人ホームの介護職員の基本給（保有資格別）

	基本給(A)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2012 100%	192,601	2010 100%	189,759
資格なし	282 14%	179,305	281 14%	176,655
資格あり	1730 86%	194,768	1729 86%	191,889
介護福祉士	1297 65%	196,570	1297 65%	193,668
介護支援専門員	187 9%	225,083	187 9%	222,432
社会福祉士	53 3%	237,990	53 3%	234,138
精神保健福祉士	4 0%	207,960	4 0%	198,424
看護師・准看護師	32 2%	223,215	32 2%	220,642
社会福祉主事	188 9%	221,880	188 9%	218,992
初任者研修修了者	357 18%	181,931	357 18%	179,198
実務者研修修了者	155 8%	183,702	155 8%	181,186
その他	41 2%	189,592	40 2%	187,457

図表 401 軽費老人ホームの介護職員の手当（保有資格別）

	手当(B)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2004 100%	59,728	2003 100%	53,033
資格なし	278 14%	39,434	278 14%	34,526
資格あり	1726 86%	62,996	1725 86%	56,015
介護福祉士	1295 65%	67,603	1295 65%	60,068
介護支援専門員	186 9%	67,340	186 9%	60,167
社会福祉士	53 3%	64,060	53 3%	58,438
精神保健福祉士	4 0%	58,451	4 0%	56,278
看護師・准看護師	32 2%	50,468	32 2%	44,625
社会福祉主事	188 9%	58,137	188 9%	53,639
初任者研修修了者	355 18%	53,924	355 18%	46,717
実務者研修修了者	155 8%	62,753	155 8%	56,338
その他	41 2%	56,319	40 2%	50,088

図表 402 軽費老人ホームの介護職員の一時金（保有資格別）

	一時金(C)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2006 100%	295,013	2008 100%	290,703
資格なし	280 14%	238,625	281 14%	227,454
資格あり	1726 86%	304,160	1727 86%	300,994
介護福祉士	1294 65%	324,151	1296 65%	323,107
介護支援専門員	187 9%	376,711	187 9%	373,385
社会福祉士	53 3%	404,090	53 3%	398,963
精神保健福祉士	4 0%	361,435	4 0%	328,275
看護師・准看護師	31 2%	288,308	32 2%	287,758
社会福祉主事	188 9%	381,440	188 9%	371,753
初任者研修修了者	357 18%	237,100	356 18%	227,748
実務者研修修了者	155 8%	256,247	155 8%	253,368
その他	41 2%	292,164	40 2%	289,710

図表 403 軽費老人ホームの介護職員の一時金の月額（保有資格別）

		一時金(C)÷6月(D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均	
全体	2005 100%	49,171	2007 100%	48,453	
資格なし	279 14%	39,755	280 14%	37,888	
資格あり	1726 86%	50,693	1727 86%	50,166	
介護福祉士	1294 65%	54,025	1296 65%	53,851	
介護支援専門員	187 9%	62,785	187 9%	62,231	
社会福祉士	53 3%	67,348	53 3%	66,494	
精神保健福祉士	4 0%	60,239	4 0%	54,713	
看護師・准看護師	31 2%	48,051	32 2%	47,960	
社会福祉主事	188 9%	63,573	188 9%	61,959	
初任者研修修了者	357 18%	39,517	356 18%	37,958	
実務者研修修了者	155 8%	42,708	155 8%	42,228	
その他	41 2%	48,694	40 2%	48,285	

(391) 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額等の状況（勤続年数別）

軽費老人ホームの介護職員の平均給与額を勤続年数別にみると、勤続年数が長いほど平均給与額が高くなっている。また、都市型軽費老人ホームでは他の施設種別に比べ、勤続年数が10年以上の者が少ない。

図表 404 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額（月収）（勤続年数別）

		月収(A+B+D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均	
全体	2011 100%	300,808	2009 100%	290,549	
1-4 年	622 31%	279,464	620 31%	265,272	
5-9 年	597 30%	294,100	597 30%	286,656	
10年以上	792 39%	322,628	792 39%	313,272	

図表 405 軽費老人ホームの介護職員の基本給（勤続年数別）

基本給(A)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2012 100%	192,592	2010 100%	189,712
1-4 年	622 31%	181,552	620 31%	178,213
5-9 年	598 30%	184,877	598 30%	182,371
10年以上	792 39%	207,088	792 39%	204,256

図表 406 軽費老人ホームの介護職員の手当（勤続年数別）

手当(B)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2005 100%	59,421	2004 100%	52,739
1-4 年	620 31%	56,455	619 31%	49,162
5-9 年	596 30%	61,123	596 30%	55,654
10年以上	789 39%	60,466	789 39%	53,344

図表 407 軽費老人ホームの介護職員の一時金（勤続年数別）

一時金(C)			[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2006 100%	294,878	2008 100%	289,745
1-4 年	619 31%	251,045	618 31%	228,596
5-9 年	598 30%	289,843	598 30%	292,678
10年以上	789 39%	333,082	792 39%	335,245

図表 408 軽費老人ホームの介護職員の一時金の月額（勤続年数別）

		一時金(C)÷6月(D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均	
全体	2005 100%	49,149	2007 100%	48,293	
1-4 年	619 31%	41,841	618 31%	38,099	
5-9 年	597 30%	48,314	597 30%	48,788	
10年以上	789 39%	55,514	792 40%	55,874	

図表 409 (参考) 軽費老人ホームの介護職員の勤続年数（常勤職員・施設種別）

		勤続年数				[単位:人]	
	全体	1-4 年	5-9 年	10年以上			
全体	2012 100%	622 30.9%	598 29.7%	792 39.4%			
軽費老人ホームA 型	408 100%	137 33.6%	103 25.2%	168 41.2%			
軽費老人ホームB 型	8 100%	3 37.5%	2 25.0%	3 37.5%			
ケアハウス	1554 100%	461 29.7%	473 30.4%	620 39.9%			
都市型軽費老人ホーム	42 100%	21 50.0%	20 47.6%	1 2.4%			

(392) 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額等の状況（特定入居者生活介護の指定の有無別）

軽費老人ホームの介護職員の平均給与額を特定入居者生活介護の指定の有無別にみると、指定を受けている施設は、指定のない施設に比べ平均給与額が高くなっている。

図表 410 軽費老人ホームの介護職員の平均給与額（月収）（特定の有無別）

		月収(A+B+D)		[単位:円]	
	全体	R4平均	全体	R3平均	
全体	2053 100%	300,870	2051 100%	290,672	
指定なし	1145 56%	292,124	1143 56%	282,816	
指定を受けている	908 44%	311,898	908 44%	300,560	

図表 411 軽費老人ホームの介護職員の基本給（特定の有無別）

基本給(A) [単位:円]				
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2054 100%	192,502	2052 100%	189,636
指定なし	1146 56%	200,231	1144 56%	197,495
指定を受けている	908 44%	182,747	908 44%	179,735

図表 412 軽費老人ホームの介護職員の手当（特定の有無別）

手当(B) [単位:円]				
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2046 100%	59,590	2045 100%	52,891
指定なし	1138 56%	43,186	1137 56%	37,462
指定を受けている	908 44%	80,149	908 44%	72,210

図表 413 軽費老人ホームの介護職員の一時金（特定の有無別）

一時金(C) [単位:円]				
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2048 100%	294,907	2050 100%	290,156
指定なし	1143 56%	294,839	1143 56%	288,681
指定を受けている	905 44%	294,992	907 44%	292,014

図表 414 軽費老人ホームの介護職員の一時金の月額（特定の有無別）

一時金(C)÷6月(D) [単位:円]				
	全体	R4平均	全体	R3平均
全体	2047 100%	49,154	2049 100%	48,362
指定なし	1142 56%	49,144	1142 56%	48,117
指定を受けている	905 44%	49,165	907 44%	48,669

III. ヒアリング調査

1 調査の目的

ヒアリング調査では、自治体及び施設において養護老人ホーム、軽費老人ホームの職員の処遇改善に係る先駆的な取組事例等を収集し、職員の処遇改善の在り方及び処遇改善の推進策を検討するための基礎資料の作成を目的とする。

2 調査概要

<調査対象>

調査検討委員会において推薦のあった自治体、施設および、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム向けアンケート調査、自治体向けアンケート調査の回答者のうち、特に養護老人ホーム、軽費老人ホームの職員の処遇改善に係る先駆的な取組等を実施している自治体、施設をヒアリング調査の対象とする。なお、自治体に対する給与等の処遇改善の引上げに係る交渉等、関連団体の関与が大きいと考えられる好事例がある場合には、関連団体もヒアリング調査の対象とする。

■ 自治体

(対象数)

- ・ 都道府県：2 件程度
- ・ 市区町村：2 件程度

(対象選定の条件)

- ① 厚生労働省通知*以降に、施設の職員に対する給与等の引上げの処遇改善を目的に措置費・事務費等の引上げを実施した自治体
◇ 関連団体による交渉等を通じて対応を行った自治体等
- ② 従前より、施設の処遇改善（給与等の引上げ以外の処遇改善の取組を含む）の状況を把握し、独自に対応を行っている自治体

※ヒアリング対象とする自治体は、①の措置費・事務費等の引上げという結果だけではなく、処遇改善の対応におけるプロセスを重視してヒアリングを行う

※ヒアリング対象とする自治体と施設が重複する場合は、双方の課題意識（取組背景）と処遇改善の取組結果に対する認識を把握する

■ 関連団体

(対象数)

- ・ 関連団体：2 団体程度

(対象選定の条件)

- ① 厚生労働省通知*以降に、自治体に向けて、職員の処遇改善を推進するために積極的な活動を行った関連団体

- ② 従前または厚生労働省通知*以降に、自治体に向けて、職員の処遇改善と併せて地域への公益的取組等のアクションを行っている関連団体

※①②について、関連団体のアクションを受けて、自治体が職員の処遇改善等に係る対応を行った場合には自治体も対象候補とする

■ 施設

(対象数)

- ・ 養護老人ホーム：4 施設程度（特定入居者生活介護の取得有・無）
- ・ 軽費老人ホーム：4 施設程度（特定入居者生活介護の取得有・無）

※自治体に対する給与等の処遇改善の引上げに係る交渉等、施設からの情報収集が難しいと考えられる内容については、別途、候補となる関連団体を選定し、ヒアリングを行う。

(対象選定の条件)

- ① 従前または厚生労働省通知*以降に、施設の職員に対する給与等の引上げの処遇改善を実施している施設（措置費・事務費等の引上げ、法人持ち出し等を問わない）
- ② 従前または厚生労働省通知*以降に、施設の職員に対して給与等の引上げ以外の処遇改善の取組を実施している施設
- ◇ 職員のスキルアップにつながる評価や育成の仕組みを導入し、人材の定着・育成の促進やサービスの品質向上につなげている施設
 - ◇ 参考資料 1 のスライド 2 枚目（4 ページ）「処遇改善に関する加算の職場環境等要件」にある取組を実施し、職場環境等の改善を行っている施設（特定入居者生活介護の指定の有無は問いません）
 - ◇ 職員の処遇改善と併せて地域ニーズに対する施設機能の強化や地域への公益的取組等につなげている施設

※①かつ②の実施施設、または②のみ実施している施設

※ヒアリング対象とする自治体と施設が重複する場合は、双方の課題意識（取組背景）と処遇改善の取組結果に対する認識を把握する

<調査方法>

- ・ Web 形式

※いずれも半構造化インタビューを実施（各対象 1～1.5 時間/回）

<調査時期>

- ・ 調査時期：2022 年 11 月～2023 年 2 月

<調査項目>

■ 自治体向けヒアリング項目

- 基本情報
 - ✓ 施設概要
 - ◇ 管内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム施設（以下、施設）の状況
 - ・ 施設種別、特定施設の指定の有無、定員数
- 措置費・事務費の改定状況について
 - ✓ 消費税増税分への対応状況
 - ◇ 対応の有無
 - ◇ これまでの経緯・対応方法等
 - ✓ 厚生労働省通知後の処遇改善への対応状況
 - ◇ 対応の有無
 - ◇ これまでの経緯・対応方法等
 - ◇ 従来行っていた処遇改善に関する取組
- 改定（過去を含む）を行った際の施設関係者・業界団体からの反応・意見
- 現在自治体として行っている取組やその背景・課題意識
 - ✓ 給与以外の処遇改善や人材の確保・定着のために実施している施策
 - ※ 介護ロボットの導入補助や人材確保協議会の設置等
 - ✓ 背景にある自治体として感じている施設の課題
 - ✓ 施設の課題の把握状況（施設の稼働状況・経営状況の把握等）
 - ✓ 施設関係者や業界団体からの要望・意見
- 今後に向けた取組
 - ✓ 改定を行う際に必要となる要素（国等からの通知や技術的助言等）
 - ✓ 施設での職員の処遇改善等に対して感じている課題・期待等
- 地域共生社会の実現に向けて、今後施設に期待する取組等

■ 関連団体向けヒアリング項目

- 処遇改善等の取組状況
 - ✓ 従前からの自治体・施設との連携状況（連携の頻度・連携内容）
 - ✓ 自治体の改定状況・改定内容
 - ✓ 自治体への施設の処遇改善に係る要望活動について
 - ◇ 要望活動のきっかけ・課題
 - ◇ 要望活動の方法・内容
 - ◇ 要望活動による好影響について（自治体・施設・団体）
- 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

■ 施設向けヒアリング項目

- 基本情報
 - ✓ 施設概要
 - ◇ 種別、特定施設の指定の有無、定員数
 - ◇ 採用・定着の状況等
 - ◇ 施設の特徴
- 処遇改善等の取組状況について
 - ✓ 従前の職員の処遇改善の取組方法・取組内容
 - ◇ 職員の給与等に係る処遇改善
 - ◇ 給与等の引上げ以外の処遇改善
 - ✓ 自治体の改定状況・改定内容
 - ✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況
 - ✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容
 - ◇ 処遇改善の取組のきっかけ・課題
 - ◇ 職員の処遇改善の取組方法・内容
 - ・ 職員の給与等に係る処遇改善
 - ・ 給与等の引上げ以外の処遇改善
 - ・ 処遇改善の取組による好影響について（組織・職員）
 - ✓ その他、職員の処遇改善や人材の確保・定着に係る特徴的な取組
- 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等
- 地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等

3 ヒアリング調査結果

<ヒアリング調査対象一覧>

■ 自治体

No	種別	自治体名	ヒアリング対象種別	ヒアリング実施日
1	都道府県	愛知県	軽費老人ホーム	12月19日
2	都道府県	青森県	軽費老人ホーム	2月17日
3	都道府県	千葉県	軽費老人ホーム	12月16日
4	市区町村 (政令市)	名古屋市	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	12月13日
5	市区町村 (中核市)	八王子市	養護老人ホーム	1月11日

■ 関連団体

No	団体名	ヒアリング対象種別	ヒアリング実施日
1	奈良県老人福祉施設協議会	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	12月12日
2	福岡県老人福祉施設協議会	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	12月15日

■ 施設

養護老人ホーム (No.1~4)・軽費老人ホーム (No.5~8)

No	種別	特定入居者 生活介護	法人名・施設名	所在地	定員	ヒアリング 実施日
1	養護老人 ホーム	指定なし	社会福祉法人五色会 養護老人ホーム緑川荘	熊本県	50名	2月9日
2	養護老人 ホーム	指定なし (個人契約 型)	社会福祉法人 徳之島福祉会 徳之島老人ホーム	鹿児島県	50名	1月23日
3	養護老人 ホーム	指定あり (一般型)	社会福祉法人樹園 樹園老人ホーム	秋田県	50名	2月10日
4	養護老人 ホーム	指定あり (外部サー ビス型)	社会福祉法人鳥取福祉 会鳥取市なごみ苑	鳥取県	90名	2月10日
5	ケアハウ ス単独型	指定なし	社会福祉法人大田市 社会福祉事業団 ケアハウスピラおおだ	島根県	50名	12月16日
6	ケアハウ ス単独型	指定あり (一般型)	社会福祉法人本楯たち ばな会 ケアハウスふるさと	山形県	50名	11月29日
7	都市型軽費 老人ホーム	指定なし	メディカル・ケア・ サービス株式会社 愛の家都市型軽費老人 ホーム杉並上高井戸	東京都	20名	2月10日
8	特養併設ケ アハウス	指定なし	社会福祉法人寿量会 ケアハウス宝光庵	熊本県	22名	2月2日

＜ヒアリング調査結果概要＞

自治体向けヒアリング結果のまとめ

1. 措置費・事務費の改定状況について

① 消費税増税分への対応状況

消費税増税分への対応状況についてはヒアリングを行った自治体ごとに対応が分かれているが、8%増税時に増額対応できなかった自治体において処遇改善の実施と合わせて消費税 10%増税分の増額対応を行っている事例が聞かれた。

＜主な回答＞

- ・ 令和 5 年度分から消費税 10%増税対応を行う予定。(愛知県)
- ・ 軽費の補助金のうち生活費とサービス提供費の引上げについて消費税 8 %、10%相当分引上げを行っている。(千葉県)
- ・ 消費税 10%分については令和元年 10 月分よりサービス提供分、生活費については令和 2 年 4 月分より引上げを行っている。(青森県)
- ・ 養護老人ホーム分については消費税 8%への増税の際には対応できず、消費税 10%への増税の際に要綱を改正し一般生活費等を増額し改定を行った。軽費老人ホーム分についても消費税 8%への増税の際にも検討はしていたが対応できず、消費税 10%への増税時に消費税 5%分から 10%分相当の増額対応を行った。(名古屋市)
- ・ 8%増税時の対応はしていなかったが令和 4 年度 4 月分より 10%増税分の上乗せを行っている。(八王子市)

②厚生労働省通知後の処遇改善への対応状況

処遇改善分については対応が分かれた消費税増税分の対応と異なり、今回ヒアリングを行ったいずれの自治体からも、予算措置の都合から支給時期が異なっているものの令和 4 年 4 月分から処遇改善相当分の支給を実施している。

＜主な回答＞

- ・ 既存の事務費に上乗せで令和 4 年度 4 月分から遡及払いで実施している。(愛知県)
- ・ 令和 4 年 4 月から介護職員一人当たり常勤換算で 9 千円の加算を新設している。施設の判断で介護職員以外の職員を対象にできるようにしているため、9 千円の加算の使い道については介護職員以外の職員も対象にして差し支えないとしている。(青森県)
- ・ 令和 4 年 9 月に 9,000 円相当分を取り扱い基準の改正で対応を行っている。令和 4 年 4 月分の事務費から遡及し支給を行う予定である。(千葉県)
- ・ 養護老人ホーム分では令和 4 年 4 月から対応を行っている。12 月に国通知が出た

時点で予算措置を行い、要綱を作成し処遇改善支援金（補助金）という形で施設に支払いをしている。月の常勤換算の支援員に 9,000 円を乗じた金額を支払っている。軽費老人ホームでも同様に令和 4 年 4 月分から介護職員に 9,000 円を乗じた金額を支給している。（名古屋市）

- ・ 令和 4 年 4 月分から遡及して支給を行っている。（八王子市）

③改定（過去を含む）を行った際の施設関係者・業界団体からの反応・意見

処遇改善の対応については施設・業界団体からは好意的に受け止められているものの、支援員以外の職員の処遇改善についても求める意見を受けている。

<主な回答>

- ・ 現時点では特にはない。（愛知県）
- ・ 特に聞いていない。（青森県）
- ・ 高齢者福祉施設協会等の業界団体からは好意的に受け止めてもらえた。（千葉県）
- ・ 施設から感謝の声があった。（名古屋市）
- ・ 配置基準上の支援員のみで 9 千円の加算を行っているので、名簿上他の職種として配置されているが、実際には支援員として働いている職員は処遇改善の対象とならず、加算対象人数との差が生じている部分はあった。施設側からは実際の支援員の配置人数で処遇改善を行ってほしいという要望は受けている。（八王子市）

④背景にある自治体として感じている施設の課題

自治体として把握している施設の課題として人材不足が課題に挙がってくるが、経営が厳しい中で配置基準以上に人員を増やせないという意見も聞かれた。また、養護軽費の施設は開設から年数が経過していることで施設の老朽化と利用者の高齢化・重度化が進んでいることも課題として挙げられた。

<主な回答>

- ・ 開設から年数が経過し入所者の要介護度が年々高まっていく中で、職員の負担が増えていくことが想定される。施設の老朽化対策も課題である。（愛知県）
- ・ 県内の施設はほぼ赤字の状況となっており、法人内の特養等介護施設からの繰り入れで経営を賄っている状況であると認識している。（青森県）
- ・ 軽費老人ホームにおいても人材不足は深刻な課題であると感じている。（千葉県）
- ・ 公立の養護軽費では把握できているが、必要定員は満たせている。入所者の確保に困っているという課題は特に聞いていない。ケアハウスを持っている施設は特養を抱えていることが多いので特養側の人員不足の影響が出る部分はある。（名古屋市）
- ・ 入所者率が平均では 95%となっているがほぼ満床の施設と空床が目立つ施設に分かれている。60 人定員の施設でも 1 床空いているだけで経営的に厳しいと聞いて

いる。空床を出さずに施設が運営できるかを考えていく必要がある。(八王子市)

⑤施設の課題の把握状況（施設の稼働状況・経営状況の把握等）

課題の把握方法としては業界団体からの要望や会議における発言等、業界団体が重要な役割を果たしていることが今回のヒアリングからも伺える。それ以外にも実地指導や監査等公的な場や、事務手続きの際の意見等非公的な場の両面での意見が施設の課題や状況を把握する重要な機会となっている。

＜主な回答＞

- ・ 関係団体から年に1回、要望を頂いている。(愛知県)
- ・ 施設の入所率の聞き取り調査を年2回実施している。小規模の施設は併設の特養がなければ経営が成り立たないというように経営が基本的に苦しいという意見を多く聞いている(千葉県)
- ・ 資金収支計算書で各拠点別の収支を確認する形で15施設の経営状況はある程度把握している。費用徴収額の確認と合わせ、年に1回施設に聞き取り調査を行っている。(青森県)
- ・ 社会福祉法人については現況報告書を通じて把握している。養護については2～3年に一回の監査で確認を行っている。稼働状況については施設側から入退所の情報をもらっている。(名古屋市)
- ・ 市として各施設の稼働状況や待機者数は把握している。施設側から事務連絡等の際に人員確保の難しさについて相談がある。施設関係者や業界団体からの要望・意見の調整が必要である。(八王子市)

2. 今後に向けた取り組み

①改定を行う際に必要となる要素（国等からの通知や技術的助言等）

改定を行う際に必要なものとして、財政担当課等に承認してもらうためのエビデンスとして国からの通知・技術的助言や周辺の自治体の動向が重要だという意見が多く伺えた。漠然とした増額対応よりも今回の処遇改善の事例のように明確に数字の根拠や計算式が示されている方が望ましいという意見も挙げられた。

業界団体からの要望や会議において

＜主な回答＞

- ・ 技術的助言の具体的な積算根拠や人件費の上昇を踏まえた単価表の見直しが必要で、これにより改善が進むのではないかと。(愛知県)
- ・ 金額や根拠が明確に出ていると財政課と交渉がしやすい。財政課もいくら入ってくるかを認識ができれば予算の交渉ができない。財政課との交渉には他県での状況や国からの交付税措置がされるという明確な根拠が必要である。()
- ・ 今回の処遇改善では金額が出ていたので進めやすかった。軽費の金額の設定につ

いて「地域の実情に応じた」という言葉が使われるが、近県の金額を聞いただけでも千葉県に必要な金額がどの程度かを検討するのが難しい。(千葉県)

- ・ 今回のように国から金額を含めて具体的な対応方法を出してもらう方が良い。対応を各自治体の判断に委ねられると、本当にそれが必要かを自治体でまず判断材料を探す必要性が出てくる。現在の状況の調査や改定額の検討、他自治体の状況調査する必要がある。施設側や業界団体へ説明する際の根拠にもなる。根拠がなければ増額改定や新しい予算を取るのは難しい。(名古屋市)
- ・ 都道府県には管内の自治体が一律して対応ができるよう指導をしてほしいと感じている。(八王子市)

②施設での職員の処遇改善等に対して感じている課題・期待等

課題として介護サービス事業所で働く介護職員と比較した際の賃金面の条件が人材確保や法人内の異動に影響を与えているという意見が伺えた。

<主な回答>

- ・ 介護職員処遇改善補助に関しては、介護保険事業所への処遇改善と同様、介護職とその他職員との間で不平等感が生じるとの意見が施設からあがるのが懸念される。(愛知県)
- ・ 介護職員以外の処遇改善が課題であると感じている。実績報告の際に相談員等介護職員以外の職員にどう支給されたかを確認したい。(青森県)
- ・ 高齢者福祉施設協会からは他業種に比べ介護職の賃金が低く人が集まらなないと意見を聞いている。(千葉県)
- ・ 軽費・ケアハウスは職員が少なく介護職員が離職すると給与が安いので異動が進まない事例も聞いている。9千円の賃上げを行ったが、十分ではないと感じている。介護保険事業所は処遇改善が進んでいるのと比較して進んでいないのが現状である。処遇改善に限らず見直しにあたって国の自治体からの技術的助言が必要である。根拠にできる情報が少なく、古くなっている。(名古屋市)
- ・ 市内の養護老人ホームでは八王子市の対応以前から9千円を上回る処遇改善を行っていた事例も聞いている。取組を続けてもらえればと考えているが、市としては9千円の処遇改善が妥当な金額なのか、9千円でいつまで続けるのかを今後検証する必要があると考えている。(八王子市)

③地域共生社会の実現に向けて、今後施設に期待する取組等

養護・軽費いずれにおいても要介護認定を受けていない、低所得等の条件の高齢者の居所として地域で重要な役割を果たしており今後もその役割を期待しているという意見を伺えた。その一方で養護軽費を居所として活用している元気高齢者の活用や地域との交流を求める意見も挙げられた。

<主な回答>

- ・ 低所得の高齢者の居所として地域で重要な役割を果たしており、今後もその役割を期待している。(愛知県)
- ・ 福祉施設全般に言える課題ではあるが、その中で閉じこもりがちになることが多い。外部との交流を行っていくための支援が必要ではないかと考えている。(千葉県)
- ・ 軽費老人ホームは低所得高齢者の居住の提供として重要である。軽費には元気な高齢の入居者も多いので高齢者の居場所・生きがいつくりの支援をやってほしいと考えている。(青森県)
- ・ 要介護認定を受けておらず在宅で生活が困難な人、生活保護の手前住処として必要なものと捉えている。(名古屋市)
- ・ 地域包括支援センターのシステムも利用して地域へのアウトリーチ等を行っていただければと考えている。有料やサ高住の入所者が増えている中で、養護老人ホームの存在意義をアピールしていく必要がある。(八王子市)

施設向けヒアリング結果のまとめ

ヒアリング先の事例を一部紹介する際は、以下の通り施設名を省略して掲載する。また、（ ）内の表記について、養護：養護老人ホーム、軽費：軽費老人ホーム、共通（養護老人ホーム・軽費老人ホーム共通）の回答としている。

種別	法人名・施設名	略称
養護老人ホーム	社会福祉法人徳之島福祉会 徳之島老人ホーム	養護 徳之島老人ホーム
	社会福祉法人鳥取福祉会 鳥取市なごみ苑	養護 なごみ苑
軽費老人ホーム・ケアハウス	社会福祉法人大田市社会福祉事業団 ケアハウスビラおおだ	ケアハウスビラおおだ
	社会福祉法人本楯たちばな会 ケアハウスふるさと	ケアハウスふるさと
	社会福祉法人寿量会 ケアハウス宝光庵	ケアハウス宝光庵

1. 処遇改善等の取組状況について

① 従前の職員の処遇改善の取組

【職員の給与等に係る処遇改善】

養護老人ホーム・軽費老人ホームともに、従前より職員の給与等に係る処遇改善の取組を実施している施設、いない施設があった。従前より職員の給与等に係る処遇改善を実施している施設においては、経営判断で、全職員へ一時金や手当等の支給を行っていた。また、支給方法については、介護保険分の処遇改善費を全職員へ分配しているケース、他の職員分の人件費を法人の持ち出しで、職種等により傾斜をつけて支給しているケースが主にみられた。

<主な回答>

- ・ 全職員に対して引上げを実施している。（共通）
- ・ 職員全員の給与の引上げに係る費用は法人持ち出しで行い、金額は傾斜をつけ支給した。（共通）
- ・ 法人として、毎年、施設の種別や職種に関わらず、役職の等級に応じて手当を支給している。支払い費用の持ち出しはない。（養護）
- ・ 従前は引上げを実施していない。（共通）

2. 厚生労働省通知後以降の対応について

① 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況等

（自治体・関連団体との連携）

処遇改善に係る施設の連携状況については、養護老人ホーム・軽費老人ホームともに多くの施設で、県の老人福祉施設協議会や軽費老人ホーム連絡協議会等の団体による働きかけをきっかけに、施設が自治体への要望書を提出する動きがみられた。また、一

部の施設では、自治体から直接情報提供を受けているケースもみられた。

(円滑な交渉に向けた対応等)

自治体との交渉の際、円滑な交渉に向けた対応として以下のケースが確認された。

- 団体の会長等が自治体への処遇改善に係る交渉に同席することで、自治体内の権限を持つ方との交渉が円滑に進んだケース
- 普段から自治体との交流があることで、交渉前に自治体側の事前準備が円滑に進められたケース
- 他の施設のアドバイスや団体の情報提供をもとに、自治体が対応しやすい情報として「他の自治体の対応状況」や「増額幅の計算方法」等を示したケース

一方で、養護老人ホームの中には、自治体との処遇改善に係る交渉の席に着くことはできたものの、措置費を上げるための予算確保や処遇改善の比率等、自治体内での対応を進めるために必要な根拠情報を集めることに時間を要し、協議が長期化したケースも見られた。

<主な回答>

- ・ 県の老人福祉施設協議会より、厚生労働省の通知や処遇改善に係る要望書の申請について働きかけがあった。これを踏まえ、自治体へ要望書を提出した。(共通)
- ・ 東京都から通達として情報提供を受け、法人本部と東京都の間で職員の処遇改善に係る申請の手続きを進めた。(軽費)
- ・ 山形県に対して、県の軽費老人ホーム連絡協議会が処遇改善の窓口として団体交渉を行い、情報共有を受けている。(軽費)
- ・ 鳥取市内の養護老人ホーム 4 施設の代表者とともに、県老人福祉施設協議会の会長と鳥取市へ出向いて要望書を提出した。(養護)
- ・ 2 か月に 1 回ケース検討会を行う等、市役所の担当者と普段より交流があったため、事前に情報共有を行い、準備をいただけた。(養護)
- ・ 普段お付き合いのある養護老人ホームの方から、自治体との交渉について、施設の地域における役割・実績を伝えること、課長に話をつないでいただくこと、自治体の考え伺うこと等のアドバイスを受けた。(養護)
- ・ 増額幅の計算方法について全国老人福祉施設協議会の参考資料を提出し、初期に措置費の引上げに動いた他の自治体の対応を示した。(養護)
- ・ 市との協議は長期間に渡った。措置費を上げるための予算や処遇改善の比率等、自治体内での対応やその理由づけについて時間を要した。(養護)

② 自治体の改定状況・改定内容

今回のヒアリング対象施設は、自治体の措置費・事務費の改定済または改定の予定があり、かつ総額が純増している施設としている。

自治体の措置費・事務費の改定時期については、養護・軽費老人ホームともに 2022 年の 4 月改定としている回答が最も多くみられた。また、支給の開始時期は改定の数か月以降に遡及支給を行っているケースが最も多くみられた。

支給内容については、措置費や事務費の費目に対する引上げや加算の新設を行い、対象職員 1 人当たり 9,000 円/月として引上げの対応がなされていた。さらに、主な対象職種は、養護老人ホームは支援員、介護職員、軽費老人ホームでは、介護職員であった。

<主な回答>

(養護)

- ・ 措置費の改定時期：2022 年 4 月
- ・ 支給開始時期：2022 年 7 月～9 月頃（改定時期より遡及支給）
- ・ 支給内容：支援員等処遇改善加算等。対象職員 1 人当たり 9,000 円/月
- ・ 対象職員：支援員、介護職員、その他（看護師）

(軽費)

- ・ 事務費の改定時期：2022 年 4 月（今後予定 1 施設）
- ・ 支給開始時期：2022 年 4 月～9 月頃（改定時期より遡及支給）
- ・ 支給内容：介護職員等処遇改善加算等。対象職員 1 人当たり 9,000 円/月
- ・ 対象職員：介護職員

3. 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容について

① 処遇改善の取組のきっかけ・課題

処遇改善の取組のきっかけ・課題意識として、介護職員の処遇改善が開始されたこと（従前の取組施設）、人口減少や高齢化等により地域的な人材確保の課題、応募者が来ないことが主な理由として挙げられた。また、子育てを理由とした職員の退職、法人内の他事業所と比べた低い給与水準等の意見もみられた。

<主な回答>

- ・ 介護職員の処遇改善が進む中で、処遇改善の対象外の職員に対する給与引上げも必要と判断した。（共通）
- ・ 地域の特性として、募集をかけても人材が集まりにくい（共通）
- ・ 今まで応募があった、調理員、夜間職員等の応募が来なくなっている。（養護）
- ・ 子育て世代が多い地域だが、子育てを理由に退職する職員がいた。（養護）
- ・ 法人のグループホームの方が、軽費老人ホームの給与水準に比べて給与は若干高いことも応募に影響している可能性がある。（軽費）

② 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・内容

【職員の給与等に係る処遇改善】

厚生労働省通知後の職員の給与等に係る処遇改善として、養護老人ホーム・軽費老

人ホームともに多くの施設が、職員全員へ手当や基本給の引上げ等の形で支給を行っていた。また、職員全員へ処遇改善に係る手当等を支給した際には、全員へ均等に配分したケース、処遇改善の対象職員に配分が多くなるよう職種により傾斜をつけ配分したケース等、配分方法は様々であった。さらに、全職員への支給を行うために法人の持ち出しを行う施設がある一方で、経営が厳しいことから法人の持ち出しを行うことまではできない施設もみられた。

なお、全職員への処遇改善に係る手当等の支給を決めた理由については、いずれの施設も職員の意欲への影響や多職種の役割の重要性という回答がみられた。

<主な回答>

- ・ 処遇改善の対象職員以外は、法人の持ち出しとして、全職員に対して手当や基本給として支給した。職種により支給額に傾斜をつけた。(共通)
- ・ 職員の意欲等にも影響するため全職員への支給を判断した。(共通)
- ・ 施設の運営には、誰が欠けても困るという認識の上対応した。(共通)
- ・ 職員全員の基本給を引上げた。さらに、介護職員・支援員に対しては、夜勤手当を追加した。(養護)
- ・ 措置費の単価が低く、施設運営に影響するため、持ち出しができない。(養護)
- ・ 常勤職員は月給数千円、非常勤職員は時給数十円という形で、手当として支給した。(軽費)

③ 処遇改善の取組による好影響について（組織・職員）

厚生労働省通知以降の処遇改善の取組による好影響について、職員が喜んだ等のポジティブな反応があった、職員の反応まではみられなかったが不満は出ていない、低賃金に対する訴えがなくなったという意見が複数みられた。

また、処遇改善による給与引上げがあることで、法人内の他施設の職員がケアハウスへ異動する際の交渉がスムーズにできたケースがみられた。

<主な回答>

- ・ 職員の反応までは見られなかったが不満は出ていない。(共通)
- ・ 処遇改善に係る手当の支給を行ったことで、職員に笑顔が生まれた。恐らく、職員のモチベーションの向上にもつながったと思われる。(養護)
- ・ 給与の引上げやキャリアパス制度に対して、職員から喜ばれた。(養護)
- ・ これまでは職員面談の際に低賃金の訴えが多かったが、処遇改善後に初めて訴えがなくなった。(軽費)
- ・ 初めて、処遇改善による給与引上げもあることを伝えたことで法人内の特別養護老人ホームの介護職員（介護福祉士）がケアハウスへ異動することができたことが良かった。結果的には賃金が下がる格差が生じたが、当該職員は高齢で業務の負担の訴えがあったことから、業務内容の見直しも行っている。(軽費)

④ 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

【施設の処遇改善等における今後の課題】

養護老人ホーム・軽費老人ホームともに、ほぼ全ての施設から、自治体の給与等の引上げに係る処遇改善の対象職種が限られていることに対する課題意識の回答がみられた。なお、ほぼすべての施設が職員全員に対する給与等の処遇改善を行っている。

また、多くの施設が、業務内容の違い等もあるため一概には言えない部分があるものの、法人内の他サービス種別の施設と比べ、施設の給与水準が低いと回答しており、その結果、職員の採用・定着や異動等に影響しているとの意見がみられた。

さらに、現状では、施設の入所者・入居者の重症者の受入や自立支援の取組等の役割に応じて、収入や人員配置の見直しがなされておらず、これらの取組に対するインセンティブを求める意見が複数みられた。

<主な回答>

(給与等の引上げに係る処遇改善の対象職種の制約について)

- ・ 施設運営に不可欠な調理師等は処遇改善手当の対象に含まれていない。(軽費)
- ・ 介護職員以外の職種にも配分できる程度の処遇改善加算があると助かる。(軽費)
- ・ 養護老人ホームは、職員の人数が少ないため、他の職種が同じ業務を行うことも少なくない。処遇改善の対象者であるからこの仕事をするのは当然という考えが職員に生まれないようにしたい。(養護)

(法人内の他サービス種別の施設と比較した低い給与水準)

- ・ 処遇改善以降も法人の他サービス種別の施設に比べ、給与水準は低い。(共通)
- ・ 当施設へ異動をすると給与は下がる。業務内容が異なることも考慮されている。一方で、身体介護がないことから仕事が楽だと思われがちであるが、入居者の精神面に対する支援は介護施設より重いと思う。思ったよりも業務が大変である、賃金が仕事に見合わないといった理由から退職された方もいる。(軽費)
- ・ 法人のグループホームの方が、軽費老人ホームの給与水準に比べて給与は若干高いことも応募に影響している可能性がある。(軽費)

(施設の役割に応じた収入・人員配置の見直し等)

- ・ 施設には、認知症やその他の精神疾患等を抱えた入所者も多く、夜間は2名体制で配置を手厚くしなければリスクや職員の負担が大きい。施設の役割を踏まえ、労働の対価に見合った措置費の支給について議論が望まれる。(養護)
- ・ 入所者は要介護度の高い方も増加する中、設立時の人員体制では対応ができない。要介護3以上の方を受入ていることに対して、インセンティブが欲しい。職員が頑張っても、他の介護保険サービスの方が、給与水準が高く、人員配置数も多い状況では、働きたいという人がいない。(養護)
- ・ 入居者は、認知症で徘徊する方等、体は元気でも自己判断できない等、転倒や骨折のリスクが高く対応に苦慮する方も少なくない。職員のスキルや努力により何と

か現状の人員配置で運営を維持している状況である。(軽費)

- ・ 都市型軽費老人ホームの収入を見直して欲しい。また、加算を取得するためには、自立型の施設運営では職員数の要件等のハードルが高い。施設の特性に応じて、何らかの加算を設けることで、収入アップできる仕組みがあると良い。(軽費)

(事務手続きの煩雑)

- ・ 特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、保育所等運営事業別に処遇改善に係る支給を受けるための事務手続きが非常に煩雑である。(軽費)

【施設の処遇改善等における今後の期待等】

多数の施設から、養護老人ホーム・軽費老人ホームの職員が処遇改善の対象となったことについて、職員の働く意欲や動機づけにつながるとの回答がみられた。さらに、処遇改善を契機に、職員に対する自身の役割や経営に対する意識付けを行うこと、施設が働きがいのある職場環境づくりを進めることで、サービスの向上や経営改善の良い循環が生まれることを期待する意見が複数みられた。

また、養護老人ホームからは、措置費の引上げが、消費税 10%増税時以来であったこと、自治体の速やかな対応が実現されたことで、今後の施設運営等における自治体との連携・対応に期待する意見がみられた。

<主な回答>

(職員や施設運営への好影響の期待等)

- ・ 処遇改善手当が支給されることは、相当に有難い。施設が処遇改善の対象となったことは、職員の励みになると考える。(共通)
- ・ 給与の引上げやキャリアパス制度に対して、職員から喜ばれた。職員のキャリアパスの環境づくりをさらに進めたい。働くモチベーションを上げることができる施設にしたい。(養護)
- ・ 今後も継続的に職員の給与等の引上げの財源を確保するためには、経営の改善を続けることが重要である。また、職員が施設の経営に対する意識を持ち、経営改善のためにできる行動を取ることも必要であると考え。(軽費)
- ・ 処遇改善が職員にとって当たり前で終わらずに、自身の役割や業務の動機づけにつながるように説明していく必要がある。(軽費)
- ・ 処遇改善が職員の動機づけにつながり、職員がエッセンシャルワーカーとしての役割を発揮することで、さらに良いサービスを入居者に提供できる循環が生まれるようにしていきたい。(軽費)

(自治体の対応に対する期待)

- ・ 今回の措置費の引上げは、消費税 10%増税時以来である。町の対応が早く、自治体の速やかな対応が実現されたことは大きな変化と感じた。金額以上に、施設運営に良い循環が起きる期待がある。(養護)

⑤ 地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等

処遇改善を契機として、地域共生社会の実現に向け強化したい機能等については、施設から、地域サロンや勉強会の開催、地域の高齢者の働く場づくり、入所者の自治会への参加等の取組等の回答がみられた。

一方で、養護老人ホーム・軽費老人ホームともに、施設の人手不足が深刻であることから、人材の確保に向けた取組をまずは行い、地域に向けた企画を進められる体制を作りたいという意見が散見された。

さらに、地域共生社会の実現に向けた環境等の支援として、処遇改善の対象となる地域に対する専任の窓口担当者の配置、入所者（入居者）の社会復帰を機能強化することに対する評価の仕組みを導入する提案意見がみられた。

＜主な回答＞

（地域共生社会の実現に向けて強化したい機能等）

- ・ 地域サロン活動を行い、地域の子供を見守る場を作りたい。また、60 歳以上の高齢者の方が、働き続けられる環境づくりを進めたい。（養護）
- ・ 入所者が地域において役割を持つ機会として、自治会へ参加することを試みたい。社会とつながることも十分社会復帰であると思う。（養護）
- ・ 体制が整えば、地域との交流に向けた率先的な働きかけを行っていききたい。具体的には、施設の敷地内のスペースを利用したイベントの企画、地域に向けた勉強会や健康教室の開催、近隣の保育所・幼稚園との交流等を考えている。（軽費）

（地域共生社会の実現に向けた体制の確保の必要性）

- ・ 人手不足が深刻であり、まずは職員の充足を急ぎたい。職員数が安定すれば、より企画が進められると考えている。（共通）
- ・ 若手の育成を図りたい。前月（2023 年 1 月）より国家資格（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）の受験料の全額支給を始めた。（養護）

（地域共生社会の実現に向けた環境等の支援に対する提案・要望）

- ・ 地域貢献の推進は、人手不足で職員の手が回らないことが実情と思われる。処遇改善の対象として、地域への窓口として専任の人を配置できるようになれば、施設と地域との橋渡しや様々な取組ができるのではないかと考える。（養護）
- ・ 介護度の高い方や精神障害への対応等だけではなく、社会復帰できるような機能強化を評価できるものがあると素晴らしい。（養護）

⑥ その他（経営課題等）

処遇改善等の取組の推進を進める上での経営課題に関する意見が複数みられた。

主な意見として、養護老人ホームからは、自治体の措置の要件が厳しいこと、施設・設備の改修に係る補助金がないこと等により厳しい経営状況を訴える意見がみられた。また、一般財源化以降、自治体による措置費の単価の見直しがないこと、自治体の担当

者が措置制度について理解を深める必要があることについての意見がみられた。

軽費老人ホームからは、徘徊する認知症の方が多い等、入居者の支援に対する職員の負担が大きくなる中で、人員の増員等が必要な状況にあるといった意見がみられた。

その他、給与以外の処遇改善として、業務改善を進めたいものの、軽費老人ホームは介護ロボット・ICT 補助金などの対象とならないことを指摘する意見がみられた。

<主な回答>

- ・ 自治体の措置の要件が厳しく、そもそも判定に上げられない方もいる。措置入所の方の稼働率が低いことから、経営としては厳しい状況である。施設・設備の改修も（補助金の対象とならないことから）、積立金を取り崩している状況であるため、十分に改修ができていない。（養護）
- ・ 措置費は据え置かれているため、施設の収入は変わらないまま最低賃金の上昇等、人件費が上乘せされている実態がある。また、一般財源化以降、単価の見直しもなされていない。これまで、措置費の引上げに向けた交渉や介護サービス利用者負担加算の請求について、自治体に受入ていただけないことがあった。交渉の中で、自治体の担当者も措置制度や施設の役割について十分には理解できていないのではないかと感じている。（養護）
- ・ 入居者は、認知症で徘徊する方等、体は元気でも自己判断できない等、転倒や骨折のリスクが高く対応に苦慮する方も少なくない。職員のスキルや努力により何とか現状の人員配置で運営を維持している状況である。（軽費・再掲）
- ・ 人材の確保・定着を促進するには、処遇改善とともに、ICT 活用等の業務改善の取組も重要であると考えている。例えば介護ロボット・ICT 補助金など、介護保険事業にある補助金が老人福祉法の軽費老人ホームでは対象とならない。（軽費）

4. 給与等の引上げ以外の職員の処遇改善や人材の確保・定着に係る特徴的な取組

給与等の引上げ以外の処遇改善及び人材の確保・定着に係る取組として、特徴的なものを事例として掲載する。

<事例1：ケアハウスピラおおだ>

「現場の声を吸い上げながら人材確保・定着に向けた取組を推進」

- ・ 人材確保・定着における課題は、施設によって異なるため現場の声を聞かないとわからないと考えている。そのためには、現場の声を踏まえ、試行錯誤の中で、今一番良いと思われる処遇改善の取組を取り入れている。事故防止対策委員会（主任・一般職員がペアとなって参加）、主任会、施設長会議等を通じて、職員が施設・法人として取り組みに対する意見を出す場を設けている。
- ・ 最近では、非常勤職員の確保が難しい状況であることから、主任会や施設長会議の意見をまとめ、根拠資料とともに非常勤職員の処遇改善に関する提案を本部の経営層へ行った。

【実施した取組例】

（日々の取組等の情報公開）

- ・ HPを毎日更新し、施設の日々の取組を公開している。その他、入居者の家族に対して、LINEで個別に入居者の様子を職員が動画撮影したものを送付するなどの取組を実施している。職員全員がHPの更新を交代制で実施することで、職員が外部の関係者（地域、自治体、家族等）に対する目線を持つことや、施設としてやるべきことを考えるきっかけにつながっている。
- ・ 応募者はHP経由や知人等を通じた口コミによるものが多くなっていることから、地域における施設の認知や一定の評価が人材の確保にもつながっていると考えている。

（教育・育成）

- ・ エルダー制度の導入
- ・ 専門資格取得の推奨：有資格採用を実施しており、自身で専門資格を取得することで、介護職員から生活相談員へ昇任する職員も多い。大半の生活相談員は介護福祉士、介護支援専門員の資格を有する。
- ・ 目標管理制度の導入：職員との目標管理面談の中で相談・助言を行い、職員のキャリアパスの充実を図っている。一般職員の面談者は主任と施設長が実施。

（労務管理・メンタルヘルス）

- ・ 可能な限り残業が発生しないよう、主任クラスが業務管理を行い、必要に応じて業務の見直しを行っている。
- ・ 産業医面談の他、メンタルヘルス研修会を独自に開催している。

＜事例２：養護 徳之島老人ホーム＞

「子育て世代の支援の充実」

- ・ 職員の高齢化が進行していること、徳之島の地域性として子育て世代が多いこと、子育てを理由に退職する職員がいたことをきっかけに、子育て世代の支援を見直した。
- ・ 子育て世代の方にも来てもらえるよう、平成 23 年に事業所内保育所を設置し、現在は認定こども園としての運営に至った。さらに、子育てや親の介護が必要な職員に対し、補助金・助成金を調べ活用している。
- ・ また、休暇取得の支援として、看護休暇が消化されないことから、有給休暇として付与する対応を実施。さらに、休みを取得しやすい風土ができていなかったため、互いに支えあうことを職員へ伝え続けたことで、シフト調整等で職員同士が譲り合える関係性ができた。

＜事例３：養護 なごみ苑＞

「地域と連携した活動を通じた職員の育成」

- ・ 「職員の意識・行動改革」「ご利用者の意欲の醸成」「地域社会への参加」の３つのビジョンを掲げ、ご利用者の自律活動を促す支援として、施設職員、行政や地域団体等と「やりがい活動」チームを発足し、以下の取組等を実施。
 - ① ご利用者が地域へ出ていくための取組として、鳥取市の介護支援ボランティア事業と連携。ボランティア登録をしたご利用者は、市内の介護施設に出向き、利用者の将棋や話し相手、配膳下膳のお手伝いを行う。行政からは支援金（年最高 1 万円）が支給される。現在、活動者のうち 8 名が登録。
 - ② 職員とご利用者で地域の公園で月 1 回程度の清掃活動を通じた地域貢献を行うとともに、別法人の施設の職員・ご利用者や民間事業者（福祉機器関係）等、交流の輪を広げている。
- ・ 「やりがい活動」を通じて、ご利用者へのサービス提供や地域における施設の役割等の意識を職員が持つことにつながった。

「業務時間分析とシフトの見直しによる職員の負担軽減の推進」

- ・ 夜勤は 90 名のご利用者に対し 2 名の配置であったことから、職員より人員を増やして欲しい要望を受けた。これを受けて、1 か月間職員の業務時間を調査し、最終的に業務が最も過重となる夕食前後の人員を手厚くするシフトに変更した。

<事例4：ケアハウス宝光庵>

「多様な人材の活用の推進」

- ・ 人材確保の課題意識をきっかけに、専門職以外の多様な方が職員として働けるように取組を実施した。資格を問わず、短時間勤務等、その方の時間に合わせたシフト調整、専門的な業務との切り分けを行うことで、地域の方の採用を進めた。
- ・ その結果、施設には、60 歳以上の高齡の職員が多数在籍している。また、地域の主婦の方も在籍している。また、入居者と職員が同じ地域の方であることから、共通の知り合いがいる等、新たなつながりも生まれている。

「非常勤職員のキャリアアップ支援」

- ・ 常勤・非常勤に関わらず、職員がキャリアアップ出来る仕組みとして、昇進の推薦制度を導入している。この制度では、仕事ぶりなどからリーダーとしての適性がある方を各事業所が年に2回推薦し、推薦者の昇進の検討を行う。非常勤職員で主任に昇進した方は、非常勤職員のまま主任手当が支給される。

<事例5：ケアハウスふるさと>

「ニーズの発掘と新たな入居者受入に向けた職員の育成」

- ・ 地域において、特に在宅生活が難しい要介護認定2以下の方のニーズが高いと判断したことから、特定施設入居者生活介護の指定の取得を検討した。有資格者の人員確保や一般と特定の収益面での契約のバランスをシミュレーションし、体制を整備した。
- ・ 職員増加・有資格者確保・スキルアップの対応も含め、人事管理がある意味大変になるものの、結果として経営の安定化や介護職のスキルアップにもつながった。「入居者の視点で良いことを行う」を施設の方針として、職員へ日々共有を実施。

(その他関連取組)

- ・ 生活保護対象者を入居対象として受入ている（現在 10 名入居、過去には最大 16 名入居）。生活保護対象者を受入るようにするため、以下の対応を実施した。
 - ① ケアハウスにおいて徴収する管理費（借入元金・利息償還金相当）について、一時金が資産として取り扱われることを回避するため、分割方式を採択。
 - ② 入居対象者の金銭的制約条件を回避するため、管理費を含めた入居にともなう個人負担金（1 階層）総額が、当該地区における生活保護費の支給上限を下回るよう逆算した総事業費を算出し、開設時の計画を策定した（現状管理費 27,000 円/月に設定）。
- ・ こうした特定入居者生活介護の指定の取得による収支の改善や稼働率アップに向けた経営努力の結果、給与等の引上げに係る費用を捻出することができている。

IV. 調査検討委員会

1 調査検討委員会における検討について

【自治体の処遇改善や消費税増税の対応について】

- ・ 自治体が養護老人ホームに対して今回 58.5%、消費税を手立てしたと回答したことから、これまでは増税の対応を行っていなかったことが明らかとなった。処遇改善や消費税対応について、軽費・養護老人ホームで横並びに比較し、行政でも県と市町の違いがどこまでどう違うのかということと比較して、何かそこに問題点が明確に明言できるようにすべき。
- ・ 軽費老人ホームの処遇改善はもちろん、消費税の増税対応、物価高騰になってくると交付税で手立てしていただく必要がある。このような対応がなければ、公定価格で値上げ分を利用者につけ回しはできないため、経営が困難な施設が出てくると考える。

【自治体の予算措置に向け、国、団体、施設、自治体内に求められる対応について】

- ・ 各都道府県においては、通常であればなかなか予算措置というのは難しい。厚生労働省からの通知があったという点、地方交付税における措置がなされた点、予算要求のタイミングに合致したという点に加え、今回のような全国的な動きがあると比較的予算要求は行いやすい。予算要求時には、財政担当部局に他県の状況を必ず確認される。
- ・ 措置費の予算措置において、市としては同じぐらいのエリアで、どういう形で措置費を調整していくかというところを近隣の市町村と話を行うこともある。各市町村だけの判断ではなく、県として、県や地域に対する施設の基準を示していただけると、非常にありがたい。
- ・ また、関係団体の要望や、施設が主体性を持って動くことは、自治体内で予算措置を行う上での、大きな要素の一つと考えている。
- ・ 今回処遇改善では、非常に細かい技術的な助言があったので、それを踏まえて自治体が動きやすい状況ができてきたというのものもあるかもしれない。また、厚生労働省厚生労働省が出した通知と一緒に現場が即動くということが求められると考える。
- ・ 今回、自治体の処遇改善が多くにわたって成功したのは、厚生労働省の自治体向け調査が有効であった部分もあると思われる。通常は通知、技術的助言までは出しているが、その後に調査を行い、各自治体の対応状況等の報告を促したことは、非常に大きなことだと思う。

【入所者・入居者の重症化に伴う職員負担の増加について】

- ・ 要介護1・2の方をはじめ、要介護の方が軽費老人ホーム・ケアハウスでは増えている。低所得の方は介護サービスの自己負担（1割）ができないために、施設の配置職員が対応しているという事例が非常に多い実態がある。

- ・ 養護老人にホームにおいても、対象者が変わってきているというのは間違いないと思う。また、団体では直近3年ほど、重症で対応が難しい方の Web 研修会を行っているが、申し込みが殺到している。

【建替え・大規模修繕に係る対応の必要性等について】

- ・ 地域共生社会で求める役割を果たすにあたって、老朽化による建替えや大規模修繕等の再生産ができないことも今後の大きな課題となる施設がある。
- ・ これからますます増加することが考えられる地域の低所得の高齢者、あるいはその他のいろいろな生活上の課題を持つ方等の地域のニーズに対応するために、建替え・大規模修繕を行い、新しい機能を発揮させていく重要性を自治体と話し合い、交渉していく必要がある。
- ・ 大規模修繕等の設備の話は、市の補助金や県の補助金、計画として持っていくところだと思う。

【法人内の他施設・事業所職員の異動について】

- ・ 施設向けアンケートの問15「令和3年12月24日以前、養護老人ホームの給与等に係る処遇改善がないことから、法人内の他施設・事業所職員から異動を敬遠された」について、養護老人ホーム、軽費老人ホームともに特養の部門と比べると介護職等は給与が低くなるため、異動を嫌がられるという事案を伺うことが多い。逆に、特養に異動となると給与が上がるイメージを持つ方が多い。
- ・ アンケートでは、特養から養護老人ホームへの異動ということをしていないことが多いのではないかと考えられる。もし異動を行おうとする事案が出てくると、敬遠されている可能性がある。

【処遇改善の対象職員について】

- ・ 養護・軽費老人ホームの職員は、対象外の職員が多数いること、施設によって全員に配分することから、上がりが少なく待遇状況が低くなってしまうことにつながるケースはあると思われる。ただし、法人の中で介護職員以外の者にも分配できるルールはあるが、完全にもらったものを法人の裁量で分配するということは、法人によって制約もある。
- ・ 支給は介護職員という縛りがあつたとしても、分ける裁量を法人が検討して行うということは良いのではないと思う。全国社会福祉法人経営者協議会の中でも、法人の裁量でそうさせて欲しいという意見はかなり多くある。
- ・ 今回のヒアリングにて、対象外の他の職員に対しても配分した事例等を紹介していくことが良いと思われる。

【処遇改善を機とした今後の施設の取組について】

- ・ 施設向けアンケートの問 74「施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組」では、外向きの回答が多い傾向がみられる一方で、問 77「処遇改善を契機に貴施設が地域や入居者に対して今後力を入れたいと考える取組」では、内向きの回答が多いことから、現実と理想の違いがあるように考えている。
- ・ 問 77 では、今の人員体制や今の状況の中で考えると現状維持の回答が多くなるが、問 74 では、今の状況を取り払い地域のニーズということから純粋に考えれば、これがやれるといいというものが出てきたと考えられる。
- ・ 問 76、77 の回答について、処遇改善を機に施設が何かやらなければいけないというところにまだ施設の方たちも気づいていないのかと思われる。大変な物価高騰がたまにたまってしまったこともあり、この処遇改善を機に何かを地域に、入居者にというよりもまず目の前のことという声もたくさんあると思われる。
- ・ 継続的に施設の取組をみていくこと、処遇改善を機とする意識改革を施設へ促すことで良い形につながっていけば良い。それがまた、地域からの評価や厚生労働省の評価にもつながれば良いのではないかと考える。

【地域ニーズへの対応に向けた自治体との連携や取組について】

(地域ニーズの把握と自治体との意見交換の必要性等)

- ・ 新しいニーズは何なのかということは、施設がアウトリーチして明らかにするとともに、行政の方とも話をし合い、行政の方たちもこの地域に必要とする新しいニーズの共通認識を持つ必要があると思う。今回の処遇改善に関しても、職場の中の環境づくりだけではなく、今後の新しいニーズに対応するサービス開発や事業開発につなげるインセンティブになれば良い。
- ・ 自治体の立場としては、更生支援的な方や精神疾患の方等、まずは施設で受けてほしいと考える。
- ・ 昔の養護老人ホーム・軽費老人ホームの対象者ではなく、地域のニーズの変化に応じた方の受入を行っていく必要性について、団体としても施設に向けて今後も打ち出していきたい。
- ・ 当自治体では、入所判定委員会の後に施設長だけ残ってもらい意見交換を行うことで、経営上の課題も含めた施設の状況を知る機会につながっている。自治体によっては入所判定委員会を行っていないところがあると思うが、意見交換がなければ施設が何をしているかも分からないし、自治体も求めていることを言えないというところはある。普段からケースを措置する時等に話はするのだけれども、それとは別に、経営や施設の建物の話をしていく必要がある。

- ・ 施設の再生産の仕組みというところにつなげる意味でも、まずは地域のニーズに対応する。そのために、入所判定委員会や様々な意見交換の場で、行政と共通認識を持つことが非常に大切である。
- ・ 各自治体の予算の都合がある中で、予算をどうつけていくかは現実として厳しいところがある。まず行政と関係団体で意見交換をしながら進めていくというのは第一歩と感じている。
- ・ 大きなビジョンで、その地域の高齢者福祉をどうするか、低所得の高齢者をどうするかということを考える中で、養護・軽費老人ホームの在り方を行政の方と考えていくことが必要なのではないか。今回、地域福祉計画等、様々な計画の中に位置づけがあるかどうかということもみたが、そういったところに明確に位置づけてもらうためにも、大きなビジョンの中で相互に検討することが必要と思われる。
- ・ 地方では、ケアハウス、軽費A型で、一法人一施設のところが一定数あり、大きなビジョンで地域ニーズを検討するところまでができない状況にある。小さい法人、一つしかないところでも、取組をやればできるというヒントになるような文言や何かがあれば、施設はもっとやりやすい。何かを行っていく初めの一歩につながるようなヒントが報告書から読み取れると助かると思う。

(地域共生社会の実現に向けた施設の機能・役割の強化について)

- ・ 香川県では、社会福祉協議会をプラットフォームとしていくつかのネットワーク事業を実施している。例えば、災害福祉支援ネットワーク協議会として、県社協をプラットフォームとして20数団体がまとまったネットワークや香川おもいやりネットワーク事業として生活困窮者に対する事業を実施している。
- ・ テーマを決めて行政と法人や施設がネットワークをつくる仕組みを明確にする必要がある。地域福祉計画等の公的な計画の中に社会福祉法人や施設をどう位置づけるかということも今後の課題である。そのため、行政の担当者と法人・施設の担当者が現実の課題を話していけるような仕組みを作っていかなければならないと考える。
- ・ 小地域ネットワークとして、同じ小地域の中の施設や法人で連携を行い、役割分担の中で各施設は何ができるのかを明確化すると良いのではないかと。また、小地域ネットワークの中に民生委員や地域住民も自分の住む本当の身近な地域をよくするということに関わっていくような小地域ネットワークという形で参画することが求められるのではないかと。小地域ネットワークも含め、モデル的なものが見えてくると、施設の具体的なイメージが湧き、地域という言葉のハードルが下がり、インセンティブにつながる事が考えられる。
- ・ 重層の支援体制整備事業等の地域共生社会における既存の事業等へ、養護老人ホーム・軽費老人ホームが参画していくことは重要かつ推進されるべきである。その他、

例えば地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」等の住まいをきっかけとした地域共生に資する取組も進められていくべきと考える。

- 既存事業に参画することで、ネットワークの形成や施設の社会的な認知が増え、施設の利用にもつながっていく可能性がある。
- 事業への参加等、地域共生社会の実現に向けた施設の取組といった施設の機能に対して、評価を行うインセンティブがあると良い。また、そのようなインセンティブを一般財源とするのではなく、国から一体的に交付する仕組みとすることも、取組を推進することに繋がるものと考えられる。

V. まとめと提言

1 本調査研究のまとめ

アンケート調査結果を中心とした、結果のまとめを以下にお示しする

(1) 自治体（都道府県・市区町村）の調査結果のまとめ

<厚生労働省通知の影響及び職員の処遇改善等の実態>

都道府県（軽費老人ホーム）

①消費税増税分への対応の状況

- ・ 今回の調査では処遇改善の対応状況と合わせて消費税増税分の対応状況について確認を行った結果、15.2%の都道府県から処遇改善への対応と合わせ消費税増税への対応を行っているという回答を得た。これまで消費税増税分の対応を行っていなかった都道府県においても今回の処遇改善が改定の契機となっていることが伺える。

②処遇改善への対応状況

回答頂いた9割以上の都道府県から処遇改善分の対応を行っているという回答を得た。多くの都道府県から処遇改善が進んだ要因として厚生労働省からの通知があったことが理由に挙げられており、財源である地方交付税交付金措置が確実に行われることと算定根拠である一人あたりの処遇改善額と計算式が明示されていることが予算編成に際した財政担当部局との調整を円滑に進める要因になったことが伺える。

- ・ 93.9%とほとんどの都道府県で処遇改善分の対応が進んでいる反面、6.1%の都道府県では処遇改善を行えていないという結果になっている。
- ・ 予算の措置時期について令和4年度当初予算での措置が65.0%と最も高くなっているが、27.5%の自治体では令和4年度6月補正予算以後にずれ込んでいる。処遇改善分の予算措置を行わず予算の範囲内で処遇改善を行った事例もヒアリング調査から伺えた
- ・ 処遇改善分の上乗せについては利用料の改定ではなく処遇改善のための加算の補助項目の新設が71.8%と最も高くなっている。
- ・ 処遇改善を実施した要因として厚生労働省からの通知があったことが95.0%と非常に高く、次いで関連団体からの要望が高くなっている。
- ・ 加算額については9,000円の上乗せを行った都道府県が85.0%と高くなっているが、7.5%の都道府県では法定福利費分の上乗せを行っている。

市区町村（養護老人ホーム）

①消費税増税分への対応の状況

- ・ 今回の処遇改善と合わせ、消費税の 8%増税の際には対応できていない自治体も含め 10%増税分の対応を行っている自治体が 28.4%と、軽費・ケアハウスを対象とした事務費の消費税増税対応よりも高くなっている。このことから中核市未満の養護老人ホームのみを所管している比較的小規模な自治体では、消費税への対応が中核市以上の自治体と比べ進んでいなかったことが伺える。

②処遇改善への対応状況

- ・ 今回の調査では管内に養護老人ホームを有する自治体のうち、処遇改善の対応を行っている自治体が 68%、行っていない自治体が 32%と約 3 割の自治体では処遇改善の対応を行えていない状況となっている。
- ・ 処遇改善を実施しない要因については「管内の施設が公立施設であるため、公務員給与の算定基準に沿っているため」という回答が 36.8%と最も高くなっており、公立施設が多い養護老人ホーム特有の事情も伺えた。
- ・ 予算の措置時期については都道府県同様に令和 4 年度当初予算で措置済みが 57.4%と最も高いが、6 月補正予算以後の措置も 13.8%となっている。
- ・ 処遇改善分の上乗せについては支弁額の改定での対応が 75.5%と最も高くなっており加算の補助項目の新設が最も多い都道府県と異なる傾向となっている。
- ・ 処遇改善を実施した要因については都道府県同様に厚生労働省からの通知があったことが 93.2%と最も高くなっており、次いで関係団体からの要望が 48.3%、施設からの要望が 47.8%となっている。
- ・ 加算額について法定福利費分の上乗せを行った自治体は都道府県の割合よりも低く 2.2%に留まっている。

市区町村（軽費老人ホーム）

①消費税増税分への対応の状況

- ・ 軽費老人ホーム A 型またはケアハウスにおける、今回の処遇改善と合わせて消費税増税分への対応を行った自治体の割合は 24.3%となっている。

②処遇改善への対応状況

- ・ 処遇改善分の上乗せを行っている自治体の割合については軽費老人ホーム A 型・ケアハウスにおいては 85.1%と前述のとおり養護老人ホームと比較すると高い結果となっている。
- ・ 予算の措置時期については令和 4 年度当初予算で措置済みの自治体の割合 59.7%と最も高くなっているが、6 月以後の補正予算での対応も 25.9%と養護と比べ高くなっている。

- ・ 処遇改善分の上乗せについては利用料の改定ではなく処遇改善のための加算の補助項目の新設が 52.4%と最も高いが、利用料を改定で対応した割合は都道府県と比較すると高くなっている。
- ・ 処遇改善を実施した要因として厚生労働省からの通知があったことが 98.4%と最も高く、次いで関連団体からの要望が 66.7%と高くなっている。
- ・ 加算額について法定福利費分の上乗せを行った自治体は都道府県の割合よりも高く 8.4%となっている。

市区町村における養護・軽費老人ホームにおける改定状況の比較

管内に養護老人ホーム及び軽費老人ホーム A 型またはケアハウス（以下、軽費老人ホーム）を有する自治体の、それぞれの措置費・事務費補助金の改定状況について横並べで比較を行った。

1) 消費増税分の対応の有無

管内に養護老人ホームを有する自治体の 28.4%及び軽費老人ホームを有する自治体の 24.3%が今回の処遇改善と合わせて消費税増税分の対応を実施していた。養護・軽費ともに約 1/4 の自治体で今回の処遇改善が消費税増税分の対応についても実施する契機になったことが伺える。

養護老人ホーム

	全体	対応有	対応無
全体	928 100%	178 19.2%	750 80.8%
あり	511 100%	145 28.4%	366 71.6%
なし	416 100%	33 7.9%	383 92.1%

軽費老人ホームA型またはケアハウス

	全体	対応有	対応無
全体	77 100%	18 23.4%	59 76.6%
あり	74 100%	18 24.3%	56 75.7%
なし	3 100%	-	3 100.0%

※対応無には令和 3 年以前に既に対応を行っている自治体も含まれている。

2) 処遇改善の対応の有無

管内に軽費老人ホームを有する自治体では 85.1%が処遇改善の対応を行っている反面、養護老人ホームを有する自治体では 68.0%に留まった。

アンケート結果やヒアリング調査で伺えた要因として、養護老人ホームでは公務員の給与水準に準拠した公立施設が多い事、近隣の自治体の対応状況と足並みを合わせている事等が、養護老人ホームを有する自治体において処遇改善が進みにくい要因として伺える。

養護老人ホーム

	全体	対応有	対応無
全体	924 100%	415 44.9%	509 55.1%
あり	512 100%	348 68.0%	164 32.0%
なし	411 100%	66 16.1%	345 83.9%

軽費老人ホームA型またはケアハウス

	全体	対応有	対応無
全体	77 100%	63 81.8%	14 18.2%
あり	74 100%	63 85.1%	11 14.9%
なし	3 100%	- -	3 100.0%

3) ベースアップの有無

一般財源化後に消費税増税分への対応を除くベースアップについては、管内に養護老人ホームを有する自治体で 80.5%、軽費老人ホームを有する自治体で 91.7%が改定を行った事がないという回答だった。

ヒアリング調査においても、国からの通知や技術的助言が出ている消費税増税分への対応について予算措置のための財政当局が困難であるとの意見が多く伺えた中、対応が求められていないベースアップについては実施が進まない状況となっている。

養護老人ホーム

	全体	改定したことがある	改定したことはない
全体	915 100%	127 13.9%	788 86.1%
あり	512 100%	100 19.5%	412 80.5%
なし	402 100%	27 6.7%	375 93.3%

軽費老人ホームA型またはケアハウス

	全体	改定したことがある	改定したことはない
全体	75 100%	6 8.0%	69 92.0%
あり	72 100%	6 8.3%	66 91.7%
なし	3 100%	- -	3 100.0%

＜施設機能強化推進費の実態＞

今回の調査では処遇改善の実態と合わせて自治体に対して施設機能強化推進費の状況について確認を行った。その結果、令和３年度において施設機能強化推進費の支給実績のある都道府県における軽費老人ホーム及び市区町村における養護老人ホームならびに軽費老人ホームともに、すべての支給対象の事業の中で「総合防災対策強化事業」が最も多くなっていた。

この結果から伺えることは、多くの自治体で「総合防災対策強化事業」について加算が行われており、要因として自治体側の防災対策等の地域への貢献につながる取組に対して関心が高いことが伺える。

＜収支計算書等の活用の実態＞

今回の調査では、約６～７割を超える都道府県・市では軽費老人ホームより収支計算書の提出を受けていた。その反面、提出を受けた収支計算書等について「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」と回答した都道府県は３１％、市では３１.６％と多くの都道府県・市で収支計算書等を活用できていない実態が伺えた。また、養護老人ホームにおいては、都道府県・市ともに収支計算書等の提出を受けている自治体は１割半ばに留まっており、施設の経営状況を把握していないと回答する自治体が半数以上みられた。

（２）施設の調査結果のまとめ

養護老人ホーム

<職員の処遇改善等の実態及び厚生労働省通知の影響>

- ① 従前の処遇改善の取組状況をみると、取組を行っている施設が約半数ある一方で、残る半数の施設は介護報酬分のみに対応または取組を行っていない。また、特定施設入居者生活介護の事業所指定がない施設において、従前に処遇改善の取組を行っていない割合が高い。
- ・ 全体では、「行っていた」が 49.7%と最も高く、「行っていない」が 33.8%、「行っていた（介護報酬分のみ）」が 14.3%となっている。
 - ・ また、特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計をみると、従前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「指定を受けている」施設の 16.2%に比べ、「指定なし」の施設は 49.8%と明らかに高くなっている。
 - ・ 施設における所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況とのクロス集計をみると、明らかな差はみられなかった。

（令和 3 年 12 月 24 日以降（厚生労働省通知の発出以降））

- ② 所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の引上げ状況については、引上げが行われている・予定ありが約 7 割である一方、引上げの予定がなく、総額の純増のない自治体があり、自治体により対応にばらつきがみられている。
- ・ 全体では、「引上げが行われている（総額の純増あり）」が 49.7%と最も高く、「引上げが行われていない（予定あり）」が 17.6%、「引上げが行われていない（予定なし）」が 17.1%、「引上げが行われている（総額の純増なし）」が 4.6%となっている。
 - ・ また、所管の自治体における、職員の処遇改善は全体では、「一般事務費費（人件費及び管理費）の増額」が 53.1%と最も高く、「処遇改善加算」など新たな加算の設定」が 44.3%、「民間施設給与等改善費の改定」が 4.4%となっている。
- ③ 処遇改善のための措置費の引上げによる増収分については、約 9 割の施設が職員の処遇改善に充てているまたは予定をしている。
- ・ 全体では、「職員の処遇改善に充てている」が 82.3%と最も高く、「職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」が 7.0%、「職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」が 4.8%となっている。
 - ・ 全体では、「各種手当の引上げまたは新設」が 78.5%と最も高く、「定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施」が 16.1%、「賞与等（一時金を含む）の支給金額の引上げまたは新設」が 14.5%となっている。
 - ・ 厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の引上げが行われているかとのクロス集計をみると、従

前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「引上げが行われている（総額の純増あり）」の割合が 44.6%と、全体の 49.7%に比べ低くなっている。さらに、従前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「引上げが行われていない（予定なし）」の割合が 22.3%と、全体の 17.1%に比べ高くなっている。

- ④ 今回の処遇改善の対象者については、約 5 割強の施設が職員全員を対象としており、約 3 割が一部の職種を対象としている。
- ・ 全体では、「職員全員を対象」が 54.1%と最も高く、「一部の職種を対象」が 33.5%、「要件を対象」が 12.0%、「対象については未定」が 3.3%となっている。
 - ・ 処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額を対象職員 6,702 円、支援員・介護職員（老人福祉分）7,466 円、支援員・介護職員（介護報酬分）7,102 円。
- ⑤ 引上げられた措置費を職員の処遇改善に充てていない施設の課題の解決方法については、処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること、自治体に処遇改善の実施について相談ができることが特に求められていた。
- ・ 全体では、「処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること」が 28.1%と最も高く、「自治体に処遇改善の実施について相談ができること」が 21.9%、「経営に関する外部のアドバイザーを入れること」が 12.5%となっている。
- ⑥ 職員の確保や育成、定着の課題として、介護職員・看護職員の（慢性的な）不足や職員の高齢化の進行、中間管理階層の育成が挙げられていた。
- また、自由記述では、特に課題と感ずることとして、入所者の重症化、介護保険事業所と比べた低い給与に伴う人事異動の困難、措置者が少ないことによる財源確保の困難、新卒者の応募減少と職員の高齢化、養護老人ホームの認知度の低さ等に関する回答が主にみられた。
- ・ 「とても困っている」では、「介護職員の（慢性的な）不足」が 34.5%と最も高く、「職員の高齢化の進行」が 30.5%、「看護職員の（慢性的な）不足」が 25.3%、「中間管理階層が育っていない」が 20.4%となっている。
- ⑦ 厚生労働省通知が発出されたことに対する施設の期待として、人材確保・定着の促進、職員のモチベーションの向上、処遇改善の拡大、措置費の改定、人員配置基準の見直し、自治体職員に対する施設の役割や措置制度に対する理解の促進等に関する回答が主にみられた。
- ⑧ 厚生労働省通知が発出されたことに対する施設のその他意見として、措置入所率の低さ、大規模修繕等の財源確保の困難、措置費の改定要望及び自治体に対する具体的な改

定に係るノウハウの通知要望、最低賃金の上昇・昨今の物価高騰等に伴う支援要望、処遇改善の対象拡大、人員配置基準の見直し、施設の役割や措置制度に対する理解の促進等に関する回答が主にみられた。

<職員の給与等の実態について>

- ⑨ 養護老人ホームの常勤の支援員または介護職員の平均給与額（月収）をみると、有資格者、勤続年数の長い方、特定入居者生活介護の指定有の施設で平均給与額が高くなっている。また、全体では令和3年に比べ令和4年の平均給与額が高くなっている。

なお、養護老人ホームにおける職員の給与等の実態については、今回初めて全国的な調査が行われたことから、今後の処遇改善の推進に向けて継続した把握が必要と考えられる。

<地域共生社会の実現における期待・取組>

- ⑩ 施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組をみると、既存の取組と比べ外部に向けた取組を挙げる回答が多くみられた。また、処遇改善を契機に施設が地域や入所者に対して今後力を入れたいと考える取組をみると、既存の取組と同じ取組を挙げる回答が多くみられた。このことから、施設は、外部に向けた取組に力を入れたいと考える一方で、処遇改善が行われたとしても現状維持にとどまらざるを得ない状況にあることが考えられる。

- ・ 「施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組」をみると、全体では、「高齢者の居場所づくり、生きがいくりに関する支援」が22.4%と最も高く、「在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動」が19.1%、「社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画」が18.9%、「在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）」が18.0%となっている。
- ・ 「処遇改善を契機に貴施設が地域や入所者に対して今後力を入れたいと考える取組」をみると、全体では、「入所者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」が52.3%と最も高く、「見学を積極的に受入る」が44.0%、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらい機会を作る」が40.9%、「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る」が39.4%となっている。また「特になし」13.2%となっている。

<養護老人ホームの経営状況等>

- ⑪ 施設の経営状況をみると、赤字と回答した施設が4割半ばと厳しい状況がうかがえる。

- ・ 全体では、「赤字」が 45.1%と最も高く、「黒字」が 44.8%、「プラスマイナスゼロ」が 6.1%となっている。
- ⑫ 施設の建物の耐震化の状況をみると、1 割半ば以上の施設が未対応であった。また、施設の建替え・大規模修繕の状況をみると、対応済の施設は約 2 割強にとどまっていた。さらに、建替え・大規模修繕を検討している施設の財源の確保状況をみると、約半数の施設が財源を確保できていない状況であった。
- ・ 施設の建物の耐震化の状況は、全体では、「対応済」が 75.2%と最も高く、「未対応」が 16.7%となっている。
 - ・ 建替え・大規模修繕の検討の状況は、全体では、「検討していない」が 38.0%と最も高く、「検討しているが、具体的には決めていない」が 23.3%、「すでに対応済」が 23.1%、「具体的に時期や規模について検討している」が 8.4%となっている。
 - ・ 建替え・大規模修繕の財源の確保状況は、全体では、「どちらとも言えない」が 27.7%と最も高く、「あまり確保できていない」が 25.4%、「全く確保できていない」が 24.3%、「やや確保できている」が 13.3%となっている。

軽費老人ホーム

<職員の処遇改善等の実態及び厚生労働省通知の影響>

- ① 従前の処遇改善の取組状況をみると、取組を行っている施設が約半数ある一方で、残る半数の施設は取組を行っていないまたは介護報酬分のみに対応にとどまっている。また、特定施設入居者生活介護の事業所指定がない施設において、従前に処遇改善の取組を行っていない割合が高い。
- ・ 全体では、「行っていた」が 48.0%と最も高く、「行っていない」が 41.9%、「行っていた（介護報酬分のみ）」が 7.3%となっている。
 - ・ 特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無とのクロス集計をみると、従前より処遇改善の取組を「行っていない」施設は、「指定を受けている」施設の 9.9%に比べ、「指定なし」の施設は 50.5%と明らかに高くなっている。

（令和 3 年 12 月 24 日以降（厚生労働省通知の発出以降））

- ② 所管の自治体における軽費老人ホームの職員の処遇改善のための事務費の引上げ状況については、引上げが行われている・予定ありが約 4 割強、引上げの予定がなく、総額の純増のない自治体が約 2 割と自治体により対応にばらつきがみられている。
- ・ 全体では、「引上げが行われている（総額の純増あり）」が 31.0%と最も高く、「引上げが行われていない（予定なし）」が 27.9%、「引上げが行われていない（予定あり）」が 15.0%、「引上げが行われている（総額の純増なし）」が 5.1%となっている。また「わからない」(17.5%)となっている。
 - ・ 全体では、「「処遇改善加算」など新たな加算の設定」が 67.0%と最も高く、「サービスの提供に要する基本額（サービス提供費）の増額」が 21.6%、「民間施設給与等改善費の改定」が 5.0%となっている。
- ③ 処遇改善のための措置費の引上げによる増収分については、約 9 割以上の施設が職員の処遇改善に充てているまたは予定をしている。
- ・ 全体では、「職員の処遇改善に充てている」が 90.1%と最も高く、「職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」が 4.4%、「職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」が 2.0%となっている。
 - ・ 全体では、「各種手当の引き上げまたは新設」が 81.4%と最も高く、「賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設」が 17.6%、「定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施」が 15.8%となっている。
- ④ 今回の処遇改善の対象者については、約 5 割の施設が職員全員を対象としており、約 4 割強が一部の職種を対象としている。
- ・ 全体では、「職員全員を対象」が 47.7%と最も高く、「一部の職種を対象」が 45.8%、

「要件を対象」が 7.4%、「対象については未定」が 0.3%となっている。

- ・ 処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額、対象職員 6,434 円、介護職員（老人福祉分）6,394 円、介護職員（介護報酬分）10,363 円。

- ⑤ 引き上げられた事務費を職員の処遇改善に充てていない施設の課題の解決方法については、処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること、自治体に処遇改善の実施について相談ができることが特に求められていた。

- ・ 全体では、「処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること」が 45.5%と最も高く、「自治体に処遇改善の実施について相談ができること」が 27.3%、「経営に関する外部のアドバイザーを入れること」が 9.1%となっている。

- ⑥ 職員の確保や育成、定着における課題として、介護職員の（慢性的な）不足や職員の高齢化の進行、介護保険法の管轄の施設と比較して有資格者の給与水準が低いこと、中間管理階層の育成が挙げられていた。

また、自由記述では、職員の確保・定着、育成において特に課題と感ずることとして、新卒者・有資格者の確保困難、介護保険事業所と比べた低い給与に伴う人材確保の困難や人事異動の課題、入居者の増加と対応に見合った人員配置数の課題、財源確保の困難等に関する回答が主にみられた。

- ・ 「とても困っている」では、「介護職員の（慢性的な）不足」が 22.5%と最も高く、「職員の高齢化の進行」が 22.2%、「介護保険法の管轄の施設と比較して有資格者の給与水準が低い」が 17.9%、「中間管理階層が育っていない」が 15.9%となっている。

- ⑦ 厚生労働省通知が発出されたことに対する施設の期待として、人材確保・定着の促進、職員のモチベーションの向上、法人間の人事異動の促進、処遇改善の拡大、事務費の改定、入居者の重症化に伴う介護保険施設と同等の加算の新設等に関する回答が主にみられた。

- ⑧ 厚生労働省通知が発出されたことに対する施設のその他意見として、処遇改善の対象拡大、事務費の改定要望及び自治体に対する国の働きかけの継続要望、最低賃金の上昇・昨今の物価高騰等に伴う支援要望、人員配置基準の見直し、建替や修繕に伴う補助金及びその増額等に関する回答が主にみられた。

<職員の給与等の実態について>

- ⑨ 軽費老人ホームの常勤の介護職員の平均給与額（月収）をみると、有資格者、勤続年数の長い方、特定入居者生活介護の指定有の施設で平均給与額が高くなっている。また、

全体では令和 3 年に比べ令和 4 年の平均給与額が高くなっている。逆に言えば、軽費老人ホームで特定入居者生活介護の指定を取得していない施設では、サービス提供体制強化加算の対象外であることから、有資格者が少なかったり、有資格者であっても職員の処遇が低くなっていたりすることが考えられる。

加えて、軽費老人ホームの介護職員の平均給与額を施設種別にみると、全体に比べ都市型軽費老人ホームの平均給与額が他に比べ低くなっている。これは、都市型軽費老人ホームが他の施設種別に比べ、勤続年数が 10 年以上の者が少ないことも影響していると考えられる。

なお、軽費老人ホームにおける職員の給与等の実態については、今回初めて全国的な調査が行われたことから、今後の処遇改善の推進に向けて継続した把握が必要と考えられる。

<地域共生社会の実現における期待・取組>

- ⑩ 施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組をみると、既存の取組と比べ外部に向けた取組や既存の取組と異なる取組を挙げる回答が多くみられた。また、処遇改善を契機に施設が地域や入居者に対して今後力を入れたいと考える取組をみると、既存の取組と同じ取組を挙げる回答が多くみられた。このことから、施設は、外部に向けた取組や新たな取組に力を入れたいと考える一方で、処遇改善が行われたとしても現状維持にとどまらざるを得ない状況にあることが考えられる。

- ・ 「施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組」をみると、全体では、「高齢者の居場所づくり、生きがいつくりに関する支援」が 25.6%と最も高く、「一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入居支援」が 23.6%、「社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画」が 19.5%、「在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用」が 18.1%となっている。
- ・ 「処遇改善を契機に貴施設が地域や入居者に対して今後力を入れたいと考える取組」をみると、全体では、「入居者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する」が 52.2%と最も高く、「見学を積極的に受け入れる」が 49.7%、「地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る」が 41.8%、「町内会や老人会等と定期的に交流する」が 36.4%となっている。また「特になし」(11.4%)となっている。

<軽費老人ホームの経営状況等>

- ⑪ 施設の経営状況をみると、赤字と回答した施設が約 4 割と厳しい状況がうかがえる。
- ・ 全体では、「黒字」が 51.5%と最も高く、「赤字」が 38.9%、「プラスマイナスゼロ」

が 7.5%となっている。

- ⑫ 施設の建物の耐震化の状況をみると、約 2 割以上の施設が未対応であった。また、施設の建替え・大規模修繕の状況をみると、対応済の施設は約 1 割にとどまっていた。さらに、建替え・大規模修繕を検討している施設の財源の確保状況をみると、約 6 割近い施設が財源を確保できていない状況であった。

- ・ 施設の建物の耐震化の状況は、全体では、「対応済」が 72.5%と最も高く、「未対応」が 21.2%となっている。
- ・ 建替え・大規模修繕の検討の状況は、全体では、「検討していない」が 43.7%と最も高く、「検討しているが、具体的には決めていない」が 33.6%、「すでに対応済」が 9.9%、「具体的に時期や規模について検討している」が 8.7%となっている。
- ・ 建替え・大規模修繕の財源の確保状況は、全体では「あまり確保できていない」が 35.5%と最も高く、「どちらとも言えない」が 25.5%、「全く確保できていない」が 23.6%、「やや確保できている」が 11.8%、「十分確保できている」が 1.9%となっている。

2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける処遇改善の推進に向けて

本調査では、養護老人ホーム、軽費老人ホームにおける処遇改善の実施状況及び自治体の対応状況等や施設を取り巻く経営環境等の実態について整理を行い、さらに調査検討委員会による検討を行ってきた。これを踏まえ、養護老人ホーム、軽費老人ホームにおける処遇改善の推進に向けて求められる対応等について以下に提示する。

○ 施設の給与水準における格差と対応について

今回の処遇改善における施設への影響として、措置費または事務費の引上げが行われた施設の約9割以上で処遇改善に係る給与の引上げ等が行われた。一方、法人内の介護保険事業所と比べると未だ給与水準が低いこと、対象職員（職種）が介護職員等に限定されていること等を指摘する意見が散見された。このことから、給与等の引上げが行われたとしても、施設の実感としては処遇改善が十分と言える状況ではないことがうかがえる。

また、本アンケート調査では養護老人ホーム・軽費老人ホームともに約5割の施設において、職員全員に対して給与等の引上げに係る処遇改善を実施していた。ヒアリング調査においても多くの施設が、相談員や調理員等、処遇改善の対象外の全ての職種が、施設運営に重要な役割を持つこと等を理由に、職員全員に対する給与等の引上げを行っていた。さらに、職員全員に対する給与等の支給にあたっては、措置費・事務費の引き上げ分の財源や法人の持ち出しによる財源を基に、職員全員に按分して支給する方法、職種等に傾斜をつけて支給する方法等、施設によって様々な支給方法がとられていた。調査検討委員会においては、職員の処遇改善に係る措置費・事務費の引き上げ分の財源の支給方法については、多職種の役割等も踏まえ、施設が一定の裁量を持って支給ができることが望ましいとの意見がみられた。

加えて、アンケートの自由記述やヒアリング調査の結果、法人内の介護保険事業所と比べて養護老人ホーム、軽費老人ホームの給与水準が低いことを理由に、法人内の異動が活発に行われていない施設や採用活動に支障をきたしている施設が一定数ある実態が確認された。人事異動や採用活動には、賃金だけではなく業務内容等の要因も関連すると考えられるが、実際に、ヒアリング施設の中には、今回の処遇改善がきっかけとなることで法人内の介護サービス事業所より高齢職員の人事異動が円滑に行われた事例もみられていた。

養護老人ホーム、軽費老人ホームの職員の給与等の処遇改善については、後述する施設の役割・機能も踏まえながら、国や自治体として継続的な支援や対応の検討が求められる。特に、特定施設入居者生活介護の指定を取得していない軽費老人ホームにおいて、入居者の高齢化等により、介護ニーズが高まってきている一方で、低所得のために介護保険の利用ができないこと、職員が代替しているという意見がみられることから、サービスの質の向上と職員の処遇改善という観点から、軽費老人ホーム版のサービス提供体制強化加算

などの検討も考えられる。

また、今回初めて養護老人ホーム・軽費老人ホームにおける職員の給与等の実態について全国的な調査が行われたところであるが、今後の処遇改善の推進を図るためにも、継続した実態把握を併せて行う必要があると考えられる。

○ 処遇改善等に係る措置費・事務費の引上げに向けた関係機関等の相互連携の必要性

今回の厚生労働省通知を踏まえた自治体の対応においては、引上げが行われている・予定ありとして半数以上の自治体が処遇改善に係る措置費・事務費の引上げを実施していた。一方で、措置費・事務費引上げ予定のない自治体もみられており、地域による対応のばらつきが確認された。自治体が措置費・事務費の引上げができていない要因としては、予算措置を行うための根拠の提示が必要であること、予算要求のタイミング等の自治体特有の事情があることがわかった。

故に、施設における職員の処遇改善の取組を推進するためには、国、団体、施設、自治体が相互に連携を行いながら、自治体の予算要求等を行いやすくするための対応を行うことが求められる。

なお、自治体向けのアンケート調査の結果、都道府県では、処遇改善に係る事務費の改定要素として、「厚生労働省からの通知があったため」が 95.0%、「関係団体からの要望があったため」が 77.5%であった。市区町村においては、措置費の改定要素が「厚生労働省からの通知があったため」が 93.2%、「関係団体からの要望があったため」が 48.3%、事務費の改定要素が「厚生労働省からの通知があったため」が 98.4%、「関係団体からの要望があったため」が 66.7%であった。

以下に、アンケート・ヒアリング調査結果や調査検討委員会における自治体等の意見を基に、国の技術的な助言の実施や関係団体を通じた自治体に対する全国的な要望の働きかけといった処遇改善等の取組推進に向け有効と考えられる各主体別の対応を示す。

図表 415 処遇改善等の取組推進に向けた各主体別に求められる対応

主体	処遇改善等の取組推進に向けた対応の詳細
国	・ 地方交付税交付金における措置の実施 ・ 自治体の予算要求のタイミングに合わせた、各自治体及び関連団体へ向けた通知の実施 ・ 通知に合わせた細かな技術的助言の実施 ・ 各自治体に対する対応状況等の調査
団体	・ 日常的な施設等との相談や情報共有等の連携 ・ 国の通知等のタイミングに合わせた施設への情報共有 ・ 自治体に対する処遇改善に係る措置費・事務費の引上げ等の要望の働きかけを全国一律で実施 (施設への要望書の提出支援、交渉の場の同席等) ・ 先行して予算措置の対応を行った自治体の情報等の速やかな共有（全国の施設等に向け）
施設	・ 日常的な自治体や団体等と相談や情報共有等の連携 ・ 国の通知や団体の働きかけに対し、自治体との交渉に向けた迅速な行動の実施 ・ 団体・他施設との相談や情報共有等の連携
自治体	・ 日常的な施設・団体・自治体間等の相談や情報共有等の連携 ・ 近隣自治体等の動向の把握や情報共有等の連携 ・ 団体・施設との意見交換や情報共有等の連携 ・ 県と市町村の連携及び地域内における基準の明示

○ 処遇改善を契機とした施設の取組姿勢や意識改革等について

施設に対するヒアリング調査では、処遇改善を行う際に、ただ職員の給与を引き上げるのではなく、職員に対してその役割や経営への意識付けを行うこと、給与以外にも施設が働きがいのある職場環境づくりを進めることで、サービスの向上や経営改善の良い循環が生まれるとの意見がみられた。このように、まず施設自身が処遇改善を契機に何を実現したいのか目的を定め、その目的を職員へ丁寧に共有していくことは、処遇改善の取組を効果的に進めるためにも重要と考えられる。加えて、処遇改善の目的を定めるにあたっては、ヒアリング調査事例でみられたように、日常的に職員とのコミュニケーションの機会を設ける中で、現場の課題や要望を吸い上げて対応を検討していくことも有効な手段と考えられる。

一方、調査検討委員会では、目の前の経営課題等に追われ、処遇改善を機に施設が何かやらなければいけないというところに施設の方たちも気づいていない可能性があるとの指摘がみられた。現に、施設向けのアンケート調査では、施設は外部に向けた取組や新たな

な取組に力を入れたいと考える一方で、処遇改善が行われた場合には、新たな取組よりも既存の取組を継続したいとする回答が多くみられた。さらに、ヒアリング調査では、養護老人ホーム・軽費老人ホームともに、施設の人手不足が深刻であることから、人材の確保に向けた取組をまずは行い、地域に向けた取組を進められる体制を作りたいという意見が散見された。

このことから、施設が処遇改善を契機に地域や入所者・入居者に向けた新たな取組を行うには、処遇改善を含めた継続的な経営改善の取組との両輪で地域に向けた新たな取組を段階的に進めていく必要があると言える。また、施設に対する意識付けとして、施設の処遇改善等の取組状況を継続的にモニタリングしながら、処遇改善を機とする意識改革を第三者等が促すことも必要と考えられる。

○ 給与等の引上げ以外の職員の処遇改善等の取組の推進について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいては、従前より赤字の施設が多く、持続的な経営が課題となっている。このため、本調査では、キャリアアップに向けた人材育成や、子育て等の両立支援、幅広い採用の仕組みを設ける入職促進に向けた取組、生産性向上のための業務改善の取組等、処遇改善に関する加算の職場環境要件に該当する事例に加え、収支改善に向け職員一丸で取組を行った事例、地域連携・地域貢献の取組事例といった経営改善に係る取組も重要であると捉え、事例として紹介している。

また、今回のヒアリング対象施設においては、経営層が日頃から職員のマネジメントを行い、現場の課題を吸い上げながら、職場環境やその他の経営等の改善に関する様々な取組を継続的に積み重ねている施設が多数みられた。給与の引上げだけでなく、このような、給与等の引上げ以外の改善の取組を並行して継続的に進めていくことが、職員の働きがいのある職場づくりの実現には不可欠と考える。

3 地域共生社会の実現に向けた施設の機能・役割の強化と経営環境に対する支援等の必要性について

養護老人ホーム、軽費老人ホームにおいては、これまでも地域における重要な社会資源としての役割を担ってきた。そして今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者等の受入や複雑化、多様化するニーズを踏まえると、施設が地域共生社会の中で果たす役割・機能は更なる可能性を持つと言える。

以降は、養護老人ホーム、軽費老人ホームが地域共生社会の実現における役割・機能を強化し、施設の存在意義を発揮するために必要と考えられる取組や支援等について、主に調査検討委員会における検討意見を中心としてお示しする。また、施設が地域の担い手としての役割を果たすためには、持続可能な経営も求められることから、施設単体の努力だけでは解決することが難しいと考えられるものを中心に経営環境における課題提起を行う。

○ 地域共生社会の実現に向けた施設の機能・役割の強化について

ヒアリング調査では、地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム、軽費老人ホームの環境等の支援として、地域に対する専任の窓口担当者を施設に配置し、かつ当該窓口担当者を処遇改善の対象とすること、入所者・入居者の社会復帰に関する機能を強化することに対する評価の仕組みの導入といった提案意見がみられた。その他、重度化する入所者・入居者の受入に対する評価の仕組みや人員配置の見直しを求める要望が散見された。このことから、施設の機能や役割を踏まえたより良いサービスを評価する仕組み等を検討する必要があると確認された。

これを踏まえ、調査検討委員会では、施設が地域に向けて必要な機能・役割を強化していくため必要と考えられる取組等について検討を行った。検討結果は以下の通り。

1) 地域ニーズの把握と自治体との意見交換の機会の確保について

施設が地域ニーズに応えるためには、第一段階として、まず、施設の入居者・入所者も同じ地域に住んでいることから、入居者・入所者のニーズや困っていることは地域ニーズと共通している可能性があることを認識し、それを地域のニーズとして捉えた内容や、施設から地域へアウトリーチを行い、そこで発見したニーズや課題について、行政等との話し合いなどを通して、施設と行政が地域ニーズとその対応の必要性について共通の認識を持つ必要がある。各自治体の予算の事情や財政局との理解が必要になる中では、すぐには予算措置につながらない可能性もあるが、自治体と意見交換を進めていくことは大きな一歩となると考えられる。

また、自治体との意見交換においては、入所判定委員会の開催やケース検討以外に、経営上の課題も含めた様々な話し合いの場を設けることが自治体にとっても施設の状況を知る機会につながる。

2) 施設の役割を検討する上での留意事項等

養護老人ホーム、軽費老人ホームの在り方については、地域福祉計画等、自治体の様々な計画の中に施設の役割を明確に位置づけられるようにするため、低所得の高齢者への対応をはじめ、地域での対応が求められている様々な生活課題等を発見し、入居者の支援と連動させる対応を主体的に行うほか、自治体とともに何ができるかを考えていくことが必要と考えられる。そのためにも、施設単体だけではなく自治体や地域における複数の法人・施設や団体等との話し合いの場に参加し、地域福祉の向上という大きなビジョンの中で相互に施設の在り方を検討することが求められる。

一方、地方では、一法人一施設の施設も一定数あることから、こうした施設ではなおさら単体で地域のニーズに対応していくことが難しい状況にあることも考えられる。小規模な法人や単体の施設においては、前述の通り、主体的にニーズを収集することに加えて、自治体等と日常的に相談や情報共有等の連携を行うことが取組の一步につながるのではないかと考えられる。また、後述するネットワークの活用事例も参考にされたい。

3) 処遇改善の在り方及び地域共生社会の実現に向けた施設の機能・役割の強化の取組について

調査検討委員会において、今回の処遇改善を機に、職場の中の環境づくりの取組をゴールとするのではなく、地域における今後の新しいニーズに対応するサービス開発や事業開発につなげることを最終的に目指すべきではないかという提案が示された。また、新たなサービス開発等が進められた結果として、施設のインセンティブにつながることで、持続的な経営につながる好循環を生むのではないかと意見がみられた。その他、新たなサービス開発として地域共生社会の実現に向けた施設の取組や機能に対して、評価を行い、インセンティブを付与する仕組みがあると良いといった意見に加え、当該インセンティブを一般財源とするのではなく、国から自治体等に交付金を交付する仕組みとすることも、取組の推進に必要であるとの提案意見がみられた。

上記を踏まえ、調査検討委員会では、地域共生社会の実現に向けた施設の機能・役割の強化に関連した具体的な取組について検討を行った。この結果について以下に示す。

(ネットワーク化の推進について)

- ・ 香川県の施設では、社会福祉協議会をプラットフォームとした災害福祉支援ネットワーク協議会への参画や生活困窮者に対する事業（香川思いやりネットワーク事業）への参画事例がある。このような、ネットワーク化の推進について、施設の新たな機能強化の取組として参考になると考えられる。また、こうしたネットワーク化を推進するためには、自治体と法人や施設が協議を行い、テーマを決めてネットワークをつくる仕組みを明確にする必要がある。そのためには、前述のような、自治体の担当者と法人・施設の担当者が、地域福祉計画等の公的な計画の中に社会福祉法人や施設をどう位置づけるか等、現実の課題を意見交換できる仕組みをつくらなければならないと言える。
- ・ 小地域ネットワークとして、同じ小地域の中の施設や法人で連携を行い、各施設の役割を明確化していく形が考えられる。また、小地域ネットワークの参加者として、民生委員や地域住民等の地域に身近な方々との関わりを持つことで、地域をより良くすることが求められると考えられる。
- ・ なお、ネットワークの形成は、他施設にとって地域に向けた取組のハードルを下げるためにも、モデル的な事例を示すことが求められると言える。

(既存事業への参画とソーシャルワーク機能の強化)

- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホームが地域共生社会の実現等に資する既存事業に参画することは、ネットワークの形成や施設の社会的な認知が増え、施設の利用にもつながっていく可能性がある。そのため、重層的支援体制整備事業等の地域共生社会における既存の事業等へ、参画していくことは重要かつ推進されるべきであると考えられる。その他、例えば地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」等の住まいをきっかけとした地域共生に資する取組へも進められていくべきと考える。
- ・ そのためにも、養護老人ホーム・軽費老人ホームにおいて入居者・入所者への支援と地域に向けた支援の展開ができるようなソーシャルワーク機能の強化と体制づくりが肝要と言える。特に、地域共生社会の実現という観点からは、人手が足りないという意見もあるが、人手が足りないからこそ、地域に目を向けて、地域住民や地域の機関・団体・施設・民間企業などとの多様な連携や協働による取組みが重要となると言える。そうした取組みを通して、地域のニーズに対する対応を行っていくことが地域に必要とされる施設として認識され、行政からの認知や支援にもつながると言える。その意味では、利用者への介護（ケア）に止まらず、生活相談員等によるソーシャルワーク機能の発揮が要となると言え、地域共生社会の実現に向けて、介護職以外の処遇改善の在り方も問われてくると言える。

○ 経営環境に対する支援等の必要性について

養護老人ホーム、軽費老人ホームが給与等の引き上げに係る処遇改善を推進するにあたって、経営やその環境における課題が阻害要因となっている意見が多数みられた。これらの課題は施設単体の努力だけでは解決することが難しいことから、国や自治体においても対応の検討や支援が求められる。施設の主な経営課題と求められる対応等について、以下に示す。

1) 措置費・事務費の一般財源化以降の改定や補助金等の在り方について

(措置費及び事務費の改定について)

措置費・事務費の一般財源化以降、消費税増税分への対応を除くベースアップに係る措置費や事務費の改定等を行った自治体についてアンケート調査を行った。その結果、管内に養護老人ホームを有する自治体で8割以上、軽費老人ホームを有する自治体で9割以上が改定を行った事がないことが確認された。

また、一部の自治体においては、今回の処遇改善を契機に、消費税増税の対応が合わせて行われたケースが散見された。これは、処遇改善が進んだ要因と考えられる、厚生労働省からの通知があったこと、算定根拠である一人あたりの処遇改善額と計算式等の技術的助言が明示されたこと、財源である地方交付税交付金措置が行われたことに加え、関係団体や施設からの要望や交渉が行われたこと、関係団体等を通じて全国的な動向を自治体が把握できたこと等が影響したものと考えられる。

一方で、中核市未満の比較的小規模な自治体では、消費税増税への対応が中核市以上の自治体と比べ進んでいないことが伺えた。この要因としては、前述の通り予算要求等に係る自治体特有の事情によるものであった。

消費税増税や最低賃金の上昇、物価高騰等が進む中において、一般財源化以降、未だ自治体による措置費や事務費の改定等が行われていない、処遇改善においても対応がなされていない状況は施設運営において非常に厳しい状況と言える。そのため、305頁の図表415の通り、措置費・事務費の引上げに向けて、国からの自治体に対する技術的助言や団体・施設側からの要望等、関係機関に求められるアクションをまずは進めていくとともに、国や自治体、団体、施設等の関係機関の相互連携を今後更に推進していく必要がある。さらに、措置費・事務費の改定においては、自治体間のばらつきや長期間にわたり改定がなされていない状況について、継続した自治体の対応状況の把握を行うとともに対応策の検討が望まれる。

(建替え・大規模修繕に係る補助金等の対応について)

アンケート調査の結果、大規模修繕・建替費用等の財源の確保状況については、建替え・大規模修繕を検討している養護老人ホーム、軽費老人ホームともに、約半数以上の施設が財源を確保できていない状況であった。また、昨年の調査*²においても多

くの自治体で、建替えや耐震化の補助費は用意がされていない実態が確認されている。

調査検討委員会やヒアリング調査等においても、施設が地域において役割を果たすにあたり、老朽化による建替えや大規模修繕等の再生産ができないことが大きな課題であるとの指摘がみられた。これを受けて、調査検討委員会では、施設が今後さらに増加が見込まれる地域の低所得の高齢者や生活上の様々な課題を持つ方等への受け皿として地域のニーズに対応するためにも、建替え・大規模修繕を行い、新しい機能を発揮させていく重要性を自治体と話し合い、自治体の補助金や計画に反映させるための交渉を行う必要性が確認された。

2) 入居者・入所者の特性に応じた受入の取組に対する対応の検討について

アンケートやヒアリング調査の結果、養護老人ホーム、軽費老人ホーム双方で、多くの施設では入居者・入所者の重症化が進み、介護を要する方や認知症によって一人で歩き回る方への対応等、職員の負担が増加している例が確認された。また、夜勤等に職員の配置を加配している例、特定入居者生活介護の指定は無いものの、自治体や本人・家族のニーズに応えるため、看取りの役割を担う施設の例もみられた。

ヒアリング施設等からは、要介護度の高い方の受入や身体介護を伴わない複雑な課題を抱える方の受入等、施設の役割に応じた人員配置基準の見直しや対応を評価する仕組み等を求める要望が複数みられた。

養護老人ホーム・軽費老人ホームにおいては、地域のニーズの担い手として、様々な特性を持つ方の受入を行うことが求められている。そのため、自治体と施設が話し合い、入居者・入所者の特性に応じた対応の見直しを図ることや、国においては、入居者・入所者の特性や職員の配置等について継続的に実態を把握するとともに、実態に基づく人員配置基準等の対応について検討が求められると考える。

3) 措置入所等の対応について

施設の経営状況をみると、養護老人ホーム、軽費老人ホームともに約4割の施設が赤字と回答しており、厳しい状況がうかがえた。養護老人ホームでは、自治体によっては措置入所の要件が厳しいことから、対象者が入所判定会議の対象にもならないケースがあることや、その結果として稼働率が上がらず、施設の経営に厳しい影響を及ぼしているといった実態が確認された。また、軽費老人ホームにおいても、自治体によって生活保護の受給者の入所に関して差があることから、ローカルルールが存在が考えられる。そうした中で、ヒアリング対象施設では生活保護対象者を受け入れられるようにするための独自の取組みをしているところもあるが、地域の独自性を勘案するにしても、住民の生活保障という観点から、自治体での対応のあり方を今後の地域の低所得高齢者対策のあり方という文脈で検討されることが求められる。

措置入所については、自治体の担当者の中には措置制度に詳しくない方もいるとい

った意見が現場ではみられていることから、今回の処遇改善等をきっかけに自治体に対する施設の役割を積極的に伝えていく姿勢も重要と考える。また、養護老人ホームと自治体の双方が、日頃から入所に関する相談を行うことだけではなく、施設の経営課題等も含めた話し合いの場を持つことが必要と考えられる。

さらに、都道府県のアンケート調査では、養護老人ホームの空き情報を HP で公開していると回答した都道府県は約 10%にとどまっていた。市区町村間の連絡調整を取り持つ都道府県においては、施設の空き情報の把握や公開は多く実施されるべきであるため、今後の対応が求められる。

なお、今回の調査では事例として収集することはできなかったが、昨年の調査*2で報告されているように、施設側から措置されるべき制度の狭間にいる人の掘り起こしとして契約入所を利用したショートステイを行い、契約入所から措置入所に切り替える等、契約入所の有効な活用方法を検討することが望まれる。また、契約入所を推進していくためにも、モデル的な事例を収集し、横展開していく仕組みを作ることも求められると考える。

4) その他

(業務改善の推進に向けた支援について)

ヒアリング調査においては、一部の施設において、ICT 機器等の補助金をうまく活用した業務改善を行う事例も見られた。一方で、複数の養護老人ホーム、軽費老人ホームから、施設が ICT 機器等の導入の補助金の対象施設ではないことで、業務改善が進めにくいといった意見がみられていた。これは、地域による補助金の対応にばらつきがあることに加え、施設による補助金活用のノウハウ不足も影響していることが考えられる。

施設が業務改善の取組を進めていくことは、持続可能な経営や働きがいのある職場づくりを推進するためにも非常に重要であるとも言えることから、ICT 機器等の導入の補助金に施設が明確に位置付けられることが求められる。さらに、現在介護現場で進められている生産性向上の政策的取組に養護老人ホームや軽費老人ホームも組み込んでいくことも有効と考えられる。

(物価高騰への対応について)

今回の処遇改善と時期を同じくして、急激なエネルギー価格等の物価高騰が生じている。調査の中では、予期せぬ急激な物価高騰による経営負担の増加が、施設の経営そのものや処遇改善を進める上での障壁となっているといった意見が散見された。

長年、措置費や事務費の改定によるベースアップがなされず、かつ、養護老人ホームも軽費老人ホームもその4割以上が赤字という厳しい経営状況の中で、昨今の物価高騰のような急激な外部環境の変化については、国による緊急の対応の検討が求めら

れる。

(収支計算書等の活用について)

今回の調査では、約 6～7 割を超える都道府県・市では軽費老人ホームより収支計算書の提出を受けていた。その反面、提出を受けた収支計算書等について「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」と回答した都道府県は 31%、市では 31.6%と多くの都道府県・市で収支計算書等を活用できていない実態が伺えた。これは、軽費老人ホームの運営主体の大部分を占める社会福祉法人では所轄庁に対する収支計算書等の計算書類の届出が義務付けられている事が収支計算書等の提出を受けていた自治体の割合が高い要因として想定される。一方で、養護老人ホームにおいては、都道府県・市ともに収支計算書等の提出を受けている自治体は 1 割半ばに留まっており、施設の経営状況を把握していないと回答する自治体が半数以上であった。

収支計算書等の資料は、自治体が施設の運営状況を把握するためにも重要なものである。そのため、自治体として収支計算書等の資料を収集し、養護老人ホーム・軽費老人ホームの経営状況の分析や評価等へ活用されることが望ましい。具体的な活用方法については、課内や自治体内の他部署との情報共有を行うとともに、業界団体と意見交換を行い、自治体と施設双方が、入居者・入所者に対して行う支援内容やそのあり方を確認すること、地域に対して何ができるのかなど、地域のニーズ対応を視野に入れた施設の経営の安定化に向けて検討する際の参考にすること等が考えられる。

*² 昨年の調査：令和 3 年度老人保健健康増進等事業「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業

4 地域共生社会の実現と養護老人ホーム・軽費老人ホームの処遇改善の推進の好循環に向けて

今回の処遇改善の実施状況に関する調査結果を通して、改めて厚生労働省通知が発出されたことの意義の大きさが確認された。処遇改善に関しては、これまでは介護事業所に主に焦点が当てられてきていた中で、今回の処遇改善は養護老人ホーム・軽費老人ホームの現場（職員）に大きな光を当てたと言える。また、厚生労働省通知の発出と併せて、現場のニーズとして関係団体から自治体に要望を行うことの意義も明らかになった。

一方で、現場も自治体も養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後の役割や機能に関しては、老人福祉法の規定の中での支援の展開を中心とする認識が多くあることが明らかになった。施設の入居者・入所者への支援も老人福祉法の制定当時とは異なり、重度化・多様化してきている。また、地域においても高齢者をはじめ、地域生活課題の多様化・複雑化が顕著にみられ、地域共生社会の実現が求められる中では、そうした地域のニーズに対応していくことが養護老人ホーム・軽費老人ホームの持続可能な経営につながると言える。

確かに、養護老人ホーム・軽費老人ホームは介護老人福祉施設等と比べると人員体制や処遇の面での課題があることも事実ではあるが、今回の調査結果で、経済的な側面だけに止まらない広い意味での処遇改善に関する努力が行われていることも確認された。具体的には、多様な人材の活用やキャリアアップ制度やスキルアップ制度による人材の育成や各種休暇制度やメンタルヘルス制度等をはじめとする様々な働きやすい職場づくりなどである。そのほかにも、地域連携や地域貢献などの取組みを通じた経営改善の事例も散見された。

また、自治体による加算の中の施設機能強化推進費の中では、総合防災対策強化事業が最も高かったことを踏まえると、やはり防災などの地域への貢献につながることに加算がされやすいということの現れと言えよう。

そうしたことも踏まえると、養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後の持続可能な経営とその基本的課題の一つである処遇改善の推進にあたっては、養護老人ホーム・軽費老人ホームが今まで以上に、それぞれの地域の自治体（都道府県・市町村）や関連機関・団体等との関係強化や連携を通して、地域の福祉の向上を目指した活動や機能の発揮による実績が社会的認知の向上とともに、新たな事業展開や処遇の改善に結び付くといった好循環の実現が期待される。そうした好循環は、介護職員に焦点が当てられている処遇改善が地域共生社会の実現に不可欠な機能・役割をもつ他の職種の処遇改善にもつながると言える。

今回の厚生労働省発出の通知という大きな追い風を活かして、地域共生社会の実現に向けて養護老人ホーム・軽費老人ホームがもつ生活支援やソーシャルワーク等の機

能を様々な場面に発揮し、それが経営の安定や処遇改善につながるという好循環を創出していくためには、その要因や仕組みを明らかにし、体系的に整理していくことが今後の課題と言える。

参考資料

ヒアリング結果

ヒアリング結果は、主な回答を中心に掲載し、特徴的な回答等には下線を記載している。

自治体向けヒアリング結果

<都道府県>

① 愛知県

基本情報

種別：都道府県

管内の施設数（調査票より）

①軽費老人ホーム A 型	1 施設（うち特定施設 0）	総定員数 50 名
②軽費老人ホーム B 型	なし	
③ケアハウス	55 施設（うち特定施設 13）	総定員数 2,345 名
④都市型軽費老人ホーム	なし	

- 措置費・事務費の改定状況について
 - ✓ 消費税増税分への対応状況
 - ◇ 対応の有無
 - ・ 令和 5 年度分から消費税 10%増税対応を行う予定である。
 - ✓ 厚生労働省通知後の処遇改善への対応状況
 - ◇ 対応の有無
 - ・ 既存の事務費に上乗せで令和 4 年度 4 月分から遡及払いで実施している。
- 改定（過去を含む）を行った際の施設関係者・業界団体からの反応・意見
 - ・ 現時点では特になし。
- 現在自治体として行っている取組やその背景・課題意識
 - ✓ 給与以外の処遇改善や人材の確保・定着のために実施している施策
 - ・ 養護・軽費を対象にしているものは特になし。
 - ✓ 背景にある自治体として感じている施設の課題
 - ・ 開設から年数が経過し入所者の要介護度が年々高まっていく中で、職員の負担が増えていくことが想定される。施設の老朽化対策も課題である。
 - ✓ 施設の課題の把握状況（施設の稼働状況・経営状況の把握等）
 - ・ 関係団体から年に 1 回、要望を頂いている。

- 今後に向けた取組
 - ✓ 改定を行う際に必要となる要素（国等からの通知や技術的助言等）
 - ・ 技術的助言の具体的な積算根拠や人件費の上昇を踏まえた単価表の見直しが行なわれることでより改善が進むのではないかと懸念される。
 - ✓ 施設での職員の処遇改善等に対して感じている課題・期待等
 - ・ 介護職員処遇改善補助に関しては、介護保険事業所への処遇改善と同様、介護職とその他職員との間で不平等感が生じるとの意見が施設からあがること懸念される。
- 地域共生社会の実現に向けて、今後施設に期待する取組等
 - ・ 低所得の高齢者の居所として地域で重要な役割を果たしており、今後もその役割を期待している。

② 青森県

➤ 事務費の改定状況について

✓ 消費税増税分への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 消費税 10%分については令和元年 10 月分よりサービス提供分、生活費については令和 2 年 4 月分より引上げを行っている。
- ・ 当時直接担当していないが予算措置の都合ではないかと考えている。

◇ これまでの経緯・対応方法等

- ・ 8%の際の引上げを行っていない。8%から 10%の際に引上げを行った。東北各県の動向を見て対応を行っている。

✓ 厚生労働省通知後の処遇改善への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 令和 4 年 4 月から介護職員一人当たり常勤換算で 9 千円の加算を新設している。施設の判断で介護職員以外の職員を対象にできるようにしているため、9 千円の加算の使い道については介護職員以外の職員も対象にして差し支えないとしている。
- ・ 令和 4 年度当初予算に計上はしていたが、交付税措置されたことを確認後、補助することとしたため、交付税措置を確認してから要綱を改正し令和 5 年 2 月に年間分をまとめて支払いをして一時金で支給を行ってもらうことを想定した。一時金として支給してもらい実績を提出頂く想定である。

◇ これまでの経緯・対応方法等

- ・ 施設からは処遇改善の加算を新設する見込みであると伝えた際に、介護職員以外の職員も対象にしてほしいという意見があった。国の通知を確認し介護職員以外も対象としている。

◇ 従来行っていた処遇改善に関する取組

- ・ 特に行っていない。

➤ 改定（過去を含む）を行った際の施設関係者・業界団体からの反応・意見

- ・ 特に聞いていない。7～8 月に各施設を回って処遇改善加算として行う見込みであるが支給時期が年明けになる見込みであると内々には伝えていた。

➤ 現在自治体として行っている取組やその背景・課題意識

✓ 給与以外の処遇改善や人材の確保・定着のために実施している施策

※ 介護ロボットの導入補助や人材確保協議会の設置等

- ・ 特定施設を取っている 2 施設が介護ロボットの補助金は活用の可能性はあるができていない。

✓ 背景にある自治体として感じている施設の課題

✓ 施設の課題の把握状況（施設の稼働状況・経営状況の把握等）

- ・ 各施設の利用者からの費用徴収の調査を毎年 7～8 月に行っている。その際に施設の状況を確認している。年明けごろに補助金の見込みについて県庁に来てもらいヒアリングを行っている。
- ・ 施設の経営状況については 1 施設から赤字であると意見があり資金収支計算書を確認すると給食費の増加で大きく赤字になっており給食費の執行方法の見直しを助言した。資金収支計算書で各拠点別の収支を確認する形で 15 施設の経営状況はある程度把握しているがほぼ赤字の状況となっている。法人内の特養等介護施設からの繰り入れで経営を賄っている状況であると認識している。補助金を増やすにも国からの助言や通知がなければ財政課と交渉が難しい。

✓ 施設関係者や業界団体からの要望・意見

- ・ 要望や意見は特に来ていないが、施設からは経営状況が厳しいという意見は来ている。

➤ 今後に向けた取組

✓ 改定を行う際に必要となる要素（国等からの通知や技術的助言等）

- ・ 金額や根拠が明確に出ていると財政課と交渉がしやすい。財政課もいくら入ってくるかを認識ができなければ予算の交渉ができない。財政課との交渉には他県での状況や国からの交付税措置がされるという明確な根拠が必要である。

✓ 施設での職員の処遇改善等に対して感じている課題・期待等

- ・ 介護職員以外の処遇改善が課題であると感じている。実績報告の際に相談員等介護職員以外の職員にどう支給されたかを確認したい。
- ・ 求人を出しても来ないという課題が出ており、雇用するにしても応募がなく、人が抜けると補充が難しい。人員の補填もしないといけないと思うが把握できていない。異動についても同様に課題になると感じている。

➤ 地域共生社会の実現に向けて、今後施設に期待する取組等

- ・ 軽費老人ホームは低所得高齢者の居住の提供として重要である。元気な方が多いので高齢者の居場所・生きがいつくりの支援に取り組んでほしい。

③ 千葉県

基本情報

種別：都道府県

管内の施設数（調査票より）

①軽費老人ホーム A 型	2 施設（うち特定施設 0）総定員数 150 名
②軽費老人ホーム B 型	なし
③ケアハウス	65 施設（うち特定施設 2）総定員数 2,503 名
④都市型軽費老人ホーム	なし

➤ 事務費の改定状況について

✓ 消費税増税分への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 軽費の補助金のうち生活費とサービス提供費の引上げについて消費税 8 %、10%相当分引上げを行っている。

◇ これまでの経緯・対応方法等

✓ 厚生労働省通知後の処遇改善への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 令和 4 年 9 月に 9,000 円相当分を取り扱い基準の改正で対応を行っている。令和 4 年 4 月分の事務費から遡及し支給を行う予定である。

◇ これまでの経緯・対応方法等

- ・ 千葉県高齢者福祉施設協会や千葉県老人福祉施設協議会から令和 4 年度当初から要望書は上がっていた。令和 4 年度当初予算は既に固まっていたので算定ができず、令和 4 年度 9 月補正で対応を行った。
- ・ 通知の中で令和四年度 4 月分から交付税措置がされることもあり、4 月分から支給を行っている。総支給額が 2 千万円程度であり、千葉県のルールにのっとって令和四年度 9 月議会で対応を行った。
- ・ 今回の改定では千葉県内の 3 市と対応を合わせるために意見交換を行っている。

◇ 従来行っていた処遇改善に関する取組

- ・ 特になし。

➤ 改定（過去を含む）を行った際の施設関係者・業界団体からの反応・意見

- ・ 業界団体からは好意的に受け止めてもらえた。業界団体とは適宜やりとりと情報交換を行っている。高齢者福祉施設協会の事務局を行っている。
- ・ 老人福祉施設協議会とは直接の接点はないが、要望書の内容を共有頂い

ている。コロナ渦の状況でも接点は設けている。

➤ 現在自治体として行っている取組やその背景・課題意識

✓ 給与以外の処遇改善や人材の確保・定着のために実施している施策

- ・ 個別の情報は持っていないが、軽費老人ホームにおいても人材不足は深刻な課題であると感じている。健康福祉指導課で人材確保・定着に向けた取り組みを実施している。社協と連携した人材発掘や資格取得のための研修会等を実施している。介護ロボット導入支援事業等も実施し人材確保・定着を図っている。

✓ 背景にある自治体として感じている施設の課題

- ・ 職員不足等の話は施設側から課題として聞いている。

✓ 施設の課題の把握状況（施設の稼働状況・経営状況の把握等）

- ・ 軽費の施設の関係者を集めた会議等は特に行っていない。補助金の話や通常の事務の中で課題の把握を行っている。
- ・ 施設の入所率の聞き取り調査を年2回実施しており、直近で91%となっている。全期間を通じて同程度を推移している。小規模の施設は併設の特養がなければ経営が成り立たないという例も聞いている。

✓ 施設関係者や業界団体からの要望・意見

- ・ 経営が基本的に苦しいという意見を多く聞いている。新設の補助金は特定施設でなければ出ないため新規の開設が出ない。特定を取っていても改築や修繕の補助金が出ないので更新が難しい。新規の開設のニーズはあるが、補助金が出ないため建設に至らない。
- ・ 特定施設を取得するには介護職員の配置が多くなるということで敬遠されがちであり、特定施設を取る場合は有料やサ高住の開設になってしまう。
- ・ 高齢者福祉施設協会からは他業種に比べ介護職の賃金が低く人が集まらないと意見を聞いている。
- ・ 長期の入所者の自立度が低下し、職員の負担が増加しているという意見を聞いている。実際の直接介護の手間と入所者の収入認定の際の確認の手間が増えている。

➤ 今後に向けた取組

✓ 改定を行う際に必要となる要素（国等からの通知や技術的助言等）

- ・ 今回は金額が出ている為にスキーム的には進めやすかった。改定の際には近隣他県（関東）の状況を聞き取りして周辺の状況を伝えている。そう

いった中で金額が出てないと手間がかかる。

- ・ 国から示してもらえるとやりやすい。軽費の金額の設定については「地域の実情に応じた」という言葉が使われるが、近県の金額を聞いていただけても千葉県に必要な金額がどの程度かを検討するのが難しい。

✓ **施設での職員の処遇改善等に対して感じている課題・期待等**

➤ **地域共生社会の実現に向けて、今後施設に期待する取組等**

- ・ 軽費老人ホームは低所得者のための施設として福祉の観点からも必要な施設である。
- ・ 福祉施設全般に言える課題ではあるが、その中で閉じこもりがちになることが多い。外部との交流を行っていくための支援が必要ではないかと考えている。
- ・ 90%を超える入所率から一定のニーズはあるが、今後は需要の動向を見ながら必要な補助を行っていく必要がある。

<市区町村向けヒアリング>

④ 名古屋市

基本情報

種別：市区町村

管内の施設数（調査票より）

養護老人ホーム

①養護老人ホーム 5 施設（うち特定施設 0）総定員数 720 名

②盲養護老人ホーム 1 施設（うち特定施設 0）総定員数 50 名

③聴覚障害者養護老人ホーム なし

軽費老人ホーム

① 軽費老人ホーム A 型 4 施設（うち特定施設 0）総定員数 490 名

②軽費老人ホーム B 型 なし

③ケアハウス 18 施設（うち特定施設 1）総定員数 461 名

④都市型軽費老人ホーム なし

➤ 措置費・事務費の改定状況について

✓ 消費税増税分への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 養護老人ホーム分については消費税 8%への増税の際には対応できず、消費税 10%への増税の際に要綱を改正し一般生活費等を増額し改定を行った。
- ・ 軽費老人ホーム分についても消費税 8%への増税際にも検討はしていたが対応できず、消費税 10%への増税時に消費税 5%分から 10%分相当の増額対応を行った。

◇ これまでの経緯・対応方法等

✓ 厚生労働省厚生労働省通知後の処遇改善への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 養護老人ホーム分では令和 4 年 4 月から対応を行っている。12 月に国通知が出た時点で予算措置を行い、要綱を作成し処遇改善支援金（補助金）という形で施設に支払いをしている。月の常勤換算の支援員に 9,000 円を乗じた金額を支払っている。
- ・ 軽費老人ホームでも同様に令和 4 年 4 月分から介護職員に 9,000 円を乗じた金額を支給している。

◇ これまでの経緯・対応方法等

- ・ 名古屋市老人福祉施設協議会から名古屋市に対しても強く要望があり、急ぎ対応を行うことになった。令和3年12月に通知が出た際に施設の支援員や介護職員の数を確認し、予算に盛り込んだ。
- ・ 名古屋市からは旧五大市（横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）に意向の確認を行っていた。他の政令市からもいくつか取組に関する照会はきていた。愛知県内の他自治体や、他の政令市から改定の方法についての質問が多かった。愛知県の担当者からの聞き取りや浜松市からの照会があった。

◇ 従来行っていた処遇改善に関する取組

- ・ 特にこれまでは実施していない。

➤ 改定（過去を含む）を行った際の施設関係者・業界団体からの反応・意見

- ・ 改定に関しては感謝の声はあったが、団体からの意見は特になかった。

➤ 現在自治体として行っている取組やその背景・課題意識

✓ 給与以外の処遇改善や人材の確保・定着のために実施している施策

- ・ 養護軽費個別での支援は特に行っていないが、介護保険事業者の補助金は実施しているが特定を取っていない養護軽費は活用できない。

✓ 背景にある自治体として感じている施設の課題

- ・ 公立の養護軽費では把握できているが、必要定員は満たせている。入所者の確保に困っているという課題は特に聞いていない。
- ・ ケアハウスを持っている施設は特養を抱えていることが多いので特養側の人員不足の影響が出る部分はある。

✓ 施設の課題の把握状況（施設の稼働状況・経営状況の把握等）

- ・ 社会福祉法人については現況報告書を通じて把握している。養護については2～3年に一回の監査で確認を行っている。稼働状況については施設側から入退所の情報をもらっている。
- ・ 施設の稼働は良好であり、稼働や経営状況で困っている話は出てこない。
- ・ 名古屋市が関わって団体の会議を招集することや団体の会議に参加はしていない。
- ・ 空床情報等は特に市としては出しておらず、区の事務所から直に施設とやり取りをしている。

✓ 施設関係者や業界団体からの要望・意見

- ・ 物価高騰や食材の調達費が上がっているため困っているとの声は出ている。老朽化に伴う改修や建て替えの相談が出てくる。

➤ 今後に向けた取組

✓ 改定を行う際に必要となる要素（国等からの通知や技術的助言等）

- ・ 今回のように国から金額を含めて具体的な対応方法を出してもらう方が
良い。対応を各自治体の判断に委ねられると、本当にそれが必要かを自治
体でまず判断材料を探す必要性が出てくる。現在の状況の調査や改定額
の検討、他自治体の状況調査する必要がある。
- ・ 施設側や業界団体へ説明する際の根拠にもなる。根拠がなければ増額改
定や新しい予算を取るのは難しい。

✓ 施設での職員の処遇改善等に対して感じている課題・期待等

- ・ 軽費・ケアハウスは職員が少なく介護職員が離職すると給与が安いので
異動が進まない事例も聞いている。9千円の賃上げを行ったが、十分では
ないと感じている。介護保険事業所は処遇改善が進んでいるのと比較し
て進んでいないのが現状である。
- ・ （処遇改善に限らず）見直しにあたって国の自治体からの技術的助言が
必要である。根拠にできる情報が少なく、古くなっている。一新する必要
があると考えている。

➤ 地域共生社会の実現に向けて、今後施設に期待する取組等

- ・ 要介護認定がないが在宅で生活が困難な人、生活保護の手前住処として
必要なものと捉えている。

⑤ 八王子市

基本情報

種別：市区町村

管内の施設数（調査票より）

養護老人ホーム

①養護老人ホーム 5施設（うち特定施設 1）総定員数 580名

※ヒアリング実施時点で管内での措置者 127名 管外からの措置者 410名

②盲養護老人ホーム なし

③聴覚障害者養護老人ホーム なし

➤ 措置費・事務費の改定状況について

✓ 消費税増税分への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 8%増税時の対応はしていなかったが令和4年度4月分より10%増税分の上乗せを行っている。

◇ これまでの経緯・対応方法等

- ・ 令和3年6月に八王子市の施設長会から養護老人ホームの措置費に関する要望書の提出があった。消費税の増税の対応がされていないことや新型コロナウイルス感染症対応の経費増加で経営が厳しいため措置費の改定について要望があった。
- ・ 令和3年度当初予算で増税対応分の計上を予定していたが、財政当局との折衝が合わず予算措置できなかった。令和4年度では増税対応分を盛り込む事が出来た。

✓ 厚生労働省通知後の処遇改善への対応状況

◇ 対応の有無

- ・ 令和4年4月分から遡及して支給を行っている。

◇ これまでの経緯・対応方法等

- ・ 処遇改善分の対応については令和3年12月に通知が出た時点で既に予算の裁定が終わっていた。令和4年7月8日付で養護老人ホームに勤務する職員の処遇改善を行う市長決裁を取った。処遇改善に必要な150万円の増額を当初予算の範囲で実施できる見込みが立てられていたので補正や予算流用はせず実施している。令和5年分からは処遇改善分を盛り込んだ予算要求を行っている。
- ・ 八王子市内の施設側からもコロナ対応等で疲弊している施設職員へ

のモチベーションアップのために要望があった。八王子市としても従前より実務を通じて在宅生活が困難な地域の高齢者を支えるセーフティネットを担う養護老人ホームは重要であるため、勤務する職員の処遇改善は重要であるという認識を持っていた。養護老人ホームの入所者も要介護度が上がっており、現場の支援員の人員配置からも、日頃の業務が介護職と変わらない水準であると認識していた。

- **改定（過去を含む）を行った際の施設関係者・業界団体からの反応・意見**
 - ・ 配置基準上の支援員のみで9千円の加算を行っているので、名簿上他の職種（例：生活相談員）として配置されているが、実際には支援員として働いている職員は処遇改善の対象とならず、加算対象人数との差が生じている部分があった。（ただし、あくまで加算の算定対象の話であり、施設が独自に財源を確保し、施設側で独自に全支援員に9千円以上の上乗せをしているという事例も聞いている）施設側からは実際の支援員の配置人数で処遇改善を行ってほしいという要望は受けている。
- **現在自治体として行っている取組やその背景・課題意識**
 - ✓ 給与以外の処遇改善や人材の確保・定着のために実施している施策
 - ・ 人材確保の取組として研修・就職相談会・外国人職員への資格取得支援や介護事業所の管理者向け研修等を行っている。対象種別は限定していないので養護でも利用できる形となっている。
 - ✓ **背景にある自治体として感じている施設の課題**
 - ・ 入所者率が平均では95%となっているがほぼ満床の施設と空床が目立つ施設に分かれている。60人定員の施設でも1床空いているだけで経営的に厳しいと聞いている。空床を出さずに施設が運営できるかを考えていく必要がある。
 - ・ 八王子の特性として八王子市外の自治体からの受入が多い。広域型施設として八王子以外の都民入居率が高い傾向にある。区外施設として設立されている施設もあり、23区からの入所者数が多い。
 - ✓ **施設の課題の把握状況（施設の稼働状況・経営状況の把握等）**
 - ・ 市として各施設の稼働状況や待機者数は把握している。施設側から事務連絡等の際に人員確保の難しさについて相談がある。施設関係者や業界団体からの要望・意見の調整が必要である。
- **今後に向けた取組**
 - ✓ **改定を行う際に必要となる要素（国等からの通知や技術的助言等）**
 - ・ 八王子市が対応するためには区部と足並みをそろえて対応する必要がある。

東京都に一律して対応ができるよう指針を出してもらうことを求めているが対応がされず、現在は23区と等級地に対して逆転してしまっている。都道府県には管内の自治体が一律して対応ができるよう指導をしてほしいと感じている。

✓ **施設での職員の処遇改善等に対して感じている課題・期待等**

- ・ 市内の養護老人ホームでは八王子市の対応以前から9千円を上回る処遇改善を行っていた事例も聞いている。取組を続けてもらえればと考えているが、市としては9千円の処遇改善が妥当な金額なのか、9千円でいつまで続けるのかを今後検証する必要があると考えている。

➤ **地域共生社会の実現に向けて、今後施設に期待する取組等**

- ・ 養護老人ホームには今後も在宅生活が困難な地域の高齢者を支えるセーフティネットとして重要であると考えている。地域包括支援センターのシステムも利用して地域へのアウトリーチ等を行っていただければと考えている。有料やサ高住の入所者が増えている中で、養護老人ホームの存在意義をアピールしていく必要がある。
- ・ 養護老人ホームは老朽化が進んでいる施設も多いため施設や設備で老朽化対応が必要であると考えている。燃料高騰に対する支援補助は東京都のメニューで行うことを決定している。

関連団体向けヒアリング結果

①奈良県老人福祉施設協議会

➤ 処遇改善等の取組状況

✓ 従前からの自治体・施設との連携状況（連携の頻度・連携内容）

- ・ 奈良県老人福祉施設協議会として毎年 10 月に奈良県・奈良市に対して要望書を提出している。要望書を作成するために、奈良県老人福祉施設協議会の専門員が会員施設に対して各施設における課題についてヒアリング調査を実施している。要望書の内容は養護、軽費・ケアハウスの各部会単位でも精査を行った上で提出している。
- ・ 要望はただ伝えるだけではなく、あわせて自治体との意見交換の場を設け、要望した内容についてはなんらかの回答を頂いている。自治体からの回答については養護、軽費・ケアハウス等事業別に分類した上で会員施設に対してフィードバックを行っている。
- ・ 奈良県では養護・軽費に関する自治体向けの勉強会を実施している。以前は奈良県老人福祉施設協議会の養護部会・軽費部会で主催していたが、集客が伸びなかったため現在は奈良県主催で実施している。
- ・ 奈良市内では奈良市老人福祉施設協議会と高齢者施設連絡協議会が関与している。12 月に奈良市長との懇談会という形式で役職者にも同席頂く場で団体としての要望を伝えている。あわせて議長や厚生関連の委員にも要望書を提出している。要望については市側の意向から現実的な要望を出している。

✓ 自治体の改定状況・改定内容

- ・ 各自治体で財政状況に差があり、反応が変わってくる。早め早めに対応する自治体もあれば、周りの様子をうかがっている自治体もある。

養護老人ホーム

- ・ 奈良県では 12 か所養護老人ホームがあるうち、5 施設が所在する自治体では改定の増額が 0 円、他では 424 円～9,469 円のアップがあった。
- ・ 改定額は市町村ごとの開きが大きい。値上げの幅が少ない自治体では満床想定でも 8,480 円の上乗せにしかならないので引き続き要望を続けている。大淀町の障害者等加算は入所者に占める障害者の割合が 30%以上の場合加算をつけられる。そこに働きかけをおこなってアップした結果であり特徴的な部分である。
- ・ 奈良県は特定施設を取っている養護が多い。平成 18 年度に制度改定があった際に足並みをそろえて申請を行った。他県は特定施設と契約をしていない一般入所者に対してのみの増額が中心であったが、奈良県内では柏原市と大淀町では特定施設と契約の分の増額も行えた。

- ・ 改定とは別に物価高騰対策の補助金についても自治体に働きかけをおこなっている。大森部会長が自治体に働きかけ補助金の支給を受けた事例を他施設にも共有している。

軽費老人ホーム

- ・ 奈良市では現時点では対応が進んでいない。一人あたり9千円の上乗せを令和5年4月から実施するとは聞いている。12月の議会に通ってから話になると考えている。事務費に上乗せするのか、9千円を別につけるのかもわかっていない。具体的にどうやっていくのか等は今後決まるのではない。
- ・ 物価高騰の上乗せ補助の支援金についても現時点では奈良市からは情報がない。

✓ 自治体への施設の処遇改善に係る要望活動について（今後引き続き要望をしたい項目）

養護老人ホーム

- ・ 改定がなかった施設の自治体には引き続き交渉を続けている。養護老人ホームを公立で運営している自治体からの回答が芳しくなかった。
- ・ 養護の事務費の増額については自治体村ごとにばらつきがある。一律のアップをお願いしたいところだったが、対応がまとまっていない。養護部会としては養護老人ホームが所在している自治体に、県に提出している要望書の内容について理解と協力を求めている。

軽費老人ホーム

- ・ 軽費については奈良市自体が軽費老人ホームに慣れていないこともあり、県の指導を仰いでいた時期が長かった。奈良市の判断で民改費が削られてしまい、奈良県の指導で撤回してもらったことがあった。消費税の際も対応に時間がかかった。奈良市は奈良県が動いてからでないと動かない。
- ・ 老朽化対策の補助金の対応も奈良県は出るが奈良市は出ないといった差がある。奈良県老人福祉施設協議会として老朽化対策は常に要望している。
- ・ 各法人でケアハウスに対する考え方に差があり、同じ問題に向かって一丸となり話し合いを行うのが難しい。

◇ 要望活動のきっかけ・課題

- ・ 処遇改善の改定は厚生労働省が通知・技術的助言を強く出していたのがすべての切っ掛けとなった。全国老人福祉施設協議会より処遇改善については全国一斉に行おうという話を受けて養護も軽費も一緒に要望を行って

る。

- ・ 奈良県・市の老人福祉施設協議会が一丸となって動くことができたが、奈良県と奈良市の自治体の温度差を感じている。スタートは一緒だが温度差に対してどうやって関わっていくか。標準化してほしいが地方分権の兼ね合いもあり難しい。

◇ 要望活動の方法・内容

- ・ 今後のポイントは都道府県の指導も含めて格差を埋めていくことだと思う。
- ・ 日頃は養護と軽費が一緒に動くのは課題意識が違うので難しいが、今回の処遇改善では一緒に動くことができたのは効果的だった。
- ・ 団体で初めに動いた後、各施設が個々で要望活動を行う際に、県・市の老人福祉施設協議会で会員施設をフォローする体制を作らなければならない。

◇ 要望活動による好影響について（自治体・施設・団体）

- ・ 処遇改善への要望活動に通じて誰かがやってくれるのではなく、自分たちもやらないといけないと感じることができた。

➤ 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

- ・ 養護老人ホームでは職員の離職も少なく勤続年数も長い。軽費の施設も安定して職員が働けているが調理員の確保に苦労している。
- ・ 自治体の予算カットが続いている。措置費等もカットされることで入所控えに繋がってしまう。
- ・ 養護老人ホームは何十年も地域で行き場のない高齢者の居所となっている。引き続き支援に力を入れてほしい。
- ・ 軽費は地域で新しく開設されたサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームと競合している。定員割れを起こすことは運営費の収入減少に繋がり、将来的に苦しくなる。継続的な運営には単発のテコ入れではなく単価の上昇が必要不可欠であると伝えている。
- ・ 養護・軽費も現実的には介護保険制度の中に飲み込まれている。もとの社会福祉の原点であることを行政にも知ってもらいたい。

②福岡県老人福祉施設協議会

➤ 処遇改善等の取組状況

✓ 従前からの自治体・施設との連携状況（連携の頻度・連携内容）

- ・ 全体として毎年要望を行っているわけではなく、必要に応じて都度要望活動を実施している。
- ・ 主管課に概要を伝え、福岡県議会事務局にも要望を行った報告をしている。福岡市と北九州市は別に動いている。行政は福岡県の動きを見て後追いで動いている傾向がある。
- ・ 養護老人ホーム部会では毎年4月に福岡県内の措置率の調査を行っている。3年間調査を実施し、その結果を踏まえて市町村の係長、各施設の施設長クラスとの合同研修会を実施している。各地域の運用ルールの一掃をはかるための措置控え解消のための措置マニュアルを作成している。
- ・ 軽費老人ホーム部会では特に要望活動を行ってはいないが、事務費に関しては主管課と現状の情報交換を何度か行っている。会長が全国老人福祉施設協議会の軽費老人ホーム部会の副会長であるため、情報を掴んだ際に主管課に情報を伝えている。

✓ 自治体の改定状況・改定内容

- ・ 全体では養護・軽費以外の施設の処遇改善の財源について老人福祉施設協議会を通じて国に質問を行った。養護軽費が対象外として扱われるのはおかしいと考えて働きかけを行った。福岡県内では要望ではなく署名を集めた上で請願を行う準備をしていた。通知が出る前から九州地区の他老人福祉施設協議会にも呼びかけ、全国老人福祉施設協議会の動向も伺いながら各施設から署名も集め要望書の提出を行った。
- ・ 結果的に処遇改善の通知が出て処遇改善が行われることになった。
- ・ 養護老人ホーム部会では各地区に分かれて市町村向けの要望書を作成し、各施設の施設長が所在地の市町村へ一斉に説明を実施した。現在 24 施設中 20 施設で改定が行われ、公立の 1 施設を除いて今後処遇改善が行われる見込みである。
- ・ 軽費老人ホーム分については令和 3 年 12 月分から遡及で支払いが行われている。

✓ 自治体への施設の処遇改善に係る要望活動について

◇ 要望活動のきっかけ・課題

- ・ 介護保険事業所が以前から処遇改善が言及されているにも関わらず、養護軽費の職員には処遇改善が進んでいないことは要望していた。今回新たな処遇改善が行われることに対して声をあげるべきとして意見を上げた。

◇ 要望活動の方法・内容

- ・ 老人福祉施設協議会からは処遇改善を取る・取らないは法人の考えがベースであるが、老人福祉施設協議会として無理強いをすることは避けている。必要な情報や取得のポイントの打ちだしは行っている。
- ・ 処遇改善が養護軽費になかったことの説明を行い、なぜ処遇改善がないのかの問題提起を会長から行った。
- ・ 養護老人ホームでは今回の処遇改善の必要性和、養護軽費と介護保険事業所の職員の給与の差額、介護保険事業所にはある処遇改善・特定処遇がないことをエビデンスとして書類を作成し提出した。
- ・ 福岡県内では消費税に対する改善がなかったことを口頭で伝えてもらうように施設長にレクチャーを行っている。
- ・ 養護老人ホーム部会の中で各地区の要望状況や市町村での対応状況をあげてもらい、他地区の状況や取組の共有を行った。こういったことを理由に改善が進まないかについても共有を行っている。

◇ 要望活動による好影響について（自治体・施設・団体）

- ・ 養護・軽費の部会員、会員施設の施設長を集め緊急施設長会議を行い、処遇改善の必要性を伝えた。議会前に早急にすり合わせを行う必要性を伝えた。
- ・ 養護部会・軽費部会は横の連携がしっかりしている。福岡市の老人福祉施設協議会に対して動きの速さと一体となって動く強みを感じることができた。処遇改善がうまくいった要因は合同説明会で福岡県全体の足並みをそろえたことと統一した資料を用意できたことと考えている。

➤ 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

- ・ ピンポイント・単発の処遇改善ではなく、人件費部分の増額として明確に継続的に上乗せされることが重要だと考えている。福岡県老人福祉施設協議会で独自に基本単価の算出を行い今後更に単価が下がることを予測している。基本単価の底上げに動かなければならないと感じており全国老人福祉施設協議会にも伝えている。
- ・ 養護老人ホームの場合は一般事務費への上乗せか加算で対応するかが問題である。加算は外される可能性があるが、一般事務費なら外される懸念はない。その部分の対応が自治体によって異なっているのが現在の懸念点である。一般事務費で改定が出来た事例を全施設に調書を公開して自治体に掲示してもらっている。

- ・ 処遇改善の対象が支援員だけではなく全職員を対象としているのが珍しい事例だと考えており、自治体とすり合わせた結果だと考えている。
- ・ 養護老人ホームでは消費税分の対応に5年がかかったが、今回の処遇改善は迅速に進められた、職員の賃金の確保の次に進む必要がある。利用者へのサービスの質の確保や物価高騰のために措置費の中での生活費のアップを今後早急に検討していかなければならない。
- ・ 要望だけではなく養護老人ホームの存在価値を強化していく必要がある。様々な精神疾患や看取り等の多様な受入を行い、有料やサ高住との差別化を図らなければならない。
- ・ 軽費は施設入所の意向のある高齢者や生活の場が必要な高齢者の受け皿になればと考えている。それにあたって処遇改善や事務費の改定が進めばと考えている。

施設向けヒアリング結果

<養護老人ホーム>

1. 社会福祉法人五色会 養護老人ホーム 緑川荘

<https://midorikawasou.jimdofree.com/>

種別：養護老人ホーム	所在地：熊本県	定員：50 名
特定入居者生活介護の指定：無	職員数：26 名	
処遇改善のための措置費の引上げ（所管自治体）：引上げあり（総額純増）		
職員の給与の引上げにおける処遇改善：厚生労働省通知*後に実施		

➤ 施設の特徴

（自治体・他機関等との連携）

- ・ 定期的に入所判定会議等で町役場や福祉事務所の方と意見交換を実施している。
ケアマネジャー、隣町の役所や身元引受人等が参加することもある。意見交換では、生活保護受給者や退所後に生活設計のままならない方等、複雑な課題を抱える入所者について、その方の意思を尊重した対応等を話し合っている。

（地域交流・イベントの実施）

- ・ 地域住民も参加可能な夏祭りの開催や、地域の養護老人ホーム、協議会と持ち回りで、近隣の養護老人ホームとスポーツ大会を開催。外部の講師を呼び、生花教室を実施（新型コロナウイルス感染症の影響で、一部の地域交流等は停止）。
- ・ バスで名所めぐり、初詣の他、カラオケ等の企画を定期的に開催。

➤ 処遇改善等の取組状況について

✓ 自治体の改定状況・改定内容

- ・ 2022 年 4 月に措置費が改定された（2022 年 7 月に遡及支給）
- ・ 支援員等処遇改善加算として対象職員 1 人当たり 9,000 円/月
- ・ 対象職員：支援員、看護師

✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況

- ・ 熊本県老人福祉施設協議会より、厚生労働省の通知情報や処遇改善に係る要望書の申請について働きかけがあった。これを踏まえ、措置元（甲佐町）の福祉課へ、上益城郡町長宛てに 4 月 8 日要望書を提出した。
- ・ その後、前年度の職員数等の調査票を甲佐町に提出。7 月に「支援員等処遇改善加算申請書」を提出後に支給が決定した。

✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

◇ 処遇改善の取組のきっかけ・課題

- ・ 今まで応募があった、調理員、夜間職員等の応募が来なくなっている。

◇ 職員の処遇改善の取組方法・内容

【職員の給与等に係る処遇改善】

- ・ 職種により支給額に傾斜をつけ、職員全員へ毎月の手当として支給した。生活相談員、栄養士、調理師、事務員等は、支援員等処遇改善加算の対象外だが、職員の意欲などにも影響するため支給を判断。

(困り事)

- ・ 処遇改善の対象者が限られている。入所者の支援は全職種で成り立つ。
- ・ 措置費の単価が低く、施設運営に影響するため、持ち出しができない。

【給与等の引上げ以外の処遇改善】

- ・ 子育て支援の充実：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定。未就学児の看護休暇制度の整備、有休取得の推進、育休取得者に対する復帰のための支援プラン策定（体ならしのサポート、産休代替職員の採用検討）の3点を目標に掲げて取組を実施。
- ・ 特別休暇の付与：新型コロナウイルスに感染した場合、職員やその家族に対して、医師の指示があれば自宅療養として、特別休暇を付与。

➤ 処遇改善の取組による好影響について（組織・職員）

- ・ 処遇改善に係る手当の支給を行ったことで、職員に笑顔が生まれた。恐らく、職員のモチベーションの向上にもつながったと思われる。

➤ 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

- ・ 施設には、認知症やその他の精神疾患等を抱えた入所者も多く、夜間は2名体制で配置を手厚くしなければリスクや職員の負担が大きい。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延下では、自室療養の対応等も生じており職員の負担は増加している。しかし、養護老人ホームの収支は厳しく、給与水準は法人内の他施設より低い状況である。施設の役割を踏まえ、労働の対価に見合った措置費の支給について議論が望まれる。
- ・ 今回の措置費の引上げは、消費税10%増税時以来である。町の対応が早く、自治体の速やかな対応が実現されたことは大きな変化と感じた。
- ・ 養護老人ホームの職員が処遇改善の対象となったことは、相当に有難い。金額以上に、施設運営に良い循環が起きる期待がある。

➤ 地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等

- ・ 定年制の延長を図り、まずは人材確保を行っていきたい。
- ・ 若手の育成を図りたい。前月（1月）より国家資格（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）の受験料の全額支給を始めた。該当する資格を取得した場合には特別昇給も考えている。

2. 社会福祉法人徳之島福祉会 徳之島老人ホーム

https://www.care-net.biz/46/toku-nikoniko/home_i.php

種別：養護老人ホーム	所在地：鹿児島県	定員：50名
特定入居者生活介護の指定：無（個人契約型）	職員数：40名	
処遇改善のための措置費の引上げ（所管自治体）：引上げあり（総額純増）		
職員の給与の引上げにおける処遇改善：厚生労働省通知*後に実施		

➤ 施設の特徴

（長期的な入所者の受入）

- ・ 低所得者等を受入ており、入所者の平均要介護度は3以上。要介護3未満で入所し、90歳を超える現在まで、家族の希望等に応えることを理由に、措置変えもなくそのまま入所を受入ている。

（地域交流・年間行事の開催）

- ・ 日曜日にサロンを開催し、地域の高齢者の方の健康チェックや体操、食事の提供といった地域の方との交流を行っている。
- ・ 花見、七夕まつり、運動会、秋の遠足、新年会等の様々な行事を開催。

➤ 処遇改善等の取組状況について

✓ 自治体の改定状況・改定内容

- ・ 2022年4月に措置費が改定された（2022年4月に支給）
- ・ 対象職員1人当たり9,000円/月 一般事務費の人件費5%UP
- ・ 対象職員の職種：介護職員、支援員

✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況

- ・ 老人福祉施設協議会より、施設自身で交渉を行うように案内が来た。この案内情報をもとに、町長や町の担当者と話す機会を持った。自治体側へ措置制度について理解をいただくために説明を行った。

✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

◇ 処遇改善の取組のきっかけ・課題

- ・ 職員の高齢化が進行している。また、徳之島の地域性として子育て世代が多く、子育てを理由に退職する職員がいた。

◇ 職員の処遇改善の取組方法・内容

【職員の給与等に係る処遇改善】

- ・ 職員全員の基本給を上げた。さらに、介護職員・支援員に対しては、夜勤手当を上げた。
- ・ 職員への給与等に係る処遇改善は、経営者の裁量で判断した。

【給与等の引上げ以外の処遇改善】

- ・ 子育て・介護支援の充実：子育てや親の介護が必要な職員に対し、補助金・助成金を調べ活用している。また、子育て世代の方にも来てもらえるよう、平成 23 年に事業所内保育所を設置し、現在は認定こども園として運営。
- ・ 休暇取得の支援：子の看護休暇が消化されないことから、有給休暇として付与する対応を実施。さらに、休みを取得しやすい風土ができていなかったため、互いに支えあうことを職員へ伝え続けたことで、シフト調整等で職員同士が譲り合える関係性ができた。
- ・ 機器の導入：職員の負担軽減を図るため、併設の通所介護事業所と併用で移乗支援ロボットを導入。活用の定着に向け試行錯誤している。
- ・ 保険の加入：職員の負担なしで入院費用等を保障する保険に加入。

➤ **施設の処遇改善等における今後の課題・期待等**

- ・ 給与が上がることは一時的には喜ばれる。ただ、一度給与を上げると下げられないため、どう維持するかが経営に求められる。
- ・ 措置費は据え置かれているため、施設の収入は変わらないまま最低賃金の上昇等、人件費が上乘せされている実態がある。また、一般財源化以降、単価の見直しもなされていない。これまで、措置費の引上げに向けた交渉や介護サービス利用者負担加算の請求について、受入て頂けない自治体もあった。交渉の中で、自治体の担当者も措置制度や施設の役割について十分には理解できていないのではないかと感じている。
- ・ 消費税増税時は、自治体との交渉の末、一般事務費の人件費の 0.05% の引上げについて聞いてはみたが、考慮されることはなかった。
- ・ 入所者は要介護度の高い方も増加する中、設立時の人員体制では対応ができない。要介護 3 以上の方を受入ていることに対して、インセンティブが欲しい。職員が頑張っても、他の介護保険サービスの方が、給与水準が高く、人員配置数も多い状況では、働きたいという人がいない。

➤ **地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等**

- ・ 地域サロン活動を行い、地域の高齢者を見守る場を作っている。
- ・ 60 歳以上の高齢者の方が、働き続けられる環境づくりを進めている。

3. 社会福祉法人樹園 樹園老人ホーム

<https://www.juen.or.jp>

種別：養護老人ホーム	所在地：秋田県	定員：50名
特定入居者生活介護の指定：有（一般型）		職員数：25名
処遇改善のための措置費の引上げ（所管自治体）：引上げあり（総額純増）		
職員の給与の引上げにおける処遇改善：厚生労働省通知*後に実施		

➤ 施設の特徴

（地域交流・情報公開）

- ・ 開設依頼、地域交流に力を入れており、夏祭り、クリーンアップ活動、訪問交流等を実施。定期的にホームページへブログをアップし、施設の取組を公開。

（多様な方の受入等）

- ・ 認知症、精神障害、アルコール依存症、身寄りのない方等様々な方を受入。入所者の重度化に伴い、機械浴を導入する等、職員の負担軽減にも取り組んでいる。

➤ 処遇改善等の取組状況について

✓ 従前の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

◇ 職員の給与等に係る処遇改善

- ・ 特別養護老人ホームの介護職員の処遇改善の際に、法人の経営判断で、全職員の給与を引上げた。給与の引上げに係る費用は法人持ち出しで行い、金額は傾斜をつけ支給した。

◇ 給与等の引上げ以外の処遇改善

- ・ キャリアパス制度の整備：資格の取得（初任者研修、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャー、リーダー研修 等）に向けた支援として、費用の助成（受講費一部と受験費用）や受験は研修扱いとしている。また、取得した資格によって、資格手当、業務手当、基本給の改定等を行い、階級に応じた給与規定を設けている。
- ・ 面談の機会の確保：事務長・施設長にて、定期的な面談の他、本人の希望に応じ随時面談を実施。メンタルケアを兼ねることもある。

✓ 自治体の改定状況・改定内容

- ・ 2022年4月に措置費が改定された（2022年8月に遡及支給）
- ・ 一般事務費として対象職員1人当たり9,000円/月の増額
- ・ 対象職員の職種：介護職員

✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況

- ・ 2021年12月に秋田県老人福祉施設協議会による説明会に参加した。

- ・ また、普段お付き合いのある養護老人ホームの方から、自治体との交渉について、施設の地域における役割・実績を伝えること、課長に話をつないでいただくこと、自治体の考えを伺うこと等のアドバイスを受けた。
 - ・ 2022 年 3 月に、自治体の担当者へ事前連絡を行い、日程を調整した。
 - ・ 2022 年 4 月に、要望書を提出し、施設長・事務長にて自治体への交渉に臨んだ。増額幅の計算方法について全国老人福祉施設協議会の参考資料を提出し、初期に措置費の引上げに動いた他の自治体の対応を示した。
- ✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容
- ✧ 処遇改善の取組のきっかけ・課題
- ・ 過疎化と高齢化が顕著で、紹介会社の利用や外国人材の活用を試みているが、立地が不便であるため、地域の方でなければ定着が難しい。
- ✧ 職員の処遇改善の取組方法・内容
- 【職員の給与等に係る処遇改善】
- ・ 処遇改善の対象である介護職員（3 名）に毎月の手当てを支給した。他の職種は法人の持ち出しで、3,000 円ほどの毎月の手当てを支給した。財源確保のため、無駄を省くよう節電等のコスト削減に努めている。

➤ 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

- ・ 養護老人ホームは職員の人数が少ないため、他の職種が同じ業務を行うことも少なくない。処遇改善の対象者であるからこの仕事をするのは当然という考えが職員に生まれないようにしたい。
- ・ 給与の引上げやキャリアパス制度に対して、職員から喜ばれた。法人で運営する特別養護老人ホームの介護職員等特定処遇加算の取得に向け、養護老人ホームも含め職員のキャリアパスの環境づくりをさらに進めたい。働くモチベーションを上げることができる施設にしたい。

➤ 地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等

- ・ 施設の 50 年の歴史が 100 年になるようにしたい。少しでも地域に還元できる役割を果たしたい。

➤ その他（経営課題等）

- ・ 自治体の措置の要件が厳しく、そもそも判定に上げられない方もいる。措置入所の方の稼働率が低いことから、経営としては厳しい状況である。施設・設備の改修も積立金を取り崩している状況であるため、十分に改修ができていない。

- ・ 異動について、法人内の他施設から養護老人ホームに異動する場合、給与額は下がる。実際には、給与は下げられないため調整手当を支給することになる。

4. 社会福祉法人 鳥取福祉会 養護老人ホーム 鳥取市なごみ苑

https://www.tottorifukushikai.jp/shisetsu/nagomi_f/index.php

種別：養護老人ホーム	所在地：鳥取県	定員：90名
特定入居者生活介護の指定：有（外部サービス型）	職員数：30名	
処遇改善のための事務費の引上げ（所管自治体）：引上げあり（総額純増）		
職員の給与の引上げにおける処遇改善：厚生労働省通知*後に実施		

➤ 施設の特徴

（自律型支援に向けた取組）

- ・ 「職員の意識・行動改革」「ご利用者の意欲の醸成」「地域社会への参加」の3つのビジョンを掲げ、ご利用者の自律活動を促す支援として、施設職員、行政や地域団体等と「やりがい活動」チームを発足し、以下の取組等を実施。
 - ① ご利用者が地域へ出ていくための取組として、鳥取市の介護支援ボランティア事業と連携。ボランティア登録をしたご利用者は、市内の介護施設に出向き、利用者の将棋や話し相手、配膳下膳のお手伝いを行う。行政からは支援金（年最高1万円）が支給される。現在、活動者のうち8名が登録。
 - ② 職員と利用者で地域の公園で月1回程度の清掃活動を通じた地域貢献を行うとともに、別法人の施設の職員・利用者や民間事業者（福祉機器関係）等、交流の輪を広げている。

➤ 処遇改善等の取組状況について

✓ 従前の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

☆ 職員の給与等に係る処遇改善

- ・ 法人として、毎年、施設の種別に関わらず、役職の等級や職種に応じて手当を支給している。支払い費用の持ち出しはない。

☆ 給与等の引上げ以外の処遇改善

- ・ 以下の補助金を活用し、記録カメラによる安全管理対策の推進、タブレットによる記録の電子化、ナースコールの受信環境の改善、スマートフォンと連動した生活記録の実施等、職員の業務負担軽減やご利用者へのサービス向上につながる取り組みを推進している。
 - ・ R2年度 緊急包括支援補助金（県）：記録カメラ・無線環境の整備
 - ・ R2年度 事業継続支援補助金 ICT（市）：タブレット
 - ・ R4年度 鳥取県新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業：ノートPC

- ・ R4 年度 鳥取市地域医療介護総合確保基金事業補助金
：ナースコールシステム（無線・スマートフォン）
- ✓ 自治体の改定状況・改定内容
 - ・ 2022 年 4 月に措置費が改定された（2022 年 9 月に遡及支給）
- ✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況
 - ・ 2022 年 1 月頃に、鳥取県老人福祉施設協議会よりの要望書申請について働きかけがあった。協議会加入の県内の養護老人ホーム施設の代表者とともに、県老人福祉施設協議会の会長と鳥取市へ出向いて要望書を提出した。
 - ・ 2 か月に 1 回ケース検討会を行う等、市役所の担当者と普段より交流があったため、事前に情報共有を行い、準備をいただけた。
 - ・ 市との協議は長期間に渡った。措置費を上げるための予算や処遇改善の比率等、自治体内での対応やその理由づけについて時間を要した。また、施設の措置費は一般財源化以降、一度も引上げられていないこと、人件費や燃料費高騰の話等も交渉の中でお伝えした。
- ✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容
 - ☆ 処遇改善の取組のきっかけ・課題
 - ・ 自立した高齢者や生活困窮者から、精神障害を抱える方等、ご利用者のニーズが変化している中、職員の業務負担が増加している。
 - ・ 県全体で新卒採用が減っており、若い方が集まらなくなっている。
 - ☆ 職員の処遇改善の取組方法・内容
 - 【職員の給与等に係る処遇改善】
 - ・ 措置費の改定とともに、処遇改善として施設の常勤換算 1.7 人（月平均）に対して、1 人当たり 9,000 円/月を支給。
- ✓ その他、職員の処遇改善や人材の確保・定着に係る特徴的な取組
 - ・ 夜勤は 90 名のご利用者に対し 2 名の配置であったことから、職員より人員を増やして欲しい要望を受けた。これを受けて、1 か月間職員の業務時間を調査し、最終的に業務が最も過重となる夕食前後の人員を手厚くするシフトに変更した。

➤ **地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等**

- ・ ご利用者が地域において役割を持つ機会として、自治会活動へ参加を試みたい。社会とつながることも十分社会復帰であると思う。
- ・ ただし、地域貢献の推進は、人手不足の中で職員の手が回らないことが実情と思われる。処遇改善の対象として、地域への窓口として前任者の配置や加算があれば、施設と地域との橋渡しや様々な取組ができるのではないかと考える。

- ・ 施設機能強化推進費の事業対象を、外部からの支援だけでなく、ご利用者自身が地域社会に参加する活動も、社会復帰事業として加算などがあると素晴らしい。

<軽費老人ホーム>

5. 社会福祉法人大田市社会福祉事業団 ケアハウスビラおおだ

https://www.ooda-sj.jp/v_ooda/

種別：軽費老人ホーム（ケアハウス単独型）	所在地：島根県	定員：50 名
特定入居者生活介護の指定：無	職員数：17 名	
処遇改善のための事務費の引上げ（所管自治体）：引上げあり（総額純増）		
職員の給与の引上げにおける処遇改善：厚生労働省通知*以前より実施		

➤ 施設の特徴

（活発な地域交流等）

- ・ 地域の防災会やまちづくりセンターと連携し、非常食作りや防災訓練等の防災活動を通じて、地域の方と入居者が交流する機会を設けている。入居者が施設周辺を散歩していると、地域の方が声掛けや見守りを行う関係性が生まれている。

（直営による食事・配食サービスの提供）

- ・ 食材は地域の農家から直接購入するなど、地産地消を推進し自前で調理を実施している。時短勤務の調理補助員を雇用し、地域の方が利用できる食堂を開店しているが、現在は出前形式とし、また地域の社会福祉協議会から委託を受け配食サービス事業の弁当を担当している。

（日々の取組等の情報公開）

- ・ HP を毎日更新し、施設の日々の取組を公開している。その他、入居者の家族に対して、LINE で個別に入居者の様子を職員が動画撮影したものを送付するなどの取組を実施している。職員全員が HP の更新を交代制で実施することで、職員が外部の関係者（地域、自治体、家族等）に対する目線を持つことや、施設としてやるべきことを考えるきっかけにつながっている。

➤ 処遇改善等の取組状況について

- ✓ 従前の職員の処遇改善の取組方法・取組内容等
 - ✧ 職員の給与等に係る処遇改善
 - ・ 介護保険の処遇改善費補助金の対象者以外は、法人の持ち出しで、法人の全職員に一時金を支給。
- ✓ 自治体の改定状況等
 - ・ 2022 年 4 月に事務費が改定された（2022 年 4 月より支給）
 - ・ 2022 年 4 月から処遇改善加算対象職員 1 人当たり 9,000 円/月

- ✓ 施処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況
 - ・ 全国老人福祉施設協議会の支援により、2022 年 1 月に島根県老人福祉施設協議会会長・部会長名で島根県知事、松江市長（併せて松江市内施設長名）に要望書を提出した。
- ✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容
 - ◇ 施職員の処遇改善の取組方法・内容
 - 【職員の給与等に係る処遇改善】
 - ・ 2022 年 4 月より、正規・再任用職員全員の特別昇給(平均数千円)とともに給料規則を改定した。また、準職員等の時給を数十円アップした。
 - 【給与等の引上げ以外の処遇改善】
 (教育・育成)
 - ・ エルダー制度を導入し、新入職員の育成を行っている。
 - ・ 専門資格取得の推奨: 有資格採用を実施しており、自身で専門資格を取得することで、介護職員から生活相談員へ昇任する職員も多い。大半の生活相談員は介護福祉士、介護支援専門員の資格を有する。
 - ・ 目標管理制度を導入しており、職員との目標管理面談の中で相談・助言を行い、職員のキャリアパスの充実を図っている。一般職員の面談者は主任と施設長が実施。
 - (労務管理・メンタルヘルス)
 - ・ 可能な限り残業が発生しないよう、主任クラスが業務管理を行い、必要に応じて業務の見直しを行っている。
 - ・ 産業医面談の他、メンタルヘルス研修会を独自に開催している。
 - (その他)
 - ・ 1 歳迄の子育て中の方に対しての有給での時間休取得支援を実施。
 - ・ 助成金により、職員の親睦を深めるための旅行や運動会を実施。
 - ・ 令和 3 年：永年勤続表彰 30 年に 15 年を追加（賞状・金一封を進呈）
- ✓ その他、職員の処遇改善や人材の確保・定着に係る特徴的な取組
 - (現場の声の吸い上げ)
 - ・ 人材確保・定着における課題は、施設によって異なるため現場の声を聞かないとわからないと考えている。現場の声を踏まえ、試行錯誤の中で、今一番良いと思われる処遇改善の取組を取り入れている。
 - ・ 最近では、非常勤職員の確保が難しい状況であることから、主任会や施設長会議の意見をまとめ、根拠資料とともに非常勤職員の処遇改善に関する提案を本部の経営層へ行った。
 - ・ 日々意見交換を行うことが重要と考えており、事故防止対策委員会（主

任・一般職員がペアとなって参加)、主任会、施設長会議等を通じて、職員が施設・法人として取り組みに対する意見を出す場を設けている。

➤ **処遇改善の取組による好影響について（組織・職員）**

- ・ 採用試験の応募者からは、待遇面も応募のきっかけであるとの声が聞かれている。
- ・ 地域に評価してもらえる自事業所づくりを目指し、処遇改善を含めた経営改善を図っている。応募者はHP 経由や知人等を通じた口コミによるものが多くなっていることから、地域における施設の認知や一定の評価が人材の確保にもつながっていると考えている。

➤ **施設の処遇改善等における今後の課題・期待等**

- ・ これまで同様に全職員に対して給与の引上げを実施しており、法人の持ち出しが生じている。今後も継続的に職員の給与等の引上げの財源を確保するためには、経営の改善を続けることが重要である。また、職員が施設の経営に対する意識を持ち、経営改善のためにできる行動を取ることも必要であると考える。
- ・ 軽費老人ホームの職員も処遇改善の対象となったことは、職員の励みになると考える。処遇改善が職員にとって当たり前で終わらずに、自身の役割や業務の動機づけにつながるように説明していく必要がある。

➤ **地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等**

- ・ 障害者雇用を進め、多様な人を受入られるようにしたい。職員が障害者の方にもどのような役割を持って働いていただけるのかを考えることや必要なサポート等を考えること等を通じて、自身の成長につながると考える。また、障害者施設等と連携を図ることで、支援の輪を広げていくことができると考える。

➤ **その他**

- ・ 人材の確保・定着を促進するには、処遇改善とともに、ICT 活用等の業務改善の取組も重要であると考えている。例えば介護ロボット・ICT 補助金など、介護保険事業にある補助金が老人福祉法の軽費老人ホームでは対象とならない。

6. 社会福祉法人本楯たちばな会 ケアハウスふるさと

<http://www12.plala.or.jp/furusato/>

種別：軽費老人ホーム（ケアハウス単独型）	所在地：山形県	定員：50名
特定入居者生活介護の指定：有（一般型）	職員数：14名	
処遇改善のための事務費の引上げ（所管自治体）：行われていない（予定あり）		
職員の給与の引上げにおける処遇改善：厚生労働省通知*以前より実施		

➤ 施設の特徴

（入居対象・生活保護対象者の受入）

- ・ 独居生活が困難な60歳以上の方、特に在宅生活が難しい要介護認定2以下の方のニーズが高いと判断し受入可能な体制を整備している。
- ・ 生活保護対象者を入居対象として受入している（現在10名入居、過去には最大16名入居）。生活保護対象者を受入ようにするため、以下の対応を独自に実施。
 - ① ケアハウスにおいて徴収する管理費（借入元金・利息償還金相当）について、一時金が資産として取り扱われることを回避するため、分割方式を採択。
 - ② 入居対象者の金銭的制約条件を回避するため、管理費を含めた入居にともなう個人負担金（1階層）総額が、当該地区における生活保護費の支給上限を下回るよう逆算した総事業費を算出し、開設時の計画を策定した（現状管理費27,000円/月に設定）。

（直営による食事の提供）

- ・ 直営による給食部門で食事を提供している。米・野菜など、地元農家から優先調達することで、地域とのつながりも生まれている。材料費の高騰等により、厨房の維持は大変だが、食事を一番の楽しみにしている方も多いため直営を維持。

（最新設備の導入と感染症対策の強化）

- ・ 2021年に外気処理空調・ハイフレッシュを導入し、施設内に冷暖処理及び除加湿された外気を供給し居室排気するシステムで常に換気状態を維持にできるよう空調設備を刷新した。これにより従来の感染症対策が強化され、入居者の新型コロナウイルス感染者やインフルエンザの感染者ゼロを維持できている。

（他機関との連携等）

- ・ 自治体との連携は、年に数件、入居者の相談や施設運営上の交渉が主である。独自の判断で生活保護対象者等を受入る等の取組により、低所得の方やDV保護等立て続けに自治体から受入依頼の相談が来るようになっている。
- ・ 居室の空き状況を、毎月包括支援センター・居宅介護支援事業所へ文書配布通知している。

➤ 処遇改善等の取組状況について

✓ 従前の職員の処遇改善の取組方法・取組内容等

◇ 職員の給与等に係る処遇改善

- ・ 特定入居者生活介護の指定を取得していることから、2014 年より介護保険に該当する職員の給与の処遇改善を実施している。ただ、該当する職員の給与のみを上げることは職員間での格差が生じるため、軽費老人ホームや保育所の職員など全員の給与規定を改定し、給与の引上げを行っている。
- ・ 給与の引上げに係る費用は、特定入居者生活介護の指定の取得による収支の改善や稼働率アップに向けた経営努力の結果、捻出することができている。

✓ 自治体の改定状況・改定内容等

- ・ 事務費の改定は今後行われる予定である。2022 年 4 月分からの事務費が遡及支給されるよう自治体と申し合わせ済みである。
- ・ 対象職員 1 人当たり 9,000 円/月
- ・ 対象職員：介護職員
(困り事)
- ・ 特定施設入居者生活介護の職員、軽費老人ホームの職員、保育所の職員等事業が違いため、実績報告書といった処遇改善に係る支給を受けるための事務手続きが非常に煩雑である。

✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況

- ・ 山形県に対して、県の軽費老人ホーム連絡協議会が処遇改善の窓口として団体交渉を行い、情報共有を受けている。
- ・ 山形県内のエリアごとに支所があるため、請求や支給の仕方については、支所の担当者から説明を受けている。

✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

◇ 処遇改善の取組のきっかけ・課題

- ・ 施設運営にあたり、介護以外の職員についても重要な役割があることから、職員全員の給与引上げを判断した。経営には信用のある対応から正の循環が生まれると考えている。これを実現するには全職員の対応が不可欠である。

◇ 職員の処遇改善の取組方法・内容

【職員の給与等に係る処遇改善】

- ・ 基本給は、特定処遇改善加算の対象者等職員ごとに異なるものの、全員のベースアップを行っている。

(困り事)

- ・ 従前の給与額を基準にさらに職員全員に給与等の引上げを行っていることから、施設の負担は大きくなっている。
- ・ 処遇改善の対象者について、自治体の支給対象となる軽費老人ホームの職員は 2 名であり、施設運営に不可欠な調理師等は処遇改善手当の対象に含まれていない。

【給与等の引上げ以外の処遇改善】

(教育・育成)

- ・ 資格取得の推奨：職員全員が社会福祉士・介護福祉士でも喀痰吸引まで、何かしらの資格を既に取得済である。
- ・ 研究発表の推奨：直近では虐待防止学会の発表等を実施。研究発表を推奨し、施設長による指導を実施。発表に伴う費用は施設が支出している。
- ・ 小規模な施設であることから、役割分担では十分なサービス提供を行うことが難しい。そのため、全職員がオールラウンドに役割を担うことができるよう職員の教育・育成を実施している。職種が相談員ではない職員も、実務では相談対応できるように指導している。職員の教育・育成は、ケースワークとOJTを中心としている。指導者は施設長の他、社会福祉士等の有資格者が専門業務部分を通常業務の中で指導している。

(福利厚生等)

- ・ 毎年、1 週間の夏休みを取得する制度を設けている。業務に支障なく運用できている。

✓ その他、職員の処遇改善や人材の確保・定着に係る特徴的な取組

(方針等の共有)

- ・ 「入居者の視点で良いことを行う」ことを施設の方針として、施設長から職員へ日々の業務の中で説明している。

➤ 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

- ・ 対象職員が 2 名分だけであっても、施設の経営は何とか維持できているという状況であるため、処遇改善手当が支給されることはありがたい。施設の職員が多職種に比べて給与水準が低いことで、仕事に対する諦めがないようにしたい。
- ・ 入居者は、認知症で徘徊する方等、体は元気でも自己判断できない等、転倒や骨折のリスクが高く対応に苦慮する方も少なくない。職員のスキルや努力により何とか現状の人員配置で運営を維持している状況である。その対価を職員へ還元するには至っていないと感じる。
- ・ 軽費老人ホームの職員への処遇改善が職員の動機づけにつながり、職員がエッセンシャルワーカーとしての役割を発揮することで、さらに良いサービスを入居者に提供できる循環が生まれるようにしていきたい。

7. メディカル・ケア・サービス株式会社 愛の家都市型軽費老人ホーム杉並上高井戸

<https://mcs-ainoie.com/search/tokyo/suginamiku/tk009/>

種別：都市型軽費老人ホーム	所在地：東京都	定員：20 名
特定入居者生活介護の指定：無	職員数：10 名	
処遇改善のための事務費の引上げ（所管自治体）：引上げあり（総額純増）		
職員の給与の引上げにおける処遇改善：厚生労働省通知*後に実施		

➤ 施設の特徴

（地域に向けた企画の実施）

- ・ 2018 年に設立し、地域包括ケアに関する勉強会、終末期の過ごし方勉強会等を地域包括支援センターと協力して開催。参加者は、入居者、同法人内のグループホーム職員、外部の居宅介護支援事業所や訪問介護事業所の職員等。その他、一般の方も参加可能な認知症サポーター（オレンジリング）の講習会の開催を企画する等、地域との交流に向けた取り組みを進めている。

（その他）

- ・ 食事は、セントラルキッチンにて提供している。日曜日の昼食のみ、中華料理店で調理経験のある介護職員が、特別メニューを提供し、好評を得ている。

➤ 処遇改善等の取組状況について

✓ 自治体の改定状況・改定内容

- ・ 2022 年 4 月に事務費が改定された（2022 年 5 月に遡及支給）
- ・ 対象職員 1 人当たり 9,000 円/月
- ・ 対象職員の職種：介護職員

✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況

- ・ 東京都から通達として情報提供を受け、法人本部と東京都の間で職員の処遇改善に係る申請の手続きを進めた。普段の入所に関する相談は杉並区と実施している。

✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

☆ 処遇改善の取組のきっかけ・課題

- ・ 杉並区は都内の他の地域に比べ、応募を出しても求人が来ない。法人のグループホームの方が、軽費老人ホームの給与水準に比べて給与は若干高いことも応募に影響している可能性がある。求人で見てももらえること、職員にモチベーションを持って働いてもらうためにも一定の給与の提示や職員に還元できるものを探っている。

☆ 職員の処遇改善の取組方法・内容

【職員の給与等に係る処遇改善】

- ・ 処遇改善としての増額分の収入は、職員全員に配分されるように支給した。施設の運営には、誰が欠けても困るという認識の上対応した。
- ・ 常勤職員は月給数千円、非常勤職員は時給数十円という形で、手当として支給した。

【給与等の引上げ以外の処遇改善等】

- ・ タブレットを導入予定である。記録の効率化や情報共有を円滑にする、業務改善を進めているところである。
- ・ 職員は、1回/3か月の所長面談、年1回本社事業部面談を実施。

➤ 処遇改善の取組による好影響について（組織・職員）

- ・ これまでは職員面談の際に低賃金の訴えが多かったが、処遇改善後に初めて訴えがなくなった。

➤ 施設の処遇改善等における今後の課題・期待等

- ・ 現在雇用は法人内の別事業所からの異動で賄っているが、当施設へ異動をする場合は給与が下がる。自立型施設として業務内容が異なることも考慮されている。ただ、身体介護がないことから仕事が楽だと思われがちであるが、入居者同士のトラブル対応やクレームへの対応、物忘れのある方への対応等、入居者の精神面に対する支援は介護施設より重いと思う。また、入居者の半数は介護度のある方を受入ており、認知症の方もいる。そのため、思ったよりも業務が大変である、賃金が仕事に見合わないといった理由から退職された方もいる。
- ・ 都市型軽費老人ホームの収入を見直して欲しい。また、加算を取得するためには、自立型の施設運営では職員数の要件等のハードルが高いと感じている。さらに、賃金を上げると、利用者の負担も増えるジレンマがある。施設の特性に応じて、何らかの加算を設けることで、収入アップできる仕組みがあると良い。
- ・ 民間企業として運営していくためにはある程度利益を追求する部分もある。そのため、施設に一定の利益がなければ経営判断で人件費が削られやすい。処遇改善を契機に良い循環が生まれて欲しい。人に対するサービスは人材が重要である。

➤ 地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等

- ・ 人手不足が深刻であり、所長が業務を手伝うこともある。まずは職員の充足を急ぎたい。職員数が安定すれば、より企画が進められると考えている。

施設の社会的役割として、地域との交流に向けた率直的な働きかけを行っていききたい。具体的には、施設の敷地内のスペースを利用したイベントの企画、地域に向けた勉強会や健康教室の開催、近隣の保育所・幼稚園との交流等を考えている。これを実現するには、準備や運営を行う体制が求められる。

8. 社会福祉法人 寿量会 ケアハウス宝光庵様

<https://fuku-juryo.jp/houkouan>

種別：特養併設ケアハウス	所在地：熊本県	定員：22 名
特定入居者生活介護の指定：無	職員数：13 名	
処遇改善のための事務費の引上げ（所管自治体）：引上げあり（総額純増）		

➤ 施設の特徴

（地域交流）

- ・ 法人の設立以来、「地域と共に」という理念を掲げ、お祭りへの参加、いきいきサロン（校区社会福祉協議会主催）への参加、近隣の小学校児童への挨拶運動・見守り活動等を行ってきた。また、元介護職員であった入居者の就労を支援し、介護アシスタントして隣町の認知症デイサービスへ勤務いただいている。
- ・ 敷地内にクリニックや近接した法人の事業所があるため、入居者には、より心身や健康面の管理に目が届きやすい環境で、安心した生活を提供している。

➤ 処遇改善等の取組状況について

✓ 従前の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

◇ 職員の給与等に係る処遇改善

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算を取得した際、対象外の法人施設も含め法人負担で全職員に対して、毎月手当の支給を行うことを決定した。手当の金額は、介護職員を他の職員より高い設定とした。

✓ 自治体の改定状況・改定内容

- ・ 2022 年 4 月に措置費が改定された（2022 年 4 月に遡及支給）
- ・ 介護職員等処遇改善加算として対象職員 1 人当たり 1,810 円/月
- ・ 対象職員：介護職員

✓ 処遇改善に係る自治体・関連団体等との連携状況

- ・ 理事長・施設長、熊本県老人福祉施設協議会、熊本県経営者協議会と年に数回、自治体との意見交換会を実施している。その意見交換会の際に、以前より軽費老人ホームの職員の処遇改善についても要望を出していた。
- ・ 厚生労働省の通知後すぐに、自治体より通知を受けた。その後、熊本市と書類作成に係る相談等を行った。

✓ 厚生労働省通知後の職員の処遇改善の取組方法・取組内容

◇ 職員の処遇改善の取組方法・内容

【職員の給与等に係る処遇改善】

- ・ 手当の新設。

- ✓ その他、職員の処遇改善や人材の確保・定着に係る特徴的な取組
 - ・ 多様な人材の活用として、資格を問わず、短時間勤務等、その方の時間に合わせたシフト調整、専門的な業務との切り分けを行うことで、地域の方の採用を進めている。その結果、60歳以上の職員が多数在籍している。また、地域の主婦の方も在籍している。
 - ・ 非常勤職員のキャリアアップ支援：常勤・非常勤に関わらず、職員がキャリアアップ出来る仕組みとして、昇進の推薦制度を導入している。この制度では、仕事ぶりなどからリーダーとしての適性がある方を各事業所が年に2回推薦し、推薦者の昇進の検討を行う。非常勤職員で主任に昇進した方は、非常勤職員のまま主任手当が支給される。

➤ **処遇改善の取組による好影響について（組織・職員）**

- ・ 昨年初めて、処遇改善による給与引上げもあることをお伝えしたことで法人内の特別養護老人ホームの介護職員（介護福祉士）がケアハウスへ異動することができたことが良かった。結果的には賃金が下がる格差が生じたが、当該職員は高齢で業務の負担の訴えがあったことから、業務内容の見直しも行っている。

➤ **施設の処遇改善等における今後の課題・期待等**

- ・ 当施設では60歳以上の高齢の職員が多く、一部は時短勤務や年金の併用等を行っている職員もいる。そのため、フルタイム等で活動する職員が異動の際に金銭的な不公平を感じないように、特に若い世代の職員に向けて手当てが必要であると感じている。
- ・ 介護職員以外の職種にも配分できる程度の処遇改善加算があると助かる。例えば、厨房では、認知症により好き嫌いが生じている方に対して、個々のニーズに応じた食事の提供を行うといった努力をしている。

➤ **地域共生社会の実現に向けて、処遇改善等を契機として強化したい機能等**

- ・ 地域包括支援センターと定期的に意見交換の機会を設け、生活保護やその他の課題を抱える方についての相談等を受けている。こうした意見交換の機会を増やし、困り事の支援につなげる機能を強化したい。
- ・ また、介護予防プログラム等を充実させ、元気で長く続けていただきたい。

アンケート調査票

【自治体票（都道府県）】

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業」 アンケート調査 ＜共通＞	
注意事項などを記載	
■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。 ■ 複数回答の設問です。あてはまる選択肢について、プルダウンから○を選んで表示させてください。 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。 ■ 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。	
貴自治体についてお伺いします。	
全員ご回答ください。	
F1 都道府県（1つ選択）	1. リストから選択
F2 氏名	
F3 部署名	
F4 役職	
F5 電話番号	
F6 E-mail	
別シートの下記設問にお答えください。 「2_養護老人ホーム」 「3_軽費老人ホーム」	

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業」
アンケート調査
＜養護老人ホームのご担当者様にご回答ください＞

注意事項などを記載

- ☐ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- ☐ 複数回答の設問です。あてはまる選択肢について、プルダウンから○を選んで表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

I.基本情報 貴自治体についてお伺いします。（令和4年9月1日現在）

全員ご回答ください。

問1 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。（1つ選択）

回答欄

- ☐ 1 収支計算書等を提出してもらっている
- ☐ 2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している
- ☐ 3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している
- ☐ 4 自治体では特に把握していない
- ☐ 5 その他

→ 具体的に：

＜問1で「1 収支計算書等を提出してもらっている」「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答＞

問2 把握した情報の活かし方についてお答えください。（複数選択可）

回答欄

- ☐ 1 業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している
- ☐ 2 課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
- ☐ 3 自治体内の他部署と情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
- ☐ 4 施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている
- ☐ 5 現時点で十分に活かされていないと感じる

＜問1で「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答＞

問3 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。（複数選択可）

回答欄

- ☐ 1 資金収支計算書・事業活動計算書
- ☐ 2 貸借対照表
- ☐ 3 毎月の稼働率・空床期間
- ☐ 4 常勤職員比率
- ☐ 5 その他

→ 具体的に：

全員ご回答ください。

問4 貴自治体では、養護老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。（複数選択可）

回答欄

- ☐ 1 HPに空き情報を公開している
- ☐ 2 社会福祉協議会に定期的に情報提供している
- ☐ 3 地域包括支援センターに定期的に情報提供している
- ☐ 4 民生委員等地域の関係者に定期的に情報提供している
- ☐ 5 自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している
- ☐ 6 自治体としては周知しておらず、施設に任せている
- ☐ 7 市町等に情報提供している
- ☐ 8 その他

→ 具体的に：

Ⅱ.地域共生社会の実現における施設への期待・取組についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問5 貴自治体では、養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。（上位3つを選択）

回答欄
1つめ
2つめ
3つめ

- 【住まいの提供に関する取組】
- 1 低所得高齢者への居住の提供
 - 2 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
 - 3 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
 - 4 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
 - 5 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援
 - 6 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入所支援
 - 7 DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）
- 【生活等の支援に関する取組】
- 8 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
 - 9 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
 - 10 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援
 - 11 困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援
 - 12 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）
 - 13 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
 - 14 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
 - 15 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
 - 16 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援
 - 17 その他
 - 18 特になし

→ 具体的に：

問6 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（複数選択可）

回答欄
1 地域の要支援者に対する相談支援
2 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
3 地域の要支援者に対する権利擁護支援
4 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
5 既存事業の利用料の減額・免除
6 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
7 地域住民に対する福祉教育
8 地域関係者とのネットワークづくり
9 自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等
10 その他
11 特になし

→ 具体的に：

問7 社会福祉法第24条において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されましたが、貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況についてお答えください。（1つ選択）
（※養護老人ホーム、軽費老人ホームを運営している法人に限らず）

回答欄
1 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している
2 連携したネットワークがあることを聞いたことがあるが、詳細は把握していない
3 連携したネットワークがあることは把握していない
4 現時点で連携したネットワークは存在しない
5 その他

→ 具体的に：

<問7で「1.社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」を選択した場合のみ回答>

問8 貴自治体の連携または関与についてお答えください。（1つ選択）

回答欄
1 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）

1 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）

- 2 自治体として連携または関与している（公費の捻出なし）
- 3 自治体は連携または関与していない
- 4 その他

→ 具体的に：

全員ご回答ください。

問9 複雑・多様化している地域ニーズに対応していくために、地域の社会福祉法人に期待している「地域における公益的な取組*」についてお答えください。（複数選択可）

*社会福祉法第24条において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されています。

地域に与える公益的な取組：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/dl/05-01.pdf

回答欄

- 1 地域の要支援者に対する相談支援
- 2 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- 3 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- 4 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- 5 既存事業の利用料の減額・免除
- 6 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- 7 地域住民に対する福祉教育
- 8 地域関係者とのネットワークづくり
- 9 その他

→ 具体的に：

- 10 期待している取組はない

問10 地域福祉支援計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください（1つ選択）

回答欄

- 1 地域福祉支援計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
- 2 地域福祉支援計画の中で現状を記載している
- 3 地域福祉支援計画に記載はない
- 4 地域福祉支援計画に養護老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている
- 5 その他

→ 具体的に：

問11 老人福祉計画・介護保険事業支援計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください（1つ選択）
※特定施設入居者生活介護のみの記述は除く

回答欄

- 1 老人福祉計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
- 2 老人福祉計画の中で現状を記載している
- 3 老人福祉計画に記載はない
- 4 その他

→ 具体的に：

問12 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください（複数選択可）

回答欄

- 1 人材確保のための協議会を設置している
- 2 社協等と連携し人材発掘を行っている
- 3 資格取得のための研修等を実施している
- 4 合同就職面接会等を開催している
- 5 広報誌等に人材募集の広告を出している
- 6 その他

→ 具体的に：

- 7 特になし

問13 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください（複数選択可）

回答欄

	1 介護ロボット等の機器導入を補助している
	2 施設ボランティアを斡旋・仲介している
	3 資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる
	4 両立支援・多様な働き方の推進に取り組んでいる
	5 介護ロボット導入以外の生産性向上のための業務改善の取組を支援している
	6 腰痛防止・スキルアップのための研修等を実施している
	7 その他
	→ 具体的に：
	8 特になし

問14 自治体が支援している施設に関する情報発信の取組についてお答えください（複数選択可）

回答欄	1 広報誌等に施設の情報を定期的に掲載している
	2 施設のリーフレット等を窓口に置いている
	3 自治体のHPで管内の施設の情報を掲載している
	4 社協と連携し情報発信を依頼している
	5 その他
	→ 具体的に：
	6 特になし

問15 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください（複数選択可）

回答欄	1 地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実
	2 地域における公益的な取組
	3 職員の人材育成
	4 職員の評価や賞金の制度の整備
	5 職場の業務改善や生産性向上の取組
	6 その他
	→ 具体的に：
	7 特になし

問16 自治体として今後管内施設で実施を期待している取組があればお答えください（複数選択可）

回答欄	1 地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実
	2 地域における公益的な取組
	3 職員の人材育成
	4 職員の評価や賞金の制度の整備
	5 職場の業務改善や生産性向上の取組
	6 その他
	→ 具体的に：
	7 特になし

→ 次のシート「3_軽費老人ホーム」にお進みください。

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「養老老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業」
アンケート調査
＜軽費老人ホームのご担当者様にご回答ください＞

注意事項などを記載

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。あてはまる選択肢について、プルダウンから○を選んで表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がございません。

I. 基本情報 貴自治体についてお伺いします。(令和4年9月1日現在)

問17 貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。(令和4年9月1日現在)

(1)はどちらか1つを選択、(1)で「1 あり」を選択した方のみ(2)～(5)の該当欄に数字を記入

*「特定指定施設」とは、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設

	(1) 有無 1 あり 2 なし 回答欄	(2) 施設数 回答欄	(3) (2)のうち 特定指定 施設数* 回答欄	(4) 定員数 回答欄	(5) 在所有者数 回答欄
①軽費老人ホームA型		件	件	人	人
②軽費老人ホームB型		件	件	人	人
③ケアハウス		件	件	人	人
④都市型軽費老人ホーム		件	件	人	人

問18 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。(1つ選択)

回答欄

- 収支計算書等を提出してもらっている
- 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している
- 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している
- 自治体では特に把握していない
- その他

→ 具体的に：

<問18で「1 収支計算書等を提出してもらっている」「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答>

問19 把握した情報の活かし方についてお答えください。(複数選択可)

回答欄

- 業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している
- 課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
- 自治体内の他部署と情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
- 施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている
- 現時点で十分に活かされていないと感じる

<問18で「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答>

問20 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。(複数選択可)

回答欄

- 資金収支計算書・事業活動計算書
- 貸借対照表
- 毎月の稼働率・空床期間

☐	4 常勤職員比率
☐	5 その他
→ 具体的に:	

全員で回答ください。

問21 貴自治体では、軽費老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。(複数選択可)

☐	1 HPに空き情報を公開している
☐	2 社会福祉協議会に定期的に情報提供している
☐	3 地域包括支援センターに定期的に情報提供している
☐	4 民生委員等地域の関係者に定期的に情報提供している
☐	5 自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している
☐	6 自治体としては周知しておらず、施設に任せている
☐	7 市町等に情報提供している
☐	8 その他
→ 具体的に:	

Ⅱ.「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を踏まえた対応についてお伺いします。

全員で回答ください。

問22 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を踏まえた経過改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。(1つ選択)

☐	1 あり
☐	2 なし

<問22で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問23 事務費の改定が何月分から適用されるかをお答えください。(半角数字)

西暦 年 月

<問22で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問24 対応した内容をお答えください。(1つ選択)

☐	1 消費税率8%引上げ分のみ
☐	2 消費税率10%引上げ分のみ
☐	3 その他(都道府県下で統一した対応等)
☐	4 消費税率引上げ分
☐	5 消費税率8%引上げ分とその他
☐	6 消費税率10%引上げ分とその他
☐	7 消費税率引上げ分とその他

<問24で「3 その他(都道府県下で統一した対応等)」 「5 消費税率8%引上げ分とその他」 「6 消費税率10%引上げ分とその他」 「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答>

問25 その他の内容があればお答えください。

<問22で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問26 実施見込みをお答えください。

☐	1 あり
☐	2 なし

<問26で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問27 実施見込みの場合は実施予定時期についてお答えください。(半角数字)

西暦 年 月

<問26で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問28 実施予定の内容をお答えください。(1つ選択)

回答欄

- 1 消費税率8%引上げのみ
- 2 消費税率10%引上げのみ
- 3 その他のみ(都道府県下で統一した対応等)
- 4 消費税率引上げ分
- 5 消費税率8%引上げ分とその他
- 6 消費税率10%引上げ分とその他
- 7 消費税率引上げ分とその他

<問28で「3 その他のみ(都道府県下で統一した対応等)」 「5 消費税率8%引上げ分とその他」 「6 消費税率10%引上げ分とその他」 「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答>

問29 その他の内容があればお答えください。

全員ご回答ください。

問30 各年度ごとの決算額についてお答えください。

～ (4月に実施致しました「養老老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」に回答している場合、各年度の決算額を転記可能です)

問33 管内の施設の有無に関わらず、すべての自治体様でご回答をお願いします。

・百円未満の金額については四捨五入してご記入ください。

問30 令和3年度決算額(半角数字)

事務費計		千円(自動計算)
事務費補助金(自治体負担分)		千円
事務費本人負担分		千円

問31 令和2年度決算額(半角数字)

事務費計		千円(自動計算)
事務費補助金(自治体負担分)		千円
事務費本人負担分		千円

問32 令和元年度決算額(半角数字)

事務費計		千円(自動計算)
事務費補助金(自治体負担分)		千円
事務費本人負担分		千円

問33 公立の軽費老人ホームの決算額(半角数字)

令和3年度決算額		千円
令和2年度決算額		千円
令和元年度決算額		千円

問34 貴自治体で軽費老人ホームに対して昨年度補助実績のある加算をお答えください。(複数選択可)

回答欄

- 1 入居者処遇特別加算
- 2 施設機能強化推進費
- 3 民間施設給与等改善費
- 4 寒冷地加算
- 5 事務用冬期採暖費
- 6 ボイラー技士雇上費
- 7 単身赴任手当加算
- 8 障灰除去費

- 9 除雪費
10 その他自治体独自の補助・加算
11 実績なし

<問34 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答>

問35 どのような事業に対して補助を行っていますか。(複数選択可)

- 回答欄
- 1 施設入所者社会復帰促進事業
2 心身機能低下防止事業
3 処遇困難事例研究事業
4 介護機能強化事業
5 機能回復訓練機能強化事業
6 技術訓練機能強化事業
7 総合防災対策強化事業

<問34 で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答>

問36 問35で補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。(1つ選択)

- 回答欄
- 1 施設入所者社会復帰促進事業
2 心身機能低下防止事業
3 処遇困難事例研究事業
4 介護機能強化事業
5 機能回復訓練機能強化事業
6 技術訓練機能強化事業
7 総合防災対策強化事業

<問34 で「10 その他自治体独自の補助・加算」を選択した場合のみ回答>

問37 貴自治体独自で軽費老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている（前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。(自由記述)

全員ご回答ください。

問38 一般財源化以降（平成16年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、軽費老人ホームへのサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。(1つ選択)

- 回答欄
- 1 改定したことがある
2 改定したことはない

<問38 で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答>

問39 消費税増税分を除くサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。(半角数字)

西暦 年

全員ご回答ください。

問40 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、サービス提供費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。(複数選択可)

- 回答欄
- 1 国からの利用料等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言
2 施設側からの要望
3 首長の理解
4 議会の理解
5 その他
→ 具体的に：
6 改定する必要性を感じていない
→ その理由：

Ⅲ.処遇改善分の支弁額等の改定状況についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問41 「老人保健措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問41で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問42 実施時期をお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問41で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問43 予算上の措置について、お答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年度当初予算で措置済み
- 2 令和4年度6月補正予算で措置済み
- 3 令和4年度9月補正予算で措置予定
- 4 令和4年度11月補正予算で措置予定
- 5 未定
- 6 予定なし

<問41で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問44 対応した内容をお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年2月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡通知を参考に、利用料の改定を行った
- 2 加算の補助項目を創設した
- 3 その他

→ 具体的に：

<問41で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問45 実施した要因をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 厚生労働省からの通知があったため
- 2 関係団体からの要望があったため
- 3 所在地の施設より個別に要望があったため
- 4 処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため
- 5 具体的な改善金額がある程度示されていたため
- 6 介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため
- 7 予算要求時期のタイミングに合致したため
- 8 厚生労働省通知に関わらず自治体独自に処遇改善の必要性が認められると判断するため
- 9 その他

→ 具体的に：

<問41で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問46 「老人保健措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」（令和4年2月10日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課）において、処遇改善を行うための事務費の計算方法が例示されておりますが、貴自治体で実際に採用した計算方法をお答えください。（1つ選択）

※参考（厚生労働省事務連絡における計算方法）

① 対象職員数（月平均）

・各月の支援員数（常勤換算）から、特定施設入所者生活介護を担当する支援員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

・「対象職員数（月平均）」×9,000 円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入居者1人あたりの処遇改善額（月額）

・「処遇改善総額（月額）」÷「対象入居者数（一般入居者数）」で除すことによって「対象入居者1人あたりの処遇改善額（月額）」を求める。

回答欄

<厚生労働省の事務連絡に基づくもの>

1 事務連絡に基づき、「対象入居者数（年平均）」を入居者数の年間の延べ実入居日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入居者数の年間の延べ実入居日数を除いた分を求め、それを365で除して求めた

2 事務連絡に基づき、対象入居者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った

<厚生労働省事務連絡に基づかないもの>

3 対象入居者数の算定について、変動があるため、事業所の定員数をもって対象入居者数とした

- 4 対象入居者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った
 <対象入居者の算定に依らないもの>
 5 処遇改善費について、厚生労働省の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った
 6 処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った
 → 参考にした自治体名：

<問41で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問47 対象職員一人あたりの処遇改善額についてお答えください。

回答欄

- 1 月額9,000円
 2 月額9,000円に法定福利費相当額を上乗せした額
 3 その他
 → 円/月（半角数字） ※わからない場合は0円をご記入ください。

<問41で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問48 事務費が総額として上がるかをお答えください。

回答欄

- 1 上がる
 2 上がらない

<問41で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問49 実施見込みがあるかをお答えください。

回答欄

- 1 あり
 2 なし

<問49で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問50 実施予定時期についてお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問49で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問51 予算上の措置について、お答えください。

回答欄

- 1 令和4年度9月補正予算で措置予定
 2 令和4年度11月補正予算で措置予定
 3 令和4年度2月補正予算で措置予定
 4 令和5年度以降に措置予定
 5 未定

<問49で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問52 事務費が総額として上がるかをお答えください。

回答欄

- 1 上がる
 2 上がらない

<問49で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問53 実施しない要因をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 財政状況上、予算措置の余裕がないため
 2 対象職員と対象外職員の差が大きくなってしまうため
 3 その他

→ 具体的に：

IV.地域共生社会の実現における施設への期待・取組についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問54 貴自治体では、軽費老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。（上位3つを選択）

回答欄

1つめ	【住まいの提供に関する取組】
2つめ	1 低所得高齢者への居住の提供
3つめ	2 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
	3 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
	4 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
	5 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入居支援
	6 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入居支援
	7 DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）
	【生活等の支援に関する取組】
	8 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
	9 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
	10 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援
	11 困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入居等の支援
	12 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）
	13 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
	14 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
	15 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
	16 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援
	17 その他
	18 特になし

→ 具体的に：

問55 軽費老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（複数選択可）

回答欄	1 地域の要支援者に対する相談支援
	2 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
	3 地域の要支援者に対する権利擁護支援
	4 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
	5 既存事業の利用料の減額・免除
	6 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
	7 地域住民に対する福祉教育
	8 地域関係者とのネットワークづくり
	9 自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等
	10 その他
	→ 具体的に：
	11 特になし

問56 地域福祉支援計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください（1つ選択）

回答欄	1 地域福祉支援計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
	2 地域福祉支援計画の中で現状を記載している
	3 地域福祉支援計画に記載はない
	4 地域福祉支援計画に軽費老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている
	5 その他
	→ 具体的に：

問57 老人福祉計画・介護保険事業支援計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください（1つ選択）
※特定施設入居者生活介護のみの記述は除く

回答欄	1 老人福祉計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
	2 老人福祉計画の中で現状を記載している
	3 老人福祉計画に記載はない
	4 その他
	→ 具体的に：

問58 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください（複数選択可）

回答欄

☐	1 人材確保のための協議会を設置している
☐	2 社協等と連携し人材発掘を行っている
☐	3 資格取得のための研修等を実施している
☐	4 合同就職面接会等を開催している
☐	5 広報誌等に人材募集の広告を出している
☐	6 その他
↳ 具体的に：	
☐	7 特になし

問59 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください（複数選択可）

☐	回答欄
☐	1 介護ロボット等の機器導入を補助している
☐	2 施設ボランティアを斡旋・仲介している
☐	3 資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる
☐	4 両立支援・多様な働き方の推進に取り組んでいる
☐	5 介護ロボット導入以外の生産性向上のための業務改善の取組を支援している
☐	6 腰痛防止・スキルアップのための研修等を実施している
☐	7 その他
↳ 具体的に：	
☐	8 特になし

問60 自治体が支援している事業所に関する情報発信の取組についてお答えください（複数選択可）

☐	回答欄
☐	1 広報誌等に事業所の情報を定期的に掲載している
☐	2 事業所のリーフレット等を窓口に出している
☐	3 自治体のHPで管内の事業所の情報を掲載している
☐	4 社協と連携し情報発信を依頼している
☐	5 その他
↳ 具体的に：	
☐	6 特になし

問61 自治体として把握している、管内事業所で現在行われている取組があればお答えください（複数選択可）

☐	回答欄
☐	1 地域に期待される役割（ニーズ）に係る事業所の機能の充実
☐	2 地域における公益的な取組
☐	3 職員の人材育成
☐	4 職員の評価や賃金の制度の整備
☐	5 職場の業務改善や生産性向上の取組
☐	6 その他
↳ 具体的に：	
☐	7 特になし

問62 自治体として今後管内事業所で実施を期待している取組があればお答えください（複数選択可）

☐	回答欄
☐	1 地域に期待される役割（ニーズ）に係る事業所の機能の充実
☐	2 地域における公益的な取組
☐	3 職員の人材育成
☐	4 職員の評価や賃金の制度の整備
☐	5 職場の業務改善や生産性向上の取組
☐	6 その他
↳ 具体的に：	
☐	7 特になし

これで調査終了です。ご協力いただきありがとうございました。

【自治体票（市区町村）】

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 「介護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業」 アンケート調査 ＜共通＞	
注意事項などを記載	
☐ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。 ☐ 複数回答の設問です。あてはまる選択肢について、プルダウンから○を選んで表示させてください。 ☐ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。 ☐ 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。	
貴自治体についてお伺いします。	
全員ご回答ください。	
F1	自治体の区分（1つ選択）
回答欄	1 指定都市 2 中核市 3 1.2 以外の市 4 町村 5 区
F2	自治体名
	都道府県 1. リストから選択
	市区町村 2. 都道府県を選択後、選択
ご回答者様についてお伺いします。	
F3	氏名
F4	部署名
F5	役職
F6	電話番号
F7	E-mail
下記のシートの設問にご回答ください。 「2_介護老人ホーム」 「3_軽費老人ホーム」	

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業」
アンケート調査
＜養護老人ホームのご担当者様にご回答ください＞

注意事項などを記載

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。あてはまる選択肢について、プルダウンから○を選んで表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がございません。

I. 基本情報 貴自治体についてお伺いします。（令和4年9月1日現在）

全員ご回答ください。

問1 貴自治体内の養護老人ホームの施設数・定員数等についてお答えください。
〔「1.有無」は1つ選択。〔1〕で「1 あり」を選択した方のみ〔2〕～〔5〕の該当欄に数字を記入〕
*「特定指定施設」とは、「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている施設

	(1) 有無 1 あり 2 なし 回答欄	(2) 施設数 回答欄	(3) (2)のうち 特定指定 施設数* 回答欄	(4) 定員数 回答欄	(5) 在所有者数 回答欄
①養護老人ホーム		件	件	人	人
②高養護老人ホーム		件	件	人	人
③聴覚障害者養護老人ホーム		件	件	人	人

問2 貴自治体の被措置者数（各年度4月1日現在）について、可能な範囲でお答えください。（半角数字）
*近隣自治体の養護老人ホームに措置している場合も含まれます。

令和4年度		人
令和3年度		人
令和2年度		人

問3 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。（1つ選択）

- 回答欄
- 収支計算書等を提出してもらっている
 - 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している
 - 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している
 - 自治体では特に把握していない
 - その他
- 具体的に：

＜問3 で「1 収支計算書等を提出してもらっている」「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答＞

問4 把握した情報の活かし方についてお答えください。（複数選択可）

- 回答欄
- 業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している
 - 課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
 - 自治体内の他部署と情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
 - 施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている
 - 現時点で十分に活かされていないと感じる

＜問3 で「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答＞

問5 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。（複数選択可）

- 回答欄
- 資金収支計算書・事業活動計算書

☐	2 貸借対照表
☐	3 毎月の稼働率・空床期間
☐	4 常勤職員比率
☐	5 その他
→ 具体的に：	

全員ご回答ください。

問6 貴自治体では、養護老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。（複数選択可）

☐	1 HPに空き情報を公開している
☐	2 社会福祉協議会に定期的に情報提供している
☐	3 地域包括支援センターに定期的に情報提供している
☐	4 民生委員等地域の関係者に定期的に情報提供している
☐	5 自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している
☐	6 自治体としては周知しておらず、施設に任せている
☐	7 その他
→ 具体的に：	

Ⅱ. 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた対応についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問7 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた経過改善分を除く消費税等の対応の有無についてお答えください。

☐	1 あり
☐	2 なし

<問7で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問8 実施時期をお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問7で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問9 対応した内容をお答えください。（1つ選択）

☐	1 消費税率8%引上げ分のみ
☐	2 消費税率10%引上げ分のみ
☐	3 その他（都道府県下で統一した対応等）
☐	4 消費税率引上げ分
☐	5 消費税率8%引上げ分とその他
☐	6 消費税率10%引上げ分とその他
☐	7 消費税率引上げ分とその他

<問9で「3 その他（都道府県下で統一した対応等）」「5 消費税率8%引上げ分とその他」「6 消費税率10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答>

問10 その他の内容があればお答えください。

<問7で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問11 実施見込みをお答えください。

☐	1 あり
☐	2 なし

<問11で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問12 実施見込みの場合は実施予定時期についてお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問11で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問13 実施予定の内容をお答えください。(1つ選択)

回答欄

- 1 消費税率8%上げ分のみ
- 2 消費税率10%上げ分のみ
- 3 その他(都道府県下で統一した対応等)
- 4 消費税率引上げ分
- 5 消費税率8%上げ分とその他
- 6 消費税率10%上げ分とその他
- 7 消費税率引上げ分とその他

<問13で「3 その他(都道府県下で統一した対応等)」 「5 消費税率8%上げ分とその他」 「6 消費税率10%上げ分とその他」 「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答>

問14 その他の内容があればお答えください。

全員で回答ください。

問15 各年度ごとの決算額についてお答えください。

～ (4月に実施致しました「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」に回答している場合、各年度の決算額を転記可能です)

問18 質内の施設の有無に関わらず、すべての自治体様でご回答をお願いします。

- ・本人費用徴収額、扶養義務者費用徴収額の記入科目を分けていない場合は、本人費用徴収額の欄に全額をご記入ください。
- ・百円未満の金額については四捨五入してご記入ください。

問15 令和3年度決算額 (半角数字)

支弁額計		千円 (自動計算)
本人費用徴収額		千円
扶養義務者費用徴収額		千円
自治体負担額 (費用徴収額を除く)		千円

問16 令和2年度決算額 (半角数字)

支弁額計		千円 (自動計算)
本人費用徴収額		千円
扶養義務者費用徴収額		千円
自治体負担額 (費用徴収額を除く)		千円

問17 令和元年度決算額 (半角数字)

支弁額計		千円 (自動計算)
本人費用徴収額		千円
扶養義務者費用徴収額		千円
自治体負担額 (費用徴収額を除く)		千円

問18 公立の養護老人ホームの決算額 (半角数字)

令和3年度決算額		千円
令和2年度決算額		千円
令和元年度決算額		千円

問19 費用徴収額の状況 (本人分) について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。(1つ選択)

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問19で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問20 独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。

問21 費用徴収額の状況（扶養義務者分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。（1つ選択）

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問21で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問22 独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。

問23 貴自治体で養護老人ホームに対して昨年度支給実績のある加算をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 寒冷地加算
- 2 障害者等加算
- 3 夜勤体制加算
- 4 入所者処遇特別加算
- 5 施設機能強化推進費
- 6 民間施設給与等改善費
- 7 介護保険料加算
- 8 老人短期入所加算
- 9 介護サービス利用者負担加算
- 10 その他自治体独自の補助・加算
- 11 実績なし

<問23で「5 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答>

問24 「5 施設機能強化推進費」の支給を行っている場合、どのような事業に対して支給を行っていますか。（複数選択可）

回答欄

- 1 施設入所者社会復帰促進事業
- 2 心身機能低下防止事業
- 3 処遇困難事例研究事業
- 4 介護機能強化事業
- 5 機能回復訓練機能強化事業
- 6 技術訓練機能強化事業
- 7 総合防災対策強化事業

<問23で「5 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答>

問25 問24で支給実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 施設入所者社会復帰促進事業
- 2 心身機能低下防止事業
- 3 処遇困難事例研究事業
- 4 介護機能強化事業
- 5 機能回復訓練機能強化事業
- 6 技術訓練機能強化事業
- 7 総合防災対策強化事業

<問23で「10. その他自治体独自の補助・加算」を選択した場合のみ回答>

問26 貴自治体独自で養護老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている（前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。（自由記述）

全員ご回答ください。

問27 一般財源化以降（平成17年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、養護老人ホームの一般事務費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。（1つ選択）

回答欄

- 1 改定したことがある
- 2 改定したことはない

<問27 で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答>

問28 消費税増税分を除く一般事務費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。（半角数字）

西暦 年

全員ご回答ください。

問29 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、一般事務費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 国からの支弁額等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言
- 2 施設側からの要望
- 3 首長の理解
- 4 議会の理解
- 5 その他

→ 具体的に：

- 6 改定する必要性を感じていない

→ その理由：

Ⅲ.処遇改善分の支弁額等の改定状況についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問30 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問31 措置費の改定が何月分から適用されるかをお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問32 予算上の措置について、お答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年度当初予算で措置済み
- 2 令和4年度6月補正予算で措置済み
- 3 令和4年度9月補正予算で措置予定
- 4 令和4年度11月補正予算で措置予定
- 5 未定
- 6 予定なし

<問30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問33 対応した内容をお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年2月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡通知を参考に、支弁額の改定を行った
- 2 加算の補助項目を創設した
- 3 その他

→ 具体的に：

<問30 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問34 実施した要因をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 厚生労働省からの通知があったため
- 2 関係団体からの要望があったため
- 3 所在地の施設より個別に要望があったため
- 4 処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため
- 5 具体的な改善金額がある程度示されていたため
- 6 介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため
- 7 予算要求時期のタイミングに合致したため
- 8 厚生労働省通知に関わらず自治体独自に処遇改善の必要性が認められると判断するため
- 9 その他

→ 具体的に：

<問30で「1あり」を選択した場合のみ回答>

問35 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」（令和4年2月10日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課）において、処遇改善を行うための事務費の計算方法が例示されておりますが、貴自治体で実際に採用した計算方法をお答えください。（1つ選択）

※参考（厚生労働省事務連絡における計算方法）

① 対象職員数（月平均）

・各月の支援員数（常勤換算）から、特定施設入所者生活介護を担当する支援員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

・「対象職員数（月平均）」×9,000円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入所者1人あたりの処遇改善額（月額）

・「処遇改善総額（月額）」÷「対象入所者数（一般入所者数）」で算出する。なお「対象入所者数1人あたりの処遇改善額（月額）」を求める。

回答欄

<厚生労働省の事務連絡に基づくもの>

1 事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して求めた

2 事務連絡に基づき、対象入所者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った

<厚生労働省事務連絡に基づかないもの>

3 対象入所者数の算定について、変動があるため、事業所の定員数をもって対象入所者数とした

4 対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った

<対象入所者の算定に依らないもの>

5 処遇改善費について、厚生労働省の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った

6 処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った

→ 参考にした自治体名：

<問30で「1あり」を選択した場合のみ回答>

問36 対象職員一人あたりの処遇改善額についてお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 月額9,000円
- 2 月額9,000円に法定福利費相当額を上乗せした額
- 3 その他

→ 円/月（半角数字） ※わからない場合は0円をご記入ください。

<問30で「1あり」を選択した場合のみ回答>

問37 措置費が総額として上がるかをお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 上がる
- 2 上がらない

<問30で「2なし」を選択した場合のみ回答>

問38 実施見込みがあるかをお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問38で「1あり」を選択した場合のみ回答>

問39 実施予定時期についてお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問38で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問40 予算上の措置について、お答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年度9月補正予算で措置予定
- 2 令和4年度11月補正予算で措置予定
- 3 令和4年度2月補正予算で措置予定
- 4 令和5年度以降に措置予定
- 5 未定

<問38で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問41 措置費が総額として上がるかをお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 上がる
- 2 上がらない

<問38で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問42 実施しない要因をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 財政状況上、予算措置の余裕がないため
- 2 対象職員と対象外職員の差が大きくなってしまうため
- 3 管内の施設が公立施設であるため、公務員給与の算定基準に沿っているため
- 4 管内の施設が特定施設であり、既に介護職員処遇改善支援補助金の対象となっているため
- 5 その他

→ 具体的に：

IV.地域共生社会の実現における施設への期待・取組についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問43 貴自治体では、養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。（上位3つを選択）

回答欄

- 1つめ
- 2つめ
- 3つめ

【住まいの提供に関する取組】

- 1 低所得高齢者への居住の提供
- 2 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
- 3 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
- 4 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
- 5 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援
- 6 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入所支援
- 7 DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）

【生活等の支援に関する取組】

- 8 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
- 9 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
- 10 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援
- 11 困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援
- 12 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）
- 13 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
- 14 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
- 15 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
- 16 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援

- 17 その他
- 18 特になし

→ 具体的に：

問44 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 地域の要支援者に対する相談支援
- 2 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

☐	3 地域の要支援者に対する権利擁護支援
☐	4 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
☐	5 既存事業の利用料の減額・免除
☐	6 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
☐	7 地域住民に対する福祉教育
☐	8 地域関係者とのネットワークづくり
☐	9 自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等
☐	10 その他
	→ 具体的に：
☐	11 特になし

問45 社会福祉法第24条において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されましたが、貴自治体内の社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携状況についてお答えください。（1つ選択）
（※養護老人ホーム、軽費老人ホームを運営している法人に限らず）

回答欄	
☐	1 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している
☐	2 連携したネットワークがあることを聞いたことがあるが、詳細は把握していない
☐	3 連携したネットワークがあることは把握していない
☐	4 現時点で連携したネットワークは存在しない
☐	5 その他
	→ 具体的に：

<問45で「1 社会福祉協議会、社会福祉法人等、連携したネットワークがあることを把握している」を選択した場合のみ回答>

問46 貴自治体の連携または関与についてお答えください。（1つ選択）

回答欄	
☐	1 自治体として連携または関与している（公費の捻出あり）
☐	2 自治体として連携または関与している（公費の捻出なし）
☐	3 自治体は連携または関与していない
☐	4 その他
	→ 具体的に：

全員ご回答ください。

問47 複雑・多様化している地域ニーズに対応していくために、地域の社会福祉法人に期待している「地域における公益的な取組*」についてお答えください。（複数選択可）

*社会福祉法第24条において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されています。

地域における公益的な取組：

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/dl/05-01.pdf>

回答欄	
☐	1 地域の要支援者に対する相談支援
☐	2 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
☐	3 地域の要支援者に対する権利擁護支援
☐	4 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
☐	5 既存事業の利用料の減額・免除
☐	6 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
☐	7 地域住民に対する福祉教育
☐	8 地域関係者とのネットワークづくり
☐	9 その他
	→ 具体的に：
☐	10 期待している取組はない

問48 地域福祉計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください。（1つ選択）

回答欄	
☐	1 地域福祉計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
☐	2 地域福祉計画の中で現状を記載している
☐	3 地域福祉計画に記載はない
☐	4 地域福祉計画に養護老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている

5 その他

→ 具体的に:

問49 高齢者福祉計画・介護保険事業計画上での養護老人ホームの位置づけについてお答えください。(1つ選択)

※特定施設入居者生活介護のみの記述は除く

回答欄

- 1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
- 2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で現状を記載している
- 3 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載はない
- 4 その他

→ 具体的に:

問50 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください。(複数選択可)

回答欄

- 1 人材確保のための協議会を設置している
- 2 社協等と連携し人材発掘を行っている
- 3 資格取得のための研修等を実施している
- 4 合同就職面接会等を開催している
- 5 広報誌等に人材募集の広告を出している
- 6 その他

→ 具体的に:

7 特になし

問51 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください。(複数選択可)

回答欄

- 1 介護ロボット等の機器導入を補助している
- 2 施設ボランティアを輪流・仲介している
- 3 資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる
- 4 両立支援・多様な働き方の推進に取り組んでいる
- 5 介護ロボット導入以外の生産性向上のための業務改善の取組を支援している
- 6 腰痛防止・スキルアップのための研修等を実施している
- 7 その他

→ 具体的に:

8 特になし

問52 自治体が支援している施設に関する情報発信の取組についてお答えください。(複数選択可)

回答欄

- 1 広報誌等に施設の情報を定期的に掲載している
- 2 施設のリーフレット等を窓口に置いている
- 3 自治体のHPで管内の施設の情報を掲載している
- 4 社協と連携し情報発信を依頼している
- 5 その他

→ 具体的に:

6 特になし

問53 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください。(複数選択可)

回答欄

- 1 地域に期待される役割(ニーズ)に係る施設の機能の充実
- 2 地域における公益的な取組
- 3 職員の人材育成
- 4 職員の評価や賞金の制度の整備
- 5 職場の業務改善や生産性向上の取組
- 6 その他

→ 具体的に:

7 特になし

問54 自治体として今後管内施設で実施を期待している取組があればお答えください。（複数選択可）

回答欄	
☐	1 地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実
☐	2 地域における公益的な取組
☐	3 職員の人材育成
☐	4 職員の評価や賃金の制度の整備
☐	5 職場の業務改善や生産性向上の取組
☐	6 その他 → 具体的に：
☐	7 特になし

→ 次のシート「3_軽費老人ホーム」にお進みください。

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「養老老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業」
アンケート調査
＜軽費老人ホームのご担当者様にご回答ください＞

注意事項などを記載

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。あてはまる選択肢について、プルダウンから○を選んで表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がございません。

I. 基本情報 貴自治体についてお伺いします。(令和4年9月1日現在)

全員ご回答ください。

問55 貴自治体内の軽費老人ホームの施設数・定員数についてお答えください。(令和4年9月1日現在)
〔「1.有無」は1つ選択。(1)で「1 あり」を選択した方のみ(2)～(5)の該当欄に数字を記入)〕
*「特定指定施設」とは、「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている施設

	(1) 有無 1 あり 2 なし 回答欄	(2) 施設数 回答欄	(3) (2)のうち 特定指定 施設数* 回答欄	(4) 定員数 回答欄	(5) 在所有者数 回答欄
①軽費老人ホームA型		件	件	人	人
②軽費老人ホームB型		件	件	人	人
③ケアハウス		件	件	人	人
④都市型軽費老人ホーム		件	件	人	人

問56 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。(1つ選択)

回答欄

- 収支計算書等を提出してもらっている
- 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している
- 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している
- 自治体では特に把握していない
- その他

→ 具体的に:

<問56で「1 収支計算書等を提出してもらっている」「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答>

問57 把握した情報の活かし方についてお答えください。(複数選択可)

回答欄

- 業界団体と意見交換をし、自治体と施設双方が行うべき内容について検討している
- 課内で情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
- 自治体内の他部署と情報共有し、施策の立案・企画等の参考にしている
- 施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている
- 現時点で十分に活かされていないと感じる

<問56で「2 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」「3 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した場合のみ回答>

問58 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。(複数選択可)

回答欄

- 資金収支計算書・事業活動計算書
- 貸借対照表
- 毎月の稼働率・空床期間
- 常勤職員比率
- その他

→ 具体的に:

全員ご回答ください。

問59 貴自治体では、軽費老人ホームの空き情報はどのように周知していますか。（複数選択可）

回答欄

- 1 HPに空き情報を公開している
- 2 社会福祉協議会に定期的に情報提供している
- 3 地域包括支援センターに定期的に情報提供している
- 4 民生委員等地域の関係者に定期的に情報提供している
- 5 自治体としては周知していないが、要望があった時は情報提供している
- 6 自治体としては周知しておらず、施設に任せている
- 7 その他

→ 具体的に：

Ⅱ. 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた対応についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問60 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた~~経過措置分を除く消費税等の対応~~の有無についてお答えください。

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問60で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問61 実施時期をお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問60で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問62 対応した内容をお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 消費税率8%引上げ分のみ
- 2 消費税率10%引上げ分のみ
- 3 その他（都道府県下で統一した対応等）
- 4 消費税率引上げ分
- 5 消費税率8%引上げ分とその他
- 6 消費税率10%引上げ分とその他
- 7 消費税率引上げ分とその他

<問62で「3 その他（都道府県下で統一した対応等）」「5 消費税率8%引上げ分とその他」「6 消費税率10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答>

問63 その他の内容があればお答えください。

<問60で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問64 実施見込みをお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問64で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問65 実施見込みの場合は実施予定時期についてお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問64で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問66 実施予定の内容をお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 消費税率8%引上げ分のみ
2 消費税率10%引上げ分のみ
3 その他（都道府県下で統一した対応等）
4 消費税率引上げ分
5 消費税率8%引上げ分とその他
6 消費税率10%引上げ分とその他
7 消費税率引上げ分とその他

<問66で「3 その他（都道府県下で統一した対応等）」「5 消費税率8%引上げ分とその他」「6 消費税率10%引上げ分とその他」「7 消費税率引上げ分とその他」のいずれかを選択した場合のみ回答>

問67 その他の内容があればお答えください。

全員ご回答ください。

問68 各年度ごとの決算額についてお答えください。

～（4月に実施致しました「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」に回答している場合、各年度の決算額を転記可能です）

問71 管内の施設の有無に関わらず、すべての自治体様でご回答をお願いします。

・百円未満の金額については四捨五入してご記入ください。

問68 令和3年度決算額（半角数字）

事務費計		千円（自動計算）
事務費補助金（自治体負担分）		千円
事務費本人負担分		千円

問69 令和2年度決算額（半角数字）

事務費計		千円（自動計算）
事務費補助金（自治体負担分）		千円
事務費本人負担分		千円

問70 令和元年度決算額（半角数字）

事務費計		千円（自動計算）
事務費補助金（自治体負担分）		千円
事務費本人負担分		千円

問71 公立の軽費老人ホームの決算額（半角数字）

令和3年度決算額		千円
令和2年度決算額		千円
令和元年度決算額		千円

問72 貴自治体で軽費老人ホームに対して昨年度補助実績のある加算をお答えください。（複数選択可）

- | 回答欄 |
|-------------------|
| 1 入所者処遇特別加算 |
| 2 施設機能強化推進費 |
| 3 民間施設給与等改善費 |
| 4 寒冷地加算 |
| 5 事務用冬期採暖費 |
| 6 ボイラー・換気扇・土暖上費 |
| 7 単身赴任手当加算 |
| 8 障がい除去費 |
| 9 除雪費 |
| 10 その他自治体独自の補助・加算 |
| 11 実績なし |

<問72で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答>

問73 問72で「2 施設機能強化推進費」の補助を行っている場合、どのような事業に対して補助を行っていますか。（複数選択可）

回答欄

- 1 施設入所者社会復帰促進事業
- 2 心身機能低下防止事業
- 3 処遇困難事例研究事業
- 4 介護機能強化事業
- 5 機能回復訓練機能強化事業
- 6 技術訓練機能強化事業
- 7 総合防災対策強化事業

<問72で「2 施設機能強化推進費」を選択した場合のみ回答>

問74 問73で補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 施設入所者社会復帰促進事業
- 2 心身機能低下防止事業
- 3 処遇困難事例研究事業
- 4 介護機能強化事業
- 5 機能回復訓練機能強化事業
- 6 技術訓練機能強化事業
- 7 総合防災対策強化事業

<問72で「10 その他自治体独自の補助・加算」を選択した場合のみ回答>

問75 貴自治体独自で軽費老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている（前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。（自由記述）

全員ご回答ください。

問76 一般財源化以降（平成16年度以降）、消費税増税分を除いて（消費税増税時以外に）、軽費老人ホームへのサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行ったことはありますか。（1つ選択）

回答欄

- 1 改定したことがある
- 2 改定したことはない

<問76で「1 改定したことがある」を選択した場合のみ回答>

問77 消費税増税分を除くサービス提供費の基準額の改定（増額、ベースアップ）を行った直近の年度をお答えください。（半角数字）

西暦 年

問78 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、サービス提供費の基準額を改定（増額、ベースアップ）するために必要と考えている要素をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 国からの利用料等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言
- 2 施設側からの要望
- 3 首長の理解
- 4 議会の理解
- 5 その他

→ 具体的に：

- 6 改定する必要性を感じていない

→ その理由：

Ⅲ.処遇改善分の支弁額等の改定状況についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問79 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた処遇改善分の対応の有無についてお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問80 事務費の改定が何月分から適用されるかを教えてください。（半角数字）

西暦 年 月

<問79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問81 予算上の措置について、お答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年度当初予算で措置済み
- 2 令和4年度6月補正予算で措置済み
- 3 令和4年度9月補正予算で措置予定
- 4 令和4年度11月補正予算で措置予定
- 5 未定
- 6 予定なし

<問79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問82 対応した内容をお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年2月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡通知を参考に、利用料の改定を行った
- 2 加算の補助項目を創設した
- 3 その他

→ 具体的に：

<問79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問83 実施した要因をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 厚生労働省からの通知があったため
- 2 関係団体からの要望があったため
- 3 所在地の施設より個別に要望があったため
- 4 処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため
- 5 具体的な改善金額がある程度示されていたため
- 6 介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため
- 7 予算要求時期のタイミングに合致したため
- 8 厚生労働省通知に関わらず自治体独自に処遇改善の必要性が認められると判断するため
- 9 その他

→ 具体的に：

<問79 で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問84 「老人保健措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」（令和4年2月10日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課）において、処遇改善を行うための事務費の計算方法が例示されておりますが、貴自治体で実際に採用した計算方法をお答えください。（1つ選択）

※参考（厚生労働省事務連絡における計算方法）

① 対象職員数（月平均）

・各月の支援員数（常勤換算）から、特定施設入所者生活介護を担当する支援員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

・「対象職員数（月平均）」×9,000 円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入居者 1 人あたりの処遇改善額（月額）

・「処遇改善総額（月額）」÷「対象入居者数（一般入居者数）」で除すことにより「対象入居者 1 人あたりの処遇改善額（月額）」を求める。

回答欄

<厚生労働省の事務連絡に基づくもの>

- 1 事務連絡に基づき、「対象入居者数（年平均）」を入居者数の年間の延べ実入居日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入居者数の年間の延べ実入居日数を除いた分を求め、それを365で除して求めた
- 2 事務連絡に基づき、対象入居者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った

<厚生労働省事務連絡に基づかないもの>

- 3 対象入居者数の算定について、変動があるため、事業所の定員数をもって対象入居者数とした
- 4 対象入居者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った
- <対象入居者の算定に依らないもの>
- 5 処遇改善費について、厚生労働省の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った

6 処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った

→ 参考にした自治体名:

<問79で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問85 対象職員一人あたりの処遇改善額についてお答えください。

回答欄

- 1 月額9,000円
- 2 月額9,000円に法定福利費相当額を上乗せした額
- 3 その他

→ 円/月（半角数字） ※わからない場合は0円をご記入ください。

<問79で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問86 事務費が総額として上がるかをお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 上がる
- 2 上がらない

<問79で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問87 実施見込みがあるかをお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 あり
- 2 なし

<問87で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問88 実施予定時期についてお答えください。（半角数字）

西暦 年 月

<問87で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問89 予算上の措置について、お答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 令和4年度9月補正予算で措置予定
- 2 令和4年度11月補正予算で措置予定
- 3 令和4年度2月補正予算で措置予定
- 4 令和5年度以降に措置予定
- 5 未定

<問87で「1 あり」を選択した場合のみ回答>

問90 事務費が総額として上がるかをお答えください。（1つ選択）

回答欄

- 1 上がる
- 2 上がらない

<問87で「2 なし」を選択した場合のみ回答>

問91 実施しない要因をお答えください。（複数選択可）

回答欄

- 1 財政状況上、予算措置の余裕がないため
- 2 対象職員と対象外職員の差が大きくなってしまうため
- 3 管内の施設が公立施設であるため、公務員給与の算定基準に沿っているため
- 4 管内の施設が特定施設であり、既に介護職員処遇改善支援補助金の対象となっているため
- 5 その他

→ 具体的に:

IV.地域共生社会の実現における施設への期待・取組についてお伺いします。

全員ご回答ください。

問92 貴自治体では、軽費老人ホームに対して、現在行っていない取組も念めどのような役割を期待しますか。（上位3つを選択）

回答欄

1つめ 【住まいの提供に関する取組】

2つめ	1 低所得高齢者への居住の提供
3つめ	2 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
	3 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
	4 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
	5 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入居支援
	6 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入居支援
	7 DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）
	【生活等の支援に関する取組】
	8 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
	9 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
	10 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援
	11 困難な生活課題（精神疾患やこみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入居等の支援
	12 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）
	13 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
	14 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
	15 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
	16 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援
	17 その他
	18 特になし

→ 具体的に：

問93 軽費老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（複数選択可）

回答欄	1 地域の要支援者に対する相談支援
	2 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
	3 地域の要支援者に対する権利擁護支援
	4 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
	5 既存事業の利用料の減額・免除
	6 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
	7 地域住民に対する福祉教育
	8 地域関係者とのネットワークづくり
	9 自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等
	10 その他
	→ 具体的に：
	11 特になし

問94 地域福祉計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください。（1つ選択）

回答欄	1 地域福祉計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
	2 地域福祉計画の中で現状を記載している
	3 地域福祉計画に記載はない
	4 地域福祉計画に軽費老人ホームの記載はないが、社会福祉法人の記載をしている
	5 その他
	→ 具体的に：

問95 高齢者福祉計画・介護保険事業計画上での軽費老人ホームの位置づけについてお答えください。（1つ選択）

※特定施設入居者生活介護のみの記述は除く

回答欄	1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で今後自治体として支援を行う取組や施設に期待する取組を記載している
	2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で現状を記載している
	3 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載はない
	4 その他
	→ 具体的に：

問96 自治体で行っている職員を確保するための取組についてお答えください。（複数選択可）

回答欄	1 人材確保のための協議会を設置している

☐	2	社協等と連携し人材発掘を行っている
☐	3	資格取得のための研修等を実施している
☐	4	合同就職面接会等を開催している
☐	5	広報誌等に人材募集の広告を出している
☐	6	その他
		→ 具体的に：
☐	7	特になし

問97 自治体で行っている施設職員の負担軽減のための取組についてお答えください。（複数選択可）

☐	1	介護ロボット等の機器導入を補助している
☐	2	施設ボランティアを斡旋・仲介している
☐	3	資質の向上やキャリアアップに向けた支援に取り組んでいる
☐	4	両立支援・多様な働き方の推進に取り組んでいる
☐	5	介護ロボット導入以外の生産性向上のための業務改善の取組を支援している
☐	6	腰痛防止・スキルアップのための研修等を実施している
☐	7	その他
		→ 具体的に：
☐	8	特になし

問98 自治体が支援している事業所に関する情報発信の取組についてお答えください。（複数選択可）

☐	1	広報誌等に事業所の情報を定期的に掲載している
☐	2	事業所のリーフレット等を窓口に置いている
☐	3	自治体のHPで管内の事業所の情報を掲載している
☐	4	社協と連携し情報発信を依頼している
☐	5	その他
		→ 具体的に：
☐	6	特になし

問99 自治体として把握している、管内事業所で現在行われている取組があればお答えください。（複数選択可）

☐	1	地域に期待される役割（ニーズ）に係る事業所の機能の充実
☐	2	地域における公益的な取組
☐	3	職員の人材育成
☐	4	職員の評価や賞金の制度の整備
☐	5	職場の業務改善や生産性向上の取組
☐	6	その他
		→ 具体的に：
☐	7	特になし

問100 自治体として今後管内事業所で実施を期待している取組があればお答えください。（複数選択可）

☐	1	地域に期待される役割（ニーズ）に係る事業所の機能の充実
☐	2	地域における公益的な取組
☐	3	職員の人材育成
☐	4	職員の評価や賞金の制度の整備
☐	5	職場の業務改善や生産性向上の取組
☐	6	その他
		→ 具体的に：
☐	7	特になし

これで調査終了です。ご協力いただきありがとうございました。

【施設票（養護老人ホーム）】

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業

「*」は必須回答です

[page 1 / 26]

養護老人ホーム調査票

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいては、多様化、複雑化する地域福祉のニーズの受け皿として地域共生社会の実現に向けた更なる役割の発揮が期待されているところです。こうした中、令和3年12月24日、厚生労働省より、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員に必要な処遇改善が図られるように、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、厚生労働省通知と称す）が発出されました。

本アンケート調査では、厚生労働省通知を踏まえた施設における影響として①養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける職員の処遇改善の実施状況等の実態、②施設に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的としています。また、本アンケート調査は、**昨今の新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を踏まえ、施設が持続可能な経営を行うために必要な施策等を検討するための大変重要な調査となります。**

つきましては、ご多用の折、大変恐縮ではございますが、本アンケート調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<ご回答にあたっての確認事項>

- ・本アンケートの設問は、Ⅰ～Ⅴの大項目に分かれています。調査の特性上、**項目Ⅰ～ⅣまでWeb画面で回答いただき、項目ⅤではExcelの補助シートをダウンロードの上回答いただきます。**詳細はWeb画面にてご案内いたします。
- ・本アンケートは、貴施設の管理者の方、もしくは、本調査内容に回答可能な方がご記入ください。
- ・本アンケートは特に断りが無い限り、**令和4年9月1日時点**の状況をお答えください。
- ・数値回答は、全体の集計にかかわりますため、設問に従い正確な数値をご記入いただきますようお願いいたします。
- ・アンケートに回答いただいた施設の中からヒアリングをお願いする場合がございます。その際はご協力をお願いいたします。

<用語の使用について>

- ・「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）について「厚生労働省通知」と称しています。
- ・老人保護措置費について、一部の設問にて「措置費」と称しています。

<個人情報の取り扱いについて>

- ・調査にご回答いただく前に、「個人情報の取扱いについて」をお読みいただき、内容について同意いただいた後に調査のご回答をお願いいたします。調査にご回答いただいた場合は、個人情報の取り扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

<回答時の注意事項>

1. ブラウザの戻るボタンは**利用できません**。画面の上下にある  をクリックしてください。
2. 画面を開いてから、**20分以上経過**すると、タイムアウトが発生し、**回答結果を失ってしまう**場合がございます。回答に時間がかかる場合や、長時間離席をされる場合は、「一時保存し終了する」ボタンを押し

て一時保存していただきますようお願いいたします。

3. 回答を再開する場合は、ご案内のURLから「ID」「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。中断したところから再度回答ができます。

お問い合わせ先

「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方調査」事務局
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 先端技術戦略ユニット
Mail : yougokeihi2022@engs.jp Tel : 03-5213-4262 (平日10:00~16:00)
担当者：保坂、川北、池永、大塚

個人情報の取り扱いについて

1. 事業者の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
2. 個人情報保護管理責任者
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 コーポレート統括本部長
3. 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、以下の目的で利用いたします。
 - ・ 回答いただいた内容の確認
 - ・ ヒアリング調査の依頼をする際のご連絡
4. 個人情報の第三者提供について
取得した個人情報は、法令等による場合を除いて第三者に提供することはありません。
5. 個人情報の取扱いの委託について
サービスの円滑な運営を行うため、「3. 個人情報の利用目的」で定める利用目的の範囲にて、取得した個人情報の全部または一部を委託することがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりお客様の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。
6. 開示対象個人情報の開示等およびお問い合わせ窓口について
ご本人からの求めにより、当社が保有する開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」といいます。）に応じます。開示等に応ずる窓口は、個人情報を直接ご提示いただいたサービス等の受付窓口になります。
7. 個人情報の安全管理措置について
取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
8. 個人情報保護方針
当社のホームページの個人情報保護方針をご覧ください。
掲載先：<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy.html>
9. 当社の個人情報の取り扱いに関する苦情、相談等のお問い合わせ先
個人情報の取り扱いに関する苦情等については、以下の本調査問い合わせ窓口までご連絡ください。
株式会社NTTデータ経営研究所 先端技術戦略ユニット
担当：川北、池永、大塚
E-mail：yougokeihi2022@engs.jp

[page 2 / 26]

ご回答者様についてお伺いします。

* 氏名		
* 役職		
* 電話番号		入力例) 03-1234-5678
* E-mail		(半角英数字)
* E-mail (恐れ入りますが確認のため、 もう一度、ご入力をお願いいたしま す。)		(半角英数字)

I. 基本情報

貴施設についてお伺いします。(令和4年9月1日現在)

*問1

施設名

*問2

定員数

 人

*問3

施設種別 (1つ選択)

☐	1. 養護老人ホーム
☐	2. 養護老人ホーム (盲・聴覚障害者)

*問4

特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無 (1つ選択)

☐	1. 指定なし
☐	2. 指定を受けている (一般型)
☐	3. 指定を受けている (外部サービス型)

[page 3 / 26]

*問5

<問4で「2. 指定を受けている (一般型)」「3. 指定を受けている (外部サービス型)」を選択した場合 (特定施設入居者生活介護の指定がある場合) のみ回答>

介護職員処遇改善加算の届出状況についてお答えください (1つ選択)

☐	1. 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)
☐	2. 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)
☐	3. 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)
☐	4. 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)
☐	5. 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)

☐	6. 届出は行っていない（届出予定）
☐	7. 届出は行っていない（届出予定はない）

[page 4 / 26]

***問6**

<問5で「1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「2. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」「3. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を選択した場合のみ回答>

介護職員等特定処遇改善加算の届出状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
☐	2. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
☐	3. 届出は行っていない（届出予定）
☐	4. 届出は行っていない（届出予定はない）

***問7**

施設が所在する都道府県（1つ選択）

☐ 北海道	☐ 東京都	☐ 滋賀県	☐ 香川県
☐ 青森県	☐ 神奈川県	☐ 京都府	☐ 愛媛県
☐ 岩手県	☐ 新潟県	☐ 大阪府	☐ 高知県
☐ 宮城県	☐ 富山県	☐ 兵庫県	☐ 福岡県
☐ 秋田県	☐ 石川県	☐ 奈良県	☐ 佐賀県
☐ 山形県	☐ 福井県	☐ 和歌山県	☐ 長崎県
☐ 福島県	☐ 山梨県	☐ 鳥取県	☐ 熊本県
☐ 茨城県	☐ 長野県	☐ 島根県	☐ 大分県
☐ 栃木県	☐ 岐阜県	☐ 岡山県	☐ 宮崎県
☐ 群馬県	☐ 静岡県	☐ 広島県	☐ 鹿児島県
☐ 埼玉県	☐ 愛知県	☐ 山口県	☐ 沖縄県
☐ 千葉県	☐ 三重県	☐ 徳島県	

[page 5 / 26]

***問8**

施設が所在する市区町村（所管の自治体）

☐ 札幌市 (011002)	☐ 愛別町 (014567)
☐ 函館市 (012025)	☐ 上川町 (014575)
☐ 小樽市 (012033)	☐ 東川町 (014583)
☐ 旭川市 (012041)	☐ 美瑛町 (014591)
☐ 室蘭市 (012050)	☐ 上高良野町 (014605)
☐ 釧路市 (012068)	☐ 中高良野町 (014613)
☐ 帯広市 (012076)	☐ 南高良野町 (014621)
☐ 北見市 (012084)	☐ 占冠村 (014630)

☐	十島村 (463043)	☐	与論町 (465356)
☐	さつま町 (463922)		

問8は問7で選択された都道府県内の
市区町村が表示されます。

***問8**

施設が所在する市区町村（所管の自治体）

☐	那覇市 (472018)	☐	嘉手納町 (473251)
☐	宜野湾市 (472051)	☐	北谷町 (473260)
☐	石垣市 (472077)	☐	北中城村 (473278)
☐	浦添市 (472085)	☐	中城村 (473286)
☐	名護市 (472093)	☐	西原町 (473294)
☐	糸満市 (472107)	☐	与那原町 (473481)
☐	沖縄市 (472115)	☐	南風原町 (473502)
☐	豊見城市 (472123)	☐	渡嘉敷村 (473537)
☐	うるま市 (472131)	☐	座間味村 (473545)
☐	宮古島市 (472140)	☐	粟国村 (473553)
☐	南城市 (472158)	☐	渡名喜村 (473561)
☐	国頭村 (473014)	☐	南大東村 (473570)
☐	大宜味村 (473022)	☐	北大東村 (473588)
☐	東村 (473031)	☐	伊平屋村 (473596)
☐	今帰仁村 (473065)	☐	伊是名村 (473600)
☐	本部町 (473081)	☐	久米島町 (473618)
☐	恩納村 (473111)	☐	八重瀬町 (473626)
☐	宜野座村 (473138)	☐	多良間村 (473758)
☐	金武町 (473146)	☐	竹富町 (473812)
☐	伊江村 (473154)	☐	与那国町 (473821)
☐	読谷村 (473243)		

***問9**

施設開設年（1つ選択）

☐	1. 2018～2022年
☐	2. 2013～2017年
☐	3. 2008～2012年
☐	4. 2003～2007年
☐	5. 2002年以前

***問10**

設置主体（1つ選択）

☐	1. 社会福祉法人
☐	2. 地方公共団体（広域連合含む）

☐	3. その他

***問11**

運営主体（1つ選択）

☐	1. 社会福祉法人（設置主体と同じ）
☐	2. 社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）
☐	3. 地方公共団体（広域連合含む）
☐	4. その他

***問12**

法人が運営する養護老人ホーム以外の事業（1つ選択）

☐	1. あり
☐	2. なし

[page 6 /26]

***問13**

<問12で「1. あり」を選択した場合のみ回答>
法人が運営する事業（複数選択可）

☐	1. 老人福祉事業	☐	6. 障害福祉サービス等事業
☐	2. 介護保険事業	☐	7. 生活保護事業
☐	3. 児童福祉事業	☐	8. 医療事業
☐	4. 保育事業	☐	9. その他
☐	5. 就労支援事業		

***問14**

併設している施設・事業所（複数選択可）

☐	1. なし
☐	2. 特別養護老人ホーム
☐	3. 軽費老人ホーム・ケアハウス
☐	4. 介護老人保健施設
☐	5. 病院・診療所
☐	6. 認知症対応型共同生活介護
☐	7. 介護医療院
☐	8. 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅
☐	9. 訪問介護事業所
☐	10. 訪問看護事業所

☐	11. 通所事業所（デイ、リハビリ、認知症対応型通所介護を含む）
☐	12. 小規模多機能型居宅介護
☐	13. 居宅介護支援事業所
☐	14. 地域包括支援センター
☐	15. 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
☐	16. その他

[page 7 / 26]

***問15**

<問14で「1. なし」以外を選択した場合のみ回答>

貴法人では、令和3年12月24日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、養護老人ホームの給与等に係る処遇改善がないことを理由に、法人内の他の施設・事業所の職員から異動を敬遠されたことがありますか（1つ選択）

☐	1. ある
☐	2. ない
☐	3. その他

***問16**

法人全体のサービス活動収益計（1つ選択）

※令和3年度実績（年間）

☐	1. 3億円未満
☐	2. 3～5億円未満
☐	3. 5～10億円未満
☐	4. 10億円以上
☐	5. その他

***問17**

法人全体の経営状況（1つ選択）

※令和3年度の事業活動収支バランス

☐	1. 黒字
☐	2. 赤字
☐	3. プラスマイナスゼロ
☐	4. その他

***問18**

法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）（1つ選択）

☐	1. 30人未満	☐	6. 200-250人未満
☐	2. 30-50人未満	☐	7. 250-300人未満
☐	3. 50-100人未満	☐	8. 300人以上
☐	4. 100-150人未満	☐	9. その他
☐	5. 150-200人未満		

問19

貴施設のサービス活動収益計

※令和3年度実績（年間）

※財務諸表等から転記ください

※わからない場合は空欄としてください（できる限り空欄にならないようお答えください）

円 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

問20

貴施設の総事業費（人件費、委託費、減価償却費等を含む）

※令和3年度実績（年間）

※財務諸表等から転記ください

※わからない場合は空欄としてください（できる限り空欄にならないようお答えください）

円 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

問21

貴施設の人件費

※令和3年度実績（年間）

※財務諸表等から転記ください

※わからない場合は空欄としてください（できる限り空欄にならないようお答えください）

円 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

***問22**

貴施設の経営状況（1つ選択）

※令和3年度の事業活動収支バランス

☐	1. 黒字
☐	2. 赤字
☐	3. プラスマイナスゼロ
☐	4. その他

***問23**

農施設の建物の耐震化の状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 未対応
☐	2. 対応済
☐	3. その他
☐	

***問24**

農施設の建替え・大規模修繕の検討の状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 具体的に時期や規模について検討している
☐	2. 検討しているが、具体的には決めていない
☐	3. すでに対応済
☐	4. 検討していない
☐	5. その他
☐	

[page 8 /26]

***問25**

<問24で「1. 具体的に時期や規模について検討している」「2. 検討しているが、具体的には決めていない」を選択した方のみ回答>

費用の財源についてお答えください（1つ選択）

※「2. 検討しているが、具体的には決めていない」を回答した方は、現時点で想定される財源についてお答えください

☐	1. 施設が全額負担
☐	2. 施設負担と一部自治体の補助金・交付金
☐	3. 施設負担と一部団体等の補助金
☐	4. その他
☐	

***問26**

<問24で「1. 具体的に時期や規模について検討している」「2. 検討しているが、具体的には決めていない」を選択した方のみ回答>

建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況として最もあてはまるものをお答えください（1つ選択）

☐	1. 十分確保できている
☐	2. やや確保できている
☐	3. どちらとも言えない
☐	4. あまり確保できていない
☐	5. 全く確保できていない
☐	6. その他
☐	

***問27**

入所者数（一般入所者数）

※令和4年9月中の1日平均

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

***問28**

<問4で「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>

特定施設入居者生活介護を利用する要介護・要支援の入所者数

※令和4年9月中の1日平均

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

***問29**

貴施設において、所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 十分に情報共有・相談等の連携を行っている
☐	2. 概ね情報共有・相談等の連携を行っている
☐	3. あまり情報共有・相談等の連携を行っていない
☐	4. 情報共有・相談等の連携を行っていない

[page 9 /26]

***問30**

<問29で「1. 十分に情報共有・相談等の連携を行っている」「2. 概ね情報共有・相談等の連携を行っている」「3. あまり情報共有・相談等の連携を行っていない」のいずれかを選択した場合のみ回答>

貴施設において、所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の内容についてお答えください（複数選択可）

☐	1. 施設の経営状況について
☐	2. 施設の空室や入所に係る相談について
☐	3. 施設の周知について
☐	4. 地域における施設の機能・役割について
☐	5. 地域の公益的な取組について
☐	6. その他

***問31**

施設の処遇改善の実施について、所管の自治体と情報共有・相談等を行いましたか（1つ選択）

☐	1. 行った
☐	2. 行っていない

[page 10 /26]

***問32**

<問31で「1. 行った」を選択した場合のみ回答>

施設の処遇改善の実施について、所管の自治体とどのような内容を相談しましたか（複数選択可）

☐	1. 職員の処遇改善のための措置費の引上げの内容について
☐	2. 処遇改善の具体的な実施方法について
☐	3. 処遇改善の実施に係る参考情報について
☐	4. その他

Ⅱ、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、厚生労働省通知と称す）の影響及び貴施設の職員の処遇改善の状況についてお伺いします。

***問33**

貴施設では、令和3年12月24日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていましたか（1つ選択）

☐	1. 行っていた
☐	2. 行っていた（介護報酬分のみ）
☐	3. 行っていない
☐	4. その他

[page 11 / 26]

***問34**

<問33で「1. 行っていた」「2. 行っていた（介護報酬分のみ）」を選択した場合のみ回答>

貴施設では、令和3年12月24日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、どのような処遇改善の取組を行っていましたか（複数選択可）

☐	1. 給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引き上げた
☐	2. 定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施
☐	3. 各種手当の引き上げまたは新設
☐	4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設
☐	5. 給与等の引上げ以外の取組
☐	6. その他

***問35**

厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における養護老人ホームの職員の処遇改善のための措置費の引上げが行われていますか（1つ選択）

※処遇改善分の単価引上げのため、処遇改善以外の費目・加算を減額・廃止している場合には、「2. 引上げが行われている（総額の純増なし）」を選択

☐	1. 引上げが行われている（総額の純増あり）

	→ 引上げ時期：西暦 年 月
☐	2. 引上げが行われている（総額の純増なし）
☐	3. 引上げが行われていない（予定あり）
☐	4. 引上げが行われていない（予定なし）
☐	5. その他
☐	6. わからない

[page 12 /26]

***問36**

<問35で「1. 引上げが行われている（総額の純増あり）」を選択した場合のみ回答>

所管の自治体において、養護老人ホームの職員の処遇改善はどのような形で行われましたか（複数選択可）

☐	1. 一般事務費（人件費及び管理費）の増額
☐	2. 「処遇改善加算」など新たな加算の設定
☐	3. 民間施設給与等改善費の改定
☐	4. その他
☐	5. わからない

***問37**

<問35で「1. 引上げが行われている（総額の純増あり）」を選択した場合のみ回答>

処遇改善のための措置費の引上げによる増収分を職員の給与等の引上げに係る処遇改善に充てていますか（1つ選択）

☐	1. 職員の処遇改善に充てている → 開始時期：西暦 年 月
☐	2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）
☐	3. 職員の処遇改善に充てていない（予定なし）
☐	4. その他

[page 13 /26]

***問38**

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>

職員の給与等の引上げの状況についてお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

☐	1. 給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引き上げた
☐	2. 定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施
☐	3. 各種手当の引き上げまたは新設
☐	4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設

☐	5. その他

[page 14 /26]

***問38-1**

<問34もしくは問38で「4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設」を選択した場合のみ回答>
一時金として対応している場合、一時金の支給時期はいつですか。（複数選択可）

☐	1月	☐	7月
☐	2月	☐	8月
☐	3月	☐	9月
☐	4月	☐	10月
☐	5月	☐	11月
☐	6月	☐	12月

***問39**

貴施設の職員への手当として該当するものをお答えください（複数選択可）

※現在の状況を回答してください

☐	1. 夜勤手当
☐	2. 時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）
☐	3. 家族（扶養）手当
☐	4. 通勤手当・交通費
☐	5. 移動手当
☐	6. 職務手当（役職手当等）
☐	7. 資格手当
☐	8. 研修手当
☐	9. 介護職員処遇改善加算に基づく手当
☐	10. 介護職員等特定処遇改善加算に基づく手当
☐	11. 介護職員処遇改善支援補助金に基づく手当
☐	12. 介護職員等ベースアップ等支援加算に基づく手当
☐	13. 感染症対応に関わる手当
☐	14. 住宅手当
☐	15. その他

[page 15 /26]

***問40**

<問38で「3. 各種手当の引き上げまたは新設」を選択した場合のみ回答>
各種手当の引き上げまたは新設を行ったものについてお答えください（複数選択可）

※今後1年以内に各種手当の引き上げまたは新設を行う予定の場合も、予定の状況と読み替えて回答してください

☐	1. 夜勤手当
☐	2. 時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）
☐	3. 家族（扶養）手当
☐	4. 通勤手当・交通費
☐	5. 移動手当
☐	6. 職務手当（役職手当等）
☐	7. 資格手当
☐	8. 研修手当
☐	9. 介護職員処遇改善加算に基づく手当
☐	10. 介護職員等特定処遇改善加算に基づく手当
☐	11. 介護職員処遇改善支援補助金に基づく手当
☐	12. 介護職員等ベースアップ等支援加算に基づく手当
☐	13. 感染症対応に関わる手当
☐	14. 住宅手当
☐	15. その他

***問41**

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>
今回の処遇改善の対象者についてお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

☐	1. 職員全員を対象
☐	2. 一部の職種を対象
☐	3. 要件を対象
☐	4. 対象については未定

[page 16 /26]

***問42**

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>
今回の処遇改善の対象としている要件をお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

※介護職員処遇改善支援補助金については回答不要です

☐	1. 勤続年数	☐	8. 勤務時間
☐	2. 経験年数	☐	9. 管理職（ユニットリーダーを除く）
☐	3. 資格の保有	☐	10. 管理職以外の者
☐	4. サービス提供責任者	☐	11. 人事評価に基づく
☐	5. 主任介護支援専門員	☐	12. その他
☐	6. 勤務形態（常勤・非常勤）	☐	13. 要件は決まっていない
☐	7. 雇用形態（正規・非正規）		

***問43**

＜問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答＞
今回の処遇改善の対象としている職種をお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えてお答えください
※介護職員処遇改善支援補助金については回答不要です

☐	1. 支援員・介護職員（老人福祉分）	☐	7. 事務員
☐	2. 支援員・介護職員（介護報酬分）	☐	8. 医師
☐	3. 生活相談員	☐	9. 施設長
☐	4. 看護職員	☐	10. その他
☐	5. 栄養士	☐	11. 対象職種は未定
☐	6. 調理員		

[page 17 /26]

問44

＜問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答＞
貴施設における処遇改善の対象職員数（月平均）をお答えください。

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）
※わからない場合は空欄、ない場合は0と記載（できる限り空欄にならないようお答えください）

(0) 全体の対象職員数		人

＜内訳＞

(1) 支援員・介護職員（老人福祉分）		人
(2) 支援員・介護職員（介護報酬分）		人
(3) 生活相談員		人
(4) 看護職員		人
(5) 栄養士		人
(6) 調理員		人
(7) 事務員		人
(8) 医師		人
(9) 施設長		人
(10) その他		人

[page 18 /26]

問45

＜問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答＞
処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額（円単位）を数値（整数）で記載ください。また、職種毎に処遇改善の水準が異なる場合は、該当する職種毎にそれぞれ記載ください。

※月収ではなく処遇改善に係る増額分を回答してください（記載例：9000円/月）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

※介護職員処遇改善支援補助金については回答不要です

※わからない場合は空欄、ない場合は0と記載（できる限り空欄にならないようお答えください）

(0) 対象職員一人当たり	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

※職種毎に異なる場合は、該当する職種毎にそれぞれ記載ください

(1) 支援員・介護職員（老人福祉分）	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(2) 支援員・介護職員（介護報酬分）	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(3) 生活相談員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(4) 看護職員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(5) 栄養士	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(6) 調理員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(7) 事務員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(8) 医師	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(9) 施設長	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(10) その他	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

[page 19 /26]

***問46**

施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）

※令和4年9月時点

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

***問47**

支援員・介護職員の数（常勤換算人数）※老人福祉分

※令和4年9月中の1日平均

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

***問48**

＜問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答＞

介護職員の数（常勤換算人数）※介護報酬分

※令和4年9月中の1日平均

※特定施設において、常勤の職員が、支援員・介護職員（老人福祉分）と介護職員（介護報酬分）を兼務している場合、問47・48共に計上をしてください

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

問49

その他職種別職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）

※令和4年9月中の1日平均

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

1. 生活相談員		人
2. 看護職員		人
3. 栄養士		人
4. 調理員		人
5. 事務員		人
6. 医師		人
7. 施設長		人
8. その他		人

問49 「8. その他」について具体的に入力してください。

***問50**

支援員の数・介護職員の数（常勤の実数）※老人福祉分

※令和4年9月時点

※数字で入力（整数）

人

***問51**

支援員の数・介護職員の数（非常勤の実数）※老人福祉分

※令和4年9月時点

※数字で入力（整数）

人

***問52**

支援員の数・介護職員の数（常勤の実数）※老人福祉分

※令和3年9月時点

※数字で入力（整数）

人

***問53**

支援員の数・介護職員の数（非常勤の実数）※老人福祉分

※令和3年9月時点

※数字で入力（整数）

人

***問54**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>

介護職員の数（常勤の実数）※介護報酬分

※令和4年9月時点

※数字で入力（整数）

人

***問55**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>

介護職員の数（非常勤の実数）※介護報酬分

※令和4年9月時点

※数字で入力（整数）

人

***問56**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>

介護職員の数（常勤の実数）※介護報酬分

※令和3年9月時点

※数字で入力（整数）

人

***問57**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>

介護職員の数（非常勤の実数）※介護報酬分

※令和3年9月時点

※数字で入力（整数）

人

[page 20 /26]

問58

令和3年度の職員の離職率をご記入ください
(離職率 = 1年間の離職者数 ÷ 令和3年度4月の職員数 × 100)

※離職者数は常勤・非常勤を含む実数
※わからない場合は空欄としてください
(できる限り空欄にならないようお答えください)

以下の①②いずれかの方法で回答ください

【①自動計算を行う場合】

・1年間の離職者数		人 ※整数値
・令和3年4月の職員数		人 ※整数値
・離職率 (自動で計算されます)		%

【②直接入力を行う場合】

・離職率		% ※小数点第1位までを数字で入力 (小数点第2位を四捨五入)

[page 21 /26]

問59～64

給与等の引き上げ以外の処遇改善に関して、令和4年2月～令和4年9月までに実施した対応状況についてお答えください。
下表(A)～(T)の項目ごとに、該当する1～6を1つだけ選択。

※必ず全項目についてご記入ください

(注) 従来・・・令和4年1月末以前
今回・・・令和4年2月1日～令和4年9月末
今後・・・1年間を目途

問59

入職促進に向けた取組

***(A)**

法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した (今後充実する予定を含む)
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(B)**

事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(C)**

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(D)**

職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

問60

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

***(E)**

エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(F)**

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

問61

両立支援・多様な働き方の推進

***(G)**

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(H)**

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(I)**

有給休暇が取得しやすい環境の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない

☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

問62

心身の健康管理

***(J)**

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(K)**

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(L)**

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

問63

生産性向上のための業務改善の取組

*(M)

タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の導入による業務量の縮減

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

*(N)

高齢者の活躍（居宅やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

*(O)

5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

*(P)

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし

☐	6. その他

問64

●やりがい・働きがいの醸成

*(Q)

ミーティング等による職場内コミュニケーションの内滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

*(R)

地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

*(S)

入所者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

*(T)

生活支援の好事例や、入所者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない

☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

問65

貴施設における処遇改善の取組として、PRできるもの、または努力しているものがあればお答えください（自由記述）

*問66

<問37で「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」「3. 職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」を選択した場合のみ回答>

職員の処遇改善に充てていない理由（課題）をお答えください（複数選択可）

☐	1. 賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため (※) 賃金改善の仕組みを定める知識・経験を有する職員がいない場合も含む
☐	2. 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため
☐	3. 令和4年8月末までに給与等を引き上げているため
☐	4. 人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため
☐	5. 現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため
☐	6. 経営上の課題があるため
☐	7. 新型コロナウイルス感染症対策にかかる業務を優先したため
☐	8. その他

[page 22 /26]

*問67

<問66で「6. 経営上の課題があるため」を選択した場合のみ回答>

選択した理由としてあてはまるものをお答えください（複数選択可）

☐	1. 建替え・大規模修繕等の費用の支払いのため
☐	2. 借入金の返済のため
☐	3. 新規事業への資金が必要であるため
☐	4. 物価高騰への対応のため
☐	5. その他

*問68

<問37で「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」「3. 職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」を選択した場合

のみ回答>

職員の処遇改善に充てていない課題をどのようにすれば解決できると考えるかお答えください（複数選択可）

☐	1. 自治体に処遇改善の実施について相談ができること
☐	2. 経営に関する外部のアドバイザーを入れること
☐	3. 処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること
☐	4. その他

*問69

貴施設の職員の採用で苦勞している資格についてお答えください（複数選択可）

☐	1. 介護福祉士	☐	7. 社会福祉主事
☐	2. 介護支援専門員	☐	8. 初任者研修修了者
☐	3. 社会福祉士	☐	9. 実務者研修修了者
☐	4. 精神保健福祉士	☐	10. その他
☐	5. 看護師・准看護師	☐	11. 特に苦勞している資格はない
☐	6. 管理栄養士・栄養士		

[page 23 /26]

問70

貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して、下記1～10の内容について、どの程度困っているかお答えください（それぞれあてはまるもの1つ選択）

	1. 全く 困っていない	2. あまり 困っていない	3. まあまあ 困っている	4. とても 困っている
* (1) 介護職員の（慢性的な）不足	☐	☐	☐	☐
* (2) 看護職員の（慢性的な）不足	☐	☐	☐	☐
* (3) 調理職員の（慢性的な）不足	☐	☐	☐	☐
* (4) 若手職員の育成体制が未整備・不十分	☐	☐	☐	☐
* (5) 職員の定着が難しい	☐	☐	☐	☐
* (6) 職員の高齢化の進行	☐	☐	☐	☐
* (7) 経験者の採用が困難	☐	☐	☐	☐
* (8) 中間管理階層が育っていない	☐	☐	☐	☐
* (9) 労働者派遣事業を利用しないとシフトが組めない	☐	☐	☐	☐
* (10) 介護保険法の管轄の施設と比較して有資格者の給与水準が低い	☐	☐	☐	☐

問71

上記以外で職員の確保・定着、育成において特に課題と感ずることがあればお答えください（自由記述）

問72

施設の処遇改善が図られるように、厚生労働省通知が発出されたことに対する貴施設の期待やその他意見があればお答えください（自由記述）

(1) 期待	
(2) その他意見	

[page 24 /26]

Ⅲ.地域共生社会の実現における貴施設の地域への役割・取組についてお伺いします。

***問73**

貴施設にて現在行っている取組についてお伺いします。あてはまるものをお答えください（複数選択可）

【住まいの提供に関する取組】	
☐	1. 低所得高齢者への居住の提供
☐	2. 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
☐	3. 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	4. 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	5. 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援
☐	6. 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入所支援
☐	7. DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）
【生活等の支援に関する取組】	
☐	8. 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
☐	9. 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
☐	10. 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援
☐	11. 困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援
☐	12. 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）
☐	13. 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
☐	14. 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
☐	15. 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
☐	16. 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援

【上記以外】

☐	17. その他
☐	18. 特になし

[page 25 /26]

***問74**

貴施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組についてあてはまるものをお答えください（上位3つを選択）

【住まいの提供に関する取組】

☐	1. 低所得高齢者への居住の提供
☐	2. 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
☐	3. 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	4. 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	5. 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援
☐	6. 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入所支援
☐	7. DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）

【生活等の支援に関する取組】

☐	8. 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
☐	9. 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
☐	10. 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援
☐	11. 困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援
☐	12. 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）
☐	13. 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
☐	14. 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
☐	15. 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
☐	16. 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援

【上記以外】

☐	17. その他
☐	18. 特になし

***問75**

複雑・多様化している地域ニーズに対応し、自らの存在意義を発信していくために、貴施設もしくは法人全体として現在行っている「地域における公益的な取組*」についてお答えください（複数選択可）

*社会福祉法第24条において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されています。

地域における公益的な取組：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/dl/05-01.pdf

☐	1. 地域の要支援者に対する相談支援
☐	2. 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

☐	3. 地域の要支援者に対する権利擁護支援
☐	4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
☐	5. 既存事業の利用料の減額・免除
☐	6. 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
☐	7. 地域住民に対する福祉教育
☐	8. 地域関係者とのネットワークづくり
☐	9. その他
☐	10. 現在行っている取組はない

***問76**

貴施設が地域や入所者に対して現在行っている取組についてお伺いします。あてはまるものをお答えください。（複数選択可）

【地域に認知してもらうための取組】	
☐	1. 見学を積極的に受け入れる
☐	2. 町内会や老人会等と定期的に交流する
☐	3. 地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る
☐	4. 社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る
☐	5. 施設内に、地域の方が立ち寄りやすい場所、開放スペースを設ける
☐	6. 入所者による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する
☐	7. 職員による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する
【入所者のニーズに対応するための取組】	
☐	8. 入所者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する
☐	9. 就労したい入所者には、就労できるよう支援する
☐	10. 外国籍の方、海外にルーツのある方を受け入れることができるようにする
☐	11. 入所者の死後、葬式や埋葬等の支援を行う
【上記以外】	
☐	12. その他
☐	13. 特になし

***問77**

処遇改善*を契機に貴施設が地域や入所者に対して今後力を入れたいと考える取組についてお答えください（複数選択可）

* ここでいう処遇改善は、給与等の引上げ以外の処遇改善の取組も含む

【地域に認知してもらうための取組】	
☐	1. 見学を積極的に受け入れる
☐	2. 町内会や老人会等と定期的に交流する
☐	3. 地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る
☐	4. 社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る
☐	5. 施設内に、地域の方が立ち寄りやすい場所、開放スペースを設ける
☐	6. 入所者による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する

☐	7. 職員による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する
【入所者のニーズに対応するための取組】	
☐	8. 入所者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する
☐	9. 就労したい入所者には、就労できるよう支援する
☐	10. 外国籍の方、海外にルーツのある方を受け入れることができるようにする
☐	11. 入所者の死後、葬式や埋葬等の支援を行う
【上記以外】	
☐	12. その他
☐	13. 特になし

IV. 貴施設の今後の方向性についてお伺いします。

*問78

今回の処遇改善の動向を受けて、今後の貴施設の事業展開の方針についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 事業を継続したい（現状を維持）
☐	2. 事業を継続したい（拡充を視野に入れている）
☐	3. 事業を継続したい（縮小を視野に入れている）
☐	4. 将来的に閉園したい
☐	5. その他

[page 26 /26]

V. 貴施設の職員の給与等の状況についてお伺いします。

<補助シート（Excel調査）回答のお願い>

以降は、調査の特性上、Web画面ではなく、施設の皆さまに補助シート（Excel調査票）を用いて職員の給与等の状況をお伺いします。

これまで介護保険サービスの施設・事業所においては、介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）を通じて職員の給与等の実態が把握されていたものの、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の給与等については、調査対象ではないことから実態が明らかになっていませんでした。

このため、本調査は、養護老人ホーム・軽費老人ホームに勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的としています。

本調査は、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を踏まえ、施設が持続可能な経営を行うために必要な施策等を検討するための大変重要な調査となります。ご回答のご協力をお願いいたします。

【回答・提出方法】

①回答方法：補助シート（Excel調査票）をダウンロード

・Web画面の「ダウンロード」をクリックしていただくと、補助シート（Excel調査票）のダウンロードが開始され、お使いのパソコンのダウンロード用のフォルダにファイルが保存されます。

【注】Edgeをお使いの場合】

補助シート（Excel調査票）が表示されます。画面の上段に表示される「ファイルをダウンロード」をクリックしていただくと、パソコンのダウンロードフォルダに補助シートがダウンロードされます。

・ダウンロードした補助シート（Excel調査票）を開いていただき、調査票の案内に従い、回答をお願いいたします。

（チェック事項）

☐ Excel調査票への回答後、ファイルは上書き保存をするようお願いいたします。

[ダウンロード](#)

[ダウンロード](#) 【特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設用】

②提出方法：補助シート（Excel調査票）の提出（Web画面へのアップロード）

・Web画面の「**ファイルを選択**」ボタンをクリックしていただき、回答済みの補助シート（Excelファイル）を選んで、「**アップロード**」ボタンを押してください。

（チェック事項）

☐ パスワード設定せずにそのままアップロードしてください。パスワードが設定されている場合は解除をお願いいたします。
☐ 拡張子「xlsx,xls」のみファイルのみアップロードが可能です。zipファイルなど圧縮されている場合は、アップロードができません。

☐ ファイルのアップロードは Chrome、Edge、Firefox、Safariから行っていただけますようお願いいたします。

（インターネットエクスプローラー【IE】はサービス終了に伴いアップロードできませんのでご注意ください。）

※ アップロードができない場合は、お問合せ先までメール（yougokeihi2022@enqs.jp）にてファイルをお送りいただけますようお願いいたします。

ファイルを選択 選択されていません

アップロード

アンケート調査にご協力いただきありがとうございます。
調査項目は以上で終了です。

最後に入力漏れがないかどうかの確認をしていただき、



をクリックしてください。

【施設票（軽費老人ホーム）】

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業

「*」は必須回答です

[page 1 / 26]

軽費老人ホーム調査票

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいては、多様化、複雑化する地域福祉のニーズの受け皿として地域共生社会の実現に向けた更なる役割の発揮が期待されているところです。こうした中、令和3年12月24日、厚生労働省より、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員に必要な処遇改善が図られるように、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、厚生労働省通知と称す）が発出されました。

本アンケート調査では、厚生労働省通知を踏まえた施設における影響として①養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける職員の処遇改善の実施状況等の実態、②施設に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的としています。また、本アンケート調査は、**昨今の新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を踏まえ、施設が持続可能な経営を行うために必要な施策等を検討するための大変重要な調査となります。**

つきましては、ご多用の折、大変恐縮ではございますが、本アンケート調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<ご回答にあたっての確認事項>

- ・本アンケートの設問は、Ⅰ～Ⅴの大項目に分かれています。調査の特性上、**項目Ⅰ～ⅣまでWeb画面で回答いただき、項目ⅤではExcelの補助シートをダウンロードの上回答いただきます。**詳細はWeb画面にてご案内いたします。
- ・本アンケートは、貴施設の管理者の方、もしくは、本調査内容に回答可能な方がご記入ください。
- ・本アンケートは特に断りがない限り、**令和4年9月1日時点**の状況をお答えください。
- ・数値回答は、全体の集計にかかわりますため、設問に従い正確な数値をご記入いただきますようご協力をお願いいたします。
- ・アンケートに回答いただいた施設の中からヒアリングをお願いする場合がございます。その際はご協力をお願いいたします。

<用語の使用について>

- ・「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）について「厚生労働省通知」と称しています。

<個人情報の取り扱いについて>

- ・調査にご回答いただく前に、「個人情報の取扱いについて」をお読みいただき、内容について同意いただいた後に調査のご回答をお願いいたします。調査にご回答いただいた場合は、個人情報の取り扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

<回答時の注意事項>

1. ブラウザの戻るボタンは**利用できません**。画面の上下にある  をクリックしてください。
2. 画面を開いてから、**20分以上経過**すると、タイムアウトが発生し、**回答結果を失ってしまう**場合がございます。回答に時間がかかる場合や、長時間離席をされる場合は、「一時保存し終了する」ボタンを押して一時保存していただきますようお願いいたします。

3. 回答を再開する場合は、ご案内のURLから「ID」「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。中断したところから再度回答ができます。

お問い合わせ先

「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方調査」事務局
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 先端技術戦略ユニット
Mail: yougokeihi2022@engs.jp Tel: 03-5213-4262 (平日10:00~16:00)
担当者: 保坂、川北、池永、大塚

個人情報の取り扱いについて

1. 事業者の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
2. 個人情報保護管理責任者
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 コーポレート統括本部長
3. 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、以下の目的で利用いたします。
 - ・ 回答いただいた内容の確認
 - ・ ヒアリング調査の依頼をする際のご連絡
4. 個人情報の第三者提供について
取得した個人情報は、法令等による場合を除いて第三者に提供することはありません。
5. 個人情報の取扱いの委託について
サービスの円滑な運営を行うため、「3. 個人情報の利用目的」で定める利用目的の範囲にて、取得した個人情報の全部または一部を委託することがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりお客様の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。
6. 開示対象個人情報の開示等およびお問い合わせ窓口について
ご本人からの求めにより、当社が保有する開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」といいます。）に応じます。開示等に応ずる窓口は、個人情報を直接ご提示いただいたサービス等の受付窓口になります。
7. 個人情報の安全管理措置について
取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
8. 個人情報保護方針
当社のホームページの個人情報保護方針をご覧ください。
掲載先: <https://www.nttdata-strategy.com/information/policy.html>
9. 当社の個人情報の取り扱いに関する苦情、相談等のお問い合わせ先
個人情報の取り扱いに関する苦情等については、以下の本調査問い合わせ窓口までご連絡ください。
株式会社NTTデータ経営研究所 先端技術戦略ユニット
担当: 川北、池永、大塚
E-mail: yougokeihi2022@engs.jp

[page 2 / 26]

ご回答者様についてお伺いします。

*

氏名		
* 役職		
* 電話番号		入力例) 03-1234-5678
* E-mail		(半角英数字)
* E-mail (恐れ入りますが確認のため、 もう一度、ご入力をお願いいたします。)		(半角英数字)

I.基本情報

貴施設についてお伺いします。(令和4年9月1日現在)

*問1

施設名

*問2

定員数

 人

*問3

施設種別 (1つ選択)

☐	1. 軽費老人ホームA型
☐	2. 軽費老人ホームB型
☐	3. ケアハウス単独型
☐	4. 特養併設ケアハウス (定員20人未満)
☐	5. 特養併設ケアハウス (定員20人以上)
☐	6. その他併設ケアハウス (特別養護老人ホーム以外の施設、地域密着型、居宅系サービス)
☐	7. 都市型軽費老人ホーム

*問4

特定施設入居者生活介護の事業所指定の有無 (1つ選択)

☐	1. 指定なし
☐	2. 指定を受けている (一般型)
☐	3. 指定を受けている (外部サービス型)

[page 3 /26]

*問5

<問4で「2. 指定を受けている (一般型)」「3. 指定を受けている (外部サービス型)」を選択した場合 (特定施設入居者生活介護の指定がある場合) のみ回答>
介護職員処遇改善加算の届出状況についてお答えください (1つ選択)

☐	1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
☐	2. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
☐	3. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
☐	4. 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
☐	5. 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
☐	6. 届出は行っていない（届出予定）
☐	7. 届出は行っていない（届出予定はない）

[page 4 /26]

***問6**

<問5で「1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「2. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」「3. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」を選択した場合のみ回答>

介護職員等特定処遇改善加算の届出状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
☐	2. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
☐	3. 届出は行っていない（届出予定）
☐	4. 届出は行っていない（届出予定はない）

***問7**

施設が所在する都道府県（1つ選択）

☐	北海道	☐	東京都	☐	滋賀県	☐	香川県
☐	青森県	☐	神奈川県	☐	京都府	☐	愛媛県
☐	岩手県	☐	新潟県	☐	大阪府	☐	高知県
☐	宮城県	☐	富山県	☐	兵庫県	☐	福岡県
☐	秋田県	☐	石川県	☐	奈良県	☐	佐賀県
☐	山形県	☐	福井県	☐	和歌山県	☐	長崎県
☐	福島県	☐	山梨県	☐	鳥取県	☐	熊本県
☐	茨城県	☐	長野県	☐	島根県	☐	大分県
☐	栃木県	☐	岐阜県	☐	岡山県	☐	宮崎県
☐	群馬県	☐	静岡県	☐	広島県	☐	鹿児島県
☐	埼玉県	☐	愛知県	☐	山口県	☐	沖縄県
☐	千葉県	☐	三重県	☐	徳島県		

[page 5 /26]

***問8**

施設が所在する指定都市または中核市（所管の自治体）

☐	札幌市 (011002)	☐	紋別市 (012190)
☐	函館市 (012025)	☐	士別市 (012203)
☐	小樽市 (012033)	☐	名寄市 (012211)
☐		☐	

☐ 日南市 (452041)	☐ えびの市 (452092)
☐ 小林市 (452050)	

問8は問7で選択された都道府県内の
市・区が表示されます。

***問8**

施設が所在する指定都市または中核市（所管の自治体）

☐ 鹿児島市 (462012)	☐ 曾於市 (462179)
☐ 鹿屋市 (462039)	☐ 霧島市 (462187)
☐ 枕崎市 (462047)	☐ いちき串木野市 (462195)
☐ 阿久根市 (462063)	☐ 南さつま市 (462209)
☐ 出水市 (462080)	☐ 志布志市 (462217)
☐ 指宿市 (462101)	☐ 奄美市 (462225)
☐ 西之表市 (462136)	☐ 南九州市 (462233)
☐ 垂水市 (462144)	☐ 伊佐市 (462241)
☐ 薩摩川内市 (462152)	☐ 姶良市 (462250)
☐ 日置市 (462161)	

***問8**

施設が所在する指定都市または中核市（所管の自治体）

☐ 那覇市 (472018)	☐ 沖縄市 (472115)
☐ 宜野湾市 (472051)	☐ 豊見城市 (472123)
☐ 石垣市 (472077)	☐ うるま市 (472131)
☐ 浦添市 (472085)	☐ 宮古島市 (472140)
☐ 名護市 (472093)	☐ 南城市 (472158)
☐ 糸満市 (472107)	

***問9**

施設開設年（1つ選択）

☐ 1. 2018～2022年
☐ 2. 2013～2017年
☐ 3. 2008～2012年
☐ 4. 2003～2007年
☐ 5. 2002年以前

***問10**

設置主体（1つ選択）

☐ 1. 社会福祉法人
☐ 2. 地方公共団体（広域連合含む）
☐ 3. その他

***問11**
運営主体（1つ選択）

☐	1. 社会福祉法人（設置主体と同じ）
☐	2. 社会福祉法人（設置主体より受託・指定管理）
☐	3. 地方公共団体（広域連合含む）
☐	4. その他

***問12**
法人が運営する軽費老人ホーム以外の事業（1つ選択）

☐	1. あり
☐	2. なし

[page 6 / 26]

***問13**
<問12で「1. あり」を選択した場合のみ回答>
法人が運営する事業（複数選択可）

☐	1. 老人福祉事業	☐	6. 障害福祉サービス等事業
☐	2. 介護保険事業	☐	7. 生活保護事業
☐	3. 児童福祉事業	☐	8. 医療事業
☐	4. 保育事業	☐	9. その他
☐	5. 就労支援事業		

***問14**
併設している施設・事業所（複数選択可）

☐	1. なし
☐	2. 特別養護老人ホーム
☐	3. 養護老人ホーム
☐	4. 介護老人保健施設
☐	5. 病院・診療所
☐	6. 認知症対応型共同生活介護
☐	7. 介護医療院
☐	8. 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅
☐	9. 訪問介護事業所
☐	10. 訪問看護事業所

☐	11. 通所事業所（デイ、リハビリ、認知症対応型通所介護を含む）
☐	12. 小規模多機能型居宅介護
☐	13. 居宅介護支援事業所
☐	14. 地域包括支援センター
☐	15. 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
☐	16. その他

[page 7 / 26]

***問15**

<問14で「1. なし」以外を選択した場合のみ回答>

貴法人では、令和3年12月24日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、軽費老人ホームの給与等に係る処遇改善がないことを理由に、法人内の他の施設・事業所の職員から異動を敬遠されたことがありますか（1つ選択）

☐	1. ある
☐	2. ない
☐	3. その他

***問16**

法人全体のサービス活動収益計（1つ選択）

※令和3年度実績（年間）

☐	1. 3億円未満
☐	2. 3～5億円未満
☐	3. 5～10億円未満
☐	4. 10億円以上
☐	5. その他

***問17**

法人全体の経営状況（1つ選択）

※令和3年度の事業活動収支バランス

☐	1. 黒字
☐	2. 赤字
☐	3. プラスマイナスゼロ
☐	4. その他

***問18**

法人全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算にて回答）（1つ選択）

☐	1. 30人未満	☐	6. 200-250人未満
☐	2. 30-50人未満	☐	7. 250-300人未満
☐	3. 50-100人未満	☐	8. 300人以上
☐	4. 100-150人未満	☐	9. その他
☐	5. 150-200人未満		

問19

貴施設のサービス活動収益計

※令和3年度実績（年間）

※財務諸表等から転記ください

※わからない場合は空欄としてください（できる限り空欄にならないようお答えください）

円 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

問20

貴施設の総事業費（人件費、委託費、減価償却費等を含む）

※令和3年度実績（年間）

※財務諸表等から転記ください

※わからない場合は空欄としてください（できる限り空欄にならないようお答えください）

円 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

問21

貴施設の人件費

※令和3年度実績（年間）

※財務諸表等から転記ください

※わからない場合は空欄としてください（できる限り空欄にならないようお答えください）

円 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

*問22

貴施設の経営状況（1つ選択）

※令和3年度の事業活動収支バランス

☐	1. 黒字
☐	2. 赤字
☐	3. プラスマイナスゼロ
☐	4. その他

*問23

貴施設の建物の耐震化の状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 未対応

☐	2. 対応済
☐	3. その他
☐	

***問24**

費施設の建替え・大規模修繕の検討の状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 具体的に時期や規模について検討している
☐	2. 検討しているが、具体的には決めていない
☐	3. すでに対応済
☐	4. 検討していない
☐	5. その他
☐	

[page 8 /26]

***問25**

<問24で「1. 具体的に時期や規模について検討している」「2. 検討しているが、具体的には決めていない」を選択した方のみ回答>

費用の財源についてお答えください（1つ選択）

※「2. 検討しているが、具体的にはきめていない」を回答した方は、現時点で想定される財源についてお答えください

☐	1. 施設が全額負担
☐	2. 施設負担と一部自治体の補助金・交付金
☐	3. 施設負担と一部団体等の補助金
☐	4. その他
☐	

***問26**

<問24で「1. 具体的に時期や規模について検討している」「2. 検討しているが、具体的には決めていない」を選択した方のみ回答>

建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況として最もあてはまるものをお答えください（1つ選択）

☐	1. 十分確保できている
☐	2. やや確保できている
☐	3. どちらとも言えない
☐	4. あまり確保できていない
☐	5. 全く確保できていない
☐	6. その他
☐	

***問27**

入居者数（一般入居者数）

※令和4年9月中の1日平均
※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

***問28**

<問4で「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>

特定施設入居者生活介護を利用する要介護・要支援の入居者数

※令和4年9月中の1日平均
※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

***問29**

貴施設において、所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の連携状況についてお答えください（1つ選択）

☐	1. 十分に情報共有・相談等の連携を行っている
☐	2. 概ね情報共有・相談等の連携を行っている
☐	3. あまり情報共有・相談等の連携を行っていない
☐	4. 情報共有・相談等の連携を行っていない

[page 9 /26]

***問30**

<問29で「1. 十分に情報共有・相談等の連携を行っている」「2. 概ね情報共有・相談等の連携を行っている」「3. あまり情報共有・相談等の連携を行っていない」のいずれかを選択した場合のみ回答>

貴施設において、所管の自治体との日頃の情報共有・相談等の内容についてお答えください（複数選択可）

☐	1. 施設の経営状況について
☐	2. 施設の空室や入居に係る相談について
☐	3. 施設の周知について
☐	4. 地域における施設の機能・役割について
☐	5. 地域の公益的な取組について
☐	6. その他
☐	

***問31**

施設の処遇改善の実施について、所管の自治体と情報共有・相談等を行いましたか（1つ選択）

☐	1. 行った
☐	2. 行っていない

[page 10 /26]

***問32**

<問31で「1. 行った」を選択した場合のみ回答>

施設の処遇改善の実施について、所管の自治体とどのような内容を相談しましたか（複数選択可）

☐	1. 職員の処遇改善のための事務費の引上げの内容について
☐	2. 処遇改善の具体的な実施方法について
☐	3. 処遇改善の実施に係る参考情報について
☐	4. その他

Ⅱ.「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、厚生労働省通知と称す）の影響及び貴施設の職員の処遇改善の状況についてお伺いします。

***問33**

貴施設では、令和3年12月24日以前（厚生労働省通知の発出以前）より、定期的に処遇改善の取組を行っていましたか（1つ選択）

☐	1. 行っていた
☐	2. 行っていた（介護報酬分のみ）
☐	3. 行っていない
☐	4. その他

[page 11 / 26]

***問34**

<問33で「1. 行っていた」「2. 行っていた（介護報酬分のみ）」を選択した場合のみ回答>

貴施設では、令和3年12月24日以前（厚生労働省通知の発出以前）に、どのような処遇改善の取組を行っていましたか（複数選択可）

☐	1. 給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引き上げた
☐	2. 定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施
☐	3. 各種手当の引き上げまたは新設
☐	4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設
☐	5. 給与等の引上げ以外の取組
☐	6. その他

***問35**

厚生労働省通知の発出を受けて、所管の自治体における軽費老人ホームの職員の処遇改善のための事務費の引上げが行われていますか（1つ選択）

※処遇改善分の単価引上げのため、処遇改善以外の費目・加算を減額・廃止している場合には、「2. 引上げが行われている（総額の純増なし）」を選択

☐	1. 引上げが行われている（総額の純増あり） → 引上げ時期：西暦 年 月
☐	2. 引上げが行われている（総額の純増なし）
☐	

☐	3. 上げが行われていない（予定あり）
☐	4. 上げが行われていない（予定なし）
☐	5. その他
☐	6. わからない

[page 12 /26]

***問36**

<問35で「1. 上げが行われている（総額の純増あり）」を選択した場合のみ回答>

所管の自治体において、軽費老人ホームの職員の処遇改善はどのような形で行われましたか（複数選択可）

☐	1. サービスの提供に要する基本額（サービス提供費）の増額
☐	2. 「処遇改善加算」など新たな加算の設定
☐	3. 民間施設給与等改善費の改定
☐	4. その他
☐	5. わからない

***問37**

<問35で「1. 上げが行われている（総額の純増あり）」を選択した場合のみ回答>

処遇改善のための事務費の上げによる増収分を職員の給与等の上げに係る処遇改善に充てていますか（1つ選択）

☐	1. 職員の処遇改善に充てている → 開始時期：西暦 年 月
☐	2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）
☐	3. 職員の処遇改善に充てていない（予定なし）
☐	4. その他

[page 13 /26]

***問38**

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>

職員の給与等の上げの状況についてお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

☐	1. 給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引き上げた
☐	2. 定期昇給（毎年一定の時期に施設の昇給制度に従って行われる昇給）を実施
☐	3. 各種手当の引き上げまたは新設
☐	4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設
☐	5. その他

***問38-1**

<問34もしくは問38で「4. 賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設」を選択した場合のみ回答>
一時金として対応している場合、一時金の支給時期はいつですか。（複数選択可）

☐ 1月	☐ 7月
☐ 2月	☐ 8月
☐ 3月	☐ 9月
☐ 4月	☐ 10月
☐ 5月	☐ 11月
☐ 6月	☐ 12月

***問39**

貴施設の職員への手当として該当するものをお答えください（複数選択可）

※現在の状況を回答してください

☐	1. 夜勤手当
☐	2. 時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）
☐	3. 家族（扶養）手当
☐	4. 通勤手当・交通費
☐	5. 移動手当
☐	6. 職務手当（役職手当等）
☐	7. 資格手当
☐	8. 研修手当
☐	9. 介護職員処遇改善加算に基づく手当
☐	10. 介護職員等特定処遇改善加算に基づく手当
☐	11. 介護職員処遇改善支援補助金に基づく手当
☐	12. 介護職員等ベースアップ等支援加算に基づく手当
☐	13. 感染症対応に関わる手当
☐	14. 住宅手当
☐	15. その他

***問40**

<問38で「3. 各種手当の引き上げまたは新設」を選択した場合のみ回答>
各種手当の引き上げまたは新設を行ったものについてお答えください（複数選択可）

※今後1年以内に各種手当の引き上げまたは新設を行う予定の場合も、予定の状況と読み替えて回答してください

☐	1. 夜勤手当
☐	2. 時間外手当（早朝・深夜・休日手当等）
☐	3. 家族（扶養）手当
☐	4. 通勤手当・交通費

☐	5. 移動手当
☐	6. 職務手当（役職手当等）
☐	7. 資格手当
☐	8. 研修手当
☐	9. 介護職員処遇改善加算に基づく手当
☐	10. 介護職員等特定処遇改善加算に基づく手当
☐	11. 介護職員処遇改善支援補助金に基づく手当
☐	12. 介護職員等ベースアップ等支援加算に基づく手当
☐	13. 感染症対応に関わる手当
☐	14. 住宅手当
☐	15. その他
☐	

***問41**

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>
今回の処遇改善の対象者についてお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

☐	1. 職員全員を対象
☐	2. 一部の職種を対象
☐	3. 要件を対象
☐	4. 対象については未定

[page 16 /26]

***問42**

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>
今回の処遇改善の対象としている要件をお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

※介護職員処遇改善支援補助金については回答不要です

☐	1. 勤続年数	☐	8. 勤務時間
☐	2. 経験年数	☐	9. 管理職（ユニットリーダーを除く）
☐	3. 資格の保有	☐	10. 管理職以外の者
☐	4. サービス提供責任者	☐	11. 人事評価に基づく
☐	5. 主任介護支援専門員	☐	12. その他
☐	6. 勤務形態（常勤・非常勤）	☐	
☐	7. 雇用形態（正規・非正規）	☐	13. 要件は決まっていない

***問43**

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>
今回の処遇改善の対象としている職種をお答えください（複数選択可）

※予定の場合は予定の状況と読み替えてお答えください
 ※介護職員処遇改善支援補助金については回答不要です

☐	1. 介護職員（老人福祉分）	☐	7. 事務員
☐	2. 介護職員（介護報酬分）	☐	8. 医師
☐	3. 生活相談員	☐	9. 施設長
☐	4. 看護職員	☐	10. その他
☐	5. 栄養士	☐	11. 対象職種は未定
☐	6. 調理員		

[page 17 /26]

問44

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>
 貴施設における処遇改善の対象職員数（月平均）をお答えください。

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

※わからない場合は空欄、ない場合は0と記載（できる限り空欄にならないようお答えください）

(0) 全体の対象職員数		人

<内訳>

(1) 介護職員（老人福祉分）		人
(2) 介護職員（介護報酬分）		人
(3) 生活相談員		人
(4) 看護職員		人
(5) 栄養士		人
(6) 調理員		人
(7) 事務員		人
(8) 医師		人
(9) 施設長		人
(10) その他		人

[page 18 /26]

問45

<問37で「1. 職員の処遇改善に充てている」「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」を選択した場合のみ回答>
 処遇改善の水準について、職員一人当たりの平均月額（円単位）を数値（整数）で記載ください。また、職種毎に処遇改善の水準が

異なる場合は、該当する職種毎にそれぞれ記載ください。

※月収ではなく処遇改善に係る増額分を回答してください（記載例：9000円/月）

※予定の場合は予定の状況と読み替えて回答してください

※介護職員処遇改善支援補助金については回答不要です

※わからない場合は空欄、ない場合は0と記載（できる限り空欄にならないようお答えください）

(0) 対象職員一人当たり	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

※職種毎に異なる場合は、該当する職種毎にそれぞれ記載ください

(1) 介護職員（老人福祉分）	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(2) 介護職員（介護報酬分）	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(3) 生活相談員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(4) 看護職員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(5) 栄養士	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(6) 調理員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(7) 事務員	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(8) 医師	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(9) 施設長	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。
(10) その他	月額平均		円/人 ※数値を入力すると、確認用の金額が表示されます。

[page 19 / 26]

***問46**

施設全体の職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）

※令和4年9月時点

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

	人

***問47**

介護職員の数（常勤換算人数）※老人福祉分

※令和4年9月中の1日平均

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

	人

***問48**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>

介護職員の数（常勤換算人数）※介護報酬分

※令和4年9月中の1日平均

※特定施設において、常勤の職員が、支援員・介護職員（老人福祉分）と介護職員（介護報酬分）を兼務している場合、問47・48共に計上をしてください

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

人

問49

その他職種別職員数（正規・非正規雇用者のみ、派遣・業務委託を除く。常勤換算人数）

※令和4年9月中の1日平均

※小数点第1位までを数字で入力（小数点第2位を四捨五入）

1. 生活相談員		人
2. 看護職員		人
3. 栄養士		人
4. 調理員		人
5. 事務員		人
6. 医師		人
7. 施設長		人
8. その他		人

問49 「8. その他」について具体的に入力してください。

*問50

介護職員の数（常勤の実数）※老人福祉分

※令和4年9月時点

※数字で入力（整数）

人

*問51

介護職員の数（非常勤の実数）※老人福祉分

※令和4年9月時点

※数字で入力（整数）

人

*問52

介護職員の数（常勤の実数）※老人福祉分

※令和3年9月時点
※数字で入力（整数）

人

***問53**

介護職員の数（非常勤の実数）※老人福祉分

※令和3年9月時点
※数字で入力（整数）

人

***問54**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>
介護職員の数（常勤の実数）※介護報酬分

※令和4年9月時点
※数字で入力（整数）

人

***問55**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>
介護職員の数（非常勤の実数）※介護報酬分

※令和4年9月時点
※数字で入力（整数）

人

***問56**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>
介護職員の数（常勤の実数）※介護報酬分

※令和3年9月時点
※数字で入力（整数）

人

***問57**

<問4にて「2. 指定を受けている（一般型）」「3. 指定を受けている（外部サービス型）」を選択した場合（特定施設入居者生活介護の指定がある場合）のみ回答>
介護職員の数（非常勤の実数）※介護報酬分

※令和3年9月時点
※数字で入力（整数）

人

問58

令和3年度の職員の離職率をご記入ください
 (離職率=1年間の離職者数÷令和3年度4月の職員数×100)

※離職者数は常勤・非常勤を含む実数
 ※わからない場合は空欄としてください
 (できる限り空欄にならないようお答えください)

以下の①②いずれかの方法で回答ください

【①自動計算を行う場合】

・1年間の離職者数		人 ※整数値
・令和3年4月の職員数		人 ※整数値
・離職率 (自動で計算されます)		%

【②直接入力を行う場合】

・離職率		% ※小数点第1位までを数字で入力 (小数点第2位を四捨五入)

問59～64

給与等の引き上げ以外の処遇改善に関して、令和4年2月～令和4年9月までに実施した対応状況についてお答えください。
 下表(A)～(T)の項目ごとに、該当する1～6を1つだけ選択。

※必ず全項目についてご記入ください

(注) 従来・・・令和4年1月末以前
 今回・・・令和4年2月1日～令和4年9月末
 今後・・・1年間を目途

問59

入職促進に向けた取組

*(A)

法人や事業所の経営理念や生活支援の方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した (今後充実する予定を含む)
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

*(B)

事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した (今後充実する予定を含む)

☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(C)**

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(D)**

職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

問60

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

***(E)**

エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(F)**

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

問61

両立支援・多様な働き方の推進

***(G)**

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(H)**

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(I)**

有給休暇が取得しやすい環境の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし

☐	6. その他

問62

心身の健康管理

***(J)**

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(K)**

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

***(L)**

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

問63

生産性向上のための業務改善の取組

***(M)**

タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の導入による業務量の縮減

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(N)**

高齢者の活躍（居宅やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた生活支援業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(O)**

5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

***(P)**

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

問64

●やりがい・働きがいの醸成

*(Q)

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や生活支援内容の改善

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

*(R)

地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

*(S)

入居者本位の生活支援方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他
☐	

*(T)

生活支援の好事例や、入居者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

☐	1. 従来より実施しており、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）
☐	2. 従来より実施しており、今回内容等を変更していない
☐	3. 従来実施していなかったが、今回新たに実施した
☐	4. 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定
☐	5. 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
☐	6. その他

問65

貴施設における処遇改善の取組として、PRできるもの、または努力しているものがあればお答えください（自由記述）

***問66**

<問37で「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」「3. 職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」を選択した場合のみ回答>

職員の処遇改善に充てていない理由（課題）をお答えください（複数選択可）

☐	1. 賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため （※）賃金改善の仕組みを定める知識・経験を有する職員がいない場合も含む	
☐	2. 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	
☐	3. 令和4年8月末までに給与等を引き上げているため	
☐	4. 人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため	
☐	5. 現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため	
☐	6. 経営上の課題があるため	
☐	7. 新型コロナウイルス感染症対策にかかる業務を優先したため	
☐	8. その他 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td></td></tr></table>	

[page 22 /26]

***問67**

<問66で「6. 経営上の課題があるため」を選択した場合のみ回答>

選択した理由としてあてはまるものをお答えください（複数選択可）

☐	1. 建替え・大規模修繕等の費用の支払いのため	
☐	2. 借入金の返済のため	
☐	3. 新規事業への資金が必要であるため	
☐	4. 物価高騰への対応のため	
☐	5. その他 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td></td></tr></table>	

***問68**

<問37で「2. 職員の処遇改善に充てていない（予定あり）」「3. 職員の処遇改善に充てていない（予定なし）」を選択した場合のみ回答>

職員の処遇改善に充てていない課題をどのようにすれば解決できると考えるかお答えください（複数選択可）

☐	1. 自治体に処遇改善の実施について相談ができること
☐	2. 経営に関する外部のアドバイザーを入れること

☐	3. 処遇改善をすでに行っている施設の取組事例等の参考情報を得ること
☐	4. その他
☐	

***問69**

貴施設の職員の採用で苦労している資格についてお答えください（複数選択可）

☐	1. 介護福祉士	☐	7. 社会福祉主事
☐	2. 介護支援専門員	☐	8. 初任者研修修了者
☐	3. 社会福祉士	☐	9. 実務者研修修了者
☐	4. 精神保健福祉士	☐	10. その他
☐	5. 看護師・准看護師	☐	
☐	6. 管理栄養士・栄養士	☐	11. 特に苦労している資格はない

[page 23 /26]

問70

貴施設の職員の確保や育成、定着の課題に関して、下記1～10の内容について、どの程度困っているかお答えください（それぞれあてはまるもの1つ選択）

	1. 全く 困っていない	2. あまり 困っていない	3. まあまあ 困っている	4. とても 困っている
* (1) 介護職員の（慢性的な）不足	☐	☐	☐	☐
* (2) 看護職員の（慢性的な）不足	☐	☐	☐	☐
* (3) 調理職員の（慢性的な）不足	☐	☐	☐	☐
* (4) 若手職員の育成体制が未整備・不十分	☐	☐	☐	☐
* (5) 職員の定着が難しい	☐	☐	☐	☐
* (6) 職員の高齢化の進行	☐	☐	☐	☐
* (7) 経験者の採用が困難	☐	☐	☐	☐
* (8) 中間管理階層が育っていない	☐	☐	☐	☐
* (9) 労働者派遣事業を利用しないとシフトが組めない	☐	☐	☐	☐
* (10) 介護保険法の管轄の施設と比較して有資格者の給与水準が低い	☐	☐	☐	☐

問71

上記以外で職員の確保・定着、育成において特に課題と感ずることがあればお答えください（自由記述）

問72
施設の処遇改善が図られるように、厚生労働省通知が発出されたことに対する貴施設の期待やその他意見があればお答えください
(自由記述)

(1) 期待	
(2) その他意見	

[page 24 /26]

Ⅲ.地域共生社会の実現における貴施設の地域への役割・取組についてお伺いします。

***問73**
貴施設にて現在行っている取組についてお伺いします。あてはまるものをお答えください(複数選択可)

【住まいの提供に関する取組】	
☐	1. 低所得高齢者への居住の提供
☐	2. 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
☐	3. 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	4. 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	5. 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入居支援
☐	6. 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入居支援
☐	7. DVや虐待被害を受けた高齢者の保護(シェルター)
【生活等の支援に関する取組】	
☐	8. 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
☐	9. 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
☐	10. 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援
☐	11. 困難な生活課題(精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等)を抱える高齢者への入居等の支援
☐	12. 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援(居住支援法人との連携等)
☐	13. 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
☐	14. 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
☐	15. 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
☐	16. 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援
【上記以外】	
☐	17. その他

☐	18. 特になし

[page 25 /26]

***問74**

貴施設にて現在行っていないものの、政府が目指している地域共生社会の中で今後地域のニーズを踏まえて実施した方が良いと考える取組についてあてはまるものをお答えください（上位3つを選択）

【住まいの提供に関する取組】	
☐	1. 低所得高齢者への居住の提供
☐	2. 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供
☐	3. 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	4. 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供
☐	5. 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入居支援
☐	6. 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入居支援
☐	7. DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）
【生活等の支援に関する取組】	
☐	8. 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用
☐	9. 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援
☐	10. 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入居等の支援
☐	11. 困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入居等の支援
☐	12. 在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）
☐	13. 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画
☐	14. 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動
☐	15. 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援
☐	16. 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援
【上記以外】	
☐	17. その他
☐	18. 特になし

***問75**

複雑・多様化している地域ニーズに対応し、自らの存在意義を発信していくために、貴施設もしくは法人全体として現在行っている「地域における公益的な取組*」についてお答えください（複数選択可）

*社会福祉法第24条において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されています。

地域における公益的な取組：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/dl/05-01.pdf

☐	1. 地域の要支援者に対する相談支援
☐	2. 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
☐	3. 地域の要支援者に対する権利擁護支援
☐	

☐	4. 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
☐	5. 既存事業の利用料の減額・免除
☐	6. 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
☐	7. 地域住民に対する福祉教育
☐	8. 地域関係者とのネットワークづくり
☐	9. その他
☐	10. 現在行っている取組はない

***図76**

貴施設が地域や入居者に対して現在行っている取組についてお伺いします。あてはまるものをお答えください。（複数選択可）

【地域に認知してもらうための取組】	
☐	1. 見学を積極的に受け入れる
☐	2. 町内会や老人会等と定期的に交流する
☐	3. 地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る
☐	4. 社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る
☐	5. 施設内に、地域の方が立ち寄りやすい場所、開放スペースを設ける
☐	6. 入居者による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する
☐	7. 職員による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する
【入居者のニーズに対応するための取組】	
☐	8. 入居者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する
☐	9. 就労したい入居者には、就労できるよう支援する
☐	10. 外国籍の方、海外にルーツのある方を受け入れることができるようにする
☐	11. 入居者の死後、葬式や埋葬等の支援を行う
【上記以外】	
☐	12. その他
☐	13. 特になし

***図77**

処遇改善*を契機に貴施設が地域や入居者に対して今後力を入れたいと考える取組についてお答えください（複数選択可）

*ここでいう処遇改善は、給与等の引上げ以外の処遇改善の取組も含む

【地域に認知してもらうための取組】	
☐	1. 見学を積極的に受け入れる
☐	2. 町内会や老人会等と定期的に交流する
☐	3. 地域のお祭りやイベント等を通して、施設を知ってもらう機会を作る
☐	4. 社会福祉協議会や地域包括支援センター等の担当者と定期的に意見交換する場を作る
☐	5. 施設内に、地域の方が立ち寄りやすい場所、開放スペースを設ける
☐	6. 入居者による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する
☐	7. 職員による地域活動（自治会組織への参画、地域の清掃活動、ボランティア活動等）を積極的に支援する

【入居者のニーズに対応するための取組】

- ☐ 8. 入居者が元気で長く住み続けられるよう、介護予防のプログラム等を用意する
- ☐ 9. 就労したい入居者には、就労できるよう支援する
- ☐ 10. 外国籍の方、海外にルーツのある方を受け入れることができるようにする
- ☐ 11. 入居者の死後、葬式や埋葬等の支援を行う

【上記以外】

☐ 12. その他

☐ 13. 特になし

IV. 貴施設の今後の方向性についてお伺いします。

***図78**

今回の処遇改善の動向を受けて、今後の貴施設の事業展開の方針についてお答えください（1つ選択）

- ☐ 1. 事業を継続したい（現状を維持）
- ☐ 2. 事業を継続したい（拡充を視野に入れている）
- ☐ 3. 事業を継続したい（縮小を視野に入れている）
- ☐ 4. 将来的に閉園したい
- ☐ 5. その他

[page 26 / 26]

V. 貴施設の職員の給与等の状況についてお伺いします。

<補助シート（Excel調査）回答のお願い>

以降は、調査の特性上、Web画面ではなく、施設の皆さまに補助シート（Excel調査票）を用いて職員の給与等の状況をお伺いします。

これまで介護保険サービスの施設・事業所においては、介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）を通じて職員の給与等の実態が把握されていたものの、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の給与等については、調査対象ではないことから実態が明らかになっていませんでした。

このため、本調査は、養護老人ホーム・軽費老人ホームに勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的としています。

本調査は、**昨今の新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を踏まえ、施設が持続可能な経営を行うために必要な施策等を検討するための大変重要な調査となります。**ご回答のご協力をお願いいたします。

【回答・提出方法】

①回答方法：補助シート（Excel調査票）をダウンロード

・Web画面の「ダウンロード」をクリックしていただくと、補助シート（Excel調査票）のダウンロードが開始され、お使いのパソコンのダウンロード用のフォルダにファイルが保存されます。

【注】Edgeをお使いの場合】

補助シート（Excel調査票）が表示されます。画面の上段に表示される「ファイルをダウンロード」をクリックしていただくと、パソコンのダウンロードフォルダに補助シートがダウンロードされます。

・ダウンロードした補助シート（Excel調査票）を開いていただき、調査票の案内に従い、回答をお願いいたします。

【特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設用】

※以下の【調査対象者について】【注意事項】を必ずご確認の上、回答してください。

【調査対象者について】（養護老人ホームのみご確認ください）

- ・養護老人ホームについては、令和3年度と4年度ともに常勤として在籍しているすべての支援員または介護職員を対象者としてお答えください。
 - ・調査対象者が10人を超える場合*は、対象者を選定し、10人までを記載ください。
- ※例えば令和3年には在籍をしておらず、令和4年より施設に在籍している方は対象外としてください。
- また、同一人物において、令和3年に非常勤だった者が令和4年に常勤となった場合等、勤務形態が年度によって異なる場合も対象外としてください。

＜対象者の選定について　＊調査対象者が10人を超える場合にご確認ください＞

- ・調査対象となる職員を選定する際は、施設の平均的な給与水準と考えられる常勤の支援員または介護職員を職員名簿や給与簿等からお選びください。
- ※極端に給与が高い職員、低い職員に偏った選定とならないようにご注意ください

【調査対象者について】（軽費老人ホームの方のみご確認ください）

- ・軽費老人ホームについては、令和3年度と4年度ともに常勤として在籍しているすべての介護職員を対象者としてお答えください。
- ・調査対象者が10人を超える場合*は、対象者を選定し、10人までを記載ください。

※例えば令和3年には在籍をしておらず、令和4年より施設に在籍している方は対象外としてください。

また、同一人物において、令和3年に非常勤だった者が令和4年に常勤となった場合等、勤務形態が年度によって異なる場合も対象外としてください。

＜対象者の選定について　＊調査対象者が10人を超える場合にご確認ください＞

- ・調査対象となる職員を選定する際は、施設の平均的な給与水準と考えられる常勤の介護職員を職員名簿や給与簿等からお選びください。
- ※極端に給与が高い職員、低い職員に偏った選定とならないようにご注意ください

【注意事項】（施設共通）

貴施設の全ての常勤の支援員または介護職員について、黄色の枠に記載してください。

- ※1 常勤職員である支援員または介護職員のみを記載してください（※軽費老人ホームは介護職員のみ）。
- 常勤職員とは、当該施設における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする）に達している者を言う。

- ※2 9月分として支給された手当を記入してください。（ただし、運動手当を4月に6か月分まとめて支払っている場合等については、6で割った額を記入してください）いわゆる手取り額ではなく、税込み額。

- ※3 前年4月1日から9月30日までに支給された一時金（賞与・その他の臨時支給分）の合計額を記入してください。
- 従業員の勤務開始日が前年の10月1日以降の場合は、勤務開始日から今年9月30日までに支給した額を記入してください。税込み額。

施設名	
氏名	
所在地	

[illegible]

【特定施設として指定されていない施設用】

※以下の【調査対象者について】【注意事項】を必ずご確認の上、回答してください。

【調査対象者について】（養護老人ホームの方のみご確認ください）

・養護老人ホームについては、令和3年度と4年度ともに常勤として在籍しているすべての支援員または介護職員を対象者としてお答えください。

・調査対象者が10人を超える場合*は、対象者を選定し、10人までを記載ください。

※例えば令和3年には在籍をしておらず、令和4年より施設に在籍している方は対象外としてください。

また、同一人物において、令和3年に非常勤だった者が令和4年に常勤となった場合等、勤務形態が年度によって異なる場合も対象外としてください。

＜対象者の選定について　* 調査対象者が10人を超える場合にご確認ください＞

・調査対象となる職員を選定する際は、施設の平均的な給与水準と考えられる常勤の支援員または介護職員を職員名簿や給与簿等からお選びください。

※極端に給与が高い職員、低い職員に偏った選定とならないようにご注意ください

【調査対象者について】（軽費老人ホームの方のみご確認ください）

・軽費老人ホームについては、令和3年度と4年度ともに常勤として在籍しているすべての介護職員を対象者としてお答えください。

・調査対象者が10人を超える場合*は、対象者を選定し、10人までを記載ください。

※例えば令和3年には在籍をしておらず、令和4年より施設に在籍している方は対象外としてください。

また、同一人物において、令和3年に非常勤だった者が令和4年に常勤となった場合等、勤務形態が年度によって異なる場合も対象外としてください。

＜対象者の選定について　* 調査対象者が10人を超える場合にご確認ください＞

・調査対象となる職員を選定する際は、施設の平均的な給与水準と考えられる常勤の介護職員を職員名簿や給与簿等からお選びください。

※極端に給与が高い職員、低い職員に偏った選定とならないようにご注意ください

【注意事項】（施設共通）

貴施設の全ての常勤の支援員または介護職員について、黄色の枠に記載してください。

※1 常勤職員である支援員または介護職員のみを記載してください（※軽費老人ホームは介護職員のみ）。

常勤職員とは、当該施設における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする）に達している者を言う。

※2 9月分として支給された手当を記入してください。（ただし、通勤手当を4月に6か月分まとめて支払っている場合等については、6で割った額を記入してください） いわゆる手取り額ではなく、税込み額。

※3 前年4月1日から9月30日までに支給された一時金（賞与・その他の臨時支給分）の合計額を記入してください。

従業員の勤務開始日が前年の10月1日以降の場合は、勤務開始日から今年9月30日までに支給した額を記入してください。税込み額。

施設名	
氏名	
所在地	

【施設票（補助シート：特定無）】

常勤職員	保有資格			勤務開始日			年度	基本給 (A)	手当 (B)	一時金 (C)	計算	
	1つ目	2つ目	3つ目	西暦(年)	月	日					(C) ÷ 6月 (D) 【自動計算・ 入力不要】	月収 (A+B+D) 【自動計算・ 入力不要】
職員番号 (※1)	※人事・給与・処遇を決めるにあたって、貴施設で把握されている資格について記入してください。 ※保有資格が複数ある場合は主なもの を3つまで選択してください。			貴事業所にて勤務を開始した年月日を記入してください。なお、当該事業所に以前に同一法人の経営する事業所等に勤務していた場合は、そこでの勤務開始年月日を記入してください。				9月分として 支給された基本給 (月額)	9月分として 支給された手当 (月額)	前年4月1日から9月30日までの半年間に支給された一時金(償与・その他の臨時支給分)の合計額 (※3)	(C) ÷ 6月 (D) 【自動計算・ 入力不要】	月収 (A+B+D) 【自動計算・ 入力不要】
	0. 資格なし 1. 介護福祉士 2. 介護支援専門員 3. 社会福祉士 4. 精神保健福祉士 5. 看護師・准看護師 6. 社会福祉士 7. 初任者研修修了者 8. 実務者研修修了者 9. その他			※記録がない等で勤務開始日が不明な場合は、勤務年数を参考に勤務開始年月までで働いませんで記入をしてください。				※年俸の方は、1ヶ月分に相当する額を記入してください。	※手当は、夜勤手当、時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当・交通費、移動手当、職務手当(役職手当等)、資格手当 研修手当、介護職員処遇改善に係る手当、介護職員等へスワップ等支援加算に基づく手当、感染症対応に關わる手当等の総額			
例	0			2008	6	15	令和4年度 令和3年度	300,000 250,000	30,000 40,000	500,000 400,000	83,333 66,667	413,333 356,667
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0
							令和3年度			0	0	0
							令和4年度			0	0	0